

(西条市の防災対策の合言葉)

死ぬな！逃げろ！助けろ！

# 西条市地域防災計画

## 資 料 編

(令和6年 1 月作成)

西 条 市 防 災 会 議



## &lt;目次&gt;

## 資料編

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| <目次> .....                                        | 1  |
| 1 防災関係機関等 .....                                   | 1  |
| 1-1 西条市防災会議条例 .....                               | 1  |
| 1-2 西条市防災会議の権限に属する事項のうち市長が処理できる委任事項について .....     | 2  |
| 1-3 西条市防災会議委員名簿 .....                             | 3  |
| 1-4 西条市災害対策本部条例 .....                             | 4  |
| 1-5 愛媛県防災対策基本条例 .....                             | 5  |
| 1-6 西条市災害対策本部組織図（災害時・平常時） .....                   | 11 |
| 1-7 災害対策本部配備基準 .....                              | 19 |
| 1-8 災害対策本部動員体制 .....                              | 19 |
| 1-9 災害対策本部の腕章及び標旗 .....                           | 22 |
| 1-10 職員及び消防団員の招集体制 .....                          | 23 |
| 1-11 避難指示等の実施責任者及び実施内容一覧 .....                    | 24 |
| 1-12 警戒区域の設定権者一覧 .....                            | 25 |
| 1-13 防災関係機関連絡先一覧 .....                            | 26 |
| 1-14 自衛隊要求連絡先窓口 .....                             | 29 |
| 1-15 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先 .....                  | 29 |
| 1-16 緊急運航連絡系統図 .....                              | 30 |
| 1-17 海上保安庁の連絡先 .....                              | 31 |
| 1-18 東予地区排出油等防除協議会会則 .....                        | 32 |
| 1-19 応援協定締結状況（令和5年12月31日現在） .....                 | 36 |
| 1-20 愛媛県建設業協会西条支部事業者一覧 .....                      | 42 |
| 1-21 指定給水装置工事事業者一覧 .....                          | 45 |
| 1-22 下水道排水設備指定工事店一覧 .....                         | 46 |
| 1-23 一般廃棄物処理業許可業者一覧 .....                         | 49 |
| 1-24 し尿処理施設 .....                                 | 49 |
| 1-25 ごみ処理施設 .....                                 | 49 |
| 1-26 L P ガス販売業者一覧 .....                           | 50 |
| 1-27 災害対策用機械事務所別配置表（国土交通省） .....                  | 51 |
| 1-28 災害対策用機械の自治体等支援における出動手続フロー .....              | 51 |
| 1-29 特別警報・警報・注意報の発表基準 .....                       | 52 |
| 1-30 気象等特別警報・警報・注意報の伝達系統 .....                    | 55 |
| 1-31 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の種類と内容 ..... | 56 |
| 1-32 震度観測地点一覧表 .....                              | 65 |
| 1-33 警戒レベルと住民等のとるべき行動について .....                   | 66 |
| 2 救援施設関係 .....                                    | 67 |

|                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 2-1 指定緊急避難場所一覧.....                 | 67  |
| 2-2 指定避難所一覧.....                    | 72  |
| 2-3 津波避難ビル一覧.....                   | 78  |
| 2-4 福祉避難所一覧.....                    | 79  |
| 2-5 救援物資集積所.....                    | 80  |
| 2-6 愛媛県広域防災拠点.....                  | 80  |
| 2-7 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧 ..... | 81  |
| 2-8 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達経路 .....    | 85  |
| 2-9 避難路一覧.....                      | 86  |
| 2-10 公用車両一覧.....                    | 89  |
| 2-11 備蓄品一覧.....                     | 92  |
| 2-12 手押しポンプ（防災井戸）設置箇所一覧 .....       | 94  |
| 2-13 かまどベンチ設置箇所一覧 .....             | 95  |
| 2-14 地震対応型キーボックス設置箇所一覧 .....        | 95  |
| 2-15 マンホール対応型トイレ（汚水桝等）設置箇所一覧 .....  | 95  |
| 2-16 医療機関一覧.....                    | 96  |
| 2-17 飛行場外離着陸場一覧.....                | 98  |
| 2-18 ドクターヘリランデブーポイント .....          | 98  |
| 3 通信・輸送関係.....                      | 101 |
| 3-1 災害時優先電話一覧.....                  | 101 |
| 3-2 特設公衆電話（事前設置）設置箇所一覧 .....        | 104 |
| 3-3 衛星携帯電話を利用した孤立地区対策連絡網 .....      | 106 |
| 3-4 市移動系防災行政無線一覧 .....              | 107 |
| 3-5 市同報系防災行政無線.....                 | 107 |
| 3-6 市同報系防災行政無線 屋外拡声子局設置箇所一覧 .....   | 107 |
| 3-7 市同報系防災行政無線 戸別受信機設置箇所一覧 .....    | 109 |
| 3-8 I P 告知端末設置箇所一覧 .....            | 114 |
| 3-9 河川監視カメラ設置箇所一覧 .....             | 118 |
| 3-10 有線電気通信法に基づく共聴設備一覧 .....        | 119 |
| 3-11 災害時の情報通報系統図 .....              | 120 |
| 3-12 通報連絡系統.....                    | 121 |
| 3-13 緊急輸送道路一覧.....                  | 122 |
| 3-14 交通規制実施責任者及び実施範囲一覧 .....        | 124 |
| 3-15 緊急時の交通規制内容一覧 .....             | 124 |
| 3-16 標章及び証明書.....                   | 125 |
| 3-17 安全・安心情報お届けメール .....            | 126 |
| 3-18 アプリ「防災情報さいじょう」 .....           | 126 |
| 4 消 防 関 係.....                      | 127 |
| 4-1 西条市消防本部の組織.....                 | 127 |
| 4-2 西条市消防団の組織.....                  | 128 |
| 4-3 消防庁の報告先.....                    | 129 |



|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| 4-4 消防力の現況.....                          | 130 |
| 4-5 消防水利の現況.....                         | 133 |
| 4-6 危険物施設の現況.....                        | 133 |
| 5 水防関係.....                              | 134 |
| 5-1 水防資材一覧.....                          | 134 |
| 5-2 重要水防区域一覧.....                        | 137 |
| 5-3 ポンプ場・排水機場一覧.....                     | 139 |
| 5-4 水位観測所一覧.....                         | 139 |
| 5-5 危機管理型水位計設置箇所一覧 .....                 | 140 |
| 5-6 量水標設置箇所一覧.....                       | 140 |
| 5-7 雨量計設置箇所一覧.....                       | 141 |
| 6 災害危険箇所 .....                           | 142 |
| 6-1 地すべり防止区域指定箇所一覧 .....                 | 142 |
| 6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧 .....                   | 143 |
| 6-3 土石流危険渓流(Ⅰ)一覧.....                    | 144 |
| 6-4 地すべり危険箇所一覧.....                      | 147 |
| 6-5 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)一覧 .....                | 148 |
| 6-6 崩壊土砂流出危険地区一覧 .....                   | 150 |
| 6-7 山腹崩壊危険地区一覧.....                      | 154 |
| 6-8 地すべり危険地区一覧.....                      | 158 |
| 6-9 ため池(防災重点農業用ため池) 一覧 .....             | 159 |
| 6-10 土砂災害警戒区域等集計表 .....                  | 163 |
| 6-11 土砂災害警戒区域等一覧 .....                   | 163 |
| 6-12 土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧 .....          | 173 |
| 6-13 土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統 ..... | 174 |
| 6-14 本市における浸水想定区域等の指定状況 .....            | 175 |
| 6-15 浸水想定区域の指定が予定される市内河川一覧 .....         | 175 |
| 6-16 ため池ハザードマップ(令和4年度公表)掲載ため池一覧 .....    | 176 |
| 7 自主防災組織・防災士等関係 .....                    | 179 |
| 7-1 自主防災会規約(案) .....                     | 179 |
| 7-2 連合自主防災組織結成状況及び地区防災計画策定状況一覧 .....     | 180 |
| 7-3 防災西条ネットワーク規約 .....                   | 181 |
| 8 協定等 .....                              | 183 |
| 8-1 西条市緊急消防援助隊等受援計画 .....                | 183 |
| 8-2 愛媛県消防広域相互応援協定書 .....                 | 191 |
| 8-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 .....         | 194 |
| 8-4 東予広域消防相互応援協定書 .....                  | 196 |
| 8-5 愛媛県消防団広域相互応援協定書 .....                | 198 |
| 8-6 災害時の医療救護に関する協定((社)愛媛県医師会) .....      | 201 |
| 8-7 災害時の医療救護に関する協定((社)愛媛県歯科医師会) .....    | 203 |
| 8-8 災害時の医療救護に関する協定((社)愛媛県薬剤師会) .....     | 205 |

|                                                                |     |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| 8-9 災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県看護協会）                                 | 207 |
| 8-10 災害時相互応援協定書（伊勢市）                                           | 209 |
| 8-11 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）                   | 210 |
| 8-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（アサヒ飲料（株）四国支社）                        | 211 |
| 8-13 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書（西条市管工事協同組合・東予・周桑管工事業協同組合） | 212 |
| 8-14 災害時における応急対策業務に関する協定（（社）愛媛県建設業協会西条支部）                      | 214 |
| 8-15 災害救援ボランティアセンター設置及び運営に関する協定（西条市社会福祉協議会）                    | 216 |
| 8-16 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定（アサヒビール（株）四国工場・アサヒ飲料（株）四国支社）        | 218 |
| 8-17 災害時における救援物資提供に関する協定（イー・ドリンコ（株）西条営業所）                      | 221 |
| 8-18 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（ダイキ（株））                            | 222 |
| 8-19 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（（株）フジ）                             | 224 |
| 8-20 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（西条市農業協同組合）                      | 226 |
| 8-21 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（周桑農業協同組合）                       | 229 |
| 8-22 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）                  | 232 |
| 8-23 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条西警察署）                        | 236 |
| 8-24 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定（（社）愛媛県エルピーガス協会西条支部・周桑支部）    | 238 |
| 8-25 災害時における石油類燃料の供給に関する協定（愛媛県石油商業組合西条支部・周桑支部）                 | 242 |
| 8-26 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条警察署）                         | 246 |
| 8-27 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定（日野興業（株）松山営業所）                      | 248 |
| 8-28 災害時における情報交換及び支援に関する協定（国土交通省四国地方整備局）                       | 250 |
| 8-29 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会）            | 251 |
| 8-30 災害時等における相互応援に関する協定（福島県相馬市）                                | 254 |
| 8-31 災害時等における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ）                        | 256 |
| 8-32 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定（愛媛県土地家屋調査士会）                       | 259 |
| 8-33 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社ハローズ）                              | 260 |
| 8-34 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（株式会社ダイキアキス）                        | 264 |
| 8-35 災害時の物資等の輸送に関する協定（新居浜・西条地区トラック協会西条支部）                      | 267 |
| 8-36 災害時における緊急放送・通信に関する協定（株式会社ハートネットワーク）                       | 268 |
| 8-37 災害時等における医薬品等の供給協力等に関する協定（株式会社大屋）                          | 270 |
| 8-38 災害時の協力に関する協定（四国電力株式会社）                                    | 273 |
| 8-39 災害時における物資供給協力に関する協定（愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合）           | 276 |
| 8-40 災害時における農業用水供給の協力に関する協定（道前平野土地改良区）                         | 280 |
| 8-41 災害時における飲料水の提供に関する協定（株式会社伊藤園）                              | 281 |

|                                                        |     |
|--------------------------------------------------------|-----|
| 8-42 災害時等における上下水道施設等の応急復旧等に関する協定（四国積水工業株式会社）           | 282 |
| 8-43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）                  | 283 |
| 8-44 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）                     | 287 |
| 8-45 災害時における応急対策業務に関する協定（愛媛東予クレーン協同組合）                 | 288 |
| 8-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人あおい会）             | 289 |
| 8-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人いしづち会）            | 291 |
| 8-48 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会）  | 293 |
| 8-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人回生会）              | 296 |
| 8-50 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人亀天会）              | 298 |
| 8-51 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人光明会）              | 300 |
| 8-52 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人潤和会）              | 302 |
| 8-53 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人聖風会）              | 304 |
| 8-54 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人丹原福祉会）            | 306 |
| 8-55 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人同心会）              | 308 |
| 8-56 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人白鳥会）              | 310 |
| 8-57 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人愛寿会）                | 312 |
| 8-58 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人弘仁会）                | 314 |
| 8-59 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人倬清会）                | 316 |
| 8-60 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人北辰会）                | 318 |
| 8-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人社団門の内会）             | 320 |
| 8-62 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会医療法人社団更生会）            | 322 |
| 8-63 災害時等における物資の供給協力に関する協定（株式会社ジェイコム）                  | 324 |
| 8-64 災害時等の協力に関する協定（休暇村瀬戸内東予、今治市）                       | 327 |
| 8-65 災害発生時における西条市と西条市内郵便局の協力に関する協定（西条市内郵便局）            | 328 |
| 8-66 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（石鎚環境協同組合）               | 333 |
| 8-67 新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定（新潟市）                 | 335 |
| 8-68 災害時等における応急対策活動に関する協定（西条石材組合）                      | 340 |
| 8-69 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（愛媛県及び県内市町）                 | 342 |
| 8-70 災害時等における業務協力に関する協定（有限会社濱名自販）                      | 345 |
| 8-71 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県行政書士会）                      | 348 |
| 8-72 G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定（国土交通省四国地方整備局） | 350 |
| 8-73 災害時における施設利用に関する協定（檜垣産業株式会社）                       | 352 |
| 8-74 西条市における災害対応措置に関する協定                               | 356 |
| 8-75 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定                      | 357 |
| 8-76 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）                         | 360 |
| 8-77 大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定（東予広域生コンクリート協同組合）         | 361 |
| 8-78 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定（今治市）                      | 363 |

|                                                                       |     |
|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| 8-79 西条市・日本下水道事業団災害支援協定                                               | 364 |
| 8-80 西条市・株式会社フソウ災害支援協定                                                | 367 |
| 8-81 西条市・新明和工業株式会社災害支援協定                                              | 369 |
| 8-82 西条市・株式会社荏原製作所災害支援協定                                              | 371 |
| 8-83 災害時における復旧支援協力に関する協定                                              | 373 |
| 8-84 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定                                        | 375 |
| 8-85 災害時の動物救護活動に関する協定                                                 | 378 |
| 8-86 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（西条清掃協同組合）                              | 380 |
| 8-87 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有限会社 あさひ）                              | 382 |
| 8-88 災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定（株式会社アクティオ四国支店）                         | 384 |
| 8-89 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社クールトレード）                                  | 388 |
| 8-90 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定（一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛県支部・一般社団法人 日本石材産業協会） | 392 |
| 8-91 災害時における応急対策業務に関する協定（西条造園事業組合）                                    | 394 |
| 8-92 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定（株式会社西条ドライビングスクール）                    | 402 |
| 8-93 災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定（愛媛総合警備保障㈱）             | 404 |
| 8-94 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（㈱デベロッパ）                                 | 410 |
| 8-95 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（三協フロンテア㈱）                               | 412 |
| 8-96 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定（松山市）                                       | 416 |
| 8-97 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社アイ・エス・アイ）                            | 419 |
| 8-98 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社福祉サポート広栄）                            | 424 |
| 8-99 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護タクシー いぶき）                              | 429 |
| 8-100 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（渡部タクシー 株式会社）                            | 434 |
| 8-101 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社みらい）                                | 439 |
| 8-102 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護・ケアタクシーマリン）                           | 444 |
| 8-103 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社東豫タクシー）                             | 449 |
| 8-104 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（ときわタクシー株式会社 三芳営業所）                      | 454 |
| 8-105 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社ネオメイト ライフサポートみのり）                   | 459 |
| 8-106 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護福祉タクシーいまい）                            | 464 |
| 8-107 災害時における電動車両等の支援に関する協定（西日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）               | 469 |
| 8-108 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便株式会社）                             | 472 |
| 8-109 災害時の協力に関する協定（一般財団法人四国電気保安協会）                                    | 475 |
| 8-110 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（周桑農業協同組合）                             | 478 |
| 8-111 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（えひめ未来農業協同組合）                          | 481 |
| 8-112 西条市と今治海上保安部との包括連携協定（今治海上保安部）                                    | 484 |

|                                                                      |     |
|----------------------------------------------------------------------|-----|
| 8-113 災害時等における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）                                | 486 |
| 8-114 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（シンフォニアテクノロジー株式会社）                        | 493 |
| 8-115 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（安川オートメーション・ドライブ株式会社）                     | 495 |
| 8-116 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（愛媛県電気工事工業組合西条支部西条電気工事協同組合及び愛媛県電気工事工業組合） | 497 |
| 9 津波避難ビル関係                                                           | 501 |
| 9-1 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（株式会社マルイ）                      | 501 |
| 9-2 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（西条商工会議所）                      | 505 |
| 9-3 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（今治互助センター株式会社）                 | 507 |
| 9-4 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書（立正佼成会）                        | 509 |
| 9-5 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社スーパーホテル）                        | 511 |
| 9-6 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（有限会社モリ）                             | 513 |
| 9-7 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社アメイズ）                           | 515 |
| 10 様式                                                                | 517 |
| 10-1 災害情報報告様式                                                        | 517 |
| 10-2 災害情報受発信記録表                                                      | 526 |
| 10-3 情報受付（処理）票                                                       | 528 |
| 10-4 被災者調査表                                                          | 529 |
| 10-5 職員参集表                                                           | 530 |
| 10-6 災害対策従事者名簿                                                       | 531 |
| 10-7 災害対策活動実施状況報告書                                                   | 532 |
| 10-8 避難所収容記録簿                                                        | 533 |
| 10-9 避難の状況                                                           | 534 |
| 10-10 避難・救護所開設の状況                                                    | 535 |
| 10-11 自衛隊派遣要請依頼様式                                                    | 536 |
| 10-12 自衛隊撤収要請依頼様式                                                    | 538 |
| 10-13 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書                                              | 540 |
| 11 その他                                                               | 542 |
| 11-1 過去の災害履歴                                                         | 542 |
| 11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間                                            | 547 |
| 11-3 災害の被害認定基準                                                       | 551 |
| 11-4 被災者生活再建支援法の概要                                                   | 554 |
| 11-5 指定文化財一覧                                                         | 556 |



# 1 防災関係機関等

## 1-1 西条市防災会議条例

平成16年11月1日  
条 例 第 15 号  
改正 平成24年9月28日条例第15号  
改正 平成26年3月26日条例第 3号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、西条市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西条市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平24条例15・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 第5項第7号及び第8号の委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例15・一部改正)(平26条例3・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、第1条の規定による改正後の西条市防災会議条例第3条第5項第8号に 規定する委員として、最初に委嘱された者の任期は、改正後の西条市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成24年10月31日までとする。

附 則(平成26年3月26日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、第1条の規定による改正後の西条市防災会議条例第3条第5項第7号及び第8号に規定する委員として、最初に委嘱された者の任期は、改正後の西条市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成26年10月31日までとする。

## 1-2 西条市防災会議の権限に属する事項のうち市長が処理できる委任事項について

（平成22年12月21日）  
（第1回防災会議）

西条市防災会議条例第5条の規定により、次の事項は、市長において処理することができる。

- 1 西条市防災会議が作成又は修正する市地域防災計画の協議について、輕易なる内容の一部修正に関すること。
- 2 市災害対策本部を設置する場合、市防災会議の意見を徴する事項に関すること。



## 1-3 西条市防災会議委員名簿

西条市防災会議会長 西条市長

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

| 条例区分             | 所属機関名                         | 職名            | 委嘱期間               |
|------------------|-------------------------------|---------------|--------------------|
| 指定地方行政機関職員       | 今治海上保安部                       | 部長            | 左の職の間              |
|                  | 西条国道維持出張所                     | 出張所長          | 左の職の間              |
| 県職員              | 県地方局                          | 地域産業振興部       | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 健康福祉環境部       | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 建設部長          | 左の職の間              |
| 県警察官             | 西条警察署                         | 署長            | 左の職の間              |
|                  | 西条西警察署                        | 署長            | 左の職の間              |
| 市職員              | 西条市                           | 副市長           | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 経営戦略部長        | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 総務部長          | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 財務部長          | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 福祉部長          | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | こども健康部長       | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 市民生活部長        | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 環境部長          | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 産業経済部長        | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 農林水産部長        | 左の職の間              |
|                  | 〃                             | 建設部長          | 左の職の間              |
| 教育長              | 教育委員会                         | 教育長           | 左の職の間              |
| 消防長              | 消防本部                          | 消防長           | 左の職の間              |
| 消防団長             | 消防団                           | 団長            | 左の職の間              |
| 指定公共機関           | JR伊予西条駅                       | 駅長            | R7. 3. 31まで (2年間)  |
|                  | 西日本電信電話株式会社<br>四国支店 設備部 災害対策室 | 室長            | R7. 3. 31 まで (2年間) |
|                  | 四国電力送配電(株)                    | 西条事業所長        | R7. 3. 31 まで (2年間) |
|                  | 電源開発(株)                       | 西日本支店四国情報通信所長 | R7. 3. 31 まで (2年間) |
|                  | 日本郵便(株)                       | 西条郵便局長        | R7. 3. 31 まで (2年間) |
| 指定地方公共機関         | (一社)西条市医師会                    | 副会長           | R7. 3. 31 まで (2年間) |
| 自主防災組織構成者又は学識経験者 | 防災西条ネットワーク                    | 会長            | R7. 3. 31 まで (2年間) |
|                  | ひうち立地企業連絡協議会                  | 会長            | R7. 3. 31 まで (2年間) |
|                  | フジボウ愛媛株式会社壬生川工場               | 工場長           | R7. 3. 31 まで (2年間) |
|                  | 西条市連合婦人会                      | 会長            | R7. 3. 31 まで (2年間) |
|                  | 西条市消防団女性部                     | 部長            | R7. 3. 31 まで (2年間) |

## 1-4 西条市災害対策本部条例

平成16年11月1日

条 例 第 16 号

改正平成24年9月28日条例第15号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、西条市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例15・一部改正)

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 愛媛県防災対策基本条例

平成 16 年に愛媛県を襲った一連の台風は、26 名の尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらしたことは、県民の記憶に深く刻まれている。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、想定を超える巨大な地震と津波により我が国に甚大な被害をもたらしたばかりでなく、福島第一原子力発電所の事故を引き起こし、私たちは、災害の脅威をあらためて思い知らされたところである。

こうしたことから、近い将来、発生が危惧されている南海トラフを震源とする地震をはじめ、津波災害、土砂災害、原子力災害などの様々な災害から、県民の生命、身体及び財産を守るためには、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町が、平素から最悪の事態を想定し、万全の対策を講ずることの重要性を認識した上で、より一層、防災対策を推進し、地域防災力を向上させることが必要である。

これまで、県及び市町では、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、防災対策を講じてきたところであるが、被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とした防災対策を進めるためには、年齢、性別、障害の有無その他支援を要する者の事情に配慮しつつ、行政による防災対策の充実はもとより、県民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠である。

ここに、私たちは、県を挙げて防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活することができる地域社会を築くため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、並びに県民、自主防災組織、事業者、県及び市町の責務を明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策その他の防災対策の基本となる役割を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進して地域防災力を強化し、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害をいう。

(2) 防災 法第2条第2号に規定する防災をいう。

(3) 防災対策 防災のために行う対策をいう。

(4) 地域防災力 地域における防災の能力をいう。

(5) 自主防災組織 住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。

(6) 要配慮者 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者その他の特に配慮を要する者をいう。

(7) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの安全は自らで守る自助を実践した上で、地域において互いに助け合う互助に努めるとともに、県及び市町がこれらを補完しつつ公助を行うことを基本として実施されなければならない。

2 防災対策は、県民、自主防災組織、事業者、県及び市町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に実施されなければならない。

3 防災対策は、災害時において人命を守ることを最も優先させること、及び災害の発生を常に想定し被害の最小化を図る減災の考え方を基本として実施されなければならない。

4 防災対策は、あらゆる事態を想定し、防災対策の主体が災害の発生に備えるための措置を優先的に講ずることを旨として実施されなければならない。

5 防災対策は、被災者等の年齢、性別、障害の有無その他の事情に配慮しながら、その時期に応じて適切に実施されなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、前条に定める防災対策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に関する危機意識を持って、自己の安全の確保に努めるとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第5条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、災害及び防災に関する知識の普及啓発、地域における安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を実施するよう努めるとともに、避難、救助、初期消火その他の災害応急対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保を始め、災害時において事業を継続することができる体制を整備するよう努めるとともに、地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、災害応急対策を実施するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県又は市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関等と連携し、防災対策に関する総合的かつ計画的な施策の推進に努めるとともに、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が行う防災対策への支援に努めるものとする。

(市町の責務)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織その他の関係機関等と連携し、当該市町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から守るための施策の推進に努めるものとする。

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第9条 県民は、防災訓練及び研修等に積極的に参加して、災害の種類ごとの特徴、予測される被害、災害時にとるべき行動その他の防災に関する知識を習得するよう努めるものとする。

2 県民は、自ら生活する地域において、災害が発生するおそれのある箇所、避難場所、避難経路その他の災害に関する情報を掲載した地図(以下「防災地図」という。)等により、土砂災害、浸水被害、津波被害その他の災害に関する危険箇所を把握するよう努めるとともに、災害時における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について、あらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

3 県民は、地域における過去の災害から得られた教訓を伝承し、防災活動にいかすよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第10条 建築物の所有者は、当該建築物について、建築に関する法令に基づき耐震性の診断を行うよう努めるとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずるよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置しようとする者は、当該工作物等の耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第11条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を確保するよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、消火器その他の必要な資機材を備えるよう努めるものとする。

(避難行動要支援者からの情報の提供)

第12条 避難行動要支援者は、自主防災組織等及び市町に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

### 第2節 自主防災組織の役割

(防災意識の啓発)

第13条 自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び高揚を図るための研修等を行うよう努めるとともに、その構成員を、県、市町等が行う災害及び防災に関する講座等に積極的に参加させるよう努めるものとする。

(災害危険箇所の確認等)

第14条 自主防災組織は、県、市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所並びに災害の発生の危険性及びその態様を確認するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、あらかじめ、防災地図等により、災害の態様に応じた避難場所、避難経路、避難方法等を確認するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施等)

第15条 自主防災組織は、少なくとも年1回は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町等が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備)

第16条 自主防災組織は、避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に協力するよう努めるものとする。

(資機材等の備蓄)

第17条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努めるものとする。

(市町等との連携等)

第18条 自主防災組織は、市町、事業者及び関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた災害予防対策を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

### 第3節 事業者の役割

(安全を確保するための計画及び事業継続計画)

第 19 条 事業者は、災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び事業を継続するための計画(以下「事業継続計画」という。)を作成するよう努めるとともに、防災訓練及び研修等を積極的に行うよう努めるものとする。

(災害時における事業継続等)

第 20 条 事業者は、事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努めるものとする。

(建築物の耐震性の確保等)

第 21 条 事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。

(地域への協力)

第 22 条 事業者は、その所有し、占有し、又は管理する施設の指定緊急避難場所(法第 49 条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。)及び指定避難所(法第 49 条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。)としての提供その他の地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努めるものとする。

#### 第4節 県及び市町の役割

(防災意識の啓発等)

第 23 条 市町は、住民、自主防災組織等及び事業者が災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、自主防災組織等、事業者及び関係機関等と連携し、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するとともに、市町及び関係機関等と連携し、県民の防災意識の普及及び啓発を図るものとする。

3 県及び市町は、関係機関等と連携して、複合型の災害や広域的な災害など様々な災害の発生を想定して、総合的な防災訓練を実施するものとする。

4 県及び市町は、関係機関等と連携して、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深め、災害時において適切に行動することができるよう、防災教育及び防災訓練の実施に対する支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(災害及び防災に関する情報の提供等)

第 24 条 県及び市町は、県民、自主防災組織等及び事業者が平常時から災害に備え、適切な防災対策を講ずることができるよう、災害の発生原因となる自然現象、災害危険箇所、避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供するものとする。

2 市町は、当該市町の区域内の防災地図を作成するとともに、住民に周知するものとする。

3 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織への支援)

第 25 条 市町は、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織が行う防災活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(防災リーダー等の育成)

第 26 条 県及び市町は、自主防災組織が行う防災活動及びボランティアが行う防災活動(以下「ボランティア活動」という。)が効果的に実施されるよう、防災リーダー(防災士その他の自主防災組織が行う防災活動において中心的な役割を担う者をいう。)及びボランティアコーディネーター(ボランティア活動が円滑に実施されるようボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)の育成に努めるものとする。

(災害時情報収集伝達体制の整備)

第 27 条 市町は、あらかじめ、災害時における災害及び避難に関する情報を住民に提供するとともに、住民からの被害状況、住民の安否その他の必要な情報を入手する手段を講じておくものとする。

2 県及び市町は、孤立地区(災害の発生により通信及び交通が途絶した地区をいう。以下同じ。)の発生に備え、情報収集及び伝達手段の確保に努めるものとする。

3 市町は、あらかじめ、災害の発生により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(以下「帰宅困難者」という。)が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

4 県は、あらかじめ災害時における気象、被害その他の災害に関する情報を入手し、並びに市町及び関係機関等に提供するための手段を講じておくものとする。

5 県及び市町は、災害時における情報の提供について、あらかじめ報道機関と連携を図るものとする。

(住民避難体制の整備)

第 28 条 市町は、あらかじめ、自主防災組織等と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

2 前項に規定する避難計画には、避難準備情報等の発表等の基準、避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めるものとする。

3 市町は、災害時における指定避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者、占有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、居住性、衛生、保健医療サービスその他の生活環境に配慮した運営基準を作成するものとする。

4 市町は、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、第1項に規定する避難計画及び前項に規定する運

営基準(以下「運営基準」という。)を住民に周知するものとする。

5 県及び市町は、孤立地区の発生に備え、輸送手段の確保に努めるものとする。

6 市町は、あらかじめ、避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、自主防災組織等及び関係機関等と連携して、避難行動要支援者の避難支援等に関する体制を整備するものとする。

7 市町は、あらかじめ、関係機関等と連携して、疾病等のために通常の指定避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

8 県は、前2項の規定による市町の施策の実施を支援するものとする。

9 県及び市町は、他の市町又は他の都道府県への広域的な避難が必要な場合に備え、避難を円滑かつ迅速に行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(物資等の備蓄及び流通備蓄の促進)

第 29 条 県及び市町は、災害時における応急対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、民間企業等の協力による流通備蓄の促進に努めるものとする。

(事業者等との協定)

第 30 条 県及び市町は、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の災害応急対策が迅速かつ確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体及び事業者等との協定の締結に努めるものとする。

(広域防災拠点の整備)

第 31 条 県は、大規模な災害が発生した場合において、県内外からの人的支援及び物的支援を円滑に受け入れるための受援計画を作成するとともに、災害応急対策の展開及び物資の中継拠点(以下「広域防災拠点」という。)の整備に努めるものとする。

2 県は、広域防災拠点で活動する際に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第 32 条 市町は、あらかじめ、医療救護に関する計画を作成し、災害による傷病者の治療の拠点となる病院等を指定するなど、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する医療救護体制の整備に対する支援及び広域的な医療救護体制の整備に努めるものとする。

(ボランティア活動への支援等)

第 33 条 県及び市町は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携して、ボランティアの受入体制の整備、資機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

2 県及び市町は、平常時から、ボランティア活動を目的としている団体等との連携に努めるものとする。

3 県及び市町は、県民及び事業者等が積極的にボランティア活動に参加するための意識啓発に努めるものとする。

(公共施設の整備)

第 34 条 県及び市町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に当たっては、災害による危険性等の考慮に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されている公共施設の耐震性の確保及び非常用電源設備の整備等に努めるものとする。

2 県及び市町は、要配慮者が指定緊急避難場所及び指定避難所を利用する場合を考慮し、必要に応じて、傾斜路等の設置等に努めるものとする。

3 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的に点検を行うとともに、計画的な整備に努めるものとする。

(研修の実施等)

第 35 条 県及び市町は、研修等の実施等により、職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

2 県及び市町は、あらかじめ、災害時に職員が的確かつ迅速に対処することができるよう危機管理体制の整備を図るとともに、災害時にとるべき行動等を職員に周知するものとする。

### 第3章 災害応急対策

#### 第1節 県民の役割

(円滑な避難行動)

第 36 条 県民は、災害時において自らの生命及び身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、災害による危険を回避するための行動をとるとともに、高齢者等避難の発表、避難指示又は緊急安全確保措置の指示等(以下「避難指示等」という。)があったときは、これに応じて速やかに行動するものとする。

2 県民は、災害時において避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難できるよう配慮するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う等相互に助け合うよう努めるものとする。

(緊急通行車両の通行の確保等)

第37条 県民は、災害時において、法、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の規定に基づき、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、当該交通の規制が行われていない道路においても、緊急通行車両の通行の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。ただし、避難指示等により広域避難の必要がある場合における車両の使用については、当該避難指示等に従って行うものとする。

(指定避難所の運営)

第38条 指定避難所に滞在する者は、運営基準に従い、相互に協力して自主的に共同生活を営むとともに、避難指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

2 指定避難所の管理者等は、市町及び自主防災組織等と相互に連携を図りながら、男女双方の意向に配慮して、指定避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

### 第2節 自主防災組織の役割

第39条 自主防災組織は、災害時において、市町及び関係機関等と連携して、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者等の救護、給水及び給食、災害危険箇所の巡視その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努めるものとする。

### 第3節 事業者の役割

(災害時の応急対策)

第40条 事業者は、災害時において、来所者、従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行い、地域住民の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第41条 事業者は、事業所の周辺地域において、多数の帰宅困難者が発生している場合は、連絡手段及び一時的な滞在施設の提供その他の応急措置に必要な支援に協力するよう努めるものとする。

### 第4節 県及び市町の役割

(災害時情報連絡体制の確立)

第42条 県及び市町は、災害時において、速やかに情報連絡体制を確立することにより、災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民及び帰宅困難者に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

2 県は、市町が避難指示等を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

(応急体制の確立等)

第43条 県及び市町は、災害時において、迅速かつ的確な避難、救助、医療等の災害応急対策が講じられるよう必要な応急体制の速やかな確立に努めるものとする。

2 市町は、県民や自主防災組織、関係機関等と連携して、避難行動要支援者等の避難を円滑に行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

3 県及び市町は、災害時において、関係機関等と連携して、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町は、指定避難所における避難行動要支援者をはじめとする被災者の生活環境の整備に努めるものとし、県は、これを支援するものとする。

(県から市町への応援)

第44条 県は、災害時において、市町から応援を求められ、又は応急措置の実施を要請されたときは、あらゆる手段の活用を検討し、速やかな対応に努めるものとする。

## 第4章 復旧及び復興対策

第45条 県民は、災害による重大な被害が発生した場合において、国、県、市町、自主防災組織、事業者及び防災関係機関等と協力して、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 自主防災組織は、災害による重大な被害が発生した場合において、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害による重大な被害が発生した場合において、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県、市町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

4 県及び市町は、災害による重大な被害が発生した場合において、住民の参画を図りながら、当該災害からの復旧及び復興に関する計画を策定し、復旧及び復興対策の円滑な実施に努めるものとする。

## 第5章 防災対策の計画的な推進等

(県地域防災計画及び市町地域防災計画)

第46条 県は、県民の意見に十分配慮して、この条例の規定に沿って県地域防災計画を定めるものとする。

2 県及び市町は、それぞれの地域防災計画について、必要に応じ、見直しを行うとともに、当該地域防災計画に定められた施策の実効性の確保に努めるものとする。

3 県は、防災対策の推進に必要な財源の確保に努めるものとする。

(大規模な地震による被害の軽減対策)

第47条 県及び市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防災に関する施策の実施に関する総合的な計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 地震防災に関する施策の目標

(2) 地震防災に関する施策の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、地震防災対策を計画的に推進するために必要な事項

3 市町は、大規模な地震による被害の軽減に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に努めるものとする。

(消防団による地域防災力の強化)

第48条 県及び市町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第

110号) 第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入の促進等による地域防災力の強化に努めるものとする。

2 県民及び自主防災組織は、地域防災力の強化に関する施策が円滑に実施されるよう、消防団その他の関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

3 事業者は、従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努めるものとする。

(えひめ防災の日及びえひめ防災週間)

第49条 県民、自主防災組織等及び事業者の防災に関する関心と理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、えひめ防災の日(以下「防災の日」という。)及びえひめ防災週間(以下「防災週間」という。)を設ける。

2 防災の日は、12月21日とし、防災週間は、同月17日から23日までとする。

3 防災の日及び防災週間においては、県民、自主防災組織等及び事業者は、災害時においてそれぞれの役割を果たせるように防災訓練の実施及びこれへの参加その他の防災対策を一層充実させるよう努めるものとする。

4 防災の日及び防災週間においては、県及び市町は、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めるとともに、県民、自主防災組織等及び事業者により当該事業が実施されるよう支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日条例第33号)

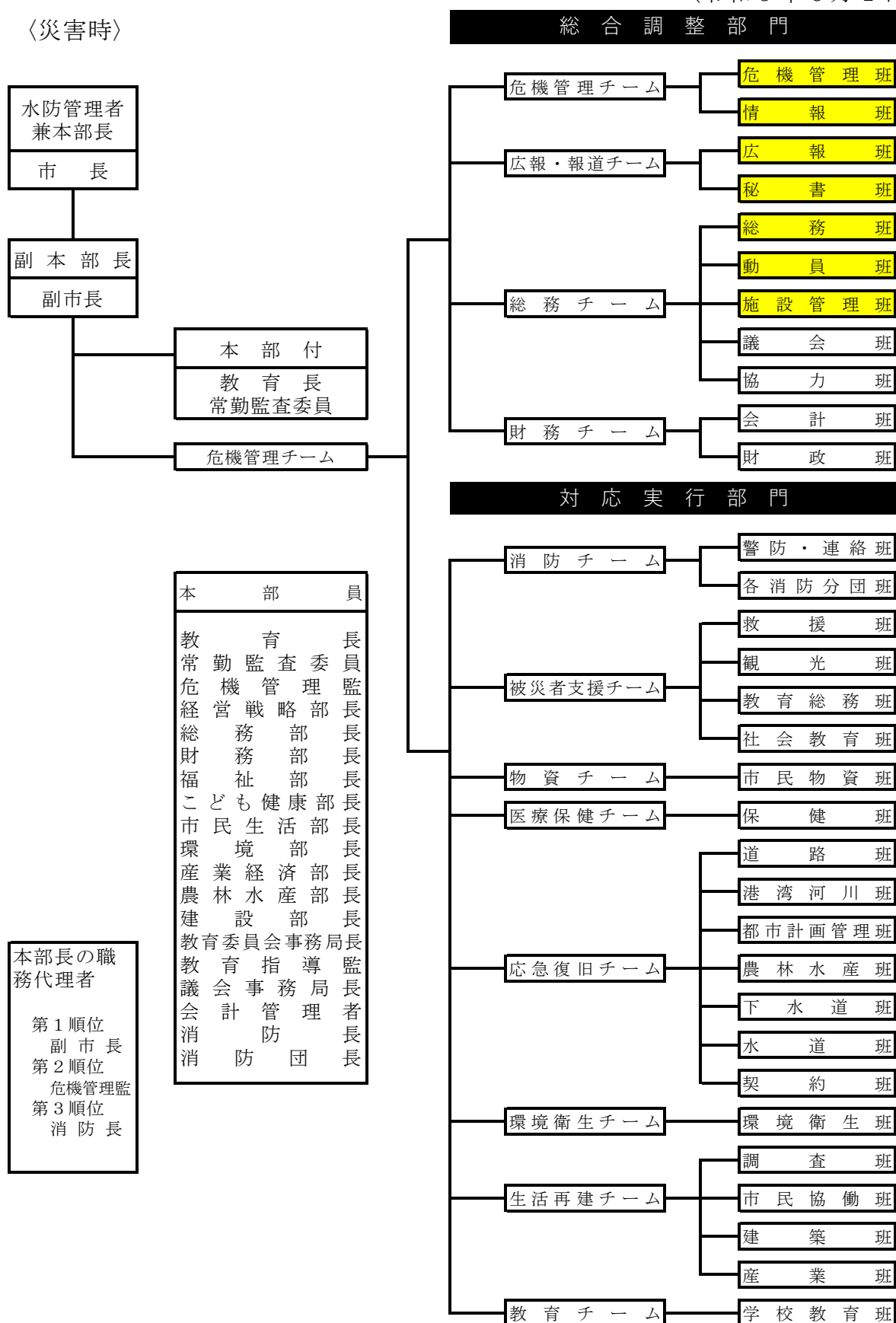
この条例は、公布の日から施行する。



## 1-6 西条市災害対策本部組織図（災害時・平常時）

（令和5年6月1日現在）

〈災害時〉





## ○西条市災害対策本部事務分掌(令和5年6月1日現在)

| チーム名<br>(チーム長)<br>(副チーム長)   | 班名<br>(班長)<br>(副班長)                                                | 班員                                                                                    | 改正(案)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全チーム共通                      | —                                                                  | —                                                                                     | 1 チーム内職員の安否確認、動員に関する<br>こと。<br>2 被害情報の収集に関すること。<br>3 被災者への支援に関すること。<br>4 所管施設の被害調査及び災害応急対策に<br>関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 危機管理チーム<br>(危機管理監)<br>(消防長) | 危機管理班<br>(危機管理課長)<br>(政策企画課長)<br>(未来共創課長)<br>(ICT推進課長)<br>(総務管理課長) | 危機管理課職員<br>政策企画課職員<br>未来共創課職員<br>ICT推進課職員<br>総務管理課防災係、<br>丹原・総務管理係、<br>小松・総務管理係職<br>員 | 1 災害対策本部の設置、運営、閉鎖に関す<br>ること。<br>2 災害対策本部の庶務に関すること。<br>3 防災行政無線の管理運用に関すること。<br>4 庁内情報システムの保守、復旧に関す<br>ること。<br>5 本部長の指示、指令等の伝達に関する<br>こと。<br>6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保<br>の発令及び情報伝達に関すること。<br>7 災害対策本部と西部支所との連絡調整<br>に関すること。<br>8 県との連絡調整及び定時報告に関する<br>こと。<br>9 国の機関、団体等の広域応援部隊の派<br>遣要請の検討に関すること。<br>10 自衛隊の災害派遣要請及び調整・受入<br>に関すること。<br>11 自主防災組織との連絡調整に関する<br>こと。<br>12 災害情報の収集、集約、分析、報告、<br>資料化、提供に関すること。<br>13 災害救助法の申請適用に関すること。<br>14 職員及び応援職員用パソコンの復旧・<br>調達に関すること。<br>15 被災地及び避難所付近の交通安全対策<br>に関すること。<br>16 災害応急復旧計画の策定に関すること。<br>17 その他災害対策全般に関すること。<br>18 他班の応援に関すること。 |
|                             | 情報班<br>(消防本部次長)<br>(消防本部課長)                                        | 警防課職員<br>消防本部総務課職員<br>予防課職員<br>通信指令課職員                                                | 1 気象予警報及び災害情報の収集整理に<br>関すること。<br>2 災害情報等の伝達及び場内掲示に関す<br>ること。<br>3 消防職員及び消防団の招集に関する<br>こと。<br>4 緊急消防援助隊、愛媛県消防広域応援<br>協定に基づく消防応援部隊派遣要請及び<br>調整・受入に関すること。<br>5 消防防災ヘリコプターの出動要請に<br>関すること。<br>6 危険物施設等の安全確保に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 広報・報道チー                     | 広報班                                                                | シティプロモーション推進課職                                                                        | 1 避難情報の周知に関すること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

| チーム名<br>(チーム長)<br>(副チーム長)                 | 班名<br>(班長)<br>(副班長)                       | 班員                                         | 改正 (案)                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ム<br>(経営戦略部<br>長)<br>(シティプロモーション推<br>進課長) | (シティプロモーション推進課<br>長)                      | 員                                          | 2 ホームページ等による災害広報に関するこ<br>と。<br>3 報道機関との連絡調整に関すること。<br>4 報道機関に対する発表資料の作成及びプレス<br>リリースに関すること。<br>5 記者会見等の調整及び実施に関すること。<br>6 被害写真、動画の収録、記録に関すること。<br>7 総合的な災害時広報、相談窓口の設置、運<br>営、閉鎖に関すること。<br>8 他班の応援に関すること。                  |
|                                           | 秘書班<br>(秘書課長)                             | 秘書課職員                                      | 1 本部長、副本部長との連絡調整に関するこ<br>と。<br>2 本部長、副本部長の秘書に関すること。<br>3 災害見舞、視察等の要人対応に関すること。<br>4 他班の応援に関すること。                                                                                                                           |
| 総務チーム<br>(総務部長)<br>(議会事務局<br>長)           | 総務班<br>(総務課長兼市史編さ<br>ん室長)<br>(総務管理課長(兼) ) | 総務課職員<br>市史編さん室職員<br>総務管理課副課長、<br>総務係職員    | 1 庁舎の通信手段確保に関すること。<br>2 県、他市町への応援要請・受入に関するこ<br>と。<br>3 受援体制の確立<br>4 受援班の設置、運営、閉鎖に関すること。<br>5 災害支援(陳情)要請書作成に関すること。<br>6 他班の応援に関すること。                                                                                       |
|                                           | 動員班<br>(職員厚生課長)                           | 職員厚生課職員                                    | 1 職員等の被災状況の把握と対策に関するこ<br>と。<br>2 動員及び非常招集に関すること。<br>3 各チームの人員の把握、増員及び派遣に関す<br>ること。<br>4 応援職員の受入、配分に関すること。<br>5 受援調整会議に関すること。<br>6 職員の安全管理に関すること。<br>7 被災職員に対する給付及び救援に関するこ<br>と。<br>8 職員用食料、物資の調達に関すること。<br>9 他班の応援に関すること。 |
|                                           | 施設管理班<br>(施設管理課長)                         | 施設管理課施設管理<br>係、管財係、公共施<br>設マネジメント推進<br>係職員 | 1 庁舎来庁者への避難誘導及び安全管理に関す<br>ること。<br>2 庁舎の被害調査及び災害応急対策に関するこ<br>と。<br>3 所管に属する公有財産の被害調査及び災害応<br>急対策に関すること。<br>4 公用車両の避難・配車に関すること。<br>5 災害対策本部のインフラ維持に関すること。<br>6 他班の応援に関すること。                                                 |
|                                           | 議会班<br>(議事課長)                             | 議会事務局議事課職<br>員                             | 1 議会の対応に関すること<br>2 他班の応援に関すること                                                                                                                                                                                            |

| チーム名<br>(チーム長)<br>(副チーム長)         | 班名<br>(班長)<br>(副班長)                                                                                    | 班員                                                                                                                                      | 改正(案)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                   | 協力班<br>(監査事務局長)<br>(選管事務局長)<br>(農委事務局長)                                                                | 選管事務局職員<br>監査事務局職員<br>農委事務局職員                                                                                                           | 1 本部の特命事項に関すること。<br>2 土のうに関すること。<br>3 他班の応援に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 財務チーム<br>(財務部長)<br>(会計管理者)        | 会計班<br>(会計課長)                                                                                          | 会計課職員                                                                                                                                   | 1 災害の経理の出納に関すること。<br>2 指定金融機関等に関すること。<br>3 現金、預金証書等の出納保管に関すること。<br>4 他班の応援に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                   | 財政班<br>(財政課長)                                                                                          | 財政課職員                                                                                                                                   | 1 災害対策の予算等に関すること。<br>2 義援金の受入に関すること。<br>3 他班の応援に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 被災者支援チーム<br>(福祉部長)<br>(教育委員会事務局長) | 救援班<br>(社会福祉課長)<br>(長寿介護課長)<br>(国保医療課長)<br>(子育て支援課長)<br>(保育・幼稚園課長)<br>(スポーツ健康課長)<br>(市民課長)<br>(市民福祉課長) | 社会福祉課職員<br>長寿介護課職員<br>国保医療課職員<br>子育て支援課職員<br>保育・幼稚園課職員<br>スポーツ健康課職員<br>市民課職員<br>市民福祉課副課長、<br>福祉保険係、こども<br>係、丹原・市民福祉<br>係、小松・市民福祉<br>係職員 | 1 災害時要配慮者対策に関すること。<br>2 社会福祉施設、介護施設、児童福祉施設等の避難に関すること。<br>3 社会福祉施設及びスポーツ施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>4 避難所開設及び運営に関すること。<br>5 福祉避難所の開設及び運営に関すること。<br>6 福祉避難所の緊急物資の調整及び配給に関すること。<br>7 被災者名簿の作成に関すること。<br>8 遺体の検案、収容、安置等に関すること。<br>9 行方不明者等の受付に関すること。<br>10 義援金の配分に関すること。<br>11 避難所における相談窓口に関すること。<br>12 被災者の救援及び災害弔慰金、見舞金に関すること。<br>13 他班の応援に関すること。 |
|                                   | 観光班<br>(観光振興課長)                                                                                        | 観光振興課職員                                                                                                                                 | 1 観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>2 観光客・帰宅困難者の保護に関すること。<br>3 外国語通訳者の手配に関すること。<br>4 避難所開設及び運営に関すること。<br>5 民間の宿泊施設借り上げに関すること。<br>6 公共交通機関の被害・運行状況に関すること。<br>7 他班の応援に関すること。                                                                                                                                                                          |
|                                   | 教育総務班<br>(教育総務課長)<br>(教育総務課主幹)                                                                         | 教育総務課職員                                                                                                                                 | 1 学校施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>2 避難所開設及び運営に関すること。<br>3 学校給食の保全措置に関すること。<br>4 避難者への炊き出しの協力に関すること。<br>5 教育関係の義援金の配分に関すること。<br>6 他班の応援に関すること。                                                                                                                                                                                                    |
|                                   | 社会教育班<br>(社会教育課長)                                                                                      | 社会教育課職員                                                                                                                                 | 1 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>2 避難所開設及び運営に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

| チーム名<br>(チーム長)<br>(副チーム長)                                    | 班名<br>(班長)<br>(副班長)                                                                  | 班員                                                                   | 改正 (案)                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                              |                                                                                      |                                                                      | 3 社会教育団体等の動員要請に関する事。           4 文化財の被害調査及び復旧に関する事。           5 他班の応援に関する事。                                                                                                                                                            |
| 物資チーム<br>(市民生活部<br>長)<br>(くらし支援課<br>長)                       | 市民物資班<br>(くらし支援課長)<br>(移住推進課長)<br>(人権擁護課長)<br>(人権擁護担当課長)<br>(契約課長(兼))<br>(市民福祉課長(兼)) | くらし支援課職員<br>移住推進課職員<br>人権擁護課職員<br>契約課物品契約係職<br>員<br>市民福祉課市民生活<br>係職員 | 1 災害用食料・物資の確保、支援要請、供給及<br>び輸送に關す こと。           2 応急救助物資の安定供給に関する事。           3 被災者及び災害対策従事者に対する炊き出し<br>に関する事。           4 義援物資の集積及び分配に関する事。           5 公共交通機関の被害・運行状況に関するこ<br>と。           6 他班の応援に関する事。                              |
| 医療保健チーム<br>(こども健康部<br>長)<br>(こども健康部<br>副部長)                  | 保健班<br>(健康医療推進課長)<br>(健康医療推進課主<br>幹)<br>(包括支援課長)                                     | 健康医療推進課職員<br>包括支援課職員                                                 | 1 医療関係施設の被害調査及び災害対策に關す<br>ること。           2 医療救護班編成及び救護所の開設に関するこ<br>と。           3 関係医療機関等との連絡及び協力要請に關す<br>ること。           4 応急医療及び医薬品に関する事。           5 被災地及び避難所の防疫(感染予防)に關する<br>こと。           6 被災者の健康管理に関する事。           7 他班の応援に関する事。 |
| 教育チーム<br>(教委指導監)<br>(教育委員会事<br>務局副局長)                        | 学校教育班<br>(学校教育課長)<br>(学校教育課指導主<br>幹)                                                 | 学校教育課職員                                                              | 1 被害児童生徒の救護、対策に関する事。           2 避難所開設及び運営に関する事。           3 保健衛生の保全措置に関する事。           4 災害時の応急教育に関する事。           5 教科書及び学用品の調達並びに支給に關する<br>こと。           6 県立、私立学校との連絡調整に関する事。           7 他班の応援に関する事。                                |
| 消防チーム<br>(消防長)<br>(消防本部次<br>長)<br>(消防団長)                     | 警防・連絡班<br>(東消防署長)<br>(西消防署長)<br>(東消防署主幹兼副署長)<br>(西消防署主幹兼副署長)                         | 東消防署職員<br>西消防署職員                                                     | 1 消防及び水防に関する事。           2 捜索及び救助に関する事。           3 避難の誘導に関する事。           4 消防団への指示、命令に関する事。           5 警戒区域の設定に関する事。                                                                                                                 |
|                                                              | 各消防分団班<br>(東支団長)<br>(西支団長)                                                           | 各消防分団員                                                               | 1 消防及び水防活動に関する事。           2 避難の誘導に関する事。           3 その他災害活動に関する事。                                                                                                                                                                     |
| 応急復旧チーム<br>(建設部長)<br>(農林水産部<br>長)<br>(環境部長<br>(兼))<br>(建設部副部 | 道路班<br>(建設道路課長)<br>(建設道路課主幹)<br>(農林建設課長)                                             | 建設道路課職員<br>農林建設課建設管理<br>係職員                                          | 1 道路、橋梁等の被害調査及び被害拡大防止対<br>策に関する事。           2 土木施設等の応急復旧に関する事。           3 道路交通の確保に関する事。           4 道路障害物の除去に関する事。           5 関係施設の被害調査及び災害対策に關するこ<br>と。                                                                             |

| チーム名<br>(チーム長)<br>(副チーム長)                                  | 班名<br>(班長)<br>(副班長)                                                                | 班員                                                                    | 改正(案)                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長)                                                         |                                                                                    |                                                                       | 6 他班の応援に関すること。                                                                                                                                                                                                                      |
| 応急復旧チーム<br>(建設部長)<br>(農林水産部長)<br>(環境部長<br>(兼))<br>(建設部副部長) | 港湾河川班<br>(港湾河川課長)<br>(用地課長)                                                        | 港湾河川課職員<br>用地課職員                                                      | 1 土砂災害危険区域の調査に関すること。<br>2 河川及び所管水路の防災事業に関すること。<br>3 海岸及び港湾の災害防止及び応急復旧に関すること。<br>4 河川及び港湾(漁港を除く。)内の流木等障害物の除去に関すること。<br>5 流出油等(河川・港湾)の防除に関すること。<br>6 所管ポンプ場の運転管理に関すること。<br>7 他班の応援に関すること。                                             |
|                                                            | 都市計画管理班<br>(都市計画管理課長)                                                              | 都市計画管理課職員                                                             | 1 市街地、公園施設、緑地の植栽物及び街路樹等の被害調査並びに災害応急対策に関すること。<br>2 災害予防、応急対策等に必要な人員、資材等の輸送に関すること。<br>3 応急の公用負担に関すること。<br>4 他班の応援に関すること。                                                                                                              |
|                                                            | 農林水産班<br>(農水振興課長)<br>(農林土木課長)<br>(林業振興課長)<br>(国土調査課長)<br>(農業基盤整備課長)<br>(農林建設課長(兼)) | 農水振興課職員<br>農林土木課職員<br>林業振興課職員<br>国土調査課職員<br>農業基盤整備課職員<br>農林建設課農林振興係職員 | 1 農林水産関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>2 家畜伝染病予防対策に関すること。<br>3 湛水防除施設の運転に関すること。<br>4 農林道の保全及び復旧に関すること。<br>5 農協、漁協等との連絡調整、協力要請に関すること。<br>6 農林水産関係の災害復旧資材、資金のあっせんに関すること。<br>7 漁港内の流木等障害物の除去に関すること。<br>8 流出油等(漁港)の防除に関すること。<br>9 他班の応援に関すること。 |
|                                                            | 下水道班<br>(下水道工務課長)<br>(下水道業務課長)<br>(下水道業務課担当課長)<br>(環境課長(兼))                        | 下水道工務課職員<br>下水道業務課職員<br>環境課下水道係職員                                     | 1 終末処理場、雨水ポンプ場の運転管理に関すること。<br>2 所管水路の排水等防災事業に関すること。<br>3 所管施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>4 他班の応援に関すること。                                                                                                                                 |
|                                                            | 水道班<br>(水道工務課長)<br>(水道業務課長)<br>(環境課長(兼))                                           | 水道工務課職員<br>水道業務課職員<br>環境課副課長、水道係職員                                    | 1 水道施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。<br>2 応急給水に関すること。(全市域)<br>3 他班の応援に関すること。                                                                                                                                                                  |
|                                                            | 契約班<br>(契約課長)                                                                      | 契約課工事契約係、<br>工事検査係職員                                                  | 1 資機材、物資、車両等の調達及び貸借に関すること。<br>2 建設業者等への協力要請に関すること。<br>3 応急対策用資機材の調達に関すること。<br>4 災害復旧工事等の契約に関すること。<br>5 他班の応援に関すること。                                                                                                                 |

| チーム名<br>(チーム長)<br>(副チーム長)                 | 班名<br>(班長)<br>(副班長)                                                                      | 班員                                            | 改正 (案)                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境衛生チーム<br>(環境部長)<br>(環境部副部長)             | 環境衛生班<br>(環境政策課長)<br>(衛生課長)<br>(衛生施設課長兼道前<br>クリーンセンター所長<br>兼ひうちクリーンセン<br>ター所長)<br>(環境課長) | 環境政策課職員<br>衛生課職員<br>衛生施設課職員<br>環境課生活環境係職<br>員 | 1 環境衛生施設の被災調査及び災害応急対策に<br>関すること。<br>2 仮設トイレの設置に関すること。<br>3 災害廃棄物の総合的な処理に関すること。<br>4 し尿処理対策の実施に関すること。<br>5 被災地の清掃及び防疫(害虫駆除)に関すること。<br>6 被災動物の保護及び管理に関すること。<br>7 被災家屋等の公費解体に関すること。<br>8 他班の応援に関すること。 |
| 生活再建チーム<br>(産業経済部<br>長)<br>(産業経済部副<br>部長) | 調査班<br>(資産税課長)<br>(市民税課長)<br>(徴収課長)<br>(総務管理課長(兼))                                       | 資産税課職員<br>市民税課職員<br>徴収課職員<br>総務管理課税務係職<br>員   | 1 人命、住家及び非住家等の被害調査に関す<br>ること。<br>2 罹災証明の発行に関すること。<br>3 災害に伴う市税の減免措置に関すること。<br>4 他班の応援に関すること。                                                                                                       |
|                                           | 市民協働班<br>(市民協働推進課長)                                                                      | 市民協働推進課職員                                     | 1 災害ボランティアセンターに関すること。<br>2 災害ボランティアの総合調整に関すること。<br>3 他班の応援に関すること。                                                                                                                                  |
|                                           | 建築班<br>(建築審査課長)<br>(技術管理室長)<br>(施設管理課長(兼))                                               | 建築審査課職員<br>技術管理室職員<br>施設管理課住宅係職<br>員          | 1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。<br>2 被災者の住宅(仮設住宅、借上住宅)確保に<br>関すること。<br>3 応急仮設住宅の建設に関すること。<br>4 応急仮設住宅への入居に関すること。<br>5 他班の応援に関すること。                                                                          |
|                                           | 産業班<br>(産業振興課長)                                                                          | 産業振興課職員                                       | 1 商工施設の被害調査及び応急復旧に関す<br>ること。<br>2 商工業関係の被害調査及び融資あっせんに関<br>すること。<br>3 被災者に対する雇用関係の情報提供に関す<br>ること。<br>4 他班の応援に関すること。                                                                                 |



## 1-7 災害対策本部配備基準

風水害等・地震及び津波災害

(令和5年6月1日現在)

| 区分     | 配 備 基 準                                                                                                                                                                   | 配 備 内 容                                                    | 配 備 要 員                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 警戒体制   | 1 次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合に本部長が必要と認めるとき<br><b>【気象注意報】</b><br>(1)大雨注意報 (2)洪水注意報 (3)高潮注意報<br>(4)強風注意報 (5)大雪注意報・警報<br>2 市内に震度3以下の地震が発生した場合<br>3 状況により本部長が必要と認めたとき           | 防災担当の少数の人員をもって、主として情報収集活動を実施する体制                           | 危機管理課担当職員<br><br>当務消防職員                                    |
| 災害警戒本部 | 1 次に掲げる事項のうち、いずれかが市に発表された場合<br><b>【気象警報】</b><br>(1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)高潮警報<br>(4)暴風警報<br>2 市内に震度4の地震が発生した場合<br>3 愛媛県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合<br>4 災害の発生のおそれがあり、状況により本部長が必要と認めたとき | 災害発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制                          | 災害警戒本部から指示された各部局管理職以上の職員のほか必要とする人員<br><br>主幹消防職員以上及び当務消防職員 |
| 災害対策本部 | 第2配備<br>1 一部地域に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき<br>2 市内に震度5弱の地震が発生した場合<br>3 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき                                                                                   | 各部の職員で災害情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ、直ちに第3配備に入れる体制                  | あらかじめ指名された概ね1／3の職員<br><br>消防職員1／2                          |
|        | 第3配備<br>1 相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき<br>2 市内に震度5強の地震が発生した場合<br>3 愛媛県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合<br>4 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき                                                       | 相当の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、応急対策を迅速的確に行い得る配備とし、速やかに第4配備に入れる体制 | あらかじめ指名された概ね2／3の職員<br><br>消防職員2／3                          |
|        | 第4配備<br>1 甚大な災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき<br>2 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合<br>3 市内に震度5強以下の地震が発生し、災害救助法の適用を受ける重大な被害が発生した場合<br>4 愛媛県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表された場合<br>5 その他必要により本部長が当該配備を指令するとき       | 甚大な被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、市の総力をあげて応急対策活動を実施する体制             | 全職員                                                        |

注1 消防本部は、消防長の判断により、災害の種類、規模、状況等に即応した配備体制をとることができる。

注2 危機管理チームは、危機管理監の判断により、災害の種類、規模、状況等に即応した配備体制をとることができる。

## 1-8 災害対策本部動員体制

(令和 5 年 6 月 1 日現在)

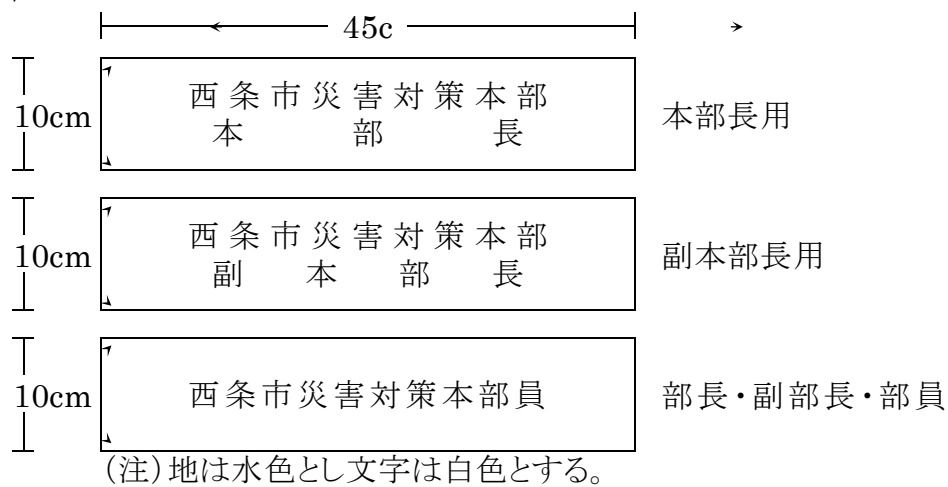
※ 各部であらかじめ指名する者は、ライフラインの応急対策や避難所等を考慮した指名とする。

| チーム          | 班      | 所 属 課                                                                               | 第1配備            | 第2配備  | 第3配備  | 第4配備 |
|--------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------|-------|------|
| チーム長         |        |                                                                                     | 全員              | 全員    | 全員    | 全員   |
| 危機管理<br>チーム  | 危機管理班  | ・危機管理課<br>・政策企画課<br>・未来共創課<br>・ICT推進課<br>・西部支所総務管理課                                 | 指名する者           | 全員    | 全員    | 全員   |
|              | 情報班    | ・警防課<br>・消防総務課<br>・予防課<br>・通信指令課                                                    | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 広報・報道<br>チーム | 広報班    | ・シティプロモーション推進課                                                                      | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 秘書班    | ・秘書課                                                                                | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 総務チーム        | 総務班    | ・総務課<br>・市史編さん室<br>・西部支所総務管理課                                                       | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 動員班    | ・職員厚生課                                                                              | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 施設管理班  | ・施設管理課                                                                              | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 議会班    | ・議会事務局議事課                                                                           | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 協力班    | ・選管事務局<br>・監査事務局<br>・農委事務局                                                          | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 財務チーム        | 会計班    | ・会計課                                                                                | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 財政班    | ・財政課                                                                                | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 被災者支援<br>チーム | 救援班    | ・社会福祉課<br>・長寿介護課<br>・国保医療課<br>・子育て支援課<br>・保育・幼稚園課<br>・スポーツ健康課<br>・市民課<br>・西部支所市民福祉課 | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 観光班    | ・観光振興課                                                                              | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 教育総務班  | ・教育総務課                                                                              | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|              | 社会教育班  | ・社会教育課                                                                              | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 物資チーム        | 市民物資班  | ・くらし支援課<br>・移住推進課<br>・人権擁護課<br>・契約課<br>・西部支所市民福祉課                                   | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 医療保健<br>チーム  | 保健班    | ・健康医療<br>・包括支援課                                                                     | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 教育チーム        | 学校教育班  | ・学校教育課                                                                              | 指名する者           | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 消防チーム        | 警防・連絡班 | ・東消防署<br>・西消防署                                                                      | 当務の職員＋<br>副署長以上 | 1／3   | 1／2   | 全員   |
|              | 各消防分団班 | ・各消防分団員                                                                             | 分団長以上           | 班長以上  | 2／3   | 全員   |

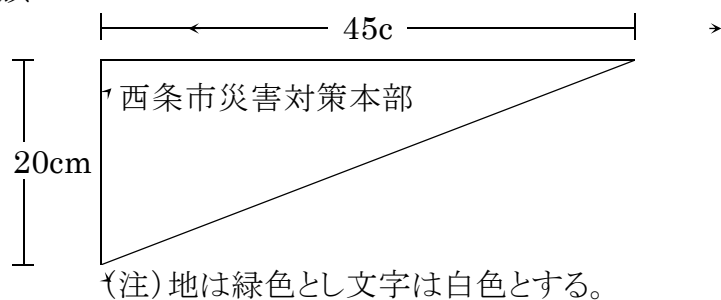
| チーム         | 班       | 所 属 課                                                          | 第1配備  | 第2配備  | 第3配備  | 第4配備 |
|-------------|---------|----------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|------|
| 応急復旧<br>チーム | 道路班     | ・建設道路課<br>・西部支所農林建設課                                           | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 港湾河川班   | ・港湾河川課<br>・用地課                                                 | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 都市計画管理班 | ・都市計画管理課                                                       | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 農林水産班   | ・農林土木課<br>・農水振興課<br>・林業振興課<br>・国土調査課<br>・農業基盤整備課<br>・西部支所農林建設課 | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 下水道班    | ・下水道工務課<br>・下水道業務課<br>・西部支所環境課                                 | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 水道班     | ・水道工務課<br>・水道業務課<br>・西部支所環境課                                   | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 契約班     | ・契約課                                                           | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 環境衛生<br>チーム | 環境衛生班   | ・衛生課<br>・環境政策課<br>・衛生施設課<br>・西部支所環境課                           | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
| 生活再建<br>チーム | 調査班     | ・資産税課<br>・市民税課<br>・徴収課<br>・西部支所総務管理課                           | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 市民協働班   | ・市民協働推進課                                                       | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 建築班     | ・建築審査課<br>・技術管理室<br>・施設管理課                                     | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |
|             | 産業班     | ・産業振興課<br>・西部支所農林建設課                                           | 指名する者 | 指名する者 | 指名する者 | 全員   |

## 1-9 災害対策本部の腕章及び標旗

### 1 腕章



### 2 標旗





## 1-11 避難指示等の実施責任者及び実施内容一覧

| 実施責任者                        | 内 容                                                                                                                                                     | 根拠法令等                |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 市長                           | 避難行動要支援者などの要配慮者に対し、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をする。                                            | 災害対策基本法<br>第 56 条    |
|                              | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、当該地区の住民等に対し避難の勧告を行う。<br>危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するとき、避難の指示を行う。<br>避難のための立退きを行うことが危険なときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。 | 災害対策基本法<br>第 60 条    |
| 知事                           | 災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための勧告及び指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって行う。                                                                              | 災害対策基本法<br>第 60 条第6項 |
| 警察官又は<br>海上保安官               | 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行う。                   | 災害対策基本法<br>第 61 条    |
| 警察官                          | 災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。                                                                                                    | 警察官職務執行法<br>第4条      |
| 知事又はその命を<br>受けた職員及び水防<br>管理者 | 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。<br>水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。                                                 | 水防法第 29 条            |
| 知事又はその命を<br>受けた吏員            | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。<br>この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。                                                                 | 地すべり等防止法<br>第 25 条   |
| 災害派遣を命ぜられ<br>た部隊等の自衛官        | 災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。                                                                                     | 自衛隊法第 94 条           |

## 1-12 警戒区域の設定権者一覧

| 設定権者                 | 内 容(要 件)                                                                             | 根 拠                  |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 市長                   | 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。                     | 災害対策基本法<br>第 63 条第1項 |
| 知事                   | 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるとき。                                          | 災害対策基本法<br>第 73 条第1項 |
| 警察官                  | 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災害対策基本法<br>第 63 条第2項 |
|                      | 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合                                  | 警察官職務執行法<br>第4条      |
| 海上保安官                | 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で、その必要が認められるが、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 | 災害対策基本法<br>第 63 条第2項 |
| 自衛官                  | 市長若しくは市長の委任を受けた市の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいないとき。                                            | 災害対策基本法<br>第 63 条第3項 |
| 消防吏員又は消防団員           | 火災の現場において、消防活動の確保を主目的に設定                                                             | 消防法第 28 条            |
| 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者 | 水防上緊急の必要がある場所において、水防活動の確保を主目的に設定                                                     | 水防法第 21 条            |

(注) 警察官は、消防法第 28 条、水防法第 21 条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

## 1-13 防災関係機関連絡先一覧

## 1 市

| 名称               | 所在地          | 電話番号         |
|------------------|--------------|--------------|
| 西条市役所            | 明屋敷 164      | 0897-56-5151 |
| 西条市役所 西部支所       | 周布 349-1     | 0898-64-2700 |
| 西条市役所 丹原サービスセンター | 丹原町池田 1733-1 | 0898-68-7300 |
| 西条市役所 小松サービスセンター | 小松町新屋敷甲 496  | 0898-72-2111 |

## 2 県関係

| 名称                     | 所在地          | 電話番号         |
|------------------------|--------------|--------------|
| 県民環境部防災局防災危機管理課        | 松山市一番町 4-4-2 | 089-912-2335 |
| 県民環境部防災航空事務所           | 松山市南吉田町 2731 | 089-972-2133 |
| 東予地方局地域産業振興部総務県民課      | 喜多川 796-1    | 0897-56-3731 |
| 東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室 | 喜多川 796-1    | 0897-56-3731 |
| 東予地方局建設部道路課            | 喜多川 796-1    | 0897-56-4463 |
| 東予地方局建設部河川港湾課          | 喜多川 796-1    | 0897-55-4712 |
| 東予地方局健康福祉環境部健康増進課      | 喜多川 796-1    | 0897-55-7577 |
| 東予地方局農林水産振興部農村整備課      | 丹原町池田 1611   | 0898-68-7321 |
| 東予地方局西条保健所             | 喜多川 796-1    | 0897-56-1300 |
| 東予地方局家畜保健衛生所           | 氷見乙 2025     | 0897-57-9122 |
| 東予地方局黒瀬ダム管理事務所         | 黒瀬乙 158-6    | 0897-56-3131 |

## 3 指定地方行政機関

| 名称                   | 所在地           | 電話番号         |
|----------------------|---------------|--------------|
| 松山地方气象台              | 松山市北持田町 102   | 089-933-3610 |
| 松山河川国道事務所            | 松山市土居田町 797-2 | 089-972-0034 |
| 松山河川国道事務所西条国道維持出張所   | 福武甲 459-1     | 0897-56-1264 |
| 今治海上保安部              | 今治市片原町 1-2    | 0898-22-0118 |
| 中国四国農政局愛媛県拠点         | 松山市宮田町 188    | 089-922-1177 |
| 中国四国農政局道前平野農地整備事業所   | 周布 220-1      | 0898-35-5253 |
| 中国四国農政局道前道後用水農業水利事業所 | 東温市牛渕 829-1   | 089-993-6454 |
| 愛媛森林管理署              | 松山市朝美 2-6-32  | 089-924-0550 |

## 4 指定公共機関

| 名称                      | 所在地            | 電話番号          |
|-------------------------|----------------|---------------|
| 日本郵便(株)西条郵便局            | 大町 1710-4      | 0897-56-3112  |
| 日本郵便(株)東予郵便局            | 三津屋南 11-29     | 0898-64-2850  |
| 日本郵便(株)丹原郵便局            | 丹原町丹原 225-2    | 0898-68-7877  |
| 日本郵便(株)小松郵便局            | 小松町新屋敷甲 471-4  | 0898-72-3100  |
| 西日本電信電話(株)愛媛支店          | 松山市一番町 4-3     | 089-936-3570  |
| (株)エヌ・ティ・ティ・コム四国愛媛支店    | 松山市宮西 2-9-33   | 089-921-8603  |
| 日本赤十字社愛媛県支部             | 松山市一番町 4-4-2   | 089-921-8603  |
| 日本放送協会松山放送局             | 松山市堀之内 5       | 089-921-1111  |
| 電源開発(株)西日本支店四国情報通信所     | 飯岡 2810        | 0897-55-2263  |
| 四国電力送配電(株)西条事業所         | 朔日市 300-1      | 0897-53-1051  |
| 西日本高速道路(株)四国支社愛媛高速道路事務所 | 松山市井門町 804     | 0897-905-0181 |
| 日本通運(株)新居浜支店            | 新居浜市多喜浜 67-192 | 0897-46-2000  |
| 四国旅客鉄道(株)松山営業所          | 松山市竹原町 2-1-76  | 089-941-0702  |
| 四国旅客鉄道(株)伊予西条駅          | 大町 859-1       | 0897-56-3133  |
| 四国旅客鉄道(株)壬生川駅           | 三津屋 444-2      | 0898-64-2062  |



## 5 指定地方公共機関

| 名称           | 所在地            | 電話番号         |
|--------------|----------------|--------------|
| 南海放送(株)      | 松山市本町 1-1-1    | 089-915-3333 |
| (株)テレビ愛媛     | 松山市真砂町 119     | 089-943-1111 |
| (株)あいテレビ     | 松山市竹原町 1-5-25  | 089-921-2121 |
| (株)愛媛朝日テレビ   | 松山市和泉北 1-14-11 | 089-946-4600 |
| (株)エフエム愛媛    | 松山市竹原 1-10-7   | 089-945-1111 |
| (一社)愛媛県医師会   | 松山市三番町 4-5-3   | 089-943-7582 |
| (一社)愛媛県薬剤師協会 | 松山市三番町 7-6-9   | 089-941-4165 |
| (公社)愛媛県看護協会  | 松山市道後町 2-11-14 | 089-923-1287 |
| (一社)愛媛県歯科医師会 | 松山市柳井町 2-6-2   | 089-932-5048 |

## 6 警察

| 名称     | 所在地      | 電話番号         |
|--------|----------|--------------|
| 西条警察署  | 新田 133-1 | 0897-56-0110 |
| 西条西警察署 | 周布 349-1 | 0898-64-0110 |

## 7 消防

| 名称            | 所在地                | 電話番号         |
|---------------|--------------------|--------------|
| 西条市消防本部       | 新田 183-1           | 0897-56-0250 |
| 西条市東消防署       | 新田 183-1           | 0897-55-0119 |
| 西条市西消防署       | 周布 1684            | 0898-68-0119 |
| 西条市東消防署飯岡出張所  | 飯岡 3565-9          | 0897-53-1119 |
| 西条市東消防署橘出張所   | 野々市 51-1           | 0897-57-1119 |
| 西条市西消防署小松出張所  | 小松町大頭甲 1086-10     | 0898-72-6619 |
| 西条市西消防署河北出張所  | 実報寺甲 196-4         | 0898-66-1119 |
| 西条市土砂災害対応訓練施設 | 飯岡 4020(西条市飯岡処理場内) | -            |

## 8 自衛隊

| 名称              | 所在地             | 電話番号         |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 陸上自衛隊第 14 旅団    | 香川県善通寺市南町 2-1-1 | 0877-62-2311 |
| 陸上自衛隊中部方面特科隊    | 松山市南梅本町乙 115    | 089-975-0911 |
| 海上自衛隊呉地方総監部     | 広島県呉市幸町 8-1     | 0823-22-5511 |
| 航空自衛隊西部航空方面隊司令部 | 福岡県春日市原町 3-1-1  | 092-581-4031 |

## 9 その他の公共的団体

| 名称                     | 所在地            | 電話番号         |
|------------------------|----------------|--------------|
| (一社)西条市医師会             | 大町 828-2       | 0897-56-2211 |
| (一社)愛媛県トラック協会          | 松山市井門町 1081-1  | 089-957-1069 |
| (福) 西条市社会福祉協議会本所/東予支所  | 周布 606-1       | 0898-64-2600 |
| (福) 西条市社会福祉協議会西条支所     | 神拝甲 324-2      | 0897-53-0873 |
| (福) 西条市社会福祉協議会丹原支所     | 丹原町池田 1733-1   | 0898-76-2433 |
| (福) 西条市社会福祉協議会小松支所     | 小松町新屋敷乙 48-1   | 0898-72-6363 |
| 四国開発フェリー(株)            | 今在家 1500-2     | 0898-64-5510 |
| えひめ未来農業協同組合            | 新居浜市田所町 3-63   | 0897-37-1004 |
| えひめ未来農業協同組合 西条総合相談センター | 神拝甲 478-1      | 0897-56-1800 |
| 周桑農業協同組合               | 丹原町池田 1701-1   | 0898-68-7800 |
| 東予園芸農業協同組合             | 丹原町今井 431      | 0898-68-4545 |
| 愛媛県漁業協同組合 ひうち支所        | ひうち 27         | 0897-56-3810 |
| 加茂川漁業協同組合              | 中野甲 1172-4     | 0897-56-9524 |
| 愛媛県漁業協同組合 壬生川支所        | 壬生川 547-7      | 0898-64-2019 |
| 愛媛県漁業協同組合 河原津支所        | 河原津甲 241-5 地先  | 0898-66-5032 |
| 中山川漁業協同組合              | 丹原町田野上方 2156-5 | 0898-68-4277 |
| いしづち森林組合               | 大町 1211        | 0897-56-0180 |
| いしづち森林組合 周桑支所          | 丹原町池田 1561-3   | 0898-68-7831 |
| 西条商工会議所                | 朔日市 779-8      | 0897-56-2200 |
| 西条商工会議所東予支所            | 周布 220-2       | 0898-64-5000 |
| 周桑商工会                  | 丹原町池田 1711-1   | 0898-68-7244 |
| 周桑商工会小松支所              | 小松町新屋敷甲 364-1  | 0898-72-2119 |
| (株)ハートネットワーク           | 新居浜市坂井町 2-3-17 | 0897-32-7777 |
| 愛媛新聞 新居浜支局             | 新居浜市繁本町 3-1    | 0897-37-2341 |
| 毎日新聞 新居浜通信部            | 新居浜市中須賀 1-3    | 0897-32-2033 |
| 読売新聞 新居浜通信部            | 新居浜市一宮町 1-3-3  | 0897-32-3295 |
| 朝日新聞 新居浜支局             | 新居浜市繁本町 4-1-7  | 0897-33-2237 |
| 産経新聞 松山支局              | 松山市一番町 4-1-7   | 089-941-6680 |
| NHK 新居浜報道室             | 新居浜市一宮町 1-5-50 | 0897-33-2131 |
| 南海放送 東予支局              | 新居浜市繁本町 3-1    | 0897-37-3960 |
| テレビ愛媛 東予支局             | 新居浜市一宮町 1-5-50 | 0897-34-0600 |
| あいテレビ 新居浜支局            | 新居浜市宮西町 1-9    | 0897-37-0522 |
| 愛媛朝日テレビ 新居浜支局          | 新居浜市一宮町 1-3-3  | 0897-32-4600 |

## 1-14 自衛隊要求連絡先窓口

## 1 県

| 機関名   | 連絡窓口                    | 所在地         | 電話番号                                                        |
|-------|-------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 愛媛県   | 県民環境部<br>防災局<br>防災危機管理課 | 松山市一番町4-4-2 | (089)912-2335<br>(089)941-2111 (夜間、休日)<br>FAX (089)941-2160 |
| 東予地方局 | 総務県民課<br>防災対策室          | 西条市喜多川796-1 | (0897)56-1300<br>(0897)56-3731 (FAX兼)                       |

## 2 自衛隊(県と通信不能の場合)

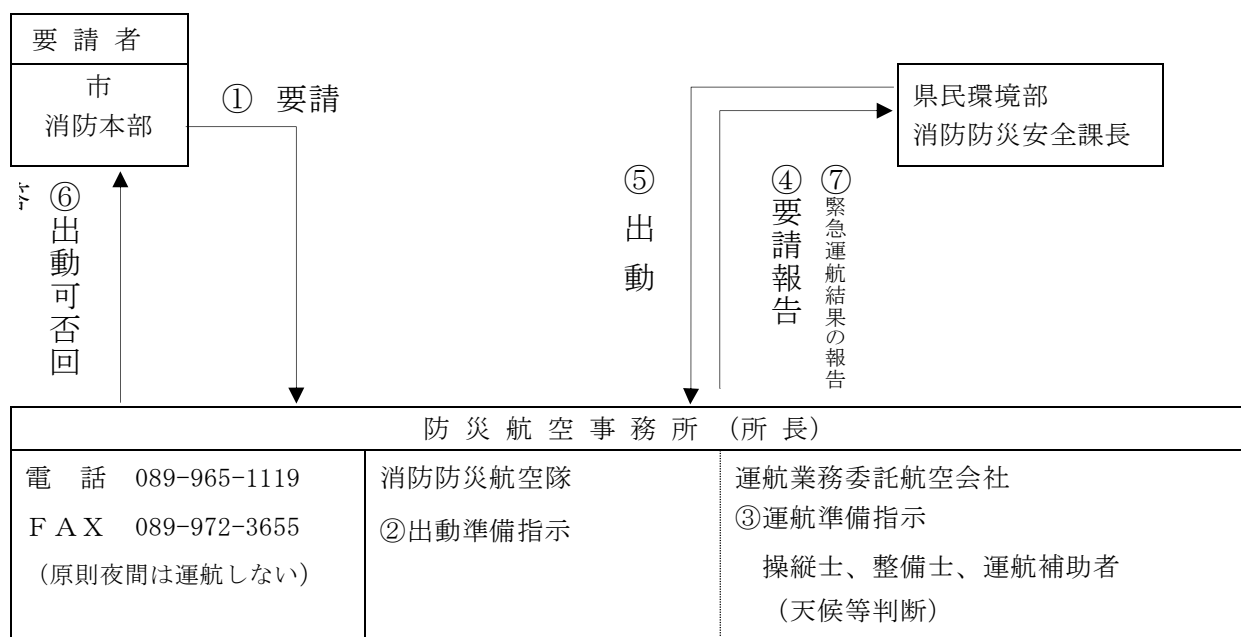
| 機関名             | 電話番号         | FAX番号        |
|-----------------|--------------|--------------|
| 陸上自衛隊中部方面特科隊    | 089-975-0911 | 089-975-0911 |
| 海上自衛隊呉地方総監部     | 0823-22-5511 | 0823-22-5692 |
| 航空自衛隊西部航空方面隊司令部 | 092-581-4031 | 082-581-4031 |

## 1-15 航空隊及びヘリコプターの常駐場所及び連絡先

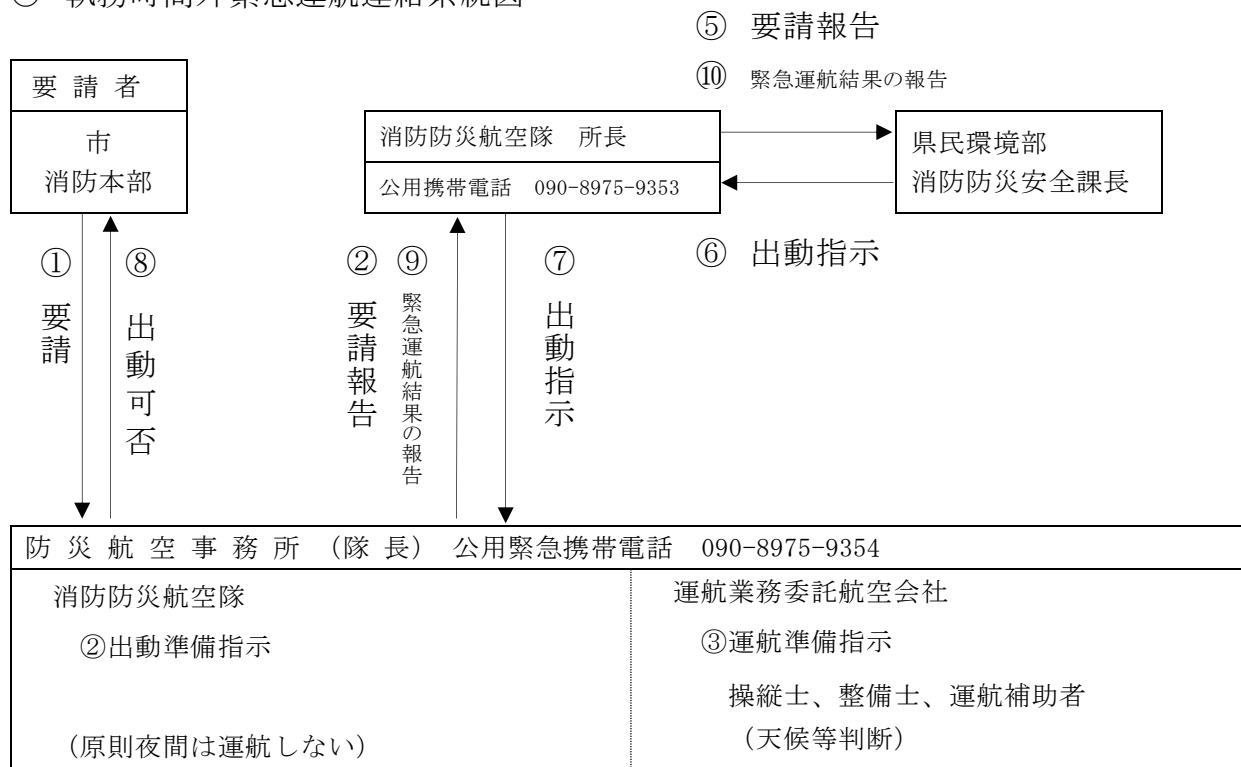
| 名称         | 所在地                    | 連絡先                                                                 |
|------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 愛媛県防災航空事務所 | 松山市南吉田町2731<br>(松山空港内) | 緊急連絡用電話：089-965-1119<br>一般事務用電話：089-972-2133<br>ファクシミリ：089-972-3655 |

## 1-16 緊急運航連絡系統図

## ○ 執務時間内緊急運航連絡系統図



## ○ 執務時間外緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害が発生し、翌朝、日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を隊長に連絡し、隊長は関係者に連絡する。(携帯電話等による)

## 1-17 海上保安庁の連絡先

| 機 関 名      | 電話番号         | F A X 番号     |
|------------|--------------|--------------|
| 今治海上保安部    | 0898-22-0118 | 0898-22-0118 |
| 第六管区海上保安本部 | 082-251-5111 | 082-251-5185 |

## 1-18 東予地区排出油等防除協議会会則

### (目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。)第43条の6第1項の協議会として、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域)において、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携し、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

### (会の名称)

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」(以下「地区協議会」という)。

### (地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1)排出油等防除マニュアルの作成
  - イ 情報の共有
  - ロ 人員、施設、器材の動員、輸送
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2)排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進
- (3)排出油等防除に関する研修及び訓練
- (4)排出油等防除活動の連携の推進
- (5)排出油等の処理剤の使用に関する事項
- (6)その他排出油等の防除に必要な事項

### (組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

### (会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

### (資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(3月末日現在)会長に提出するものとする。  
なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- (1)施設、器材の整備、保有状況
- (2)情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間の電話番号等)
- (3)その他必要事項

- 2 会長は、前項の資料をとりまとめのうえ、各会員に提供するものとする。

### (情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

### (総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

### (排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地

方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区(今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域)に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(求償事務)

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(災害補償)

第13条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

(協議)

第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和50年1月29日から施行する。

平成8年9月25日改正(協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正)

平成10年6月13日改正(第7条、出動要請の改正)

平成19年6月19日改正(排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正)

## 東予地区排出油等防除協議会会員名簿

令和3年12月31日現在

| No | 会員名                           | 住所                          | 電話番号         |
|----|-------------------------------|-----------------------------|--------------|
| 1  | 今治海上保安部                       | 今治市南大門町 1-3-1NTT今治ビル新棟      | 0898-22-0118 |
| 2  | 新居浜海上保安署                      | 新居浜市西原町二丁目 7-55             | 0897-32-0118 |
| 3  | 愛媛県東予地方局                      | 西条市喜多川 796-1                | 0897-56-1300 |
| 4  | 東予地方局今治支局                     | 今治市旭町一丁目 4-9                | 0898-23-2500 |
| 5  | 新居浜市市民環境部危機管理課                | 新居浜市一宮町一丁目 5-1              | 0897-65-1282 |
| 6  | 新居浜港務局                        | 新居浜市繁本町 3-5                 | 0897-65-1350 |
| 7  | 西条市                           | 西条市明屋敷 164                  | 0897-56-5151 |
| 8  | 四国中央市                         | 四国中央市三島紙屋町 6-45             | 0896-28-6077 |
| 9  | 今治市                           | 今治市片原町一丁目 100-3             | 0898-22-4120 |
| 10 | 上島町消防本部                       | 越智郡上島町弓削下弓削 1037            | 0897-77-4118 |
|    | 上島町                           | 越智郡上島町弓削下弓削 1037            | 0897-77-4118 |
| 11 | 四国中央警察署                       | 四国中央市三島中央五丁目 4-20           | 0896-24-0110 |
| 12 | 新居浜警察署                        | 新居浜市久保田町三丁目 9-8             | 0897-35-0110 |
| 13 | 西条警察署                         | 西条市新田 133-1                 | 0897-56-0110 |
| 14 | 西条西警察署                        | 西条市周布 349-1                 | 0898-64-0110 |
| 15 | 今治警察署                         | 今治市旭町一丁目 4-2                | 0898-34-0110 |
| 16 | 伯方警察署                         | 今治市伯方町木浦甲 4639-1            | 0897-72-0110 |
| 17 | 新居浜市消防本部                      | 新居浜市一宮町一丁目 5-1              | 0897-34-0119 |
| 18 | 西条市消防本部                       | 西条市新田 183-1                 | 0897-56-0250 |
| 19 | 四国中央市消防本部                     | 四国中央市中曽根町 500               | 0896-28-9119 |
| 20 | 今治市消防本部                       | 今治市南宝来町二丁目 1-1              | 0898-32-6666 |
| 21 | 太陽石油㈱四国事業所                    | 今治市菊間町種 4070-2              | 0898-54-2500 |
| 22 | 波方ターミナル㈱                      | 今治市波方町宮崎甲 600               | 0898-52-2001 |
| 23 | (独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 菊間国家石油備蓄基地 | 今治市菊間町種 4642-1              | 0898-54-2929 |
| 24 | 住友共同電力㈱壬生川火力発電所               | 西条市北条 962-10                | 0898-64-3430 |
| 25 | 大王製紙㈱三島工場                     | 四国中央市紙屋町 5-1                | 0896-23-9035 |
| 26 | 丸住製紙㈱                         | 四国中央市川之江町 826               | 0896-57-2222 |
| 27 | 住友化学㈱愛媛工場                     | 新居浜市惣開町 5-1                 | 0897-37-1764 |
| 28 | 住友金属鉱山㈱別子事業所                  | 新居浜市西原町三丁目 5-3              | 0897-37-4819 |
| 29 | ㈱クラレ西条事業所                     | 西条市朔日市 892                  | 0897-56-1150 |
| 30 | 四国電力㈱火力本部西条発電所                | 西条市喜多川 853                  | 0897-56-0260 |
| 31 | 今治石油貯蔵組合(理事 東石(株))            | 今治市恵美須町 1-1-10(東石(株)内)      | 0898-23-3721 |
| 32 | 愛媛造船サービス㈱                     | 今治市波止浜四丁目 1-15              | 0898-41-9747 |
| 33 | 内海曳船㈱松山出張所                    | 松山市海岸通 1455-11              | 089-951-2125 |
| 34 | 日本サルヴェージ㈱今治営業所                | 今治市恵美須町 1-4-11 ポートサイドビル 301 | 0898-23-6460 |
| 35 | 全国内航タンカー海運組合四国支部              | 松山市永代町 13 松山第2電気ビル 3 階      | 089-943-6630 |
| 36 | 全日本内航船主海運組合四国支部               | 松山市永代町 13 松山第2電気ビル 3 階      | 089-943-6630 |
| 37 | 住友重機械工業㈱愛媛製造所新居浜工場            | 新居浜市惣開町 5-2                 | 0897-32-6211 |
| 38 | 新居浜地区海運組合                     | 新居浜市西原町二丁目 7-21             | 0897-37-2475 |
| 39 | 森実運輸㈱                         | 新居浜市惣開町 2-13                | 0897-32-6122 |
| 40 | 日本通運㈱新居浜支店                    | 新居浜市多喜浜六丁目 10-3             | 0897-46-2294 |
| 41 | 日本通運㈱今治事業所                    | 今治市富田新港一丁目 1-5              | 0898-48-6900 |
| 42 | 新居浜油槽所連合会(理事・㈱天宗)             | 新居浜市港町 23-1                 | 0897-33-5536 |



| No | 会員名              | 住所                | 電話番号         |
|----|------------------|-------------------|--------------|
| 43 | 今治・越智地区漁業協同組合協議会 | 今治市恵美須町一丁目 4-3    | 0898-32-6708 |
| 44 | 今治地区海運組合         | 今治市片原町一丁目 100-3   | 0898-24-1383 |
| 45 | (株)四阪製錬所         | 新居浜市西原町三丁目 5-3    | 0897-34-6820 |
| 46 | 日本興運(株)          | 四国中央市三島紙屋町 6-45   | 0896-24-2550 |
| 47 | 一宮運輸(株)四国支社今治支店  | 今治市富田新港 1-1-6     | 0898-48-3366 |
| 48 | 太陽テクノサービス(株)     | 今治市菊間町種 4070-2    | 0898-54-4800 |
| 49 | 浜栄海事(株)          | 新居浜市西原町二丁目 7-63   | 0897-37-1234 |
| 50 | 大王海運(株)          | 四国中央市三島紙屋町 7-35   | 0896-24-9220 |
| 51 | トクワカ商事(株)        | 四国中央市村松町 882      | 0896-24-4460 |
| 52 | (株)丸和石油事業所       | 四国中央市三島紙屋町 292-28 | 0896-24-4470 |

## 1-19 応援協定締結状況（令和5年12月31日現在）

### 1 公共団体等との応援協定締結状況

| 協定名                               | 締結年月日       | 締結団体                         | 担当班   | 協力要請内容                              |
|-----------------------------------|-------------|------------------------------|-------|-------------------------------------|
| 災害時（危機発生時）相互応援協定                  | 平成14年10月10日 | 三重県伊勢市                       | 総務班   | 応援要請                                |
|                                   | 平成24年5月19日  | 福島県相馬市                       |       |                                     |
|                                   | 平成27年6月13日  | 新潟県新潟市                       |       |                                     |
| 災害時における職員（現地情報連絡員）の派遣等に関する協定      | 平成23年11月11日 | 国土交通省四国地方整備局                 | 道路班   | 情報交換及び支援要請                          |
|                                   |             |                              | 港湾河川班 |                                     |
|                                   |             |                              | 建築班   |                                     |
| 瀬戸内海広域災害相互応援協定                    | 平成24年3月29日  | 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会加盟28市町村    | 総務班   | 応援要請                                |
| 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定          | 平成26年10月2日  | 愛媛県                          | 観光班   | 広域防災拠点としての活用                        |
|                                   |             |                              | 危機管理班 |                                     |
| 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定            | 平成28年2月17日  | 愛媛県及び県内20市町                  | 総務班   | 応援要請                                |
| GPS 波浪系観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定 | 平成29年6月6日   | 国土交通省四国地方整備局                 | 危機管理班 | 津波避難など防災体制の強化を図るためのツールとして使用         |
| 災害時における復旧支援協力に関する協定               | 平成31年2月18日  | 公益社団法人日本下水道管路管理業協会           | 下水道班  | 下水道管理施設が被災したときに行う復旧支援協力             |
| 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定         | 令和元年5月22日   | 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部 | 下水道班  | 下水道施設が被災した場合における技術支援協力              |
| 災害対応措置に関する協定                      | 令和元年5月28日   | 愛媛森林管理署                      | 農林水産班 | ドローンを用いた被災情報の提供等                    |
| 災害時の動物救護活動に関する協定                  | 令和元年5月28日   | 公益社団法人愛媛県獣医師会                | 環境衛生班 | 地域住民が飼育する犬及び猫等の保護管理等の救済措置           |
| 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定書          | 令和3年1月15日   | 今治市                          | 危機管理班 | 黒谷地区の住民が、市の境界を越えて朝倉地域に避難する場合の避難及び受入 |
| 西条市・日本下水道事業団災害支援協定                | 令和3年10月1日   | 日本下水道事業団                     | 下水道班  | 下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援            |
| 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定             | 令和4年8月4日    | 松山市                          | 環境衛生班 | 応援要請                                |

### 2 民間機関等との応援協定締結状況

#### (1) 物資調達等

| 協定名                    | 締結年月日       | 締結団体                              | 担当班   | 協力要請内容        |
|------------------------|-------------|-----------------------------------|-------|---------------|
| 災害時における救援物資提供に関する協定    | 平成17年11月11日 | 四国コカ・コーポリング株式会社                   | 市民物資班 | 自動販売機内在庫の供給要請 |
|                        | 平成18年8月8日   | アサヒ飲料株式会社四国支社                     |       |               |
|                        | 平成20年9月5日   | イー・トリノ株式会社（平成25年4月から株式会社光藤が協定を継承） |       |               |
| 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定 | 平成20年8月1日   | アサヒビール株式会社四国工場                    | 市民物資班 | 在庫清涼飲料水の供給要請  |
|                        |             | アサヒ飲料株式会社四国支社                     | 水道班   | 工場内製造羊水の供給要請  |

| 協定名                            | 締結年月日             | 締結団体                                               | 担当班           | 協力要請内容                        |
|--------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------|---------------|-------------------------------|
| 災害時等における物資の供給協力等に関する協定         | 平成 20 年 10 月 7 日  | ダイキ株式会社                                            | 市民物資班         | 災害用食料の供給要請<br>資機材・物資等の供給要請    |
|                                | 平成 20 年 10 月 7 日  | 株式会社フジ                                             |               |                               |
|                                | 平成 21 年 5 月 29 日  | NPO 法人コリ災害対策センター                                   |               |                               |
|                                | 平成 25 年 2 月 13 日  | 生活協同組合コープえひめ                                       |               |                               |
|                                | 平成 27 年 2 月 27 日  | 株式会社ジェイコム                                          |               |                               |
| 災害時等における支援協力に関する協定             | 平成 25 年 6 月 24 日  | 株式会社ハローズ                                           | 救援班           | 災害用食料の供給要請                    |
| 災害時等における応急生活物資(LP ガス等)供給に関する協定 | 平成 21 年 12 月 22 日 | 社団法人愛媛県エルピーガス協会<br>西条支部<br>社団法人愛媛県エルピーガス協会<br>周桑支部 | 市民物資班         | LP ガス等の供給要請                   |
| 災害時における石油類燃料の供給に関する協定          | 平成 22 年 4 月 13 日  | 愛媛県石油商業組合西条支部<br>愛媛県石油商業組合周桑支部                     | 市民物資班         | 石油類燃料の供給要請                    |
| 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定         | 平成 22 年 10 月 27 日 | 日野興業株式会社松山営業所                                      | 環境衛生班         | 仮設トイレの供給要請                    |
| 災害時等における物資の供給協力等に関する協定         | 平成 25 年 11 月 1 日  | 株式会社ダイキアックス                                        | 市民物資班         | 飲料水の供給要請<br>資機材、物資、燃料の供給要請    |
|                                |                   |                                                    | 救援班           | 駐車場の一時避難場所としての開設要請            |
|                                |                   |                                                    | 保健班           | 除菌・消臭剤、脱臭機の供給要請               |
|                                |                   |                                                    | 環境衛生班         | デイスボータ排水処理システム等の供給要請          |
|                                |                   |                                                    | 建築班           | 応急仮設住宅の建設に伴う住宅設備機器等の供給要請      |
| 災害時等における医療品等の供給協力等に関する協定       | 平成 26 年 1 月 14 日  | 株式会社大屋                                             | 市民物資班         | 生活物資等の供給要請                    |
|                                |                   |                                                    | 救援班           | 駐車場の一時避難場所押しての開設要請            |
|                                |                   |                                                    | 保健班           | 医薬品の供給要請                      |
| 災害時における物資供給協力に関する協定            | 平成 26 年 2 月 7 日   | 愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合                         | 建築班           | 応急仮設住宅の建設にかか木材の供給要請           |
| 災害時における農業用水供給の協力に関する協定         | 平成 26 年 3 月 26 日  | 道前平野土地改良区                                          | 農林水産班         | 農業用水の供給要請                     |
|                                |                   |                                                    | 警防・連絡班        | 消防用水の供給要請                     |
| 災害時における飲料水の提供に関する協定            | 平成 26 年 6 月 27 日  | 株式会社伊藤園                                            | 市民物資班         | 自動販売機内在庫の供給要請<br>在庫清涼飲料水の供給要請 |
| 災害時における地図製品等の供給等に関する協定         | 平成 26 年 9 月 16 日  | 株式会社ゼンリン                                           | 危機管理班         | 地図製品の供給等の要請                   |
| 大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定       | 令和 2 年 10 月 19 日  | 東予広域生コンクリート協同組合                                    | 救援班<br>警防・連絡班 | 飲料水を除く生活用水や消防用水の供給要請          |
| 西条市・株式会社フソウ災害支援協定              | 平成 31 年 2 月 18 日  | 株式会社フソウ 四国支店                                       | 下水道班          | 下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援      |
| 災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定      | 令和 3 年 7 月 19 日   | 株式会社アクティオ 四国支店                                     | 市民物資班         | レンタル機材(水中ポンプ・仮設トイレ等)の供給       |
| 災害時等における支援協力に関する協定             | 令和 3 年 7 月 19 日   | 株式会社クールトレード                                        | 市民物資班         | 保有する物資の供給等                    |
| 災害時における移動式宿                    | 令和 4 年 3 月 24 日   | 株式会社デベロッパ                                          | 市民物資班         | 移動式宿泊施設のレンタル                  |

| 協定名                          | 締結年月日      | 締結団体                          | 担当班   | 協力要請内容                      |
|------------------------------|------------|-------------------------------|-------|-----------------------------|
| 泊施設等の提供に関する協定                |            |                               |       |                             |
| 災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定 | 令和4年3月24日  | 三協フロンティア株式会社                  | 市民物資班 | ユニットハウス等(仮設事務所、仮設トイレ等)の物資提供 |
| 災害時における電動車両等の支援に関する協定        | 令和4年11月24日 | 三菱自動車工業株式会社<br>西日本三菱自動車販売株式会社 | 市民物資班 | 電気自動車等からの外部給電に必要な機器の貸与      |

## (2) 医療救護

| 協定名            | 締結年月日     | 締結団体                 | 担当班 | 協力要請内容               |
|----------------|-----------|----------------------|-----|----------------------|
| 災害時の医療救護に関する協定 | 平成8年2月1日  | 愛媛県医師会、愛媛県と愛媛県全城市町   | 保健班 | 救護班の派遣要請<br>薬剤等の供給要請 |
| 災害時の医療救護に関する協定 | 平成15年4月9日 | 愛媛県歯科医師会、愛媛県と愛媛県全城市町 | 保健班 | 救護班の派遣要請<br>薬剤等の供給要請 |
|                | 平成15年4月9日 | 愛媛県薬剤師会、愛媛県と愛媛県全城市町  |     |                      |
|                | 平成15年4月9日 | 愛媛県看護協会、愛媛県と愛媛県全城市町  |     |                      |

## (3) 応急復旧

| 協定名                             | 締結年月日       | 締結団体                    | 担当班   | 協力要請内容                                           |
|---------------------------------|-------------|-------------------------|-------|--------------------------------------------------|
| 災害時における水道施設の復旧作業の応急対策への協力に関する協定 | 平成18年7月25日  | 西条市管工事協同組合、東予・周桑管工事協同組合 | 水道班   | 水道施設の応急復旧要請                                      |
| 災害時における応急対策業務に関する協定             | 平成18年12月21日 | 愛媛県建設業協会西条支部            | 契約班   | 建設業者等への協力要請                                      |
|                                 |             |                         | 道路班   | 道路、橋梁等の応急復旧要請                                    |
|                                 |             |                         | 港湾河川班 | 土砂及び流木等の撤去要請                                     |
|                                 | 平成26年11月10日 | 愛媛県東予クレーン協同組合           | 契約班   | 建設業者等への協力要請                                      |
|                                 |             |                         | 道路班   | 道路、橋梁等の応急復旧要請                                    |
| 災害時における家屋被害認定調査に関する協定           | 平成25年2月26日  | 愛媛県土地家屋調査士会             | 調査班   | 家屋被害認定調査の協力要請                                    |
| 災害時における上下水道施設等の応急復旧委に関する協定      | 平成26年7月29日  | 四国積水工業株式会社              | 下水道班  | 下水道施設の応急復旧用資機材供給等の要請                             |
|                                 |             |                         | 水道班   | 水道施設の応急復旧用資機材供給等の要請                              |
|                                 |             |                         | 救援班   | 施設の一部を避難場所としての開設要請                               |
|                                 |             |                         | 施設管理班 | 救援物資等の一時集積施設としての提供要請                             |
| 災害時等の協力に関する協定                   | 平成27年3月23日  | 休暇村 瀬戸内東予(今治市を交えた三者締結)  | 危機管理班 | 災害復旧従事者への宿泊施設等の優先的提供の協力                          |
| 災害発生時における西条市と西条市内郵便局の協力に関する協定   | 平成27年6月1日   | 西条市内の20郵便局              | 危機管理班 | 緊急車両等としての車両の提供(郵便配達用車両を除く。)及び避難先リスト等の情報の相互提供等の協力 |

| 協定名                                       | 締結年月日            | 締結団体                                          | 担当班             | 協力要請内容                                       |
|-------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------|
| 災害時等における応急対策活動に関する協定                      | 平成 27 年 6 月 15 日 | 西条石材組合                                        | 道路班             | 被害情報等の収集、土石等の除去等                             |
| 災害時等における業務協力に関する協定                        | 平成 28 年 5 月 30 日 | 有限会社濱名自販                                      | 危機管理班           | 防災訓練への協力、応急対策業務の支障となる車両の除去等                  |
| 災害時における施設利用に関する協定                         | 平成 30 年 3 月 30 日 | 檜垣産業株式会社                                      | 警防・連絡班          | 所有地にある管理用道路を緊急車両通行用道路として使用                   |
| 西条市・新明和工業株式会社災害支援協定                       | 平成 31 年 2 月 18 日 | 新明和工業株式会社                                     | 下水道班            | 下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援                     |
| 西条市・株式会社荏原製作所災害支援協定                       | 平成 31 年 2 月 18 日 | 株式会社荏原製作所 四国支店                                | 下水道班            | 下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援                     |
| 大規模災害発生時等における応急愛作業務に関する協定                 | 令和 3 年 7 月 26 日  | 西条造園事業組合                                      | 都市計画管理班         | 道路、公共施設の被災、逃亡や流木等の応急対策及び撤去搬送等                |
| 災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定 | 令和 4 年 3 月 24 日  | 愛媛総合警備保障株式会社                                  | 救援班<br>警防・連絡班   | 無人航空機による災害現場の情報収集、避難所等における警備業務、避難所における運営支援業務 |
| 災害時等における施設利用の協力に関する協定                     | 令和 5 年 10 月 27 日 | 株式会社ダイナム                                      | 危機管理班<br>警防・連絡班 | 駐車場の一部を救援隊等の一時集結場所又は避難者の一時的な避難場所として提供。       |
| 災害時における応急対策業務の協力に関する協定                    | 令和 5 年 12 月 14 日 | 愛媛県電気工事工業組合 西条支部<br>西条電気工事協同組合<br>愛媛県電気工事工業組合 | 危機管理班           | 電気関係資機材等の提供<br>施設等の電気設備の応急点検                 |

## (4) 避難所

| 協定名                         | 締結年月日            | 締結団体             | 担当班 | 協力要請内容       |
|-----------------------------|------------------|------------------|-----|--------------|
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定   | 平成 27 年 2 月 20 日 | 社会福祉法人聖風会等 17 法人 | 救援班 | 福祉避難所の開設・運営  |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定   | 令和 3 年 2 月 18 日  | 有限会社あさひ          | 救援班 | 福祉避難所の開設・運営  |
| 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定 | 令和 3 年 7 月 26 日  | 株式会社ドライビングスクール西条 | 救援班 | 緊急避難場所としての使用 |

## (5) 被災者支援

| 協定名                        | 締結年月日            | 締結団体       | 担当班   | 協力要請内容                                |
|----------------------------|------------------|------------|-------|---------------------------------------|
| 災害救援ボランティアセンター設置及び運営に関する協定 | 平成 19 年 3 月 27 日 | 西条市社会福祉協議会 | 市民協働班 | 災害救援ボランティアセンターの設置要請                   |
| 災害時における被災者支援に関する協定         | 平成 29 年 2 月 14 日 | 愛媛県行政書士会   | 調査班   | 行政書士が関与できる業務の実施、被災者支援窓口の設置、本市への会員の派遣等 |

## (6)輸送・搬送

| 協定名                       | 締結年月日             | 締結団体               | 担当班              | 協力要請内容                                  |
|---------------------------|-------------------|--------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 災害時の物資等の輸送に関する協定          | 平成 25 年 11 月 28 日 | 新居浜・西条地区トラック協会西条支部 | 市民物資班<br>都市計画管理班 | 食料輸送の協力要請<br>資材等輸送の協力要請                 |
| 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定 | 平成 27 年 6 月 1 日   | 石鎚環境協同組合           | 環境衛生班            | ごみ等の収集運搬の協力                             |
| 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定 | 令和 2 年 10 月 1 日   | 西条清掃協同組合           | 環境衛生班            | 災害時により緊急性を要するごみ等の収集運搬作業が発生した場合の応急対策     |
| 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定   | 令和 4 年 10 月 25 日  | 介護タクシーいぶき 等 9 団体   | 救援班              | 介護タクシー事業者の有する福祉車両により、要配慮者を福祉避難所等に緊急輸送する |
| 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定 | 令和 4 年 11 月 25 日  | 佐川急便株式会社           | 市民物資班            | 物資の受入及び配送等の要請                           |

## (7)通信

| 協定名                  | 締結年月日            | 締結団体          | 担当班 | 協力要請内容    |
|----------------------|------------------|---------------|-----|-----------|
| 災害時における緊急放送・通信に関する協定 | 平成 25 年 12 月 2 日 | 株式会社ハートネットワーク | 広報班 | 緊急放送・通信要請 |
| 災害にかかる情報発信等に関する協定    | 令和 2 年 8 月 11 日  | LINE ヤフー株式会社  | 広報班 | 緊急放送・通信要請 |

## (8)西条市からの協力

| 協定名                        | 締結年月日                                   | 締結団体                                      | 担当班   | 協力要請内容        |
|----------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------|-------|---------------|
| 大規模災害に等における西条市の施設の使用に関する協定 | 平成 21 年 11 月 26 日                       | 西条西警察署                                    | 施設管理班 | 西条市庁舎の一部の使用許可 |
|                            | 平成 22 年 6 月 21 日                        | 西条警察署                                     |       |               |
| 災害時の協力に関する協定               | 平成 26 年 2 月 6 日<br>覚書締結:令和 2 年 3 月 26 日 | 四国電力株式会社<br>(令和 2 年 4 月 1 日～、四国電力送配電株式会社) | 道路班   | 電力復旧作業に必要な協力  |

## (9)その他(包括連携協定)

| 協定名                 | 締結年月日           | 締結団体    | 担当班            | 協力要請内容                  |
|---------------------|-----------------|---------|----------------|-------------------------|
| 西条市と今治海上保安部との包括連携協定 | 令和 5 年 5 月 29 日 | 今治海上保安部 | 危機管理班<br>学校教育班 | 地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進 |

## 3 消防関係の応援協定状況

| 協定名                    | 締結年月日           | 締結団体                      | 担当班 | 協力要請内容 |
|------------------------|-----------------|---------------------------|-----|--------|
| 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 | 平成 18 年 3 月 1 日 | 愛媛県と愛媛県全域 11 市 9 町 4 事務組合 | 情報班 | 応援要請   |
| 愛媛県消防広域相互応援協定          | 令和 2 年 4 月 1 日  | 愛媛県と県下全域 11 市 9 町 4 事務組合  |     |        |

| 協定名                  | 締結年月日                        | 締結団体                                                         | 担当班 | 協力要請内容 |
|----------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 東予広域消防相互応援協定         | 昭和54年12月14日                  | 東予地区4市1町<br>(東予地区6市13町7村4事務組合)                               |     |        |
| 愛媛県消防団広域相互応援協定       | 令和2年4月1日                     | 愛媛県及び県下全域11市9町4事務組合                                          |     |        |
| 救急業務応援協定             | 昭和55年6月13日                   | 西条市、久万高原町(上浮穴郡生活環境事務組合)                                      | 情報班 | 応援要請   |
| 3町2消防組合と消防相互応援協定     | 平成4年4月1日                     | 西条市(丹原町、周桑事務組合)、東温市(重信町、川内長、東温消防等事務組合)                       |     |        |
| 松山自動車道消防相互応援協定       | 平成6年10月17日                   | 西条市(周桑事務組合、小松町、丹原町)、東温市(東温消防等事務組合、川内町)                       |     |        |
| 今治小松自動車道消防相互応援協力応援協定 | 平成11年7月2日7月2日(平成13年6月8日一部改正) | 西条市(周桑事務組合、東予市、小松町、丹原町)、東温市(東温消防等事務組合、川内町)、今治市(今治地区事務組合消防本部) | 情報班 | 応援要請   |
| 広域消防相互応援協定           | 平成18年4月1日                    | 西条市、いの町、仁淀消防組合                                               |     |        |

## 1-20 愛媛県建設業協会西条支部事業者一覧

【(一社)愛媛県建設業協会西条地区災害対策本部組織編成表】

令和5年12月31日現在

| 役職名    | 氏名(会社名)         | 電話番号         | FAX          |
|--------|-----------------|--------------|--------------|
| 地区本部長  | 星加 隆夫(西条建設㈱)    | 0897-56-0155 | 0897-56-1903 |
| 地区副本部長 | 山本 新一郎(㈱山本工務店)  | 0897-55-2205 | 0897-55-2878 |
|        | 藤岡 一貴(藤岡建設㈱)    | 0898-68-7239 | 0898-68-7454 |
|        | 伊藤 晴友(伊藤善建設工業㈱) | 0897-57-9971 | 0897-57-7778 |
|        | 安藤 善太(安藤工業㈱)    | 0898-64-3711 | 0898-64-2450 |

| 担当区域①:船屋・玉津・下島山・飯岡 地区 |                   |          | 地区責任者:高橋 宏幸(高橋土建㈱)<br>地区副責任者:矢野 武彦(大武建設㈱) |              |
|-----------------------|-------------------|----------|-------------------------------------------|--------------|
| No.                   | 氏名                | 会社名      | 電話番号                                      | FAX          |
| 1                     | 高橋 宏幸             | 高橋土建㈱    | 0897-55-3659                              | 0897-55-0339 |
| 2                     | 矢野 武彦             | 大武建設㈱    | 0897-56-0055                              | 0897-56-0165 |
| 3                     | 一色 勝正             | 一色建設㈱    | 0897-47-4017                              | 0897-47-1411 |
| 4                     | 越智 信二             | (有)越島建設  | 0897-55-3986                              | 0897-55-3913 |
| 5                     | 越智 学              | ㈱越智工務店   | 0897-56-3608                              | 0897-55-6194 |
| 6                     | 越智 千代子<br>(大澤 廣武) | 越智土建㈱    | 0897-56-5008                              | 0897-56-9631 |
| 7                     | 近藤 勝紀             | ㈱近藤技研    | 0897-53-7432                              | 0897-47-3661 |
| 8                     | 吉川 誠治             | 三共建設産業㈱  | 0897-55-2896                              | 0897-55-1426 |
| 9                     | 渡辺 春正             | 大明建設(有)  | 0897-56-1545                              | 0897-56-1552 |
| 10                    | 寺田 昌直             | ㈱寺田組     | 0897-56-4333                              | 0897-56-4339 |
| 11                    | 竹久保 隆則            | 丸隆建設㈱    | 0897-55-5775                              | 0897-55-6553 |
| 12                    | 宮崎 英明             | 宮崎動力工業㈱  | 0897-55-3337                              | 0897-55-3864 |
| 13                    | 宮崎 仁志             | 宮崎土木(有)  | 0897-55-8009                              | 0897-55-8117 |
| 14                    | 矢野 恵三             | ㈱矢野正建設工業 | 0897-55-3966                              | 0897-55-3973 |
| 15                    | 田中 実志             | 西条道路㈱    | 0897-56-3831                              | 0897-53-2539 |

| 担当区域②:神拝・西条・大町 地区 |        |         | 地区責任者:高橋 康壽(高橋建設工業㈱)<br>地区副責任者:高橋 基雄(㈱高橋工務店) |              |
|-------------------|--------|---------|----------------------------------------------|--------------|
| No.               | 氏名     | 会社名     | 電話番号                                         | FAX          |
| 16                | 高橋 康壽  | 高橋建設工業㈱ | 0897-56-5307                                 | 0897-53-2425 |
| 17                | 高橋 基雄  | ㈱高橋工務店  | 0897-56-2151                                 | 0897-55-2159 |
| 18                | 内田 清   | (有)内田建設 | 0897-56-5132                                 | 0897-56-5129 |
| 19                | 川下 征英  | ㈱川下建設   | 0897-55-4147                                 | 0897-55-4684 |
| 20                | 木藤 善文  | (有)木藤建設 | 0897-55-3377                                 | 0897-55-3531 |
| 21                | 星加 隆夫  | 西条建設㈱   | 0897-56-0155                                 | 0897-56-1903 |
| 22                | 白石 幸二  | ㈱白石工業   | 0897-53-2722                                 | 0897-55-1551 |
| 23                | 尾野 忠雄  | (有)大寿建設 | 0897-55-0070                                 | 0897-55-1453 |
| 24                | 宇佐美 和孝 | (有)大晋建設 | 0897-56-6835                                 | 0897-56-6864 |
| 25                | 山本 新一郎 | ㈱山本工務店  | 0897-55-2205                                 | 0897-55-2878 |
| 26                | 田中 実志  | 西条道路㈱   | 0897-56-3831                                 | 0897-53-2539 |

| 担当区域③:神戸・千町・藤之石 地区 |       |       | 地区責任者:塩崎 久雄(㈱塩崎組)<br>地区副責任者:菅 晋策(㈱久門組) |              |
|--------------------|-------|-------|----------------------------------------|--------------|
| No.                | 氏名    | 会社名   | 電話番号                                   | FAX          |
| 27                 | 塩崎 久雄 | ㈱塩崎組  | 0897-55-2553                           | 0897-55-5425 |
| 28                 | 菅 晋策  | ㈱久門組  | 0897-53-5167                           | 0897-56-5585 |
| 29                 | 菅 武司  | (有)菅組 | 0897-56-4567                           | 0897-53-1595 |
| 30                 | 白川 和美 | 尾野土建㈱ | 0897-55-2708                           | 0897-56-1502 |
| 31                 | 藤田 秀樹 | 木下建設㈱ | 0897-55-4138                           | 0897-55-4699 |



| No. | 氏 名   | 会 社 名    | 電話番号         | FAX          |
|-----|-------|----------|--------------|--------------|
| 32  | 高橋 雅顕 | (有)高橋建設  | 0897-56-6071 | 0897-55-0612 |
| 33  | 玉井 清也 | (有)玉井工務店 | 0897-55-9960 | 0897-55-9970 |
| 34  | 丹 隆夫  | 丹建設工業(株) | 0897-55-5223 | 0897-56-5612 |
| 35  | 弓山 幹雄 | (株)弓山建設  | 0897-53-2100 | 0897-53-2883 |
| 36  | 田中 実志 | 西条道路(株)  | 0897-56-3831 | 0897-53-2539 |

| 担当区域④: 禎瑞・氷見・橋・大保木 地区 |       |            | 地区責任者 : 高橋 大輔 (新高建設(株))<br>地区副責任者: 伊藤 伸輔 (株)伊藤土建 |              |
|-----------------------|-------|------------|--------------------------------------------------|--------------|
| No.                   | 氏 名   | 会 社 名      | 電話番号                                             | FAX          |
| 37                    | 伊藤 晴友 | 伊藤善建設工業(株) | 0897-57-9971                                     | 0897-57-7778 |
| 38                    | 高橋 大輔 | 新高建設(株)    | 0897-57-7788                                     | 0897-57-7528 |
| 39                    | 伊藤 伸輔 | (株)伊藤土建    | 0897-57-8111                                     | 0897-57-8818 |
| 40                    | 伊藤 秀樹 | (株)今宮建設    | 0897-57-7930                                     | 0897-57-7930 |
| 41                    | 野田 博  | (有)野田建設    | 0897-57-8454                                     | 0897-57-6412 |
| 42                    | 田中 実志 | 西条道路(株)    | 0897-56-3831                                     | 0897-53-2539 |

| 担当区域⑤: 小松 地区 |       |           | 地区責任者 : 近藤 勇治 (株)近藤建設<br>地区副責任者: 野村 康仁 (株)野村建設 |              |
|--------------|-------|-----------|------------------------------------------------|--------------|
| No.          | 氏 名   | 会 社 名     | 電話番号                                           | FAX          |
| 43           | 近藤 勇治 | (株)近藤建設   | 0898-72-2870                                   | 0898-72-5828 |
| 44           | 野村 康仁 | (株)野村建設   | 0898-72-5458                                   | 0898-72-3398 |
| 45           | 伊藤 篤志 | (有)伊藤明建設  | 0898-72-2976                                   | 0898-72-2976 |
| 46           | 北田 秀穂 | (株)北田組    | 0898-72-4340                                   | 0898-72-4882 |
| 47           | 玉井 静正 | (株)玉井建設   | 0898-72-2159                                   | 0898-72-6127 |
| 48           | 戸田 洋一 | (株)戸田建築工業 | 0898-72-2646                                   | 0898-72-2652 |
| 49           | 石井 統治 | (有)丸石土木   | 0898-72-2595                                   | 0898-72-5907 |

| 担当区域⑥: 丹原 地区 |       |          | 地区責任者 : 今井 美文 (株)今井組<br>地区副責任者: 今井 洋平 (株)今井工務店 |              |
|--------------|-------|----------|------------------------------------------------|--------------|
| No.          | 氏 名   | 会 社 名    | 電話番号                                           | FAX          |
| 50           | 今井 美文 | (株)今井組   | 0898-73-2001                                   | 0898-73-2437 |
| 51           | 今井 洋平 | (株)今井工務店 | 0898-68-7522                                   | 0898-68-7354 |
| 52           | 安藤 直康 | 丹原建設(株)  | 0898-68-7485                                   | 0898-68-4727 |
| 53           | 山内 一敏 | (有)三共建設  | 0898-68-7588                                   | 0898-68-7627 |

| 担当区域⑦: 周布・多賀・吉井 地区 |        |           | 地区責任者 : 菅 俊力 (株)菅建設<br>地区副責任者: 丹下 準一郎 (株)丹下興産 |              |
|--------------------|--------|-----------|-----------------------------------------------|--------------|
| No.                | 氏 名    | 会 社 名     | 電話番号                                          | FAX          |
| 54                 | 菅 俊力   | (株)菅建設    | 0898-64-3064                                  | 0898-64-5614 |
| 55                 | 丹下 準一郎 | (株)丹下興産   | 0898-68-7738                                  | 0898-68-3853 |
| 56                 | 丹下 喜代範 | 丹下建設工業(株) | 0898-65-5568                                  | 0898-64-3258 |
| 57                 | 藤岡 一貴  | 藤岡建設(株)   | 0898-68-7239                                  | 0898-68-7454 |

| 担当区域⑧: 壬生川・国安・吉岡 地区 |        |         | 地区責任者 : 矢野 大理 (芸予産業(株))<br>地区副責任者: 大澤 康樹 (有)大沢建設 |              |
|---------------------|--------|---------|--------------------------------------------------|--------------|
| No.                 | 氏 名    | 会 社 名   | 電話番号                                             | FAX          |
| 58                  | 矢野 大理  | 芸予産業(株) | 0898-64-2544                                     | 0898-64-2425 |
| 59                  | 大澤 康樹  | (有)大沢建設 | 0898-66-3138                                     | 0898-76-5889 |
| 60                  | 安藤 善太  | 安藤工業(株) | 0898-64-3711                                     | 0898-64-2450 |
| 61                  | 青野 功   | (株)青野組  | 0898-66-5229                                     | 0898-66-0275 |
| 62                  | 宇佐美 靖典 | (有)宇佐美組 | 0898-64-2437                                     | 0898-64-2512 |
| 63                  | 志賀 由裕  | (株)志賀興産 | 0898-66-2277                                     | 0898-66-0246 |

| 担当区域⑨:庄内・三芳・楠・河原津 地区 |       |       | 地区責任者 :岡崎 寛賢(岡崎建設㈱)<br>地区副責任者:大本 諭(東建設㈱) |              |
|----------------------|-------|-------|------------------------------------------|--------------|
| No.                  | 氏 名   | 会 社 名 | 電話番号                                     | FAX          |
| 64                   | 岡崎 寛賢 | 岡崎建設㈱ | 0898-66-3648                             | 0898-66-0300 |
| 65                   | 大本 諭  | 東建設㈱  | 0898-66-4675                             | 0898-66-0360 |
| 66                   | 荃田 元伸 | 荃田建設㈱ | 0898-66-6120                             | 0898-66-6122 |
| 67                   | 野村 一士 | ㈹野村建設 | 0898-66-5474                             | 0898-66-5498 |

|                  |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|
| 責 任 者:事務局長 日野 康史 | 事務局:0897-56-0320 | FAX:0897-56-9456 |
| 副責任者:事務局次長 土野 彰三 |                  |                  |

## 1-21 指定給水装置工事事業者一覧

令和4年12月31日現在

| 番号 | 業 者 の 名 称     | 代 表 者  | 住 所           | 電話番号          |
|----|---------------|--------|---------------|---------------|
| 1  | (有)越智水道工業所    | 高橋 仁志  | 飯岡2418-1      | 0897-56-7525  |
| 2  | (有)川上汽缶       | 川上 克己  | 船屋519         | 0897-56-1393  |
| 3  | (株)松和         | 松本 洋一  | 樋之口132-4      | 0897-56-2025  |
| 4  | (株)白石工業       | 白石 幸二  | 古川甲294-4      | 0897-53-2722  |
| 5  | 高橋水道(有)       | 高橋 誠   | 檜木368-1       | 0897-57-7770  |
| 6  | 竹田工業(株)       | 竹田 良文  | 大町417-3       | 0897-56-1205  |
| 7  | 丹建設工業(株)      | 丹 隆夫   | 中野甲658-8      | 0897-55-5223  |
| 8  | 東洋設備工業(株)     | 加藤 弘道  | 喜多川383-6      | 0897-56-1588  |
| 9  | (株)中山設備       | 中山 賀人  | 喜多川610-2      | 0897-55-4134  |
| 10 | (株)マルイ設備工業    | 越智 純也  | 福武甲1194-2     | 0897-56-4205  |
| 11 | (有)山本設備工業     | 山本 和法  | 中野甲559        | 0897-55-6243  |
| 12 | 共栄プロパンガス(株)   | 斎藤 和久  | 飯岡2609-2      | 0897-56-0052  |
| 13 | 塩出設備          | 塩出 俊一  | 喜多川124-1      | 0897-56-7700  |
| 14 | 高橋石油ガス(株)     | 高橋 雅顕  | 洲之内甲647-1     | 0897-56-1570  |
| 15 | 漏水メンテ         | 藤田 幸助  | 飯岡2172-4      | 050-3797-2608 |
| 16 | (有)松尾設備       | 松尾 豊   | 氷見丙952        | 0897-57-7433  |
| 17 | 野口工業(株)       | 野口 晃揮  | 中野甲886-7      | 0897-47-8193  |
| 18 | (株)山田設備       | 山田 善寛  | 福武甲1675       | 0897-66-7521  |
| 19 | 亀川設備工業(株)     | 亀川 繁和  | 高田493-3       | 0898-64-5880  |
| 20 | 川上設備          | 川上 雅夫  | 壬生川558-13     | 0898-65-4892  |
| 21 | 近藤設備工業(株)     | 櫛部 光孝  | 旦之上甲269-2     | 0898-66-2498  |
| 22 | (有)角知設備工業所    | 篠原 宏明  | 今在家68         | 0898-64-4044  |
| 23 | 武田設備工業(有)     | 武田 公子  | 円海寺158-4      | 0898-64-3328  |
| 24 | 東洋管工(株)       | 藤岡 直哉  | 北条1009        | 0898-64-1010  |
| 25 | 東予住宅設備(有)     | 行本 博   | 北条1252-8      | 0898-64-3266  |
| 26 | 中野商会          | 中野 安博  | 壬生川157-31     | 0898-64-2752  |
| 27 | 檜垣設備工業(株)     | 檜垣 文章  | 三津屋410        | 0898-64-3051  |
| 28 | 藤岡ガス(有)       | 塩出 素久  | 周布1688-2      | 0898-68-7826  |
| 29 | (株)萬両設備工業所    | 近藤 敏明  | 石田264-5       | 0898-64-4061  |
| 30 | 稲井設備          | 稲井 俊秀  | 喜多台553-1      | 0898-64-6707  |
| 31 | シャイン設備(株)     | 佐伯 文雄  | 安用甲932-1      | 0898-52-7115  |
| 32 | (株)マルワ        | 渡邊 孝司  | 楠甲361-1       | 0898-55-8200  |
| 33 | 伊藤設備          | 伊藤 亘   | 丹原町長野1639-3   | 0898-68-4049  |
| 34 | 越智設備          | 越智 淳二  | 丹原町来見662      | 0898-75-3549  |
| 35 | (有)佐伯電機       | 佐伯 ユキエ | 丹原町今井120-3    | 0898-68-7242  |
| 36 | (有)佐伯燃料設備工業   | 佐伯 耕司  | 丹原町丹原61-1     | 0898-68-7185  |
| 37 | 周桑佐伯設備        | 佐伯 晃   | 丹原町古田甲1461-1  | 0898-68-0231  |
| 38 | 東予タカラ住設       | 櫛部 健二  | 丹原町長野1695     | 0898-68-4230  |
| 39 | (株)ニコー住宅設備    | 黒光 映次  | 丹原町今井525-6    | 0898-68-7667  |
| 40 | (有)行元プロパン住宅設備 | 行元 彦   | 丹原町丹原169      | 0898-68-7105  |
| 41 | (有)南部燃料住宅設備   | 南部 充利  | 小松町新屋敷甲2845-1 | 0898-72-2306  |
| 42 | 桧垣住宅設備        | 桧垣 光昭  | 小松町新屋敷甲2117-4 | 0898-72-3613  |
| 43 | 安岡設備          | 安岡 寿仁  | 小松町新屋敷甲566-10 | 0898-72-5741  |
| 44 | 戸田設備          | 戸田 隆二  | 小松町安井甲193-2   | 0898-72-4485  |

## 1-22 下水道排水設備指定工事店一覧

令和 3 年 12 月 31 日現在

| No. | 指定工事店名       | 代表者名   | 所 在 地         | 電話番号          |
|-----|--------------|--------|---------------|---------------|
| 1   | (株)アポロ商会     | 原 秀典   | 大町1507        | 0897-55-4141  |
| 2   | イーオカ住設建材     | 一色 大輔  | 飯岡2303        | 0897-56-3272  |
| 3   | (有)内田建設      | 内田 清   | 福武甲1033       | 0897-56-5132  |
| 4   | (有)越智水道工業所   | 高橋 仁志  | 飯岡2418-1      | 0897-56-7525  |
| 5   | (有)菅組        | 菅 武司   | 洲之内甲520       | 0897-56-4567  |
| 6   | 三共建設産業(株)    | 吉川 輝   | 玉津263-2       | 0897-55-5900  |
| 7   | (有)三幸設備工業    | 加藤 雄二  | 明神木48-2       | 0897-55-7117  |
| 8   | 塩出設備         | 塩出 俊一  | 喜多川124-1      | 0897-56-7700  |
| 9   | (株)松和        | 松本 洋一  | 樋之口132-4      | 0897-56-2025  |
| 10  | (株)白石工業      | 白石 幸二  | 古川甲294-4      | 0897-53-2722  |
| 11  | 白石木材商工(株)    | 白石 圭史郎 | 喜多川209-1      | 0897-55-4450  |
| 12  | 大明建設(有)      | 渡辺 春正  | 飯岡4002        | 0897-56-1545  |
| 13  | 高橋水道(有)      | 高橋 誠   | 檜木368-1       | 0897-57-7770  |
| 14  | 竹田工業(株)      | 竹田 良文  | 大町417-3       | 0897-56-1205  |
| 15  | 丹建設工業(株)     | 丹 隆夫   | 中野甲658-8      | 0897-55-5223  |
| 16  | 東洋設備工業(株)    | 加藤 弘道  | 喜多川383-6      | 0897-56-1588  |
| 17  | (株)徳増建工      | 徳増 稚養一 | 安知生198-2      | 0897-55-3487  |
| 18  | トダセツビ        | 戸田 毅   | 中野甲115-17     | 0897-56-7955  |
| 19  | (株)中山設備      | 中山 賀人  | 喜多川610-2      | 0897-55-4134  |
| 20  | (有)板東設備      | 板東 孝   | 飯岡1122-20     | 0897-53-3996  |
| 21  | (株)マルイ設備工業   | 越智 純也  | 福武甲1194-2     | 0897-56-4205  |
| 22  | 萬條設備工業       | 萬條 健吉  | 西泉乙413-1      | 0897-57-8320  |
| 23  | (有)山本設備工業    | 山本 和法  | 中野甲559        | 0897-55-6243  |
| 24  | (有)松尾設備      | 松尾 豊   | 氷見丙 952       | 0897-57-7433  |
| 25  | 伊藤善建設工業(株)   | 伊藤 晴友  | 氷見丙373-1      | 0897-57-9971  |
| 26  | (株)スイヨー西条営業所 | 岩崎 明   | 樋之口369-10     | 080-3928-8025 |
| 27  | (株)久門組       | 菅 金富   | 中野甲715-1      | 0897-53-5167  |
| 28  | 佐藤建設(株)      | 佐藤 太   | 古川甲148-84     | 0897-47-4011  |
| 29  | 野口工業(株)      | 野口 晃揮  | 中野甲886-7      | 0897-47-8193  |
| 30  | (株)山田設備      | 山田 善寛  | 福武甲1675       | 0897-66-7521  |
| 31  | (有)木藤組       | 木藤 清   | 飯岡4061-1      | 0897-55-5557  |
| 32  | (株)青野組       | 青野 功   | 国安407-3       | 0898-66-5229  |
| 33  | (有)宇佐美組      | 宇佐美 靖典 | 壬生川266        | 0898-64-2437  |
| 34  | 亀川設備工業(株)    | 亀川 繁和  | 高田493-3       | 0898-64-5880  |
| 35  | 川上設備         | 川上 雅夫  | 壬生川558-13     | 0898-65-4892  |
| 36  | 芸予産業(株)      | 矢野 大理  | 大新田1105       | 0898-64-2544  |
| 37  | 近藤設備工業(株)    | 櫛部 光孝  | 旦之上甲269-2     | 0898-66-2498  |
| 38  | (有)角知設備工業所   | 篠原 宏明  | 今在家68         | 0898-64-4044  |
| 39  | 武田設備工業(有)    | 武田 公子  | 円海寺158-4      | 0898-64-3328  |
| 40  | (株)玉置建設      | 玉置 仁司  | 楠甲780         | 0898-66-5462  |
| 41  | 東洋管工(株)      | 藤岡 直哉  | 北条1009        | 0898-64-1010  |
| 42  | 東予住宅設備(有)    | 行本 博   | 北条1252-8      | 0898-64-3266  |
| 43  | 藤岡ガス(有)      | 塩出 素久  | 周布1688-2      | 0898-68-7826  |
| 44  | (株)萬両設備工業所   | 近藤 敏明  | 石田264-5       | 0898-64-4061  |
| 45  | 矢野水道設備       | 矢野 正   | 壬生川606-3      | 0898-64-7009  |
| 46  | 荃田建設(株)      | 荃田 元伸  | 三芳1999-5      | 0898-66-6120  |
| 47  | 岡崎建設(株)      | 岡崎 寛賢  | 旦之上甲1446      | 0898-66-3648  |
| 48  | 藤岡建設(株)      | 藤岡 一貴  | 周布1758-3      | 0898-68-7239  |
| 49  | シャイン設備(株)    | 佐伯 文雄  | 安用甲932-1      | 0898-52-7115  |
| 50  | ユウスイ設備       | 真鍋 行夫  | 小松町新屋敷甲751-2  | 0898-72-2015  |
| 51  | (有)南部燃料住宅設備  | 南部 充利  | 小松町新屋敷甲2845-1 | 0898-72-2306  |

| No. | 指定工事店名        | 代表者名   | 所在地             | 電話番号          |
|-----|---------------|--------|-----------------|---------------|
| 52  | 安岡設備          | 安岡 寿仁  | 小松町新屋敷甲566-10   | 090-8691-0369 |
| 53  | 戸田設備          | 戸田 隆二  | 小松町安井甲193-2     | 0898-72-4485  |
| 54  | 朝日土木(有)       | 今井 友也  | 丹原町久妙寺甲354      | 0898-68-6950  |
| 55  | 伊藤設備          | 大澤 健志  | 丹原町長野1639-3     | 0898-68-4049  |
| 56  | 越智設備          | 越智 淳二  | 丹原町来見662        | 0898-75-3549  |
| 57  | (有)佐伯燃料設備工業   | 佐伯 耕司  | 丹原町丹原61-1       | 0898-68-7185  |
| 58  | 周桑佐伯設備        | 佐伯 晃   | 丹原町古田甲1461-1    | 0898-68-0231  |
| 59  | 大成設備工業        | 菅 好弘   | 丹原町丹原56-1       | 0898-68-5258  |
| 60  | 東予タカラ住設       | 櫛部 健二  | 丹原町長野1695       | 0898-68-4230  |
| 61  | (株)ニコー住宅設備    | 黒光 映次  | 丹原町今井525-6      | 0898-68-7667  |
| 62  | (有)行元プロバン住宅設備 | 行元 彦   | 丹原町丹原169        | 0898-68-7105  |
| 63  | (有)佐伯電機       | 佐伯 ユキエ | 丹原町今井120-3      | 0898-68-7242  |
| 64  | (株)愛水         | 田村 昭一  | 新居浜市久保田町2-1-45  | 0897-34-1313  |
| 65  | 浅海設備工業(株)     | 浅海 日出夫 | 今治市黄金町5-1-5     | 0898-23-7613  |
| 66  | 岩崎冷熱(株)       | 岩崎 栄治  | 新居浜市繁本町9-53     | 0897-35-3171  |
| 67  | (有)栄和設備       | 藤原 弘之  | 新居浜市本郷2-3-19    | 0897-40-0583  |
| 68  | (有)エヒメ設備      | 神山 貴由  | 新居浜市多喜浜5-5-17   | 0897-40-5601  |
| 69  | 愛媛日化サービス(株)   | 原 宗之   | 新居浜市西の土居町1-3-50 | 0897-34-1511  |
| 70  | (有)近代設備工業     | 越智 道人  | 今治市喜田村1-8-21    | 0898-47-5380  |
| 71  | くるしまホームサービス   | 阿部 秀史  | 伊予郡松前町永田324-1   | 089-984-7378  |
| 72  | (株)黒川設備       | 黒川 裕希  | 今治市室屋町5-1-7     | 0898-31-1958  |
| 73  | 近藤建材(株)       | 近藤 一太  | 新居浜市坂井町3-2-21   | 0897-43-7711  |
| 74  | (株)近藤工業所      | 近藤 慎治  | 今治市常盤町7-3-4     | 0898-23-2145  |
| 75  | (株)さくら工業      | 櫻井 健吾  | 今治市喜田村4-13-53   | 0898-48-2221  |
| 76  | (有)サム企画       | 木花 勇作  | 新居浜市東田1甲1300    | 0897-64-9600  |
| 77  | (有)三和冷熱       | 越智 勲   | 今治市黄金町3-2-4     | 0898-22-3011  |
| 78  | (有)システム愛媛     | 乗山 弘誓  | 新居浜市松神子4-3-33   | 0897-46-1407  |
| 79  | (株)篠宮工業所      | 篠宮 博幸  | 今治市南鳥生町2-2-29   | 0898-31-0353  |
| 80  | (有)新栄住設       | 渡辺 保   | 新居浜市神郷2-5-1     | 0897-45-0149  |
| 81  | (有)新日設        | 伊藤 裕之  | 新居浜市政枝町1-6-36   | 0897-34-6036  |
| 82  | 高橋設備工業        | 高橋 鞠璃子 | 新居浜市大生院1313     | 090-3189-5078 |
| 83  | (株)タクボ設備      | 田窪 幸孝  | 今治市立花町3-3-18    | 0898-31-0227  |
| 84  | (有)竹林住宅設備機器   | 竹林 昌兼  | 新居浜市大生院83-1     | 0897-41-6622  |
| 85  | (株)丹下水道ポンプ工業所 | 丹下 徹也  | 今治市南日吉町1-3-33   | 0898-22-3098  |
| 86  | (株)富田水道工業所    | 富田 雄二  | 今治市八町西4-1-12    | 0898-23-6116  |
| 87  | (株)長井商会       | 長井 浩   | 今治市常盤町4-7-8     | 0898-32-2929  |
| 88  | (有)燧熱学        | 鈴木 正陽  | 新居浜市東田1甲-1307-1 | 0897-43-2288  |
| 89  | (有)松木設備工業所    | 近藤 克人  | 今治市松木27-7       | 0898-47-2634  |
| 90  | 丸石設備工業(株)     | 藤原 勇人  | 今治市中寺1008-1     | 0898-22-7732  |
| 91  | (株)山内工業       | 山内 完仁  | 今治市本町7-3-35     | 0898-32-1983  |
| 92  | (有)リフォーム・エヒメ  | 田村 慎二  | 新居浜市久保田町2-1-45  | 0897-34-1224  |
| 93  | (有)尾田水道       | 尾田 征司  | 新居浜市八幡1-10-28   | 0897-33-8252  |
| 94  | 藤田設備          | 藤田 兼市  | 松山市高岡町733-21    | 089-973-2295  |
| 95  | テラオ設備         | 寺尾 壽宏  | 四国中央市土居町天満692-1 | 0896-74-5586  |
| 96  | (株)リビング武田     | 坂本 等   | 今治市常盤町1-4-1     | 0898-23-0148  |
| 97  | (有)芳之内設備      | 芳之内 正夫 | 松山市勝岡町30-7      | 089-979-4467  |
| 98  | 新崎住宅設備(株)     | 新崎 勉   | 松山市井門町81-5      | 089-957-5413  |
| 99  | (株)大西水道商会     | 浅山 智香  | 今治市大西町脇甲856     | 0898-53-2271  |
| 100 | (有)真鍋住設       | 真鍋 久繁  | 四国中央市土居町上野3698  | 0896-74-5365  |
| 101 | (有)和泉水道工業所    | 和泉 吉明  | 松山市竹原4-9-13     | 089-945-1275  |
| 102 | (有)乃万設備       | 池内 洋一  | 今治市宅間甲1273-6    | 0898-32-4017  |
| 103 | 日野設備          | 日野 邦茂  | 今治市山口甲76-3      | 0898-56-2909  |
| 104 | (株)三枝工業       | 山内 英次  | 松山市安城寺町523-3    | 089-997-8374  |
| 105 | 秋桜設備          | 一色 明人  | 今治市桜井4-5-6      | 0898-47-0512  |
| 106 | (株)明和         | 近藤 利彦  | 新居浜市宇高町1-1-33   | 0897-33-0808  |

| No. | 指定工事店名      | 代表者名  | 所 在 地            | 電話番号          |
|-----|-------------|-------|------------------|---------------|
| 107 | シンエイメンテナンス㈱ | 亀田 春近 | 新居浜市船木甲2982-38   | 090-3788-3960 |
| 108 | (有)壽商会      | 原 直人  | 新居浜市寿町4-11       | 0897-44-7762  |
| 109 | (有)水成工業     | 鳥生 武彦 | 今治市阿方甲489-4      | 0898-23-7139  |
| 110 | 千設備工業       | 千 智司  | 今治市国分4-2-54      | 0898-47-2435  |
| 111 | 工藤設備        | 工藤 一志 | 新居浜市田の上2-5-25    | 0897-45-0904  |
| 112 | ㈱みずき        | 高木 寛  | 松山市井門町684-4      | 089-908-7320  |
| 113 | ㈱日管         | 原 敬   | 新居浜市寿町10-25      | 090-9774-1002 |
| 114 | (有)藤岡電気水道   | 横井 英樹 | 新居浜市東雲町1-4-48    | 0897-32-4518  |
| 115 | (有)加藤電機設備   | 加藤 雅男 | 四国中央市土居町津根1176-2 | 0896-74-6818  |
| 116 | ㈱桧垣工務店      | 上野 高宏 | 新居浜市一宮町1-13-15   | 0897-33-5111  |
| 117 | ㈱大原商店       | 大原 進  | 新居浜市中萩町10-51     | 0897-41-6801  |
| 118 | ㈱佐々木工業      | 佐々木 章 | 今治市東村5-2-26      | 0898-52-3041  |
| 119 | ㈱牧野商会       | 牧野 彰  | 新居浜市久保田町1-2-25   | 0897-33-2602  |
| 120 | 丸山住宅設備      | 丸山 修聖 | 今治市五十嵐甲98-4      | 0898-33-0960  |
| 121 | ㈱永水         | 永野 浩二 | 新居浜市坂井町2-5-2     | 0897-33-0722  |
| 122 | ㈱ヒロ配管設備     | 仙波 宏通 | 松山市水泥町718-4      | 089-968-1461  |
| 123 | 田中設備工業所     | 田中 勤  | 今治市桜井3-9-13      | 0898-48-4501  |
| 124 | 共働設備工業㈱     | 櫛部 一人 | 今治市徳重287-1       | 0898-52-7081  |
| 125 | 武智水道工業㈱     | 武智 忍  | 伊予市上三谷1428       | 089-982-1268  |
| 126 | 伊藤設備        | 伊藤 伸二 | 新居浜市西連寺町2-5-40   | 090-9459-4661 |
| 127 | (有)フジモト設備   | 藤本 和久 | 東温市牛渕1846-6      | 089-964-8221  |
| 128 | ㈱イズミ設備      | 和泉 裕一 | 東温市則之内乙2490-1    | 089-904-2105  |
| 129 | ㈱タナカ        | 田中 俊成 | 松山市古川西3-13-5     | 089-916-9416  |
| 130 | ㈱マルワ        | 渡邊 孝司 | 楠甲361-1          | 0898-55-8200  |
| 131 | ㈱暁設備        | 土居 暁  | 松山市安城寺町278-4     | 089-943-4423  |
| 132 | 星加技建        | 星加 隆志 | 新居浜市中村4-2-48     | 0897-43-2657  |
| 133 | (有)山本金物建材   | 山本 通孝 | 松山市柳原395         | 089-992-0353  |
| 134 | 向井設備        | 向井 栄二 | 新居浜市大生院1305-1    | 0897-40-6611  |
| 135 | (有)藤田商店     | 藤田 祐基 | 今治市吉海町幸新田461     | 0897-84-2994  |
| 136 | ㈱福田建工       | 岡田 陽英 | 新居浜市郷3-6-5       | 0897-47-4088  |
| 137 | カマダ建築設備㈱    | 鎌田 昌一 | 今治市矢田乙402-10     | 0898-52-3839  |
| 138 | 秋山工業㈱       | 秋山 三郎 | 今治市中寺104         | 0898-31-4079  |
| 139 | 十設          | 西原 侑  | 新居浜市土橋1-10-22    | 0897-47-6691  |

## 1-23 一般廃棄物処理業許可業者一覧

(令和5年11月30日現在)五十音順

| 番号 | 業者名          | 代表者     | 住所            | 電話番号         | 許可区分 |    |     |     |
|----|--------------|---------|---------------|--------------|------|----|-----|-----|
|    |              |         |               |              | ごみ   | し尿 | 処分業 | 浄化槽 |
| 1  | 愛美総合㈱        | 川口 清    | 小松町新屋敷甲467-1  | 0898-76-3300 | ○    | —  | —   | —   |
| 2  | ㈲明越産業        | 羽渕 文治   | 船屋7-1         | 0897-55-5660 | ○    | —  | ○   | —   |
| 3  | ㈲石鎚スカイ・クリーン  | 杉森 恵夫   | 氷見乙689-3      | 0897-57-9121 | —    | ○  | —   | ○   |
| 4  | ㈱イナミコーポレーション | 稲見 政隆   | ひうち6-12       | 0897-55-7111 | ○    | —  | —   | —   |
| 5  | 今治加工㈱        | 北岡 康典   | 今在家1218-1     | 0898-64-1233 | ○    | —  | ○   | —   |
| 6  | ㈲宇佐美商店       | 宇佐美 公二  | 古川甲282-1      | 0897-55-3985 | ○    | —  | ○   | —   |
| 7  | ㈲SK企画        | 合田 昌二   | 大町255-10      | 0897-53-8220 | ○    | —  | —   | —   |
| 8  | ㈱大野組         | 徳永 博文   | 中西323-7       | 0897-53-2892 | ○    | —  | —   | —   |
| 9  | ㈲鎌田廻漕店       | 中山 昭壽   | 喜多川841-1      | 0897-56-3255 | ○    | —  | —   | —   |
| 10 | ㈲旭林造園土木      | 藤田 隆司   | 飯岡310-2       | 0897-55-5025 | ○    | —  | —   | —   |
| 11 | ㈲工藤商店        | 工藤 一孝   | 小松町明穂甲243-1   | 0898-72-3428 | ○    | —  | —   | —   |
| 12 | 久門産業㈱        | 久門 憲彦   | 小松町新屋敷甲2602-2 | 0898-72-5346 | ○    | —  | —   | —   |
| 13 | ㈱クリーンダスト     | 菊地 英二郎  | 船屋乙5-7        | 0897-56-7071 | ○    | —  | ○   | —   |
| 14 | ㈲越野商事        | 越野 淳子   | 飯岡3219-2      | 0897-56-9409 | ○    | —  | ○   | —   |
| 15 | ㈱小松協同企業      | 伊藤 亜希子  | 小松町新屋敷甲203-3  | 0898-72-4498 | ○    | ○  | —   | ○   |
| 16 | 西条環境整備㈱      | 稲井 和久   | 樋之口452-8      | 0897-55-3244 | ○    | ○  | —   | ○   |
| 17 | 酒井興産㈱        | 酒井 太郎   | 新居浜市船木4336-2  | 0897-43-2300 | ○    | —  | —   | —   |
| 18 | 周桑衛生㈱        | 菅 桂二    | 高田799-2       | 0898-65-5659 |      | ○  | —   | ○   |
| 19 | 周桑クリーン㈱      | 藤田 恒子   | 高田916-130     | 0898-66-5963 | ○    | ○  | —   | ○   |
| 20 | ㈲曾我建設        | 曾我 昇一   | 石田410-5       | 0898-65-5685 | ○    | —  | —   | —   |
| 21 | 大勝産業㈱        | 光國 正司   | 下島山乙115-1     | 0897-52-0888 | ○    | —  | —   | —   |
| 22 | ㈲大成金属        | 宇佐美 総一郎 | 神拝乙154-1      | 0897-55-4346 | ○    | —  | —   | —   |
| 23 | ㈱匠産業         | 薦田 義明   | 港46-1         | 0897-47-6330 | ○    | —  | —   | —   |
| 24 | ㈲丹原清掃社       | 木村 正敏   | 丹原町今井430-2    | 0898-68-5015 | ○    | ○  | —   | ○   |
| 25 | ㈱戸田産業        | 戸田 浩文   | 古川甲323-10     | 0897-52-0756 | ○    | —  | ○   | —   |
| 26 | ㈱日本有機四国      | 大石 隆憲   | 旦之上303-3      | 0898-66-5001 | —    | —  | ○   | —   |
| 27 | ヒカリ環境開発㈲     | 高橋 浩一   | 丹原町北田野1170    | 0898-68-6533 | ○    | ○  | —   | ○   |
| 28 | ㈱平野          | 平野 俊和   | 高田916-97      | 0898-66-5764 | ○    | —  | —   | —   |
| 29 | 藤岡建設㈱        | 藤岡 一貴   | 周布1758-3      | 0898-68-7239 | ○    | —  | ○   | —   |
| 30 | ㈲藤田農園緑地開発    | 藤田 慶三   | 飯岡595         | 0897-56-0077 | ○    | —  | —   | —   |
| 31 | ㈲マルイシ興業      | 伊藤 まゆみ  | 西之川丙118       | 0897-59-0234 | ○    | —  | —   | —   |
| 32 | ㈲三芳衛生社       | 和田 大子   | 大野395-13      | 0898-66-4098 | —    | ○  | —   | ○   |
| 33 | ㈲柳紙業         | 柳 克寿    | 新居浜市観音原町乙2-13 | 0897-41-1410 | ○    | —  | —   | —   |
| 34 | ㈲山本造園        | 山本 周司   | 中野甲590-1      | 0897-56-8002 | ○    | —  | —   | —   |
| 35 | ㈱R-テック       | 鶴岡 裕士   | 松山市東長戸1-10-20 | 089-917-6551 | ○    | —  | —   | —   |
| 36 | ㈱Lead Lump   | 目見田 学   | 旦之上甲615       | 0898-76-5167 | ○    | —  | —   | —   |
|    |              |         |               | 計            | 32   | 8  | 8   | 8   |

## 1-24 し尿処理施設

| 施設名            | 所在地    | 電話番号 |
|----------------|--------|------|
| 西条市ひうちクリーンセンター | 氷見戊 75 | —    |

## 1-25 ごみ処理施設

| 施 設 名           | 所 在 地       | 電話番号         |
|-----------------|-------------|--------------|
| 西条市道前クリーンセンター   | 小松町大頭甲1200  | 0898-72-3843 |
| 西条市東部一般廃棄物最終処分場 | 船屋甲1-1      | —            |
| 西条市東予一般廃棄物最終処分場 | 河之内甲32-1    | 0898-66-0290 |
| 西条市丹原一般廃棄物最終処分場 | 丹原町鞍瀬辛566-2 | 0898-73-2806 |

## 1-26 L P ガス販売業者一覧

## ・西条支部

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

| No. | 会社名          | 住所          | 電話番号         | 備考       |
|-----|--------------|-------------|--------------|----------|
| 1   | 高橋石油ガス(株)    | 洲之内甲647-1   | 0897-56-1570 |          |
| 2   | えひめ未来農業協同組合  | 洲之内甲163     | 0897-56-9050 | 本所所在地でない |
| 3   | (有)藤本石油      | 氷見乙705-1    | 0897-57-9804 |          |
| 4   | 三晃産業(有)      | 氷見乙986-2    | 0897-57-9007 |          |
| 5   | 佐伯燃料店        | 氷見丙527      | 0897-57-9908 |          |
| 6   | 伊藤忠エネクスHL    | ひうち3-9      | 0897-55-1890 |          |
| 7   | (有)工藤ガス      | 大町1176-1-1F | 0897-53-5797 |          |
| 8   | (株)アポロ商会     | 大町1507      | 0897-55-4141 |          |
| 9   | (株)西条プロパン    | 大町1074-2    | 0897-55-2120 |          |
| 10  | フジエネルギー(有)   | 福武甲890-1    | 0897-53-8000 |          |
| 11  | 共同瓦斯(株)ひうち支店 | ひうち3-40     | 0897-55-2845 |          |
| 12  | 共栄プロパンガス(株)  | 飯岡2609-2    | 0897-56-0052 |          |
| 13  | 四国ガス燃料       | 飯岡2434-83   | 0897-55-6655 |          |
| 14  | (有)エナジー安田    | 朔日市775-4    | 0897-55-2596 |          |
| 15  | (有)リビング藤下    | 明屋敷328-1    | 0897-55-4363 |          |
| 16  | (有)サイトウ      | 飯岡2560-31   | 0897-56-0089 |          |
| 17  | (有)高田屋ガス     | 神拝甲197-7    | 0897-53-6468 |          |

## ・周桑支部

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

| No. | 会社名                       | 住所            | 電話番号         | 備考 |
|-----|---------------------------|---------------|--------------|----|
| 1   | (有)大道プロパン                 | 喜多台474-5      | 0898-64-2325 |    |
| 2   | 山内石油(株)                   | 三津屋93-5       | 0898-76-1024 |    |
| 3   | 藤岡ガス(有)                   | 周布1688-2      | 0898-68-7826 |    |
| 4   | 小笠原プロパン                   | 三津屋南14-18     | 0898-64-2457 |    |
| 5   | (有)大崎屋                    | 河原津甲236       | 0898-66-5164 |    |
| 6   | (有)金子屋商店                  | 三芳1104        | 0898-66-5011 |    |
| 7   | 久通丸商店                     | 壬生川23-1       | 0898-64-2047 |    |
| 8   | 国安石油(株)                   | 国安976-1       | 0898-66-1265 |    |
| 9   | (有)河野商店                   | 丹原町志川甲235     | 0898-73-2011 |    |
| 10  | (有)佐伯燃料設備工業               | 丹原町丹原61-1     | 0898-68-7158 |    |
| 11  | (有)行元プロパン住宅設備             | 丹原町丹原169      | 0898-68-7105 |    |
| 12  | (有)南部燃料住宅設備               | 小松町新屋敷甲2845-1 | 0898-72-2306 |    |
| 13  | (有)玉井石油店                  | 今在家43-2       | 0898-64-3040 |    |
| 14  | 松田商店                      | 小松町新屋敷甲255    | 0898-72-2801 |    |
| 15  | 周桑農業協同組合                  | 丹原町池田1701-1   | 0898-68-4884 |    |
| 16  | ENEOSグローブエナジー(株)<br>東予営業所 | 北条1200-2      | 0898-52-7575 |    |
| 17  | (株)天宗東予                   | 今在家727-1      | 0898-64-2595 |    |



## 1-27 災害対策用機械事務所別配置表（国土交通省）

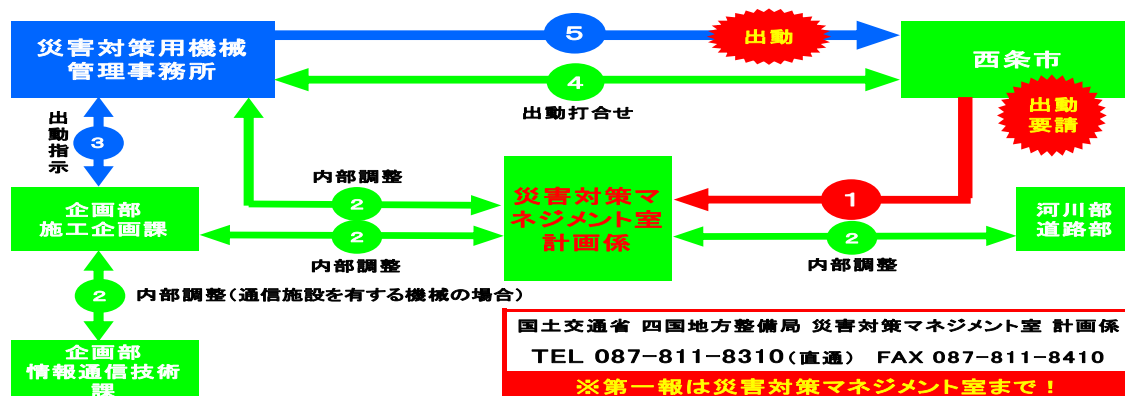
令和5年6月1日現在

| 災害対策用機械名             | 規格                    | 配置事務所                             |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    | 計    |
|----------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|------|
|                      |                       | 徳島                                | 那賀川 | 香川 | 松山 | 大洲 | 高知 | 中村 | 土佐 | 統管 | 吉野川 | 砂防 | 四枝 |      |
| 排水ポンプ車               | 高揚程<br>[揚程20m]        | 30(15)m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ | 1   | 1  |    | 2  | 2  | 1  |    |    |     |    | 1  | 8    |
|                      |                       | 60(30)m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ | 6   | 1  |    | 1  | 1  | 2  |    |    |     |    |    | 11   |
|                      | 一般揚程<br>[揚程10m]       | 30m <sup>3</sup> /min 軽量水中ポンプ     | 1   | 2  | 1  | 2  | 3  | 3  | 2  |    |     |    | 1  | 15   |
| 照明車                  | 2kW(又は1.2kW)×6灯 20.3m | 6                                 | 2   | 2  | 3  | 3  | 3  | 4  | 3  |    |     |    | 2  | 28   |
| 衛星通信車 (Ku-SAT II)    | トラック型                 | 1                                 |     |    | 1  |    |    | 1  | 1  |    |     |    | 1  | 5    |
| 対策本部車                | 拡幅型                   |                                   |     |    | 1  |    |    |    | 1  |    |     |    | 1  | 3    |
| 待機支援車                | バス型 ベッド数4             | 1                                 | 1   |    | 1  | 1  |    | 1  | 2  |    |     |    | 1  | 8    |
| 標識車                  | LED昇降式                | 1                                 |     | 1  | 1  |    |    |    | 1  |    |     |    |    | 4    |
| 橋梁点検車                | バケット式                 |                                   |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    | 2  | 2    |
| 土のう造成機               | 自走式                   |                                   |     |    |    |    |    | 1  |    |    |     |    | 1  | 2    |
| バックホウ                | 後方超小旋回型 遠隔操縦式         |                                   |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    | 1  | 1    |
|                      | 分解組立型 遠隔操縦式           |                                   |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    | 1  | 1    |
| 小型クローラクレーン           | 自立分解仕様                |                                   |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    | 1  | 1    |
|                      | 分解仕様                  |                                   |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    | 1  | 1    |
| 簡易遠隔操縦装置             | バックホウ用                |                                   |     |    |    |    |    | 1  |    |    |     |    |    | 1    |
| 応急組立橋                | トラス1車線 30m            |                                   |     |    | 1  |    |    |    | 1  |    |     |    |    | 2    |
|                      | トラス1車線 40m            | 1                                 |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    | 1    |
|                      | トラス2車線 40m            |                                   |     | 1  |    |    |    |    |    |    |     |    |    | 1    |
|                      | トラス2車線 50m            |                                   |     |    |    |    |    | 1  | 1  |    |     |    |    | 2    |
| 可搬型衛星通信装置(Ku-SAT II) |                       | 1                                 | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  |    | 1  |     |    |    | 8    |
| i-RAS                |                       | 1                                 | 1   | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1  | 1   | 1  | 1  | 11   |
| 公共BB                 |                       | 1                                 |     | 1  | 1  |    | 1  | 1  |    |    |     | 1  |    | 6    |
| Car-SAT              |                       |                                   |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    | 1  | 1    |
| ヘリコプター               | 8人乗り                  |                                   |     |    |    |    |    | 1  |    |    |     |    |    | 1    |
| 合計台数                 |                       |                                   |     |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    | 125台 |

※排水ポンプ車の35台は150m<sup>3</sup>/minタイプの1台を含む

|                                                    |                             |    |     |     |    |    |    |     |    |    |    |    |    |    |     |    |         |    |     |    |    |   |      |
|----------------------------------------------------|-----------------------------|----|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|---------|----|-----|----|----|---|------|
| 上表の各災害対策用機械のほかに「衛星電話（携帯型）」を四国地方整備局官内の各事務所等に配備している。 |                             | 本局 | 事務所 |     |    |    |    |     |    |    |    |    | ダム |    |     |    | 港湾関係事務所 |    |     |    |    | 計 |      |
|                                                    |                             |    | 徳島  | 那賀川 | 香川 | 松山 | 大洲 | 山島坂 | 高知 | 中村 | 土佐 | 砂防 | 四枝 | 統管 | 吉野川 | 綾川 | 大渡      | 渡川 | 小松島 | 高松 | 松山 |   | 高知   |
| 衛星電話（携帯型）                                          | イリジウム、ワードスターⅡ<br>BGAN（ビーガン） | 7  | 10  | 5   | 11 | 9  | 3  | 0   | 5  | 4  | 5  | 6  | 1  | 2  | 2   | 2  | 3       | 8  | 8   | 6  | 9  | 3 | 109台 |

## 1-28 災害対策用機械の自治体等支援における出動手続フロー



## 〔気象関係〕

## 1-29 特別警報・警報・注意報の発表基準

警報・注意報発表官署:松山地方気象台(令和5年6月8日現在)

| 種 類              |        |          | 発 表 基 準                                                                           |                  |  |
|------------------|--------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|--|
| 特<br>別<br>警<br>報 | 気<br>象 | 大雨       | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合                                                 |                  |  |
|                  |        | 暴風       | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合                                            |                  |  |
|                  |        | 暴風雪      | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合                                        |                  |  |
|                  |        | 大雪       | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合                                                           |                  |  |
|                  | 高潮     |          | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合                                            |                  |  |
|                  | 波浪     |          | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合                                            |                  |  |
|                  | 地<br>象 | 地震動      | 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合                                                            |                  |  |
|                  |        | 地面現象     | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合        |                  |  |
| 警<br>報           | 大<br>雨 | 浸水害      | 表面雨量指数基準                                                                          | 20               |  |
|                  |        | 土砂災害     | 土壌雨量指数基準                                                                          | 122              |  |
|                  | 洪水     | 流域雨量指数基準 | 加茂川流域＝43.3, 渦井川流域＝20.8, 中山川流域＝31.4, 大明神川流域＝9.6, 室川流域＝8.6                          |                  |  |
|                  |        | 複合基準     | 加茂川流域＝(18, 31.4) 渦井川流域＝(8, 16.9), 中山川流域＝(16, 29.5) 大明神川流域＝(8, 8.6), 室川流域＝(8, 7.7) |                  |  |
|                  | 暴風     | 平均風速     | 陸上                                                                                | 20m/s            |  |
|                  |        |          | 海上                                                                                | 25m/s            |  |
|                  | 暴風雪    | 平均風速     | 陸上                                                                                | 20m/s 雪を伴う       |  |
|                  |        |          | 海上                                                                                | 25m/s 雪を伴う       |  |
|                  | 大雪     | 降雪の深さ    | 平野部                                                                               | 12 時間降雪の深さ 10 cm |  |
|                  |        |          | 山地                                                                                | 12 時間降雪の深さ 30 cm |  |
|                  | 波浪     |          | 有義波高                                                                              | 3.0m             |  |
|                  | 高潮     |          | 潮位                                                                                | 2.7m             |  |

| 種 類            |     | 発 表 基 準                                                          |                                                                                   |                  |  |
|----------------|-----|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|--|
| 注<br>意<br>報    | 大雨  | 表面雨量指数基準                                                         | 11                                                                                |                  |  |
|                |     | 土壌雨量指数基準                                                         | 90                                                                                |                  |  |
|                | 洪水  | 流域雨量指数基準                                                         | 加茂川流域=34.6, 渦井川流域=16.6, 中山川流域=25.1, 大明神川流域=7.6, 室川流域=6.8                          |                  |  |
|                |     | 複合基準                                                             | 加茂川流域=(9, 27.7), 渦井川流域=(5, 15.2), 中山川流域=(5, 25.1), 大明神川流域=(8, 6.7), 室川流域=(7, 6.8) |                  |  |
|                | 強風  | 平均風速                                                             | 陸上                                                                                | 12m/s            |  |
|                |     |                                                                  | 海上                                                                                | 15m/s            |  |
|                | 風雪  | 平均風速                                                             | 陸上                                                                                | 12m/s 雪を伴う       |  |
|                |     |                                                                  | 海上                                                                                | 15m/s 雪を伴う       |  |
|                | 大雪  | 降雪の深さ                                                            | 平野部                                                                               | 12 時間降雪の深さ 5 cm  |  |
|                |     |                                                                  | 山地                                                                                | 12 時間降雪の深さ 15 cm |  |
|                | 波浪  | 有義波高                                                             | 1.5m                                                                              |                  |  |
|                | 高潮  | 潮位                                                               | 2.2m                                                                              |                  |  |
|                | 雷   | 落雷等により被害が予想される場合                                                 |                                                                                   |                  |  |
|                | 濃霧  | 視程                                                               | 陸上                                                                                | 100m             |  |
|                |     |                                                                  | 海上                                                                                | 500m             |  |
|                | 乾燥  | 最小温度 40%で実効湿度 60%                                                |                                                                                   |                  |  |
|                | なだれ | ①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上<br>②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨* |                                                                                   |                  |  |
|                | 低温  | 平地:最低気温－4℃以下 山地:最低気温－8℃以下                                        |                                                                                   |                  |  |
|                | 霜   | 3 月 20 日以降の晩霜:最低気温 3℃以下                                          |                                                                                   |                  |  |
|                | 着雪  | 24 時間降雪の深さ:20cm以上 気温:－1℃～2℃                                      |                                                                                   |                  |  |
| 記録的短時間大雨<br>情報 |     | 1 時間雨量:100mm                                                     |                                                                                   |                  |  |

(注) (1) 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超え、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表し、最大限の警戒を呼び掛けるものである。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。

(3) 「\*」印を付した要素は松山地方気象台における値であることを示す。

(4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は、約 1km 四方毎に設定している基準である。

(5) 大地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(6) 洪水警報・注意報の「複合基準」は(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

<参考>

土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域毎に算出する。

流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域毎に算出する。

表面雨量指数:短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地:概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外:上記以外の地域

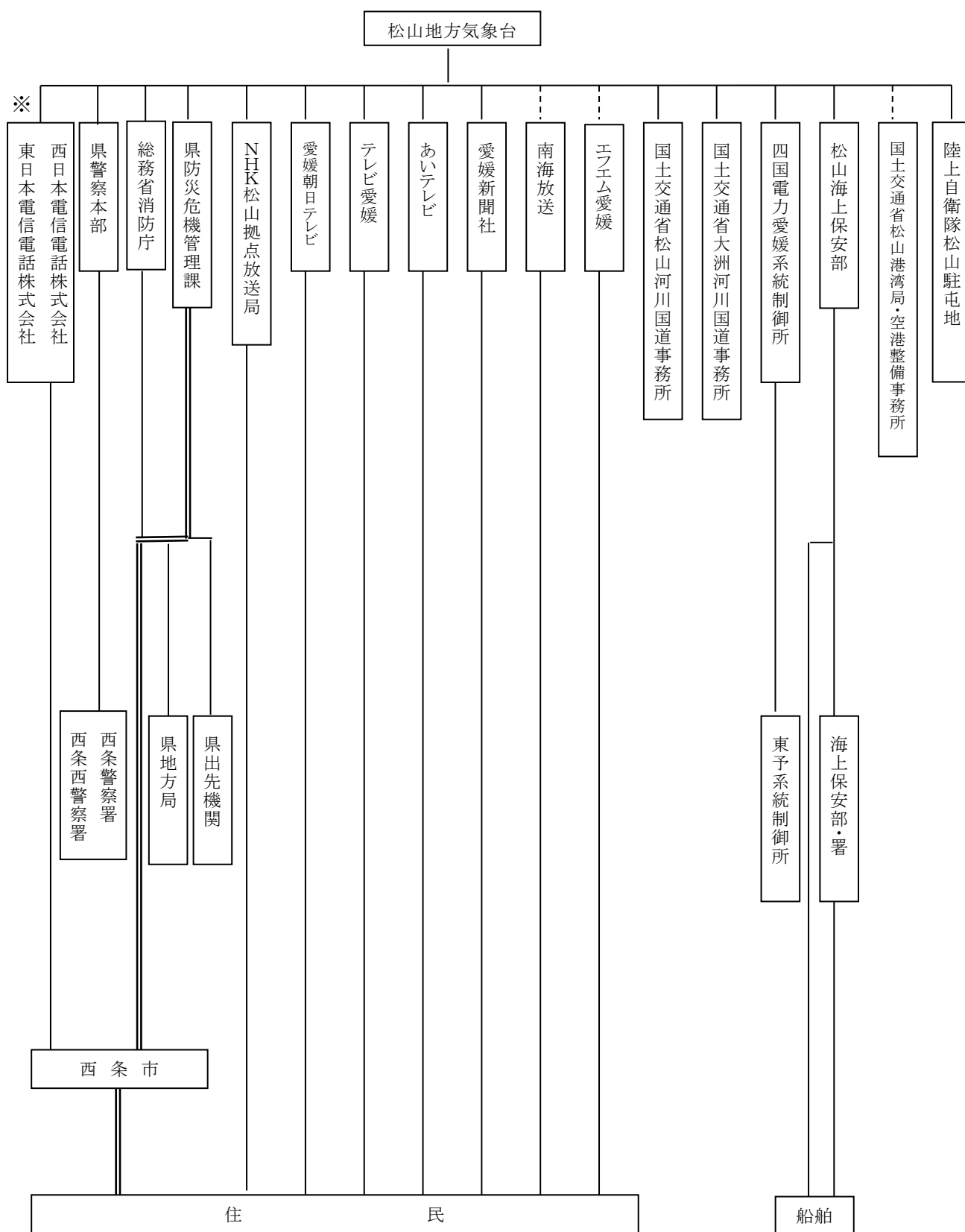
平野部・山沿い・山地の取り扱いについて

標高がおおむね 200m までの地域を「平野部」、200m～400m までの地域を「山沿い」、400m 以上の地域(高縄半島付近、久万高原付近を除く)を「山地」とする。

西条市の区分



## 1-30 気象等特別警報・警報・注意報の伝達系統



## 1-31 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の種類と内容

### 1 津波関係

#### (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

##### ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

| 津波警報等の種類 | 発表基準                                                      | 発表される津波の高さ               |            | 想定される被害と取るべき行動                                                                                                      |
|----------|-----------------------------------------------------------|--------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                           | 数値での発表<br>(予想される津波の高さ区分) | 巨大地震の場合の発表 |                                                                                                                     |
| 大津波警報    | 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。                            | 10m超<br>(10m<予想高さ)       | 巨大         | 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。                          |
|          |                                                           | 10m<br>(5m<予想高さ≤10m)     |            |                                                                                                                     |
|          |                                                           | 5m<br>(3m<予想高さ≤5m)       |            |                                                                                                                     |
| 津波警報     | 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。                       | 3m (1m<予想高さ≤3m)          | 高い         | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。             |
| 津波注意報    | 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。 | 1m (0.2m≤予想高さ≤1m)        | (表記しない)    | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 |

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮

位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

#### イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

#### (2) 津波情報

##### ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

| 情報の種類                     | 発表内容                                                         |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表    |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報    | 主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表                                       |
| 津波観測に関する情報                | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2)                                       |
| 沖合の津波観測に関する情報             | 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※3) |

(※1)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2)津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 発表基準     | 発表内容                         |
|-----------|----------|------------------------------|
| 大津波警報     | 1m超      | 数値で発表                        |
|           | 1m以下     | 「観測中」と発表                     |
| 津波警報      | 0.2m以上   | 数値で発表                        |
|           | 0.2m未満   | 「観測中」と発表                     |
| 津波注意報     | (すべての場合) | 数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現) |

(※3)沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容

| 発表中の津波警報等 | 発表基準     | 発表内容                           |
|-----------|----------|--------------------------------|
| 大津波警報     | 3m超      | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |
|           | 3m以下     | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波警報      | 1m以上     | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |
|           | 1m未満     | 沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表 |
| 津波注意報     | (すべての場合) | 沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表         |

注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

#### イ 津波情報の留意事項等

##### ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によつては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

##### ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

##### ③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

##### ④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

#### (3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報 で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

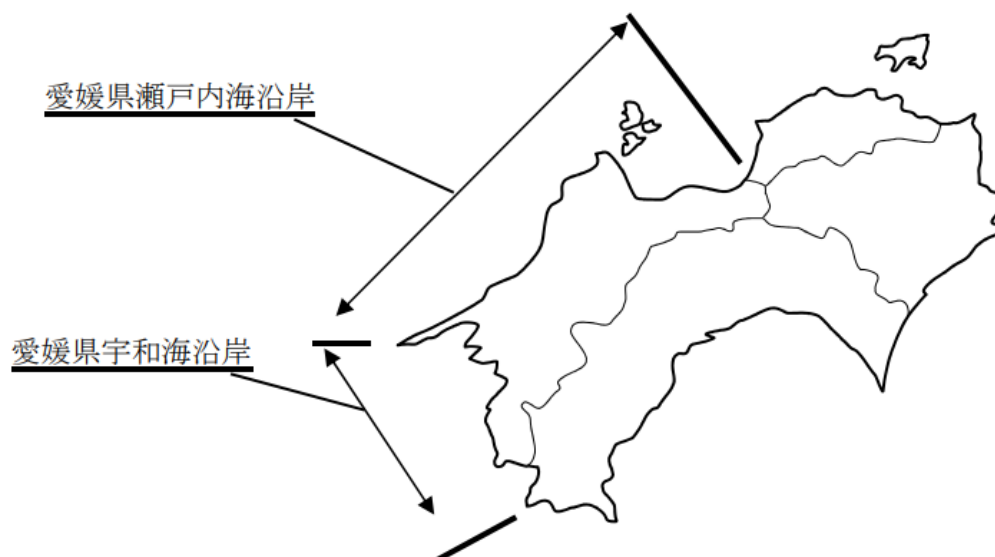
|     | 発表基準                    | 発表内容                           |
|-----|-------------------------|--------------------------------|
| 津波予 | 津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表                   |
|     | 0.2m 未満の海面変動が予想されたとき(津) | 高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はな |



|   |                                          |                                                                       |
|---|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 報 | 波に関するその他の情報に含めて発表)                       | く、特段の防災対応の必要がない旨を発表                                                   |
|   | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表 |

#### (4) 津波予報区

津波予報は、全国の海岸線を66の区域に分け、都道府県単位もしくは更に細かい地域で発表する。これを津波予報区といい、西条市では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と発表する。



## 2 地震関係

### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報(警報)と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報(予報)の2種類がある。

なお、緊急地震速報(警報)のうち震度6弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報(警報)の発表条件、発表内容、区域名

|                |                                        |                                                        |
|----------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 緊急地震速報<br>(警報) | 発表条件                                   | 地震波が 2 点以上の地震観測点で観測され、最大震度が 5 弱以上と 予想された場合             |
|                | 発表内容                                   | 地震の発生時刻、震央地名、震源、震度 4 以上が予想される地域名 (具体的な予測震度と猶予時間は発表しない) |
| 区域の名称          | 地域単位:愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予、県単位:愛媛、 地方単位:四国 |                                                        |

緊急地震速報(予報)の発表条件、発表内容

|                |      |                                                                                                                      |
|----------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急地震速報<br>(予報) | 発表条件 | いずれかの地震観測点において、P 波または S 波の振幅が 100 ガル以上と なった場合<br>地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが 3.5 以上、 または最大予測震度が 3 以上である場合           |
|                | 発表内容 | 地震の発生時刻、震央地名、震源と ・予測される最大震度が震度 3 以下のときは、最大予測震度 ・予測される最大震度が震度 4 以上のときは、地域名に加えて、震度 4 以 上と予測される地域の震度とその地域への大きな揺れの到達予測時刻 |

注)緊急地震速報(予報)は、地震を検知してから数秒～1分程度の間に数回(5～10 回程度)発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

## (2)地震情報等の種類とその内容

| 地震情報等の種類       | 発表基準                                                                                           | 内容                                                                                                       |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震度速報           | 震度 3 以上                                                                                        | 地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。                                              |
| 震源に関する情報       | 震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波 注意報を発表した場合は発表しない)                                                     | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。                               |
| 震源・震度に関する 情報   | 以下のいずれかを満たした場合<br>・震度 3 以上<br>・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時<br>・若干の海面変動が予想される場合<br>・緊急地震速報(警報)を発表した場合 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。        |
| 各地の震度に関する 情報   | 震度 1 以上                                                                                        | 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。<br>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。        |
| 推計震度分布図        | 震度 5 弱以上                                                                                       | 観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。                                                      |
| 長周期地震動に関する観測情報 | 震度3以上                                                                                          | 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ 上に掲載)。 |
| 遠地地震に関する情報     | 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上・都市部等、著しい被害が発生する 可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合          | 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。<br>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。                                 |
| その他の情報         | 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等                                                                   | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表                                                         |

## (3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区气象台、松山地方气象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

| 解説資料等の種類            | 発表基準                                                                                                             | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震解説資料（全国速報版・地域速報版） | 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表<br>・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時 除く）<br>・(担当地域で)震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） | 地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。<br>・地震解説資料(全国速報版)<br>上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。<br>・地震解説資料(地域速報版)<br>上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。                                                                  |
| 地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版） | 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表<br>・津波警報・注意報発表時<br>・(担当地域で)震度5弱以上を観測<br>・社会的に関心の高い地震が発生                 | 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。<br>・地震解説資料(全国詳細版)<br>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。<br>・地震解説資料(地域詳細版)<br>地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。 |
| 地震活動図               | 定期(毎月初旬)                                                                                                         | 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。                                                                                                                                                                                             |
| 週間地震概況              | 定期(毎週金曜)                                                                                                         | 防災に係る活動を支援するために、週ごとの地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。                                                                                                                                                                                                                                      |

## 4 火山関係

## (1) 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁及び大阪管区气象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報(居住地域)」、河口付近に限られる場合は「噴火警報(火口周辺)」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報(周辺海域)」とする。

噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

## (2) 噴火予報

気象庁及び大阪管区气象台が火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合等に発表する。

## (3) 噴火警戒レベル

気象庁及び大阪管区气象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

なお、西条市を含め愛媛県内には 2022 年1月1日現在、対象となる活火山は無い。

噴火警報・予報の名称、発表基準、噴火警戒レベル等の一覧表

(噴火警戒レベルが運用されている火山の場合)

| 名称                 | 対象範囲                   | 火山活動の状況                                                       | 噴火警戒レベル<br>(キーワード) |
|--------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------|
| 噴火警報（居住地域）又は噴火警報   | 居住地域及びそれより火口側          | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | レベル5（避難）           |
|                    |                        | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。                    | レベル4（高齢者等避難）       |
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | レベル3（入山規制）         |
|                    | 火口から少し離れた所までの火口周辺      | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | レベル2（火口周辺 規制）      |
| 噴火予報               | 火口内等                   | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。   | レベル1（活火山であることに留意）  |

(噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合)

| 名称                 | 対象範囲                   | 火山活動の状況                                                       | 噴火警戒レベル<br>(キーワード) |
|--------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------|
| 噴火警報（居住地域）又は噴火警報   | 居住地域及びそれより火口側          | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。                           | 居住地域 嚴重警戒          |
| 噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 入山危険               |
|                    | 火口から少し離れた所までの火口周辺      | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | 火口周辺 危険            |
| 噴火予報               | 火口内等                   | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。   | 活火山であることに留意        |
| 噴火警報（周辺海域）         | 周辺海域                   | 海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。                      | 周辺海域警戒             |
| 噴火予報               | 直上                     | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、変色水等が見られることがある。                           | 活火山であることに留意        |

#### (4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

##### ① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により住民等に影響を及ぼす降灰の予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表。

- ・ 18 時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲 を提供。

## ② 降灰予報(速報)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴 火発生後5～10 分程度で発表。

- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

## ③ 降灰予報(詳細)

- ・ 噴火が発生した火山に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生 後 20～30 分程度で発表。

- ・ 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

降灰量階級と降灰の厚さ

| 降灰量階級 | 予想される降灰の厚さ      |
|-------|-----------------|
| 多量    | 1mm 以上          |
| やや多量  | 0.1mm 以上 1mm 未満 |
| 少量    | 0.1mm 未満        |

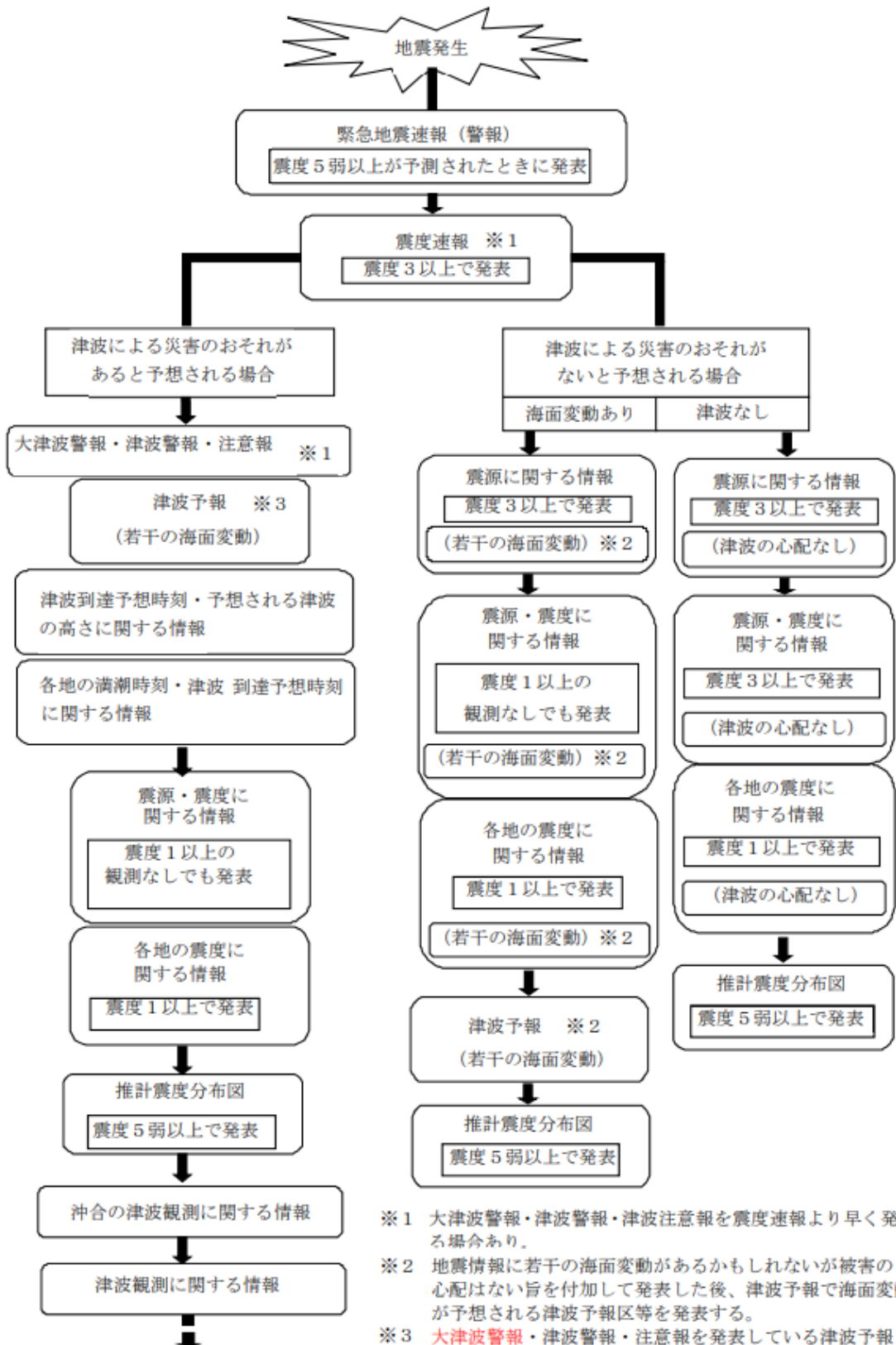
降灰量階級と取るべき行動等

| 名称   | 表現例                       |                    | 影響ととるべき行動    |                                                                         | その他の<br>影響                                                                                |                                                |
|------|---------------------------|--------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
|      | 厚さ<br>キーワード               | イメージ<br>路面      視界 | 人            | 道路                                                                      |                                                                                           |                                                |
| 多量   | 1mm 以上<br>【外出を控える】        | 完全に覆われる            | 視界不良となる      | <u>外出を控える</u><br>慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫等)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める | <u>運転を控える</u><br>降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる                          | がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水 停止のおそれがある       |
| やや多量 | 0.1mm≦<br>厚さ ≦1mm<br>【注意】 | 白線が見えにくい           | 明らかに降っている    | <u>マスク等で防護</u><br>喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある                            | <u>徐行運転する</u><br>短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある<br>(およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始) | 稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある |
| 少量   | 0.1mm 未満                  | うっすら積もる            | 降っているのがよくわかる | <u>窓を閉める</u><br>火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う                             | <u>フロントガラスの除灰</u><br>火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある                                    | 航空機の運 航不可<br>※1                                |

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

## 5 情報等の流れ図

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ図を下記に示す。



## 6 地震情報に使用される用語の解説

| 用 語     | 説 明                                                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 震 度     | ある地点での地震動の強さをいう。「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期及び揺れの継続時間により補正し、計測震度を算出している。 |
| 震度観測点   | 計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に 1 箇所程度設置されている。                                                                                     |
| 地域震度    | 全国を 188 地域に分け、その地域内ごとの震度観測点で観測された最大震度をいう。愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の 3 地域に分けて発表する。                                                      |
| 震源要素    | 発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)                                                                                                   |
| 震 源     | 地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。                                                                                                  |
| 震 央     | 震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。                                                                                                     |
| マグニチュード | 地震の規模の大きさを表す指数で一般には「M」という記号により示される。                                                                                            |
| 群発地震    | 本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多い地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用する。                                                |

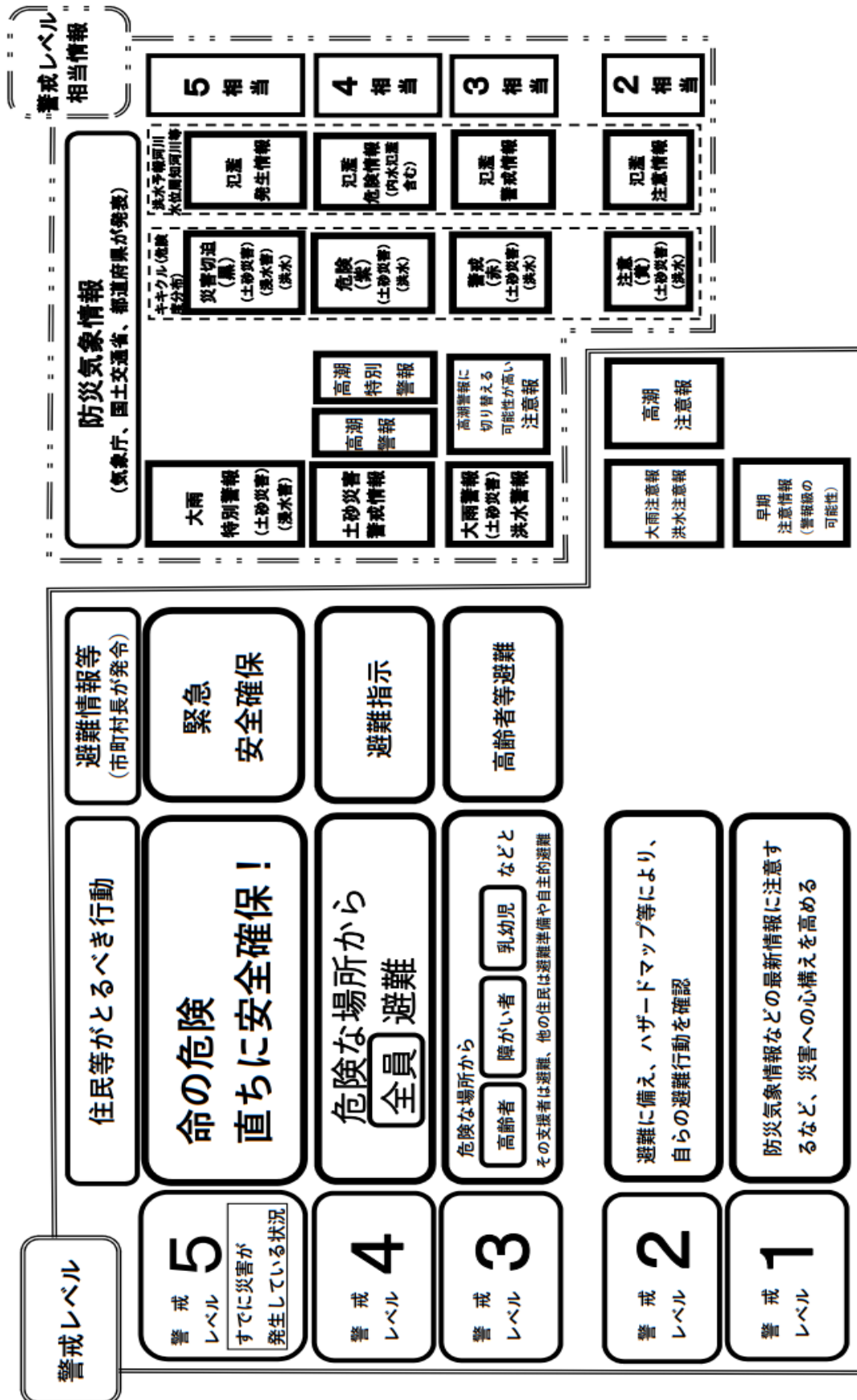
## 1-32 震度観測地点一覧表

| No. | 震度観測点名称 | 設置機関              | 備考 |
|-----|---------|-------------------|----|
| 1   | 丹原町鞍瀬   | 気象庁               |    |
| 2   | 周布      | 国立研究開発法人防災科学技術研究所 |    |
| 3   | 新田      | 愛媛県               |    |
| 4   | 丹原町池田   | 愛媛県               |    |
| 5   | 小松町     | 愛媛県               |    |

## ・設置箇所図



1-33 警戒レベルと住民等のとるべき行動について





## 2 救援施設関係

### 2-1 指定緊急避難場所一覧

| 地区 | 番号 | 施設名                            | 所在地       | 延べ床またはグラウンド等面積 (㎡) | 避難人員 (人) | 電話番号                        | 災害種別(※) |    |     |    |    |    | 海拔   | 指定避難所との重複 | 備考                                              |
|----|----|--------------------------------|-----------|--------------------|----------|-----------------------------|---------|----|-----|----|----|----|------|-----------|-------------------------------------------------|
|    |    |                                |           |                    |          |                             | 地震      | 土砂 | 洪水  | 高潮 | 津波 | 火災 |      |           |                                                 |
| 玉津 | 1  | 玉津小学校(校舎・体育館)                  | 玉津200-1   | 5,213              | 2,607    | 0897-56-3161<br>FAX 56-3340 | ×       |    |     |    |    | ×  | 2.5  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    |    | 玉津小学校(グラウンド)                   |           | 8,909              | 4,455    |                             |         |    | 満・室 |    | ×  |    |      |           |                                                 |
|    | 2  | 西条東中学校(校舎・体育館)                 | 下島山甲865   | 5,768              | 2,884    | 0897-56-2653<br>FAX 56-3525 | ×       |    |     |    |    | ×  | 7.2  | 有         | 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|    |    | 西条東中学校(グラウンド)                  |           | 12,949             | 6,475    |                             |         |    | 満   |    |    |    |      |           |                                                 |
|    | 3  | 玉津公民館                          | 玉津238-1   | 950                | 475      | 0897-56-5191<br>FAX 53-9013 | ×       |    | 満・室 |    |    | ×  | 2.7  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    | 4  | 西条運動公園                         | ひうち1-2    | 150,016            | 75,008   | なし                          |         |    |     | ×  |    |    | 4.5  |           |                                                 |
|    | 5  | 総合体育館                          | ひうち1-2    | 7,363              | 3,682    | 0897-53-3006                | ×       |    |     |    |    | ×  | 3.7  | 有         | 津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする               |
|    | 6  | ひうち体育館                         | ひうち1-3    | 1,464              | 732      | 0897-53-3357                | ×       |    |     |    |    | ×  | 3.8  | 有         | 津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする               |
| 飯岡 | 9  | 西条東部公園                         | 飯岡1518-3他 | 11,396             | 5,698    | 0897-52-1548<br>FAX 52-1260 |         |    |     |    |    |    | 40.6 |           |                                                 |
|    |    | 飯岡小学校(校舎・体育館)                  |           | 5,613              | 2,807    |                             | ×       |    |     |    |    | ×  |      | 有         |                                                 |
|    | 10 | 飯岡小学校(グラウンド)                   | 飯岡2124    | 8,819              | 4,410    | 0897-56-2119<br>FAX 56-3430 |         |    |     |    |    |    | 30.2 |           |                                                 |
|    |    | 飯岡公民館(建物)                      |           | 875                | 438      |                             | ×       |    |     |    |    | ×  |      | 有         |                                                 |
|    | 12 | 西条東部地域交流センター(建物)               | 飯岡550     | 595                | 298      | 0897-55-3961<br>FAX 55-3961 | ×       |    |     |    |    | ×  | 65.0 | 有         |                                                 |
|    |    | 西条東部地域交流センター(駐車場)              |           | 2,764              | 1,382    |                             |         |    |     |    |    |    |      |           |                                                 |
|    | 13 | 西条小学校(校舎・体育館)                  | 神拝乙112    | 5,922              | 2,961    | 0897-56-3117<br>FAX 56-3070 | ×       |    |     |    |    | ×  | 1.6  | 有         | 洪水・津波災害時は建物の2階以上、高潮災害時は建物の3階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする |
|    |    | 西条小学校(グラウンド)                   |           | 8,648              | 4,324    |                             |         |    |     |    | ×  |    |      |           |                                                 |
| 西条 | 14 | 西条北中学校(校舎・体育館)                 | 朔日市400-1  | 7,714              | 3,857    | 0897-56-0170<br>FAX 56-3707 | ×       |    |     |    |    | ×  | 2.2  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    |    | 西条北中学校(グラウンド)                  |           | 16,910             | 8,455    |                             |         |    |     |    | ×  |    |      |           |                                                 |
|    | 15 | 西条高等学校(校舎・体育館)                 | 明屋敷234    | 11,391             | 5,696    | 0897-56-2030<br>FAX 56-2059 | ×       |    |     |    |    | ×  | 3.0  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    |    | 西条高等学校(グラウンド)                  |           | 19,494             | 9,747    |                             |         |    | 加・満 |    | ×  |    |      |           |                                                 |
|    | 16 | 西条公民館(建物)                      | 新田218-21  | 1,000              | 500      | 0897-52-1264<br>FAX 52-1268 | ×       |    | 加・満 | ×  |    | ×  | 1.4  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    | 17 | ひと・夢・未来創造拠点複合施設(SAIJO BASE 建物) | 明屋敷131-2  | 3,470              | 1,735    | 0897-47-6063                | ×       |    | 加・満 | ×  |    | ×  | 1.9  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    | 18 | 神拝小学校(校舎・体育館)                  | 神拝甲427    | 6,956              | 3,478    | 0897-56-3107<br>FAX 56-3266 | ×       |    |     |    |    | ×  | 2.5  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    |    | 神拝小学校(グラウンド)                   |           | 8,102              | 4,051    |                             |         |    | 加   |    | ×  | ×  |      |           |                                                 |
| 神拝 | 19 | 神拝公民館(建物)                      | 喜多川351-1  | 1,139              | 570      | 0897-53-6946<br>FAX 53-9011 | ×       |    | 加   |    |    | ×  | 2.4  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    | 20 | 川沿公園                           | 喜多川284    | 970                | 485      | なし                          |         |    | 加   | ×  | ×  |    | 2.4  |           |                                                 |
|    | 21 | 喜多川公園                          | 喜多川752    | 3,794              | 1,897    | なし                          |         |    | 加   | ×  | ×  |    | 1.3  |           |                                                 |
|    | 22 | 総合文化会館(建物)                     | 神拝甲79-4   | 8,120              | 4,060    | 0897-53-5500<br>FAX 53-5566 | ×       |    |     |    |    | ×  | 4.2  | 有         | 洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする               |
|    |    | 総合文化会館(駐車場)                    |           | 8,991              | 4,496    |                             |         |    | 加   |    | ×  |    |      |           |                                                 |
|    | 23 | 総合福祉センター(建物)                   | 神拝甲324-2  | 8,064              | 4,032    | 0897-55-0294<br>FAX 52-1293 | ×       |    |     |    |    | ×  | 3.3  | 有         | 洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする            |
|    |    | 総合福祉センター(駐車場)                  |           | 3,225              | 1,612    |                             |         |    | 加   |    | ×  | ×  |      |           |                                                 |

資 料 編

| 地区  | 番号 | 施設名                | 所在地       | 延べ床またはグラウンド等面積 (㎡) | 避難人員 (人) | 電話番号                        | 災害種別(※) |    |     |    |    |    | 指定避難所との重複 | 備考                                                |
|-----|----|--------------------|-----------|--------------------|----------|-----------------------------|---------|----|-----|----|----|----|-----------|---------------------------------------------------|
|     |    |                    |           |                    |          |                             | 地震      | 土砂 | 洪水  | 高潮 | 津波 | 火災 |           |                                                   |
| 大町  | 24 | 大町小学校(校舎・体育館)      | 大町992-2   | 6,218              | 3,109    | 0897-56-2114<br>FAX 56-3270 | ×       |    | 加   |    |    | ×  | 5.3       | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     |    | 大町小学校(グラウンド)       |           | 7,150              | 3,575    |                             |         |    |     |    |    |    |           | 加茂川浸水区域は想定最大規模                                    |
|     | 25 | 西条南中学校(校舎・体育館)     | 大町1120    | 7,365              | 3,683    | 0897-56-0380<br>FAX 56-3620 | ×       |    | 加   |    |    | ×  | 7.3       | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     |    | 西条南中学校(グラウンド)      |           | 12,294             | 6,147    |                             |         |    |     |    |    |    |           | 加茂川浸水区域は想定最大規模                                    |
|     | 26 | 西条農業高等学校(校舎・体育館)   | 福武甲2093   | 12,577             | 6,289    | 0897-56-3611<br>FAX 56-3613 | ×       |    | 加   |    |    | ×  | 11.6      | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     |    | 西条農業高等学校(グラウンド)    |           | 18,560             | 9,280    |                             |         |    |     |    |    |    |           | 加茂川浸水区域は想定最大規模                                    |
|     | 27 | 東部ウイングサポートセンター(建物) | 大町68-6    | 654                | 327      | 0897-56-8114<br>FAX 56-8186 | ×       |    |     |    |    | ×  | 5.9       | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     | 28 | 大町公民館(建物)          | 大町225-10  | 1,126              | 563      | 0897-56-3835<br>FAX 53-9012 |         |    |     |    |    |    | 4.6       | 有 洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする               |
|     | 29 | 西条市民公園             | 大町457     | 34,194             | 17,097   | 0897-56-2226                |         |    | ※※※ | ×  | ×  |    | 3.6       |                                                   |
| 神戸  | 30 | 神戸小学校(校舎・体育館)      | 洲之内甲200   | 3,466              | 1,733    | 0897-56-2744<br>FAX 56-3488 | ×       |    | 加   |    |    | ×  | 5.5       | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     |    | 神戸小学校(グラウンド)       |           | 7,793              | 3,897    |                             |         |    |     |    |    |    |           |                                                   |
|     | 31 | 神戸公民館(建物)          | 中野甲566-4  | 634                | 317      | 0897-56-2160<br>FAX 53-9015 | ×       |    | 加   |    |    | ×  | 6.4       | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     | 32 | 神戸公園               | 中野甲1799   | 10,098             | 5,049    | なし                          |         |    |     |    |    |    | 18.6      |                                                   |
| 禎瑞  | 33 | 禎瑞小学校(校舎・体育館)      | 禎瑞1829    | 2,477              | 1,239    | 0897-57-9280<br>FAX 57-6088 | ×       |    | 加   |    |    | ×  | 0.9       | 有 洪水・津波災害時は建物の2階以上、高潮災害時は建物の3階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする |
|     |    | 禎瑞小学校(グラウンド)       |           | 5,702              | 2,851    |                             |         |    | ×   | ×  |    |    |           |                                                   |
|     | 34 | 禎瑞公民館(建物)          | 禎瑞1829    | 428                | 214      | 0897-57-7274<br>FAX 57-6222 | ×       |    | 加・中 | ×  |    | ×  | 1.1       | 有 洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする               |
|     | 35 | 石井記念公園             | 禎瑞1824    | 11,279             | 5,640    | なし                          |         |    | 加   | ×  | ×  |    | 0.4       |                                                   |
| 橘   | 36 | 橘小学校校(校舎・体育館)      | 西泉乙417    | 2,382              | 1,191    | 0897-57-9845<br>FAX 57-6080 | ×       |    |     |    |    | ×  | 11.9      | 有                                                 |
|     |    | 橘小学校(グラウンド)        |           | 6,568              | 3,284    |                             |         |    |     |    |    |    |           |                                                   |
|     | 37 | 橘公民館(建物)           | 橘木54-1    | 655                | 327      | 0897-57-9543<br>FAX 57-6221 | ×       |    |     |    |    | ×  | 6.8       | 有                                                 |
| 氷見  | 38 | 氷見小学校(校舎・体育館)      | 氷見乙1143-2 | 3,188              | 1,594    | 0897-57-9844<br>FAX 57-6233 | ×       |    |     |    |    | ×  | 21.8      | 有                                                 |
|     |    | 氷見小学校(グラウンド)       |           | 7,691              | 3,846    |                             |         |    |     |    |    |    |           |                                                   |
|     | 39 | 西条西中学校(校舎・体育館)     | 氷見乙558    | 5,327              | 2,664    | 0897-57-9434<br>FAX 57-6123 | ×       |    | 中   |    |    | ×  | 4.2       | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     |    | 西条西中学校(グラウンド)      |           | 13,606             | 6,803    |                             |         |    |     |    |    |    |           |                                                   |
|     | 40 | 氷見公民館(建物)          | 氷見乙1120-2 | 867                | 434      | 0897-57-9100<br>FAX 57-6223 | ×       |    |     |    |    | ×  | 20.6      | 有                                                 |
|     | 41 | 西条西部公園             | 氷見乙608    | 48,018             | 24,009   | 0897-57-9383                |         |    |     |    |    |    | 4.6       |                                                   |
|     | 42 | 西条西部体育館            | 氷見乙601    | 1,391              | 695      | 0897-57-9383<br>FAX 57-9648 | ×       |    |     |    |    | ×  | 4.9       | 有 洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする               |
|     | 43 | 西条スポーツコミュニティセンター   | 氷見乙601    | 506                | 253      | 0897-57-9383<br>FAX 57-9648 | ×       |    |     |    |    | ×  | 4.8       | 有 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                  |
|     | 44 | 西条西部地域交流センター       | 氷見西新開59   | 1,298              | 649      | 0897-57-6061<br>FAX 57-6061 | ×       |    | 中   | ×  | ×  | ×  | 3.1       | 有                                                 |
| 市之川 | 45 | 市之川公民館(駐車場)        | 市之川6678-1 | 3,222              | 1,611    | 0897-56-3300<br>FAX 56-3300 |         | 急  |     |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(急傾斜地):206-1-204(1)平成28年3月1日指定            |
| 加茂  | 46 | 加茂公民館(建物)          | 荒川2号185   | 1,089              | 544      | 0897-58-0001<br>FAX 58-0234 | ×       | 土  |     |    |    | ×  |           | 有 土砂災害警戒区域(土石流):206-1130平成28年3月1日指定               |
|     |    | 加茂公民館(駐車場)         |           | 2,249              | 1,125    |                             |         | 土  |     |    |    |    |           |                                                   |
| 大保木 | 47 | 浦山小学校(グラウンド)       | 黒瀬甲895-1  | 2,138              | 1,069    |                             |         | 地  |     |    |    |    |           |                                                   |
|     | 48 | 大保木公民館(建物)         | 中奥1号45    | 541                | 270      | 0897-59-0226<br>FAX 59-0138 | ×       | 土  |     |    |    | ×  |           | 有 土砂災害警戒区域(土石流):206-1122,206-1123 平成28年3月16日指定    |
|     |    | 大保木公民館(駐車場)        |           | 2,262              | 1,131    |                             |         | 土  |     |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(土石流):206-1122,206-1123 平成28年3月16日指定      |
|     | 49 | 石籠ふれあいの里(建物)       | 中奥1号25-1  | 1,019              | 509      | 0897-59-0203<br>FAX 59-0203 | ×       | 土  |     |    |    | ×  |           | 有 土砂災害警戒区域(土石流):206-1129平成28年3月1日指定               |
|     |    | 石籠ふれあいの里(駐車場)      |           | 2,950              | 1,475    |                             |         | 土  |     |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(土石流):206-1129平成28年3月1日指定                 |

| 地区  | 番号 | 施設名             | 所在地       | 延べ床またはグラウンド等面積 (㎡) | 避難人員 (人) | 電話番号                        | 災害種別(※) |    |       |    |    |    | 指定避難所との重複 | 備考                                        |
|-----|----|-----------------|-----------|--------------------|----------|-----------------------------|---------|----|-------|----|----|----|-----------|-------------------------------------------|
|     |    |                 |           |                    |          |                             | 地震      | 土砂 | 洪水    | 高潮 | 津波 | 火災 |           |                                           |
| 周布  | 50 | 周布小学校(校舎・体育館)   | 周布1521    | 3,829              | 1,915    | 0898-68-7116<br>FAX 68-7124 | ×       |    | 中     |    |    | ×  | 10.1      | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |
|     |    | 周布小学校(グラウンド)    |           | 4,955              | 2,478    |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
|     | 51 | 東予東中学校(校舎・体育館)  | 周布160     | 6,854              | 3,427    | 0898-64-2132<br>FAX 64-2161 | ×       |    | 中     |    |    | ×  | 6.1       | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |
|     |    | 東予東中学校(グラウンド)   |           | 12,981             | 6,491    |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
|     | 52 | 東予高等学校(校舎・体育館)  | 周布650     | 10,877             | 5,439    | 0898-64-2119<br>FAX 64-4112 | ×       |    | 中     |    |    | ×  | 6.1       | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |
|     |    | 東予高等学校(グラウンド)   |           | 24,743             | 12,372   |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
| 吉井  | 55 | 吉井小学校(校舎・体育館)   | 玉之江235-1  | 3,421              | 1,711    | 0898-64-3080<br>FAX 64-3085 | ×       |    | 中     |    |    | ×  | 5.1       | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |
|     |    | 吉井小学校(グラウンド)    |           | 6,108              | 3,054    |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
|     | 56 | 吉井公民館(建物)       | 玉之江235-2  | 457                | 228      | 0898-64-3001<br>FAX 64-3001 | ×       |    | 中     |    |    | ×  | 5.1       | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |
|     | 57 | 東予南地域交流センター(建物) | 石田402-1   | 1,855              | 927      | 0898-65-6680<br>FAX 65-6682 | ×       |    | 中・小   |    |    | ×  | 5.6       | 有<br>崩口水浸想定区域付近                           |
| 多賀  | 58 | 多賀小学校(校舎・体育館)   | 北条1504    | 3,717              | 1,859    | 0898-64-2042<br>FAX 64-2513 | ×       |    | 中     |    |    | ×  | 1.9       | 有<br>洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする |
|     |    | 多賀小学校(グラウンド)    |           | 7,179              | 3,590    |                             |         |    |       | ×  | ×  |    |           |                                           |
|     | 59 | 多賀公民館(建物)       | 北条654-1   | 511                | 255      | 0898-64-2083<br>FAX 64-2083 | ×       |    | 中     |    |    | ×  | 2.4       | 有<br>洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする |
|     | 60 | 北条新田会館(建物)      | 北条1397-13 | 130                | 65       | なし                          | ×       |    | 中・小   | ×  |    | ×  | 1.3       | 有<br>洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする    |
|     | 61 | 東予体育館(建物)       | 周布396     | 3,538              | 1,769    | 0898-65-5546<br>FAX 65-4405 | ×       |    | 中・新   |    |    | ×  | 2.7       | 有<br>洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする |
|     |    | 東予体育館(駐車場)      |           | 3,034              | 1,517    |                             |         |    |       | ×  | ×  |    |           |                                           |
|     | 62 | 中央公民館(建物)       | 周布401-1   | 2,305              | 1,152    | 0898-65-4030<br>FAX 65-4032 | ×       |    | 中・新   |    |    | ×  | 4.0       | 有<br>洪水・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする    |
|     | 63 | 本松寺児童遊園         | 北条78      | 500                | 250      | なし                          |         |    | 中・崩   |    |    |    | 7.2       |                                           |
|     | 64 | 北条新田公園          | 北条1300-1  | 3,623              | 1,812    | なし                          |         |    | 中・小・新 | ×  | ×  |    | 1.5       |                                           |
|     | 65 | 三津屋東1号公園        | 三津屋東43    | 10,000             | 5,000    | なし                          |         |    | 新・中・小 | ×  | ×  |    | 1.5       |                                           |
|     | 66 | 大曲公園            | 三津屋南1番46  | 7,680              | 3,840    | なし                          |         |    | 新・中・小 | ×  | ×  |    | 0.7       |                                           |
| 壬生川 | 67 | 壬生川小学校(校舎・体育館)  | 壬生川425-2  | 4,841              | 2,421    | 0898-64-2022<br>FAX 64-2096 | ×       |    | 中・新   |    |    | ×  | 2.1       | 有<br>洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする |
|     |    | 壬生川小学校(グラウンド)   |           | 7,405              | 3,703    |                             |         |    |       | ×  | ×  |    |           |                                           |
|     | 68 | 壬生川公民館(建物)      | 壬生川200    | 780                | 390      | 0898-64-2202<br>FAX 64-2202 | ×       |    | 中・新・小 |    |    | ×  | 2.1       | 有<br>洪水・津波・高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする |
|     | 69 | 北星会館(建物)        | 壬生川682-1  | 199                | 99       | 0898-64-0321                | ×       |    | 中・新・小 | ×  |    | ×  | 1.6       | 有<br>洪水・津波災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする    |
|     | 70 | 大新田公園           | 大新田108-3  | 2,043              | 1,022    | なし                          |         |    | 中・新・小 | ×  | ×  |    | 0.5       |                                           |
|     | 71 | 喜多台児童遊園         | 喜多台68-1   | 1,091              | 546      | なし                          |         |    |       |    |    |    | 5.9       |                                           |
| 国安  | 73 | 国安小学校(校舎・体育館)   | 桑村131     | 4,376              | 2,188    | 0898-66-5181<br>FAX 66-5792 | ×       |    |       |    |    | ×  | 13.4      | 有                                         |
|     |    | 国安小学校(グラウンド)    |           | 8,526              | 4,263    |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
|     | 74 | 東予西中学校(校舎・体育館)  | 国安996     | 4,787              | 2,393    | 0898-66-5042<br>FAX 66-5619 | ×       |    |       |    |    | ×  | 27.5      | 有                                         |
|     |    | 東予西中学校(グラウンド)   |           | 11,278             | 5,639    |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
|     | 75 | 国安公民館(建物)       | 桑村127-1   | 551                | 275      | 0898-66-5028<br>FAX 66-5028 | ×       |    |       |    |    | ×  | 12.8      | 有                                         |
|     | 76 | 桑村大池公園          | 桑村154-2   | 1,388              | 694      | なし                          |         |    | 明     |    |    |    | 15.9      | 大明神川浸水想定区域付近                              |
|     | 77 | 高須公園            | 高田458-1   | 10,753             | 5,377    | なし                          |         |    | 新・明   | ×  | ×  |    | 2.0       |                                           |
| 吉岡  | 78 | 吉岡小学校(校舎・体育館)   | 広岡116-1   | 2,677              | 1,339    | 0898-66-5259<br>FAX 66-5797 | ×       |    |       |    |    | ×  | 31.2      | 有                                         |
|     |    | 吉岡小学校(グラウンド)    |           | 5,386              | 2,693    |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
|     | 79 | 吉岡公民館           | 上市187-2   | 586                | 293      | 0898-66-5258<br>FAX 66-5258 | ×       |    |       |    |    | ×  | 15.2      | 有                                         |
|     | 80 | 大影子供広場          | 安用662-1   | 776                | 388      | なし                          |         |    |       |    |    |    | 17.4      |                                           |
| 三芳  | 82 | 三芳小学校(校舎・体育館)   | 三芳1217    | 2,659              | 1,330    | 0898-66-5227<br>FAX 66-5793 | ×       |    | 明     |    |    | ×  | 15.2      | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |
|     |    | 三芳小学校(グラウンド)    |           | 3,414              | 1,707    |                             |         |    |       |    |    |    |           |                                           |
|     | 83 | 三芳公民館(建物)       | 三芳1027-2  | 1,396              | 698      | 0898-66-0504<br>FAX 66-0190 | ×       |    | 明・小   |    |    | ×  | 11.0      | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |
|     | 84 | 東予北地域交流センター(建物) | 三芳997     | 1,607              | 804      | 0898-66-4185<br>FAX 66-0256 | ×       |    | 明     |    |    | ×  | 12.0      | 有<br>洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする       |

資 料 編

| 地区 | 番号  | 施設名              | 所在地            | 延べ床またはグラウンド等面積(㎡) | 避難人員(人) | 電話番号                        | 災害種別(※) |    |    |    |    |    | 指定避難所との重複 | 備考                                               |
|----|-----|------------------|----------------|-------------------|---------|-----------------------------|---------|----|----|----|----|----|-----------|--------------------------------------------------|
|    |     |                  |                |                   |         |                             | 地震      | 土砂 | 洪水 | 高潮 | 津波 | 火災 |           |                                                  |
| 楠河 | 85  | 楠河小学校(校舎・体育館)    | 河原津甲464-1      | 3,746             | 1,873   | 0898-66-5024                | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                  |
|    |     | 楠河小学校(グラウンド)     |                | 6,455             | 3,228   | FAX 66-5605                 |         |    | 小  |    |    |    |           | 北川浸水想定区域付近                                       |
|    | 86  | 楠河公民館(建物)        | 河原津甲460-1      | 625               | 312     | 0898-66-0238<br>FAX 66-0238 | ×       |    | 小  |    |    | ×  | 有         | 高潮災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする<br>北川浸水想定区域付近     |
|    | 87  | 河北会館(建物)         | 楠甲1295-1       | 199               | 99      | 0898-66-2895                | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                  |
| 庄内 | 88  | 東予運動公園           | 河原津新田甲157      | 186,458           | 93,229  | 0898-66-0361<br>FAX 66-5595 |         |    | 明  | ×  | ×  |    | 1.3       |                                                  |
|    | 89  | 庄内小学校(校舎・体育館)    | 且之上甲618        | 2,350             | 1,175   | 0898-66-5255                | ×       |    |    |    |    | ×  | 84.1      |                                                  |
|    |     | 庄内小学校(グラウンド)     |                | 4,345             | 2,173   | FAX 66-5793                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 90  | 河北中学校(校舎・体育館)    | 富之内284         | 5,116             | 531     | 0898-66-5044                | ×       |    |    |    |    | ×  | 19.4      |                                                  |
|    |     | 河北中学校(グラウンド)     |                | 8,681             | 4,341   | FAX 66-5789                 |         |    | 明  |    |    |    |           | テニスコート等が大明神川の浸水想定区域内                             |
|    | 91  | 庄内公民館            | 且之上甲292-1      | 550               | 275     | 0898-66-1023<br>FAX 66-1023 | ×       |    |    |    |    | ×  | 64.8      | 有                                                |
|    | 92  | 本谷温泉館            | 河之内甲494        | 1,479             | 739     | 0898-66-0372<br>FAX 66-6461 | ×       | 土  |    |    |    | ×  | 有         | 土砂災害警戒区域(土石流):212-1011<br>平成28年3月25日指定           |
|    | 93  | 本谷公園             | 河之内甲486-1      | 22,687            | 11,344  | なし                          |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
| 丹原 | 95  | 丹原小学校(校舎・体育館)    | 丹原町池田1778-1    | 5,284             | 2,642   | 0898-68-7005                | ×       |    |    |    |    | ×  | 17.9      | 有                                                |
|    |     | 丹原小学校(グラウンド)     |                | 10,441            | 5,221   | FAX 68-7061                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 96  | 丹原東中学校(校舎・体育館)   | 丹原町今井4-1       | 6,582             | 3,291   | 0898-68-7054                | ×       |    |    |    |    | ×  | 24.4      | 有                                                |
|    |     | 丹原東中学校(グラウンド)    |                | 15,516            | 7,758   | FAX 68-5035                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 97  | 丹原高等学校(校舎・体育館)   | 丹原町願連寺163      | 7,586             | 3,793   | 0898-68-7325                | ×       |    |    |    |    | ×  | 14.2      | 有                                                |
|    |     | 丹原高等学校(グラウンド)    |                | 16,790            | 8,395   | FAX 68-0675                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 98  | 丹原公民館(建物)        | 丹原町池田1711-1    | 1,000             | 500     | 0898-68-6371<br>FAX 68-6371 | ×       |    |    |    |    | ×  | 17.1      | 有                                                |
|    | 99  | 丹原体育館(建物)        | 丹原町久妙寺甲288-1   | 1,544             | 772     | 0898-68-5580<br>FAX 68-5580 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                  |
|    | 100 | 丹原総合公園           | 丹原町久妙寺甲244     | 50,000            | 25,000  | 0898-68-5580                |         | 土  |    |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(土石流):323-2001<br>令和3年2月26日指定            |
|    | 101 | 丹原中央公園           | 丹原町願連寺53番地-1   | 22,600            | 11,300  | 0898-68-7300                |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 102 | 丹原農村環境改善センター(建物) | 丹原町高松148       | 1,169             | 584     | 0898-68-3744                | ×       |    | 中  |    |    | ×  | 26.8      | 有                                                |
|    | 103 | 久妙寺児童遊園          | 丹原町久妙寺甲671     | 250               | 125     | なし                          |         |    |    |    |    |    | 28.9      |                                                  |
|    | 104 | 御陣家住宅ちびっこ広場      | 丹原町池田1176-1    | 625               | 313     | なし                          |         |    |    |    |    |    | 28.9      |                                                  |
| 徳田 | 108 | 徳田小学校(校舎・体育館)    | 丹原町古田甲720-1    | 2,319             | 1,160   | 0898-68-7163                | ×       |    |    |    |    | ×  | 36.9      | 有                                                |
|    |     | 徳田小学校(グラウンド)     |                | 4,068             | 2,034   | FAX 68-7194                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 109 | 徳田公民館(建物)        | 丹原町古田甲725-2    | 480               | 240     | 0898-68-7027<br>FAX 68-7027 | ×       |    |    |    |    | ×  | 36.3      | 有                                                |
|    | 110 | 古田新出ちびっこ広場       | 丹原町池田502-1     | 343               | 171     | なし                          |         |    | 新  |    |    |    | 8.2       | 新川浸水想定区域付近                                       |
|    | 111 | 高知児童遊園           | 丹原町高知甲731      | 341               | 171     | なし                          |         | 土  |    |    |    |    | 32.9      | 土砂災害警戒区域(土石流):323-1014<br>平成26年3月18日指定           |
|    | 112 | 徳能ちびっこ広場         | 丹原町徳能乙5-1      | 2,718             | 1,359   | なし                          |         |    |    |    |    |    | 40.6      |                                                  |
|    | 113 | 古田ちびっこ広場         | 丹原町古田甲1359     | 230               | 115     | なし                          |         | 土  |    |    |    |    | 76.9      | 土砂災害警戒区域(土石流):323-1009-3<br>令和3年2月26日指定          |
|    | 114 | 徳能出作ちびっこ広場       | 丹原町徳能出作156     | 221               | 111     | なし                          |         |    |    |    |    |    | 8.6       | 新川浸水想定区域付近                                       |
|    | 115 | 田滝小学校(校舎・体育館)    | 丹原町高松甲2266-1   | 1,492             | 763     | 0898-68-7557                | ×       |    |    |    |    | ×  | 148.1     | 有                                                |
|    |     | 田滝小学校(グラウンド)     |                | 2,378             | 1,189   | FAX 68-7535                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 116 | 田野小学校(校舎・体育館)    | 丹原町田野上方2098-1  | 1,492             | 746     | 0898-68-7548                | ×       |    |    |    |    | ×  | 44.7      | 有                                                |
|    |     | 田野小学校(グラウンド)     |                | 5,529             | 2,765   | FAX 68-7592                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
|    | 117 | 田野公民館(建物)        | 丹原町北田野1587-5   | 972               | 486     | 0898-68-7501<br>FAX 68-7501 | ×       |    |    |    |    | ×  | 47.5      | 有                                                |
|    | 118 | 丹原文化会館(建物)       | 丹原町田野上方2131-1  | 4,503             | 2,251   | 0898-68-3555                | ×       |    |    |    |    | ×  | 39.6      | 有                                                |
|    |     | 丹原文化会館(駐車場)      |                | 20,156            | 10,078  | FAX 68-3571                 |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |
| 田野 | 119 | 川根東児童遊園          | 丹原町川根甲377      | 200               | 100     | なし                          |         | 土  |    |    |    |    | 120.7     | 土砂災害警戒区域(土石流):323-1008a、323-1008b<br>平成28年3月1日指定 |
|    | 120 | 川根西児童遊園          | 丹原町川根甲951      | 225               | 113     | なし                          |         | 土  |    |    |    |    | 134.7     | 土砂災害警戒区域(土石流):323-1007<br>平成28年3月1日指定            |
|    | 121 | 高松児童遊園           | 丹原町高松甲2208-4地先 | 280               | 140     | なし                          |         |    |    |    |    |    | 83.0      |                                                  |
|    | 122 | 田野市原児童遊園         | 丹原町田野上方1792-1  | 900               | 450     | なし                          |         |    | 中  |    |    |    | 32.6      |                                                  |
|    |     |                  |                |                   |         |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                  |

| 地区 | 番号  | 施設名             | 所在地           | 延べ床またはグラウンド等面積(m <sup>2</sup> ) | 避難人員(人) | 電話番号                        | 災害種別(※) |    |    |    |    |    | 指定避難所との重複 | 備考                                                                            |
|----|-----|-----------------|---------------|---------------------------------|---------|-----------------------------|---------|----|----|----|----|----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------|
|    |     |                 |               |                                 |         |                             | 地震      | 土砂 | 洪水 | 高潮 | 津波 | 火災 |           |                                                                               |
| 中川 | 123 | 中川小学校(校舎・体育館)   | 丹原町来見1-122    | 3,443                           | 1,722   | 0898-73-2301<br>FAX 73-2379 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    |     | 中川小学校(グラウンド)    |               | 5,470                           | 2,735   |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 124 | 丹原西中学校(校舎・体育館)  | 丹原町来見甲15-1    | 5,058                           | 2,529   | 0898-73-2302<br>FAX 73-2161 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    |     | 丹原西中学校(グラウンド)   |               | 13,099                          | 6,550   |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 125 | 中川公民館(建物)       | 丹原町石経847-1    | 616                             | 308     | 0898-73-2200<br>FAX 73-2200 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    | 126 | 丹原B&G海洋センター(建物) | 丹原町志川甲12-1    | 1,485                           | 727     | 0898-75-3933<br>FAX 75-3937 | ×       | 土  | 中  |    |    | ×  | 有         | 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする<br>土砂災害警戒区域(土石流):323-1017、323-2003 令和3年2月26日指定 |
|    | 127 | 関屋児童遊園          | 丹原町関屋甲369-3   | 800                             | 400     | なし                          |         | 土  |    |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(土石流):323-1043-2<br>令和3年2月26日指定                                       |
|    | 128 | 石経児童遊園          | 丹原町石経930      | 450                             | 225     | なし                          |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 129 | 来見児童遊園          | 丹原町来見甲714     | 500                             | 250     | なし                          |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 130 | 志川ちびっこ広場        | 丹原町志川甲885     | 75                              | 38      | なし                          |         | 土  |    |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(土石流):323-1018<br>平成28年3月1日指定                                         |
| 桜樹 | 131 | (旧)鞍瀬小学校        | 丹原町鞍瀬甲382-1   | 2,288                           | 1,144   | なし                          |         | 急  |    |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(急傾斜地):323-1-17(2)<br>平成28年3月1日指定                                     |
|    | 132 | 臼坂ちびっこ広場        | 丹原町臼坂丙135     | 80                              | 40      | なし                          |         | 土  |    |    |    |    |           | 土砂災害警戒区域(土石流):323-1036<br>平成30年3月16日指定                                        |
|    | 133 | 高座集会所(建物)       | 丹原町鞍瀬甲844     | 409                             | 204     | なし                          | ×       |    |    |    |    | ×  |           |                                                                               |
| 小松 | 134 | 小松小学校(校舎・体育館)   | 小松町新屋敷甲280-1  | 5,455                           | 2,728   | 0898-72-2704<br>FAX 72-3170 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    |     | 小松小学校(グラウンド)    |               | 7,282                           | 3,641   |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 135 | 小松中学校(校舎・体育館)   | 小松町南川甲208     | 6,698                           | 3,349   | 0898-72-2744<br>FAX 72-3587 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    |     | 小松中学校(グラウンド)    |               | 14,666                          | 7,333   |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 136 | 小松高等学校(校舎・体育館)  | 小松町新屋敷乙42-1   | 8,182                           | 4,091   | 0898-72-2731<br>FAX 72-3669 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    |     | 小松高等学校(グラウンド)   |               | 28,623                          | 14,311  |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 137 | 小松公民館(建物)       | 小松町新屋敷甲3008   | 1,919                           | 959     | 0898-72-2631<br>FAX 72-2631 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    |     | 小松公民館(駐車場)      |               | 1,517                           | 759     |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 138 | 小松地域福祉センター(建物)  | 小松町新屋敷乙48-1   | 1,905                           | 952     | 0898-72-6363<br>FAX 72-6555 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    | 139 | 椿交流館(建物)        | 小松町新屋敷乙22-29  | 1,718                           | 859     | 0898-76-3511<br>FAX 76-3512 |         |    |    |    |    |    | 有         |                                                                               |
|    | 140 | 小松幼稚園グラウンド      | 小松町新屋敷甲2210-1 | 1,700                           | 850     | 0898-72-2702<br>FAX 72-2702 |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 141 | 小松東保育所グラウンド     | 小松町新屋敷甲3009-1 | 2,750                           | 1,375   | 0898-72-2305<br>FAX 72-2305 |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 142 | 小松中央公園          | 小松町新屋敷甲2427   | 14,151                          | 7,075   | 0898-72-5128                |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 143 | 北川農村公園          | 小松町北川286-1    | 704                             | 352     | なし                          |         |    | 中  |    |    |    |           |                                                                               |
| 石根 | 144 | 石根小学校(校舎・体育館)   | 小松町大頭甲262-1   | 3,338                           | 1,669   | 0898-72-2920<br>FAX 72-3142 | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    |     | 石根小学校(グラウンド)    |               | 6,700                           | 3,350   |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 145 | 石根公民館           | 小松町大頭甲1048-1  | 1,436                           | 718     | 0898-72-2620<br>FAX 72-2625 | ×       |    | 中  |    |    | ×  | 有         | 洪水災害時は建物の2階以上の部分に限り指定緊急避難場所とする                                                |
|    |     | 石根公民館(駐車場)      |               | 2,419                           | 1,210   |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 146 | 小松体育館           | 小松町妙口甲34-1    | 1,455                           | 727     | 0898-72-5327                | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    | 147 | 小松武道館           | 小松町妙口甲29-2    | 759                             | 379     | なし                          | ×       |    |    |    |    | ×  | 有         |                                                                               |
|    | 148 | 石根ふれあい公園        | 小松町大頭甲614     | 7,000                           | 3,500   | なし                          |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |
|    | 149 | 妙口上児童遊園         | 小松町妙口甲721-1   | 905                             | 453     | なし                          |         |    | 妙  |    |    |    |           |                                                                               |
| 合計 |     |                 |               | 1,394,013                       | 694,985 |                             |         |    |    |    |    |    |           |                                                                               |

## ※災害種別について

- 1 土砂災害は災害の種類(急:急傾斜地危険箇所、土:土石流危険箇所、地:地すべり危険箇所)
- 2 洪水は加茂川、中山川、渦井川、大曲川、新川、室川、界谷川、大明神川、北川、崩口川、大日川、妙谷川浸水想定区域(加:加茂川、中:中山川、渦:渦井川、曲:大曲川、新:新川、室:室川、界:界谷川、明:大明神川、北:北川、崩:崩口川、日:大日川、妙:妙谷川)  
加茂川、中山川、渦井川は想定最大規模(概ね 1,000 年に 1 回程度起こる規模)、他河川は計画規模(概ね 50 年に 1 回程度起こる規模)
- 3 津波は愛媛県地震被害想定調査(H25)の津波浸水想定区域(×は浸水想定該当箇所)
- 4 反転表示されている番号の避難場所は、津波浸水予想図における浸水区域もしくは、孤立が想定される箇所を示す。

## 2-2 指定避難所一覧

| 地区  | 番号                                  | 施設       |                 |         | 延べ床面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人)         | 建築年月日<br>及び構造        | 海拔<br>(m)                   | 電話番号                        | 備考 |
|-----|-------------------------------------|----------|-----------------|---------|--------------|---------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|----|
|     |                                     | 名称       | 所在地             | 施設名     |              |                     |                      |                             |                             |    |
| 玉津  | 1                                   | 玉津小学校    | 玉津200-1         | 北校舎     | 1,382        | 276                 | S56. 3<br>RC 3階建     | 2.5                         | 0897-56-3161<br>FAX 56-3340 |    |
|     |                                     |          |                 | 南校舎     | 1,990        | 398                 | S41. 7<br>RC 3階建     |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 校舎(増築)  | 1,229        | 245                 | H27.3<br>R、W 2階建     |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 体育館     | 612          | 122                 | S49. 3<br>S 2階建      |                             |                             |    |
|     | 2                                   | 西条東中学校   | 下島山甲865         | 体育館     | 1,480        | 296                 | S47. 3<br>S 2階建      | 7.2                         | 0897-56-2653<br>FAX 56-3525 |    |
|     |                                     |          |                 | 北校舎     | 2,636        | 527                 | S54. 3<br>RC 4階建     |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 南校舎     | 1,652        | 330                 | S59. 2<br>RC 3階建     |                             |                             |    |
|     | 3                                   | 玉津公民館    | 玉津238-1         |         | 950          | 190                 | (H15. 3)<br>S 2階建    | 2.7                         | 0897-56-5191<br>FAX 53-9013 |    |
|     | 4                                   | 総合体育館    | ひうち1-2          | 体育館     | 7,170        | 1,434               | S61. 2<br>SRC 2階建    | 3.6                         | 0897-53-3006                |    |
|     |                                     |          |                 | 弓道場     | 193          | 39                  | S61. 2<br>SR 1階建     |                             |                             |    |
| 5   | ひうち体育館                              | ひうち1-3   |                 | 1,464   | 293          | S58. 7<br>RC 2階建    | 3.8                  | 0897-53-3357                |                             |    |
| 6   | 西条市地域創生センター                         | ひうち1-16  |                 | 2,121   | 424          | H5. 8<br>RC 4階建     | 4.3                  | 0897-52-5156<br>FAX47-5153  |                             |    |
| 7   | 西条市生涯学習の館                           | 天神1-205  |                 | 964     | 193          | H7. 3<br>RC 2階建     | 3.8                  | 0897-53-8686<br>FAX 63-8687 |                             |    |
| 飯岡  | 8                                   | 飯岡小学校    | 飯岡2124          | 北校舎     | 2,621        | 524                 | S48. 3. 31<br>RC 4階建 | 30.2                        | 0897-56-2119<br>FAX 56-3430 |    |
|     |                                     |          |                 | 南校舎     | 1,533        | 306                 | S56. 3<br>RC 4階建     |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 体育館     | 1,459        | 292                 | S51. 3<br>S 1階建      |                             |                             |    |
| 9   | 飯岡公民館                               | 飯岡2171-2 |                 | 875     | 175          | (H11. 10)<br>SR 2階建 | 30.9                 | 0897-56-2118<br>FAX 56-9014 |                             |    |
| 10  | 西条東部地域交流センター                        | 飯岡550    |                 | 595     | 119          | H2. 3<br>RC 1階建     | 65.0                 | 0897-55-3961<br>FAX 55-3961 |                             |    |
| 西条  | 11                                  | 西条小学校    | 神拝乙112          | 北校舎     | 2,515        | 503                 | S46. 3<br>RC 3階建     | 1.6                         | 0897-56-3117<br>FAX 56-3070 |    |
|     |                                     |          |                 | 南校舎     | 1,810        | 362                 | H2. 3<br>RC 3階建      |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 屋内運動場   | 725          | 145                 | S52. 3<br>SC 2階建     |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 普通特別教室棟 | 672          | 134                 | H21. 3<br>W 2階建      |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | ことばの教室  | 200          | 50                  | H20.2<br>W 1階建       |                             |                             |    |
|     | 12                                  | 西条北中学校   | 朔日市400-1        | 体育館     | 1,742        | 348                 | H29.10<br>W 2階建      | 2.2                         | 0897-56-0170<br>FAX 56-3707 |    |
|     |                                     |          |                 | 柔剣道場    | 459          | 92                  | H4. 1<br>S 1階建       |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 西校舎     | 1,720        | 344                 | S56. 3<br>RC 4階建     |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 東校舎     | 3,793        | 759                 | S52. 3<br>RC 4階建     |                             |                             |    |
|     | 13                                  | 西条高等学校   | 明屋敷234          | 理科教棟    | 1,139        | 228                 | S40.2<br>RC 3階建      | 3.0                         | 0897-56-2030<br>FAX 56-2059 |    |
|     |                                     |          |                 | 商業教棟    | 1,023        | 205                 | S45.7<br>RC 4階建      |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 本館      | 3,098        | 620                 | S48. 3<br>RC 4階建     |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 普通教棟    | 3,251        | 650                 | S52.9<br>RC 4階建      |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 芸術教棟    | 641          | 128                 | S60.3<br>RC 3階建      |                             |                             |    |
|     |                                     |          |                 | 体育館     | 1,696        | 339                 | H27.2<br>RC 2階建      |                             |                             |    |
| 卓球場 |                                     |          |                 | 165     | 33           | S42.8<br>木造平屋       |                      |                             |                             |    |
| 格技場 | 378                                 | 76       | S53. 3<br>鉄骨造平屋 |         |              |                     |                      |                             |                             |    |
| 14  | 西条公民館                               | 新田218-21 |                 | 1,000   | 200          | H17. 3<br>SR 2階建    | 1.4                  | 0897-52-1264<br>FAX 52-1268 |                             |    |
| 15  | ひと・夢・未来創造拠点<br>複合施設<br>(SAIJO BASE) | 明屋敷131-2 |                 | 3,470   | 694          | S59.8<br>RC 2階建て    | 1.9                  | 0897-47-6063                |                             |    |

| 地区 | 番号 | 施設                                  |          |       | 延べ床面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) | 建築年月日<br>及び構造     | 海拔<br>(m) | 電話番号                        | 備考 |
|----|----|-------------------------------------|----------|-------|--------------|-------------|-------------------|-----------|-----------------------------|----|
|    |    | 名称                                  | 所在地      | 施設名   |              |             |                   |           |                             |    |
| 西条 | 14 | 西条公民館                               | 新田218-21 |       | 1,000        | 200         | H17. 3<br>SR 2階建  | 1.4       | 0897-52-1264<br>FAX 52-1268 |    |
|    | 15 | ひと・夢・未来創造拠点<br>複合施設<br>(SAIJO BASE) | 明屋敷131-2 |       | 3,470        | 694         | S59.8<br>RC 2階建て  | 1.9       | 0897-47-6063                |    |
| 神拝 | 16 | 神拝小学校                               | 神拝甲427   | 本校舎   | 3,754        | 751         | S50. 3<br>RC 4階建  | 2.5       | 0897-56-3107<br>FAX 56-3266 |    |
|    |    |                                     |          | 西校舎   | 520          | 104         | S57. 3<br>RC 4階建  |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 体育館   | 945          | 189         | S53. 3<br>S 1階建   |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 南校舎   | 1,737        | 347         | H17. 2<br>RC 3階建  |           |                             |    |
|    | 17 | 神拝公民館                               | 喜多川351-1 |       | 1,139        | 228         | H6. 3<br>RC 2階建   | 2.4       | 0897-53-6946<br>FAX 53-9011 |    |
|    | 18 | 総合文化会館                              | 神拝甲79-4  |       | 8,120        | 1,624       | H7. 10<br>SRC 3階建 | 4.2       | 0897-53-5500<br>FAX 53-5566 |    |
| 大町 | 19 | 総合福祉センター                            | 神拝甲324-2 |       | 8,064        | 1,613       | H16.9<br>SR 3階建   | 3.3       | 0897-55-0294<br>FAX 52-1293 |    |
|    | 20 | 大町小学校                               | 大町992-2  | 南校舎   | 3,781        | 756         | S54. 3<br>RC 4階建  | 5.3       | 0897-56-2114<br>FAX 56-3270 |    |
|    |    |                                     |          | 北校舎   | 1,492        | 298         | S40. 3<br>RC 3階建  |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 体育館   | 945          | 189         | S54.3<br>S 1階建    |           |                             |    |
|    | 21 | 西条南中学校                              | 大町1120   | 本校舎   | 5,138        | 1,028       | S43. 1<br>RC 4階建  | 7.3       | 0897-56-0380<br>FAX 56-3620 |    |
|    |    |                                     |          | 体育館   | 1,753        | 351         | H30.10<br>W 2階建   |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 柔剣道場  | 474          | 95          | H3.2<br>S 2階建     |           |                             |    |
|    | 22 | 西条農業高等学校                            | 福武甲2093  | 本館    | 2,537        | 507         | S48. 3<br>RC 4階建  | 11.6      | 0897-56-3611<br>FAX 56-3613 |    |
|    |    |                                     |          | 第二教棟  | 2,868        | 574         | S40.2<br>RC 3階建   |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 特別教棟  | 1,584        | 317         | S58. 3<br>RC 3階建  |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 造園教棟  | 881          | 176         | S43. 6<br>RC 3階建  |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 農業教棟  | 1,553        | 231         | S47.3<br>RC 4階建   |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 林業教棟  | 1,060        | 212         | S63.3<br>RC 3階建   |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 体育館   | 1,459        | 292         | H14.3<br>RC 3階建   |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 第二体育館 | 298          | 60          | T9.6<br>木造平屋      |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 武道場   | 337          | 67          | S48. 3<br>鉄骨造平屋   |           |                             |    |
|    | 23 | 東部ウイングサポートセ<br>ンター                  | 大町68-6   |       | 654          | 131         | S51.3<br>RC 2階建   | 5.9       | 0897-56-8114<br>FAX 56-8186 |    |
|    | 24 | 大町公民館                               | 大町225-10 |       | 1,126        | 225         | H22. 4<br>S 2階建   | 4.6       | 0897-56-3835<br>FAX 53-9012 |    |
| 神戸 | 25 | 神戸小学校                               | 洲之内甲200  | 校舎    | 2,926        | 585         | S54. 2<br>RC 4階建  | 5.5       | 0897-56-2744<br>FAX 56-3488 |    |
|    |    |                                     |          | 体育館   | 540          | 108         | S48.1<br>S 1階建    |           |                             |    |
| 禎瑞 | 27 | 禎瑞小学校                               | 禎瑞1829   | 本校舎   | 1,140        | 228         | S54. 2<br>RC 3階建  | 0.9       | 0897-57-9280<br>FAX 57-6088 |    |
|    |    |                                     |          | 特別教室棟 | 805          | 161         | H3.3<br>SC 3階建    |           |                             |    |
|    |    |                                     |          | 体育館   | 532          | 106         | S56.3<br>SC 2階建   |           |                             |    |
|    | 28 | 禎瑞公民館                               | 禎瑞1829   |       | 428          | 86          | S54.12<br>RC 2階建  | 1.1       | 0897-57-7274<br>FAX 57-6222 |    |
| 橘  | 29 | 橘小学校                                | 西泉乙417   | 校舎    | 1,850        | 370         | S55.2<br>RC 4階建   | 11.9      | 0897-57-9845<br>FAX 57-6080 |    |
|    |    |                                     |          | 体育館   | 532          | 106         | S55.2<br>S 1階建    |           |                             |    |
| 橘  | 30 | 橘公民館                                | 檜木54-1   |       | 655          | 131         | H17. 3<br>SR 2階建  | 6.8       | 0897-57-9543<br>FAX 57-6221 |    |

| 地区  | 番号 | 施設                    |           |               | 延べ床面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) | 建築年月日<br>及び構造               | 海拔<br>(m) | 電話番号                        | 備考 |
|-----|----|-----------------------|-----------|---------------|--------------|-------------|-----------------------------|-----------|-----------------------------|----|
|     |    | 名称                    | 所在地       | 施設名           |              |             |                             |           |                             |    |
| 氷見  | 31 | 氷見小学校                 | 氷見乙1143-2 | 校舎            | 2,656        | 531         | S54. 3<br>RC 4階建            | 21.8      | 0897-57-9844<br>FAX 57-6233 |    |
|     |    |                       |           | 体育館           | 532          | 106         | S54. 1<br>S 1階建             |           |                             |    |
|     | 32 | 西条西中学校                | 氷見乙558    | 体育館           | 1,546        | 309         | R1.12<br>W 2階建              | 4.2       | 0897-57-9434<br>FAX 57-6123 |    |
|     |    |                       |           | 本校舎           | 2,632        | 526         | S53. 3<br>RC 4階建            |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 特別教室等         | 695          | 139         | S58. 3<br>RC 2階建            |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 柔剣道場          | 454          | 91          | H7. 3<br>S 1階建              |           |                             |    |
|     | 33 | 氷見公民館                 | 氷見乙1120-2 |               | 867          | 173         | H31.3<br>S 2階建              | 20.6      | 0897-57-9100<br>FAX 57-6223 |    |
|     | 34 | 西条西部体育館               | 氷見乙601    |               | 1,391        | 278         | S62. 3<br>RC 2階建            | 4.9       | 0897-57-9383<br>FAX 57-9648 |    |
| 加茂  | 35 | 西条市スポーツコミュニテ<br>ィセンター | 氷見乙601    |               | 506          | 101         | H22.11<br>RC 2階建            | 4.8       | 0897-57-9383<br>FAX 57-9648 |    |
|     | 36 | 西条西部地域交流セン<br>ター      | 氷見西新開59   |               | 1,298        | 260         | H5. 4<br>S 1階建              | 3.1       | 0897-57-6061<br>FAX 57-6061 |    |
|     | 37 | 加茂公民館                 | 荒川2号185   |               | 1,089        | 222         | S48. 3<br>RC 2階建            |           | 0897-58-0001<br>FAX 58-0234 |    |
| 大保木 | 38 | 大保木公民館                | 中奥1号45    |               | 541          | 108         | H18. 3<br>木造 1階建            |           | 0897-59-0226<br>FAX 59-0138 |    |
|     | 39 | 石鎚ふれあいの里              | 中奥1号25-1  |               | 1,019        | 218         | S27. 1<br>木造 2階建            |           | 0897-59-0203<br>FAX 59-0203 |    |
| 周布  | 40 | 周布小学校                 | 周布1521    | 管理普通特別教室<br>棟 | 2,935        | 587         | S61. 3<br>RC 3階建            | 10.1      | 0898-68-7116<br>FAX 68-7124 |    |
|     |    |                       |           | 屋内運動場         | 894          | 179         | H10. 3<br>RC 1階建            |           |                             |    |
|     | 41 | 東予東中学校                | 周布160     | 屋内運動場         | 1,478        | 295         | S47.2<br>RC2階建              | 6.1       | 0898-64-2132<br>FAX 64-2161 |    |
|     |    |                       |           | 管理特別教室棟       | 2,179        | 436         | S45. 12<br>RC3階建            |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 図書室棟          | 251          | 50          | S46. 3<br>RC2階建             |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 普通教室棟1        | 1,478        | 296         | S45. 3<br>RC3階建             |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 普通教室棟2        | 1,306        | 261         | S45. 12<br>RC3階建            |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 武道場           | 162          | 32          | S48. 3<br>S1階建              |           |                             |    |
|     | 42 | 東予高等学校                | 周布650     | 本館教棟          | 2,355        | 471         | H23.3<br>RC4階建              | 6.1       | 0898-64-2119<br>FAX 64-4112 |    |
|     |    |                       |           | 電気システム科教棟     | 718          | 144         | S52.6<br>RC3階建              |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 土木教棟          | 540          | 108         | S48.3<br>RC2階建              |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 建築教棟          | 1,080        | 216         | S49.7<br>RC2階建              |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 電気システム科教棟     | 1,770        | 354         | H6.3<br>RC3階建               |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 機械科教棟         | 1,805        | 361         | H9.3<br>RC2階建               |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 土木教棟          | 993          | 199         | H11.3<br>RC2階建              |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 体育館           | 1,274        | 255         | S43.8<br>RC2階建              |           |                             |    |
|     |    |                       |           | 武道場           | 342          | 68          | S45.3<br>SR1階建              |           |                             |    |
|     | 43 | 周布公民館                 | 周布1281-1  |               | 452          | 90          | S52. 7<br>RC 2階建            | 9.4       | 0898-68-7030<br>FAX 63-7030 |    |
|     | 44 | 東予総合福祉センター            | 周布606-1   |               | 3,633        | 727         | H10. 1<br>SRC 2階建           | 4.5       | 0898-64-2600<br>FAX 64-1156 |    |
| 吉井  | 45 | 吉井小学校                 | 玉之江235-1  | 管理普通特別教室<br>棟 | 2,865        | 573         | H3. 3<br>RC 2階建             | 5.1       | 0898-64-3080<br>FAX 64-3085 |    |
|     |    |                       |           | 屋内運動場         | 556          | 111         | S52.1<br>RC 1階建             |           |                             |    |
|     | 46 | 吉井公民館                 | 玉之江235-2  |               | 457          | 91          | S3. 2<br>RC 2階建             | 5.1       | 0898-64-3001<br>FAX 64-3001 |    |
|     | 47 | 東予南地域交流セン<br>ター       | 石田402-1   |               | 1,855        | 371         | H16.3<br>木造<br>一部RC造<br>平屋建 | 5.6       | 0898-65-6680<br>FAX 65-6682 |    |



| 地区  | 番号 | 施設          |           |           | 延べ床面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) | 建築年月日<br>及び構造       | 海拔<br>(m) | 電話番号                        | 備考 |
|-----|----|-------------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------------------|-----------|-----------------------------|----|
|     |    | 名称          | 所在地       | 施設名       |              |             |                     |           |                             |    |
| 多賀  | 48 | 多賀小学校       | 北条1504    | 管理特別教室棟   | 1,667        | 333         | S58. 3<br>RC 3階建    | 1.9       | 0898-64-2042<br>FAX 64-2513 |    |
|     |    |             |           | 普通教室棟     | 1,368        | 274         | S54. 3<br>RC 2階建    |           |                             |    |
|     |    |             |           | 屋内運動場     | 682          | 136         | S58. 3<br>RC 1階建    |           |                             |    |
|     | 49 | 多賀公民館       | 北条654-1   |           | 511          | 102         | S55. 3<br>RC 2階建    | 2.4       | 0898-64-2083<br>FAX 64-2083 |    |
|     | 50 | 北条新田会館      | 北条1397-13 |           | 130          | 26          | H2<br>RC 2階建        | 1.3       | 0898-64-5560                |    |
|     | 51 | 東予体育館       | 周布396     |           | 3,538        | 708         | S58. 3<br>RC 2階建    | 2.7       | 0898-65-5546<br>FAX 65-4405 |    |
|     | 52 | 中央公民館       | 周布401-1   |           | 2,305        | 461         | S55.8<br>RC 2階建     | 4.0       | 0898-65-4030<br>FAX 65-4032 |    |
| 壬生川 | 53 | 壬生川小学校      | 壬生川425-2  | 管理特別教室棟   | 2,441        | 488         | S55. 3<br>RC 3階建    | 2.1       | 0898-64-2022<br>FAX 64-2096 |    |
|     |    |             |           | 普通教室棟     | 1,105        | 221         | S60. 3<br>RC 3階建    |           |                             |    |
|     |    |             |           | 特別教室棟     | 455          | 91          | S60. 3<br>RC 1階建    |           |                             |    |
|     |    |             |           | 屋内運動場     | 840          | 168         | S60. 3<br>RC 1階建    |           |                             |    |
|     | 54 | 壬生川公民館      | 壬生川200    |           | 780          | 156         | H3. 3<br>RC 2階建     | 2.1       | 0898-64-2202<br>FAX 64-2202 |    |
|     | 55 | 北星会館        | 壬生川682-1  |           | 199          | 40          | S50. 3<br>RC 2階建    | 1.6       | 0898-64-0321                |    |
| 国安  | 56 | 国安小学校       | 桑村131     | 管理普通教室棟   | 3,536        | 707         | S57. 3<br>RC 3階建    | 13.4      | 0898-66-5181<br>FAX 66-5792 |    |
|     |    |             |           | 屋内運動場     | 840          | 168         | H1.3<br>RC 1階建      |           |                             |    |
|     | 57 | 東予西中学校      | 国安996     | 屋内運動場     | 830          | 144         | S41.3<br>SW 1階建     | 27.5      | 0898-66-5042<br>FAX 66-5619 |    |
|     |    |             |           | 管理普通教室棟   | 2,280        | 456         | H2.3<br>RC 2階建      |           |                             |    |
|     |    |             |           | 特別教室棟(西)  | 264          | 53          | H2.3<br>RC 1階建      |           |                             |    |
|     |    |             |           | 特別教室棟(東)  | 1,206        | 241         | H2.3<br>RC 3階建      |           |                             |    |
|     |    |             |           | 武道場       | 207          | 41          | S55.1<br>RC 1階建     |           |                             |    |
|     | 58 | 国安公民館       | 桑村127-1   |           | 551          | 110         | S59. 3<br>RC 2階建    | 12.8      | 0898-66-5028<br>FAX 66-5028 |    |
|     | 59 | 新市会館        | 新市639-3   |           | 130          | 26          | S50<br>RC 2階建       | 18.5      | 0898-66-0670                |    |
| 吉岡  | 60 | 吉岡小学校       | 広岡116-1   | 管理普通特別教室棟 | 2,140        | 428         | H4. 3<br>RC 2階建     |           | 0898-66-5259<br>FAX 66-5797 |    |
|     |    |             |           | 屋内運動場     | 537          | 107         | S53. 1<br>S 1階建     |           |                             |    |
|     | 61 | 吉岡公民館       | 上市187-2   |           | 586          | 117         | H6. 3<br>RC 2階建     | 31.5      | 0898-66-5258<br>FAX 66-5258 |    |
| 三芳  | 62 | 三芳小学校       | 三芳1217    | 管理普通特別教室棟 | 2,140        | 428         | S62. 3<br>RC 3階建    | 15.2      | 0898-66-5227<br>FAX 66-5793 |    |
|     |    |             |           | 屋内運動場     | 519          | 104         | S48. 3<br>SR 1階建    |           |                             |    |
|     | 63 | 三芳公民館       | 三芳1027-2  |           | 1,396        | 279         | H2. 6<br>RC 2階建     | 11.0      | 0898-66-0504<br>FAX 66-0504 |    |
|     | 64 | 東予北地域交流センター | 三芳997     |           | 1,607        | 321         | H12. 3. 31<br>RC 2階 | 12.0      | 0898-66-4185<br>FAX 66-0256 |    |
| 楠河  | 65 | 楠河小学校       | 河原津甲464-1 | 管理普通教室棟   | 2,180        | 436         | S58. 3<br>RC 3階建    | 4.9       | 0898-66-5024<br>FAX 66-5605 |    |
|     |    |             |           | 特別教室棟     | 1,016        | 203         | S51. 1<br>RC 2階建    |           |                             |    |
|     |    |             |           | 屋内運動場     | 550          | 110         | S46. 3<br>S 1階建     |           |                             |    |
|     | 66 | 楠河公民館       | 河原津甲460-1 | 楠河公民館     | 625          | 125         | H7. 3<br>RC 2階建     | 4.0       | 0898-66-0238<br>FAX 66-0238 |    |
|     | 67 | 河北会館        | 楠甲1295-1  | 河北会館      | 199          | 40          | S51. 3<br>RC 2階建    | 8.9       | 0898-66-2895                |    |

| 地区 | 番号           | 施設            |               |           | 延べ床面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人)           | 建築年月日<br>及び構造     | 海拔<br>(m)                   | 電話番号                        | 備考 |
|----|--------------|---------------|---------------|-----------|--------------|-----------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|----|
|    |              | 名称            | 所在地           | 施設名       |              |                       |                   |                             |                             |    |
| 庄内 | 68           | 庄内小学校         | 旦之上甲618       | 管理普通特別教室棟 | 1,796        | 359                   | S56. 3<br>RC 3階建  | 84.1                        | 0898-66-5255<br>FAX 66-5793 |    |
|    |              |               |               | 屋内運動場     | 554          | 111                   | S56. 3<br>RC 1階建  |                             |                             |    |
|    | 69           | 河北中学校         | 宮之内284        | 屋内運動場     | 1,107        | 221                   | S59. 3<br>RC 2階建  | 19.4                        | 0898-66-5044<br>FAX 66-5789 |    |
|    |              |               |               | 管理普通教室棟   | 3,804        | 761                   | S63. 3<br>RC 3階建  |                             |                             |    |
|    |              |               |               | 武道場       | 205          | 41                    | S53. 11<br>RC 1階建 |                             |                             |    |
| 70 | 庄内公民館        | 旦之上甲292-1     |               | 550       | 110          | H5. 3<br>RC 2階建       | 64.8              | 0898-66-1023<br>FAX 66-1023 |                             |    |
| 71 | 本谷温泉館        | 河之内甲494       |               | 1,479     | 296          | H6. 3<br>RC 2階建       |                   | 0898-66-0372<br>FAX 66-6461 |                             |    |
| 丹原 | 72           | 丹原小学校         | 丹原町池田1778-1   | 校舎        | 3,406        | 681                   | S52. 2<br>SRC 3階建 | 17.9                        | 0898-68-7005<br>FAX 68-7061 |    |
|    |              |               |               | 体育館       | 1,376        | 275                   | S52. 2<br>SR 2階建  |                             |                             |    |
|    |              |               |               | 特別教室      | 502          | 100                   | S56. 3<br>SR 3階建  |                             |                             |    |
|    | 73           | 丹原東中学校        | 丹原町今井4-1      | 校舎        | 3,603        | 721                   | H9. 3<br>SRC 3階建  | 24.4                        | 0898-68-7054<br>FAX 68-5035 |    |
|    |              |               |               | 体育館       | 1,378        | 275                   | H10. 3<br>SRC 2階建 |                             |                             |    |
|    |              |               |               | 特別教室棟     | 1,331        | 266                   | H10. 3<br>SRC 2階建 |                             |                             |    |
|    |              |               |               | 武道場       | 270          | 54                    | S56. 3<br>S 1階建   |                             |                             |    |
|    | 74           | 丹原高等学校        | 丹原町願連寺163     | 本館        | 3,100        | 620                   | S48.3<br>RC4階建    | 14.2                        | 0898-68-7325<br>FAX 68-0675 |    |
|    |              |               |               | 第2教棟      | 2,802        | 560                   | S54.3<br>RC4階建    |                             |                             |    |
|    |              |               |               | 体育館       | 1,334        | 267                   | S55.8<br>S1階建     |                             |                             |    |
|    |              |               |               | 武道場       | 350          | 70                    | S57.3<br>S1階建     |                             |                             |    |
| 75 | 丹原公民館        | 丹原町池田1711-1   |               | 1,000     | 200          | H20.3<br>S2階建         | 17.1              | 0898-68-6371<br>FAX 68-6371 |                             |    |
| 76 | 丹原体育館        | 丹原町久妙寺甲288-1  |               | 1,544     | 309          | S61. 4. 30<br>SRC 1階建 | 27.2              | 0898-68-5580<br>FAX 68-5580 |                             |    |
| 77 | 丹原農村環境改善センター | 丹原町高松148      |               | 1,169     | 234          | S59. 7. 20<br>SRC 2階建 | 26.8              | 0898-68-3744                |                             |    |
| 徳田 | 78           | 徳田小学校         | 丹原町古田甲720-1   | 校舎        | 1,776        | 355                   | S55. 3<br>RC 3階建  | 36.9                        | 0898-68-7163<br>FAX 68-7194 |    |
|    |              |               |               | 体育館       | 543          | 109                   | S55. 3<br>S 1階建   |                             |                             |    |
|    | 79           | 徳田公民館         | 丹原町古田甲725-2   |           | 480          | 96                    | S57. 3<br>RC 2階建  | 36.3                        | 0898-68-7027<br>FAX 68-7027 |    |
| 80 | 田滝小学校        | 丹原町高松甲2266-1  | 校舎            | 952       | 190          | H1.2<br>SRC 2階建       | 148.1             | 0898-68-7557<br>FAX 68-7535 |                             |    |
|    |              |               | 体育館           | 540       | 108          | H1.2<br>RC 1階建        |                   |                             |                             |    |
| 田野 | 81           | 田野小学校         | 丹原町田野上方2098-1 | 校舎        | 2,327        | 465                   | S60.3<br>SRC 3階建  | 44.7                        | 0898-68-7548<br>FAX 68-7592 |    |
|    |              |               |               | 体育館       | 825          | 165                   | H8.2<br>SRC 1階建   |                             |                             |    |
|    | 82           | 田野公民館         | 丹原町北田野1587-5  |           | 563          | 113                   | H16. 3<br>RC 2階   | 47.5                        | 0898-68-7501<br>FAX 68-7501 |    |
|    |              |               |               | 409       | 82           | S56.3<br>RC 2階        |                   |                             |                             |    |
| 83 | 丹原文化会館       | 丹原町田野上方2131-1 |               | 4,503     | 901          | H5.3.31<br>SRC 4階建    | 39.6              | 0898-68-3555<br>FAX 68-3571 |                             |    |

| 地区 | 番号 | 施設          |              |        | 延べ床面積<br>(㎡) | 収容人員<br>(人) | 建築年月日<br>及び構造      | 海拔<br>(m) | 電話番号                        | 備考 |
|----|----|-------------|--------------|--------|--------------|-------------|--------------------|-----------|-----------------------------|----|
|    |    | 名称          | 所在地          | 施設名    |              |             |                    |           |                             |    |
| 中川 | 84 | 中川小学校       | 丹原町来見1-122   | 校舎     | 2,579        | 515         | S59.3<br>RC 3階建    | 72.2      | 0898-73-2301<br>FAX 73-2379 |    |
|    |    |             |              | 体育館    | 864          | 173         | S59.3<br>SRC 1階建   |           |                             |    |
|    | 85 | 丹原西中学校      | 丹原町来見甲15-1   | 校舎     | 3,585        | 717         | H12.3.31<br>RC 3階建 | 82.3      | 0898-73-2302<br>FAX 73-2161 |    |
|    |    |             |              | 体育館    | 1,083        | 217         | H12.3.31<br>RC 3階建 |           |                             |    |
|    |    |             |              | 地域連携施設 | 176          | 35          | H12.3.31<br>RC 1階建 |           |                             |    |
|    |    |             |              | 武道場    | 214          | 43          | H12.3.31<br>RC 1階建 |           |                             |    |
| 桜樹 | 86 | 中川公民館       | 丹原町石経847-1   |        | 616          | 123         | S57.3.20<br>RC 2階建 | 58.7      | 0898-73-2200<br>FAX 73-2200 |    |
|    | 87 | 丹原B&G海洋センター | 丹原町志川甲12-1   |        | 1,485        | 297         | H6.6.10<br>SRC 2階建 | 54.6      | 0898-75-3933<br>FAX 75-3937 |    |
|    | 88 | 桜樹公民館       | 丹原町鞍瀬甲344    |        | 456          | 91          | S58.3.20<br>RC 2階建 |           | 0898-73-2505<br>FAX 73-2505 |    |
| 小松 | 89 | 小松小学校       | 小松町新屋敷甲280-1 | 校舎     | 4,433        | 887         | S55.3<br>RC 3階     |           | 0898-72-2704<br>FAX 72-3170 |    |
|    |    |             |              | 屋内運動場  | 1,022        | 204         | S55.3<br>RC 1階     |           |                             |    |
|    | 90 | 小松中学校       | 小松町南川甲208    | 校舎     | 3,685        | 737         | H16. 3<br>SR 3階建   |           | 0898-72-2744<br>FAX 72-3587 |    |
|    |    |             |              | 屋内運動場  | 1,631        | 326         | H17. 3<br>RC 2階建   |           |                             |    |
|    |    |             |              | 特別教室棟  | 1,382        | 276         | H3. 3<br>RC 2階建    |           |                             |    |
|    | 91 | 小松高等学校      | 小松町新屋敷乙42-1  | 第一教棟-1 | 1,557        | 311         | S48.3<br>RC 4階建    | 43.9      | 0898-72-2731<br>FAX 72-3669 |    |
|    |    |             |              | 第一教棟-2 | 1,059        | 212         | S49.7<br>RC 4階建    |           |                             |    |
|    |    |             |              | 第二教棟-1 | 2,059        | 412         | S52.6<br>RC 4階建    |           |                             |    |
|    |    |             |              | 第二教棟-2 | 684          | 137         | S54.1<br>RC 4階建    |           |                             |    |
|    |    |             |              | 第三教棟   | 825          | 165         | S58.3<br>RC 3階建    |           |                             |    |
|    |    |             |              | 武道場    | 355          | 71          | S45.12<br>S 1階建    |           |                             |    |
|    |    |             |              | 屋内運動場  | 1,643        | 328         | H15.3<br>RC 2階建    |           |                             |    |
| 石根 | 92 | 小松公民館       | 小松町新屋敷甲3008  |        | 1,919        | 384         | S54.3.31<br>RC 2階建 | 24.5      | 0898-72-2631<br>FAX 72-2631 |    |
|    | 93 | 小松地域福祉センター  | 小松町新屋敷乙48-1  |        | 1,905        | 381         | H8.5<br>RC 1階建     | 25.9      | 0898-72-6363<br>FAX 72-6555 |    |
|    | 94 | 椿交流館        | 小松町新屋敷乙22-29 |        | 1,718        | 344         | H15. 12<br>RC 1階   | 117.8     | 0898-76-3511<br>FAX 76-3512 |    |
|    | 95 | 石根小学校       | 小松町大頭甲262-1  | 校舎     | 2,635        | 527         | S57.3<br>SR 3階建    | 29.6      | 0898-72-2920<br>FAX 72-3142 |    |
|    |    |             |              | 屋内運動場  | 703          | 141         | S55.2<br>S 1階建     |           |                             |    |
|    | 96 | 石根公民館       | 小松町大頭甲1048-1 |        | 405          | 81          | H20.3<br>木造1階      | 28.3      | 0898-72-2620<br>FAX 72-2625 |    |
|    |    |             | 小松町大頭甲1045-1 |        | 1,031        | 206         | S57.1.31<br>RC 2階建 | 28.4      |                             |    |
|    | 97 | 小松体育館       | 小松町妙口甲34-1   |        | 1,455        | 291         | S54. 2<br>S造 2階    | 24.1      | 0898-72-5327                |    |
|    | 98 | 小松武道館       | 小松町妙口甲29-2   |        | 759          | 152         | S58. 4<br>RC 1階    | 22.8      | なし                          |    |
| 合計 |    |             |              |        | 298,149      | 59,550      |                    |           |                             |    |

※ 反転表示されている番号の避難所は、津波浸水想定区域もしくは、津波により孤立が想定される箇所を示す。

## 2-3 津波避難ビル一覧

| 地区  | 番号 | 施設名           | 所在地       | 施設内避難場所                   | 備考 |
|-----|----|---------------|-----------|---------------------------|----|
| 玉津  | 1  | 立正佼成会西条教会     | 大町473     | 1階法座席・2階会議室               |    |
|     | 2  | 玉津小学校         | 玉津200-1   | 校舎3階部分                    |    |
| 西条  | 3  | マルイビル         | 朔日市781-10 | 3～4階廊下                    |    |
|     | 4  | マルイレジデンス      | 朔日市781-10 | 3～4階通路                    |    |
|     | 5  | マルイポインセチア     | 朔日市789-2  | 3～7階通路・エレベーターホール          |    |
|     | 6  | マルイプーゲンヒリア    | 朔日市789-2  | 3～8階通路・エレベーターホール          |    |
|     | 7  | アサヒレジデンス      | 明屋敷31     | 3～4階通路                    |    |
|     | 8  | 西条商工会館        | 朔日市779-8  | 3階廊下エレベーターホール<br>4階大ホールなど |    |
|     | 9  | スーパーホテル伊予西条   | 朔日市777-1  | 2階以上の階段及び廊下               |    |
|     | 10 | 西条小学校         | 神拝乙112    | 校舎3階部分                    |    |
|     | 11 | 西条北中学校        | 朔日市400-1  | 校舎3階部分                    |    |
| 神拝  | 12 | マルイハイビスカス     | 神拝甲577-1  | 3～6階通路・エレベーターホール          |    |
|     | 13 | マルイカトレア       | 神拝甲355-1  | 3～10階通路・エレベーターホール         |    |
|     | 14 | マルイマーガレット     | 神拝甲344-1  | 3～10階通路・エレベーターホール         |    |
| 禎瑞  | 15 | 禎瑞小学校         | 禎瑞1829    | 校舎3階部分                    |    |
| 壬生川 | 16 | 平安祭典西条西セモニー会館 | 壬生川570    | 屋上、3階会議室など                |    |
|     | 17 | 壬生川小学校        | 壬生川425-2  | 校舎3階部分                    |    |
| 多賀  | 18 | 多賀小学校         | 北条1504    | 校舎3階部分                    |    |
|     | 19 | ターミナルホテル東予    | 三津屋南6-29  | 2階ロビー・レストラン・2階以上の階段・廊下    |    |
|     | 20 | HOTEL AZ愛媛東予店 | 三津屋南2-29  | 2階以上の廊下(中央階段より北側部分)       |    |

○本市における津波避難ビルの指定要件

・構造的要件

- 1.新耐震設計基準(昭和56年6月1日)以降に建築確認を受けて建築されている構造物であること。
- 2.3階建て以上の鉄筋コンクリート(RC)または鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)構造であること。
- 3.耐震診断によって耐震安全性が確認されている構造物であること。

・位置的要件

- 1.原則として、津波に向かっての避難にならない場所であること。
- 2.カバーエリア(原則として西条市では海拔3m以下のエリア)を設定し、収容人口にあった避難場所を確保するようにすること。
- 3.避難経路の危険性の有無を確認し、アクセスが安全かつわかりやすい場所であること。

・管理要件

- 1.津波避難ビル等に管理者が常駐(24時間体制)していることを原則とし、指示の発令に基づいて施錠の開錠ができること。
- 2.夜間に管理者がいない建物については、緊急時に強制的に立ち入ることについて管理者の同意が得られること。

## 2-4 福祉避難所一覧

## (市有施設)

|   | 施設名          | 所在地                         | 電話番号                        |
|---|--------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1 | 総合福祉センター     | 〒793-0041<br>西条市神拝甲324-2    | 0897-55-0294<br>FAX 52-1293 |
| 2 | 東予総合福祉センター   | 〒799-1371<br>西条市周布606-1     | 0898-64-2600<br>FAX 64-1156 |
| 3 | 小松地域福祉センター   | 〒799-1101<br>西条市小松町新屋敷乙48-1 | 0898-72-6363<br>FAX 72-6555 |
| 4 | 西条東部地域交流センター | 〒793-0010<br>西条市飯岡550       | 0897-55-3961<br>FAX 55-3961 |
| 5 | 西条西部地域交流センター | 〒793-0072<br>西条市氷見西新開59     | 0897-57-6061<br>FAX 57-6061 |
| 6 | 東予南地域交流センター  | 〒799-1364<br>西条市石田402-1     | 0898-65-6680<br>FAX 65-6682 |
| 7 | 東予北地域交流センター  | 〒799-1301<br>西条市三芳997       | 0898-66-4185<br>FAX 66-0256 |

## (社会福祉法人施設)

|    | 法人名・会社名       | 区分          | 法人・会社所在地        | 施設名                                             |
|----|---------------|-------------|-----------------|-------------------------------------------------|
| 1  | 社会福祉法人あおい会    | 障がい者        | 西条市古川甲118       | 星の里                                             |
| 2  | 社会福祉法人いしづち会   | 障がい者        | 西条市丹原町高松甲1887-2 | 西条福祉園                                           |
| 3  | 社会福祉法人恩賜財団済生会 | 高齢者         | 西条市朔日市269-1     | いしづち苑                                           |
| 4  | 社会福祉法人回生会     | 高齢者         | 西条市飯岡3383       | 福武荘<br>伊予千寿苑                                    |
| 5  | 社会福祉法人亀天会     | 高齢者         | 西条市三芳1535-1     | 亀天荘<br>大師苑                                      |
| 6  | 社会福祉法人光明会     | 高齢者         | 西条市大町736-1      | せせらぎ                                            |
| 7  | 社会福祉法人潤和会     | 高齢者         | 西条市周布326        | なごみ                                             |
| 8  | 社会福祉法人聖風会     | 高齢者<br>障がい者 | 西条市氷見丙195       | ていずい<br>道前育成園<br>東予学園<br>光風館<br>光風館 氷見の里<br>道前荘 |
| 9  | 社会福祉法人丹原福祉会   | 高齢者         | 西条市丹原町今井457-1   | ル・ソレイユ                                          |
| 10 | 社会福祉法人同心会     | 高齢者         | 西条市朔日市892-25    | ついたちの里                                          |
| 11 | 社会福祉法人白鳥会     | 障がい者        | 西条市三芳1839-5     | 東予希望の家                                          |

## (医療法人施設)

|   | 法人名      | 区分  | 法人所在地            | 施設名    |
|---|----------|-----|------------------|--------|
| 1 | 医療法人愛寿会  | 高齢者 | 西条市福武甲58-1       | ゆるぎ荘   |
| 2 | 医療法人弘仁会  | 高齢者 | 西条市三津屋南9-10      | あすか    |
| 3 | 医療法人倬清会  | 高齢者 | 西条市小松町新屋敷甲2385-1 | リハ・クリネ |
| 4 | 医療法人北辰会  | 高齢者 | 西条市小松町妙口甲1521    | まなべ    |
| 5 | 医療法人門の内会 | 高齢者 | 西条市周布331-1       | コスモス   |

## (社会医療法人施設)

|   | 法人名         | 区分  | 法人所在地    | 施設名 |
|---|-------------|-----|----------|-----|
| 1 | 社会医療法人社団更生会 | 高齢者 | 西条市大町739 | 水都苑 |

## (その他法人施設)

|   | 法 人 名    | 区 分 | 法人所在地      | 施設名 |
|---|----------|-----|------------|-----|
| 1 | 有限会社 あさひ | 高齢者 | 西条市神拝乙35・5 | たまつ |

## 2-5 救援物資集積所

|   | 施 設 名           | 所 在 地                      | 電 話 番 号                       |
|---|-----------------|----------------------------|-------------------------------|
| 1 | ひうち体育館          | 〒793-0003<br>西条市ひうち1-3     | 0897-53-3357                  |
| 2 | 西条西部体育館         | 〒793-0072<br>西条市氷見乙601     | 0897-57-9383                  |
| 3 | ビバ・スポルティア SAIJO | 〒799-1304<br>西条市河原津新田甲 157 | 0898-66-0361<br>F A X 66-5595 |
| 4 | 西条市民公園          | 〒793-0030<br>西条市大町 403-1   | 0897-56-2226                  |

## 2-6 愛媛県広域防災拠点

|   | 施 設 名          | 所 在 地                        | 電 話 番 号                       | 備 考                |
|---|----------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------|
| 1 | 小松中央公園         | 〒799-1101<br>西条市小松町新屋敷甲2427  | 0898-72-5128                  | 進出・活動拠点            |
| 2 | 西条市アウトドアオアシス石鎚 | 〒799-1101<br>西条市小松町新屋敷乙22-29 | 0898-76-3111<br>F A X 76-3113 | 進出・活動拠点、<br>広域物資拠点 |

注 (1) 進出拠点とは、各機関が集結し、必要な人や物を送り込むための総合的な拠点をいう。

(2) 活動拠点とは、進出拠点から遠い地域で活動するための拠点をいう。

(3) 物資拠点とは、国や他県等からの支援物資を受け入れ、市町へ配送するための拠点をいう。

## 2-7 情報伝達体制を定める必要がある要配慮者利用施設一覧

令和4年12月31日現在

| No. | 施設名称                    | 郵便番号     | 所在地         | 電話番号         | 洪水浸水想定区域    |             |             | 高潮<br>浸水<br>想定<br>区域 | 津波<br>災害<br>警戒<br>区域 | 地区 | 担当課     |
|-----|-------------------------|----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|----------------------|----|---------|
|     |                         |          |             |              | 加<br>茂<br>川 | 鴻<br>井<br>川 | 中<br>山<br>川 |                      |                      |    |         |
| 1   | みのり保育園                  | 793-0006 | 下島山甲363-1   | 0897-56-6527 |             | ○           |             |                      |                      | 玉津 | 保育・幼稚園課 |
| 2   | としもり内科                  | 793-0006 | 下島山甲1264-4  | 0897-53-6300 |             | ○           |             |                      |                      | 玉津 | 健康医療推進課 |
| 3   | デイサービスセンター ひうち          | 793-0006 | 下島山甲1384    | 0897-56-1001 |             | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 長寿介護課   |
| 4   | 未来翔                     | 793-0006 | 下島山甲1428-1  | 0897-66-8277 |             | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 社会福祉課   |
| 5   | サカタ産婦人科                 | 793-0006 | 下島山甲1453    | 0897-55-1103 |             | ○           |             | ○                    |                      | 玉津 | 健康医療推進課 |
| 6   | グループホームたまつ              | 793-0006 | 下島山甲2055-52 | 0987-66-8058 |             | ○           |             |                      |                      | 玉津 | 長寿介護課   |
| 7   | 玉津保育園                   | 793-0001 | 玉津156-1     | 0897-55-8339 |             | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 保育・幼稚園課 |
| 8   | 玉津幼稚園                   | 793-0001 | 玉津202-5     | 0897-55-6208 |             | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 保育・幼稚園課 |
| 9   | 済生会西条短期入所事業所            | 793-0028 | 新田109-1     | 0897-55-5130 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 長寿介護課   |
| 10  | 済生会西条デイサービス事業所          | 793-0028 | 新田109-1     | 0897-55-5130 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 長寿介護課   |
| 11  | 済生会西条特別養護老人ホーム          | 793-0028 | 新田109-1     | 0897-55-5130 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 長寿介護課   |
| 12  | 未来翔Ⅱ                    | 793-0006 | 下島山甲1429-1  | 0897-66-8277 |             | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 社会福祉課   |
| 13  | マーカバステーション              | 793-0006 | 下島山甲1233-1  | 0897-53-5820 |             | ○           |             |                      |                      | 玉津 | 社会福祉課   |
| 14  | ペーカリー ラ・スリーズ            | 793-0028 | 新田109-1     | 0897-53-5820 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 社会福祉課   |
| 15  | 済生会西条病院                 | 793-0027 | 朔日市269-1    | 0897-55-5100 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 健康医療推進課 |
| 16  | 済生会西条老人保健施設いしづち苑        | 793-0027 | 朔日市269-1    | 0897-53-1155 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 長寿介護課   |
| 17  | 高橋こどもクリニック              | 793-0027 | 朔日市313-5    | 0897-55-0776 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 健康医療推進課 |
| 18  | 愛・ゆめいろ保育園               | 793-0027 | 朔日市319-2    | 0897-55-2281 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 保育・幼稚園課 |
| 19  | セントケア西条朔日市              | 793-0027 | 朔日市78-7     | 0897-52-5331 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 長寿介護課   |
| 20  | デイサービス川辺の家              | 793-0004 | 船屋甲584-2    | 0897-52-0578 |             | ○           |             | ○                    |                      | 玉津 | 長寿介護課   |
| 21  | 篠原外科耳鼻科                 | 793-0030 | 大町520-8     | 0897-56-3521 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 健康医療推進課 |
| 22  | アシストジャパン デイサービスセンター6号館  | 793-0030 | 大町539-1     | 0897-55-7576 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 長寿介護課   |
| 23  | 玉津児童クラブ                 | 793-0001 | 玉津200-1     | 0897-53-3714 |             | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 子育て支援課  |
| 24  | 西条市立玉津小学校               | 793-0001 | 玉津200-1     | 0897-56-3161 |             | ○           |             | ○                    | ○                    | 玉津 | 学校教育課   |
| 25  | 西条市立西条東中学校              | 793-0006 | 下島山甲865     | 0897-56-2653 |             | ○           |             |                      |                      | 玉津 | 学校教育課   |
| 26  | 山元眼科                    | 793-0030 | 大町645-3     | 0897-55-0155 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 健康医療推進課 |
| 27  | めぐみ保育園                  | 793-0027 | 朔日市626      | 0897-55-3560 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 28  | めぐみ幼稚園                  | 793-0027 | 朔日市623-2    | 0897-55-3442 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 29  | サスケ工房西条                 | 793-0030 | 大町1699-3    | 0897-47-8565 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 社会福祉課   |
| 30  | みやざきメンタルクリニック           | 793-0030 | 大町1699-3    | 0897-47-5255 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 健康医療推進課 |
| 31  | 指定短期入所生活介護事業所 大師苑       | 793-0024 | 大師町182-2    | 0897-55-2200 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 32  | 地域密着型特別養護老人ホーム 大師苑      | 793-0024 | 大師町182-2    | 0897-55-2200 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 33  | 西条認定こども園                | 793-0022 | 本町1-133-2   | 0897-55-3106 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 34  | みずほ                     | 793-0022 | 本町23-1      | 0897-27-8024 |             |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 社会福祉課   |
| 35  | わかば保育園                  | 793-0027 | 朔日市807-7    | 0897-53-6053 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 36  | 西条中央病院                  | 793-0027 | 朔日市804      | 0897-56-0300 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 健康医療推進課 |
| 37  | 西条中央病院（通所リハビリテーションふれあい） | 793-0027 | 朔日市804      | 0897-56-2133 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 38  | ココロココ西条                 | 793-0027 | 朔日市804      | 0897-66-8688 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 39  | デイサービスセンター あさひ          | 793-0021 | 神拝乙35-5     | 0897-55-8045 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 40  | ひので                     | 793-0021 | 神拝乙35-5     | 0897-53-1219 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 41  | 西条栄光幼稚園                 | 793-0023 | 明屋敷236-17   | 0897-56-2711 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 42  | のぞみ保育園                  | 793-0023 | 明屋敷657-5    | 0897-55-6556 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 43  | のぞみアカデミー                | 793-0023 | 明屋敷657-5    | 0897-47-3775 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 44  | しらかた皮膚科クリニック            | 793-0023 | 明屋敷562-3    | 0897-55-1511 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 健康医療推進課 |
| 45  | きずな                     | 793-0023 | 明屋敷363-1    | 0897-47-5825 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 社会福祉課   |
| 46  | あぜち内科                   | 793-0043 | 樋之口438-6    | 0897-52-1630 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 健康医療推進課 |
| 47  | つだ眼科ピコリック               | 793-0043 | 樋之口436-8    | 0897-55-7700 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 健康医療推進課 |
| 48  | もりざね耳鼻咽喉科               | 793-0043 | 樋之口436-12   | 0897-47-3387 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 健康医療推進課 |
| 49  | みどり保育園                  | 793-0042 | 喜多川764-1    | 0897-55-2780 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 保育・幼稚園課 |
| 50  | グループホームたまつ フルーツの家       | 793-0042 | 喜多川792-1    | 0897-52-0793 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 51  | 通所介護 フルーツの家             | 793-0042 | 喜多川792-1    | 0897-52-0793 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 52  | 通所介護 杜の家                | 793-0027 | 朔日市892      | 0897-52-1003 |             |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 53  | 杜の家                     | 793-0027 | 朔日市892      | 0897-52-1003 |             |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 54  | ついたちの里                  | 793-0027 | 朔日市892-25   | 0897-47-5981 |             |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 55  | ショートステイついたちの里           | 793-0027 | 朔日市892-25   | 0897-47-5981 |             |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 56  | ピッコロ                    | 793-0027 | 朔日市892-25   | 0897-66-9030 |             |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 社会福祉課   |
| 57  | グループホーム竹梅小路             | 793-0022 | 本町48        | 0897-58-5252 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 西条 | 長寿介護課   |
| 58  | 西条児童クラブ                 | 793-0021 | 神拝乙112      | 0897-55-0628 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 子育て支援課  |
| 59  | 西条市立西条小学校               | 793-0021 | 神拝乙112      | 0897-56-3117 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 学校教育課   |
| 60  | 西条市立西条北中学校              | 793-0027 | 朔日市400-1    | 0897-56-0170 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 学校教育課   |
| 61  | 愛媛県立西条高等学校              | 793-0023 | 明屋敷234      | 0897-56-2030 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 西条 | 学校教育課   |
| 62  | 東予乳幼児保育園                | 793-0030 | 大町427       | 0897-56-9388 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 保育・幼稚園課 |

| No. | 施設名称                     | 郵便番号     | 所在地       | 電話番号         | 洪水浸水想定区域    |             |             | 高潮<br>浸水<br>想定<br>区域 | 津波<br>災害<br>警戒<br>区域 | 地区 | 担当課     |
|-----|--------------------------|----------|-----------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|----------------------|----|---------|
|     |                          |          |           |              | 加<br>茂<br>川 | 満<br>井<br>川 | 中<br>山<br>川 |                      |                      |    |         |
| 63  | レインボーキッズメソッド2            | 793-0030 | 樋之口437-4  | 0897-55-2927 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 64  | 弁財天耳鼻咽喉科クリニック            | 793-0030 | 大町613-3   | 0897-58-5959 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 65  | 星加小児科内科ファミリークリニック        | 793-0030 | 大町612-1   | 0897-55-3105 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 66  | 西条聖マリア幼稚園                | 793-0030 | 大町716-1   | 0897-55-2497 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 保育・幼稚園課 |
| 67  | 宮島小児科医院                  | 793-0030 | 大町710-2   | 0897-55-2615 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 68  | 米田脳神経外科                  | 793-0030 | 大町706-4   | 0897-56-9165 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 69  | とのやまクリニック                | 793-0030 | 大町703-1   | 0897-47-2525 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 70  | かりやま整形外科                 | 793-0030 | 大町701-2   | 0897-47-1717 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 71  | ラ・スリーズ                   | 793-0030 | 大町1630-3  | 0897-53-5131 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 72  | 松浦皮膚科医院                  | 793-0030 | 大町1714    | 0897-55-2346 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 73  | 地域活動支援センターちゅうりっぷ         | 793-0041 | 神拝甲324-2  | 0897-53-7101 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 74  | 地域活動支援センターさくらんぼハウス       | 793-0041 | 神拝甲324-2  | 0897-53-1803 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 75  | かがやき園                    | 793-0041 | 神拝甲324-2  | 0897-55-5022 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 76  | 吉峯耳鼻科・歯科                 | 793-0030 | 大町1582-3  | 0897-56-5101 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 77  | 夢門塾ゆうゆう西条                | 793-0041 | 神拝甲233-13 | 0897-66-8020 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 78  | 回生堂医院                    | 793-0041 | 神拝甲591    | 0897-55-3101 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 79  | 土岐医院                     | 793-0041 | 神拝甲538-6  | 0897-56-2090 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 80  | 松本整形外科医院                 | 793-0041 | 神拝甲498-2  | 0897-52-1011 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 81  | じょうとく内科クリニック             | 793-0041 | 神拝甲217-1  | 0897-58-2233 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 82  | デイサービスセンター笑歩会 西条神拝       | 793-0041 | 神拝甲561-1  | 0897-55-6003 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 長寿介護課   |
| 83  | サービス付き高齢者向け住宅 笑歩会 西条神拝   | 793-0041 | 神拝甲561-1  | 0897-55-6003 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 長寿介護課   |
| 84  | 有料老人ホーム 笑歩会 西条神拝         | 793-0041 | 神拝甲561-1  | 0897-55-6003 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 長寿介護課   |
| 85  | 神拝保育園                    | 793-0041 | 神拝甲239-3  | 0897-55-3052 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 保育・幼稚園課 |
| 86  | 坂根医院                     | 793-0042 | 喜多川438-4  | 0897-55-4021 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 87  | デイサービスセンター たいよう          | 793-0042 | 喜多川452-1  | 0897-47-0107 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 長寿介護課   |
| 88  | ながい小児科                   | 793-0042 | 喜多川634-7  | 0897-53-7707 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 89  | かなで                      | 793-0044 | 古川甲118    | 0897-55-7176 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 90  | ゆいまる さいじょう               | 793-0044 | 古川甲345-2  | 0897-64-9933 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 社会福祉課   |
| 91  | 矢野外科胃腸科医院                | 793-0044 | 古川甲382-2  | 0897-55-1777 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 健康医療推進課 |
| 92  | 古川認定こども園                 | 793-0044 | 古川甲120-1  | 0897-55-7143 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 保育・幼稚園課 |
| 93  | グループホーム くれなひ             | 793-0043 | 樋之口380-1  | 0897-56-9071 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 長寿介護課   |
| 94  | レッツ倶楽部西条古川               | 793-0044 | 古川甲417-3  | 0897-66-7211 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 長寿介護課   |
| 95  | 神拝児童クラブ                  | 793-0041 | 神拝甲427    | 0897-56-3156 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 子育て支援課  |
| 96  | 西条市立神拝小学校                | 793-0041 | 神拝甲427    | 0897-56-3107 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 神拝 | 学校教育課   |
| 97  | NPO法人石鎚 グループホームさくらの家     | 793-0035 | 福武甲577-1  | 0897-53-0900 | ○           | ○           |             | ○                    |                      | 大町 | 社会福祉課   |
| 98  | こもだ内科神経科医院               | 793-0035 | 福武甲1126-1 | 0897-56-9511 | ○           |             |             | ○                    |                      | 大町 | 健康医療推進課 |
| 99  | 東予こどもデイ青空                | 793-0030 | 大町264-1   | 0897-58-3087 | ○           |             |             | ○                    |                      | 大町 | 社会福祉課   |
| 100 | びのきお おおまち                | 793-0030 | 大町267-3   | 0897-47-6275 | ○           |             |             | ○                    |                      | 大町 | 社会福祉課   |
| 101 | JAえひめ未来 デイサービスセンター いずみの里 | 793-0030 | 大町200-6   | 0897-52-1600 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 長寿介護課   |
| 102 | 和田内科・皮膚科                 | 793-0030 | 大町84-15   | 0897-55-0515 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 健康医療推進課 |
| 103 | 大町幼稚園                    | 793-0030 | 大町68      | 0897-55-4193 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 保育・幼稚園課 |
| 104 | 大町保育園                    | 793-0030 | 大町55      | 0897-55-3652 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 保育・幼稚園課 |
| 105 | 武丈の里                     | 793-0030 | 大町980-4   | 0897-55-2101 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 長寿介護課   |
| 106 | 複合型サービス事業所 仲まち           | 793-0030 | 大町303-1   | 0897-56-2361 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 長寿介護課   |
| 107 | サービス付き高齢者住宅 スウィング大町      | 793-0030 | 大町303-1   | 0897-56-2321 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 長寿介護課   |
| 108 | ケアハウス水の里                 | 793-0030 | 大町776-23  | 0897-52-0340 | ○           |             |             | ○                    |                      | 大町 | 長寿介護課   |
| 109 | せせらぎ短期入所生活介護事業所          | 793-0030 | 大町736-1   | 0897-52-1000 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 長寿介護課   |
| 110 | 地域密着型特別養護老人ホーム せせらぎ      | 793-0030 | 大町736-1   | 0897-52-1000 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 長寿介護課   |
| 111 | 村上記念病院                   | 793-0030 | 大町739     | 0897-56-2300 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 健康医療推進課 |
| 112 | 老人保健施設 水都苑               | 793-0030 | 大町739     | 0897-56-2301 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 長寿介護課   |
| 113 | デイサービス Swingゆらり          | 793-0030 | 大町739     | 0897-58-2210 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 長寿介護課   |
| 114 | ひよこハウス                   | 793-0030 | 大町739     | 0897-56-5335 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 保育・幼稚園課 |
| 115 | カンガルーハウス（村上記念病院）         | 793-0030 | 大町739     | 0897-56-5185 | ○           | ○           |             | ○                    | ○                    | 大町 | 保育・幼稚園課 |
| 116 | ケアプラザ「サン愛」大町事業所          | 793-0030 | 大町776-22  | 0897-55-2313 | ○           |             |             | ○                    |                      | 大町 | 長寿介護課   |
| 117 | グループホーム かわせみ             | 793-0030 | 大町776-23  | 0897-52-0390 | ○           |             |             | ○                    |                      | 大町 | 長寿介護課   |
| 118 | さくら保育園                   | 793-0030 | 大町992-1   | 0897-56-6227 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 保育・幼稚園課 |
| 119 | 秋山医院                     | 793-0030 | 大町1352-1  | 0897-56-0885 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 健康医療推進課 |
| 120 | 松永耳鼻科咽喉科医院               | 793-0030 | 大町1365    | 0897-53-7171 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 健康医療推進課 |
| 121 | 愛あい西条                    | 793-0035 | 福武甲164-1  | 0897-58-3581 | ○           |             |             | ○                    |                      | 大町 | 長寿介護課   |
| 122 | 大町児童クラブ                  | 793-0030 | 大町992-2   | 0897-53-8990 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 子育て支援課  |
| 123 | 西条市立大町小学校                | 793-0030 | 大町992-2   | 0897-56-2114 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 学校教育課   |
| 124 | 西条市立西条南中学校               | 793-0030 | 大町1120    | 0897-56-0380 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 学校教育課   |
| 125 | 愛媛県立西条農業高等学校             | 793-0035 | 福武甲2093   | 0897-56-3611 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 学校教育課   |
| 126 | 西条愛寿会病院                  | 793-0035 | 福武甲158-1  | 0897-55-2300 |             |             |             | ○                    |                      | 大町 | 健康医療推進課 |
| 127 | 愛寿会保育室（西条愛寿会病院）          | 793-0035 | 福武甲158-1  | 0897-58-3583 |             |             |             | ○                    |                      | 大町 | 保育・幼稚園課 |
| 128 | 老人保健施設 ゆるぎ荘              | 793-0035 | 福武甲162-1  | 0897-55-0622 |             |             |             | ○                    |                      | 大町 | 長寿介護課   |
| 129 | 松本クリニック                  | 793-0030 | 大町1183-4  | 0897-47-8773 | ○           |             |             |                      |                      | 大町 | 健康医療推進課 |
| 130 | あおのクリニック                 | 793-0053 | 洲之内甲170-1 | 0897-52-1155 | ○           |             |             |                      |                      | 神戸 | 健康医療推進課 |
| 131 | かんべ幼稚園                   | 793-0053 | 洲之内甲221   | 0897-56-3229 | ○           |             |             |                      |                      | 神戸 | 保育・幼稚園課 |
| 132 | 神戸保育園                    | 793-0053 | 洲之内甲220   | 0897-55-3656 | ○           |             |             |                      |                      | 神戸 | 保育・幼稚園課 |

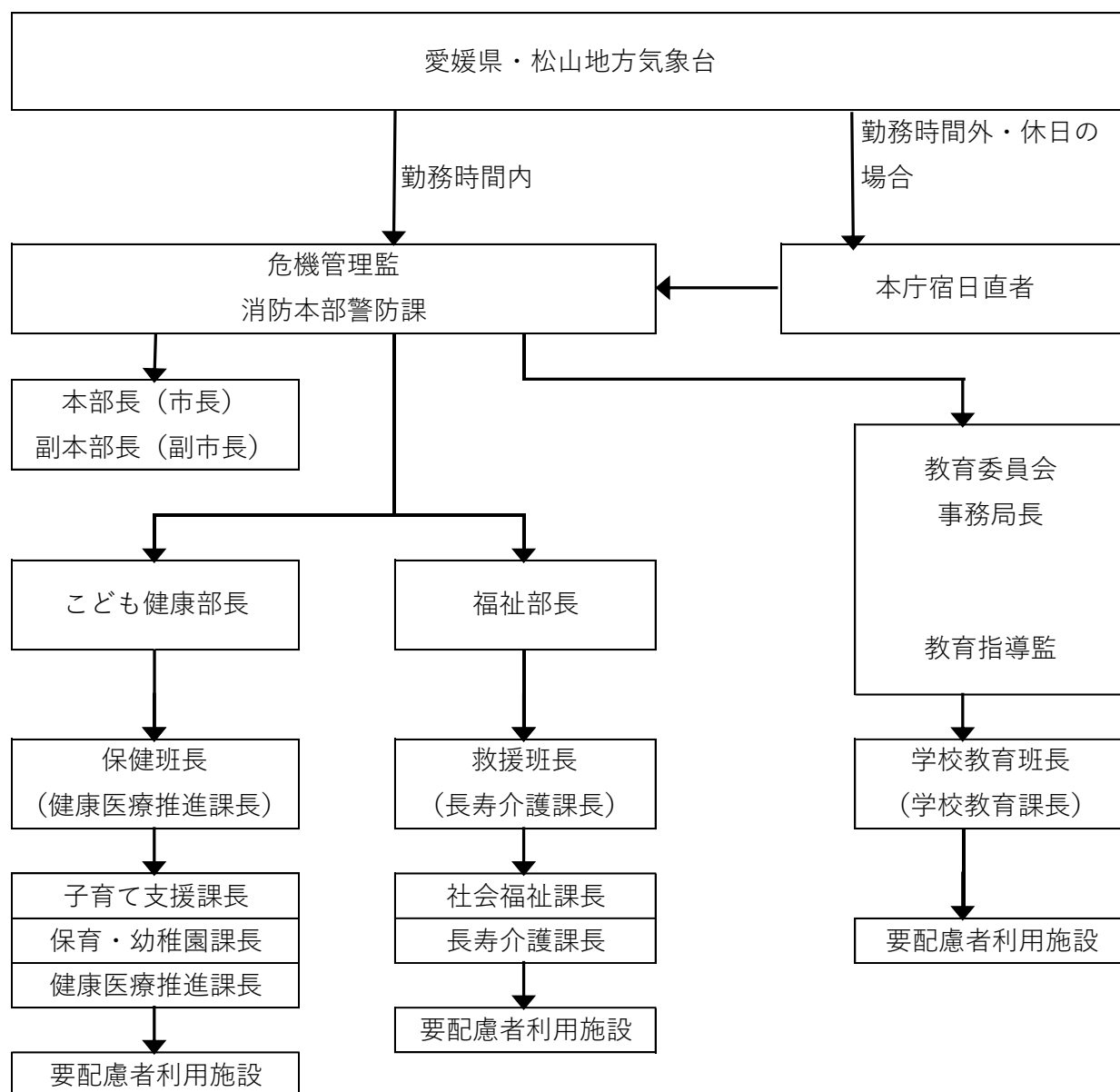


| No. | 施設名称                      | 郵便番号     | 所在地       | 電話番号         | 洪水浸水想定区域    |             |             | 高潮<br>浸水<br>想定<br>区域 | 津波<br>災害<br>警戒<br>区域 | 地区 | 担当課     |
|-----|---------------------------|----------|-----------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|----------------------|----|---------|
|     |                           |          |           |              | 加<br>茂<br>川 | 渦<br>井<br>川 | 中<br>山<br>川 |                      |                      |    |         |
| 133 | 神戸児童クラブ                   | 793-0053 | 洲之内甲200   | 0897-56-2786 | ○           |             |             |                      |                      | 神戸 | 子育て支援課  |
| 134 | 西条市立神戸小学校                 | 793-0053 | 洲之内甲200   | 0897-56-2744 | ○           |             |             |                      |                      | 神戸 | 学校教育課   |
| 135 | ケアホーム古川                   | 793-0045 | 古川乙148-4  | 0897-53-2223 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 社会福祉課   |
| 136 | ケアたまご                     | 793-0061 | 禰瑞884-2   | 0897-56-3738 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 長寿介護課   |
| 137 | JAえひめ未来 デイサービスセンターみずほの里   | 793-0061 | 禰瑞1033    | 0897-56-3100 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 長寿介護課   |
| 138 | ていずい                      | 793-0061 | 禰瑞385     | 0897-52-5300 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 社会福祉課   |
| 139 | 野菜工房ていずい                  | 793-0061 | 禰瑞381     | 0897-56-8282 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 社会福祉課   |
| 140 | とうふ工房ていずい                 | 793-0061 | 禰瑞388     | 0897-55-0102 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 社会福祉課   |
| 141 | 禰瑞保育所                     | 793-0061 | 禰瑞1622    | 0897-57-9220 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 保育・幼稚園課 |
| 142 | 禰瑞児童クラブ                   | 793-0061 | 禰瑞1829    | 0897-57-9277 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 子育て支援課  |
| 143 | 西条市立禰瑞小学校                 | 793-0061 | 禰瑞1829    | 0897-57-9280 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 禰瑞 | 学校教育課   |
| 144 | デイサービスいしづちの湯              | 793-0062 | 西田甲421-5  | 0897-55-8800 | ○           |             |             | ○                    | ○                    | 橘  | 長寿介護課   |
| 145 | ひまわり幼稚園                   | 793-0072 | 氷見乙639-2  | 0897-57-7797 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 氷見 | 保育・幼稚園課 |
| 146 | 西条市立西条西中学校                | 793-0072 | 氷見乙558    | 0897-57-9434 |             |             | ○           | ○                    |                      | 氷見 | 学校教育課   |
| 147 | カイト西条                     | 799-1362 | 今在家1077-3 | 0898-35-5009 |             |             | ○           | ○                    |                      | 吉井 | 社会福祉課   |
| 148 | 小規模多機能型居宅介護 エンジョイライフ玉之江   |          | 玉之江317    | 0898-55-8111 |             |             | ○           |                      |                      | 吉井 | 長寿介護課   |
| 149 | サービス付き高齢者向け住宅 エンジョイライフ玉之江 |          | 玉之江317    | 0898-55-8111 |             |             | ○           |                      |                      | 吉井 | 長寿介護課   |
| 150 | 黒田医院                      | 799-1364 | 石田319-1   | 0898-64-3780 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 吉井 | 健康医療推進課 |
| 151 | きゃんぱす東予                   | 799-1364 | 石田319-4   | 0898-35-2879 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 吉井 | 社会福祉課   |
| 152 | 東予南こども園                   | 799-1364 | 石田397-1   | 0898-64-3081 |             |             | ○           |                      |                      | 吉井 | 保育・幼稚園課 |
| 153 | デイサービスセンター虹               | 799-1364 | 石田564-5   | 0898-55-8312 |             |             | ○           |                      |                      | 吉井 | 長寿介護課   |
| 154 | 児童発達支援センター ひまわり           | 799-1364 | 石田339-1   | 0898-65-6144 |             |             | ○           | ○                    |                      | 吉井 | 社会福祉課   |
| 155 | 吉井児童クラブ                   | 799-1363 | 玉之江235-1  | 0898-64-3211 |             |             | ○           |                      |                      | 吉井 | 子育て支援課  |
| 156 | 西条市立吉井小学校                 | 799-1363 | 玉之江235-1  | 0898-64-3080 |             |             | ○           |                      |                      | 吉井 | 学校教育課   |
| 157 | デイサービスセンター なごみ            | 799-1371 | 周布326     | 0898-64-7003 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 周布 | 長寿介護課   |
| 158 | 指定短期入所生活介護事業所 なごみ         | 799-1371 | 周布326     | 0898-64-7003 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 周布 | 長寿介護課   |
| 159 | 特別養護老人ホームなごみ              | 799-1371 | 周布326     | 0898-64-7003 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 周布 | 長寿介護課   |
| 160 | ケアハウスひだまり                 | 799-1371 | 周布326     | 0898-64-7003 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 周布 | 長寿介護課   |
| 161 | 渡部病院                      | 799-1371 | 周布331-1   | 0898-64-1200 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 周布 | 健康医療推進課 |
| 162 | 老人保健施設 コスモス               | 799-1371 | 周布338     | 0898-64-6300 |             |             | ○           | ○                    |                      | 周布 | 長寿介護課   |
| 163 | 近藤クリニック                   | 799-1371 | 周布344-3   | 0898-64-2760 |             |             | ○           | ○                    |                      | 周布 | 健康医療推進課 |
| 164 | 平田クリニック                   | 799-1371 | 周布2172-1  | 0898-76-2256 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 健康医療推進課 |
| 165 | 東予こどもデイケア空壬生川             | 799-1371 | 周布201-2   | 0898-68-7377 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 社会福祉課   |
| 166 | 花園保育園                     | 799-1371 | 周布1112-1  | 0898-68-7377 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 保育・幼稚園課 |
| 167 | 西条市社会福祉協議会 デイサービスセンターひまわり | 799-1371 | 周布606-1   | 0898-64-2600 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 周布 | 長寿介護課   |
| 168 | 西条市障害者相談支援センター            | 799-1371 | 周布606-1   | 0898-64-2600 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 周布 | 社会福祉課   |
| 169 | まつうら小児科                   | 799-1371 | 周布599-5   | 0898-64-0460 |             |             | ○           | ○                    |                      | 周布 | 健康医療推進課 |
| 170 | いしづちやまクリニック               | 799-1371 | 周布921     | 0898-68-8885 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 健康医療推進課 |
| 171 | あけぼの                      | 799-1371 | 周布835-3   | 0898-68-8015 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 社会福祉課   |
| 172 | 飯尾皮フ科泌尿器科                 | 799-1371 | 周布782     | 0898-64-5577 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 健康医療推進課 |
| 173 | 周布児童クラブ                   | 799-1371 | 周布1521    | 0898-68-7622 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 子育て支援課  |
| 174 | 西条市立周布小学校                 | 799-1371 | 周布1521    | 0898-68-7116 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 学校教育課   |
| 175 | 西条市立東予東中学校                | 799-1371 | 周布160     | 0898-64-2132 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 学校教育課   |
| 176 | 愛媛県立東予高等学校                | 799-1371 | 周布650     | 0898-64-2119 |             |             | ○           |                      |                      | 周布 | 学校教育課   |
| 177 | シグナルケアステーション              | 799-1354 | 北条469-6   | 0898-64-5917 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 178 | 長山眼科                      | 799-1352 | 三津屋東48    | 0898-64-5588 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 健康医療推進課 |
| 179 | サービス付き高齢者向け住宅 媛達磨         | 799-1352 | 三津屋東49    | 0898-55-8761 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 180 | 多賀幼稚園                     | 799-1354 | 北条1504    | 0898-64-2767 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 保育・幼稚園課 |
| 181 | デイサービス多賀の里                | 799-1354 | 北条231-1   | 0898-65-6662 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 182 | グループホーム多賀の里               | 799-1354 | 北条231-1   | 0898-65-6662 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 183 | きざえもん                     | 799-1354 | 北条232-1   | 0898-65-6672 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 184 | 森内科                       | 799-1353 | 三津屋南5-30  | 0898-64-5858 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 健康医療推進課 |
| 185 | フィットネス型デイサービスセンター 煌き      | 799-1353 | 三津屋南7-7   | 0898-35-3370 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 186 | 介護医療院共立病院                 | 799-1353 | 三津屋南9-10  | 0898-64-2662 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 187 | 共立病院                      | 799-1353 | 三津屋南9-10  | 0898-64-2662 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 健康医療推進課 |
| 188 | ショートステイ たらちね              | 799-1353 | 三津屋南9-10  | 0898-64-2662 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 189 | 通所介護センター まほろば             | 799-1353 | 三津屋南10-20 | 0898-64-6010 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 190 | 田淵外科                      | 799-1354 | 北条1658-1  | 0898-65-5651 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 健康医療推進課 |
| 191 | 安永クリニック                   | 799-1354 | 北条1651-1  | 0898-64-5760 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 健康医療推進課 |
| 192 | ふじ保育園                     | 799-1353 | 三津屋南7-12  | 0898-64-0315 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 保育・幼稚園課 |
| 193 | 松田循環器科内科                  | 799-1353 | 三津屋南13-50 | 0898-76-1117 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 健康医療推進課 |
| 194 | たから幼稚園                    | 799-1351 | 三津屋99     | 0898-64-2306 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 保育・幼稚園課 |
| 195 | グループホームちとせ                | 799-1353 | 三津屋南8-24  | 0898-64-2233 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 196 | グループホームあかね                | 799-1354 | 北条858-1   | 0898-64-2566 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 長寿介護課   |
| 197 | 多賀児童クラブ                   | 799-1354 | 北条1504    | 0898-64-2550 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 子育て支援課  |
| 198 | 西条市立多賀小学校                 | 799-1354 | 北条1504    | 0898-64-2042 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 学校教育課   |
| 199 | Visee                     | 799-1351 | 三津屋444-10 | 0898-52-7377 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 社会福祉課   |
| 200 | レーンボーキッズメソッド3             | 799-1352 | 三津屋東1-3   | 0898-52-8507 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 社会福祉課   |
| 201 | そんげん                      | 799-1352 | 三津屋東24-16 | 0898-64-0303 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀 | 社会福祉課   |

資 料 編

| No. | 施設名称                   | 郵便番号     | 所在地           | 電話番号         | 洪水浸水想定区域    |             |             | 高潮<br>浸水<br>想定<br>区域 | 津波<br>災害<br>警戒<br>区域 | 地区  | 担当課     |
|-----|------------------------|----------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|----------------------|-----|---------|
|     |                        |          |               |              | 加<br>茂<br>川 | 満<br>井<br>川 | 中<br>山<br>川 |                      |                      |     |         |
| 202 | さわやか愛の家 さいじょう館         | 799-1352 | 三津屋東30-13     | 0898-64-2677 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 多賀  | 社会福祉課   |
| 203 | 森山内科                   | 799-1341 | 壬生川86-1       | 0898-65-4332 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 健康医療推進課 |
| 204 | 園延整形外科                 | 799-1341 | 壬生川95-4       | 0898-64-2630 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 健康医療推進課 |
| 205 | フィットネス型デイサービスセンター 太陽と月 | 799-1341 | 壬生川650-1      | 0898-35-3007 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 長寿介護課   |
| 206 | デイサービスセンターセトウチ         | 799-1341 | 壬生川675-1      | 0898-65-5505 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 長寿介護課   |
| 207 | 西条市立周桑病院               | 799-1341 | 壬生川131        | 0898-64-2630 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 健康医療推進課 |
| 208 | ひかり託児所（周桑病院）           | 799-1341 | 壬生川131        | 0898-64-2630 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 保育・幼稚園課 |
| 209 | ぼんぼこハウス（周桑病院）          | 799-1341 | 壬生川131        | 0898-76-1330 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 保育・幼稚園課 |
| 210 | 壬生川耳鼻咽喉科               | 799-1344 | 円海寺18-3       | 0898-76-1112 |             |             | ○           | ○                    |                      | 壬生川 | 健康医療推進課 |
| 211 | キッズクリニックパバ             | 799-1371 | 周布486-3       | 0898-76-1788 |             |             | ○           | ○                    |                      | 壬生川 | 健康医療推進課 |
| 212 | 通所介護水車の家               | 799-1371 | 周布494-1       | 0898-76-8330 |             |             | ○           | ○                    |                      | 壬生川 | 長寿介護課   |
| 213 | グループホーム水車の家            | 799-1371 | 周布494-1       | 0898-76-8330 |             |             | ○           | ○                    |                      | 壬生川 | 長寿介護課   |
| 214 | 壬生川児童クラブ               | 799-1341 | 壬生川425-2      | 0898-64-2881 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 子育て支援課  |
| 215 | 西条市立壬生川小学校             | 799-1341 | 壬生川425-2      | 0898-64-2022 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 学校教育課   |
| 216 | ふれあい診療所                | 799-1341 | 壬生川111-1      | 0898-64-5285 |             |             | ○           | ○                    | ○                    | 壬生川 | 健康医療推進課 |
| 217 | 楠河児童クラブ                | 799-1303 | 河原津甲464-1     | 0898-66-5110 |             |             |             | ○                    |                      | 楠河  | 子育て支援課  |
| 218 | 西条市立楠河小学校              | 799-1303 | 河原津甲464-1     | 0898-66-5024 |             |             |             | ○                    |                      | 楠河  | 学校教育課   |
| 219 | デイサービス あゆみ             | 799-1303 | 河原津甲492-3     | 0898-55-8765 |             |             |             | ○                    |                      | 楠河  | 長寿介護課   |
| 220 | サービス付き高齢者向け住宅くすの木      | 799-1303 | 河原津甲492-3     | 0898-55-8765 |             |             |             | ○                    |                      | 楠河  | 長寿介護課   |
| 221 | やまもと眼科クリニック            | 791-0508 | 丹原町池田109-4    | 0898-76-1010 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 健康医療推進課 |
| 222 | くしべ整形外科                | 791-0508 | 丹原町池田87       | 0898-76-7555 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 健康医療推進課 |
| 223 | 小林耳鼻咽喉科クリニック           | 791-0508 | 丹原町池田109-5    | 0898-64-3387 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 健康医療推進課 |
| 224 | スポーツデイ たんばら            | 791-0502 | 丹原町願連寺196-6   | 0898-68-8882 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 長寿介護課   |
| 225 | デイサービスセンター丹原           | 791-0508 | 丹原町池田1651-1   | 0898-68-4356 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 長寿介護課   |
| 226 | いろどり                   | 791-0502 | 丹原町願連寺196-1   | 0898-35-3851 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 社会福祉課   |
| 227 | 中村内科胃腸科                | 791-0510 | 丹原町丹原21-6     | 0898-68-4976 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 健康医療推進課 |
| 228 | デイサービスセンター愛出合          | 791-0508 | 丹原町池田243-3, 4 | 0898-55-8412 |             |             | ○           |                      |                      | 丹原  | 長寿介護課   |
| 229 | 西条市立中川診療所              | 791-0531 | 丹原町来見甲549     | 0898-75-3385 |             |             | ○           |                      |                      | 中川  | 健康医療推進課 |
| 230 | ほくしんコティ                | 799-1104 | 小松町妙口甲1280    | 0898-76-9111 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 保育・幼稚園課 |
| 231 | 介護老人保健施設まなべ            | 799-1104 | 小松町妙口甲1521    | 0898-72-6131 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 長寿介護課   |
| 232 | 西条市民病院                 | 799-1104 | 小松町妙口甲1521    | 0898-72-4111 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 健康医療推進課 |
| 233 | 石縫園                    | 799-1106 | 小松町大頭甲1104-1  | 0898-72-3645 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 長寿介護課   |
| 234 | 明水荘                    | 799-1106 | 小松町大頭甲1104-1  | 0898-72-2233 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 長寿介護課   |
| 235 | 特別養護老人ホーム 道前荘          | 799-1106 | 小松町大頭甲1085-1  | 0898-72-2290 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 長寿介護課   |
| 236 | 石根保育所                  | 799-1106 | 小松町大頭甲1039-2  | 0898-72-2138 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 保育・幼稚園課 |
| 237 | 熟年コミュニティせとうち           | 799-1104 | 小松町妙口甲1280    | 0898-72-2400 |             |             | ○           |                      |                      | 石根  | 長寿介護課   |

## 2-8 要配慮者利用施設への洪水予報等の情報伝達経路



## 2-9 避難路一覧

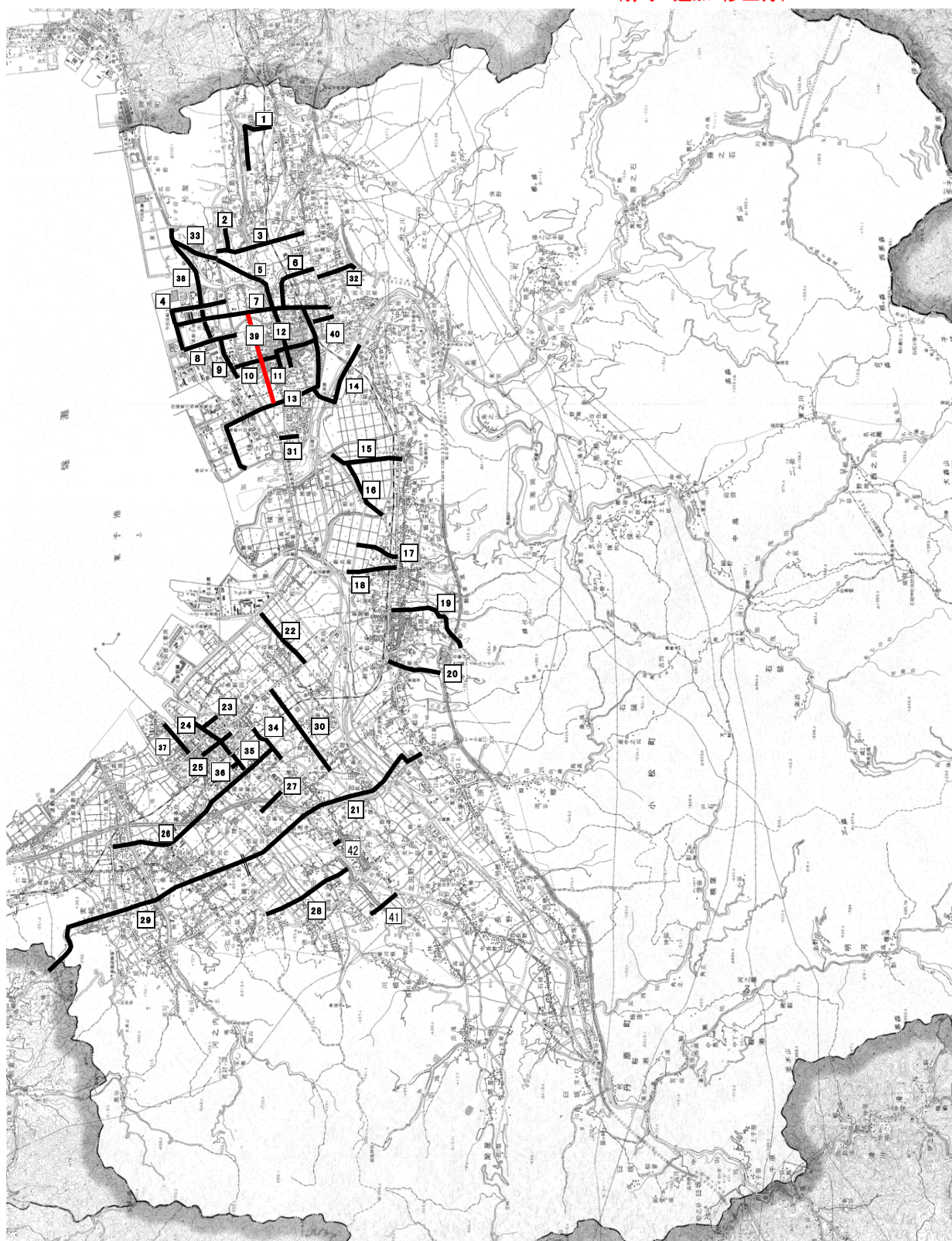
令和 4 年 12 月 31 日現在

| 番号 | 延長     | 区分    | 路線名              | 延長     |
|----|--------|-------|------------------|--------|
| 1  | 1,820m | 市道    | 下島山所藪線           | 1,009m |
|    |        | 市道    | 八幡原下島山線          | 811m   |
| 2  | 509m   | 市道    | 玉津15号線           | 509m   |
| 3  | 2,039m | 市道    | 船屋王至森寺線          | 2,039m |
| 4  | 1,451m | 市道    | 西ひうち1号線          | 876m   |
|    |        | 市道    | 玉津16号線           | 575m   |
| 5  | 1,026m | 市道    | 玉津西条1号線          | 1,026m |
| 6  | 1,419m | 市道    | 国道鷹丸線            | 1,419m |
| 7  | 4,283m | 市道    | 国道朔日市線           | 4,283m |
| 8  | 1,000m | 市道    | 若洲東3号線           | 1,000m |
| 9  | 514m   | 市道    | クラレ南通線           | 514m   |
| 10 | 1,110m | 市道    | 西条11号線           | 242m   |
|    |        | 市道    | 西条神拝2号線          | 868m   |
| 11 | 1,174m | 市道    | 西条20号線           | 394m   |
|    |        | 市道    | 西条大町1号線          | 780m   |
| 12 | 1,954m | 市道    | 古川玉津橋線           | 1,954m |
| 13 | 5,021m | 市道    | 西条駅前下島山線         | 470m   |
|    |        | 市道    | 西条駅前干拓地線         | 3,114m |
|    |        | 市道    | 港新地2号線           | 283m   |
|    |        | 市道    | 港新地中通線           | 1,154m |
| 14 | 1,997m | 市道    | 国道中西上喜多川線        | 1,997m |
| 15 | 1,517m | 市道    | 石鎚駅東禎瑞線          | 1,517m |
| 16 | 1,497m | 市道    | 西田1号線            | 513m   |
|    |        | 市道    | 檜木禎瑞線            | 424m   |
|    |        | 市道    | 氷見橋1号線           | 560m   |
| 17 | 939m   | 市道    | 氷見八幡線            | 939m   |
| 18 | 1,415m | 市道    | 氷見新兵衛線           | 1,415m |
| 19 | 2,012m | 市道    | 第2岡村線            | 2,012m |
| 20 | 1,166m | 市道    | 川原谷大日線           | 911m   |
|    |        | 市道    | 清楽寺線             | 255m   |
| 21 | 4,847m | 市道    | 妙口長田線            | 900m   |
|    |        | 市道    | 鴨之窪久枝線           | 1,777m |
|    |        | 市道    | 周布吉岡線            | 1,800m |
|    |        | 市道    | 茂敷東線             | 370m   |
| 22 | 1,549m | 市道    | 東予港玉之江線          | 1,549m |
| 23 | 381m   | 市道    | 三津屋東線            | 381m   |
| 24 | 933m   | 市道    | 駅正面線             | 933m   |
| 25 | 979m   | 市道    | 北条新地線            | 979m   |
| 26 | 4,452m | 市道    | 楠浜北条線            | 4,452m |
| 27 | 624m   | 市道    | 堀越線              | 93m    |
|    |        | 市道    | 下田明理川線           | 531m   |
| 28 | 2,100m | 市道    | 丹原高知線            | 2,100m |
| 29 | 4,927m | 市道、農道 | 安用実報寺線(周越トンネル含む) | 4,927m |
| 30 | 2,203m | 市道    | 広江周布線            | 2,203m |
| 31 | 437m   | 市道    | 古川樋之口線           | 437m   |
| 32 | 861m   | 市道    | 福武沢線             | 861m   |
| 33 | 1,399m | 市道    | 玉津 14 号線         | 1,399m |
| 34 | 888m   | 市道    | 北条周布線            | 888m   |
| 35 | 439m   | 市道    | 北条中城線            | 439m   |
| 36 | 861m   | 市道    | 中城三津屋線           | 235m   |
| 37 | 1,024m | 臨港道路  | 臨港道路壬生川線         | 1,024m |

| 番号 | 延長     | 区分   | 路線名         | 延長     |
|----|--------|------|-------------|--------|
| 38 | 2,402m | 臨港道路 | 臨港道路西ひうち東西線 | 783m   |
|    |        |      | 臨港道路西ひうち線   | 86m    |
|    |        |      | ひうち大橋       | 478m   |
|    |        |      | 臨港道路1号地線    | 1,055m |
| 39 | 1,044m | 市道   | 喜多川朔日市線     | 2,038m |
| 40 | 462m   | 市道   | 清水町1号線      | 462m   |
| 41 | 817m   | 市道   | 今井久妙寺線      | 817m   |
| 42 | 156m   | 市道   | 丹原池田線       | 156m   |

避難路位置図

(赤字:追加・修正分)





## 2-10 公用車両一覧

(本庁)

令和5年12月31日現在

| N<br>O | 区 | 担当部署          | 登録番号       | 車名            | 車種    | AT | 配置先           | 班名      |
|--------|---|---------------|------------|---------------|-------|----|---------------|---------|
| 1      | 集 | 施設管理課【1号車】    | 480 に 8570 | スズキエブリイ       | 軽貨物車  | ◎  | 港湾河川課         | 港湾河川班   |
| 2      | 集 | 施設管理課【2号車】    | 480 す 4256 | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 農水振興課         | 農林水産班   |
| 3      | 集 | 施設管理課【3号車】    | 480 に 2521 | ダイハツ          | 軽貨物車  | ◎  | 林業振興課         | 農林水産班   |
| 4      | 集 | 施設管理課【4号車】    | 480 な 872  | ダイハツ          | 軽貨物車  | ◎  | 施設管理課         | 集中管理    |
| 5      | 集 | 施設管理課【5号車】    | 480 て 1506 | ダイハツハイゼット箱バン  | 軽貨物車  | ◎  | 観光振興課         | 観光班     |
| 6      | 集 | 施設管理課【6号車】    | 480 す 4255 | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 包括支援課         | 保健班     |
| 7      | 集 | 施設管理課【7号車】    | 480 て 4092 | ダイハツ          | 軽貨物車  | ◎  | 農水振興課         | 農林水産班   |
| 8      | 集 | 施設管理課【8号車】    | 480 せ 3050 | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 用地課           | 港湾河川班   |
| 9      | 集 | 施設管理課【9号車】    | 581 さ 307  | ダイハツ          | 軽乗用車  | ◎  | 社会福祉課         | 救援班     |
| 10     | 集 | 施設管理課【10号車】   | 480 と 1032 | ダイハツ          | 軽貨物車  | ◎  | 都市計画管理課       | 都市計画管理班 |
| 11     | 集 | 施設管理課【11号車】   | 580 ま 1866 | ダイハツミライース     | 軽乗用車  | ◎  | 港湾河川課         | 港湾河川班   |
| 12     | 集 | 施設管理課【12号車】   | 580 せ 6037 | スズキアルト        | 軽乗用車  | ◎  | 教育総務課         | 教育総務班   |
| 13     | 集 | 施設管理課【13号車】   | 480 こ 4840 | ダイハツミラバン      | 軽貨物車  | ◎  | 社会福祉課         | 救援班     |
| 14     | 集 | 施設管理課【14号車】   | 480 こ 5239 | ダイハツ箱バン       | 軽貨物車  | ◎  | 施設管理課(住宅係)    | 施設管理班   |
| 15     | 集 | 施設管理課【15号車】   | 580 ち 5420 | スズキアルト        | 軽乗用車  | ◎  | 社会福祉課         | 救援班     |
| 16     | 集 | 施設管理課【16号車】   | 480 せ 3992 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | 施設管理課         | 施設管理班   |
| 17     | 集 | 施設管理課【17号車】   | 480 け 2339 | スズキアルト        | 軽貨物車  | ◎  | 施設管理課         | 施設管理班   |
| 18     | 集 | 施設管理課【18号車】   | 480 さ 2113 | スズキアルト        | 軽貨物車  | ◎  | 資産税課          | 調査班     |
| 19     | 集 | 施設管理課【19号車】   | 480 そ 2766 | スズキキャリイ       | 軽貨物車  | ◎  | 人権擁護課         | 市民物資班   |
| 20     | 集 | 施設管理課【20号車】   | 480 に 8311 | スズキ           | 軽貨物車  | ◎  | 保育・幼稚園課       | 救援班     |
| 21     | 集 | 施設管理課【21号車】   | 480 せ 3051 | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 建設道路課         | 道路班     |
| 22     | 集 | 施設管理課【22号車】   | 480 せ 4801 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | 国保医療課         | 救援班     |
| 23     | 集 | 施設管理課【23号車】   | 480 た 3227 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | 国保医療課         | 救援班     |
| 24     | 集 | 施設管理課【24号車】   | 480 た 2231 | ダイハツハイゼットトラック | 軽貨物車  | ◎  | 移住推進課         | 市民物資班   |
| 25     | 集 | 施設管理課【25号車】   | 581 く 4878 | ダイハツミライース     | 軽乗用車  | ◎  | 社会福祉課         | 救援班     |
| 26     | 集 | 施設管理課【26号車】   | 480 ち 3746 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | 社会福祉課         | 救援班     |
| 27     | 集 | 施設管理課【27号車】   | 480 そ 4100 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | 施設管理課         | 施設管理班   |
| 28     | 集 | 施設管理課【28号車】   | 580 ま 1869 | ダイハツミライース     | 軽乗用車  | ◎  | 産業振興課         | 産業班     |
| 29     | 集 | 施設管理課【29号車】   | 480 す 2650 | ダイハツハイゼット箱バン  | 軽貨物車  | ◎  | 社会教育課         | 社会教育班   |
| 30     | 集 | 施設管理課【30号車】   | 480 せ 4802 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | 保育・幼稚園課       | 救援班     |
| 31     | 集 | 施設管理課【31号車】   | 480 そ 2767 | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 子育て支援課        | 救援班     |
| 32     | 集 | 施設管理課【32号車】   | 480 い 4944 | スズキアルト        | 軽貨物車  | ◎  | 子育て支援課        | 救援班     |
| 33     | 集 | 施設管理課【33号車】   | 41 て 55    | ミツビシミニカ       | 軽貨物車  | ◎  | 資産税課          | 調査班     |
| 34     | 集 | 施設管理課【34号車】   | 41 の 8804  | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  |    | 地域振興課         | 市民物資班   |
| 35     | 集 | 施設管理課【35号車】   | 41 に 6960  | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  |    | 建設道路課         | 道路班     |
| 36     | 集 | 施設管理課【36号車】   | 41 そ 8869  | ホンダ軽トラ        | 軽貨物車  | ◎  | 地域振興課         | 市民物資班   |
| 37     | 集 | 施設管理課【37号車】   | 41 と 679   | スバルサンバー       | 軽貨物車  |    | 資産税課          | 調査班     |
| 38     | 集 | 施設管理課【デスクネット】 | 300 ち 4881 | ニッサンキャラバン     | 普通乗用車 | ◎  | 市民協働推進課       | 市民協働班   |
| 39     | 集 | 施設管理課【デスクネット】 | 501 ね 5307 | ニッサンウイングロード   | 小型乗用車 | ◎  | 社会教育課         | 社会教育班   |
| 40     | 集 | 施設管理課【デスクネット】 | 501 て 110  | ニッサンラフェスタ     | 小型乗用車 | ◎  | 選挙管理委員会       | 協力班     |
| 41     | 集 | 施設管理課【デスクネット】 | 400 ち 7921 | トヨタプロボックス     | 小型貨物車 | ◎  | 社会福祉課         | 救援班     |
| 42     | 集 | 施設管理課         | 400 ち 7922 | トヨタプロボックス     | 小型貨物車 |    | 教育総務課         | 教育総務班   |
| 43     | 集 | 施設管理課【デスクネット】 | 400 さ 1168 | トヨタブリンター      | 小型貨物車 |    | 市民生活課         | 市民協働班   |
| 44     | 集 | 施設管理課【デスクネット】 | 500 な 492  | ホンダステップワゴン    | 小型自動車 | ◎  | 職員厚生課         | 動員班     |
| 45     | 集 | 施設管理課【デスクネット】 | 400 さ 2035 | サクシード         | 小型貨物車 | ◎  | 総務課           | 総務班     |
| 46     | 本 | 施設管理課         | 41 は 2643  | 三菱ミニキャブ箱バン    | 軽貨物車  | ◎  | 施設管理課(住宅係)    | 施設管理班   |
| 47     | 本 | 施設管理課【市長車】    | 333 つ 5151 | トヨタエスティマ      | 普通乗用車 | ◎  | 秘書課           | 秘書班     |
| 48     | 本 | 施設管理課【副市長車】   | 501 た 5762 | ダイハツルミナス      | 小型乗用車 | ◎  | 秘書課           | 秘書班     |
| 49     | 本 | 施設管理課【議長車】    | 331 せ 2700 | トヨタクラウン       | 普通乗用車 | ◎  | 議会事務局         | 議会班     |
| 50     | 本 | 観光振興課         | 480 こ 2711 | ダイハツ箱バン 4WD   | 軽貨物車  | ◎  | 観光振興課         | 観光班     |
| 51     | 本 | 政策企画課         | 480 た 3228 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | シティプロモーション推進課 | 広報班     |
| 52     | 本 | 危機管理課         | 480 い 4940 | スズキアルト        | 軽貨物車  | ◎  | 危機管理課         | 危機管理班   |

| N<br>O | 区 | 担当部署               | 登録番号       | 車 名            | 車 種       | AT | 配置先       | 班名      |
|--------|---|--------------------|------------|----------------|-----------|----|-----------|---------|
| 53     | 本 | 危機管理指令車            | 88 な 7320  | ホンダオルティア       | 特種(緊急)用途車 | ◎  | 危機管理課     | 危機管理班   |
| 54     | 本 | 総務課                | 480 つ 3926 | ダイハツハイゼット      | 軽貨物車      | ◎  | 総務課       | 総務班     |
| 55     | 本 | 総務課                | 480 に 2522 | ダイハツ           | 軽貨物車      | ◎  | 総務課       | 総務班     |
| 56     | 本 | 衛生課                | 400 そ 9696 | マツダキャブオーバ      | 小型貨物車     |    | 衛生課       | 環境衛生班   |
| 57     | 本 | 衛生課(ひうちクリーンセンター)   | 41 く 716   | スズキ            | 軽貨物車      |    | 衛生課       | 環境衛生班   |
| 58     | 本 | 林業振興課              | 581 え 6428 | ジムニー           | 軽乗用車      | ◎  | 林業振興課     | 農林水産班   |
| 59     | 本 | 農水振興課              | 400 つ 2797 | ニッサン AD バン     | 小型貨物車     | ◎  | 農水振興課     | 農林水産班   |
| 60     | 本 | 農林土木課              | 480 た 3229 | ダイハツハイゼット 4WD  | 軽貨物車      | ◎  | 農林土木課     | 農林水産班   |
| 61     | 本 | 農林土木課              | 480 そ 2769 | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 農林土木課     | 農林水産班   |
| 62     | 本 | 建設道路課              | 800 す 2700 | ニッサン AD バン     | 特種用途車     | ◎  | 建設道路課     | 道路班     |
| 63     | 本 | 建設道路課              | 480 す 5043 | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 建設道路課     | 道路班     |
| 64     | 本 | 建設道路課              | 400 ち 6244 | ニッサン AD バン 4WD | 小型貨物車     | ◎  | 建設道路課     | 道路班     |
| 65     | 本 | 建設道路課              | 41 ち 4377  | キャリー           | 軽貨物車      | ◎  | 建設道路課     | 道路班     |
| 66     | 本 | 建設道路課              | 41 は 1440  | ダイハツハイゼット 4WD  | 軽貨物車      | ◎  | 建設道路課     | 道路班     |
| 67     | 本 | 建設道路課              | 41 の 7964  | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 建設道路課     | 道路班     |
| 68     | 本 | 都市計画整備課            | 480 く 1164 | スズキエブリイバン 4WD  | 軽貨物車      | ◎  | 都市計画管理課   | 都市計画管理班 |
| 69     | 本 | 都市計画整備課            | 480 つ 3936 | ダイハツハイゼット 4WD  | 軽貨物車      | ◎  | 都市計画管理課   | 都市計画管理班 |
| 70     | 本 | 国土調査課              | 480 こ 2498 | スズキエブリイバン 4WD  | 軽貨物車      | ◎  | 国土調査課     | 農林水産班   |
| 71     | 本 | 国土調査課              | 480 あ 6731 | スズキ 4WD        | 軽貨物車      |    | 国土調査課     | 農林水産班   |
| 72     | 本 | 建築審査課              | 480 い 9884 | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 建築審査課     | 建築班     |
| 73     | 本 | 長寿介護課              | 480 か 8527 | スズキバン          | 軽貨物車      | ◎  | 長寿介護課     | 救援班     |
| 74     | 本 | 長寿介護課              | 480 か 8528 | スズキバン          | 軽貨物車      | ◎  | 長寿介護課     | 救援班     |
| 75     | 本 | 長寿介護課              | 480 ち 3747 | ダイハツハイゼット      | 軽貨物車      | ◎  | 長寿介護課     | 救援班     |
| 76     | 本 | 包括支援課              | 581 え 6187 | ダイハツミライース      | 軽乗用車      | ◎  | 包括支援課     | 保健班     |
| 77     | 本 | 包括支援課              | 581 く 2459 | ダイハツミライース      | 軽乗用車      | ◎  | 包括支援課     | 保健班     |
| 78     | 本 | 包括支援課              | 480 て 1507 | ダイハツハイゼット      | 軽貨物車      | ◎  | 包括支援課     | 保健班     |
| 79     | 本 | 包括支援課              | 480 す 4257 | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 包括支援課     | 保健班     |
| 80     | 本 | 包括支援課              | 480 つ 2714 | ダイハツハイゼットカーゴ   | 軽貨物車      | ◎  | 包括支援課     | 保健班     |
| 81     | 本 | 包括支援課              | 581 く 4879 | ダイハツミライース      | 軽貨物車      | ◎  | 包括支援課     | 保健班     |
| 82     | 本 | 健康医療推進課            | 50 を 2497  | スズキアルト         | 軽乗用車      | ◎  | 健康医療推進課   | 保健班     |
| 83     | 本 | 健康医療推進課            | 480 そ 2768 | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 健康医療推進課   | 保健班     |
| 84     | 本 | 健康医療推進課            | 50 ゆ 6792  | スズキアルト         | 軽乗用車      | ◎  | 健康医療推進課   | 保健班     |
| 85     | 本 | 健康医療推進課            | 480 と 4265 | ダイハツ           | 軽貨物車      | ◎  | 健康医療推進課   | 保健班     |
| 86     | 本 | 社会教育課(西条図書館)       | 800 す 6335 | トヨタヨエース        | 特種用途車     |    | —         | —       |
| 87     | 本 | 社会教育課(西条図書館)       | 480 き 9132 | スズキエブリイ        | 軽貨物車      | ◎  | 社会教育課     | 社会教育班   |
| 88     | 本 | 社会教育課(西条図書館)       | 480 て 2982 | スズキエブリイ        | 軽貨物車      | ◎  | 社会教育課     | 社会教育班   |
| 89     | 本 | 学校教育課(リンクサポートセンター) | 480 さ 4501 | ダイハツハイゼット箱バン   | 軽貨物車      | ◎  | 学校教育課     | 学校教育班   |
| 90     | 本 | 学校教育課(青少年育成センター)   | 41 に 3465  | 三菱ミニキャブ箱バン     | 軽貨物車      |    | 学校教育課     | 学校教育班   |
| 91     | 本 | スポーツ健康課(西条西部公園)    | 41 の 8479  | スバルサンバー        | 軽貨物車      |    | スポーツ健康課   | 救援班     |
| 92     | 企 | 下水道工務課             | 880 あ 1594 | ダイハツハイゼット箱バン   | 特殊用途車     | ◎  | 下水道工務課    | 下水道班    |
| 93     | 企 | 下水道工務課             | 480 ち 3744 | ダイハツハイゼット      | 軽貨物車      | ◎  | 下水道工務課    | 下水道班    |
| 94     | 企 | 下水道工務課             | 41 ほ 8891  | ホンダアクティバン      | 軽貨物車      | ◎  | 下水道工務課    | 下水道班    |
| 95     | 企 | 下水道工務課(西条浄化センター)   | 480 き 8160 | スズキエブリイ箱バン     | 軽貨物車      | ◎  | —         | —       |
| 96     | 企 | 下水道業務課             | 480 せ 3991 | ダイハツハイゼット      | 軽貨物車      | ◎  | 下水道業務課    | 下水道班    |
| 97     | 企 | 水道業務課              | 41 ほ 8952  | スズキエブリイ箱バン     | 軽貨物車      | ◎  | 水道業務課     | 水道班     |
| 98     | 企 | 水道工務課              | 480 す 5856 | ダイハツハイゼット      | 軽貨物車      | ◎  | 水道工務課     | 水道班     |
| 99     | 企 | 水道工務課              | 41 な 7723  | ダイハツハイゼット      | 軽貨物車      |    | 水道工務課     | 水道班     |
| 100    | 企 | 水道業務課              | 480 そ 8455 | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 水道業務課     | 水道班     |
| 101    | 企 | 環境課(公営企業)          | 480 た 3878 | ハイゼットカーゴ       | 軽貨物車      | ◎  | 水道工務課     | 水道班     |
| 102    | 企 | 環境課(公営企業)          | 41 と 4602  | スズキエブリイバン      | 軽貨物車      | ◎  | 水道工務課     | 水道班     |
| 103    | 集 | 施設管理課              | 41 ね 2413  | スバルサンバーバン      | 軽貨物車      | ◎  | 西部環境課へ貸与中 |         |

集:集中管理 本:本庁各課による管理 企:公営企業担当課による管理

※網掛け車両については、災害発生後 2 週間を目途に、配置先より集中管理に戻す。



## (西部支所)

| N<br>O | 区 | 担当部署          | 登録番号       | 車名            | 車種    | AT | 配置先      | 班名     |
|--------|---|---------------|------------|---------------|-------|----|----------|--------|
| 1      |   | 東予保健センター      | 500 な 929  | ニッサンマーチ       | 小型乗用車 | ◎  | 東予保健センター | 保健班    |
| 2      | 西 | 環境課(生活環境係)    | 480 た 2331 | スズキキャリー       | 軽貨物車  | ◎  | 環境課      | 環境衛生班  |
| 3      | 西 | 市民福祉課         | 41 ね 2411  | スバルサンバーバン     | 軽貨物車  | ◎  | 市民福祉課    | 市民物資班  |
| 4      | 西 | 農林建設課         | 480 た 2843 | ダイハツハイゼットカーゴ  | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 5      | 西 | 農林建設課         | 480 つ 3927 | ダイハツハイゼットカーゴ  | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 6      | 西 | 農林建設課         | 41 ち 4379  | スズキキャリー       | 軽貨物車  |    | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 7      | 西 | 農林建設課         | 50 め 4447  | スズキジムニー       | 軽乗用車  |    | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 8      | 西 | 農林建設課         | 480 さ 4502 | ダイハツハイゼット箱バン  | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 9      | 西 | 農業基盤整備課       | 480 こ 5238 | ダイハツハイゼット 4WD | 軽貨物車  | ◎  | 農業基盤整備課  | 農林水産班  |
| 10     | 西 | 農林建設課         | 41 と 8492  | スズキキャリー       | 軽貨物車  |    | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 11     | 西 | 農林建設課         | 480 て 8140 | ハイゼット 2WD     | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 12     | 西 | 農林建設課【旧 2 号車】 | 480 う 253  | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 13     | 西 | 農林建設課         | 480 さ 2340 | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 14     | 西 | 農林建設課         | 41 の 7519  | スズキキャリー       | 軽貨物車  |    | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 15     | 西 | 農林建設課         | 480 て 3950 | ダイハツハイゼットカーゴ  | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課    | 西部支所各班 |
| 16     | 西 | 総務管理課(税務係)    | 480 ち 3743 | ダイハツハイゼット箱バン  | 軽貨物車  | ◎  | 総務管理課    | 調査班    |
| 17     |   | 社会教育課(東予郷土館)  | 41 な 2792  | ホンダアクティ       | 軽貨物車  |    | 社会教育課    | 社会教育班  |
| 18     | 企 | 環境課(公営企業)     | 480 た 2332 | スズキエブリイバン     | 軽貨物車  | ◎  | 環境課      | 水道班    |
| 19     | 企 | 環境課           | 480 い 9809 | スズキキャリー       | 軽貨物車  |    | 環境課      | 下水道班   |
| 20     | 企 | 環境課(公営企業)     | 480 す 5857 | ダイハツハイゼット     | 軽貨物車  | ◎  | 環境課      | 水道班    |
| 21     | 企 | 環境課(公営企業)     | 41 ね 6143  | スズキエブリイ       | 軽貨物車  | ◎  | 環境課      | 水道班    |

西:西部支所各課による管理 企:公営企業担当課による管理 空白の区分:支所以外の駐車車両  
※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

## (丹原サービスセンター)

| N<br>O | 区 | 担当部署           | 登録番号       | 車名         | 車種    | AT | 配置先            | 班名     |
|--------|---|----------------|------------|------------|-------|----|----------------|--------|
| 1      | 丹 | 農林建設課          | 480 て 8141 | ハイゼット 4WD  | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課          | 西部支所各班 |
| 2      | 丹 | 農林建設課          | 480 そ 4099 | ダイハツハイゼット  | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課          | 西部支所各班 |
| 3      |   | 西部ウイングサポートセンター | 480 せ 4803 | ダイハツハイゼット  | 軽貨物車  | ◎  | 西部ウイングサポートセンター | 学校教育班  |
| 4      |   | 丹原保健センター       | 581 く 5384 | ダイハツミライース  | 軽乗用車  | ◎  | 丹原保健センター       | 保健班    |
| 5      |   | 丹原学校給食センター     | 41 ほ 6532  | スズキエブリイ    | 軽貨物車  |    | 丹原学校給食センター     | 教育総務班  |
| 6      |   | 丹原学校給食センター     | 11 そ 7065  | 三菱キャンター    | 普通貨物車 |    | 丹原学校給食センター     | 教育総務班  |
| 7      |   | 丹原学校給食センター     | 100 す 9119 | 三菱ふそうキャンター | 普通貨物車 |    | 丹原学校給食センター     | 教育総務班  |

丹:西部支所農林建設課による管理 空白の区分:支所以外の駐車車両  
※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

## (小松サービスセンター)

| N<br>O | 区 | 担当部署       | 登録番号       | 車名          | 車種    | AT | 配置先        | 班名     |
|--------|---|------------|------------|-------------|-------|----|------------|--------|
| 1      | 小 | 農林建設課      | 480 ち 3745 | ハイゼットカーゴ    | 軽貨物車  | ◎  | 農林建設課      | 西部支所各班 |
| 2      | 小 | 農林建設課      | 45 す 4452  | カラーラバン      | 小型貨物車 | ◎  | 農林建設課      | 西部支所各班 |
| 3      |   | 小松学校給食センター | 100 さ 686  | キャンター       | 普通貨物車 | ◎  | 小松学校給食センター | 教育総務班  |
| 4      |   | 道前クリーンセンター | 44 る 2728  | ニッサン MN     | 小型貨物車 |    | 道前クリーンセンター | 環境衛生班  |
| 5      |   | 小松東保育所     | 41 そ 4066  | スズキエブリイキャリー | 軽貨物車  | ◎  | 小松東保育所     | 救援班    |
| 6      |   | 小松保健センター   | 581 く 5401 | ダイハツミライース   | 軽乗用車  | ◎  | 小松保健センター   | 保健班    |

小:西部支所農林建設課による管理 空白の区分:支所以外の駐車車両  
※網掛け車両については、車両を必要とする部署に貸出する。

## (單車)

| NO | 区 | 担当部署  | 登録番号 | 車名  | 排気量 |
|----|---|-------|------|-----|-----|
| 1  | 本 | 港湾河川課 | A 25 | ヤマハ | 50  |
| 2  | 本 | 包括支援課 | A 24 | ヤマハ | 50  |

本:本庁各課による管理

## 2-11 備蓄品一覧

令和 5 年 12 月 31 日現在

| 番号 | 種類      | 物資名         | 施設名        | 個数      | 合計      | 保存期間  | 備考  |
|----|---------|-------------|------------|---------|---------|-------|-----|
| 1  | 食料・飲料   | アルファ米       | 市民公園防災倉庫   | 29,030食 | 41,000食 | 5年～7年 |     |
|    |         |             | 西部支所       | 7,470食  |         |       |     |
|    |         |             | 丹原サービスセンター | 2,700食  |         |       |     |
|    |         |             | 小松サービスセンター | 900食    |         |       |     |
| 2  |         | おかゆ         | 市民公園防災倉庫   | 650食    | 2,570食  |       |     |
|    |         |             | 西部支所       | 1,200食  |         |       |     |
|    |         |             | 丹原サービスセンター | 432食    |         |       |     |
|    |         |             | 小松サービスセンター | 288食    |         |       |     |
| 3  |         | ミククラッカー     | 市民公園防災倉庫   | 768食    |         | 5年    |     |
| 4  |         | 乾パン         | 市民公園防災倉庫   | 6,060食  |         | 5年    |     |
| 5  |         | ミルクビスケット    | 市民公園防災倉庫   | 1,008食  |         | 5年    |     |
| 6  |         | ミルクスティック    | 市民公園防災倉庫   | 390食    |         | 5年    |     |
| 7  |         | 粉ミルク(0～1才用) | 市民公園防災倉庫   | 12.96kg |         | 1.5年  |     |
| 8  |         | 粉ミルク(1～3才用) | 市民公園防災倉庫   | 12.96kg |         | 1.5年  |     |
| 9  |         | ビスコ         | 市民公園防災倉庫   | 660食    |         | 5年    |     |
| 10 |         | スティックパン     | 市民公園防災倉庫   | 700食    |         | 5年    |     |
| 11 | 食器・調理用品 | 飲料水(2ℓ×6本)  | 市民公園防災倉庫   | 562箱    | 1,000箱  | 7年    |     |
|    |         |             | 西部支所       | 240箱    |         |       |     |
|    |         |             | 丹原サービスセンター | 100箱    |         |       |     |
|    |         |             | 小松サービスセンター | 98箱     |         |       |     |
| 12 |         | 非常用飲用水袋     | 市民公園防災倉庫   | 2,600個  | 3,190個  |       | 20ℓ |
|    |         |             | 丹原サービスセンター | 190個    |         |       |     |
|    |         |             | 楠河防災倉庫     | 400個    |         |       |     |
| 13 |         | 給水容器        | 市役所本庁      | 120個    | 145個    |       | 18ℓ |
|    |         |             | 丹原サービスセンター | 25個     |         |       |     |
| 14 |         | 哺乳瓶(ガラス)    | 市民公園防災倉庫   | 384個    |         |       |     |
| 15 | 生活用品    | 毛布          | 総合福祉センター   | 580枚    | 6,322枚  |       |     |
|    |         |             | 西部支所       | 120枚    |         |       |     |
|    |         |             | 丹原サービスセンター | 90枚     |         |       |     |
|    |         |             | 小松サービスセンター | 70枚     |         |       |     |
|    |         |             | 公民館・小中学校等  | 5,462枚  |         |       |     |
| 16 |         | サバイバルシート    | 市民公園防災倉庫   | 1,015枚  | 1,900枚  |       |     |
|    |         |             | 公民館・小中学校等  | 885枚    |         |       |     |
| 17 |         | アルミロールマット   | 市民公園防災倉庫   | 1,600枚  | 5,350枚  |       |     |
|    |         |             | 飯岡防災倉庫     | 1,890枚  |         |       |     |
|    |         |             | 公民館・小中学校等  | 1,860枚  |         |       |     |
| 18 |         | 大人用紙おむつ     | 飯岡防災倉庫     | 11,102枚 |         |       |     |
| 19 |         | 小児用紙おむつ     | 飯岡防災倉庫     | 9,886個  | 10,290個 |       |     |
|    |         |             | 総合福祉センター   | 404個    |         |       |     |
| 20 |         | 生理用品        | 市民公園防災倉庫   | 1,564個  | 8,373個  |       |     |
|    |         |             | 飯岡防災倉庫     | 6,809個  |         |       |     |
| 21 |         | 日用品セット      | 市民公園防災倉庫   | 100セット  |         |       |     |
| 22 |         | タオル         | 西部支所       | 1,200枚  | 3,000枚  |       |     |
|    |         |             | 丹原サービスセンター | 1,200枚  |         |       |     |
|    |         |             | 小松サービスセンター | 600枚    |         |       |     |
| 23 |         | 簡易トイレ       | 消防本部       | 5個      | 860個    |       |     |
|    |         |             | 楠河防災倉庫     | 5個      |         |       |     |
|    |         |             | 公民館・小中学校等  | 850個    |         |       |     |
| 24 |         | マンホールトイレ    | 市民公園防災倉庫   | 11基     | 211基    |       |     |
|    |         |             | 公民館・小中学校等  | 200基    |         |       |     |

| 番号 | 種類                          | 物資名       | 施設名                | 個数      | 合計           | 保存<br>期間 | 備考      |
|----|-----------------------------|-----------|--------------------|---------|--------------|----------|---------|
| 25 | 生活<br>用品                    | トイレ用凝固剤   | 公民館・小中学校等          | 104個    |              |          |         |
| 26 |                             | マスク       | 市民公園防災倉庫           | 77,800個 | 116,800<br>個 |          |         |
|    |                             |           | 西条西部体育館            | 27,000個 |              |          |         |
|    |                             |           | スポーツコミュニティセン<br>ター | 12,000個 |              |          |         |
| 27 |                             | ポケットティッシュ | 総合福祉センター           | 3,000個  |              |          |         |
| 28 |                             | トイレトペーパー  | 市民公園防災倉庫           | 6,373個  |              |          |         |
| 29 |                             | 液体ハミガキ    | 市民公園防災倉庫           | 27箱     | 50箱          |          | 24本入    |
|    |                             |           | 西部支所               | 14箱     |              |          |         |
|    |                             |           | 丹原サービスセンター         | 5箱      |              |          |         |
|    |                             |           | 小松サービスセンター         | 4箱      |              |          |         |
| 30 |                             | フェイスシールド* | 市民公園防災倉庫           | 1,778個  | 2,000個       |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 222個    |              |          |         |
| 31 |                             | 簡易ベッド*    | 市民公園防災倉庫           | 29基     | 1,194基       |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 1,387基  |              |          |         |
| 32 |                             | 間仕切り用テント  | 市民公園防災倉庫           | 12基     | 597基         |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 585基    |              |          |         |
| 33 |                             | トイレ用テント   | 市民公園防災倉庫           | 11基     | 211基         |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 200基    |              |          |         |
| 34 | 電化<br>製品                    | 懐中電灯      | 西部支所               | 20個     |              |          |         |
| 35 |                             | 手回し発電式ラジオ | 西部支所               | 20個     | 505個         |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 485個    |              |          |         |
| 36 | 応急<br>資<br>機<br>材           | ブルーシート    | 市民公園防災倉庫           | 500枚    | 1,070枚       |          |         |
|    |                             |           | 西部支所               | 30枚     |              |          |         |
|    |                             |           | 楠河防災倉庫             | 40枚     |              |          |         |
|    |                             |           | 飯岡防災倉庫             | 500枚    |              |          |         |
| 37 |                             | 担架        | 楠河防災倉庫             | 10台     |              |          |         |
| 38 | 避難<br>所<br>用<br>資<br>機<br>材 | 発電機       | 市役所本庁              | 2台      | 103台         |          | ガス発電機   |
|    |                             |           | 市民公園防災倉庫           | 1台      |              |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 100台    |              |          |         |
| 39 |                             | ガソリン携行缶   | 市民公園防災倉庫           | 1個      | 101個         |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 100個    |              |          |         |
| 40 |                             | 投光器       | 市民公園防災倉庫           | 1基      | 101基         |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 100基    |              |          |         |
| 41 |                             | 投光器用三脚    | 市民公園防災倉庫           | 1基      | 101基         |          |         |
|    |                             |           | 公民館・小中学校等          | 100基    |              |          |         |
| 42 |                             |           | パーテーション            | 飯岡防災倉庫  | 15基          |          |         |
| 43 | そ<br>の<br>他                 | 備蓄倉庫      | 公民館・小中学校等          | 96基     |              |          |         |
| 44 |                             | 防災井戸      | 公民館・小中学校等          | 49基     |              |          | 手押しポンプ* |
| 45 |                             | キーボックス    | 公民館・小中学校等          | 11個     |              |          | 地震対応型   |

## 2-12 手押しポンプ（防災井戸）設置箇所一覧

令和 5 年 12 月 31 日現在

| No. | 地区  | 施設名         | 設置場所        | 数量 | 備考   |
|-----|-----|-------------|-------------|----|------|
| 1   | 玉津  | 玉津小学校       | 玉津 200-1    | 1  |      |
| 2   |     | 西条東中学校      | 下島山甲 865    | 1  |      |
| 3   |     | 玉津公民館       | 玉津 238-1    | 1  |      |
| 4   | 西条  | 西条小学校       | 神拝乙 112     | 2  |      |
| 5   |     | 西条北中学校      | 朔日市 400-1   | 2  |      |
| 6   |     | 西条公民館       | 新田 218-21   | 1  |      |
| 7   |     | 東町公園        | 東町 239-4    | 1  |      |
| 8   | 神拝  | 神拝小学校       | 神拝甲 427     | 1  |      |
| 9   |     | 神拝公民館       | 喜多川 351-1   | 1  |      |
| 10  |     | 総合福祉センター    | 神拝甲 324-2   | 1  |      |
| 11  |     | 水舞台公園       | 神拝甲 146-5   | 1  |      |
| 12  |     | 光明寺前小広場     | 大町 440-2    | 1  |      |
| 13  |     | 弁財天公園       | 大町 660-7    | 1  |      |
| 14  |     | 駅前本通り公衆トイレ前 | 大町 695-1    | 1  |      |
| 15  |     | 中央緑地        | 大町 1192-2 他 | 1  |      |
| 16  |     | 新町小広場       | 大町 1727-19  | 1  |      |
| 17  | 大町  | 大町小学校       | 大町 992-2    | 1  |      |
| 18  |     | 西条南中学校      | 大町 1120     | 1  |      |
| 19  |     | 大町公民館       | 大町 225-10   | 1  |      |
| 20  |     | 観光交流センター    | 大町 798-1    | 1  | 駐車場内 |
| 21  |     | 西条市民公園      | 大町 403-1    | 4  | 増設   |
| 22  | 神戸  | 神戸小学校       | 洲之内甲 200    | 1  |      |
| 23  |     | 神戸公民館       | 中野甲 566-4   | 1  |      |
| 24  | 禎瑞  | 禎瑞小学校       | 禎瑞 1829     | 1  |      |
| 25  |     | 禎瑞公民館       | 禎瑞 1829     | 1  |      |
| 26  | 周布  | 周布小学校       | 周布 1521     | 1  |      |
| 27  |     | 東予東中学校      | 周布 160      | 1  |      |
| 28  |     | 周布公民館       | 周布 1281-1   | 1  |      |
| 29  |     | 東予総合福祉センター  | 周布 606-1    | 1  |      |
| 30  | 吉井  | 吉井小学校       | 玉之江 235-1   | 1  |      |
| 31  |     | 吉井公民館       | 玉之江 235-2   | 1  |      |
| 32  |     | 東予南地域交流センター | 石田 402-1    | 1  |      |
| 33  | 多賀  | 多賀小学校       | 北条 1504     | 1  |      |
| 34  |     | 中央公民館       | 周布 401-1    | 1  |      |
| 35  |     | 多賀公民館       | 北条 654-1    | 1  |      |
| 36  | 壬生川 | 壬生川小学校      | 壬生川 425-2   | 1  |      |
| 37  |     | 壬生川公民館      | 壬生川 200     | 1  |      |
| 38  | 国安  | 国安小学校       | 桑村 131      | 1  |      |
| 39  |     | 国安公民館       | 桑村 127-1    | 1  |      |
| 40  | 楠河  | 楠河小学校       | 河原津甲 464-1  | 1  |      |
| 41  |     | 楠河公民館       | 河原津 460-1   | 1  |      |
| 42  | 三芳  | 三芳小学校       | 三芳 1217     | 1  |      |
| 43  |     | 三芳公民館       | 三芳 1027-2   | 1  |      |
| 44  |     | 東予北地域交流センター | 三芳 997      | 1  |      |

## 2-13 かまどベンチ設置箇所一覧

(令和5年12月31日現在)

| No. | 地区 | 施設名           | 設置場所        | 台数 | 備考 |
|-----|----|---------------|-------------|----|----|
| 1   | 西条 | 堀端周辺          | 明屋敷 761-1 他 | 3  |    |
| 2   |    | アクアトピア        | 神拝甲 562-2 他 | 1  |    |
| 3   | 神拝 | 中央緑地          | 大町 1192-2 他 | 4  |    |
| 4   |    | 水舞台公園         | 神拝甲 146-5   | 1  |    |
| 5   |    | 新町小広場         | 大町 1727-19  | 1  |    |
| 6   |    | 駅前本通り公衆トイレ前   | 大町 695-1    | 1  |    |
| 7   |    | 弁財天公園         | 大町 660-7    | 1  |    |
| 8   |    | 光明寺前小広場       | 大町 440-2    | 1  |    |
| 9   | 大町 | 西条市民公園        | 大町 457      | 6  |    |
| 10  |    | 四国鉄道文化館南館芝生広場 | 大町 927-2    | 4  |    |
| 11  | 多賀 | 壬生川駅西広場       | 三津屋 444-8   | 2  |    |

## 2-14 地震対応型キーボックス設置箇所一覧

(令和5年12月31日現在)

| No. | 地区  | 施設名    | 設置場所      | 備考 |
|-----|-----|--------|-----------|----|
| 1   | 玉津  | 玉津小学校  | 玉津 200-1  |    |
| 2   |     | 玉津公民館  | 玉津 238-1  |    |
| 3   | 西条  | 西条小学校  | 神拝乙 112   |    |
| 4   |     | 西条北中学校 | 朔日市 400-1 |    |
| 5   |     | 西条公民館  | 新田 218-21 |    |
| 6   | 禎瑞  | 禎瑞小学校  | 禎瑞 1829   |    |
| 7   |     | 禎瑞公民館  | 禎瑞 1829   |    |
| 8   | 多賀  | 多賀小学校  | 北条 1504   |    |
| 9   |     | 多賀公民館  | 北条 654-1  |    |
| 10  | 壬生川 | 壬生川小学校 | 壬生川 425-2 |    |
| 11  |     | 壬生川公民館 | 壬生川 200   |    |

※地震対応型キーボックスは、概ね 30 分以内に浸水が始まる校区の浸水区域内に存する避難場所に設置している。

## 2-15 マンホール対応型トイレ（汚水枳等）設置箇所一覧

(令和5年12月31日現在)

| No. | 地区 | 施設名    | 設置場所        | 基数(口数) | 備考 |
|-----|----|--------|-------------|--------|----|
| 1   | 飯岡 | 西条東部公園 | 飯岡 1518-3   | 5      |    |
| 2   | 大町 | 西条市民公園 | 大町 403-1    | 35     |    |
| 3   |    | 西条駅南広場 | 大町 927-2    | 7      |    |
| 4   | 氷見 | 西条西中学校 | 氷見乙 558     | 8      |    |
| 5   | 丹原 | 丹原中央公園 | 丹原町願連寺 53-1 | 4      |    |

## 2-16 医療機関一覧

【西条地域】市外局番(0897)

令和 5 年 12 月 31 日現在

| No | 医 療 機 関 名         | 連絡先住所        | 電話      | 備考              |
|----|-------------------|--------------|---------|-----------------|
| 1  | 西条愛寿会病院           | 福武甲 158-1    | 55-2300 |                 |
| 2  | 西条中央病院            | 朔日市 804      | 56-0300 | 救急指定病院          |
| 3  | 西条道前病院            | 飯岡地蔵原 3290-1 | 56-2247 |                 |
| 4  | 済生会西条病院           | 朔日市 269-1    | 55-5100 | 救急指定病院          |
| 5  | 村上記念病院            | 大町 739       | 56-2300 | 救急指定病院          |
| 6  | あおのクリニック          | 洲之内甲 170-1   | 52-1155 |                 |
| 7  | 秋山医院              | 大町 1352-1    | 56-0885 |                 |
| 8  | あぜち内科             | 樋之口 438-6    | 52-1630 |                 |
| 9  | 伊藤医院              | 飯岡 1292      | 53-2177 |                 |
| 10 | 回生堂医院             | 神拝甲 591      | 55-3101 |                 |
| 11 | かりやま整形外科          | 大町 701-2     | 47-1717 |                 |
| 12 | こもだ内科神経科医院        | 福武甲 1126-1   | 56-9511 |                 |
| 13 | 西条市休日夜間急患センター     | 野々市 40-1     | 52-2001 | 時間外と祝祭日のみ       |
| 14 | サカタ産婦人科           | 下島山甲 1453    | 55-1103 |                 |
| 15 | 坂根医院              | 喜多川 438-4    | 55-4021 |                 |
| 16 | 篠原内科外科耳鼻科         | 大町 520-8     | 56-3521 |                 |
| 17 | じょうとく内科クリニック      | 神拝甲 217-1    | 58-2233 |                 |
| 18 | しらかた皮フ科クリニック      | 明屋敷 562      | 55-1511 |                 |
| 19 | 高橋こどもクリニック        | 朔日市 313-5    | 55-0776 |                 |
| 20 | つだ眼科ピコリック         | 樋之口 436-8    | 55-7700 |                 |
| 21 | 土岐医院              | 神拝甲 538-6    | 56-2090 |                 |
| 22 | としもり内科            | 下島山甲 1264-4  | 53-6300 |                 |
| 23 | とのやまクリニック         | 大町 703-1     | 47-2525 |                 |
| 24 | ながい小児科            | 喜多川 634-7    | 53-7707 |                 |
| 25 | 弁財天耳鼻咽喉科クリニック     | 大町 613-3     | 58-5959 |                 |
| 26 | 星加小児科内科ファミリークリニック | 大町 612-1     | 55-3105 |                 |
| 27 | 松浦皮膚科医院           | 大町 1714      | 55-2346 |                 |
| 28 | 松永耳鼻咽喉科医院         | 大町 1365      | 53-7171 |                 |
| 29 | 松本クリニック           | 大町 1183-4    | 47-8773 |                 |
| 30 | 松本整形外科医院          | 神拝甲 498-2    | 52-1011 |                 |
| 31 | みやざきメンタルクリニック     | 大町 1699-3    | 47-5255 |                 |
| 32 | 宮島小児科医院           | 大町 710-2     | 55-2615 |                 |
| 33 | もりざね耳鼻咽喉科         | 樋之口 436-12   | 47-3387 |                 |
| 34 | 矢野外科胃腸科医院         | 古川甲 382-2    | 55-1777 |                 |
| 35 | 山元眼科              | 大町 645-3     | 55-0155 |                 |
| 36 | 吉峯耳鼻科・歯科          | 大町 1582-3    | 56-5101 |                 |
| 37 | 米田脳神経外科           | 大町 706-4     | 56-9165 |                 |
| 38 | 和田内科・皮膚科          | 大町 84-15     | 55-0515 |                 |
| 39 | 西条市立大保木診療所        | 中奥 2 号 20-7  | 59-0005 | ※診療時間に注意してください。 |

## 【東予・丹原・小松地域】市外局番(0898)

| No | 医 療 機 関 名       | 連絡先住所          | 電話      | 備考              |
|----|-----------------|----------------|---------|-----------------|
| 40 | 共立病院            | 三津屋南 9-10      | 64-2662 |                 |
| 41 | 西条市立周桑病院        | 壬生川 131        | 64-2630 | 救急指定病院          |
| 42 | 渡部病院            | 周布 331-1       | 64-1200 |                 |
| 43 | 飯尾皮フ科泌尿器科       | 周布 782         | 64-5577 |                 |
| 44 | いしづちやまクリニック     | 周布 921         | 68-8885 |                 |
| 45 | キッズクリニック Dr. パパ | 周布 486-3       | 76-1788 |                 |
| 46 | 荃田医院            | 三芳 1076        | 66-0555 |                 |
| 47 | 黒田医院            | 石田 319-1       | 64-3780 |                 |
| 48 | 近藤クリニック         | 周布 344-3       | 64-2760 |                 |
| 49 | 園延整形外科          | 壬生川 95-4       | 64-0660 |                 |
| 50 | 田中内科            | 桑村 109-5       | 66-1700 |                 |
| 51 | 田淵外科            | 北条 1658-1      | 65-5651 |                 |
| 52 | 中村医院            | 上市甲 8-1        | 66-0606 |                 |
| 53 | ながやま眼科          | 三津屋東 48        | 64-5588 |                 |
| 54 | 壬生川耳鼻咽喉科        | 円海寺 18-3       | 76-1112 |                 |
| 55 | 平田クリニック         | 周布 2172-1      | 76-2256 |                 |
| 56 | まつうら小児科         | 周布 599-5       | 64-0460 |                 |
| 57 | 松田循環器科内科        | 三津屋南 13-50     | 76-1117 |                 |
| 58 | 森内科             | 三津屋南 5-30      | 64-5858 |                 |
| 59 | 森山内科            | 壬生川 86-1       | 65-4332 |                 |
| 60 | 安永クリニック         | 北条 1651-1      | 64-5760 |                 |
| 61 | 行本医院            | 三芳 155-1       | 66-0609 |                 |
| 62 | あおの循環器科         | 丹原町今井 273-1    | 68-3300 |                 |
| 63 | 今井クリニック整形外科     | 丹原町今井 106-1    | 68-8118 |                 |
| 64 | くしべ整形外科         | 丹原町池田 87       | 76-7555 |                 |
| 65 | 小林耳鼻咽喉科クリニック    | 丹原町池田 109-5    | 64-3387 |                 |
| 66 | 周桑こころのクリニック     | 丹原町願連寺 274-1   | 68-5335 |                 |
| 67 | 中川診療所           | 丹原町来見甲 549     | 75-3385 | ※診療時間に注意してください。 |
| 68 | 中村内科胃腸科         | 丹原町丹原 21-6     | 68-4976 |                 |
| 69 | 福田医院            | 丹原町願連寺 278     | 68-7243 |                 |
| 70 | やまもと眼科クリニック     | 丹原町池田 109-4    | 76-1010 |                 |
| 71 | 横山病院            | 小松町新屋敷甲 286    | 72-2121 | 救急指定病院          |
| 72 | 西条市民病院          | 小松町妙口甲 1521    | 72-4111 | 救急指定病院          |
| 73 | 浦部医院 内科・皮フ科     | 小松町新屋敷甲 1337-1 | 72-3266 |                 |
| 74 | こまつ医院           | 小松町新屋敷甲 2890   | 72-5862 |                 |

## 2-17 飛行場外離着陸場一覧

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

| 番号 | 区分           | 名称                   | 所在地            | 駐機数 |     | 位置(緯度)           | (経度)              |
|----|--------------|----------------------|----------------|-----|-----|------------------|-------------------|
|    |              |                      |                | 中型機 | 大型機 |                  |                   |
| 1  | 広域拠点<br>地域拠点 | 西条運動公園<br>野外ステージ広場   | ひうち 1-2        | 2   | ※   | N 33 度 56 分 07 秒 | E 133 度 11 分 09 秒 |
| 2  | 広域拠点         | 西条運動公園<br>野球場        | ひうち 1-2        | 3   | 1   | N 33 度 56 分 09 秒 | E 133 度 11 分 04 秒 |
| 3  | 広域拠点         | 西条運動公園<br>陸上競技場      | ひうち 1-2        | 4   | 2   | N 33 度 56 分 03 秒 | E 133 度 11 分 07 秒 |
| 4  | 広域拠点         | 西条運動公園<br>レクリエーション広場 | ひうち 1-2        | 2   | ※   | N 33 度 56 分 08 秒 | E 133 度 11 分 15 秒 |
| 5  | 広域拠点<br>地域拠点 | 東予運動公園<br>球技場        | 河原津新田甲 157     | 4   | 1   | N 33 度 57 分 49 秒 | E 133 度 04 分 28 秒 |
| 6  | 広域拠点         | 東予運動公園<br>野球場        | 河原津新田甲 157     | 3   | 1   | N 33 度 57 分 55 秒 | E 133 度 04 分 28 秒 |
| 7  | 地域拠点         | 加茂川河川敷               | 大町大南 加茂川河川敷    | 3   | ※   | N 33 度 53 分 57 秒 | E 133 度 11 分 31 秒 |
| 8  | 地域拠点         | 西条西消防署               | 周布 1684        | 1   | ※   | N 33 度 54 分 59 秒 | E 133 度 04 分 25 秒 |
| 9  | 地域拠点         | 丹原文化会館               | 丹原町田野上方 2131-1 | 2   | ※   | N 33 度 53 分 04 秒 | E 133 度 02 分 51 秒 |
| 10 | 適地           | クラレ西条事業所<br>グラウンド    | 朔日市 818        | 2   | ※   | N 33 度 55 分 49 秒 | E 133 度 11 分 00 秒 |
| 11 | 準適地          | 西条市民公園<br>グラウンド      | 大町 403-1       | 1   | ※   | N 33 度 55 分 00 秒 | E 133 度 11 分 33 秒 |
| 12 | 準適地          | 西条西部公園               | 氷見乙 608        | 1   | ※   | N 33 度 53 分 56 秒 | E 133 度 08 分 01 秒 |
| 13 | 準適地          | 小松中央公園               | 小松町新屋敷甲 2427   | 1   | ※   | N 33 度 53 分 19 秒 | E 133 度 06 分 33 秒 |
| 14 | 準適地          | 石根ふれあい公園             | 小松町大頭甲 614     | 1   | ※   | N 33 度 52 分 38 秒 | E 133 度 04 分 10 秒 |
| 15 | 準適地          | 丹原総合公園<br>グラウンド      | 丹原町久妙寺甲 244    | 1   | ※   | N 33 度 53 分 59 秒 | E 133 度 02 分 45 秒 |

※…駐機不可

- 「広域拠点」… 大規模災害時、消防防災ヘリコプターを集中的に運用するための拠点となる離着陸で  
大型ヘリを含めて数機以上の離着陸及び要員の宿営等が可能な地域に設定する場所
- 「地域拠点」… 通年において、航空法に基づく飛行場外離着陸場として離着陸許可を得た場所
- 「適地」… 散水すること無く、「拠点」の代替や複数機の運用のために使用することができる場所
- 「準適地」… 「適地」に準じた場所であるが、使用時に散水を必要とする場所

## 2-18 ドクターヘリランデブーポイント

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

| 番号 | 名称             | 所在地              | 地表面土質                    | 位置(緯度)           | (経度)              |
|----|----------------|------------------|--------------------------|------------------|-------------------|
| 1  | 石鎚山土小屋第 2 駐車場  | 西之川元山国有林<br>1023 | アスファルト等                  | N 33 度 45 分 30 秒 | E 133 度 8 分 43 秒  |
| 2  | 西条運動公園野外ステージ広場 | ひうち 1-2          | 草地・芝生等、中型 2 機が可能         | N 33 度 56 分 07 秒 | E 133 度 11 分 09 秒 |
| 3  | 西条運動公園野球場      | ひうち 1-2          | 草地・芝生等、中型 3 機又は大型 1 機が可能 | N 33 度 56 分 09 秒 | E 133 度 11 分 04 秒 |



| 番号 | 名称                | 所在地            | 地表面土質                       | 位置(緯度)           | (経度)              |
|----|-------------------|----------------|-----------------------------|------------------|-------------------|
| 4  | 西条運動公園陸上競技場       | ひうち 1-2        | 草地・芝生等、中型 4 機又は大型 2 機が可能    | N 33 度 56 分 03 秒 | E 133 度 11 分 07 秒 |
| 5  | 西条運動公園レクリエーション広場  | ひうち 1-2        | 草地・芝生等、中型 2 機が可能            | N 33 度 56 分 08 秒 | E 133 度 11 分 15 秒 |
| 6  | 東予運動公園球技場         | 河原津新田甲 157     | 草地・芝生等、中型 4 機又は大型 1 機が可能    | N 33 度 57 分 49 秒 | E 133 度 04 分 28 秒 |
| 7  | 東予運動公園野球場         | 河原津新田甲 157     | 草地・芝生等、中型 3 機又は大型 1 機が可能    | N 33 度 57 分 55 秒 | E 133 度 04 分 28 秒 |
| 8  | 加茂川河川敷            | 大町大南 加茂川河川敷    | 草地・芝生等、中型 3 機が可能            | N 33 度 53 分 57 秒 | E 133 度 11 分 31 秒 |
| 9  | 西条西消防署            | 周布 1684        | コンクリート・アスファルト、防災、中型 1 機が可能  | N 33 度 54 分 59 秒 | E 133 度 04 分 25 秒 |
| 10 | 丹原文化会館(駐車場)       | 丹原町田野上方 2131-1 | 草地・芝生等、防災、中型 4 機又は大型 1 機が可能 | N 33 度 53 分 04 秒 | E 133 度 02 分 51 秒 |
| 11 | ｸﾞﾗﾝﾄﾞ西条事業所ｸﾞﾗﾝﾄﾞ | 朔日市 818        | 草地・芝生等、中型 2 機が可能            | N 33 度 55 分 49 秒 | E 133 度 11 分 00 秒 |
| 12 | 西条市民公園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 大町 403-1       | まき土等、中型 1 機が可能              | N 33 度 54 分 60 秒 | E 133 度 11 分 33 秒 |
| 13 | 西条西部公園            | 氷見乙 608        | まき土等、中型 1 機が可能              | N 33 度 53 分 56 秒 | E 133 度 08 分 01 秒 |
| 14 | 小松中央公園            | 小松町新屋敷甲 2427   | まき土等、中型 1 機が可能              | N 33 度 53 分 19 秒 | E 133 度 06 分 33 秒 |
| 15 | 石根ふれあい公園          | 小松町大頭甲 614     | まき土等、中型 1 機が可能              | N 33 度 52 分 38 秒 | E 133 度 04 分 10 秒 |
| 16 | 丹原総合公園ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 丹原町久妙寺甲 244    | まき土等、中型 1 機が可能              | N 33 度 53 分 59 秒 | E 133 度 02 分 45 秒 |
| 17 | 西条東中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 下島山甲 865       | まき土等、要散水                    | N 33 度 55 分 21 秒 | E 133 度 12 分 39 秒 |
| 18 | 飯岡小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ       | 飯岡 2124        | まき土等、要散水                    | N 33 度 55 分 10 秒 | E 133 度 13 分 39 秒 |
| 19 | 西条小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ       | 神拝乙 112        | まき土等、民家注意                   | N 33 度 55 分 28 秒 | E 133 度 10 分 50 秒 |
| 20 | 西条南中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 大町 1120        | まき土等、配電線注意                  | N 33 度 54 分 15 秒 | E 133 度 11 分 15 秒 |
| 21 | 神戸小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ       | 州之内甲 200       | まき土等、要散水                    | N 33 度 53 分 59 秒 | E 133 度 10 分 42 秒 |
| 22 | 石井記念公園            | 禎瑞 1829        | まき土等、要散水                    | N 33 度 54 分 54 秒 | E 133 度 08 分 22 秒 |
| 23 | 橘小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ        | 西泉乙 417        | まき土等、要散水                    | N 33 度 53 分 33 秒 | E 133 度 08 分 48 秒 |
| 24 | 大保木公民館ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 中奥 1 号 45      | まき土等、配電線、送電線あり              | N 33 度 50 分 15 秒 | E 133 度 08 分 56 秒 |
| 25 | 温泉旅館京屋有料駐車場       | 西之川丁 27 地先     | まき土等、車両注意                   | N 33 度 48 分 17 秒 | E 133 度 08 分 57 秒 |
| 26 | いしづち森林組合駐車場       | 大保木己(横峰寺駐車場)   | まき土等、車両注意                   | N 33 度 50 分 24 秒 | E 133 度 06 分 53 秒 |
| 27 | 小松小学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ       | 小松町新屋敷甲 280    | まき土等、民家注意                   | N 33 度 53 分 46 秒 | E 133 度 06 分 44 秒 |
| 28 | アウトドアアシス石鎚イベント広場  | 小松町新屋敷乙 22-29  | まき土等、車両注意                   | N 33 度 53 分 03 秒 | E 133 度 06 分 32 秒 |
| 29 | 小松中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ       | 小松町南川甲 208     | まき土等、テント注意                  | N 33 度 53 分 46 秒 | E 133 度 06 分 44 秒 |
| 30 | 楠窪キャンプ場           | 丹原町楠窪発 643     | まき土等、南西に送電線                 | N 33 度 50 分 02 秒 | E 133 度 02 分 37 秒 |
| 31 | 鞍瀬小学校跡ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 丹原町鞍瀬甲 383     | まき土等、北西に送電線                 | N 33 度 50 分 31 秒 | E 133 度 00 分 29 秒 |
| 32 | 丹原西中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 丹原町来見甲 15-1    | まき土等、要散水                    | N 33 度 51 分 56 秒 | E 133 度 01 分 31 秒 |
| 33 | 丹原東中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 丹原町今井 4-1      | まき土等、砂山注意                   | N 33 度 53 分 47 秒 | E 133 度 03 分 21 秒 |
| 34 | 東予東中学校ｸﾞﾗﾝﾄﾞ      | 周布 160         | まき土等、要散水                    | N 33 度 55 分 13 秒 | E 133 度 05 分 09 秒 |

| 番号 | 名称          | 所在地       | 地表面土質                  | 位置(緯度)           | (経度)              |
|----|-------------|-----------|------------------------|------------------|-------------------|
| 35 | 壬生川小学校グラウンド | 壬生川 425・2 | まさ土等、駐車場、民家近い、ブルーシート注意 | N 33 度 56 分 11 秒 | E 133 度 04 分 53 秒 |
| 36 | 国安小学校グラウンド  | 桑村 131    | まさ土等、25mH の樹木あり        | N 33 度 56 分 26 秒 | E 133 度 03 分 51 秒 |
| 37 | 東予西中学校グラウンド | 国安 996    | まさ土等、要散水               | N 33 度 56 分 13 秒 | E 133 度 03 分 13 秒 |
| 38 | 河北中学校グラウンド  | 宮之内 284   | まさ土等、要散水               | N 33 度 57 分 04 秒 | E 133 度 03 分 15 秒 |
| 39 | 本谷温泉広場      | 河之内甲 202  | 草地・芝生等、鉄塔注意            | N 33 度 55 分 47 秒 | E 133 度 01 分 23 秒 |

### 3 通信・輸送関係

#### 3-1 災害時優先電話一覧

| No. | 区分  | 施設名称         | 電話番号         | 所在地            |
|-----|-----|--------------|--------------|----------------|
| 1   | 庁舎  | 危機管理課        | 0897-53-4652 | 明屋敷 164        |
| 2   |     | 市役所本庁        | 0897-56-5154 |                |
| 3   |     |              | 0897-56-5155 |                |
| 4   |     |              | 0897-56-5156 |                |
| 5   | 消防  | 西条市消防本部・東消防署 | 0897-55-0119 | 新田 183-1       |
| 6   |     |              | 0897-55-1430 |                |
| 7   |     |              | 0897-56-0250 |                |
| 8   |     |              | 0897-56-0251 |                |
| 9   |     |              | 0897-56-2922 |                |
| 10  |     |              | 0897-56-2940 |                |
| 11  |     |              | 0897-52-0950 |                |
| 12  |     |              | 0897-52-0960 |                |
| 13  |     |              | 0897-52-5190 |                |
| 14  |     |              | 0897-52-5195 |                |
| 15  |     |              | 0897-52-5272 |                |
| 16  |     |              | 0897-52-5273 |                |
| 17  |     | 東消防署飯岡出張所    | 0897-53-1119 | 飯岡 3565-9      |
| 18  |     | 東消防署橘出張所     | 0897-57-1119 | 野々市 51-1       |
| 19  | 消防団 | 玉津分団詰所       | 0897-56-5299 | 玉津 281-10      |
| 20  |     | 飯岡分団詰所       | 0897-56-5499 | 飯岡 2247-1      |
| 21  |     | 西条分団詰所       | 0897-56-9402 | 明屋敷 159-1      |
| 22  |     | 神拝分団詰所       | 0897-55-7077 | 神拝甲 341-8      |
| 23  |     | 大町分団詰所       | 0897-56-5199 | 大町 250-81      |
| 24  |     | 神戸分団詰所       | 0897-56-7599 | 洲之内甲 302-2     |
| 25  |     | 禎瑞分団詰所       | 0897-56-7999 | 禎瑞 869-2       |
| 26  |     | 橘分団詰所        | 0897-57-7420 | 檜木 53-1        |
| 27  |     | 氷見分団詰所       | 0897-57-7430 | 氷見丙 485-1      |
| 28  |     | 大保木分団詰所      | 0897-59-0006 | 中奥 2 号 4-5     |
| 29  |     | 加茂分団詰所       | 0897-58-0005 | 荒川下分 2 号 220-9 |
| 30  | 学校  | 西条西中学校       | 0897-57-9434 | 氷見乙 558        |
| 31  |     | 西条北中学校       | 0897-56-0170 | 朔日市 400-1      |
| 32  |     | 玉津小学校        | 0897-56-3161 | 玉津 200-1       |
| 33  |     | 飯岡小学校        | 0897-56-3161 | 飯岡 2124        |
| 34  |     | 西条小学校        | 0897-56-3117 | 神拝乙 112        |
| 35  |     | 神拝小学校        | 0897-56-3107 | 神拝甲 427        |
| 36  |     | 大町小学校        | 0897-56-2114 | 大町 992-2       |
| 37  |     | 神戸小学校        | 0897-56-2744 | 洲之内甲 200       |
| 38  |     | 禎瑞小学校        | 0897-57-9280 | 禎瑞 1829        |
| 39  |     | 橘小学校         | 0897-57-9845 | 西泉乙 417        |
| 40  |     | 氷見小学校        | 0897-57-9844 | 氷見乙 1143-2     |
| 41  | 公民館 | 大保木公民館       | 0897-59-0001 | 中奥 1 号 45      |
| 42  | 保育所 | 禎瑞保育所        | 0897-57-9220 | 禎瑞 1622        |
| 43  | 児童館 | 西条児童館        | 0897-56-2511 | 大町 456-1       |
| 44  | その他 | 西条浄化センター     | 0897-55-5110 | 港 400          |
| 45  |     | 明神木排水機場      | 0897-55-7473 | 明神木 156-6      |
| 46  |     | 西ひうち下水処理場    | 0897-55-8581 | ひうち 6-1        |
| 47  |     | 本陣川ポンプ場      | 0897-56-1460 | 明屋敷 616 地先     |
| 48  |     | 船屋ポンプ場       | 0897-56-9530 | 船屋甲 638-2      |
| 49  |     | 港新地真空ポンプ場    | 0897-53-1514 | 港 324          |

| No. | 区分   | 施設名称         | 電話番号         | 所在地           |
|-----|------|--------------|--------------|---------------|
| 50  | その他  | 干拓ポンプ場       | 0897-55-4071 | 港 435-4 地先    |
| 51  |      | 加茂川左岸排水機場    | 0897-56-1904 | 古川乙 161-11    |
| 52  |      | 唐樋ポンプ場       | 0897-56-2363 | 朔日市 887-20 地先 |
| 53  |      | 蛭子排水機場       | 0897-57-6027 | 氷見甲 509-2     |
| 54  |      | 氷見排水機場       | 0897-57-7290 | 氷見北新開 107-1   |
| 55  | 庁舎   | 西部支所         | 0898-64-3811 | 周布 349-1      |
| 56  |      |              | 0898-64-4179 |               |
| 57  |      |              | 0898-64-2721 |               |
| 58  |      |              | 0898-64-2724 |               |
| 59  |      |              | 0898-64-2726 |               |
| 60  | 消防   | 西消防署         | 0898-68-0119 | 周布 1684       |
| 61  |      |              | 0898-68-7910 |               |
| 62  |      |              | 0898-68-7942 |               |
| 63  |      |              | 0898-68-5200 |               |
| 64  |      | 西消防署河北出張所    | 0898-68-5200 | 実報寺甲 196-4    |
| 65  | 消防団  | 周布分団 1 部 詰所  | 0898-68-3714 | 周布 1461-5     |
| 66  |      | 吉井分団 2 部 詰所  | 0898-64-5353 | 玉之江 253-2     |
| 67  |      | 多賀分団 2 部 詰所  | 0898-64-5572 | 北条 654-1      |
| 68  |      | 壬生川分団 2 部 詰所 | 0898-64-5385 | 壬生川 194-4     |
| 69  |      | 国安分団 2 部 詰所  | 0898-66-0398 | 国安 714-10     |
| 70  |      | 吉岡分団 2 部 詰所  | 0898-66-0342 | 上市甲 282-3     |
| 71  |      | 三芳分団 詰所      | 0898-66-0292 | 三芳 1027-2     |
| 72  |      | 楠河分団 1 部 詰所  | 0898-66-0146 | 楠甲 344-1      |
| 73  |      | 庄内分団 1 部 詰所  | 0898-66-5398 | 旦之上甲 292-1    |
| 74  | 公民館  | 中央公民館        | 0898-65-4030 | 周布 401-1      |
| 75  |      | 周布公民館        | 0898-68-7030 | 周布 1281-1     |
| 76  |      | 吉井公民館        | 0898-64-3001 | 玉之江 235-2     |
| 77  |      | 多賀公民館        | 0898-64-2083 | 北条 654-1      |
| 80  |      | 国安公民館        | 0898-66-5028 | 桑村 127-1      |
| 81  |      | 吉岡公民館        | 0898-66-5258 | 上市 187-2      |
| 82  |      | 三芳公民館        | 0898-66-5202 | 三芳 1027-2     |
| 83  | 学校   | 東予西中学校       | 0898-66-5042 | 国安 996        |
| 84  |      | 河北中学校        | 0898-66-5044 | 宮之内 284       |
| 85  |      | 周布小学校        | 0898-68-7116 | 周布 1521       |
| 86  |      | 国安小学校        | 0898-66-5181 | 桑村 131        |
| 87  |      | 吉岡小学校        | 0898-66-5259 | 広岡甲 116-1     |
| 88  |      | 三芳小学校        | 0898-66-5227 | 三芳 1217       |
| 89  |      | 楠河小学校        | 0898-66-5024 | 河原津甲 464-1    |
| 90  |      | 庄内小学校        | 0898-66-5255 | 旦之上 618       |
| 91  | 病院   | 周桑病院         | 0898-64-2631 | 壬生川 131       |
| 92  | 福祉施設 | すみれ荘         | 0898-64-2731 | 北条 230-2      |
| 93  | 隣保館  | 北星会館         | 0898-64-0321 | 壬生川 682-1     |
| 94  |      | 河北会館         | 0898-66-2895 | 楠甲 1295-1     |
| 95  | 港務所  | 北条港務所        | 0898-64-0312 | 北条 962-15 地先  |
| 96  |      | 壬生川港務所       | 0898-64-3189 | 壬生川 1105      |
| 97  |      | 今在家港務所       | 0898-64-4911 | 今在家 1500-2    |
| 98  | その他  | 東予・丹原浄化センター  | 0898-64-0792 | 三津屋 742-2     |
| 99  |      | 本河原雨水ポンプ場    | 0898-64-2860 | 三津屋 219-3     |
| 100 |      | 三津屋都市排水機場    | 0898-65-6570 | 三津屋 822-2     |
| 101 |      | 周布水源地        | 0898-68-6545 | 周布 829-3      |
| 102 | 庁舎   | 丹原サービスセンター   | 0898-68-3726 | 丹原町池田 1733-1  |
| 103 |      |              | 0898-68-7348 |               |
| 104 |      |              | 0898-68-7349 |               |
| 105 | 消防団  | 丹原分団 1 部 詰所  | 0898-68-7005 | 丹原町池田 1778-1  |
| 106 |      | 徳田分団 3 部 詰所  | 0898-68-3632 | 丹原町徳能甲 261-1  |

| No. | 区分  | 施設名称        | 電話番号         | 所在地            |
|-----|-----|-------------|--------------|----------------|
| 107 | 消防団 | 田野分団 7 部 詰所 | 0898-68-3623 | 丹原町田野上方 2101-1 |
| 108 |     | 中川分団 1 部 詰所 | 0898-73-2573 | 丹原町石経 53-3     |
| 110 | 学校  | 丹原東中学校      | 0898-68-7054 | 丹原町今井 4-1      |
| 111 |     | 丹原西中学校      | 0898-73-2302 | 丹原町来見甲 15-1    |
| 112 |     | 徳田小学校       | 0898-68-7163 | 丹原町古田甲 720-1   |
| 113 |     | 田野小学校       | 0898-68-7548 | 丹原町田野上方 2098-1 |
| 114 |     | 田滝小学校       | 0898-68-7557 | 丹原町高松甲 2266-1  |
| 115 |     | 中川小学校       | 0898-73-2301 | 西条市丹原町来見 1-122 |
| 116 | 公民館 | 桜樹公民館       | 0898-73-2505 | 丹原町鞍瀬甲 344     |
| 117 | 庁舎  | 小松サービスセンター  | 0898-72-2275 | 小松町新屋敷甲 496    |
| 118 |     |             | 0898-72-2284 |                |
| 119 | 消防  | 西消防署小松出張所   | 0898-72-6619 | 小松町大頭甲 1086-10 |
| 120 | 消防団 | 小松消防分団      | 0898-72-6153 | 小松町新屋敷甲 496    |
| 121 |     | 石根消防分団      | 0898-72-6253 | 小松町大頭甲 1045-4  |
| 122 | 公民館 | 小松公民館       | 0898-72-2631 | 小松町新屋敷甲 3008   |
| 123 | 学校  | 小松中学校 FAX   | 0898-72-3587 | 小松町南川甲 208     |
| 124 |     | 石根小学校 FAX   | 0898-72-3142 | 小松町大頭甲 262-1   |
| 125 |     | 小松小学校 FAX   | 0898-72-3170 | 小松町新屋敷甲 280-1  |
| 126 | 保育所 | 小松東保育所      | 0898-72-2305 | 小松町新屋敷甲 3009-1 |
| 127 | 幼稚園 | 小松幼稚園       | 0898-72-2702 | 小松町新屋敷甲 2210-1 |

## 3-2 特設公衆電話（事前設置）設置箇所一覧

（令和 5 年 12 月 31 日現在）

| No. | 地区  | 名称             | 所在地         | 設置<br>台数 | 設置場所          | 備考 |
|-----|-----|----------------|-------------|----------|---------------|----|
| 1   | 玉津  | 玉津小学校          | 玉津 200-1    | 3        | 職員室入口付近       |    |
| 2   |     | 総合体育館          | ひうち 1-2     | 3        | 事務所入口付近       |    |
| 3   |     | ひうち体育館         | ひうち 1-3     | 1        | 事務所付近旧公衆電話    |    |
| 4   |     | 生涯学習の館         | 天神 1-205    | 1        | ホール入口電話台      |    |
| 5   |     | 地域創生センター       | ひうち 1-16    | 1        | 2 階和室         |    |
| 6   | 飯岡  | 飯岡小学校          | 飯岡 2124     | 3        | 体育館           |    |
| 7   |     | 西条東部地域交流センター   | 飯岡 550      | 1        | 事務所入口付近       |    |
| 8   | 西条  | 西条小学校          | 神拝乙 112     | 3        | 職員室入口付近       |    |
| 9   |     | 西条北中学校         | 朔日市 400-1   | 3        | 保健室前廊下        |    |
| 10  |     | 西条公民館          | 新田 218-21   | 1        | 正面入口付近        |    |
| 11  |     | SAIJO BASE     | 明屋敷 131-2   | 2        | 管理事務所 MDF     |    |
| 12  | 神拝  | 神拝小学校          | 神拝甲 427     | 3        | 職員室           |    |
| 13  |     | 神拝公民館          | 喜多川 351-1   | 1        | 事務所前公衆電話台     |    |
| 14  |     | 総合文化会館         | 神拝甲 79-4    | 3        | エントランスホール     |    |
| 15  |     | 総合福祉センター       | 神拝甲 324-2   | 3        | 公衆電話機横        |    |
| 16  | 大町  | 大町小学校          | 大町 992-2    | 3        | 職員室前廊下        |    |
| 17  |     | 西条南中学校         | 大町 1120     | 2        | 職員室前廊下        |    |
| 18  |     | 東部ウイングサポートセンター | 大町 68-6     | 1        | 事務所           |    |
| 19  |     | 大町公民館          | 大町 225-10   | 1        | 事務所前公衆電話台     |    |
| 20  | 神戸  | 神戸小学校          | 洲之内甲 200    | 2        | 職員室前廊下 BOX 内  |    |
| 21  |     | 神戸公民館          | 中野甲 566-4   | 1        | 事務所前廊下        |    |
| 22  | 禎瑞  | 禎瑞小学校          | 禎瑞 1829     | 2        | 職員室入口付近       |    |
| 23  | 橘   | 橘小学校           | 西泉乙 417     | 2        | 職員室前廊下        |    |
| 24  |     | 橘公民館           | 檜木 54-1     | 1        | 事務所前廊下        |    |
| 25  | 氷見  | 氷見小学校          | 氷見乙 1143-2  | 2        | 職員室前廊下        |    |
| 26  |     | 西条西中学校         | 氷見乙 558     | 3        | 校長室前廊下        |    |
| 27  |     | 西条西部体育館        | 氷見乙 601     | 1        | 事務所 BOX 内     |    |
| 28  |     | 西条西部地域交流センター   | 氷見西新開 59    | 1        | 公衆電話機横        |    |
| 29  | 加茂  | 加茂公民館          | 荒川 2 号 185  | 1        | 事務所前廊下        |    |
| 30  | 大保木 | 大保木公民館         | 中奥 1 号 45   | 1        | 事務所南側壁面       |    |
| 31  |     | 石鎚ふれあいの里       | 中奥 1 号 25-1 | 1        | 受杖室内壁面        |    |
| 32  | 周布  | 周布小学校          | 周布 1521     | 2        | 職員室入口付近       |    |
| 33  |     | 東予東中学校         | 周布 160      | 3        | 職員室入口付近       |    |
| 34  |     | 周布公民館          | 周布 1281-1   | 2        | 正面入口付近        |    |
| 35  |     | 東予総合福祉センター     | 周布 606-1    | 2        | 正面入口付近 他      |    |
| 36  | 吉井  | 吉井小学校          | 玉之江 235-1   | 2        | 1 階放送室（MDF 内） |    |
| 37  |     | 東予南地域交流センター    | 石田 402-1    | 1        | 玄関左事務所 IDF 内  |    |
| 38  | 多賀  | 多賀小学校          | 北条 1504     | 2        | 職員室入口付近       |    |
| 39  |     | 多賀公民館          | 北条 654-1    | 1        | 事務所内          |    |
| 40  |     | 北条新田会館         | 北条 1397-13  | 1        | 事務所（受付）       |    |
| 41  |     | 東予体育館          | 周布 396      | 2        | 談話コーナー        |    |
| 42  | 壬生川 | 壬生川公民館         | 壬生川 200     | 1        | 事務所入口付近       |    |
| 43  |     | 北星会館           | 壬生川 682-1   | 1        | 事務室内          |    |
| 44  | 国安  | 国安小学校          | 桑村 131      | 3        | 職員室（IDF 内）    |    |
| 45  | 三芳  | 三芳小学校          | 三芳 1217     | 2        | 職員室入口付近       |    |
| 46  |     | 東予北地域交流センター    | 三芳 997      | 1        | 1 階公衆電話コーナー   |    |
| 47  | 楠河  | 河北会館           | 楠甲 1295-1   | 1        | 生活改善室         |    |
| 48  | 庄内  | 庄内小学校          | 旦之上甲 618    | 2        | 校長室前廊下壁面      |    |
| 49  |     | 河北中学校          | 宮之内 284     | 3        | 職員室横会議室       |    |
| 50  |     | 庄内公民館          | 旦之上甲 292-1  | 1        | 正面玄関事務室       |    |

| No. | 地区 | 名称            | 所在地            | 設置<br>台数 | 設置場所         | 備考 |
|-----|----|---------------|----------------|----------|--------------|----|
| 51  | 庄内 | 本谷温泉館         | 河之内甲 494       | 1        | 本館事務室        |    |
| 52  | 丹原 | 丹原小学校         | 丹原町池田 1778-1   | 3        | 印刷室          |    |
| 53  |    | 丹原東中学校        | 丹原町今井 4-1      | 3        | 職員室          |    |
| 54  |    | 丹原公民館         | 丹原町池田 1711-1   | 1        | 正面入口付近       |    |
| 55  |    | 丹原体育館         | 丹原町久妙寺甲 288-1  | 1        | 正面入口付近       |    |
| 56  |    | 丹原農村環境改善センター  | 丹原町高松 148      | 1        | MDF-BOX      |    |
| 57  | 徳田 | 徳田小学校         | 丹原町古田甲 720-1   | 2        | 体育館          |    |
| 58  |    | 田滝小学校         | 丹原町高松甲 2266-1  | 1        | 児童クラブ        |    |
| 59  | 田野 | 田野小学校         | 丹原町田野上方 2098-1 | 2        | 保健室          |    |
| 60  |    | 丹原文化会館        | 丹原町田野上方 2131-1 | 3        | 正面入口付近       |    |
| 61  | 中川 | 中川公民館         | 丹原町石経 847-1    | 1        | 事務所          |    |
| 62  |    | 丹原 B&G 海洋センター | 丹原町志川甲 12-1    | 1        | 事務所          |    |
| 63  | 桜樹 | 桜樹公民館         | 丹原町鞍瀬甲 344     | 1        | 学習室          |    |
| 64  | 小松 | 小松小学校         | 小松町新屋敷甲 280-1  | 3        | 児童クラブ横 1 階倉庫 |    |
| 65  |    | 小松中学校         | 小松町南川甲 208     | 2        | 職員室内 MDF     |    |
| 66  |    | 小松公民館         | 小松町新屋敷甲 3008   | 1        | 大会議室         |    |
| 67  |    | 小松地域福祉センター    | 小松町新屋敷乙 48-1   | 1        | 事務所          |    |
| 68  | 石根 | 石根小学校         | 小松町大頭甲 262-1   | 1        | 保健室壁面 MDF    |    |
| 69  |    | 石根公民館         | 小松町大頭甲 1048-1  | 1        | 正面入口付近       |    |
| 70  |    | 小松体育館         | 小松町妙口甲 34-1    | 1        | 体育館          |    |
| 計   |    |               |                | 112      |              |    |

※特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができるものであり、  
特設公衆電話(事前設置)は市町村等の要請に基づき避難所等に事前に回線を構築する。

※避難所等が開設された際に、施設管理者により電話機が設置され利用可能となる。通常時は利用できない。

### 3-3 衛星携帯電話を利用した孤立地区対策連絡網

令和 5 年 12 月 31 日現在





## 3-4 市移動系防災行政無線一覧

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 西条市防災行政無線   | 基地局1、車載局3、携帯局4   |
| 西条市丹原防災行政無線 | 基地局1、車載局10、携帯局48 |
| 西条市小松防災行政無線 | 基地局1、車載局9、携帯局9   |

## 3-5 市同報系防災行政無線

| 設備名    | 設置場所       | 所在地          | 備考 |
|--------|------------|--------------|----|
| 親局     | 西条市役所      | 明屋敷 164      |    |
| 遠隔制御装置 | 消防本部       | 新田 183-1     |    |
|        | 西消防署       | 周布 1684      |    |
|        | 西部支所       | 周布 349-1     |    |
|        | 丹原サービスセンター | 丹原町池田 1733-1 |    |
|        | 小松サービスセンター | 小松町新屋敷甲 496  |    |

## 3-6 市同報系防災行政無線 屋外拡声子局設置箇所一覧

| 地区 | 子局番号 | 設置場所          | 所在地          | 識別信号<br>(ぼうさいさいじょうし〇〇) |
|----|------|---------------|--------------|------------------------|
| 玉津 | 2001 | 大谷集会所         | 下島山甲 2531    | おおたに                   |
|    | 2002 | 西福寺前          | 下島山甲 1937    | かわきた                   |
|    | 2003 | 西条東中学校        | 下島山甲 865     | かわみなみ                  |
|    | 2004 | 玉津分団          | 玉津 281-10    | たまつ                    |
|    | 2005 | 旧船屋簡易水道水源地    | 船屋甲 591-2    | ふなや                    |
|    | 2006 | 西ひうち          | ひうち 8-17     | にしひうち                  |
|    | 2007 | 東ひうち          | ひうち 18-17 地先 | ひがしひうち                 |
| 飯岡 | 2008 | 八幡神社付近        | 飯岡 1320-1    | はちまんばら                 |
|    | 2009 | 西条東部地域交流センター  | 飯岡 550       | いいおかかみぐみ               |
|    | 2010 | 飯岡分団          | 飯岡 2247-1    | いいおか                   |
|    | 2011 | 東消防署飯岡出張所     | 飯岡 3565-9    | ぶんげんしよ                 |
| 西条 | 2012 | 西条北中学校        | 朔日市 400-1    | ついたち                   |
|    | 2013 | 消防本部          | 新田 183-1     | しょうぼうほんぶ               |
|    | 2014 | 西条小学校         | 神拝乙 112      | まつのこうじ                 |
|    | 2015 | 西条分団          | 明屋敷 159-1    | さいじょう                  |
|    | 2016 | 養護老人ホーム明水荘(跡) | 明屋敷 501      | ひやつけんこうじ               |
|    | 2017 | 港新地公共下水道ポンプ場  | 港 325        | みなとしんち                 |
| 神拝 | 2018 | 神拝分団          | 神拝甲 341-8    | かんばい                   |
|    | 2019 | 神拝小学校         | 神拝甲 427      | はらのまえ                  |
|    | 2020 | 古川北団地         | 古川甲 361-2    | ふるかわきただんち              |
| 大町 | 2021 | 市民公園          | 大町 403-1     | おおまちたかまる               |
|    | 2022 | 大町分団          | 大町 250-81    | おおまち                   |
|    | 2023 | 大町小学校         | 大町 992-2     | なかみなみ                  |
|    | 2024 | 西条南中学校        | 大町 1120      | じょうしん                  |
|    | 2025 | 加茂町           | 大町 1203-1    | かもちょう                  |
| 神戸 | 2026 | 神戸分団          | 洲之内甲 302-2   | かんべ                    |
|    | 2027 | 釜の口集会所        | 中野甲 1275-2   | かまのくち                  |
|    | 2028 | 旧老人憩の家        | 洲之内甲 1228    | たなばやし                  |
| 禎瑞 | 2029 | 禎瑞分団          | 禎瑞 3-869-2   | ていずい                   |
|    | 2030 | 禎瑞小学校         | 禎瑞 1829      | やはた                    |
|    | 2031 | 禎瑞高丸集会所付近     | 禎瑞 1965      | たかまる                   |
| 橘  | 2032 | 橘分団           | 檜木 53-1      | たちばな                   |
|    | 2033 | 北山集会所         | 坂元甲 10-5     | きたやま                   |
| 氷見 | 2034 | ひまわり幼稚園       | 氷見乙 639-2    | はげつり                   |
|    | 2035 | 西条西部公園        | 氷見乙 608      | のべり                    |
|    | 2036 | 氷見公民館         | 氷見乙 1120-1   | ひみ                     |

| 地区  | 子局番号 | 設置場所                      | 所在地             | 識別信号<br>(ほうさいさいじょうし〇〇) |
|-----|------|---------------------------|-----------------|------------------------|
| 加茂  | 2037 | 加茂分団(荒川)                  | 荒川2号 16-2       | あらかわ                   |
|     | 2038 | 加茂分団(下津池)                 | 藤之石 7 号         | しもついで                  |
|     | 2039 | 再送信子局(大平集会所)              | 荒川1号 229        | おおなる                   |
| 大保木 | 2040 | 大保木分団(兎之山)                | 兎之山甲 72-2       | とのやま                   |
|     | 2041 | 上の原                       | 黒瀬乙 296-1       | うえのはら                  |
|     | 2042 | 再送信子局(浦山小学校付近)            | 黒瀬甲百合城 875      | ゆりじょう                  |
|     | 2043 | 大保木分団(千野々)                | 中奥 2 号 4-1      | ちのの                    |
| 周布  | 2044 | 西部支所                      | 周布 349-1        | とうよ                    |
|     | 2045 | 東予東中学校                    | 周布 160          | かいだ                    |
|     | 2046 | 周布公民館                     | 周布 1281-1       | しゅう                    |
| 吉井  | 2047 | JA 周桑吉井支所広江下倉庫            | 石田 199-1        | ひろえ                    |
|     | 2048 | JA 周桑吉井支所                 | 石田 100-1        | よいい                    |
|     | 2049 | 東予南地域交流センター               | 石田 402-1        | いしだ                    |
| 多賀  | 2050 | 北条新田集会所                   | 北条新田 1300-3     | ほうじょうしんでん              |
|     | 2051 | 多賀公民館                     | 北条 654-1        | たが                     |
| 壬生川 | 2052 | 壬生川公民館                    | 壬生川 194-4       | にゅうがわ                  |
|     | 2053 | 壬生川小学校                    | 壬生川 425-2       | にゅうしょう                 |
| 国安  | 2054 | 高田集会所                     | 高田 808-4        | たかた                    |
|     | 2055 | 国安こども園                    | 国安 178-1        | くにやすひがし                |
|     | 2056 | 国安下集会所                    | 国安 714-10       | くにやす                   |
|     | 2057 | 東予西中学校                    | 国安 996          | しんまち                   |
| 吉岡  | 2058 | 吉岡公民館                     | 上市 187-2        | よしおか                   |
| 三芳  | 2059 | 三芳公民館                     | 三芳 1027-2       | みよし                    |
|     | 2060 | 三芳小学校                     | 三芳 1217         | みよしみなみ                 |
|     | 2061 | 河北こども園                    | 三芳 300-2        | みよしきた                  |
| 楠河  | 2062 | 楠河公民館                     | 河原津甲 460-1      | くすかわ                   |
|     | 2063 | 河原津集会所                    | 河原津甲 250        | かわらづ                   |
|     | 2064 | 再送信子局(東予学園)               | 楠乙 438-21       | ろっけん                   |
| 庄内  | 2065 | 河北中学校                     | 宮之内 284         | みやのうち                  |
|     | 2066 | 庄内公民館                     | 旦之上甲 292-1      | しょうない                  |
|     | 2067 | 河之内鳴集会所                   | 河之内 455-2       | なる                     |
|     | 2068 | 黒谷集会所                     | 黒谷甲 280 地先      | くろたに                   |
| 丹原  | 2069 | 丹原サービスセンター                | 丹原町池田 1733-1    | たんばらちょう                |
|     | 2070 | 丹原東中学校                    | 丹原町今井 4-1       | いまい                    |
| 徳田  | 2071 | 徳田公民館                     | 丹原町古田 725-2     | とくだ                    |
|     | 2072 | 田滝小学校                     | 丹原町高松甲 2266-1   | たたき                    |
| 田野  | 2073 | 田野分団                      | 丹原町田野上方 2101-1  | たの                     |
| 中川  | 2074 | 中川分団                      | 丹原町石経 53-3      | なかがわ                   |
|     | 2075 | 丹原西中学校                    | 丹原町来見甲 15-1     | くるみ                    |
|     | 2076 | 丹原高齢者生活福祉センター             | 丹原町来見乙 26-2     | うすざか                   |
| 桜樹  | 2077 | 再送信子局<br>(丹原一般廃棄物最終処理場付近) | 丹原町鞍瀬 566-2     | くらせ                    |
|     | 2078 | 桜樹公民館                     | 丹原町鞍瀬甲 344      | さくらぎ                   |
| 小松  | 2079 | 小松東保育所                    | 小松町新屋敷甲 3009-1  | きゅうはん                  |
|     | 2080 | 小松サービスセンター                | 小松町新屋敷 496      | こまつちょう                 |
|     | 2081 | 小松地域福祉センター                | 小松町新屋敷乙 48-1    | かわらだに                  |
|     | 2082 | 小松西保育所                    | 小松町南川甲 258-1    | みなみがわきた                |
|     | 2083 | 小松中学校                     | 小松町南川甲 208      | みなみがわみなみ               |
| 石根  | 2084 | 再送信子局(コカコーラ駐車場北)          | 小松町妙口 1681-7 地先 | みょうぐち                  |
|     | 2085 | 石根公民館                     | 小松町大頭甲 1045-4   | いわね                    |
|     | 2086 | 石根ふれあい公園                  | 小松町大頭甲 614      | にしおと                   |
|     | 2087 | 大郷集会所                     | 小松町大郷甲 262-3    | おおご                    |

## 3-7 市同報系防災行政無線 戸別受信機設置箇所一覧

令和5年12月31日現在

| No. | 地区 | 子局番号 | 設置場所          | 所在地          | 館内放送 |
|-----|----|------|---------------|--------------|------|
| 1   | 玉津 | 3009 | 玉津公民館         | 玉津 238-1     | ○    |
| 2   |    | 3045 | みのり保育園        | 下島山甲 33-1    | ○    |
| 3   |    | 3047 | 生涯学習の館        | 天神・206       | ○    |
| 4   |    | 3050 | 総合体育館         | ひうち 1-2      | ○    |
| 5   |    | 3052 | ひうち体育館        | ひうち 1-3      | ○    |
| 6   |    | 3058 | 西条運動公園総合プール   | ひうち 1-2      | ○    |
| 7   |    | 3060 | ひうち陸上競技場      | ひうち 1-2      | ○    |
| 8   |    | 3064 | ひうち球場         | ひうち 1-2      | ○    |
| 9   |    | 3072 | 玉津小学校         | 玉津 200-1     | ○    |
| 10  |    | 3098 | 西条東中学校        | 下島山甲 865     | ○    |
| 11  |    | 3123 | 玉津幼稚園         | 玉津 202-5     | ○    |
| 12  |    | 3139 | 玉津保育園         | 玉津 156-1     | ○    |
| 13  |    | 3197 | 西条市ひうち港務所     | ひうち 10-6     | ○    |
| 14  |    | 3251 | 西条警察署         | 新田 133-1     | ×    |
| 15  | 飯岡 | 3010 | 飯岡公民館         | 飯岡 2171-2    | ○    |
| 16  |    | 3073 | 飯岡小学校         | 飯岡 2124      | ○    |
| 17  |    | 3124 | 双葉幼稚園         | 飯岡 975-1     | ×    |
| 18  |    | 3138 | 飯岡保育園         | 飯岡 3240-2    | ○    |
| 19  |    | 3162 | 西条東部地域交流センター  | 飯岡 550       | ○    |
| 20  |    | 3201 | 自治会(ファミリーハイツ) | -            | ×    |
| 21  |    | 3202 | 自治会(飯岡上組)     | -            | ×    |
| 22  |    | 3203 | 自治会(早川)       | -            | ×    |
| 23  |    | 3204 | 自治会(西早川)      | -            | ×    |
| 24  |    | 3205 | 自治会(グリーンハイツ)  | -            | ×    |
| 25  |    | 3206 | 自治会(大浜)       | -            | ×    |
| 26  | 西条 | 3001 | 西条市役所(防災管理室)  | 明屋敷 164      | ×    |
| 27  |    | 3002 | 西条市役所(宿直室)    | 明屋敷 164      | ○    |
| 28  |    | 3006 | 西条公民館         | 新田 218-21    | ○    |
| 29  |    | 3042 | 西条郷土博物館       | 明屋敷 237-1    | ×    |
| 30  |    | 3046 | SAIJO BASE    | 明屋敷 131-2    | ○    |
| 31  |    | 3049 | 五百亀記念館        | 明屋敷 238-2    | ○    |
| 32  |    | 3079 | のぞみ保育園        | 明屋敷 657-5    | ○    |
| 33  |    | 3081 | 西条小学校         | 神拝乙 112      | ○    |
| 34  |    | 3101 | 西条北中学校        | 朔日市 400-1    | ○    |
| 35  |    | 3108 | 西条高等学校        | 明屋敷 234      | ○    |
| 36  |    | 3119 | めぐみ幼稚園        | 朔日市 623-2    | ○    |
| 37  |    | 3120 | 西条栄光幼稚園       | 明屋敷 236-17   | ○    |
| 38  |    | 3141 | 西条認定こども園      | 本町 1丁目 133-2 | ○    |
| 39  |    | 3142 | めぐみ保育園        | 朔日市 626      | ○    |
| 40  |    | 3148 | みどり保育園        | 喜多川 764-1    | ○    |
| 41  |    | 3152 | わかば保育園        | 朔日市 807-7    | ○    |
| 42  |    | 3168 | 西条市東消防署       | 新田 183-1     | ○    |
| 43  |    | 3193 | 西条浄化センター      | 港 400        | ○    |
| 44  |    | 3198 | 愛・ゆめいろ保育園     | 朔日市 319-2    | ○    |
| 45  |    | 3199 | 英語教育のぞみ保育園    | 明屋敷 657-5    | ○    |
| 46  | 神拝 | 3003 | 西条市総合文化会館     | 神拝甲 79-4     | ○    |
| 47  |    | 3007 | 神拝公民館         | 喜多川 351-1    | ○    |
| 48  |    | 3038 | 西条図書館         | 大町 1590      | ○    |
| 49  |    | 3080 | 神拝小学校         | 神拝甲 427      | ○    |
| 50  |    | 3121 | 西条聖マリア幼稚園     | 大町 716-1     | ○    |
| 51  |    | 3140 | 東予乳幼児保育園      | 大町 427       | ○    |
| 52  |    | 3143 | 神拝保育園         | 神拝甲 239-3    | ○    |
| 53  |    | 3144 | 古川認定こども園      | 古川甲 120-1    | ×    |

| No. | 地区 | 子局番号 | 設置場所           | 所在地        | 館内放送 |
|-----|----|------|----------------|------------|------|
| 54  | 神拝 | 3158 | 総合福祉センター       | 神拝甲 324-2  | ○    |
| 56  | 大町 | 3008 | 大町公民館          | 大町 225-10  | ○    |
| 57  |    | 3034 | 大町会館           | 福武甲 1644-1 | ×    |
| 58  |    | 3071 | 東部ウイングサポートセンター | 大町 68-6    | ○    |
| 59  |    | 3077 | 大町小学校          | 大町 992-2   | ○    |
| 60  |    | 3100 | 西条南中学校         | 大町 1120    | ○    |
| 61  |    | 3109 | 西条農業高等学校       | 福武甲 2093   | ○    |
| 62  |    | 3122 | 大町幼稚園          | 大町 68      | ○    |
| 63  |    | 3043 | 考古歴史館          | 福武乙 27-6   | ○    |
| 64  |    | 3153 | さくら保育園         | 大町 992-1   | ×    |
| 65  |    | 3061 | 大町保育園          | 大町 55      | ○    |
| 66  |    | 3154 | 西条児童館          | 大町 456-1   | ○    |
| 67  |    | 3165 | 創作の家           | 大町 395-1   | ○    |
| 68  |    | 3179 | 観光交流センター       | 大町 798-1   | ×    |
| 69  |    | 3180 | 十河信二記念館        | 大町 798-1   | ×    |
| 70  |    | 3181 | 四国鉄道文化館        | 大町 798-1   | ×    |
| 71  |    | 3196 | 市民の森管理事務所      | 福武乙 50-9   | ○    |
| 72  |    | 3207 | 自治会(西の川原)      | -          | ×    |
| 73  |    | 3208 | 自治会(福武新田)      | -          | ×    |
| 74  |    | 3209 | 自治会(地藏原)       | -          | ×    |
| 75  |    | 3303 | ひよこハウス         | 大町 739     | ○    |
| 76  | 神戸 | 3011 | 神戸公民館          | 中野甲 566-4  | ○    |
| 77  |    | 3078 | 神戸小学校          | 洲之内甲 200   | ○    |
| 78  |    | 3125 | かんべ幼稚園         | 洲之内甲 221   | ○    |
| 79  |    | 3145 | 神戸保育園          | 洲之内甲 220   | ×    |
| 80  |    | 3211 | 自治会(津越)        | -          | ×    |
| 81  |    | 3212 | 自治会(舟形)        | -          | ×    |
| 82  |    | 3213 | 自治会(長瀬)        | -          | ×    |
| 83  |    | 3214 | 自治会(中寺)        | -          | ×    |
| 84  |    | 3215 | 自治会(大久保)       | -          | ×    |
| 85  |    | 3216 | 自治会(奥の内)       | -          | ×    |
| 86  |    | 3217 | 自治会(湯の谷)       | -          | ×    |
| 87  |    | 3218 | 自治会(棚林)        | -          | ×    |
| 88  | 橘  | 3012 | 橘公民館           | 檜木 54-1    | ○    |
| 89  |    | 3068 | 青少年育成センター      | 檜木 53-1    | ○    |
| 90  |    | 3075 | 橘小学校           | 西泉乙 417    | ○    |
| 91  |    | 3146 | 橘保育園           | 西泉乙 381-7  | ○    |
| 92  |    | 3173 | 西条市休日夜間急患センター  | 野々市 40-1   | ×    |
| 93  |    | 3219 | 自治会(西田)        | -          | ×    |
| 94  |    | 3220 | 自治会(坂元)        | -          | ×    |
| 95  | 禎瑞 | 3013 | 禎瑞公民館          | 禎瑞 1829    | ○    |
| 96  |    | 3076 | 禎瑞小学校          | 禎瑞 1829    | ○    |
| 97  |    | 3128 | 禎瑞保育所          | 禎瑞 1622    | ○    |
| 98  | 氷見 | 3014 | 氷見公民館          | 氷見乙 1000-1 | ○    |
| 99  |    | 3035 | 氷見交友会館         | 氷見乙 1722   | ×    |
| 100 |    | 3051 | 西条西部体育館        | 氷見乙 601    | ○    |
| 101 |    | 3063 | 西条西部公園運動広場     | 氷見乙 608    | ○    |
| 102 |    | 3074 | 氷見小学校          | 氷見乙 1143-2 | ○    |
| 103 |    | 3099 | 西条西中学校         | 氷見乙 558    | ○    |
| 104 |    | 3113 | ひまわり幼稚園        | 氷見乙 639-2  | ○    |
| 105 |    | 3155 | 西条西部児童館        | 氷見西新開 59   | ○    |
| 106 |    | 3177 | ひうちクリーンセンター    | 氷見戊 75     | ×    |
| 107 |    | 3301 | ほくしんコウル        | 氷見丙 477    | ○    |
| 108 | 加茂 | 3015 | 加茂公民館          | 荒川 2 号 185 | ○    |
| 109 |    | 3221 | 自治会(藤之石)       | -          | ×    |

| No. | 地区  | 子局番号 | 設置場所          | 所在地         | 館内放送 |
|-----|-----|------|---------------|-------------|------|
| 110 | 加茂  | 3222 | 自治会(千町)       | -           | ×    |
| 111 |     | 3223 | 自治会(下津池)      | -           | ×    |
| 112 |     | 3224 | 自治会(中の池)      | -           | ×    |
| 113 |     | 3225 | 自治会(大平)       | -           | ×    |
| 114 |     | 3226 | 自治会(河ヶ平)      | -           | ×    |
| 115 | 大保木 | 3016 | 大保木公民館        | 中奥 1 号 45   | ○    |
| 116 |     | 3182 | 石鎚ふれあいの里      | 中奥 1 号 25-1 | ○    |
| 117 |     | 3227 | 自治会(兎之山)      | -           | ×    |
| 118 |     | 3228 | 自治会(上の原)      | -           | ×    |
| 119 |     | 3229 | 自治会(大保木)      | -           | ×    |
| 120 |     | 3230 | 自治会(中奥)       | -           | ×    |
| 121 | 市之川 | 3017 | 市之川公民館        | 市之川 6678-1  | ×    |
| 122 |     | 3210 | 自治会(市之川)      | -           | ×    |
| 123 | 周布  | 3018 | 周布公民館         | 周布 1281-1   | ○    |
| 124 |     | 3082 | 周布小学校         | 周布 1521     | ○    |
| 125 |     | 3102 | 東予東中学校        | 周布 160      | ○    |
| 126 |     | 3110 | 東予高等学校        | 周布 650      | ○    |
| 127 |     | 3150 | 花園保育園         | 周布 1112-1   | ×    |
| 128 |     | 3159 | 東予総合福祉センター    | 周布 606-1    | ○    |
| 129 |     | 3187 | 西条市西消防署       | 周布 1684     | ○    |
| 130 | 吉井  | 3019 | 吉井公民館         | 玉之江 235-2   | ○    |
| 131 |     | 3083 | 吉井小学校         | 玉之江 235-1   | ○    |
| 132 |     | 3114 | 東予南こども園       | 石田 397-1    | ○    |
| 133 |     | 3164 | 東予南地域交流センター   | 石田 402-1    | ○    |
| 134 |     | 3178 | やすらぎ苑         | 玉之江 992     | ○    |
| 135 | 多賀  | 3020 | 多賀公民館         | 北条 654-1    | ○    |
| 136 |     | 3005 | 中央公民館         | 周布 401-1    | ○    |
| 137 |     | 3039 | 東予図書館         | 周布 427      | ○    |
| 138 |     | 3053 | 東予体育館         | 周布 396      | ○    |
| 139 |     | 3069 | 青少年育成センター東予支部 | 周布 349-1    | ○    |
| 140 |     | 3084 | 多賀小学校         | 北条 1504     | ○    |
| 141 |     | 3115 | 多賀幼稚園         | 北条 1504     | ○    |
| 142 |     | 3167 | すみれ荘          | 北条 230-2    | ○    |
| 143 |     | 3189 | 食の創造館         | 三津屋南 2-54   | ○    |
| 144 |     | 3192 | 東予・丹原浄化センター   | 三津屋 742-2   | ○    |
| 145 |     | 3200 | ふじ保育園         | 三津屋南7-12    | ○    |
| 146 |     | 3252 | 西条西警察署        | 周布 349-1    | ×    |
| 147 | 壬生川 | 3021 | 壬生川公民館        | 壬生川 200     | ○    |
| 148 |     | 3036 | 北星会館          | 壬生川 682     | ○    |
| 149 |     | 3085 | 壬生川小学校        | 壬生川 425-2   | ○    |
| 150 |     | 3126 | たから幼稚園        | 三津屋 99      | ○    |
| 151 |     | 3172 | 周桑病院          | 壬生川 131     | ○    |
| 152 | 国安  | 3022 | 国安公民館         | 桑村 127-1    | ○    |
| 153 |     | 3087 | 国安小学校         | 桑村 131      | ○    |
| 154 |     | 3103 | 東予西中学校        | 国安 996      | ○    |
| 155 |     | 3116 | 国安こども園        | 国安 178-1    | ○    |
| 156 | 吉岡  | 3023 | 吉岡公民館         | 上市甲 187-2   | ○    |
| 157 |     | 3086 | 吉岡小学校         | 広岡 116-1    | ○    |
| 158 |     | 3130 | 東予北保育所        | 新町 268-1    | ○    |
| 159 |     | 3156 | 東予西児童館        | 広岡甲 92-2    | ○    |
| 160 | 三芳  | 3024 | 三芳公民館         | 三芳 1027-2   | ○    |
| 161 |     | 3089 | 三芳小学校         | 三芳 1217     | ○    |
| 162 |     | 3131 | 河北こども園        | 三芳 300-2    | ○    |
| 163 |     | 3163 | 東予北地域交流センター   | 三芳 997      | ○    |
| 164 | 楠河  | 3025 | 楠河公民館         | 河原津甲 460-1  | ○    |

| No. | 地区 | 子局番号 | 設置場所           | 所在地            | 館内放送 |
|-----|----|------|----------------|----------------|------|
| 165 | 楠河 | 3037 | 河北会館           | 楠 1295-1       | ○    |
| 166 |    | 3056 | ビバ・スポーツ施設SAIJO | 河原津新田甲 157     | ○    |
| 167 |    | 3059 | 東予運動公園プール      | 河原津新田甲 157     | ○    |
| 168 |    | 3065 | 東予運動公園野球場      | 河原津新田甲 157     | ○    |
| 169 |    | 3066 | 東予運動公園テニスコート   | 河原津新田甲 157     | ○    |
| 170 |    | 3090 | 楠河小学校          | 河原津甲 464-1     | ○    |
| 171 |    | 3174 | 東予学園           | 楠乙 438-21      | ○    |
| 172 | 庄内 | 3026 | 庄内公民館          | 旦之上甲 292-1     | ○    |
| 173 |    | 3088 | 庄内小学校          | 旦之上甲 618       | ○    |
| 174 |    | 3104 | 河北中学校          | 宮之内 284        | ○    |
| 175 |    | 3183 | 本谷温泉館          | 河之内甲 494       | ○    |
| 176 |    | 3231 | 自治会(六軒家)       | -              | ×    |
| 177 |    | 3232 | 自治会(成福寺)       | -              | ×    |
| 178 |    | 3233 | 自治会(旦之上)       | -              | ×    |
| 179 |    | 3234 | 自治会(河之内)       | -              | ×    |
| 180 |    | 3235 | 自治会(福成寺)       | -              | ×    |
| 181 |    | 3236 | 自治会(実報寺)       | -              | ×    |
| 182 |    | 3237 | 自治会(黒谷)        | -              | ×    |
| 183 | 丹原 | 3027 | 丹原公民館          | 丹原町池田 1711-1   | ○    |
| 184 |    | 3041 | 丹原図書館          | 丹原町池田 1733-1   | ○    |
| 185 |    | 3044 | 佐伯記念館・郷土資料館    | 丹原町池田 1711-1   | ×    |
| 186 |    | 3054 | 丹原体育館          | 丹原町久妙寺甲 288-1  | ○    |
| 187 |    | 3091 | 丹原小学校          | 丹原町池田 1778-1   | ○    |
| 188 |    | 3105 | 丹原東中学校         | 丹原町今井 4-1      | ○    |
| 189 |    | 3111 | 丹原高等学校         | 丹原町願連寺 163     | ○    |
| 190 |    | 3133 | 丹原保育所          | 丹原町今井 279      | ○    |
| 191 |    | 3157 | 丹原児童館          | 丹原町池田 1802-3   | ○    |
| 192 |    | 3190 | 丹原農村環境改善センター   | 丹原町高松 148      | ○    |
| 193 | 徳田 | 3028 | 徳田公民館          | 丹原町古田甲 725-2   | ○    |
| 194 |    | 3092 | 徳田小学校          | 丹原町古田甲 720-1   | ○    |
| 195 |    | 3094 | 田滝小学校          | 丹原町高松 2266-1   | ○    |
| 196 |    | 3127 | 認定こども園西山学園     | 丹原町古田甲 717-2   | ○    |
| 197 |    | 3238 | 自治会(古田)        | -              | ×    |
| 198 |    | 3239 | 自治会(高知)        | -              | ×    |
| 199 | 田野 | 3004 | 西条市丹原文化会館      | 丹原町田野上方 2131-1 | ○    |
| 200 |    | 3029 | 田野公民館          | 丹原町北田野 1587-5  | ○    |
| 201 |    | 3093 | 田野小学校          | 丹原町田野上方 2098-1 | ○    |
| 202 |    | 3134 | 田野保育所          | 丹原町北田野 1780    | ○    |
| 203 |    | 3241 | 自治会(川根)        | -              | ×    |
| 204 | 中川 | 3030 | 中川公民館          | 丹原町石経 847-1    | ○    |
| 205 |    | 3057 | 丹原B&G海洋センター    | 丹原町志川甲 12-1    | ○    |
| 206 |    | 3095 | 中川小学校          | 丹原町来見 1-122    | ○    |
| 207 |    | 3106 | 丹原西中学校         | 丹原町来見 15-1     | ○    |
| 208 |    | 3151 | 中川さくら保育園       | 丹原町来見甲 1051    | ○    |
| 209 |    | 3169 | 丹原高齢者生活福祉センター  | 丹原町来見乙 26-2    | ○    |
| 210 |    | 3175 | 中川診療所          | 丹原町来見甲 549     | ×    |
| 211 |    | 3194 | 丹原学校給食センター     | 丹原町来見甲 224-1   | ○    |
| 212 |    | 3242 | 自治会(関屋)        | -              | ×    |
| 213 |    | 3031 | 桜樹公民館          | 丹原町鞍瀬甲 344     | ×    |
| 214 | 桜樹 | 3243 | 自治会(鞍瀬)        | -              | ×    |
| 215 |    | 3244 | 自治会(明河)        | -              | ×    |
| 216 |    | 3245 | 自治会(臼坂)        | -              | ×    |
| 217 |    | 3246 | 自治会(楠窪)        | -              | ×    |
| 218 |    | 3247 | 自治会(千原)        | -              | ×    |
| 219 | 小松 | 3032 | 小松公民館          | 小松町新屋敷甲 3008   | ○    |

| No. | 地区 | 子局番号 | 設置場所             | 所在地            | 館内放送 |
|-----|----|------|------------------|----------------|------|
| 220 | 小松 | 3040 | 小松温芳図書館          | 小松町新屋敷甲 3007-1 | ○    |
| 221 |    | 3048 | 小松史跡近藤篤山旧邸       | 小松町新屋敷甲 3069   | ×    |
| 222 |    | 3062 | 小松中央公園多目的広場      | 小松町新屋敷甲 2427   | ○    |
| 223 |    | 3067 | 小松中央公園グラウンドゴルフ場  | 小松町新屋敷甲 2427   | ○    |
| 224 |    | 3070 | 青少年育成センター小松支部    | 小松町新屋敷甲 496    | ○    |
| 225 |    | 3096 | 小松小学校            | 小松町新屋敷甲 280    | ○    |
| 226 |    | 3107 | 小松中学校            | 小松町南川甲 208     | ○    |
| 227 |    | 3112 | 小松高等学校           | 小松町新屋敷乙 42-1   | ○    |
| 228 |    | 3118 | 小松幼稚園            | 小松町新屋敷 2210-1  | ○    |
| 229 |    | 3135 | 小松東保育所           | 小松町新屋敷甲 3009-1 | ○    |
| 230 |    | 3136 | 小松西保育所           | 小松町南川甲 258-1   | ○    |
| 231 |    | 3161 | 小松地域福祉センター       | 小松町新屋敷乙 48-1   | ○    |
| 232 |    | 3170 | 小松いきがいデイサービスセンター | 小松町新屋敷乙 48-1   | ×    |
| 233 |    | 3184 | アウトドアオアシス石鎚      | 小松町新屋敷 22-29   | ○    |
| 234 |    | 3185 | 椿交流館             | 小松町新屋敷乙 22-29  | ○    |
| 235 |    | 3188 | 小松まちづくり開発センター    | 小松町新屋敷甲 2934-1 | ×    |
| 236 |    | 3195 | 小松学校給食センター       | 小松町新屋敷甲 2210-1 | ×    |
| 237 |    | 3248 | 自治会(川原谷)         | -              | ×    |
| 238 |    | 3253 | ここてらす小松          | 小松町新屋敷甲 3003   | ○    |
| 239 | 石根 | 3033 | 石根公民館            | 小松町大頭甲 1048-1  | ×    |
| 240 |    | 3055 | 小松体育館            | 小松町妙口甲 34-1    | ○    |
| 241 |    | 3097 | 石根小学校            | 小松町大頭甲 262-1   | ○    |
| 242 |    | 3137 | 石根保育所            | 小松町大頭甲 1039-2  | ○    |
| 243 |    | 3176 | 道前クリーンセンター       | 小松町大頭 1200     | ○    |
| 244 |    | 3191 | 石根公民館            | 小松町大頭甲 1045-1  | ○    |
| 245 |    | 3249 | 自治会(明穂)          | -              | ×    |
| 246 |    | 3250 | 自治会(大郷)          | -              | ×    |

## 3-8 I P 告知端末設置箇所一覧

令和 5 年 12 月 31 日現在

| No. | 地区 | 設置場所        | 所在地           | IP 無線中継回線 |      | 同報系無線と連動時に起動しない箇所 |
|-----|----|-------------|---------------|-----------|------|-------------------|
|     |    |             |               | WiMAX     | AXGP |                   |
|     | 親局 | 西条市役所無線機室   | 明屋敷 164       |           |      |                   |
| 1   | 玉津 | 所藪集会所       | 下島山甲 160-2    |           | ○    |                   |
| 2   |    | 大谷集会所       | 下島山甲 2531     |           | ○    | 起動しない             |
| 3   |    | 下島山上組集会所    | 下島山甲 544      | ○         |      |                   |
| 4   |    | 下島山下組集会所    | 下島山甲 1893-3   | ○         |      | 起動しない             |
| 5   |    | 玉津永易集会所     | 玉津 318-5      | ○         |      |                   |
| 6   |    | 市塚集会所       | 新田 32-3       |           | ○    |                   |
| 7   |    | 船屋集会所       | 船屋甲 610-2     |           | ○    |                   |
| 8   |    | 玉津団地地区集会所   | 玉津 591-1      |           | ○    |                   |
| 9   |    | 天神台ハイツ集会所   | 天神 1          |           | ○    |                   |
| 10  |    | 新元橋集会所      | 明神木 182-42    | ○         |      |                   |
| 11  |    | 福毘集会所       | 下島山甲 1939-2   | ○         |      |                   |
| 12  | 飯岡 | 亀の甲集会所      | 飯岡 264-5      |           | ○    |                   |
| 13  |    | 八幡原集会所      | 飯岡 1140-4     |           | ○    | 起動しない             |
| 14  |    | 半田集会所       | 飯岡 894-3      |           | ○    |                   |
| 15  |    | オレンジハイツ集会所  | 下島山甲 220-288  |           | ○    |                   |
| 16  |    | 飯岡上組地区集会所   | 飯岡 587-3      | ○         |      |                   |
| 17  |    | 早川集会所       | 早川 2296       |           | ○    |                   |
| 18  |    | 野田集会所       | 飯岡 1396       | ○         |      |                   |
| 19  |    | 堀の内集会所      | 飯岡 2317       | ○         |      |                   |
| 20  |    | 西大道・六地藏集会所  | 飯岡 2274       | ○         |      | 起動しない             |
| 21  |    | 池の内集会所      | 飯岡 1700-1     | ○         |      |                   |
| 22  |    | 黒瀬団地地区集会所   | 飯岡 1803-25    |           | ○    |                   |
| 23  |    | 飯岡西原集会所     | 飯岡 2640       | ○         |      |                   |
| 24  |    | グリーンハイツ集会所  | 飯岡 2434-36    | ○         |      |                   |
| 25  |    | 大浜集会所       | 大浜 6239-1     |           | ○    |                   |
| 26  |    | 飯岡西原住宅地区集会所 | 飯岡 2580       |           | ○    |                   |
| 27  |    | 飯岡山口1区集会所   | 飯岡 2722-1     |           | ○    |                   |
| 28  |    | 飯岡山口2区集会所   | 飯岡 2564-1     |           | ○    |                   |
| 29  |    | 野口集会所       | 飯岡 3207-1     | ○         |      |                   |
| 30  |    | 山本集会所       | 飯岡 3142-2     | ○         |      |                   |
| 31  |    | 戻川集会所       | 飯岡 3971       |           | ○    |                   |
| 32  |    | 末広町集会所      | 飯岡 3548-35    | ○         |      | 起動しない             |
| 33  |    | ファミリーハイツ集会所 | 飯岡 381 番地 144 |           | ○    |                   |
| 34  | 西条 | 港新地集会所      | 港 523         | ○         |      | 起動しない             |
| 35  |    | 百軒巷集会所      | 明屋敷 476-4     |           | ○    |                   |
| 36  |    | 常盤巷集会所      | 明屋敷 627       |           | ○    | 起動しない             |
| 37  |    | 新堀上集会所      | 神拝乙 64-17     |           | ○    |                   |
| 38  |    | 本町一丁目地区集会所  | 本町 9          |           | ○    | 起動しない             |
| 39  |    | 北町集会所       | 明屋敷 17-1      |           | ○    |                   |
| 40  |    | 東町3丁目集会所    | 朔日市 436-1     | ○         |      |                   |
| 41  |    | 大師町自治会      | 大師町 200       |           | ○    |                   |
| 42  |    | 竹梅・四電自治会    | 明屋敷 123       |           | ○    | 起動しない             |
| 43  |    | 松の巷自治会      | 神拝乙 35-5      |           | ○    | 起動しない             |
| 44  |    | 新堀下自治会      | 朔日市 792-17    |           | ○    |                   |
| 45  |    | 朔日市東自治会     | 朔日市 622-5     | ○         |      | 起動しない             |
| 46  |    | 紺屋町自治会      | 大町 623-1      |           | ○    |                   |
| 47  |    | 北新田自治会      | 朔日市 732-2     |           | ○    |                   |
| 48  | 神拝 | 下町中組集会所     | 大町 581-6      | ○         |      |                   |
| 49  |    | 原の前集会所      | 神拝甲 245-1     | ○         |      | 起動しない             |
| 50  |    | 古屋敷地区集会所    | 神拝甲 361-10    |           | ○    | 起動しない             |



| No. | 地区 | 設置場所       | 所在地        | IP 無線中継回線 |      | 同報系無線と連動時に起動しない箇所 |
|-----|----|------------|------------|-----------|------|-------------------|
|     |    |            |            | WiMAX     | AXGP |                   |
| 51  | 神拝 | 上喜多川集会所    | 神拝甲 133    | ○         |      |                   |
| 52  |    | 喜多川中地区集会所  | 喜多川 262-2  | ○         |      |                   |
| 53  |    | 川沿町集会所     | 喜多川 291-11 |           | ○    |                   |
| 54  |    | 下喜多川集会所    | 喜多川 500-1  |           | ○    |                   |
| 55  |    | 富士見町集会所    | 古川甲 284-14 |           | ○    |                   |
| 56  |    | 古川北住宅地区集会所 | 古川甲 376-2  |           | ○    | 起動しない             |
| 57  |    | 古川住宅地区集会所  | 古川甲 252-1  |           | ○    |                   |
| 58  |    | 御所通集会所     | 古川甲 414-7  |           | ○    |                   |
| 59  |    | 古川集会所      | 古川甲 186-2  | ○         |      |                   |
| 60  |    | 八丁集会所      | 喜多川 613-2  | ○         |      |                   |
| 61  |    | 上神拝集会所     | 神拝甲 312-2  | ○         |      | 起動しない             |
| 62  |    | 栄町上親栄会     | 大町 1631-2  | ○         |      |                   |
| 63  |    | 若草町自治会     | 喜多川 378-11 |           | ○    |                   |
| 64  |    | 花園町自治会     | 樋之口 60     |           | ○    |                   |
| 65  |    | 砂盛町自治会     | 古川甲 324    | ○         |      |                   |
| 66  | 大町 | 大町朝日町集会所   | 大町 782-4   |           | ○    |                   |
| 67  |    | 新玉通集会所     | 大町 291-10  |           | ○    | 起動しない             |
| 68  |    | 南町集会所      | 大町 250-91  |           | ○    | 起動しない             |
| 69  |    | 泉町地区集会所    | 大町 276-2   |           | ○    | 起動しない             |
| 70  |    | 北之町上組集会所   | 大町 1377-3  | ○         |      |                   |
| 71  |    | 北の丁中集会所    | 大町 866-5   |           | ○    |                   |
| 72  |    | 北ノ丁下集会所    | 大町 1464-7  | ○         |      |                   |
| 73  |    | 清水町北集会所    | 大町 945-3   |           | ○    |                   |
| 74  |    | 中町小川集会所    | 大町 989-3   | ○         |      | 起動しない             |
| 75  |    | 大町西町集会所    | 大町 895-3   | ○         |      | 起動しない             |
| 76  |    | 岸陰集会所      | 大町 76-6    |           | ○    |                   |
| 77  |    | 上小川集会所     | 大町 160-2   | ○         |      |                   |
| 78  |    | 天皇集会所      | 福武甲 1186   |           | ○    |                   |
| 79  |    | 沢集会所       | 福武甲 942-1  |           | ○    |                   |
| 80  |    | 下小川集会所     | 大町 346-1   |           | ○    | 起動しない             |
| 81  |    | 明神木集会所     | 明神木 56     |           | ○    |                   |
| 82  |    | 広見町・平田町集会所 | 明神木 109-5  |           | ○    | 起動しない             |
| 83  |    | 加茂町集会所     | 大町 1182-12 |           | ○    | 起動しない             |
| 84  |    | 川原町集会所     | 大町 1297-13 |           | ○    |                   |
| 85  |    | 中南集会所      | 大町 1242-9  | ○         |      | 起動しない             |
| 86  |    | 大南上・下集会所   | 福武甲 1813-3 |           | ○    |                   |
| 87  |    | 西の川原集会所    | 福武甲 1984-2 | ○         |      |                   |
| 88  |    | 福武新田集会所    | 福武甲 1358   | ○         |      |                   |
| 89  |    | 福武地藏原集会所   | 福武甲 138-2  |           | ○    |                   |
| 90  |    | 若葉町集会所     | 福武甲 719-9  |           | ○    |                   |
| 91  |    | 錦町集会所      | 福武甲 888-3  |           | ○    |                   |
| 92  |    | 春日町集会所     | 福武甲 502-33 | ○         |      |                   |
| 93  |    | 登り道自治会     | 大町 1606-2  | ○         |      | 起動しない             |
| 94  | 神戸 | 津越集会所      | 津越 7143-2  |           | ○    |                   |
| 95  |    | 船形集会所      | 中野乙 162-1  |           | ○    |                   |
| 96  |    | 釜の口集会所     | 中野甲 1275-2 |           | ○    | 起動しない             |
| 97  |    | 中の段集会所     | 中野甲 1446   | ○         |      |                   |
| 98  |    | 日明集会所      | 中野甲 1570-2 |           | ○    |                   |
| 99  |    | 宵集会所       | 中野甲 858-5  |           | ○    |                   |
| 100 |    | 楠集会所       | 中野甲 597-2  |           | ○    |                   |
| 101 |    | 楠南集会所      | 洲之内甲 102-2 | ○         |      |                   |
| 102 |    | 藪の内集会所     | 中野甲 322-4  | ○         |      |                   |
| 103 |    | 中西集会所      | 中西 350     |           | ○    |                   |
| 104 |    | 東原集会所      | 洲之内甲 180-4 |           | ○    |                   |

| No. | 地区  | 設置場所        | 所在地          | IP 無線中継回線 |      | 同報系無線と連動時に起動しない箇所 |
|-----|-----|-------------|--------------|-----------|------|-------------------|
|     |     |             |              | WiMAX     | AXGP |                   |
| 105 | 神戸  | 原・西原集会所     | 洲之内甲 770     |           | ○    |                   |
| 106 |     | 洲之内新出集会所    | 洲之内甲 614-1   |           | ○    |                   |
| 107 |     | 安知生集会所      | 安知生 154-3    |           | ○    |                   |
| 108 |     | 奥の内集会所      | 洲之内甲 963-2   |           | ○    |                   |
| 109 |     | 兎之山集会所      | 兎之山甲 74      |           | ○    | 起動しない             |
| 110 | 禎瑞  | 禎瑞上組集会所     | 古川乙 13-3     |           | ○    |                   |
| 111 |     | 禎瑞中地区集会所    | 禎瑞 637-1     |           | ○    |                   |
| 112 |     | 禎瑞下組集会所     | 禎瑞 2437-3    |           | ○    |                   |
| 113 |     | 八幡集会所       | 禎瑞 1766-2    |           | ○    |                   |
| 114 |     | 禎瑞高丸集会所     | 禎瑞 1944-1    |           | ○    | 起動しない             |
| 115 |     | 難波集会所       | 禎瑞 2333-21   | ○         |      |                   |
| 116 |     | 禎瑞上組集会所     | 古川乙 13-3     |           | ○    |                   |
| 117 |     | 禎瑞中地区集会所    | 禎瑞 637-1     |           | ○    |                   |
| 118 |     | 禎瑞下組集会所     | 禎瑞 2437-3    |           | ○    |                   |
| 119 | 橘   | 西田集会所       | 西田甲 500      |           | ○    |                   |
| 120 |     | 西泉東集会所      | 西泉乙 142-2    |           | ○    |                   |
| 121 |     | 西泉西集会所      | 西泉乙 397      |           | ○    |                   |
| 122 |     | 檜木集会所       | 檜木 49-1      |           | ○    | 起動しない             |
| 123 |     | 野々市集会所      | 野々市 128-1    |           | ○    |                   |
| 124 |     | 坂元集会所       | 坂元甲 384-3    |           | ○    |                   |
| 125 |     | 北山集会所       | 坂元甲 10-5     |           | ○    | 起動しない             |
| 126 | 氷見  | 西の原集会所      | 氷見乙 1729-1   |           | ○    |                   |
| 127 |     | 氷見西町住宅地区集会所 | 氷見乙 2029     |           | ○    |                   |
| 128 |     | 氷見西町集会所     | 氷見丙 1193-1   | ○         |      |                   |
| 129 |     | 尾土居地区集会所    | 氷見丙 352-1    |           | ○    |                   |
| 130 |     | 氷見山道地区集会所   | 氷見丙 596-4    |           | ○    |                   |
| 131 |     | 氷見久保集会所     | 氷見丙 616      |           | ○    | 起動しない             |
| 132 |     | 氷見大久保集会所    | 氷見丙 22-7     |           | ○    |                   |
| 133 |     | 竹内地区集会所     | 氷見乙 1075     |           | ○    | 起動しない             |
| 134 |     | 裏集会所        | 氷見乙 1767-5   |           | ○    | 起動しない             |
| 135 |     | 氷見末長集会所     | 氷見乙 1345-2   |           | ○    |                   |
| 136 |     | 宮之下自治会館     | 氷見乙 1426-1   |           | ○    |                   |
| 137 |     | 新兵衛集会所      | 氷見乙 211-4    |           | ○    |                   |
| 138 |     | 蛭子集会所       | 氷見甲 150-5    |           | ○    |                   |
| 139 |     | 氷見土居集会所     | 氷見乙 1928-3   |           | ○    |                   |
| 140 | 加茂  | 藤之石集会所      | 藤之石 1 号 50-2 |           | ○    |                   |
| 141 |     | 下津池集会所      | 藤之石 7 号 200  |           | ○    | 起動しない             |
| 142 |     | 西之川集会所      | 西之川丁 577-2   |           | ○    |                   |
| 143 | 大保木 | 大保木集会所      | 大保木 6 号 100  |           | ○    |                   |
| 144 | 市之川 | 市之川集会所      | 市之川 6888     |           | ○    |                   |
| 145 | 周布  | 幸木集会所       | 周布 1924      | ○         |      |                   |
| 146 |     | 吉田下集会所      | 吉田 352-2     |           | ○    |                   |
| 147 |     | 吉田大新出集会所    | 吉田 497       |           | ○    |                   |
| 148 |     | 長田集会所       | 吉田 586       |           | ○    |                   |
| 149 |     | 鴨之窪・開田集会所   | 吉田 781-2     |           | ○    |                   |
| 150 | 吉井  | 石田集会所       | 石田 646-1     |           | ○    |                   |
| 151 |     | 玉之江集会所      | 玉之江 143      |           | ○    |                   |
| 152 |     | 今在家集会所      | 今在家 99-1     |           | ○    |                   |
| 153 |     | 広江集会所       | 広江 324-1     |           | ○    |                   |
| 154 | 多賀  | 北条新田集会所     | 北条 1300-3    |           | ○    | 起動しない             |
| 155 |     | 本松寺集会所      | 北条 78        | ○         |      |                   |
| 156 |     | 三津屋集会所      | 三津屋南 1-46    |           | ○    | 起動しない             |
| 157 |     | 北条新田会館      | 北条 1397-13   |           | ○    |                   |
| 158 | 壬生川 | 円海寺集会所      | 円海寺 18-2     | ○         |      |                   |

| No. | 地区  | 設置場所    | 所在地            | IP 無線中継回線 |      | 同報系無線と連動時に起動しない箇所 |
|-----|-----|---------|----------------|-----------|------|-------------------|
|     |     |         |                | WiMAX     | AXGP |                   |
| 159 | 壬生川 | 喜多台集会所  | 喜多台 58-1       |           | ○    |                   |
| 160 |     | 大新田集会所  | 大新田 173-4      |           | ○    |                   |
| 161 |     | 栄町集会所   | 壬生川 106        |           | ○    |                   |
| 162 | 国安  | 桑村集会所   | 桑村 301-5       |           | ○    | 起動しない             |
| 163 |     | 新市集会所   | 新市 365-1       |           | ○    |                   |
| 164 |     | 高田集会所   | 高田 808-4       |           | ○    | 起動しない             |
| 165 |     | 国安上集会所  | 国安 21-3        |           | ○    |                   |
| 166 |     | 国安下集会所  | 国安 714-10      |           | ○    | 起動しない             |
| 167 |     | 東予団地集会所 | 国安 158-11      |           | ○    |                   |
| 168 |     | 正法寺集会所  | 国安 1309-1      |           | ○    |                   |
| 169 | 吉岡  | 新町集会所   | 新町 343-1       | ○         |      |                   |
| 170 |     | 大影集会所   | 安用甲 662-5      |           | ○    |                   |
| 171 |     | 安出集会所   | 安用出作 136-1     |           | ○    |                   |
| 172 |     | 上市集会所   | 上市甲 283-2      | ○         |      |                   |
| 173 |     | 広岡集会所   | 広岡甲 456        | ○         |      |                   |
| 174 | 三芳  | 三芳北集会所  | 三芳 1080-1      |           | ○    | 起動しない             |
| 175 |     | 六反地集会所  | 三芳 2010-5      |           | ○    |                   |
| 176 | 楠河  | 楠集会所    | 楠甲 344-1       | ○         |      |                   |
| 177 |     | 河原津集会所  | 河原津甲 251-1     |           | ○    | 起動しない             |
| 178 |     | 楠浜会館    | 楠甲 233         | ○         |      |                   |
| 179 | 庄内  | 旦之上集会所  | 旦之上甲 582       |           | ○    |                   |
| 180 |     | 宮之内集会所  | 大野 276-3       |           | ○    |                   |
| 181 |     | 福成寺集会所  | 福成寺甲 200-1     |           | ○    |                   |
| 182 |     | 実報寺集会所  | 実報寺甲 792-1     |           | ○    |                   |
| 183 |     | 天川集会所   | 旦之上甲 1075-1    | ○         |      |                   |
| 184 |     | 鳴集会所    | 河之内甲 455-2     |           | ○    | 起動しない             |
| 185 |     | 河之内集会所  | 河之内甲 656-2     |           | ○    |                   |
| 186 |     | 大野集会所   | 大野 145         |           | ○    |                   |
| 187 | 丹原  | 上町集会所   | 丹原町丹原 273-1    |           | ○    |                   |
| 188 |     | 下町集会所   | 丹原町丹原 206-11   |           | ○    | 起動しない             |
| 189 |     | 今井集会所   | 丹原町今井 77-1     |           | ○    |                   |
| 190 |     | 久妙寺集会所  | 丹原町久妙寺甲 221-1  |           | ○    |                   |
| 191 |     | 池田集会所   | 丹原町池田 741-4    |           | ○    |                   |
| 192 |     | 願連寺集会所  | 丹原町願連寺 349     |           | ○    |                   |
| 193 |     | 下田集会所   | 丹原町池田 430      |           | ○    |                   |
| 194 | 徳田  | 古田集会所   | 丹原町古田 1359     |           | ○    |                   |
| 195 |     | 徳能集会所   | 丹原町徳能甲 600-3   |           | ○    |                   |
| 196 |     | 高知集会所   | 丹原町高知甲 728-4   | ○         |      |                   |
| 197 |     | 徳能出作集会所 | 丹原町徳能出作 125    |           | ○    |                   |
| 198 |     | 御陣家集会所  | 丹原町古田 418-4    |           | ○    | 起動しない             |
| 199 |     | 田滝集会所   | 丹原町高松甲 2270    |           | ○    | 起動しない             |
| 200 | 田野  | 光下田集会所  | 丹原町田野上方 698-14 |           | ○    |                   |
| 201 |     | 筋違集会所   | 丹原町田野上方 198-1  |           | ○    |                   |
| 202 |     | 宮下集会所   | 丹原町田野上方 1563   |           | ○    |                   |
| 203 |     | 馬場集会所   | 丹原町田野上方 1482-5 | ○         |      |                   |
| 204 |     | 辻堂集会所   | 丹原町北田野 217-1   |           | ○    |                   |
| 205 |     | 八反地集会所  | 丹原町北田野 320-2   |           | ○    |                   |
| 206 |     | 土居集会所   | 丹原町北田野 741-1   |           | ○    |                   |
| 207 |     | 国広北野集会所 | 丹原町北田野 1132-2  | ○         |      |                   |
| 208 |     | 奥明集会所   | 丹原町北田野 1416-2  |           | ○    |                   |
| 209 |     | 高松集会所   | 丹原町高松甲 1392    |           | ○    |                   |
| 210 |     | 林集会所    | 丹原町高松甲 1075-1  |           | ○    |                   |
| 211 |     | 兼久集会所   | 丹原町高松甲 553     |           | ○    |                   |
| 212 |     | 天皇集会所   | 丹原町田野上方 2097-3 | ○         |      | 起動しない             |

| No. | 地区 | 設置場所     | 所在地             | IP 無線中継回線 |      | 同報系無線と連動時に起動しない箇所 |
|-----|----|----------|-----------------|-----------|------|-------------------|
|     |    |          |                 | WiMAX     | AXGP |                   |
| 213 | 田野 | 西長野集会所   | 丹原町長野 1721      |           | ○    |                   |
| 214 |    | 中長野集会所   | 丹原町長野 1597-5    |           | ○    |                   |
| 215 |    | 新出集会所    | 丹原町北田野 1587-1   | ○         |      | 起動しない             |
| 216 |    | 東川根集会所   | 丹原町川根甲 395-1    |           | ○    |                   |
| 217 |    | 西川根集会所   | 丹原町川根甲 751-1    |           | ○    |                   |
| 218 | 中川 | 来見集会所    | 丹原町来見 603       | ○         |      |                   |
| 219 |    | 湯谷口集会所   | 丹原町湯谷口甲 391     |           | ○    |                   |
| 220 |    | 志川集会所    | 丹原町志川甲 885      |           | ○    |                   |
| 221 |    | 寺尾集会所    | 丹原町寺尾甲 406-3    |           | ○    |                   |
| 222 |    | 明徳集会所    | 丹原町明徳乙 184-1    |           | ○    |                   |
| 223 |    | 石経集会所    | 丹原町石経 815       |           | ○    |                   |
| 224 |    | 関屋集会所    | 丹原町関屋甲 369-3    |           | ○    |                   |
| 225 | 桜樹 | 臼坂集会所    | 丹原町臼坂丙 34-6     |           | ○    |                   |
| 226 | 小松 | 岡村集会所    | 小松町新屋敷甲 2667-1  |           | ○    |                   |
| 227 |    | 旧藩集会所    | 小松町新屋敷甲 3062-34 |           | ○    | 起動しない             |
| 228 |    | 東常盤集会所   | 小松町新屋敷甲 196-3   | ○         |      |                   |
| 229 |    | 中常盤集会所   | 小松町新屋敷甲 356-4   |           | ○    |                   |
| 230 |    | 新屋敷集会所   | 小松町新屋敷甲 397-1   | ○         |      |                   |
| 231 |    | 一本松集会所   | 小松町新屋敷甲 605-1   |           | ○    |                   |
| 232 |    | 宝来集会所    | 小松町新屋敷甲 473-5   | ○         |      | 起動しない             |
| 233 |    | 新宮・藤木集会所 | 小松町新屋敷甲 1318-4  |           | ○    |                   |
| 234 |    | 川原谷集会所   | 小松町新屋敷甲 2234-1  | ○         |      |                   |
| 235 |    | 藍刈集会所    | 小松町新屋敷甲 2422-1  |           | ○    |                   |
| 236 |    | 南川集会所    | 小松町南川甲 127-2    |           | ○    | 起動しない             |
| 237 |    | 北川大開集会所  | 小松町北川 62-14     |           | ○    |                   |
| 238 |    | 北川集会所    | 小松町北川 419-6     |           | ○    |                   |
| 239 |    | 安井集会所    | 小松町安井甲 484-2    |           | ○    |                   |
| 240 | 石根 | 明徳集会所    | 小松町明徳甲 306      |           | ○    |                   |
| 241 |    | 西大頭集会所   | 小松町大頭甲 490-5    |           | ○    |                   |
| 242 |    | 中・東大頭集会所 | 小松町大頭甲 284-1    |           | ○    | 起動しない             |
| 243 |    | 大郷集会所    | 小松町大郷甲 262-3    |           | ○    | 起動しない             |
| 244 |    | 妙口集会所    | 小松町妙口甲 586-3    |           | ○    |                   |
| 245 |    | 妙口原集会所   | 小松町妙口甲 162-4    |           | ○    |                   |
| 246 |    | 都谷集会所    | 小松町妙口甲 1-11     |           | ○    |                   |
| 247 |    | 妙口下自治会   | 小松町妙口 985       |           | ○    |                   |

※同報系無線と連動時に起動しない箇所は、市で設置する屋外拡声子局と設置箇所が近接する箇所であり、双方を鳴動させると音声聞き取りにくい可能性があるため、放送を間引いているもの。

### 3-9 河川監視カメラ設置箇所一覧

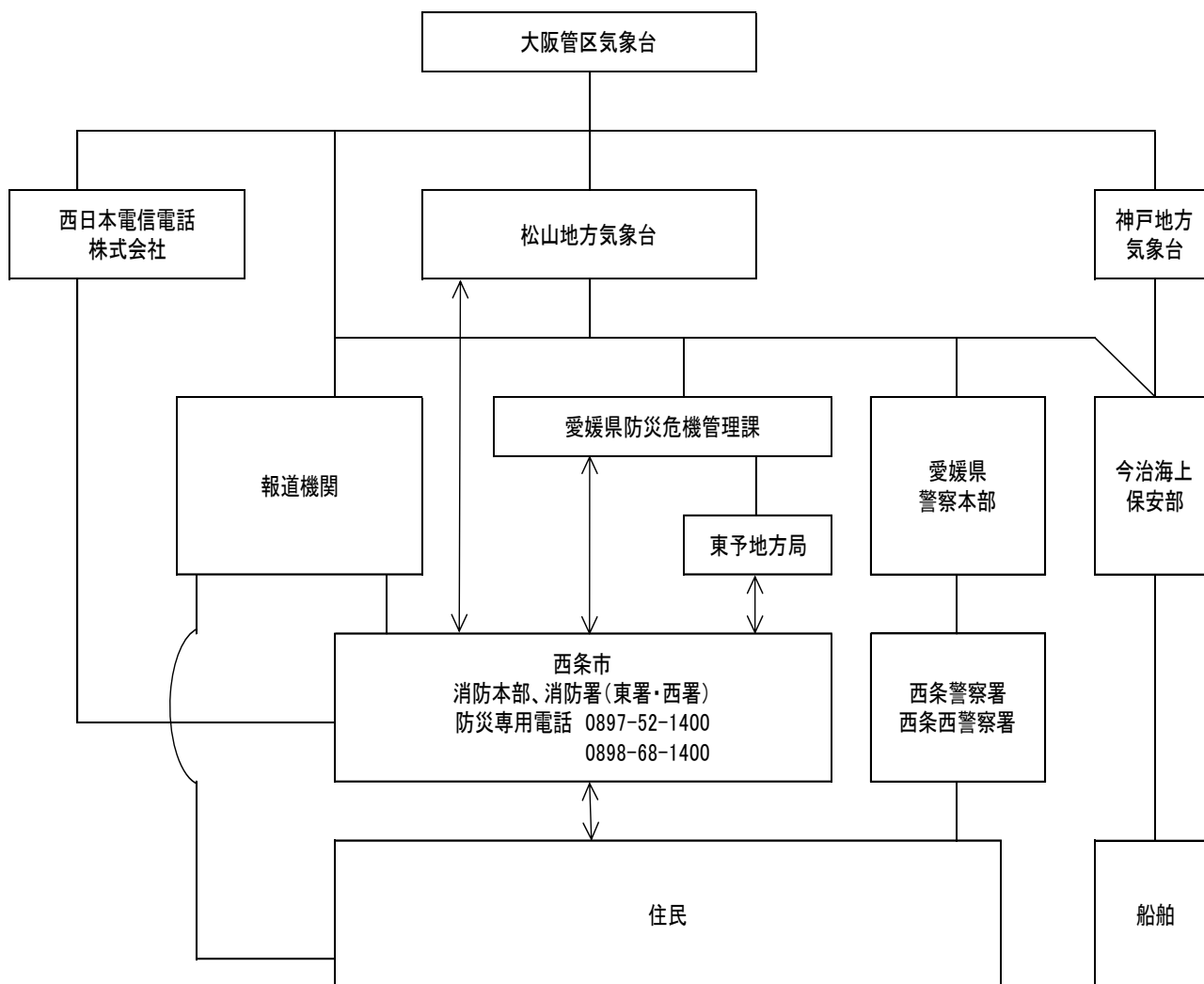
| No. | 地区  | 設置場所       | 所在地         | 監視河川名称 | 設置者 |
|-----|-----|------------|-------------|--------|-----|
| 1   | 飯岡  | 松本橋付近      | 飯岡 2565-21  | 室川     | 西条市 |
| 2   | 神戸  | 船形橋付近      | 中野甲 1337    | 加茂川    | 西条市 |
| 3   | 大保木 | 石鎚ふれあいの里付近 | 中奥 1 号 25-1 | 加茂川    | 西条市 |
| 4   | 大保木 | 細野バス停留所付近  | 中奥丙         | 加茂川    | 西条市 |
| 5   | 庄内  | 庄内橋付近      | 旦之上 103-2   | 大明神川   | 西条市 |
| 6   | 桜樹  | 一本木橋付近     | 丹原町鞍瀬 377   | 鞍瀬川    | 西条市 |
| 7   | 石根  | 妙谷川橋付近     | 小松町妙口 557   | 妙之谷川   | 西条市 |
| 8   | 玉津  | 渦井川付近      |             | 渦井川    | 愛媛県 |
| 9   | 神戸  | 加茂川 長瀬     |             | 加茂川    | 愛媛県 |
| 10  | 丹原  | 中山川        |             | 中山川    | 愛媛県 |

## 3-10 有線電気通信法に基づく共聴設備一覧

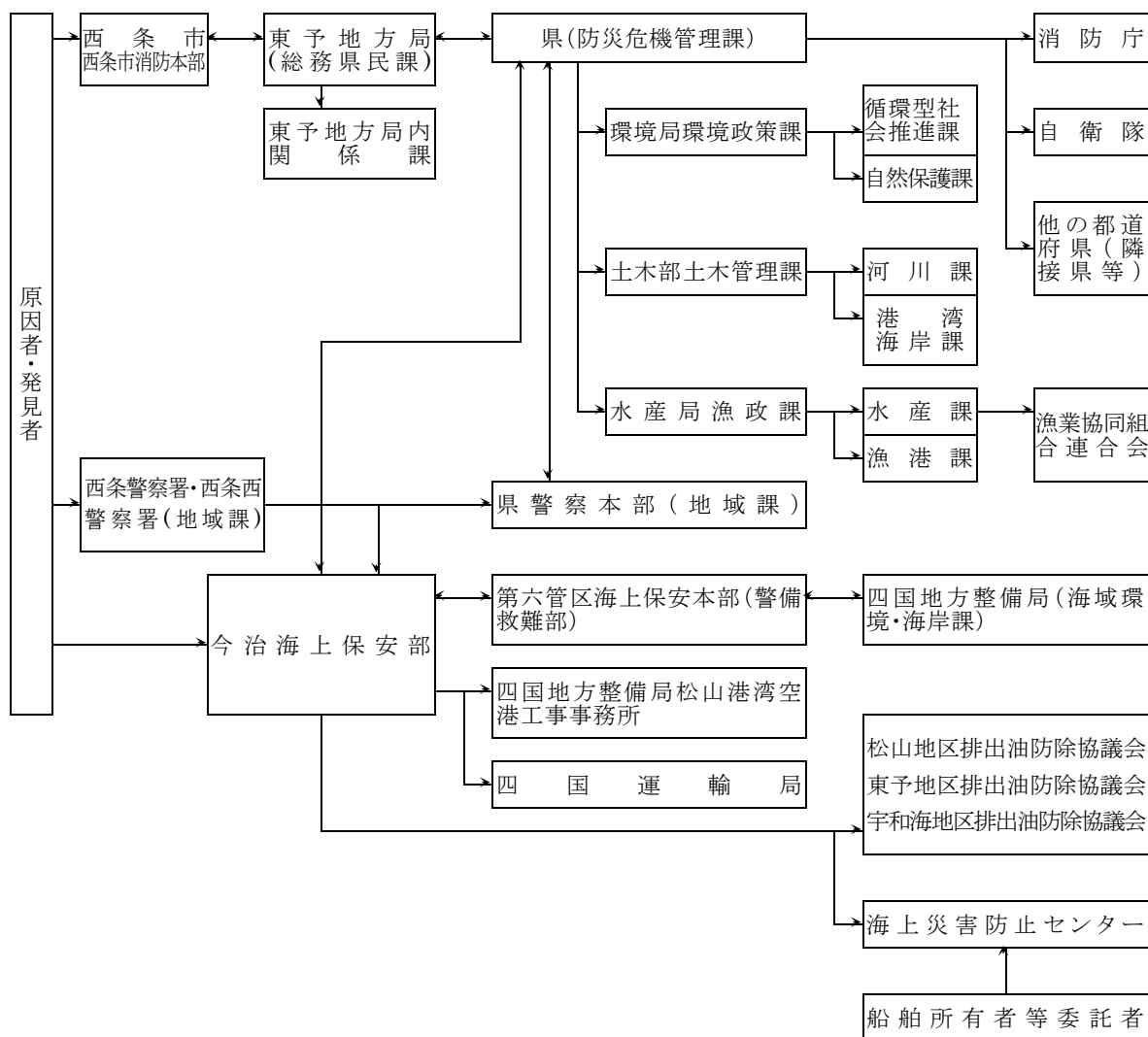
令和 5 年 12 月 31 日現在

| No. | 有電法に基づく届出における施設名  | 業務区域  | 受信点の位置 | 備考 |
|-----|-------------------|-------|--------|----|
| 1   | 黒谷下組共同アンテナ組合      | 黒谷    | 黒谷     |    |
| 2   | 上の原共同アンテナ組合       | 黒瀬    | 黒瀬     |    |
| 3   | 成・柳曽共同アンテナ組合      | 丹原町白坂 | 丹原町白坂  |    |
| 4   | 兎之山テレビ共同アンテナ組合    | 兎之山   | 兎之山    |    |
| 5   | 大久保下組テレビ共同受信組合    | 中野    | 中野     |    |
| 6   | 津越共同アンテナ組合        | 津越    | 津越     |    |
| 7   | 川来須テレビ共聴組合        | 藤之石   | 藤之石    |    |
| 8   | 楠窪地区テレビ共同受信施設管理組合 | 丹原町楠窪 | 丹原町楠窪  |    |

### 3-11 災害時の情報通報系統図



## 3-12 通報連絡系統



## 3-13 緊急輸送道路一覧

## 1 一次緊急輸送道路

| 管理区分           | 路 線 名        | 区 間                                                 |
|----------------|--------------|-----------------------------------------------------|
| 西日本高速<br>道路(株) | 四国縦貫自動車道     | 徳島県境～川之江JCT～大洲IC                                    |
| 西日本高速<br>道路(株) | 今治小松自動車道     | 今治湯ノ浦IC～いよ小松IC                                      |
| 国              | 一般国道11号      | 香川県境～松山市2番町4丁目                                      |
| 県              | 一般国道194号     | 高知県境～西条市中野甲                                         |
| 国              | 一般国道196号     | 松山市大手町1丁目～西条市小松町新屋敷                                 |
| 県              | (主)壬生川新居浜野田線 | 西条市小松町新屋敷～西条市下島山甲<br>西条市船屋甲～新居浜市阿島<br>西条市神拝甲～西条市樋之口 |
| 県              | (主)壬生川丹原線    | 西条市三津屋東～西条市丹原町志川<br>西条市周布～西条市周布                     |
| 県              | (一)西条港線      | 西条市神拝甲～西条市大町                                        |
| 県              | (一)壬生川港小松線   | 西条市今在家～西条市氷見戊                                       |
| 県              | (一)東予港三津屋線   | 西条市北条～西条市三津屋東                                       |
| 県              | 東予港臨港道路      | 西条市北条～西条市今在家                                        |
| 市              | 西条20号線       | 西条市神拝甲～西条市明屋敷                                       |
| 市              | 西条16号線       | 西条市明屋敷                                              |
| 市              | 国道朔日市線       | 西条市朔日市～西条市ひうち                                       |
| 市              | 西条駅前干拓地線     | 西条市神拝甲～西条市大町                                        |
| 市              | 河原津新田線       | 西条市楠甲～西条市河原津新田甲                                     |
| 市              | 河原津新田支線2     | 西条市河原津新田甲                                           |
| 市              | 丹原池田線        | 西条市丹原町池田                                            |
| 市              | 清楽寺線         | 西条市小松町新屋敷甲                                          |
| 市              | 川原谷大日線       | 西条市小松町新屋敷甲～西条市小松町新屋敷乙                               |
| 市              | 川原谷岡村線       | 西条市小松町新屋敷乙                                          |
| 市              | ハイウェイオアシス線   | 西条市小松町新屋敷乙                                          |
| 市              | 中央公園西線       | 西条市小松町新屋敷乙～西条市小松町新屋敷甲                               |



## 2 二次緊急輸送道路

| 管理区分   | 路線名                                             | 区間                                 |
|--------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| 県<br>市 | (一)南川壬生川停車場線<br>安用実報寺線 他3路線<br>茂敷新町線・茂敷東線・周布吉岡線 | 西条市小松町南川～西条市周布<br>西条市丹原町願連寺～西条市実報寺 |

## 3-14 交通規制実施責任者及び実施範囲一覧

|       | 実施責任者               | 範 囲                                                                      | 根 拠 法          |
|-------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 道路管理者 | 国土交通大臣<br>県知事<br>市長 | 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合<br>2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合       | 道路法第46条第1項     |
| 警察等   | 公安委員会               | 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき | 災害対策基本法第76条第1項 |
|       |                     | 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認める場合                              | 道路交通法第4条第1項    |
|       | 警察署長                | 道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う場合                      | 道路交通法第5条第1項    |
|       | 警察官等                | 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合                             | 道路交通法第6条第4項    |

## 3-15 緊急時の交通規制内容一覧

| 責 任 者             | 規 制 内 容                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知 事               | 道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に充てる道路を選定<br>この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を実施                                                                                                 |
| 公安委員会             | 緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両通行禁止。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域または道路区間その他必要事項を周知させる措置をとる                                                                                                      |
| 県 警 察             | 1 緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を実施<br>2 緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令等を実施<br>3 交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに交通規制を円滑に行うため、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請 |
| 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 | 災対法第76条の規定に基づいて定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいらない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施                                                                                                       |
| 消防吏員              | 災対法第76条の規定に基づいて定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいらない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施                                                                                                       |

## 3-16 標章及び証明書

## 1 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 2 証明書

|                                |       |              |        |
|--------------------------------|-------|--------------|--------|
| 第 号                            |       | 年 月 日        |        |
| 緊急通行車両確認証明書                    |       |              |        |
|                                |       | 知 事<br>公安委員会 | ㊟<br>㊟ |
| 番号標に表示されている番号                  |       |              |        |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） |       |              |        |
| 使 用 者                          | 住 所   | ( ) 局 番      |        |
|                                | 氏 名   |              |        |
| 通 行 日 時                        |       |              |        |
| 通 行 経 路                        | 出 発 地 | 目 的 地        |        |
|                                |       |              |        |
| 備 考                            |       |              |        |

備考：用紙は日本工業規格 A 5 とする。

### 3-17 安全・安心情報お届けメール

- 1 防災情報、防犯情報等の安全・安心情報を登録したメールアドレスに配信する登録制メールサービス。配信情報は以下のとおり。

- (1) 防災情報    (2) 防犯情報
- (3) 交通安全情報
- (4) 市からのお知らせ

過去には、光化学スモッグ情報や行方不明者情報等の配信実績あり。

- (5) 気象情報

気象情報は「注意報の配信あり」「注意報の配信なし」を選択可能。

#### 2 登録方法

「[m-saijo@expressmail.jp](mailto:m-saijo@expressmail.jp)」に空メールを送信し、返信メールに記載されたURLをクリック。手順に従い操作することで登録が可能。もしくは下記二次元バーコードを読み込んで操作。



### 3-18 アプリ「防災情報さいじょう」

- 1 スマートフォン向けアプリであり、iOS、Android向けに展開。配信情報は以下のとおり。

- (1) 災害情報    (2) 緊急情報
- (3) 河川水位    (4) 避難場所
- (5) 降雨情報    (6) 防災マップ

#### 2 登録方法

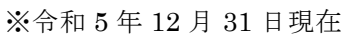
下記の二次元バーコードを読み取るか、アプリ配布用ストアで「防災情報さいじょう」と検索し、インストールする。



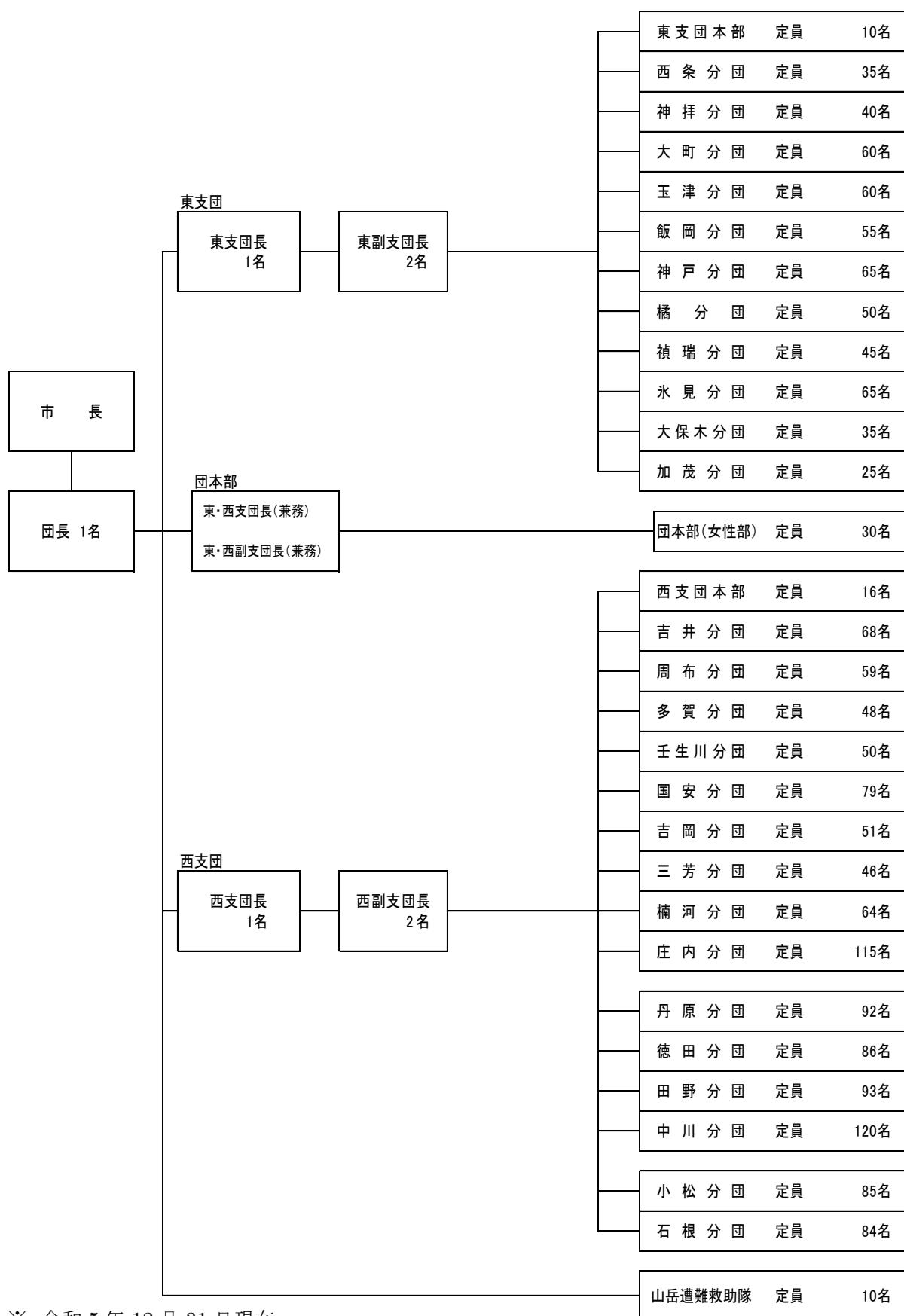
iOS



Android



## 4-2 西条市消防団の組織



※ 令和 5 年 12 月 31 日現在

## 4-3 消防庁の報告先

| 回線別   |     | 区分 | 平日(9:30～18:15)<br>※応急対策室    | 左記以外<br>※宿直室 |
|-------|-----|----|-----------------------------|--------------|
| NTT回線 | 電話  |    | 03-5253-7527                | 03-5253-7777 |
|       | FAX |    | 03-5253-7537                | 03-5253-7553 |
| 電子メール |     |    | fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp |              |

## 4-4 消防力の現況

## 1 西条市消防本部

## (1) 消防車両等配備状況

令和 5 年 12 月 31 日現在

| 車 種 \ 所 属       | 合 計 | 消防本部 | 東消防署 | 西消防署 | 飯岡出張所 | 橘出張所 | 小松出張所 | 河北出張所 |
|-----------------|-----|------|------|------|-------|------|-------|-------|
| 合 計             | 33  | 5    | 12   | 12   | 1     | 1    | 1     | 1     |
| 消 防 ポ ン プ 自 動 車 | 4   |      | 2    | 2    |       |      |       |       |
| 水槽付消防ポンプ自動車     | 2   |      | 1    | 1    |       |      |       |       |
| 小 型 空 中 作 業 車   | 1   |      |      | 1    |       |      |       |       |
| は し ご 自 動 車     | 1   |      | 1    |      |       |      |       |       |
| 化学消防ポンプ自動車      | 2   |      | 1    | 1    |       |      |       |       |
| 救 助 工 作 車       | 2   |      | 1    | 1    |       |      |       |       |
| 小型動力ポンプ付水槽車     | 1   |      |      | 1    |       |      |       |       |
| 高規格救急自動車        | 7   |      | 2    | 1    | 1     | 1    | 1     | 1     |
| 軽 救 急 自 動 車     | 2   |      | 1    | 1    |       |      |       |       |
| 資 機 材 搬 送 車     | 2   |      | 1    | 1    |       |      |       |       |
| 指 揮 車           | 2   |      | 1    | 1    |       |      |       |       |
| 津波・大規模風水害対策車    | 1   |      | 1    |      |       |      |       |       |
| 事 務 連 絡 車       | 1   | 1    |      |      |       |      |       |       |
| 原 因 調 査 車       | 1   | 1    |      |      |       |      |       |       |
| 指 揮 支 援 車       | 1   | 1    |      |      |       |      |       |       |
| 連 絡 調 整 車       | 1   | 1    |      |      |       |      |       |       |
| 人 員 輸 送 車       | 1   |      |      | 1    |       |      |       |       |
| 救急普及啓発広報車       | 1   | 1    |      |      |       |      |       |       |



## (2) 消防機械器具保有状況

| 品 名                | 数量  | 品 名                | 数量 |
|--------------------|-----|--------------------|----|
| かぎ付きはしご            | 8   | 耐電手袋               | 14 |
| 三連梯子               | 9   | 耐電衣                | 6  |
| 金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子 | 2   | 耐電ズボン              | 6  |
| 空気式救助マット           | 2   | 耐電長靴               | 6  |
| 救命索発射銃             | 3   | 特殊ヘルメット            | 2  |
| サバイバースリング又は救助用縛帯   | 8   | 防塵メガネ              | 13 |
| 平担架                | 2   | 携帯警報機              | 36 |
| 油圧ジャッキ             | 5   | 防毒マスク              | 25 |
| 油圧スプレッダー           | 6   | 化学防護服(陽圧式化学防護服を除く) | 8  |
| 可搬ウインチ             | 4   | 陽圧式化学防護服           | 8  |
| マンホール救助用器具         | 2   | 耐熱服                | 6  |
| マット型空気ジャッキ         | 2   | 放射線防護服             | 2  |
| 大型油圧スプレッダー         | 2   | 除染シヤワー             | 1  |
| 救助用支柱器具            | 1   | 除染剤散布器             | 2  |
| チェーンブロック           | 9   | 潜水器具               | 5  |
| 油圧切断機              | 4   | 救命胴衣               | 49 |
| エンジンカッター           | 7   | 水中燈光器              | 9  |
| ガス溶断器              | 2   | 救命浮環               | 12 |
| チェーンソー             | 41  | 浮標                 | 2  |
| 鉄線カッター(クリッパーを除く)   | 2   | 救命ボート              | 4  |
| クリッパー              | 33  | 船外機                | 3  |
| 空気鋸                | 4   | 水中時計               | 5  |
| 大型油圧切断機            | 2   | 可燃性ガス測定器           | 5  |
| 空気切断機              | 2   | 有毒ガス測定器            | 5  |
| コンクリート鉄筋切断用チェーンソー  | 1   | 酸素濃度測定器            | 5  |
| 万能斧                | 16  | 放射線測定器             | 9  |
| ハンマー               | 14  | 簡易画像探索器            | 2  |
| 携帯用コンクリート破壊器具      | 2   | 熱画像直視装置            | 4  |
| 削岩機                | 2   | 投光器                | 21 |
| ハンマドリル             | 3   | 携帯投光器              | 43 |
| 空気呼吸器              | 48  | 携帯拡声器              | 19 |
| 空気補充用ボンベ           | 120 | 携帯無線機              | 25 |
| 酸素呼吸器              | 10  | 応急処置セット            | 4  |
| 簡易呼吸器              | 10  | 車両移動器具             | 4  |
| 防塵マスク              | 60  | 緩降機                | 3  |
| 送排風機               | 4   | ロープ登降機             | 18 |
| 登山器具               | 12  | 救助用降下機             | 3  |
| バスケット型担架           | 4   | 発電機                | 17 |

## 2 西条市消防団

## (1) 機材保有状況

|                                      |                            |                                 |                                      |                                                |                                                       |                                                                 |                                                                 |
|--------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 消<br>防<br>ポ<br>ン<br>プ<br>自<br>動<br>車 | 資<br>機<br>材<br>搬<br>送<br>車 | 小<br>型<br>動<br>力<br>ポ<br>ン<br>プ | 軽<br>可<br>搬<br>消<br>防<br>ポ<br>ン<br>プ | 小<br>型<br>動<br>力<br>ポ<br>ン<br>プ<br>積<br>載<br>車 | 小<br>型<br>動<br>力<br>ポ<br>ン<br>プ<br>積<br>載<br>車<br>(軽) | デ<br>ジ<br>タ<br>ル<br>簡<br>易<br>無<br>線<br>（車<br>載<br>移<br>動<br>局） | デ<br>ジ<br>タ<br>ル<br>簡<br>易<br>無<br>線<br>（携<br>帯<br>移<br>動<br>局） |
| 18                                   | 10                         | 84                              | 16                                   | 29                                             | 32                                                    | 28                                                              | 185                                                             |

## (2) 消防車両等配備状況

| 車 種 \ 所 属                  | 合 計 | 団 本 部 | 西 条 | 東 予 | 丹 原 | 小 松 |
|----------------------------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 合 計                        | 91  | 1     | 23  | 36  | 27  | 4   |
| 消 防 ポ ン プ 自 動 車            | 18  |       | 9   | 4   | 3   | 2   |
| 小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車        | 29  |       | 2   | 10  | 15  | 2   |
| 小 型 動 力 ポ ン プ<br>軽 四 積 載 車 | 32  |       | 2   | 21  | 9   |     |
| 資 機 材 搬 送 車                | 10  |       | 10  |     |     |     |
| 連 絡 車<br>(団本部指揮車・防災活動車)    | 2   | 1     |     | 1   |     |     |

## 4-5 消防水利の現況

(令和5年12月1日現在)

| 種 別<br>地 区 | 消火栓   | 防火水槽               |                    |                    | 打込式<br>消火栓 | その他 | 合計    |
|------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|-----|-------|
|            |       | 60m <sup>3</sup> 級 | 40m <sup>3</sup> 級 | 20m <sup>3</sup> 級 |            |     |       |
| 西条地区       | 186   |                    | 97 (58)            | 188 (4)            | 571        | 44  | 1,086 |
| 東予地区       | 491   | 1 (1)              | 99 (42)            | 50                 |            | 84  | 725   |
| 丹原地区       | 295   |                    | 114 (16)           | 20                 |            | 107 | 536   |
| 小松地区       | 206   |                    | 40 (15)            | 35                 |            | 32  | 313   |
| 合 計        | 1,178 | 1 (1)              | 350 (131)          | 293 (4)            | 571        | 267 | 2,660 |

※防火水槽の( )内数は耐震性貯水槽

## 4-6 危険物施設の現況

(令和5年12月31日現在)

| 施設別<br>数量別         | 合 計 | 製 造 所 | 貯蔵所                   |                       |                      |                      |                  |                  |                  | 取扱所                   |                       |                       |                       |
|--------------------|-----|-------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|                    |     |       | 屋<br>内<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>外<br>貯<br>蔵<br>所 | 屋<br>内<br>タンク<br>貯蔵所 | 屋<br>外<br>タンク<br>貯蔵所 | 地下<br>タンク<br>貯蔵所 | 移動<br>タンク<br>貯蔵所 | 簡易<br>タンク<br>貯蔵所 | 一<br>般<br>取<br>扱<br>所 | 給<br>油<br>取<br>扱<br>所 | 販<br>売<br>取<br>扱<br>所 | 移<br>送<br>取<br>扱<br>所 |
| 合 計                | 482 |       | 87                    | 11                    | 22                   | 61                   | 67               | 48               | 2                | 10<br>3               | 80                    | 0                     | 1                     |
| 5倍 以下              | 172 |       | 41                    | 4                     | 10                   | 12                   | 33               | 32               | 2                | 37                    | 1                     |                       |                       |
| 5倍を超え 10倍以下        | 94  |       | 18                    | 4                     | 9                    | 11                   | 17               |                  |                  | 30                    | 5                     |                       |                       |
| 10倍 " 50倍 "        | 124 |       | 14                    | 2                     | 3                    | 23                   | 15               | 16               |                  | 26                    | 25                    |                       |                       |
| 50倍 " 100倍 "       | 27  |       | 9                     |                       |                      | 3                    | 1                |                  |                  | 4                     | 10                    |                       |                       |
| 100倍 " 150倍 "      | 14  |       | 2                     |                       |                      |                      | 1                |                  |                  | 1                     | 10                    |                       |                       |
| 150倍 " 200倍 "      | 20  |       | 1                     | 1                     |                      | 1                    |                  |                  |                  | 1                     | 16                    |                       |                       |
| 200倍 " 1,000倍 "    | 29  |       | 2                     |                       |                      | 9                    |                  |                  |                  | 4                     | 13                    |                       | 1                     |
| 1,000倍 " 5,000倍 "  | 2   |       |                       |                       |                      | 2                    |                  |                  |                  |                       |                       |                       |                       |
| 5,000倍 " 10,000倍 " | 0   |       |                       |                       |                      |                      |                  |                  |                  |                       |                       |                       |                       |
| 10,000倍を超えるもの      | 0   |       |                       |                       |                      |                      |                  |                  |                  |                       |                       |                       |                       |

## 5 水防関係

## 5-1 水防資材一覧

| 倉庫名<br>品名 | 単位             | 本部水防倉庫 | 西署水防倉庫 | 禎瑞水防用<br>資材庫 | 楠河防災倉庫                                                   | 中央水防倉庫           |
|-----------|----------------|--------|--------|--------------|----------------------------------------------------------|------------------|
| ビニール土のう袋  | 枚              | 50,000 | 20,000 | 0            | 1,800                                                    | 9,500            |
| 麻袋        | 〃              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| かます       | 〃              | 0      | 0      | 0            | 170                                                      | 0                |
| 杭・丸太 1m   | 本              | 1,500  | 0      | 0            | 50                                                       | 50               |
| 〃 2m      | 〃              | 2,000  | 0      | 2,000        | 50                                                       | 50               |
| 〃 3m      | 〃              | 250    | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 〃 4m      | 〃              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 〃 5m      | 〃              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 縄         | 巻              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| ロープ       | 本              | 0      | 0      | 0            | 5                                                        | 1                |
| 釘         | kg             | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| かすがい      | 本              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| つるはし      | 丁              | 5      | 1      | 0            | 1                                                        | 2                |
| 剣先スコップ    | 〃              | 50     | 24     | 0            | 2                                                        | 16               |
| 角スコップ     | 〃              | 50     | 2      | 0            | 0                                                        | 2                |
| くわ        | 〃              | 5      | 7      | 0            | 0                                                        | 6                |
| 雁 爪       | 〃              | 0      | 6      | 0            | 0                                                        | 0                |
| じょれん      | 〃              | 20     | 2      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 掛 矢       | 〃              | 10     | 0      | 0            | 10                                                       | 35               |
| ハンマー      | 〃              | 10     | 0      | 0            | 0                                                        | 11               |
| 大ハンマー     | 〃              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| ペンチ       | 〃              | 5      | 0      | 0            | 0                                                        | 5                |
| チェンソー     | 台              | 0      | 7      | 0            | 4                                                        | 8                |
| 鎌         | 丁              | 5      | 0      | 0            | 2                                                        | 34               |
| 鋸         | 〃              | 25     | 0      | 0            | 0                                                        | 10               |
| おの・なた     | 〃              | 5      | 0      | 0            | 5                                                        | 9                |
| 羽 口       | 〃              | 10     | 0      | 0            | 4                                                        | 80               |
| クリッパー     | 〃              | 15     | 0      | 0            | 0                                                        | 5                |
| ざるかご      | ケ              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 照明灯       | 〃              | 0      | 0      | 0            | 10                                                       | 5                |
| 発電機       | 台              | 0      | 0      | 0            | 5                                                        | 3                |
| マイク       | 〃              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 3                |
| 水防マット     | 組              | 10     | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 防水シート     | 枚              | 0      | 0      | 0            | 50                                                       | 50               |
| 防水マット用塩ビ管 | 本              | 3      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| たたみ       | 〃              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 手蓑        | ケ              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 一輪車       | 台              | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 鋼 杭       | 本              | 100    | 0      | 0            | 0                                                        | 15               |
| ヘルメット     | ケ              | 50     | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 雨具        | 着              | 30     | 9      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 大型土のう     | 袋              | 50     | 50     | 0            | 0                                                        | 0                |
| しの        |                | 20     | 1      | 0            | 0                                                        | 30               |
| おいこ       |                | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 9                |
| ザイル       |                | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 10               |
| はしご       |                | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| コードリール    |                | 0      | 0      | 0            | 6                                                        | 14               |
| 懐中電灯      |                | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 30               |
| がんりき      |                | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| パール       |                | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 強力ライト     |                | 0      | 0      | 0            | 0                                                        | 0                |
| 鉄線        | kg             | 600    | 0      | 0            | 14                                                       | 8                |
| 砂         | m <sup>3</sup> | 10     | 15     | 0            | 0                                                        | 0                |
| 土のう       | 袋              | 3,000  | 2,000  | 0            | 0                                                        | 300              |
| その他の備品    |                |        |        |              | 10tジャッキ5<br>三脚 10<br>組立て式リヤ<br>カー 3<br>タンカ 10<br>組立て式トイレ | ガソリン缶1<br>ビニール缶5 |

| 品名        | 倉庫名 | 単位             | 吉井水防倉庫 | 吉田水防倉庫 | 国安水防倉庫 | 旦之上水防倉庫 | 田野上方水防倉庫 | 石経水防倉庫 |
|-----------|-----|----------------|--------|--------|--------|---------|----------|--------|
| ビニール土のう袋  |     | 枚              | 2,200  | 1,800  | 1,800  | 1,900   | 2,000    | 2,000  |
| 麻袋        |     | 〃              | 0      | 0      | 20     | 0       | 0        | 0      |
| かます       |     | 〃              | 20     | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 杭・丸太 1m   |     | 本              | 70     | 70     | 100    | 450     | 80       | 100    |
| 〃 2m      |     | 〃              | 150    | 200    | 250    | 200     | 130      | 100    |
| 〃 3m      |     | 〃              | 0      | 20     | 100    | 200     | 100      | 0      |
| 〃 4m      |     | 〃              | 0      | 10     | 20     | 0       | 0        | 0      |
| 〃 5m      |     | 〃              | 30     | 40     | 30     | 0       | 0        | 0      |
| 縄         |     | 巻              | 1      | 1      | 29     | 4       | 0        | 0      |
| ロープ       |     | 本              | 1      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 釘         |     | kg             | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| かすがい      |     | 本              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| つるはし      |     | 丁              | 0      | 0      | 5      | 0       | 0        | 0      |
| 剣先スコップ    |     | 〃              | 6      | 4      | 4      | 19      | 0        | 0      |
| 角スコップ     |     | 〃              | 2      | 0      | 0      | 0       | 2        | 10     |
| くわ        |     | 〃              | 0      | 5      | 2      | 8       | 0        | 0      |
| 雁 爪       |     | 〃              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| じょれん      |     | 〃              | 0      | 2      | 2      | 0       | 2        | 3      |
| 掛 矢       |     | 〃              | 15     | 20     | 10     | 10      | 1        | 2      |
| ハンマー      |     | 〃              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 1      |
| 大ハンマー     |     | 〃              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| ペンチ       |     | 〃              | 0      | 2      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| チェンソー     |     | 台              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 鎌         |     | 丁              | 2      | 13     | 1      | 8       | 0        | 0      |
| 鋸         |     | 〃              | 0      | 4      | 1      | 8       | 0        | 0      |
| おの・なた     |     | 〃              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 羽 口       |     | 〃              | 5      | 10     | 0      | 0       | 0        | 0      |
| クリッパー     |     | 〃              | 1      | 0      | 0      | 0       | 1        | 2      |
| ざるかご      |     | ケ              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 照明灯       |     | 〃              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 発電機       |     | 台              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| マイク       |     | 〃              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 水防マット     |     | 組              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 防水シート     |     | 枚              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 防水マット用塩ビ管 |     | 本              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| たたみ       |     | 〃              | 0      | 0      | 0      | 0       | 100      | 30     |
| 手蓑        |     | ケ              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 一輪車       |     | 台              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 鋼 杭       |     | 本              | 20     | 40     | 0      | 0       | 0        | 0      |
| ヘルメット     |     | ケ              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 雨具        |     | 着              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 大型土のう     |     | 袋              | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| しの        |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| おいこ       |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| ザイル       |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| はしご       |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| コードリール    |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 懐中電灯      |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| がなりき      |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| バール       |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 強力ライト     |     |                | 0      | 0      | 0      | 0       | 0        | 0      |
| 鉄線        |     | kg             | 3      | 5      | 3      | 5       | 0        | 0      |
| 砂         |     | m <sup>3</sup> | 0      | 0      | 2      | 6       | 3        | 0      |
| 土のう       |     | 袋              | 50     | 100    | 50     | 50      | 50       | 50     |
| その他の備品    |     |                |        |        |        |         |          |        |

| 倉庫名<br>品名 | 単位             | 関 屋 水 防<br>倉 庫 | 丹 原 水 防<br>倉 庫 | 北 田 野 水<br>防倉庫 | 小 松 水 防<br>倉 庫 | 石 根 水 防<br>倉 庫 | 総合計     |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| ビニール土のう袋  | 枚              | 2,000          | 11,600         | 2,000          | 11,200         | 8,000          | 127,800 |
| 麻袋        | 〃              | 0              | 0              | 0              | 30             | 0              | 50      |
| かます       | 〃              | 0              | 0              | 0              | 10             | 70             | 270     |
| 杭・丸太 1m   | 本              | 100            | 100            | 80             | 45             | 340            | 3,135   |
| 〃 2m      | 〃              | 30             | 80             | 150            | 500            | 800            | 6,696   |
| 〃 3m      | 〃              | 100            | 2              | 0              | 0              | 0              | 772     |
| 〃 4m      | 〃              | 30             | 0              | 20             | 0              | 0              | 80      |
| 〃 5m      | 〃              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 100     |
| 縄         | 巻              | 0              | 0              | 0              | 3              | 0              | 38      |
| ロープ       | 本              | 0              | 0              | 0              | 1              | 0              | 8       |
| 釘         | kg             | 0              | 0              | 0              | 2              | 0              | 2       |
| かすがい      | 本              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0       |
| つるはし      | 丁              | 0              | 15             | 0              | 14             | 0              | 43      |
| 剣先スコップ    | 〃              | 0              | 20             | 0              | 20             | 20             | 185     |
| 角スコップ     | 〃              | 0              | 35             | 2              | 0              | 0              | 105     |
| くわ        | 〃              | 0              | 15             | 0              | 3              | 9              | 60      |
| 雁 爪       | 〃              | 0              | 8              | 0              | 1              | 0              | 15      |
| じょれん      | 〃              | 0              | 20             | 0              | 66             | 13             | 130     |
| 掛 矢       | 〃              | 0              | 10             | 1              | 10             | 5              | 139     |
| ハンマー      | 〃              | 0              | 4              | 1              | 10             | 2              | 40      |
| 大ハンマー     | 〃              | 0              | 1              | 0              | 0              | 0              | 1       |
| ペンチ       | 〃              | 0              | 0              | 0              | 3              | 2              | 17      |
| チェンソー     | 台              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 19      |
| 鎌         | 丁              | 0              | 20             | 0              | 29             | 11             | 125     |
| 鋸         | 〃              | 0              | 8              | 0              | 10             | 0              | 66      |
| おの・なた     | 〃              | 0              | 0              | 0              | 10             | 5              | 34      |
| 羽 口       | 〃              | 0              | 5              | 0              | 47             | 5              | 166     |
| クリッパー     | 〃              | 0              | 10             | 2              | 0              | 1              | 37      |
| ざるかご      | ケ              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0       |
| 照明灯       | 〃              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 15      |
| 発電機       | 台              | 0              | 1              | 0              | 0              | 0              | 9       |
| マイク       | 〃              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 3       |
| 水防マット     | 組              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 10      |
| 防水シート     | 枚              | 0              | 0              | 0              | 1              | 0              | 101     |
| 防水マット用塩ビ管 | 本              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 3       |
| たたみ       | 〃              | 20             | 23             | 15             | 0              | 0              | 188     |
| 手蓑        | ケ              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0       |
| 一輪車       | 台              | 0              | 4              | 0              | 0              | 0              | 4       |
| 鋼 杭       | 本              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 193     |
| ヘルメット     | ケ              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 50      |
| 雨具        | 着              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 39      |
| 大型土のう     | 袋              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 100     |
| しの        |                | 0              | 0              | 0              | 11             | 5              | 67      |
| おいこ       |                | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 9       |
| ザイル       |                | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 10      |
| はしご       |                | 0              | 0              | 0              | 1              | 1              | 2       |
| コードリール    |                | 0              | 3              | 0              | 0              | 0              | 23      |
| 懐中電灯      |                | 0              | 9              | 0              | 0              | 0              | 39      |
| がんりき      |                | 0              | 0              | 0              | 1              | 0              | 1       |
| パール       |                | 0              | 0              | 0              | 1              | 0              | 1       |
| 強力ライト     |                | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0       |
| 鉄線        | kg             | 0              | 0              | 0              | 60             | 40             | 738     |
| 砂         | m <sup>3</sup> | 3              | 0              | 3              | 6              | 18             | 66      |
| 土のう       | 袋              | 0              | 0              | 0              | 200            | 0              | 5,850   |
| その他の備品    |                |                |                |                |                |                |         |

## 5-2 重要水防区域一覧

| 河川名 | 水防箇所 |           | 特に危険な箇所及び対策 |           |               |            |                                                 |              | 関係箇所                                   |           |           | 避難                               |         |
|-----|------|-----------|-------------|-----------|---------------|------------|-------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------|-----------|-----------|----------------------------------|---------|
|     | 右左岸  | 延長<br>(m) | 右左岸         | 延長<br>(m) | 危険な状態         | 水防対策<br>工法 | 必要資材及び<br>数量                                    | 担当消防団        | 集落名                                    | 戸数<br>(戸) | 人口<br>(人) | 避難場所                             | 収容能力(人) |
| 中山川 | 左岸   | 5,746     |             |           |               |            |                                                 |              | 蛭子<br>吉田<br>玉之江                        | 871       | 1,872     | 氷見小学校<br>西条西中学校<br>吉井小学校         | 2,217   |
|     | 右岸   | 5,910     |             |           |               |            |                                                 |              | 新兵衛                                    |           |           | 氷見小学校<br>西条西中学校                  |         |
| 室川  | 左岸   | 120       |             |           |               |            |                                                 |              | 明神木<br>横黒中<br>新元橋町<br>水明町              | 351       | 795       | 大町小学校<br>玉津小学校                   | 2,284   |
|     | 右岸   | 0         |             |           |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |
| 界谷川 | 左岸   | 1,140     | 左岸          | 100       | 堤防高不足<br>越水決壊 | 積み土のう<br>工 | 杭 130本<br>土のう袋<br>2,000枚<br>土砂 80m <sup>3</sup> | 大町分団<br>玉津分団 | 明神木<br>若葉町東<br>沢<br>横黒中<br>新元橋町<br>水明町 | 654       | 1,479     | 大町小学校<br>玉津小学校                   | 2,284   |
|     | 右岸   | 1,140     | 右岸          | 300       |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |
| 渦井川 | 左岸   | 0         |             |           |               |            |                                                 |              | 玉津<br>大谷西                              | 710       | 1,610     | 玉津小学校<br>西条東中学校<br>玉津公民館 他       | 4,474   |
|     | 右岸   | 410       |             |           |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |
| 東谷川 | 左岸   | 170       |             |           |               |            |                                                 |              | 宮の下                                    | 82        | 180       | 氷見小学校<br>西条西中学校                  | 1,533   |
|     | 右岸   | 170       |             |           |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |
| 西谷川 | 左岸   | 210       |             |           |               |            |                                                 |              | 土居<br>宮の下                              | 182       | 374       | 氷見小学校<br>西条西中学校                  | 1,533   |
|     | 右岸   | 210       |             |           |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |
| 崩口川 | 左岸   | 1,713     | 左岸          | 276       | 溢水            | 積み土のう<br>工 | 土のう袋<br>3,000枚<br>杭 300本<br>土砂 80m <sup>3</sup> | 周布分団<br>吉井分団 | 周布<br>石田                               | 1,779     | 3,700     | 東予東中学校<br>周布小学校<br>多賀小学校他        | 3,606   |
|     | 右岸   | 1,723     | 右岸          | 423       |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |
| 大曲川 | 左岸   | 800       |             |           |               |            |                                                 |              | 三津屋                                    | 1,628     | 3,013     | 壬生川小学校<br>壬生川公民館<br>多賀小学校他       | 3,302   |
|     | 右岸   | 800       |             |           |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |
| 北川  | 左岸   | 535       | 左岸          | 150       | 決壊            | 積み土のう<br>工 | 土のう袋<br>3,000枚<br>杭 300本<br>土砂 80m <sup>3</sup> | 楠河分団         | 楠                                      | 789       | 1,514     | 楠河小学校<br>河北会館<br>河北中学校<br>三芳小学校他 | 3,069   |
|     | 右岸   | 535       | 右岸          | 150       |               |            |                                                 |              |                                        |           |           |                                  |         |

| 河川名  | 水防箇所 |           | 特に危険な箇所及び対策 |           |       |            |              |       | 関係箇所       |           |           | 避難                               |         |
|------|------|-----------|-------------|-----------|-------|------------|--------------|-------|------------|-----------|-----------|----------------------------------|---------|
|      | 右左岸  | 延長<br>(m) | 右左岸         | 延長<br>(m) | 危険な状態 | 水防対策<br>工法 | 必要資材及び<br>数量 | 担当消防団 | 集落名        | 戸数<br>(戸) | 人口<br>(人) | 避難場所                             | 収容能力(人) |
| 都谷川  | 左岸   | 950       |             |           |       |            |              |       | 玉之江        |           |           |                                  |         |
|      | 右岸   | 500       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 一ツ橋川 | 左岸   | 200       |             |           |       |            |              |       | 北条         | 620       | 1,392     | 多賀公民館<br>多賀小学校<br>北条新田会館         | 1,969   |
|      | 右岸   | 200       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 小向川  | 左岸   | 1,950     |             |           |       |            |              |       | 楠<br>三芳    | 1,912     | 3,708     | 楠河小学校<br>河北中学校<br>三芳小学校他         | 3,904   |
|      | 右岸   | 1,950     |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 小松川  | 左岸   | 910       |             |           |       |            |              |       | 小松町<br>一本松 | 316       | 639       | 小松小学校<br>小松公民館                   | 1,475   |
|      | 右岸   | 880       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 大日川  | 左岸   | 460       |             |           |       |            |              |       | 小松町<br>川原谷 | 166       | 361       | 小松中学校<br>小松地域福祉<br>センター<br>小松小学校 | 2,811   |
|      | 右岸   | 260       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 大日川  | 左岸   | 110       |             |           |       |            |              |       | 小松町<br>新宮  | 191       | 420       | 小松中学校<br>小松地域福祉<br>センター          | 1,720   |
|      | 右岸   | 110       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 大谷川  | 左岸   | 150       |             |           |       |            |              |       | 小松町<br>南川  |           |           |                                  |         |
|      | 右岸   | 150       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 鉄砲谷川 | 左岸   | 300       |             |           |       |            |              |       | 小松町<br>都谷  | 161       | 306       | 小松中学校<br>小松地域福祉<br>センター<br>小松公民館 | 2,104   |
|      | 右岸   | 300       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 西川   | 左岸   | 800       |             |           |       |            |              |       | 丹原町<br>田滝  | 70        | 142       | 田滝小学校                            | 298     |
|      | 右岸   | 800       |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 東谷川  | 左岸   | 80        |             |           |       |            |              |       | 丹原町<br>寺尾  | 101       | 228       | 中川公民館<br>中川小学校<br>丹原西中学校         | 1,823   |
|      | 右岸   | 80        |             |           |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |
| 合計   | (36) | 32,472    | (6)         | 1,399     |       |            |              |       |            |           |           |                                  |         |



## 5-3 ポンプ場・排水機場一覧

## 1 下水道工務課管理

| ポンプ場名称    | 所在地           |
|-----------|---------------|
| 唐樋ポンプ場    | 朔日市 887-20 地先 |
| 本陣川ポンプ場   | 明屋敷 616-2 地先  |
| 船屋ポンプ場    | 船屋甲 638-2     |
| 干拓ポンプ場    | 港 435-4       |
| 三津屋都市排水機場 | 三津屋 822-2     |
| 本河原都市排水機場 | 三津屋 219-2     |
| 本河原雨水ポンプ場 | 三津屋 219-3     |

## 2 農林土木課管理

| ポンプ場名称       | 委託先        |
|--------------|------------|
| 明神木排水機場      | 大町土地改良区    |
| 玉津排水機場       | 玉津土地改良区    |
| 加茂川左岸排水機場    | 禎瑞土地改良区    |
| 氷見排水機場       | 氷見土地改良区    |
| 蛭子排水機場       | 〃          |
| 楠河西排水機場      | 宇佐美牧場      |
| 三芳排水機場       | 三芳土地改良区    |
| 今在家排水機場      | 西条市東予土地改良区 |
| 広江排水機場       | 〃          |
| 北条排水機場       | 〃          |
| 大新田(壬生川)排水機場 | 〃          |
| 壬生川北排水機場     | 〃          |
| 高田排水機場       | 〃          |

## 3 港湾河川課管理

| ポンプ場名称    | 所在地       |
|-----------|-----------|
| 乙女川排水ポンプ場 | 禎瑞 1398-1 |

## 5-4 水位観測所一覧

| 河川名  | 観測所名 | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | はん濫危険水位相当水位 |
|------|------|---------|---------|--------|-------------|
| 加茂川  | 釜之口  | 2.00m   | 2.30m   |        |             |
| 加茂川  | 長瀬   | 3.00m   | 3.80m   | 4.30m  | 5.10m       |
| 渦井川※ | 飯積橋  | 1.70m   | 2.50m   | 2.70m  | 2.90m       |
| 中山川  | 田野上方 | 1.00m   | 1.50m   | 2.00m  | 2.20m       |
| 鞍瀬川  | 鞍瀬   | 2.50m   | 3.00m   |        |             |
| 大明神川 | 河之内  | 2.00m   | 2.50m   |        |             |

※渦井川については、観測所は1箇所(飯積橋周辺)だが、西条市と新居浜市とで設定水位が異なる。  
新居浜市におけるそれぞれの水位は以下のとおり

| 河川名 | 観測所名 | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | はん濫危険水位相当水位 |
|-----|------|---------|---------|--------|-------------|
| 渦井川 | 飯積橋  | 1.70m   | 2.10m   | 2.40m  | 2.70m       |

## 5-5 危機管理型水位計設置箇所一覧

| No. | 河川名  | 設置箇所        | 設置者 | 備考     |
|-----|------|-------------|-----|--------|
| 1   | 大曲川  | 大曲新橋(周布)    | 愛媛県 |        |
| 2   | 都谷川  | 北都谷橋(小松町妙口) | 愛媛県 |        |
| 3   | 小向川  | 御池西橋(三芳)    | 愛媛県 |        |
| 4   | 室川   | 元橋上流(明神木)   | 愛媛県 |        |
| 5   | 大明神川 | 宮内橋(桑村)     | 愛媛県 |        |
| 6   | 妙谷川  | 川崎橋(小松町大頭)  | 愛媛県 |        |
| 7   | 加茂川  | 兎之山橋(兎之山)   | 愛媛県 |        |
| 8   | 北川   | 岸橋(楠)       | 愛媛県 |        |
| 9   | 市之川  | 津越下橋(津越)    | 愛媛県 |        |
| 10  | 谷川   | 荒川橋(荒川)     | 愛媛県 |        |
| 11  | 鞍瀬川  | 一本木橋(丹原町鞍瀬) | 愛媛県 | 量水標の補完 |
| 12  | 小松川  | 過行橋(小松町新屋敷) | 愛媛県 |        |
| 13  | 崩口川  | 上貝田川橋(周布)   | 愛媛県 |        |

## 5-6 量水標設置箇所一覧

| No. | 水系    | 河川名   | 橋名(箇所名)   | 地区名 |
|-----|-------|-------|-----------|-----|
| 1   | 渦井川   | 渦井川   | 鶯橋        | 西条  |
| 2   |       |       | 飯積大橋      |     |
| 3   |       |       | 飯積橋       |     |
| 4   |       | 早川    | 大生院2号線1号橋 |     |
| 5   |       | 長谷川   | 山口橋       |     |
| 6   |       | 界谷川   | 界谷川合流地点上流 |     |
| 7   |       | 室川    | 戻川橋       |     |
| 8   | 加茂川   | 市之川   | 市之川谷橋     |     |
| 9   |       |       | 津越橋       |     |
| 10  |       |       | 神田橋       |     |
| 11  |       | 谷川    | 東宮橋       |     |
| 12  |       | 加茂川   | 千野々橋      |     |
| 13  |       |       | 伊曽の橋      |     |
| 14  |       |       | 加茂川橋      |     |
| 15  | 前神寺谷川 | 大谷川   | 角渚        |     |
| 16  |       | 前神寺川  | 加茂橋       |     |
| 17  | 猪狩川   | 払川    | 橋小学校西側    |     |
| 18  | 中山川   | 東谷川   | 宮の下橋      |     |
| 19  |       | 中山川   | 中山川橋(乗越橋) | 小松  |
| 20  |       |       | 中山川新橋     | 東予  |
| 21  |       |       | 梶橋        | 丹原  |
| 22  |       | 妙谷川   | 川崎橋       | 小松  |
| 23  |       |       | 山ノ神橋      |     |
| 24  |       | 志河川   | 楠窪バス停前    | 丹原  |
| 25  | 新川    | 関屋川   | 石経橋       |     |
| 26  |       | 田滝川   | 田滝橋       |     |
| 27  |       | 高松川   | 八雲橋       |     |
| 28  |       | 内川    | 壇尻橋       |     |
| 29  |       | 西山川   | 西山川橋(市道)  |     |
| 30  |       | 小島川   | 安用東第2橋    | 東予  |
| 31  | 大明神川  | 大明神川  | 庄内橋       |     |
| 32  | 北川    | 北川    | 北川橋       |     |
| 33  |       |       | 自安橋       |     |
| 34  | 大曲川   |       | 三津屋橋      |     |
| 35  | 崩口川   |       | 鶴岡橋       |     |
| 36  | 一ツ橋川  |       | 一つ橋       |     |
| 37  | 広江川   | 広江川   | 吉井橋       |     |
| 合計  | 12 水系 | 28 河川 | 37 箇所     |     |

## 5-7 雨量計設置箇所一覧

| No. | 設置箇所 | 所在地          | 管理者       |
|-----|------|--------------|-----------|
| 1   | 東消防署 | 東消防庁舎        | 西条市       |
| 2   | 市之川  | (旧)市之川集会所    | 〃         |
| 3   | 東之川  | 東之川          | 黒瀬ダム管理事務所 |
| 4   | 藤之石  | 藤之石          | 〃         |
| 5   | 黒瀬ダム | 黒瀬ダム管理事務所    | 〃         |
| 6   | 大平   | 小松町石鎚        | 〃         |
| 7   | 成就社  | 石鎚山成就社       | 気象庁       |
| 8   | 周布   | 周布           | 〃         |
| 9   | 大郷   | 小松町大郷の田(私有地) | 西条市       |
| 10  | 河之内  | 河之内          | 東予地方局建設部  |
| 11  | 保井野  | 丹原町明河        | 東予地方局建設部  |
| 12  | 鞍瀬   | 消防団桜樹分団1部詰所  | 西条市       |
| 13  | 田滝   | 田滝集会所        | 〃         |
| 14  | 楠河   | 河北会館         | 〃         |

## 6 災害危険箇所

### 6-1 地すべり防止区域指定箇所一覧

#### 1 農林水産省所管

(県:農地整備課、市:農林土木課)

| No. | 地域名 | 地区  | 区域名 | 面積(ha) | 法指定日     | 備考 |
|-----|-----|-----|-----|--------|----------|----|
| 1   | 西条  | 加茂  | 大平  | 95.00  | S47.3.18 |    |
| 2   | 西条  | 大保木 | 平   | 27.00  | S47.2.21 |    |
| 3   | 西条  | 大保木 | 浦山  | 86.00  | S47.3.18 |    |
| 4   | 西条  | 大保木 | 中奥  | 70.00  | S46.3.17 |    |
| 5   | 丹原町 | 明河  | 余野  | 42.90  | S47.2.21 |    |
| 6   | 丹原町 | 明河  | 河之瀬 | 29.00  | S47.2.21 |    |
| 7   | 丹原町 | 千原  | 千原  | 46.50  | S55.3.29 |    |
|     |     |     | 面積計 | 396.40 |          |    |

#### 2 林野庁所管

(県:森林整備課、市:林業振興課)

| No. | 地域名 | 地区  | 区域名  | 面積(ha) | 法指定日     | 備考 |
|-----|-----|-----|------|--------|----------|----|
| 1   | 西条  | 加茂  | 荒川   | 15.00  | S34.6.13 |    |
| 2   | 西条  | 大保木 | 百合城  | 74.00  | S47.7.13 |    |
| 3   | 丹原町 | 桜樹  | 楠窪   | 35.45  | S47.7.13 |    |
| 4   | 丹原町 | 桜樹  | 相之谷  | 29.33  | S47.7.13 |    |
| 5   | 小松町 | 石鎚  | 石鎚石貝 | 15.00  | S36.3.4  |    |
|     |     |     | 面積計  | 168.78 |          |    |

#### 3 国土交通省所管

(県:砂防課、市:港湾河川課)

| No. | 地域名 | 地区  | 区域名 | 面積(ha) | 法指定日      | 備考 |
|-----|-----|-----|-----|--------|-----------|----|
| 1   | 西条  | 大保木 | 峯   | 32.97  | S34.10.12 |    |
| 2   | 西条  | 加茂  | 千町  | 26.50  | S35.6.3   |    |
|     |     |     |     | 44.40  | S42.11.8  |    |
|     |     |     |     | 127.93 | H4.5.28   |    |
| 3   | 西条  | 加茂  | 荒川  | 14.90  | S35.6.3   |    |
| 4   | 西条  | 大保木 | 大桧  | 20.89  | S35.6.3   |    |
|     |     |     |     | 52.10  | S53.3.8   |    |
| 5   | 西条  | 大保木 | 細野  | 8.22   | S35.6.3   |    |
| 6   | 西条  | 市之川 | 市之川 | 5.18   | S36.5.24  |    |
| 7   | 西条  | 加茂  | 八之川 | 5.20   | S46.6.8   |    |
| 8   | 西条  | 大保木 | 上之原 | 50.40  | S53.3.8   |    |
| 9   | 小松町 | 石鎚  | 下黒川 | 12.39  | S36.5.24  |    |
|     |     |     | 面積計 | 401.08 |           |    |

## 6-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(県:砂防課、市:港湾河川課)

| No. | 地域名   | 位 置 |       | 面積<br>(ha) | 傾斜度<br>(度) | 法長<br>(m) | 人家戸数 | 法指定日      |
|-----|-------|-----|-------|------------|------------|-----------|------|-----------|
|     |       | 旧市町 | 大字    |            |            |           |      |           |
| 1   | 湯之谷   | 西条  | 洲之内   | 1.30       | 33～35      | 100       | 17   | S52.03.22 |
|     |       |     |       | 2.90       | 32         | 130       | 5    | H18.03.28 |
| 2   | 川北    | 東予  | 黒谷    | 0.70       | 45         | 35        | 10   | S47.08.31 |
| 3   | 鳴     | 東予  | 河之内   | 3.00       | 40         | 60        | 6    | S52.03.22 |
| 4   | 湯谷口 B | 丹原  | 湯谷口   | 0.70       | 31～45      | 40～48     | 17   | S61.03.28 |
| 5   | 才土    | 東予  | 河之内   | 2.20       | 32         | 59        | 15   | H19.12.21 |
| 6   | 大浜    | 西条  | 大浜、飯岡 | 2.40       | 40         | 45        | 11   | H22.10.01 |
| 7   | 黒代    | 西条  | 藤之石   | 1.40       | 35         | 52        | 7    | H28.01.04 |
| 8   | 武丈    | 西条  | 福部    | 1.16       | 40～45      | 44        | 16   | H28.11.22 |
| 9   | 大倉    | 丹原  | 関屋    | 1.1        | 41         | 78(以上)    | 10   | R4.4.8    |
|     |       | 面積計 |       | 16.86      |            |           |      |           |

## 6-3 土石流危険溪流(Ⅰ)一覧

(県:砂防課、市:港湾河川課)

| No. | 河川名   |       |              | 所在地 |        | 人家戸数 | 流域面積<br>(km <sup>2</sup> ) |
|-----|-------|-------|--------------|-----|--------|------|----------------------------|
|     | 水系名   | 河川名   | 溪流名          | 地域名 | 地区     |      |                            |
| 1   | 渦井川   | 鶯谷川   | 鶯谷川          | 西条  | 鶯谷     | 8    | 0.14                       |
| 2   | 渦井川   | 室川    | 室川           | 西条  | 早川     | 10   | 2.33                       |
| 3   | 渦井川   | 室川    | 早川           | 西条  | 早川     | 33   | 0.75                       |
| 4   | 渦井川   | 室川    | 西早川          | 西条  | 早川     | 34   | 0.05                       |
| 5   | 渦井川   | 室川    | 西早川上川        | 西条  | 早川     | 14   | 0.32                       |
| 6   | 渦井川   | 室川    | 山口川          | 西条  | 山口     | 8    | 0.04                       |
| 7   | 渦井川   | 室川    | 山口下川         | 西条  | 山口     | 12   | 0.13                       |
| 8   | 渦井川   | 室川    | 長谷川          | 西条  | 大浜     | 9    | 0.47                       |
| 9   | 渦井川   | 室川    | 大浜川          | 西条  | 大浜     | 10   | 0.49                       |
| 10  | 渦井川   | 室川    | 番屋谷川         | 西条  | 大浜     | 10   | 0.14                       |
| 11  | 渦井川   | 室川    | 西大浜川         | 西条  | 大浜     | 8    | 0.42                       |
| 12  | 渦井川   | 室川    | 長谷敷川(長屋敷川)   | 西条  | 飯岡長屋敷  | 10   | 0.05                       |
| 13  | 渦井川   | 室川    | 産能川          | 西条  | 飯岡長屋敷  | 0    | 0.07                       |
| 14  | 渦井川   | 室川    | 王至森東川        | 西条  | 飯岡山本   | 10   | 0.06                       |
| 15  | 渦井川   | 室川    | 王至森谷川        | 西条  | 長屋敷    | 0    | 0.06                       |
| 16  | 渦井川   | 室川    | 界谷川          | 西条  | 福武     | 81   | 0.83                       |
| 17  | 渦井川   | 室川    | 常福寺谷川        | 西条  | 新田     | 5    | 0.14                       |
| 18  | 渦井川   | 界谷川   | 金剛院川         | 西条  | 新田     | 29   | 0.40                       |
| 19  | 加茂川   | 市之川   | 市之川西川        | 西条  | 丸野     | 0    | 0.76                       |
| 20  | 加茂川   | 市之川   | 津越谷川         | 西条  | 津越     | 5    | 2.27                       |
| 21  | 加茂川   | 市之川   | 青木川          | 西条  | 津越     | 6    | 1.32                       |
| 22  | 加茂川   | 市倉川   | 市倉川上川        | 西条  | 市倉     | 5    | 0.08                       |
| 23  | 加茂川   | 市倉川   | 東市倉川         | 西条  | 市倉     | 5    | 0.04                       |
| 24  | 加茂川   | 市倉川   | 市倉川          | 西条  | 市倉     | 5    | 0.53                       |
| 25  | 加茂川   | 長瀬谷川  | 長瀬谷川         | 西条  | 長瀬     | 5    | 0.28                       |
| 26  | 加茂川   | 谷川    | 中谷川          | 西条  | 河ヶ平    | 4    | 0.07                       |
| 27  | 加茂川   | 谷川    | 上谷川          | 西条  | 河ヶ平    | 5    | 0.03                       |
| 28  | 加茂川   | 谷川    | 千町上川         | 西条  | 千町     | 6    | 0.37                       |
| 29  | 加茂川   | 谷川    | 千町川          | 西条  | 千町     | 14   | 0.48                       |
| 30  | 加茂川   | 竿谷川   | 竿谷川          | 西条  | 川来須    | 1    | 4.03                       |
| 31  | 加茂川   | 谷川    | チロル川         | 西条  | 藤之石    | 0    | 0.39                       |
| 32  | 加茂川   | 谷川    | 止呂谷川         | 西条  | 風透     | 0    | 0.34                       |
| 33  | 加茂川   | 千野々川  | 千野々川         | 西条  | 中奥     | 1    | 0.08                       |
| 34  | 加茂川   | 大保木谷川 | 大保木谷川        | 西条  | 中奥     | 2    | 0.69                       |
| 35  | 加茂川   | イイウチ川 | イイウチ川(イノウチ川) | 西条  | 中奥     | 12   | 4.92                       |
| 36  | 加茂川   | 御塔谷川  | 御塔谷川         | 西条  | 野地     | 1    | 8.38                       |
| 37  | 加茂川   | 下谷川   | 下谷川          | 西条  | 下谷     | 7    | 0.76                       |
| 38  | 加茂川   | 柳谷川   | 柳谷川          | 西条  | 平野     | 2    | 3.14                       |
| 39  | 加茂川   | 柳谷川   | 里山第1川        | 西条  | 大保木里山  | 0    | 0.59                       |
| 40  | 加茂川   | 柳谷川   | 里山第2川        | 西条  | 大保木里山  | 0    | 0.57                       |
| 41  | 加茂川   |       | かんば川         | 西条  | 兎之山    | 0    | 0.44                       |
| 42  | 加茂川   | 天神谷川  | 天神谷川         | 西条  | 原      | 5    | 0.15                       |
| 43  | 加茂川   | 西原川   | 西原川          | 西条  | 西原     | 4    | 0.06                       |
| 44  | 加茂川   | 大谷川   | 射場ヶ谷川        | 西条  | 洲之内奥の内 | 6    | 0.13                       |
| 45  | 加茂川   | 大谷川   | 大谷川          | 西条  | 洲之内奥の内 | 30   | 0.67                       |
| 46  | 加茂川   | 湯之谷川  | 湯之谷川         | 西条  | 湯之谷    | 4    | 0.03                       |
| 47  | 前神寺谷川 | 前神寺谷川 | 薬師谷川         | 西条  | 棚林     | 11   | 0.19                       |
| 48  | 前神寺谷川 | 前神寺谷川 | 前神寺谷川東川      | 西条  | 西田     | 5    | 0.04                       |
| 49  | 前神寺谷川 | 前神寺谷川 | 前神寺谷川        | 西条  | 西田     | 83   | 0.43                       |
| 50  | 前神寺谷川 | 妹背川   | 赤谷川          | 西条  | 西泉東    | 40   | 0.24                       |
| 51  | 中山川   | 払川    | 東払川          | 西条  | 坂元     | 7    | 0.09                       |

| No. | 河川名  |      |        | 所在地 |           | 人家戸数 | 流域面積<br>(km <sup>2</sup> ) |
|-----|------|------|--------|-----|-----------|------|----------------------------|
|     | 水系名  | 河川名  | 溪流名    | 地域名 | 地区        |      |                            |
| 52  | 中山川  | 払川   | 払川     | 西条  | 楠ノ木       | 37   | 1.05                       |
| 53  | 中山川  | 猪狩川  | 向猪狩川上川 | 西条  | 北山        | 8    | 0.10                       |
| 54  | 中山川  | 猪狩川  | 向猪狩川   | 西条  | 長谷        | 14   | 1.24                       |
| 55  | 中山川  | 猪狩川  | 尾土居谷川  | 西条  | 尾土居       | 16   | 0.10                       |
| 56  | 中山川  | 猪狩川  | 猪狩川    | 西条  | 切川        | 10   | 1.80                       |
| 57  | 中山川  | 小松川  | 西谷川    | 西条  | 切川        | 0    | 0.05                       |
| 58  | 北川   | 北川   | 久兵衛ヶ谷川 | 東予  | 河之内       | 17   | 0.25                       |
| 59  | 北川   | 北川   | 西の川    | 東予  | 河之内(天川)   | 19   | 0.46                       |
| 60  | 北川   | 北川   | 北川     | 東予  | 河之内       | 2    | 0.56                       |
| 61  | 北川   | 北川   | 稚ノ木川   | 東予  | 福成寺       | 0    | 0.30                       |
| 62  | 北川   | 北川   | 西峠川    | 東予  | 実報寺       | 5    | 0.20                       |
| 63  | 北川   | 北川   | 実報寺谷 1 | 東予  | 実報寺       | 6    | 0.02                       |
| 64  | 北川   | 北川   | 米山川    | 東予  | 楠・河原津     | 1    | 0.11                       |
| 65  | 北川   | 北川   | 竹ヶ谷川   | 東予  | 楠         | 7    | 0.46                       |
| 66  | 北川   | 北川   | 世田川    | 東予  | 楠・河原津     | 5    | 0.19                       |
| 67  | 北川   | 頓田川  | ナベワリ   | 東予  | 黒谷        | 7    | 2.22                       |
| 68  | 北川   | 北川   | アシ谷川   | 東予  | 黒谷        | 7    | 3.00                       |
| 69  | 大明神川 | 大明神川 | 手地ノ谷   | 東予  | 河之内(鳴)    | 9    | 0.16                       |
| 70  | 大明神川 | 大明神川 | 河之内谷   | 東予  | 河之内(鳴)    | 0    | 0.03                       |
| 71  | 大明神川 | 大明神川 | セドノ谷   | 東予  | 河之内(佐川)   | 35   | 0.06                       |
| 72  | 大明神川 | 大明神川 | 奥谷川    | 東予  | 河之内(佐川)   | 15   | 0.18                       |
| 73  | 新川   | 小島川  | 小島川    | 東予  | 広岡・安用・石延  | 5    | 0.50                       |
| 74  | 新川   | 高松川  | 三谷川    | 丹原町 | 高松(三谷)    | 6    | 0.06                       |
| 75  | 中山川  | 田滝川  | 西観音谷川  | 丹原町 | 田滝        | 9    | 0.02                       |
| 76  | 中山川  | 田滝川  | 観音谷川   | 丹原町 | 田滝        | 26   | 0.13                       |
| 77  | 中山川  | 田滝川  | 神子ヶ谷川  | 丹原町 | 田滝        | 12   | 0.04                       |
| 78  | 中山川  | 高松川  | 井出ヶ谷川  | 丹原町 | 川根(西川根)   | 7    | 0.07                       |
| 79  | 中山川  | 高松川  | 井出ヶ谷川  | 丹原町 | 川根(西川根)   | 8    | 0.50                       |
| 80  | 新川   | 高松川  | 高松川    | 丹原町 | 川根(西川根)   | 18   | 1.40                       |
| 81  | 中山川  | 高松川  | 旦之奥谷川  | 丹原町 | 川根(東川根)   | 19   | 0.33                       |
| 82  | 新川   | 内川   | 西山川    | 丹原町 | 古田・川根     | 35   | 1.29                       |
| 83  | 新川   | 徳能川  | 丹波谷川   | 丹原町 | 徳能・古田     | 3    | 1.17                       |
| 84  | 新川   | 児島川  | 高知谷川   | 丹原町 | 高知        | 12   | 0.02                       |
| 85  | 新川   | 小島川  | 柳谷川    | 丹原町 | 高知        | 12   | 0.01                       |
| 86  | 新川   | 児島川  | 柳谷川    | 丹原町 | 高知        | 13   | 0.02                       |
| 87  | 新川   | 新川   | がまの奥谷川 | 丹原町 | 高知・安用     | 12   | 0.16                       |
| 88  | 中山川  | 中山川  | 明穂谷川   | 丹原町 | 明穂        | 5    | 0.03                       |
| 89  | 中山川  | 中山川  | 東谷川    | 丹原町 | 寺尾        | 10   | 0.63                       |
| 90  | 中山川  | 中山川  | 境谷川    | 丹原町 | 志川        | 19   | 0.75                       |
| 91  | 中山川  | 中山川  | 西谷川    | 丹原町 | 志川        | 28   | 0.66                       |
| 92  | 中山川  | 志河川  | 神部東谷川  | 丹原町 | 楠窪(神部)    | 2    | 0.10                       |
| 93  | 中山川  | 中山川  | ゴウトノ川  | 丹原町 | 志川・湯谷口    | 20   | 0.26                       |
| 94  | 中山川  | 中山川  | 西ノ谷川   | 丹原町 | 来見・志川・湯谷口 | 5    | 0.10                       |
| 95  | 中山川  | 中山川  | ウワナル谷川 | 丹原町 | 来見・鞍瀬     | 3    | 0.13                       |
| 96  | 中山川  | 中山川  | 稲荷谷川   | 丹原町 | 梶         | 6    | 0.08                       |
| 97  | 中山川  | 鞍瀬川  | 日浦谷川   | 丹原町 | 鞍瀬(日浦)    | 7    | 0.21                       |
| 98  | 中山川  | 鞍瀬川  | 古美西谷川  | 丹原町 | 明河(横海)    | 4    | 0.01                       |
| 99  | 中山川  | 鞍瀬川  | 古美谷川   | 丹原町 | 明河(横海)    | 5    | 0.09                       |
| 100 | 中山川  | 鞍瀬川  | 保井野谷川  | 丹原町 | 明河(保井野)   | 10   | 0.18                       |
| 101 | 中山川  | 鞍瀬川  | ネンジョ谷川 | 丹原町 | 明河(下影)    | 8    | 0.20                       |
| 102 | 中山川  | 鞍瀬川  | 東大谷川   | 丹原町 | 鞍瀬(中奥)    | 11   | 0.13                       |
| 103 | 中山川  | 鞍瀬川  | 大谷川    | 丹原町 | 鞍瀬(面木原)   | 11   | 0.80                       |
| 104 | 中山川  | 中山川  | 鞍瀬北谷川  | 丹原町 | 白坂・鞍瀬     | 0    | 0.31                       |

| No. | 河川名 |      |         | 所在地 |                   | 人家戸数 | 流域面積<br>(km <sup>2</sup> ) |
|-----|-----|------|---------|-----|-------------------|------|----------------------------|
|     | 水系名 | 河川名  | 溪流名     | 地域名 | 地区                |      |                            |
| 105 | 中山川 | 中山川  | 鞍瀬南谷川   | 丹原町 | 白坂・鞍瀬             | 0    | 0.06                       |
| 106 | 中山川 | 中山川  | 滝見川     | 丹原町 | 千原(中千原)           | 2    | 1.16                       |
| 107 | 中山川 | 中山川  | 南猪ノ谷川   | 丹原町 | 白坂(笹ヶ峠)           | 1    | 0.05                       |
| 108 | 中山川 | 中山川  | 猪ノ谷川    | 丹原町 | 白坂(笹ヶ峠)           | 10   | 0.05                       |
| 109 | 中山川 | 中山川  | 西和霊谷川   | 丹原町 | 白坂・関屋(宝ヶ口)        | 8    | 0.04                       |
| 110 | 中山川 | 中山川  | 和霊谷川    | 丹原町 | 白坂・関屋(宝ヶ口)        | 8    | 0.20                       |
| 111 | 中山川 | 中山川  | ゴシヤク谷川  | 丹原町 | 白坂・関屋・来見<br>(宝ヶ口) | 9    | 0.13                       |
| 112 | 中山川 | 大谷川  | 大谷川     | 丹原町 | 来見                | 9    | 0.78                       |
| 113 | 中山川 | 大谷川  | ショウジガ谷川 | 丹原町 | 来見                | 6    | 0.10                       |
| 114 | 中山川 | 大谷川  | ショウジガ谷川 | 丹原町 | 来見                | 0    | 0.10                       |
| 115 | 中山川 | 関山川  | 大倉谷川    | 丹原町 | 関屋(大倉)            | 7    | 0.06                       |
| 116 | 中山川 | 田滝川  | ウルメ川    | 丹原町 | 関屋(旦ノ原)           | 21   | 1.30                       |
| 117 | 中山川 | 田滝川  | 関屋谷     | 丹原町 | 関屋                | 0    | 0.05                       |
| 118 | 中山川 | 大目川  | 大目川     | 小松町 | 新屋敷(川原谷)          | 11   | 0.66                       |
| 119 | 中山川 | 裏谷川  | 裏谷川     | 小松町 | 妙口                | 0    | 0.62                       |
| 120 | 中山川 | 裏谷川  | 裏之谷川    | 小松町 | 妙口                | 19   | 0.24                       |
| 121 | 中山川 | 中山川  | 裏谷川     | 小松町 | 妙口                | 9    | 0.18                       |
| 122 | 中山川 | 妙之谷川 | 妙之谷川    | 小松町 | 石鎚(湯浪)            | 6    | 1.90                       |
| 123 | 中山川 | 妙之谷川 | 開谷      | 小松町 | 大頭・大郷(開)          | 9    | 0.06                       |
| 124 | 中山川 | 深谷川  | 深谷川     | 小松町 | 大頭(西大頭)           | 13   | 1.60                       |
| 125 | 中山川 | 中山川  | 明穂谷     | 小松町 | 明穂                | 0    | 0.12                       |
| 126 | 中山川 | 中山川  | 本社谷川    | 小松町 | 明穂                | 11   | 0.31                       |
|     |     |      |         |     |                   | 面積計  | 72.18                      |



## 6-4 地すべり危険箇所一覧

(県:砂防課、市:港湾河川課)

| No. | 箇所名  | 河川名 |      |       | 所在地 |     | 人口  | 人家戸数 |
|-----|------|-----|------|-------|-----|-----|-----|------|
|     |      | 水系名 | 幹川名  | 溪流名   | 地域名 | 地区  |     |      |
| 1   | 大浜北  | 渦井川 | 室川   | 長谷川   | 西条  | 大浜  | 37  | 30   |
| 2   | 市之川西 | 加茂川 | 市之川  | 市之川   | 西条  | 市之川 | 10  | 4    |
| 3   | 市之川東 | 加茂川 | 市之川  | 市之川   | 西条  | 市之川 | 38  | 15   |
| 4   | 丸野西  | 加茂川 | 市之川  | 市之川   | 西条  | 丸野  | 18  | 7    |
| 5   | 千町   | 加茂川 | 谷川   | 谷川    | 西条  | 千町  | 140 | 56   |
| 6   | 荒川   | 加茂川 | 谷川   | 谷川    | 西条  | 荒川  | 5   | 2    |
| 7   | 八ノ川  | 加茂川 | 谷川   | 八ノ子谷川 | 西条  | 荒川  | 7   | 3    |
| 8   | 中之池  | 加茂川 | 谷川   | 谷川    | 西条  | 藤之石 | 18  | 7    |
| 9   | 川来須北 | 加茂川 | 谷川   | 谷川    | 西条  | 藤之石 | 15  | 6    |
| 10  | 兎之山西 | 加茂川 | 加茂川  | 加茂川   | 西条  | 黒瀬  | 45  | 27   |
| 11  | 上の原  | 加茂川 | 加茂川  | 加茂川   | 西条  | 黒瀬  | 18  | 7    |
| 12  | 平野   | 加茂川 | 柳谷川  | 柳谷川   | 西条  | 大保木 | 12  | 4    |
| 13  | 里山   | 加茂川 | 柳谷川  | 柳谷川   | 西条  | 大保木 | 10  | 4    |
| 14  | 大桧   | 加茂川 | 加茂川  | 加茂川   | 西条  | 大保木 | 125 | 53   |
| 15  | 峰    | 加茂川 | 加茂川  | 加茂川   | 西条  | 大保木 | 130 | 51   |
| 16  | 前田   | 加茂川 | 加茂川  | イノウチ川 | 西条  | 中奥  | 39  | 17   |
| 17  | 細野   | 加茂川 | 加茂川  | 加茂川   | 西条  | 中奥  | 20  | 8    |
| 18  | 名古瀬西 | 加茂川 | 加茂川  | 名古瀬谷川 | 西条  | 西之川 | 32  | 13   |
| 19  | 大浜南  | 渦井川 | 室川   | 長谷川   | 西条  | 大浜  | 60  | 31   |
| 20  | 丸野東  | 加茂川 | 市之川  | 市之川   | 西条  | 丸野  | 13  | 5    |
| 21  | 下津池北 | 加茂川 | 谷川   | 吉居川   | 西条  | 藤之石 | 0   | 0    |
| 22  | 吉居南  | 加茂川 | 谷川   | 吉居川   | 西条  | 藤之石 | 0   | 0    |
| 23  | 坂元南  | 中山川 | 猪狩川  | 払川    | 西条  | 坂元  | 0   | 0    |
| 24  | 東浦   | 加茂川 | 加茂川  | 加茂川   | 西条  | 中奥  | 95  | 43   |
| 25  | 名古瀬東 | 加茂川 | 加茂川  | 猪谷川   | 西条  | 西之川 | 32  | 13   |
| 26  | 成    | 中山川 | 中山川  | 中山川   | 丹原町 | 臼坂  | 15  | 7    |
| 27  | 下千原  | 中山川 | 中山川  | 中山川   | 丹原町 | 千原  | 16  | 8    |
| 28  | 保井野  | 中山川 | 鞍瀬川  | 鞍瀬川   | 丹原町 | 明河  | 0   | 0    |
| 29  | 影無   | 中山川 | 志河川  | 志河川   | 丹原町 | 楠窪  | 10  | 4    |
| 30  | 峰    | 中山川 | 鞍瀬川  | 鞍瀬川   | 丹原町 | 鞍瀬  | 100 | 44   |
| 31  | 楠窪   | 中山川 | 志河川  | 志河川   | 丹原町 | 楠窪  | 0   | 0    |
| 32  | 下黒川  | 加茂川 | 黒川   | 黒川    | 小松町 | 石鎚  | 0   | 0    |
| 33  | 上黒川  | 加茂川 | 黒川   | 黒川    | 小松町 | 石鎚  | 0   | 0    |
| 34  | 折掛   | 加茂川 | 大保木川 | 大保木川  | 小松町 | 石鎚  | 0   | 0    |
| 35  | 正路藪  | 加茂川 | 大保木川 | 大保木川  | 小松町 | 石鎚  | 0   | 0    |
| 36  | 大成   | 加茂川 | 大保木川 | 大保木川  | 小松町 | 石鎚  | 0   | 0    |
| 37  | 原    | 中山川 | 都谷川  | 裏之谷川  | 小松町 | 妙口  | 180 | 59   |
| 38  | 大郷   | 中山川 | 妙谷川  | 妙谷川   | 小松町 | 大郷  | 100 | 35   |

## 6-5 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)一覧

(県:砂防課、市:港湾河川課)

| No. | 箇所         | 地域名 | 地区  | 斜面<br>区分 | 箇所<br>番号 | 危険箇所<br>の緯度 | 危険箇所<br>の経度 | 人家<br>戸数 | 勾配<br>(度) | 長さ<br>(m) | 高さ<br>(m) |
|-----|------------|-----|-----|----------|----------|-------------|-------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1   | 早川 B       | 西条  | 飯岡  | 自然       | 133      | 335419      | 1331422     | 10       | 35        | 100       | 30        |
| 2   | 山口         | 西条  | 飯岡  | 自然       | 134      | 335424      | 1331345     | 5        | 35        | 100       | 50        |
| 3   | 大浜         | 西条  | 飯岡  | 自然       | 135      | 335413      | 1331350     | 21       | 35        | 200       | 45        |
| 4   | 西の川原       | 西条  | 大町  | 自然       | 136      | 335352      | 1331150     | 8        | 40        | 300       | 30        |
| 5   | 武丈         | 西条  | 大町  | 自然       | 137      | 335344      | 1331148     | 31       | 40        | 250       | 35        |
| 6   | 津越         | 西条  | 神戸  | 自然       | 138      | 335306      | 1331150     | 9        | 40        | 130       | 25        |
| 7   | 舟形         | 西条  | 神戸  | 自然       | 139      | 335300      | 1331117     | 7        | 35        | 100       | 10        |
| 8   | 大久保        | 西条  | 神戸  | 自然       | 140      | 335304      | 1331100     | 8        | 40        | 150       | 25        |
| 9   | 河ヶ平 A      | 西条  | 加茂  | 自然       | 141      | 335152      | 1331052     | 5        | 35        | 150       | 30        |
| 10  | 河ヶ平 B      | 西条  | 加茂  | 自然       | 142      | 335144      | 1331113     | 7        | 45        | 200       | 30        |
| 11  | 下津池        | 西条  | 加茂  | 自然       | 144      | 335036      | 1331305     | 5        | 30        | 100       | 25        |
| 12  | 黒代         | 西条  | 加茂  | 自然       | 146      | 334952      | 1331345     | 12       | 30        | 300       | 140       |
| 13  | 中之池        | 西条  | 加茂  | 自然       | 147      | 334940      | 1331405     | 2        | 30        | 200       | 100       |
| 14  | 湯之谷        | 西条  | 神戸  | 自然       | 149      | 335320      | 1331000     | 13       | 35        | 250       | 50        |
| 15  | 尾土居        | 西条  | 氷見  | 自然       | 150      | 335302      | 1330757     | 5        | 50        | 150       | 10        |
| 16  | 千野々 A      | 西条  | 大保木 | 自然       | 151      | 335006      | 1330857     | 5        | 45        | 150       | 30        |
| 17  | 千野々 B      | 西条  | 大保木 | 自然       | 152      | 335000      | 1330855     | 15       | 35        | 200       | 30        |
| 18  | 下谷         | 西条  | 大保木 | 自然       | 153      | 334800      | 1330903     | 8        | 35        | 200       | 25        |
| 19  | 名古瀬        | 西条  | 大保木 | 自然       | 155      | 334741      | 1330941     | 7        | 45        | 300       | 100       |
| 20  | 西野口        | 西条  | 飯岡  | 自然       | 2653     | 335418      | 1331258     | 1        | 40        | 70        | 30        |
| 21  | 千野々 1      | 西条  | 大保木 | 自然       | 2654     | 335001      | 1330955     | 3        | 35        | 20        | 10        |
| 22  | 早川 A       | 西条  | 飯岡  | 人工       | 15       | 335432      | 1331422     | 13       | 35        | 150       | 50        |
| 23  | グリーンハイツ    | 西条  | 飯岡  | 人工       | 16       | 335432      | 1331500     | 60       | 35        | 400       | 70        |
| 24  | 早川 B       | 西条  | 飯岡  | 人工       | 178      | 335408      | 1331423     | 5        | 60        | 70        | 20        |
| 25  | ファミリーハイツ A | 西条  | 飯岡  | 人工       | 179      | 335448      | 1331442     | 22       | 30        | 260       | 20        |
| 26  | ファミリーハイツ B | 西条  | 飯岡  | 人工       | 180      | 335452      | 1331450     | 21       | 30        | 100       | 15        |
| 27  | 棚林         | 西条  | 神戸  | 人工       | 203      | 335317      | 1330950     | 1        | 35        | 40        | 50        |
| 28  | 市之川 3      | 西条  | 市之川 | 人工       | 204      | 335313      | 1331300     | 1        | 60        | 60        | 30        |
| 29  | 永納山        | 東予  | 河原津 | 自然       | 157      | 335832      | 1330349     | 6        | 35        | 120       | 40        |
| 30  | 米山         | 東予  | 六軒家 | 自然       | 158      | 335803      | 1330310     | 0        | 45        | 120       | 20        |
| 31  | 川北         | 東予  | 黒谷  | 自然       | 159      | 335653      | 1330010     | 12       | 42        | 120       | 35        |
| 32  | 引地         | 東予  | 河之内 | 自然       | 160      | 335554      | 1330148     | 7        | 35        | 150       | 40        |
| 33  | 才土         | 東予  | 河之内 | 自然       | 161      | 335550      | 1330141     | 13       | 45        | 150       | 50        |
| 34  | 鳴          | 東予  | 河之内 | 自然       | 162      | 335530      | 1330118     | 7        | 40        | 200       | 60        |
| 35  | 国山         | 東予  | 河之内 | 自然       | 163      | 335524      | 1330112     | 5        | 35        | 180       | 80        |
| 36  | 夜討ヶ窪       | 東予  | 河之内 | 自然       | 164      | 335532      | 1330049     | 5        | 40        | 100       | 50        |
| 37  | 六軒家        | 東予  | 六軒家 | 自然       | 2655     | 335807      | 1330339     | 8        | 35        | 40        | 50        |
| 38  | 影無         | 丹原町 | 楠窪  | 自然       | 165      | 334950      | 1330358     | 5        | 30        | 150       | 20        |
| 39  | 保井野 A      | 丹原町 | 明河  | 自然       | 166      | 334633      | 1330253     | 5        | 40        | 150       | 40        |
| 40  | 保井野 B      | 丹原町 | 明河  | 自然       | 167      | 334647      | 1330256     | 5        | 35        | 120       | 25        |
| 41  | 横海         | 丹原町 | 明河  | 自然       | 168      | 334724      | 1330238     | 5        | 35        | 160       | 25        |
| 42  | 成          | 丹原町 | 明河  | 自然       | 169      | 334732      | 1330226     | 5        | 45        | 150       | 42        |

| No. | 箇所    | 地域名 | 地区  | 斜面<br>区分 | 箇所<br>番号 | 危険箇所の<br>緯度 | 危険箇所の<br>経度 | 人家<br>戸数 | 勾配<br>(度) | 長さ<br>(m) | 高さ<br>(m) |
|-----|-------|-----|-----|----------|----------|-------------|-------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 43  | 下影    | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 170      | 334732      | 1330222     | 10       | 30        | 140       | 25        |
| 44  | 河之瀬   | 丹原町 | 明河  | 自然       | 171      | 334913      | 1330147     | 9        | 45        | 300       | 30        |
| 45  | 鍛冶屋 A | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 172      | 334935      | 1330110     | 5        | 40        | 60        | 30        |
| 46  | 鍛冶屋 B | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 173      | 334942      | 1330118     | 7        | 30        | 80        | 20        |
| 47  | 長面    | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 174      | 334959      | 1330101     | 5        | 35        | 180       | 50        |
| 48  | 高座    | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 175      | 334958      | 1330053     | 15       | 30        | 500       | 55        |
| 49  | 宮の成   | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 176      | 335005      | 1330043     | 5        | 40        | 100       | 40        |
| 50  | 落合    | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 177      | 335024      | 1330025     | 5        | 40        | 200       | 35        |
| 51  | 中千原   | 丹原町 | 千原  | 自然       | 178      | 334921      | 1325936     | 8        | 40        | 140       | 25        |
| 52  | 下千原 A | 丹原町 | 千原  | 自然       | 179      | 334915      | 1325923     | 4        | 40        | 180       | 20        |
| 53  | 下千原 B | 丹原町 | 千原  | 自然       | 180      | 334913      | 1325919     | 5        | 45        | 120       | 30        |
| 54  | 相之谷   | 丹原町 | 臼坂  | 自然       | 181      | 334943      | 1325840     | 5        | 40        | 120       | 30        |
| 55  | 成     | 丹原町 | 臼坂  | 自然       | 182      | 335031      | 1325912     | 2        | 40        | 80        | 25        |
| 56  | 笹ヶ峠   | 丹原町 | 臼坂  | 自然       | 183      | 335105      | 1325954     | 8        | 40        | 150       | 20        |
| 57  | 宝ヶ口   | 丹原町 | 臼坂  | 自然       | 184      | 335115      | 1330045     | 5        | 35        | 120       | 40        |
| 58  | 梶 A   | 丹原町 | 鞍瀬  | 自然       | 185      | 335052      | 1330021     | 8        | 40        | 300       | 30        |
| 59  | 梶 B   | 丹原町 | 来見  | 自然       | 186      | 335054      | 1330036     | 13       | 36        | 400       | 30        |
| 60  | 湯谷口 A | 丹原町 | 湯谷口 | 自然       | 187      | 335106      | 1330058     | 10       | 40        | 120       | 40        |
| 61  | 湯谷口 B | 丹原町 | 湯谷口 | 自然       | 188      | 335110      | 1330112     | 17       | 35        | 130       | 20        |
| 62  | 湯谷口 C | 丹原町 | 湯谷口 | 自然       | 189      | 335109      | 1330119     | 6        | 35        | 60        | 40        |
| 63  | 大倉    | 丹原町 | 関屋  | 自然       | 190      | 335212      | 1330106     | 6        | 35        | 120       | 40        |
| 64  | 田滝 A  | 丹原町 | 田滝  | 自然       | 191      | 335244      | 1330119     | 7        | 35        | 80        | 25        |
| 65  | 田滝 B  | 丹原町 | 田滝  | 自然       | 192      | 335240      | 1330129     | 5        | 40        | 100       | 20        |
| 66  | 高松    | 丹原町 | 高松  | 自然       | 193      | 335248      | 1330206     | 7        | 35        | 250       | 25        |
| 67  | 兼久    | 丹原町 | 高松  | 自然       | 194      | 335318      | 1330248     | 7        | 30        | 70        | 20        |
| 68  | 古田    | 丹原町 | 古田  | 自然       | 195      | 335415      | 1330229     | 14       | 40        | 140       | 60        |
| 69  | 徳能    | 丹原町 | 徳能  | 自然       | 196      | 335436      | 1330242     | 7        | 35        | 100       | 40        |
| 70  | 高知    | 丹原町 | 高知  | 自然       | 197      | 335452      | 1330252     | 7        | 30        | 120       | 30        |
| 71  | 馬木    | 丹原町 | 鞍瀬  | 人工       | 17       | 335021      | 1330036     | 12       | 30        | 400       | 35        |
| 72  | 河口    | 小松町 | 石鎚  | 自然       | 156      | 334913      | 1330728     | 6        | 55        | 50        | 25        |

## 6-6 崩壊土砂流出危険地区一覽

(県:森林整備課、市:林業振興課)

| No. | 位 置 |      | 面積<br>(ha) | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|------|------------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字    |            | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 1   | 船屋  | 祝谷   | 0.27       |              |               |             |             |                | 県  | 無        |
| 2   | 船屋  | 一本松  | 0.08       |              |               |             | 1           |                | 県  | 無        |
| 3   | 船屋  | 広谷   | 0.27       |              |               |             |             |                | 県  | 無        |
| 4   | 下島山 | 岡寺池  | 0.05       |              |               |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 5   | 下島山 | 黒木谷  | 0.88       |              | 15            |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 6   | 下島山 | 水谷池  | 0.67       |              | 15            |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 7   | 下島山 | カノ池  | 0.09       |              | 20            |             |             |                | 県  | 有        |
| 8   | 下島山 | 湯舟池  | 0.23       |              | 16            |             |             |                | 県  | 有        |
| 9   | 下島山 | 大谷東  | 0.23       |              |               | 5           |             |                | 県  | 有        |
| 10  | 下島山 | 西大谷川 | 0.32       |              | 15            |             |             |                | 県  | 有        |
| 11  | 下島山 | 西大谷川 | 0.23       |              | 15            |             |             |                | 県  | 有        |
| 12  | 福武  | 新田   | 0.29       |              | 30            |             |             | 1              | 市  | 有        |
| 13  | 福武  | 新田   | 0.56       |              | 40            |             |             | 1              | 市  | 有        |
| 14  | 福武  | 新田   | 0.47       |              | 40            |             |             | 1              | 市  | 有        |
| 15  | 福武  | 新田   | 0.77       |              |               | 9           |             | 1              | 市  | 有        |
| 16  | 飯岡  | 地藏原  | 0.50       | 50           |               |             |             | 1              | 市  | 有        |
| 17  | 飯岡  |      | 0.43       |              |               |             | 2           | 2              |    | 有        |
| 18  | 飯岡  | 山本   | 0.43       |              | 25            |             |             |                | 市  | 有        |
| 19  | 飯岡  | 長屋敷  | 0.36       |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 20  | 飯岡  | 産能池  | 0.31       |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 21  | 飯岡  | 山口   | 0.25       |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 22  | 大浜  |      | 0.44       |              | 15            |             |             |                | 市  | 有        |
| 23  | 大浜  |      | 0.74       |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 24  | 大浜  |      | 0.84       |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 25  | 大浜  |      | 2.75       |              | 15            |             |             |                | 市  | 有        |
| 26  | 早川  |      | 0.93       |              | 15            |             |             |                | 市  | 有        |
| 27  | 早川  |      | 0.14       |              | 15            |             |             |                | 市  | 有        |
| 28  | 早川  |      | 0.49       |              | 15            |             |             |                | 市  | 有        |
| 29  | 早川  |      | 0.11       |              | 50            |             |             |                | 市  | 有        |
| 30  | 早川  |      | 4.10       |              | 17            |             |             |                | 市  | 有        |
| 31  | 氷見丁 | 切川   | 4.15       |              | 40            |             |             |                | 市  | 有        |
| 32  | 黒瀬  | 上ノ原  | 0.60       |              |               |             |             |                | 県  | 有        |
| 33  | 坂元  | 北山   | 0.59       |              | 10            |             |             |                | 県  | 無        |
| 34  | 坂元  | 北山   | 0.38       |              |               | 5           |             |                | 県  | 無        |
| 35  | 西泉  | 西泉   | 0.42       |              | 15            |             |             |                | 県  | 無        |
| 36  | 西田  | 西田   | 0.06       |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 37  | 洲之内 | 棚林   | 0.47       |              |               | 5           |             |                | 市  | 無        |
| 38  | 洲之内 | 湯之谷  | 0.18       |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 39  | 洲之内 | 西原   | 0.42       |              | 25            |             |             |                | 県  | 無        |
| 40  | 洲之内 | 西原   | 0.67       |              | 35            |             |             |                | 市  | 無        |
| 41  | 洲之内 | 西原   | 0.19       |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 42  | 洲之内 | 西原   | 0.86       |              | 20            |             |             |                |    | 無        |
| 43  | 洲之内 | 東原   | 0.18       |              |               | 7           |             |                | 市  | 無        |
| 44  | 中野  | 大久保  | 0.00       |              |               |             |             |                | 県  | 無        |
| 45  | 兔之山 |      | 0.54       |              |               |             |             |                | 県  | 無        |
| 46  | 荒川  | 東宮   | 0.11       |              |               |             | 1           |                | 国  | 無        |
| 47  | 中野  | 長瀬   | 1.78       |              |               | 8           |             |                | 国  | 無        |
| 48  | 中野  | 市倉   | 1.87       |              |               | 8           |             |                |    | 無        |
| 49  | 中野  | 中野丙  | 3.19       |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 50  | 中野  | 中野丙  | 1.56       |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 51  | 市之川 |      | 1.37       |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 52  | 丸野  |      | 0.97       |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 53  | 丸野  |      | 0.41       |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 54  | 丸野  |      | 0.27       |              |               |             |             | 1              |    | 有        |
| 55  | 市之川 |      | 0.38       |              |               |             | 4           |                | 県  | 無        |
| 56  | 大浜  |      | 2.04       |              | 15            |             |             |                | 市  | 有        |
| 57  | 早川  |      | 2.37       |              | 15            |             |             |                | 市  | 有        |
| 58  | 早川  |      | 2.12       |              | 25            |             |             |                | 市  | 有        |

| No. | 位 置 |       | 面積<br>(ha) | 公共施設等        |               |             |             |                | 保安<br>林等 |    |
|-----|-----|-------|------------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----------|----|
|     | 大字  | 字     |            | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) |          | 道路 |
| 59  | 大保木 | 平野    | 1.94       |              |               |             | 3           |                | 県        | 有  |
| 60  | 大保木 | 平野    | 0.56       |              |               |             | 3           |                | 県        | 無  |
| 61  | 大保木 | 平野    | 1.58       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 62  | 大保木 | 平野    | 1.22       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 63  | 大保木 | 平野    | 0.73       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 64  | 大保木 | 鳶寄    | 2.70       |              |               |             | 2           |                | 県        | 無  |
| 65  | 大保木 | 坂中    | 4.41       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 66  | 黒瀬  | 野地    | 1.98       |              |               |             |             |                | 林        | 無  |
| 67  | 荒川  | 下分    | 3.24       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 68  | 荒川  | 八之川   | 5.02       |              |               |             |             |                | 国        | 有  |
| 69  | 荒川  | 八之子谷  | 5.49       |              |               |             |             |                | 国        | 無  |
| 70  | 藤之石 | 風透    | 0.14       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 71  | 藤之石 | 本郷    | 1.53       |              | 16            |             |             | 1              | 市        | 無  |
| 72  | 藤之石 | 吉居    | 0.12       |              |               |             |             |                | 林        | 有  |
| 73  | 藤之石 | 吉居    | 2.66       |              |               |             |             |                | 林        | 有  |
| 74  | 中奥  | 淀     | 1.65       |              |               |             | 4           |                | 県        | 有  |
| 75  | 中奥  | 千野々   | 5.54       |              | 15            |             |             |                | 県        | 無  |
| 76  | 藤之石 | 中之池   | 2.83       |              |               |             |             |                | 国        | 無  |
| 77  | 藤之石 | 竿谷    | 4.18       |              |               |             | 2           |                | 国        | 無  |
| 78  | 西之川 | 下谷    | 1.08       |              | 10            |             |             |                | 県        | 有  |
| 79  | 西之川 | 猪谷川   | 2.84       |              |               |             | 3           |                | 県        | 無  |
| 80  | 坂元  | 払川    | 0.77       |              | 15            |             |             |                | 県        | 無  |
| 81  | 丸野  |       | 2.61       |              |               |             |             |                | 県        | 無  |
| 82  | 荒川  | コジキガ谷 | 0.13       |              |               |             | 5           |                |          | 無  |
| 83  | 安用  |       | 0.55       |              |               |             | 1           | 1              | 市        | 有  |
| 84  | 広岡  |       | 0.56       |              |               |             | 2           | 1              | 市        | 有  |
| 85  | 広岡  |       | 2.93       |              |               |             | 4           |                | 市        | 有  |
| 86  | 広岡  |       | 1.49       |              |               |             | 2           |                | 市        | 有  |
| 87  | 広岡  |       | 0.49       |              |               |             | 2           |                | 市        | 有  |
| 88  | 河之内 |       | 0.55       |              |               |             |             |                | 市        | 有  |
| 89  | 河之内 |       | 2.38       |              | 18            |             |             | 1              | 市        | 有  |
| 90  | 河之内 |       | 1.02       |              | 16            |             |             | 1              | 市        | 有  |
| 91  | 河之内 |       | 2.81       |              | 12            |             |             |                | 市        | 有  |
| 92  | 河之内 |       | 5.82       |              |               | 8           |             |                | 市        | 有  |
| 93  | 河之内 |       | 17.10      |              |               |             |             |                | 市        | 有  |
| 94  | 黒谷  |       | 5.58       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 95  | 黒谷  |       | 2.70       |              |               |             | 3           |                | 市        | 有  |
| 96  | 黒谷  |       | 3.13       |              | 10            |             |             |                | 市        | 無  |
| 97  | 黒谷  |       | 1.80       |              |               |             |             |                | 市        | 有  |
| 98  | 福成寺 | 旦之上   | 0.67       |              |               | 5           |             | 1              | 県        | 有  |
| 99  | 福成寺 |       | 2.75       |              |               | 5           |             | 1              | 県        | 有  |
| 100 | 楠   |       | 1.03       |              |               |             | 4           | 1              | 県        | 有  |
| 101 | 黒谷  |       | 11.64      | 50           |               |             |             | 1              | 市        | 有  |
| 102 | 河之内 |       | 9.48       |              | 16            |             |             | 1              | 市        | 有  |
| 103 | 河之内 |       | 2.28       |              | 16            |             |             | 1              | 市        | 有  |
| 104 | 福成寺 | 椎木峠   | 1.90       |              | 30            |             |             |                | 県        | 無  |
| 105 | 実報寺 | 大池    | 1.21       | 50           |               |             |             |                | 県        | 無  |
| 106 | 河之内 | 佐川    | 0.63       |              | 10            |             |             |                | 県        | 無  |
| 107 | 福成寺 | 旦之上   | 1.30       |              |               |             |             |                | 林        | 無  |
| 108 | 広岡  |       | 1.56       |              | 40            |             |             |                | 市        | 無  |
| 109 | 河之内 | セバ谷   | 2.35       |              |               |             |             |                | 林        | 無  |
| 110 | 河之内 | セバ谷   | 2.50       |              |               |             |             |                | 林        | 無  |
| 111 | 黒谷  |       | 0.56       |              |               |             |             |                | 林        | 有  |
| 112 | 河之内 | 本谷    | 0.61       |              | 10            |             |             |                | 林        | 無  |
| 113 | 黒谷  |       | 2.18       |              |               |             |             |                | 林        | 有  |
| 114 | 河之内 | 国山    | 1.20       |              |               | 7           |             |                | 市        | 有  |
| 115 | 河之内 |       | 2.70       |              | 15            |             |             |                | 市        | 有  |
| 116 | 黒谷  |       | 0.21       |              |               |             | 3           |                | 市        | 有  |
| 117 | 黒谷  |       | 0.21       |              |               |             | 3           |                | 市        | 有  |
| 118 | 河之内 |       | 5.40       |              |               |             |             |                | 市        | 無  |
| 119 | 福成寺 |       | 1.98       | 50           |               |             |             | 1              | 県        | 有  |

| No. | 位 置 |      | 面積<br>(ha) | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|------|------------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字    |            | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49~10 戸 | 人家<br>9~5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 120 | 福成寺 |      | 0.72       | 50           |               |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 121 | 福成寺 |      | 0.38       | 50           |               |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 122 | 河之内 | 天川   | 1.58       |              | 10            |             |             |                | 市  | 有        |
| 123 | 河之内 | 天川   | 1.03       |              | 10            |             |             | 1              | 市  | 有        |
| 124 | 福成寺 |      | 0.15       |              | 18            |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 125 | 河之内 | 才土   | 0.07       |              |               |             | 1           |                | 市  | 有        |
| 126 | 河之内 | 才土   | 0.24       |              | 18            |             |             | 1              |    | 無        |
| 127 | 河之内 | 宝地   | 0.31       |              |               | 7           |             |                | 市  | 無        |
| 128 | 寺尾  |      | 1.55       |              |               | 5           |             |                | 市  | 無        |
| 129 | 寺尾  |      | 1.63       |              |               | 6           |             |                | 市  | 無        |
| 130 | 楠窪  | 影無   | 1.43       |              |               |             | 4           |                | 県  | 無        |
| 131 | 楠窪  | 影無   | 0.55       |              |               |             | 1           |                | 県  | 無        |
| 132 | 楠窪  | 神部   | 0.88       |              |               |             | 3           |                | 県  | 無        |
| 133 | 湯谷口 |      | 0.45       |              | 20            |             |             |                | 国  | 無        |
| 134 | 湯谷口 |      | 1.35       |              |               |             | 4           |                | 国  | 無        |
| 135 | 鞍瀬  | 梶    | 0.74       |              | 10            |             |             |                | 国  | 有        |
| 136 | 鞍瀬  | 梶    | 0.51       |              | 15            |             |             | 1              | 国  | 有        |
| 137 | 鞍瀬  | 日浦   | 0.58       |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 138 | 鞍瀬  | 長面   | 3.13       |              |               |             | 2           |                | 県  | 有        |
| 139 | 鞍瀬  | 峰    | 3.24       |              |               |             | 4           |                | 県  | 無        |
| 140 | 鞍瀬  | 宮坂   | 1.93       |              |               |             | 4           |                | 県  | 有        |
| 141 | 白坂  | 相之谷  | 4.23       |              |               |             | 4           |                | 市  | 有        |
| 142 | 白坂  | 高月   | 6.54       |              |               |             | 4           |                | 市  | 有        |
| 143 | 白坂  | 宝ヶ口  | 1.51       |              |               |             | 3           |                | 市  | 有        |
| 144 | 白坂  | 宝ヶ口  | 1.02       |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 145 | 来見  |      | 1.23       |              |               |             | 4           |                | 市  | 有        |
| 146 | 関屋  |      | 8.37       |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 147 | 田滝  |      | 3.07       | 50           |               |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 148 | 田滝  |      | 0.85       |              | 30            |             |             |                | 県  | 無        |
| 149 | 高松  |      | 0.76       |              |               |             |             |                | 県  | 有        |
| 150 | 川根  | 西川根  | 1.14       |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 151 | 川根  | 西川根  | 6.00       |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 152 | 川根  | 東川根  | 3.20       |              |               |             | 2           |                | 市  | 有        |
| 153 | 古田  |      | 3.24       |              |               |             | 1           |                | 市  | 有        |
| 154 | 古田  |      | 3.20       |              |               |             |             | 1              | 市  | 有        |
| 155 | 徳能  |      | 2.73       |              |               |             | 1           |                | 市  | 有        |
| 156 | 徳能  |      | 1.11       |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 157 | 明河  |      | 6.89       |              | 10            |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 158 | 明河  | 保井野  | 2.01       |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 159 | 川根  | 西口   | 0.35       |              |               | 5           |             |                | 県  | 無        |
| 160 | 田滝  | 影谷   | 5.46       |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 161 | 関屋  | ウルメ谷 | 4.53       |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 162 | 関屋  | 南川   | 2.98       |              | 10            |             |             |                | 林  | 無        |
| 163 | 白坂  | 成    | 3.89       |              |               | 5           |             | 1              | 国  | 無        |
| 164 | 千原  |      | 1.04       |              |               |             |             | 1              | 国  | 無        |
| 165 | 明河  | ヌタ藪  | 1.38       |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 166 | 関屋  | 赤子谷  | 4.66       |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 167 | 関屋  | 東三方谷 | 3.26       |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 168 | 関屋  | 文珠谷  | 1.28       |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 169 | 来見  |      | 0.22       | 419          |               |             |             | 2              | 県  | 有        |
| 170 | 徳能  |      | 0.03       |              |               | 5           |             |                | 県  | 有        |
| 171 | 高知  |      | 0.08       |              | 15            |             |             |                | 県  | 有        |
| 172 | 徳能  |      | 0.42       |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 173 | 川根  |      | 0.17       |              |               |             | 1           |                | 県  | 無        |
| 174 | 川根  |      | 0.97       |              |               |             | 1           |                | 県  | 有        |
| 175 | 寺尾  |      | 1.10       |              | 35            |             |             |                | 国  | 無        |
| 176 | 志川  |      | 0.93       |              | 25            |             |             |                | 国  | 無        |
| 177 | 志川  |      | 0.98       |              | 25            |             |             |                | 国  | 無        |
| 178 | 田滝  |      | 2.18       | 50           |               |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 179 | 田滝  |      | 2.29       | 50           |               |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 180 | 田滝  |      | 1.48       | 50           |               |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 181 | 来見  |      | 0.40       |              | 15            |             |             |                | 県  | 有        |

| No. | 位 置 |     | 面積<br>(ha) | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|-----|------------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字   |            | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 182 | 来見  |     | 0.45       |              | 15            |             |             |                | 県  | 有        |
| 183 | 臼坂  | 宝ヶ口 | 1.28       |              |               | 8           |             |                | 県  | 有        |
| 184 | 湯谷口 |     | 0.55       |              | 20            |             |             |                | 国  | 無        |
| 185 | 湯谷口 |     | 1.01       |              |               |             | 4           |                | 国  | 無        |
| 186 | 河之瀬 |     | 0.53       |              |               |             | 3           |                | 県  | 無        |
| 187 | 徳能  |     | 0.81       |              | 40            |             |             | 1              | 県  | 有        |
| 188 | 臼坂  | 宝ヶ口 | 0.51       |              |               | 6           |             |                |    | 有        |
| 189 | 明河  | 余野  | 3.01       |              |               |             |             |                | 県  | 有        |
| 190 | 石鎚  | 有永  | 0.69       |              |               |             |             |                | 県  | 無        |
| 191 | 石鎚  | 土居  | 1.69       |              |               |             |             |                | 県  | 無        |
| 192 | 石鎚  | 中村  | 2.05       |              |               |             | 2           |                | 県  | 無        |
| 193 | 妙口  | 都谷  | 0.11       |              | 28            |             |             | 1              | 市  | 無        |
| 194 | 妙口  | 都谷  | 0.22       |              | 28            |             |             | 1              | 市  | 無        |
| 195 | 妙口  | 妙口  | 0.58       |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 196 | 妙口  | 妙口  | 0.17       |              |               |             |             |                | 林  | 有        |
| 197 | 大郷  | 大郷  | 1.20       |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 198 | 大郷  | 大郷  | 0.74       |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 199 | 明穂  | 明穂  | 3.50       |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 200 | 明穂  | 明穂  | 3.82       |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 201 | 大郷  | 大郷  | 1.41       | 170          |               |             |             | 1              | 国  | 無        |
| 202 | 大郷  | 大郷  | 3.14       |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 203 | 妙口  | 修理谷 | 0.30       |              | 28            |             |             | 1              |    | 無        |
| 204 | 石鎚  | 成就  | 2.91       |              |               |             | 2           |                |    | 有        |
| 205 | 石鎚  | 虎杖  | 1.46       |              |               |             | 1           | 1              |    | 無        |
| 206 | 南川  | 大谷  | 1.80       | 110          |               |             |             | 2              | 国  | 無        |
| 207 | 新屋敷 | 本谷  | 1.35       |              | 35            |             |             |                | 県  | 無        |
| 208 | 新屋敷 | 半吉池 | 1.79       |              | 35            |             |             |                | 県  | 無        |
| 209 | 石鎚  | 古坊  | 0.23       |              |               | 5           |             |                | 林  | 無        |
| 210 | 石鎚  | 横峰  | 0.34       |              |               | 6           |             |                | 市  | 無        |
| 211 | 石鎚  | 戸石  | 0.22       |              |               | 5           |             |                | 林  | 無        |
| 212 | 妙口  | 鉄砲谷 | 0.77       |              | 20            |             |             |                | 国  | 無        |
| 213 | 新屋敷 | マゴシ | 0.24       |              |               | 5           |             |                | 林  | 無        |
| 214 | 新屋敷 | マゴシ | 1.55       |              |               | 5           |             |                | 林  | 無        |
| 215 | 新屋敷 | マゴシ | 1.68       |              |               | 5           |             |                | 林  | 無        |
| 216 | 妙口  | 地藏谷 | 0.32       |              | 20            |             |             |                | 高速 | 無        |
| 217 | 新屋敷 |     | 0.09       |              |               | 5           |             |                |    | 無        |
| 218 | 新屋敷 |     | 0.25       |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 219 | 妙口  | 妙口  | 0.54       | 255          |               |             |             |                | 高速 | 無        |
| 220 | 妙口  | 妙口  | 0.34       | 251          |               |             |             |                |    | 無        |
| 221 | 妙口  | 妙口  | 0.17       | 251          |               |             |             |                |    | 無        |
| 222 | 妙口  | 妙口  | 0.27       | 251          |               |             |             |                |    | 無        |
| 223 | 妙口  | 妙口  | 0.21       | 100          |               |             |             |                |    | 無        |
| 224 | 妙口  | 妙口  | 1.12       | 155          |               |             |             |                | 高速 | 有        |
| 225 | 大保木 | 平野  | 4.95       | 12           |               |             |             |                | 県  | 有        |
| 226 | 黒谷  |     | 0.34       | 10           |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 227 | 河之内 | 天川  | 1.38       | 5            |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 228 | 河之内 |     | 0.24       | 10           |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 229 | 河之内 |     | 1.17       | 15           |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 230 | 川根  |     | 0.25       | 10           |               |             |             |                | 県  | 有        |
| 231 | 明河  | 角立  | 0.06       | 1            |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 232 | 明河  |     | 0.09       | 1            |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 233 | 楠窪  |     | 2.11       |              |               |             |             | 1              | 市  | 無        |
| 234 | 関屋  | 赤子谷 | 4.75       |              |               |             |             |                | 林  | 有        |
| 235 | 大郷  |     | 0.23       | 5            |               |             |             |                | 県  | 無        |
| 236 | 妙口  |     | 0.3        | 10           |               |             |             | 2              | 市  | 無        |
| 237 | 新屋敷 |     | 0.31       | 5            |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 238 | 鞍瀬  | 鍋谷  | 0.59       |              |               |             | 2           |                | 国  | 無        |
|     |     | 面積計 | 386.41     |              |               |             |             |                |    |          |

## 6-7 山腹崩壊危険地区一覽

(県:森林整備課、市:林業振興課)

| No. | 位 置 |      | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字    | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 1   | 船屋  | 祝谷   |              |               |             |             |                |    | 無        |
| 2   | 船屋  | 祝谷   |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 3   | 船屋  | 一本松  |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 4   | 船屋  | ヨシガ谷 |              |               |             | 3           |                |    | 無        |
| 5   | 下島山 | 菅谷   |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 6   | 下島山 | 大谷   |              | 20            |             |             |                | 市  | 有        |
| 7   | 下島山 | 所藪   |              | 13            |             |             | 1              | 市  | 無        |
| 8   | 下島山 | 所藪   |              |               | 7           |             |                |    | 無        |
| 9   | 福武  |      |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 10  | 福武  |      |              | 10            |             |             |                | 市  | 無        |
| 11  | 福武  | 西之川原 |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 12  | 福武  | 西之川原 |              |               | 5           |             |                | 市  | 無        |
| 13  | 飯岡  | 山口   |              |               |             | 2           | 1              | 市  | 無        |
| 14  | 飯岡  | 山口   |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 15  | 飯岡  | 山口   |              |               | 6           |             |                | 市  | 無        |
| 16  | 飯岡  | 山口   |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 17  | 飯岡  | 山口   |              | 12            |             |             |                |    | 無        |
| 18  | 飯岡  | 早川   |              | 12            |             |             |                | 市  | 有        |
| 19  | 西泉  |      |              |               |             |             |                | 高速 | 無        |
| 20  | 西田  |      |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 21  | 洲之内 | 棚林   |              |               |             | 2           |                |    | 無        |
| 22  | 洲之内 | 棚林   |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 23  | 洲之内 | 湯之谷  |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 24  | 洲之内 | 湯之谷  |              | 12            |             |             |                | 市  | 無        |
| 25  | 中野  | 大久保  |              |               | 6           |             |                | 市  | 無        |
| 26  | 中野  | 大久保  |              |               | 5           |             |                | 市  | 無        |
| 27  | 黒瀬  | 中寺   |              |               |             | 4           |                | 高速 | 無        |
| 28  | 黒瀬  | 中寺   |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 29  | 兔之山 |      |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 30  | 兔之山 |      |              |               |             | 2           | 1              | 市  | 無        |
| 31  | 黒瀬  |      |              |               |             |             | 1              |    | 無        |
| 32  | 中野  | 船形   |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 33  | 中野  | 船形   |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 34  | 津越  |      |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 35  | 市之川 |      |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 36  | 市之川 |      |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 37  | 丸野  |      |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 38  | 丸野  |      |              |               |             | 2           |                | 市  | 有        |
| 39  | 丸野  |      |              |               |             | 0           |                | 林  | 有        |
| 40  | 丸野  |      |              |               |             | 2           | 1              | 市  | 有        |
| 41  | 大保木 | 鷹寄   |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 42  | 大保木 | 鷹寄   |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 43  | 大保木 | 里山   |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 44  | 大保木 | 峰    |              |               |             | 2           |                | 林  | 無        |
| 45  | 大保木 | 伊忠原  |              |               |             | 1           |                | 市  | 有        |
| 46  | 黒瀬  | 湯久保  |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 47  | 黒瀬  | 湯久保  |              |               |             | 3           |                |    | 無        |
| 48  | 黒瀬  | 坂中   |              |               |             |             | 1              | 市  | 無        |
| 49  | 黒瀬  | 百合城  |              |               |             | 1           |                | 林  | 無        |
| 50  | 荒川  | 李    |              |               |             | 2           |                | 林  | 無        |



| No. | 位 置 |        | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|--------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字      | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 51  | 荒川  | 河ヶ平    |              |               |             | 3           |                | 国  | 無        |
| 52  | 荒川  | 添谷     |              |               |             | 1           |                | 国  | 無        |
| 53  | 藤之石 | 陰地     |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 54  | 藤之石 | 風透     |              |               |             | 2           |                | 林  | 無        |
| 55  | 藤之石 | 風透     |              |               | 8           |             |                | 国  | 無        |
| 56  | 藤之石 | 水無     |              |               |             | 1           |                | 林  | 無        |
| 57  | 藤之石 | 下西郷    |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 58  | 藤之石 | 吉居     |              |               |             | 2           |                | 林  | 有        |
| 59  | 藤之石 | 吉居     |              |               |             |             |                | 林  | 有        |
| 60  | 中奥  | 千野々    |              | 12            |             |             |                | 市  | 無        |
| 61  | 中奥  | 淀      |              |               |             | 4           |                | 市  | 有        |
| 62  | 中奥  | 淀      |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 63  | 中奥  | 細野     |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 64  | 中奥  | 細野     |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 65  | 中奥  | 千野々    |              |               |             | 1           | 1              |    | 無        |
| 66  | 藤之石 | 陰地     |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 67  | 藤之石 | 中之池    |              |               |             |             |                | 国  | 無        |
| 68  | 藤之石 | 黒代     |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 69  | 藤之石 | 黒代     |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 70  | 藤之石 | 中之池    |              |               |             | 1           |                | 国  | 無        |
| 71  | 西之川 | 下谷     |              |               | 6           |             |                | 市  | 有        |
| 72  | 西之川 | 下谷     |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 73  | 西之川 | 野地     |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 74  | 東之川 |        |              |               |             | 1           |                | 林  | 無        |
| 75  | 西之川 |        |              |               |             | 2           |                | 林  | 無        |
| 76  | 西之川 | 名古瀬    |              |               |             | 2           |                |    | 無        |
| 77  | 西之川 | 名古瀬    |              |               | 5           |             |                |    | 無        |
| 78  | 西之川 | 名古瀬    |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 79  | 西之川 | 野地     |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 80  | 飯岡  |        |              |               | 6           |             | 1              |    | 無        |
| 81  | 津越  | 小平     |              | 30            |             |             | 1              | 市  | 有        |
| 82  | 大保木 | トビヨセ   |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 83  | 安用  |        |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 84  | 河之内 | 宝地     |              |               |             | 0           |                | 林  | 有        |
| 85  | 広岡  | コンゲンバラ |              |               |             | 1           |                | 市  | 有        |
| 86  | 上市  |        |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 87  | 河之内 | 引地     |              | 10            |             |             |                | 市  | 無        |
| 88  | 河之内 | 才土     |              | 13            |             |             |                | 市  | 無        |
| 89  | 河之内 | 国山     |              |               | 7           |             |                | 市  | 有        |
| 90  | 河之内 | 宝地     |              |               |             | 4           |                | 市  | 有        |
| 91  | 河之内 | 夜討ヶ窪   |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 92  | 旦之上 | 畑向     |              |               |             | 2           |                |    | 無        |
| 93  | 福成寺 | 片山     |              |               |             | 0           |                | 市  | 有        |
| 94  | 河之内 | 夜討ヶ窪   |              |               |             | 0           |                | 林  | 無        |
| 95  | 黒谷  |        |              |               | 7           |             |                | 市  | 無        |
| 96  | 河之内 | 才土     |              | 12            |             |             |                | 市  | 無        |
| 97  | 鞍瀬  | 高座     |              | 10            |             |             |                | 市  | 無        |
| 98  | 鞍瀬  | 高座     |              |               | 7           |             |                |    | 無        |
| 99  | 楠窪  | 神部     |              |               |             | 1           |                |    | 無        |
| 100 | 楠窪  | 神部     |              |               |             | 1           |                |    | 無        |
| 101 | 楠窪  | 借宿     |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 102 | 楠窪  | 角立     |              |               |             | 1           |                |    | 無        |

| No. | 位 置 |     | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|-----|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字   | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 103 | 楠窪  | 小谷  |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 104 | 楠窪  | 影無  |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 105 | 楠窪  | 小谷  |              |               |             | 3           |                |    | 無        |
| 106 | 湯谷口 |     |              |               | 9           |             |                | 国  | 無        |
| 107 | 湯谷口 |     |              | 34            |             |             | 1              | 国  | 無        |
| 108 | 来見  | 梶   |              |               |             |             | 1              | 国  | 有        |
| 109 | 鞍瀬  | 落合  |              |               | 9           |             |                | 市  | 無        |
| 110 | 明河  | 横海  |              |               | 5           |             |                |    | 無        |
| 111 | 明河  | 保井野 |              |               | 6           |             | 1              | 市  | 無        |
| 112 | 明河  | 下影  |              | 11            |             |             |                |    | 無        |
| 113 | 鞍瀬  | 長面  |              |               | 8           |             |                | 市  | 無        |
| 114 | 鞍瀬  | 鍛冶屋 |              |               |             | 2           |                |    | 無        |
| 115 | 鞍瀬  | 宮ノ成 |              |               | 6           |             |                | 市  | 有        |
| 116 | 鞍瀬  | 馬木  |              |               |             | 1           |                | 市  | 有        |
| 117 | 千原  | 上千原 |              |               |             | 4           |                |    | 無        |
| 118 | 千原  | 中千原 |              |               | 6           |             | 1              | 農  | 無        |
| 119 | 白坂  | 高月  |              |               |             | 4           |                |    | 無        |
| 120 | 白坂  | 柳曾  |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 121 | 白坂  | 笹ヶ峠 |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 122 | 関屋  | 大倉  |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 123 | 関屋  | 大倉  |              |               |             | 2           | 1              | 市  | 無        |
| 124 | 関屋  | 大倉  |              |               | 6           |             |                | 市  | 無        |
| 125 | 関屋  | 大倉  |              |               |             | 4           |                | 市  | 有        |
| 126 | 田滝  |     |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 127 | 田滝  |     |              | 30            |             |             | 3              | 市  | 無        |
| 128 | 高松  |     |              | 25            |             |             |                |    | 無        |
| 129 | 高松  | 兼久  |              |               | 9           |             | 1              | 市  | 有        |
| 130 | 久妙寺 |     |              |               |             | 1           | 1              |    | 有        |
| 131 | 古田  |     |              | 15            |             |             |                |    | 有        |
| 132 | 徳能  |     |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 133 | 高知  |     |              |               | 5           |             |                |    | 無        |
| 134 | 楠窪  | 借宿  |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 135 | 関屋  | 旦之原 |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 136 | 関屋  | 大倉  |              |               |             | 2           | 1              | 市  | 有        |
| 137 | 鞍瀬  | 下落合 |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 138 | 鞍瀬  | 上落合 |              |               |             | 2           |                | 市  | 有        |
| 139 | 鞍瀬  | 河之瀬 |              | 15            |             |             |                | 市  | 無        |
| 140 | 来見  |     |              |               |             | 4           |                |    | 無        |
| 141 | 徳能  |     |              |               | 6           |             |                | 市  | 有        |
| 142 | 久妙寺 |     |              |               |             | 4           |                |    | 無        |
| 143 | 高松  | 兼久  |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 144 | 白坂  | 笹ヶ峠 |              |               |             | 4           |                | 市  | 無        |
| 145 | 鞍瀬  | 落合  |              |               |             | 1           |                | 市  | 無        |
| 146 | 鞍瀬  | 馬木  |              | 20            |             |             | 1              | 市  | 無        |
| 147 | 鞍瀬  | 中奥  |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 148 | 鞍瀬  | 中丁子 |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 149 | 高松  | 林   |              | 25            |             |             |                | 市  | 無        |
| 150 | 高松  | 林   |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 151 | 高松  | 林   |              |               |             | 3           |                | 市  | 有        |
| 152 | 石鎚  | 黒川  |              |               | 5           |             | 1              | 市  | 無        |
| 153 | 石鎚  | 虎杖  |              |               |             | 0           |                | 市  | 無        |
| 154 | 石鎚  | 谷ヶ内 |              |               |             | 2           |                |    | 無        |
| 155 | 石鎚  | 湯浪  |              |               | 5           |             |                | 市  | 無        |

| No. | 位 置 |     | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|-----|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字   | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 156 | 大郷  | 山ノ神 |              |               |             | 2           |                |    | 無        |
| 157 | 大郷  | 山田原 |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 158 | 大郷  | 梅ヶ瀬 |              |               | 5           |             |                | 市  | 無        |
| 159 | 大郷  | 山田原 |              |               |             | 1           | 1              | 市  | 無        |
| 160 | 大頭  | 中大頭 |              |               | 8           |             |                | 市  | 無        |
| 161 | 大頭  | 山崎  |              | 30            |             |             | 2              | 国  | 無        |
| 162 | 大頭  | 山崎  |              | 21            |             |             |                | 国  | 無        |
| 163 | 明穂  | 明穂  |              | 10            |             |             |                | 市  | 有        |
| 164 | 大頭  | 山崎  |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 165 | 大頭  | 山崎  |              |               |             |             |                | 国  | 有        |
| 166 | 大頭  | 天福寺 |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 167 | 妙口  | 地藏谷 |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 168 | 石鎚  | 虎杖  |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 169 | 大郷  | 馬返  |              |               |             | 2           |                | 市  | 無        |
| 170 | 大郷  | 山ノ神 |              |               |             | 2           |                |    | 無        |
| 171 | 大頭  | 山崎  |              |               |             | 3           |                | 市  | 無        |
| 172 | 明穂  | 安井  |              |               |             |             |                | 市  | 有        |
| 173 | 明穂  | 安井  |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 174 | 新屋敷 |     |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 175 | 早川  |     |              | 10            |             |             |                | 市  | 有        |
| 176 | 津越  |     |              |               | 7           |             |                | 市  | 無        |
| 177 | 坂元  |     |              |               |             |             |                | 林  | 有        |
| 178 | 藤之石 | 西郷  |              |               |             |             |                | 林  | 無        |
| 179 | 藤之石 | 中之池 |              |               |             |             |                | 国  | 有        |
| 180 | 実報寺 |     |              | 10            |             |             |                | 市  | 有        |
| 181 | 来見  |     |              |               |             | 4           |                |    | 有        |
| 182 | 黒瀬  |     |              |               | 5           |             |                | 市  | 有        |
| 183 | 津越  |     |              |               |             |             |                | 市  | 無        |
| 184 | 白坂  |     |              |               |             |             |                | 国  | 無        |
| 計   |     |     | 0            | 452           | 210         | 206         | 25             |    |          |

## 6-8 地すべり危険地区一覧

(県:森林整備課、市:林業振興課)

| No. | 位 置 |     | 面積<br>(ha) | 公共施設等        |               |             |             |                |    | 保安<br>林等 |
|-----|-----|-----|------------|--------------|---------------|-------------|-------------|----------------|----|----------|
|     | 大字  | 字   |            | 人家<br>50 戸以上 | 人家<br>49～10 戸 | 人家<br>9～5 戸 | 人家<br>4 戸以下 | 公共施設<br>(道路除く) | 道路 |          |
| 1   | 荒川  | 下分  | 30.00      |              |               |             | 0           | 1              | 市  | 有        |
| 2   | 黒瀬  | 百合城 | 89.00      |              |               | 9           |             | 2              | 市  | 有        |
| 3   | 楠窪  | 楠窪  | 35.45      |              |               |             | 1           | 0              | 町  | 有        |
| 4   | 臼坂  | 相ノ谷 | 29.33      |              |               | 7           |             | 0              | 町  | 有        |
| 5   | 石鎚  | 石貝  | 15.00      |              |               |             | 1           | 1              | 県  | 有        |
|     |     | 面積計 | 198.78     |              |               |             |             |                |    |          |

## 6-9 ため池（防災重点農業用ため池）一覧

## 1 西条地区

| 整理<br>番号 | ため池<br>番号 | ため池名称   |           | 所在地                    | 管理者         | 堤高<br>(m) | 堤長<br>(m) | 貯水量<br>(千m3) |
|----------|-----------|---------|-----------|------------------------|-------------|-----------|-----------|--------------|
| 1        | 382060002 | 加納戸池    | かのといけ     | 下島山加納戸甲2595            | 西条市下島山土地改良区 | 6.4       | 65.0      | 6.0          |
| 2        | 382060003 | 水谷池     | みずたにいけ    | 下島山水谷甲2391             | 西条市下島山土地改良区 | 6.0       | 58.0      | 16.0         |
| 3        | 382060004 | 里木池     | さとぎいけ     | 下島山里木甲2372             | 西条市下島山土地改良区 | 6.6       | 87.2      | 18.4         |
| 4        | 382060006 | 金蔵坊池    | こんぞぼいけ    | 下島山金蔵坊甲2144            | 西条市下島山土地改良区 | 4.6       | 96.0      | 6.8          |
| 5        | 382060007 | 岡寺池     | おかでらいけ    | 下島山岡寺甲2015             | 西条市下島山土地改良区 | 4.3       | 88.0      | 17.0         |
| 6        | 382060010 | 菅谷池     | すげたにいけ    | 下島山菅谷甲219              | 西条市下島山土地改良区 | 2.8       | 34.0      | 2.0          |
| 7        | 382060014 | 新池（飯岡）  | しんいけ      | 飯岡北山133                | 西条市飯岡土地改良区  | 4.5       | 55.0      | 1.2          |
| 8        | 382060015 | 莊八池     | そうはちいけ    | 飯岡庄八谷1172-1            | 西条市飯岡土地改良区  | 3.0       | 18.0      | 0.9          |
| 9        | 382060019 | 夫婦池     | めおといけ     | 飯岡池の内1488-1、-2、-3      | 西条市飯岡土地改良区  | 3.0       | 175.0     | 7.0          |
| 10       | 382060020 | 征露池     | せいろいけ     | 飯岡池の内1496              | 西条市飯岡土地改良区  | 2.6       | 135.0     | 5.0          |
| 11       | 382060021 | 八幡池     | はちまんいけ    | 飯岡八幡原1219              | 西条市飯岡土地改良区  | 3.7       | 154.0     | 5.2          |
| 12       | 382060022 | 祖父崎池    | そふざきいけ    | 飯岡涌井1080               | 西条市飯岡土地改良区  | 4.7       | 110.6     | 29.0         |
| 13       | 382060023 | 旧皇子池    | きゅうおうじいけ  | 飯岡花免414                | 西条市飯岡土地改良区  | 5.0       | 50.0      | 3.5          |
| 14       | 382060024 | 皇子池     | おうじいけ     | 飯岡半田山                  | 西条市飯岡土地改良区  | 9.9       | 95.0      | 75.0         |
| 15       | 382060025 | 椎ノ木池    | しいのきいけ    | 飯岡半田山444-6、477-3、488-2 | 西条市飯岡土地改良区  | 2.0       | 22.0      | 0.5          |
| 16       | 382060026 | 半田池     | はんたいけ     | 飯岡大森532                | 西条市飯岡土地改良区  | 4.5       | 136.5     | 6.0          |
| 17       | 382060027 | 産能池     | さんのういけ    | 飯岡山元2743-2             | 西条市飯岡土地改良区  | 2.5       | 142.0     | 3.6          |
| 18       | 382060028 | 天皇池     | てんのういけ    | 飯岡2765                 | 西条市飯岡土地改良区  | 2.8       | 68.0      | 2.6          |
| 19       | 382060029 | 中ノ内池    | なかのうちいけ   | 飯岡前坂2995               | 西条市飯岡土地改良区  | 4.0       | 76.0      | 1.9          |
| 20       | 382060030 | つく池     | つくいけ      | 飯岡野口前坂3026-1           | 西条市飯岡土地改良区  | 2.4       | 53.0      | 2.0          |
| 21       | 382060031 | 日明池     | ひあけいけ     | 中野日明甲1639-1            | 西条市神戸土地改良区  | 2.5       | 60.0      | 0.3          |
| 22       | 382060032 | 上野池 1   | うえのいけいち   | 中野上野甲1670              | 西条市神戸土地改良区  | 3.6       | 65.0      | 5.0          |
| 23       | 382060034 | 保国寺池    | ほうこくじいけ   | 中野上野甲1690-1            | 西条市神戸土地改良区  | 2.0       | 39.0      | 2.5          |
| 24       | 382060035 | 風呂ヶ谷池 1 | ふろがたにいけいち | 中野風呂ヶ谷甲1716            | 西条市神戸土地改良区  | 8.0       | 23.0      | 15.0         |
| 25       | 382060040 | 新池（坂元）  | しんいけ      | 坂元向原甲472-1             | 西条市橘土地改良区   | 3.5       | 53.0      | 3.0          |
| 26       | 382060041 | ツケ池     | つけいけ      | 西泉乙322                 | 西条市橘土地改良区   | 5.0       | 33.0      | 0.7          |
| 27       | 382060042 | 向原下池    | むかいばらしもいけ | 坂元甲460-1               | 西条市橘土地改良区   | 4.9       | 70.0      | 2.0          |
| 28       | 382060043 | 向原上池    | むかいばらかみいけ | 坂元甲475                 | 西条市橘土地改良区   | 5.0       | 56.0      | 0.6          |
| 29       | 382060046 | 住吉池     | すみよしけ     | 坂元北山上組甲212             | 西条市橘土地改良区   | 4.7       | 75.0      | 16.0         |
| 30       | 382060050 | 柿池      | かきいけ      | 坂元甲98-1、97-2           | 西条市橘土地改良区   | 2.5       | 15.0      | 0.7          |
| 31       | 382060052 | 北山池     | きたやまいけ    | 坂元北山上組甲126             | 西条市橘土地改良区   | 2.5       | 30.0      | 1.6          |
| 32       | 382060054 | なすび池    | なすびいけ     | 坂元北山上組甲91              | 西条市橘土地改良区   | 4.0       | 15.0      | 0.4          |
| 33       | 382060055 | 角池      | かくいけ      | 坂元北山上組甲78              | 西条市橘土地改良区   | 3.0       | 65.0      | 2.3          |
| 34       | 382060056 | 野々市池    | ののいちいけ    | 坂元北山上組甲50-2            | 西条市橘土地改良区   | 3.0       | 35.0      | 2.0          |
| 35       | 382060057 | センゾウ池   | せんぞういけ    | 坂元北山上組甲49              | 西条市橘土地改良区   | 2.0       | 50.0      | 0.8          |
| 36       | 382060058 | 赤池      | あかいけ      | 水見上寺丙187、186-2、185     | 西条市水見土地改良区  | 6.0       | 145.0     | 4.8          |
| 37       | 382060059 | 上寺池     | かみてらいけ    | 水見丙281、278、279、280-1   | 西条市水見土地改良区  | 5.0       | 130.0     | 9.0          |
| 38       | 382060060 | 庵ノ池     | あんのにけ     | 水見岡林丙152               | 西条市水見土地改良区  | 5.9       | 68.0      | 4.6          |
| 39       | 382060063 | 城ノ谷池    | しろのたにいけ   | 水見尾土居城ノ谷               | 西条市水見土地改良区  | 27.4      | 133.0     | 287.0        |
| 40       | 382060064 | 小森池     | こもりいけ     | 水見切川                   | 西条市水見土地改良区  | 10.0      | 70.0      | 9.0          |
| 41       | 382060065 | オカル池    | おかるいけ     | 水見丙1307                | 西条市水見土地改良区  | 6.0       | 31.0      | 3.1          |
| 42       | 382060066 | 山尾西池    | さんおにしけ    | 水見丙1309                | 西条市水見土地改良区  | 3.5       | 39.0      | 1.6          |
| 43       | 382060067 | 蝮谷池     | はめだにいけ    | 水見丙1135                | 西条市水見土地改良区  | 10.5      | 97.0      | 34.0         |
| 44       | 382060068 | 土居ノ池    | どいのいけ     | 千町土居                   | 土居自治会       | 4.0       | 30.0      | 3.6          |
| 45       | 382060069 | 西郷池     | にしごういけ    | 千町中屋                   | 中屋自治会       | 3.0       | 15.0      | 1.4          |

## 2 東予地区

| 整理<br>番号 | ため池<br>番号 | ため池名称    |            | 所在地        | 管理者        | 堤高<br>(m) | 堤長<br>(m) | 貯水量<br>(千m3) |
|----------|-----------|----------|------------|------------|------------|-----------|-----------|--------------|
| 46       | 382060072 | 裏丈山池     | うらじょうざんいけ  | 河原津甲1130   | 西条市楠河土地改良区 | 5.0       | 30.0      | 1.3          |
| 47       | 382060073 | 六軒大池     | ろっけんおおいけ   | 楠甲2094     | 西条市楠河土地改良区 | 7.5       | 164.0     | 12.9         |
| 48       | 382060074 | 瓢箪池      | ひょうたんいけ    | 楠甲1583     | 西条市楠河土地改良区 | 5.5       | 90.0      | 5.5          |
| 49       | 382060075 | 成福寺大池    | じょうふくじおおいけ | 楠甲1547     | 西条市楠河土地改良区 | 6.7       | 85.0      | 7.2          |
| 50       | 382060076 | 小池       | こいけ        | 楠甲1555     | 西条市楠河土地改良区 | 3.5       | 22.5      | 1.7          |
| 51       | 382060077 | 長池       | ながいけ       | 楠甲1556     | 西条市楠河土地改良区 | 5.0       | 30.0      | 2.0          |
| 52       | 382060079 | 大池       | おおいけ       | 実報寺甲1072   | 西条市東予土地改良区 | 7.9       | 241.0     | 8.0          |
| 53       | 382060080 | 王子池      | おうじいけ      | 実報寺甲1002   | 西条市東予土地改良区 | 4.8       | 112.0     | 3.6          |
| 54       | 382060081 | 新月上池     | しんげつかみいけ   | 実報寺甲999    | 西条市東予土地改良区 | 6.8       | 60.0      | 5.2          |
| 55       | 382060082 | 新月下池     | しんげつしもいけ   | 実報寺甲997    | 西条市東予土地改良区 | 6.5       | 50.0      | 1.0          |
| 56       | 382060083 | 下谷池      | しもだにいけ     | 実報寺甲507    | 西条市東予土地改良区 | 8.0       | 91.0      | 31.2         |
| 57       | 382060084 | 松木池      | まつぎいけ      | 実報寺甲491    | 西条市東予土地改良区 | 4.0       | 36.0      | 5.2          |
| 58       | 382060085 | 寺池       | てらいけ       | 実報寺甲759    | 西条市東予土地改良区 | 2.5       | 530.0     | 1.1          |
| 59       | 382060086 | 庵池       | あんいけ       | 実報寺甲782    | 西条市東予土地改良区 | 5.0       | 16.0      | 0.6          |
| 60       | 382060087 | まくま池     | まくまいけ      | 実報寺甲762    | 西条市東予土地改良区 | 4.0       | 44.0      | 0.2          |
| 61       | 382060094 | 大明神池     | だいみょうじんいけ  | 福成寺乙160-11 | 西条市東予土地改良区 | 25.8      | 212.0     | 450.0        |
| 62       | 382060095 | 水谷池      | みずたにいけ     | 旦之上甲1496   | 西条市東予土地改良区 | 11.0      | 305.0     | 120.0        |
| 63       | 382060096 | 五ヶ谷池     | いつがだにいけ    | 旦之上甲1149   | 西条市東予土地改良区 | 9.7       | 48.0      | 38.5         |
| 64       | 382060097 | 昭和池      | しょうわいけ     | 旦之上甲1080   | 西条市東予土地改良区 | 10.2      | 80.0      | 67.8         |
| 65       | 382060098 | 今日川池     | きょうかわいけ    | 旦之上甲1050   | 西条市東予土地改良区 | 3.5       | 48.0      | 1.8          |
| 66       | 382060099 | 麦尻池      | むぎじりいけ     | 旦之上甲977    | 西条市東予土地改良区 | 3.7       | 40.0      | 1.4          |
| 67       | 382060100 | 上池       | うわいけ       | 上市甲999-1   | 西条市東予土地改良区 | 7.6       | 135.0     | 14.1         |
| 68       | 382060101 | 新池       | しんいけ       | 上市甲994-1   | 西条市東予土地改良区 | 6.8       | 275.0     | 53.0         |
| 69       | 382060102 | 古池（上市古池） | こいけ        | 上市甲933     | 西条市東予土地改良区 | 6.3       | 167.0     | 30.0         |
| 70       | 382060103 | 北谷池      | きただにいけ     | 広岡甲376-5   | 西条市東予土地改良区 | 12.5      | 135.0     | 18.0         |
| 71       | 382060104 | 蓮池       | はすいけ       | 広岡甲381-3   | 西条市東予土地改良区 | 8.0       | 82.0      | 10.0         |
| 72       | 382060105 | 四十谷池     | しじゅうたにいけ   | 広岡甲571     | 西条市東予土地改良区 | 5.1       | 35.0      | 3.6          |
| 73       | 382060106 | 安用奥池     | やすもちおくいけ   | 安用甲1098-1  | 西条市東予土地改良区 | 7.2       | 53.0      | 10.8         |
| 74       | 382060107 | 山王池      | さんおういけ     | 安用甲1106-4  | 西条市東予土地改良区 | 7.6       | 94.0      | 10.4         |
| 75       | 382060108 | 寺池       | てらいけ       | 安用甲1042-1  | 西条市東予土地改良区 | 6.0       | 35.0      | 5.0          |
| 76       | 382060109 | 池の谷池     | いけのたにいけ    | 安用甲1031-4  | 西条市東予土地改良区 | 8.1       | 61.0      | 57.0         |

## 3 丹原地区

| 整理<br>番号 | ため池<br>番号 | ため池名称   |           | 所在地          | 管理者      | 堤高<br>(m) | 堤長<br>(m) | 貯水量<br>(千m3) |
|----------|-----------|---------|-----------|--------------|----------|-----------|-----------|--------------|
| 100      | 382060140 | 新池（高知）  | しんいけ      | 丹原町高知甲395    | 丹原町土地改良区 | 6.3       | 128.0     | 32.9         |
| 101      | 382060142 | じとわ池    | じとわいけ     | 丹原町高知甲518    | 丹原町土地改良区 | 3.5       | 35.0      | 1.5          |
| 102      | 382060143 | 寺池      | てらいけ      | 丹原町高知甲594-1  | 丹原町土地改良区 | 6.3       | 65.0      | 8.0          |
| 103      | 382060144 | 奥池（高知）  | おくいけ      | 丹原町高知甲749-1  | 丹原町土地改良区 | 7.2       | 53.0      | 15.4         |
| 104      | 382060145 | 大成寺池    | だいじょうじいけ  | 丹原町高知甲737    | 丹原町土地改良区 | 4.1       | 66.6      | 3.6          |
| 105      | 382060146 | 湯ノ谷池    | ゆのたにいけ    | 丹原町高知甲5-1    | 丹原町土地改良区 | 4.0       | 72.0      | 2.6          |
| 106      | 382060148 | 神池      | しんいけ      | 丹原町徳能甲615    | 丹原町土地改良区 | 5.1       | 106.0     | 12.0         |
| 107      | 382060149 | 塩出池     | しおでいけ     | 丹原町徳能甲409-2  | 丹原町土地改良区 | 4.5       | 110.0     | 5.8          |
| 108      | 382060150 | 山ノ神池    | やまのかみいけ   | 丹原町徳能甲694    | 丹原町土地改良区 | 5.6       | 40.0      | 2.8          |
| 109      | 382060151 | 長尾池     | ながおいけ     | 丹原町徳能乙235-97 | 丹原町土地改良区 | 9.5       | 45.0      | 13.0         |
| 110      | 382060152 | 上池      | かみいけ      | 丹原町古田甲1646-1 | 丹原町土地改良区 | 6.8       | 69.5      | 2.9          |
| 111      | 382060153 | 蓮池      | はすいけ      | 丹原町古田甲1654-1 | 丹原町土地改良区 | 5.0       | 47.0      | 4.2          |
| 112      | 382060154 | 西山池     | にしやまいけ    | 丹原町古田甲1653   | 丹原町土地改良区 | 24.2      | 68.0      | 95.0         |
| 113      | 382060155 | 走田池     | はしんでいけ    | 丹原町古田甲833    | 丹原町土地改良区 | 4.2       | 194.0     | 11.0         |
| 114      | 382060156 | 善丈池     | ぜんじょういけ   | 丹原町久妙寺甲2-1   | 丹原町土地改良区 | 7.7       | 164.0     | 18.3         |
| 115      | 382060157 | 弘法院池    | こうぼういんいけ  | 丹原町久妙寺甲190   | 丹原町土地改良区 | 8.8       | 65.0      | 24.7         |
| 116      | 382060158 | 新池（久妙寺） | しんいけ      | 丹原町久妙寺甲189   | 丹原町土地改良区 | 7.0       | 140.0     | 32.0         |
| 117      | 382060159 | ハス池     | はすいけ      | 丹原町久妙寺甲196   | 丹原町土地改良区 | 5.3       | 81.0      | 3.6          |
| 118      | 382060160 | 谷池      | たにいけ      | 丹原町久妙寺甲266   | 丹原町土地改良区 | 4.5       | 41.0      | 4.5          |
| 119      | 382060162 | 池之内池    | いけのうちいけ   | 丹原町高松甲748-1  | 丹原町土地改良区 | 11.7      | 475.0     | 469.0        |
| 120      | 382060165 | 西池      | にしいけ      | 丹原町高松甲1098   | 丹原町土地改良区 | 4.9       | 143.0     | 4.2          |
| 121      | 382060167 | 兼久前池    | かねさまえいけ   | 丹原町高松甲520    | 丹原町土地改良区 | 3.0       | 209.0     | 11.7         |
| 122      | 382060168 | 笹ヶ窪池    | ささがくぼいけ   | 丹原町北田野308-1  | 丹原町土地改良区 | 4.1       | 400.0     | 23.3         |
| 123      | 382060169 | 大明神池    | だいみょうじんいけ | 丹原町北田野922-1  | 丹原町土地改良区 | 7.1       | 350.0     | 52.9         |
| 124      | 382060170 | 照井池     | てるいけ      | 丹原町北田野1218   | 丹原町土地改良区 | 5.8       | 426.0     | 63.6         |
| 125      | 382060171 | 小池      | こいけ       | 丹原町北田野1204   | 丹原町土地改良区 | 4.0       | 64.0      | 6.0          |
| 126      | 382060175 | 真萱尻池    | まかやじりいけ   | 丹原町川根甲154    | 丹原町土地改良区 | 3.8       | 63.7      | 1.7          |
| 127      | 382060176 | 新堀池     | しんほりいけ    | 丹原町川根甲517    | 丹原町土地改良区 | 7.6       | 29.0      | 19.0         |
| 128      | 382060178 | 古池（川根）  | ふるいけ      | 丹原町川根甲568    | 丹原町土地改良区 | 3.7       | 27.0      | 1.0          |
| 129      | 382060179 | 上谷池     | かみたにいけ    | 丹原町川根甲548    | 丹原町土地改良区 | 6.5       | 87.0      | 3.0          |
| 130      | 382060180 | 山之神池    | やまのかみいけ   | 丹原町川根甲670-1  | 丹原町土地改良区 | 4.8       | 84.0      | 2.7          |
| 131      | 382060181 | 寺池      | てらいけ      | 丹原町川根乙7-24   | 丹原町土地改良区 | 2.9       | 146.2     | 5.5          |
| 132      | 382060182 | かつざん池   | かつざんいけ    | 丹原町川根甲793-1  | 丹原町土地改良区 | 2.9       | 40.0      | 5.5          |
| 133      | 382060185 | 古池（明穂）  | ふるいけ      | 丹原町明穂乙342    | 丹原町土地改良区 | 4.8       | 81.0      | 5.0          |
| 134      | 382060187 | 宮前池     | みやまえいけ    | 丹原町寺尾甲603    | 丹原町土地改良区 | 6.4       | 173.0     | 23.0         |
| 135      | 382060188 | 寺尾上池    | てらおかみいけ   | 丹原町寺尾甲768    | 丹原町土地改良区 | 7.1       | 87.0      | 21.0         |
| 136      | 382060189 | ひょうたん池  | ひょうたんいけ   | 丹原町寺尾甲424    | 丹原町土地改良区 | 6.3       | 41.0      | 9.4          |
| 137      | 382060190 | 原池      | はらいけ      | 丹原町志川甲394-1  | 丹原町土地改良区 | 4.3       | 45.0      | 3.2          |
| 138      | 382060191 | 竹谷池     | たけたにいけ    | 丹原町来見甲641    | 丹原町土地改良区 | 2.5       | 35.0      | 2.0          |
| 139      | 382060192 | 六本松池    | ろっぽんまついけ  | 丹原町来見乙26-1   | 丹原町土地改良区 | 10.4      | 156.0     | 60.0         |
| 140      | 382060193 | 西ノ谷池    | にしのたにいけ   | 丹原町湯谷口甲335   | 丹原町土地改良区 | 7.3       | 48.0      | 5.0          |

## 4 小松地区

| 整理<br>番号 | ため池<br>番号 | ため池名称 |             | 所在地           | 管理者         | 堤高<br>(m) | 堤長<br>(m) | 貯水量<br>(千m <sup>3</sup> ) |
|----------|-----------|-------|-------------|---------------|-------------|-----------|-----------|---------------------------|
| 77       | 382060110 | 天神旧池  | てんじんきゅういけ   | 小松町新屋敷甲2748   | 西条市小松町土地改良区 | 7.0       | 238.0     | 35.8                      |
| 78       | 382060111 | 三角池   | さんかくいけ      | 小松町新屋敷乙4-8    | 西条市小松町土地改良区 | 8.8       | 59.0      | 10.7                      |
| 79       | 382060112 | 幸神谷新池 | こうじんだにしんいけ  | 小松町新屋敷乙11-2   | 西条市小松町土地改良区 | 13.3      | 71.0      | 46.8                      |
| 80       | 382060113 | 幸神谷旧池 | こうじんだにきゅういけ | 小松町新屋敷乙10     | ※個人         | 5.8       | 39.0      | 3.3                       |
| 81       | 382060114 | 半吉谷池  | はんきちたにいけ    | 小松町新屋敷乙12-56  | 西条市小松町土地改良区 | 13.8      | 109.5     | 58.0                      |
| 82       | 382060115 | 香池    | こういけ        | 小松町新屋敷甲2502-1 | ※個人         | 1.3       | 45.5      | 0.5                       |
| 83       | 382060116 | 藍刈池   | あいがりいけ      | 小松町新屋敷甲2427   | 西条市         | 8.7       | 53.0      | 7.8                       |
| 84       | 382060117 | 上裏池   | かみうらいけ      | 小松町南川甲8       | 香園寺         | 3.0       | 25.0      | 0.7                       |
| 85       | 382060118 | 築池    | ちくいけ        | 小松町南川甲16      | 高鴨神社        | 3.0       | 30.0      | 0.9                       |
| 86       | 382060119 | 大谷池   | おおたにいけ      | 小松町南川乙1-2     | 西条市小松町土地改良区 | 27.3      | 211.5     | 1032.0                    |
| 87       | 382060120 | 池の谷池  | いけのたにいけ     | 小松町妙口乙2-75    | 西条市小松町土地改良区 | 16.0      | 122.0     | 101.0                     |
| 88       | 382060121 | 修理谷池  | しゅりたにいけ     | 小松町妙口乙7-2     | 西条市小松町土地改良区 | 14.5      | 90.0      | 73.8                      |
| 89       | 382060122 | 地藏谷池  | じぞうたにいけ     | 小松町妙口乙49-1    | 西条市小松町土地改良区 | 11.5      | 104.0     | 18.0                      |
| 90       | 382060127 | 池ノ谷池  | いけのたにいけ     | 小松町大郷甲200付近   | ※個人         | 8.0       | 35.0      | 3.5                       |
| 91       | 382060129 | 山ノ神池  | やまのかみいけ     | 小松町大郷乙55-16   | ※個人         | 5.0       | 27.0      | 2.0                       |
| 92       | 382060131 | 上城ヶ平池 | かみじょうがなるいけ  | 小松町大郷乙61-1    | ※個人         | 5.0       | 38.2      | 8.0                       |
| 93       | 382060133 | 寺東池   | てらひがしいけ     | 小松町明穂甲678付近   | 西条市小松町土地改良区 | 6.4       | 80.0      | 7.8                       |
| 94       | 382060134 | 中池    | なかいけ        | 小松町明穂甲678     | 西条市小松町土地改良区 | 5.5       | 78.2      | 4.5                       |
| 95       | 382060135 | 西屋敷池  | にしやしきいけ     | 小松町明穂甲671     | 西条市小松町土地改良区 | 6.4       | 287.0     | 35.1                      |
| 96       | 382060136 | 阿弥陀池  | あみだいけ       | 小松町安井甲312     | 西条市小松町土地改良区 | 4.8       | 291.0     | 22.6                      |
| 97       | 382060137 | 畑池    | はたいけ        | 小松町安井甲319     | 西条市小松町土地改良区 | 5.3       | 249.0     | 15.6                      |
| 98       | 382060138 | 中ノ池   | なかのいけ       | 小松町安井甲317     | 西条市小松町土地改良区 | 5.5       | 78.2      | 5.0                       |
| 99       | 382060139 | 西谷泉池  | にしたにいずみいけ   | 小松町安井甲316     | 西条市小松町土地改良区 | 4.9       | 53.0      | 1.2                       |

※ ため池番号はため池ハザードマップ(農林土木課:令和4年度公表)から引用。6-16に関連内容の掲載有。



## 6-10 土砂災害警戒区域等集計表

(令和3年12月31日現在)

| 指定年月日            | 指定箇所         |                    |                 |                    |              |                    | 合計           |                    |
|------------------|--------------|--------------------|-----------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------|--------------------|
|                  | 急傾斜地の崩壊      |                    | 土石流             |                    | 地すべり         |                    |              |                    |
|                  | 土砂災害<br>警戒区域 | 土砂災害<br>特別警戒<br>区域 | 土 砂 災 害<br>警戒区域 | 土砂災害<br>特別警戒<br>区域 | 土砂災害<br>警戒区域 | 土砂災害<br>特別警戒<br>区域 | 土砂災害<br>警戒区域 | 土砂災害<br>特別警戒<br>区域 |
| 平成 20 年 2 月 1 日  | 2            | 2                  | 6               | 4                  | 0            | 0                  | 8            | 6                  |
| 平成 21 年 3 月 27 日 | 3            | 3                  | 18              | 13                 | 0            | 0                  | 21           | 16                 |
| 平成 23 年 3 月 29 日 | 7            | 7                  | 15              | 13                 | 0            | 0                  | 22           | 20                 |
| 平成 26 年 3 月 18 日 | 2            | 2                  | 16              | 12                 | 0            | 0                  | 18           | 14                 |
| 平成 27 年 3 月 10 日 | 3            | 3                  | 2               | 2                  | 0            | 0                  | 5            | 5                  |
| 平成 28 年 3 月 1 日  | 6            | 6                  | 11              | 7                  | 0            | 0                  | 17           | 13                 |
| 平成 28 年 3 月 25 日 | 1            | 1                  | 3               | 3                  | 0            | 0                  | 4            | 4                  |
| 平成 28 年 7 月 12 日 | 0            | 0                  | 4               | 2                  | 0            | 0                  | 4            | 2                  |
| 平成 30 年 3 月 16 日 | 30           | 29                 | 44              | 40                 | 0            | 0                  | 74           | 69                 |
| 令和 3 年 2 月 26 日  | 134          | 134                | 105             | 97                 | 35           | 0                  | 274          | 231                |
| 令和 3 年 12 月 7 日  | 4            | 4                  | 5               | 0                  | 0            | 0                  | 9            | 4                  |
| 合計               | 192          | 191                | 229             | 193                | 35           | 0                  | 456          | 384                |

## 6-11 土砂災害警戒区域等一覧

## 1 急傾斜地の崩壊

| 番号 | 所在地    | 区域名       | 区域番号           | 警戒区域<br>指定年月日 | 特別警戒区域<br>指定年月日 |
|----|--------|-----------|----------------|---------------|-----------------|
| 1  | 中野     | 津越        | 206-1-138(1)   | 平成20年2月1日     | 平成20年2月1日       |
| 2  | 藤之石    | 下津池       | 206-1-144(1)   | 平成20年2月1日     | 平成20年2月1日       |
| 3  | 飯岡     | 山口        | 206-1-134 (1)  | 平成21年3月27日    | 平成21年3月27日      |
| 4  | 市之川    | 市之川3      | 206-1-204 (2)  | 平成21年3月27日    | 平成21年3月27日      |
| 5  | 飯岡     | 西野口       | 206-1-2653 (1) | 平成21年3月27日    | 平成21年3月27日      |
| 6  | 鞍瀬     | 馬木        | 323-1-17(2)    | 平成23年3月29日    | 平成23年3月29日      |
| 7  | 鞍瀬     | 鍛冶屋B      | 323-1-173(1)   | 平成23年3月29日    | 平成23年3月29日      |
| 8  | 鞍瀬     | 長面        | 323-1-174(1)   | 平成23年3月29日    | 平成23年3月29日      |
| 9  | 鞍瀬     | 高座        | 323-1-175(1)   | 平成23年3月29日    | 平成23年3月29日      |
| 10 | 鞍瀬     | 宮の成       | 323-1-176(1)   | 平成23年3月29日    | 平成23年3月29日      |
| 11 | 鞍瀬     | 梶A        | 323-1-185(1)   | 平成23年3月29日    | 平成23年3月29日      |
| 12 | 鞍瀬     | 梶B        | 323-1-186(1)   | 平成23年3月29日    | 平成23年3月29日      |
| 13 | 丹原町湯谷口 | 湯谷口A      | 323-1-187(1)   | 平成26年3月18日    | 平成26年3月18日      |
| 14 | 丹原町古田  | 古田        | 323-1-195(1)   | 平成26年3月18日    | 平成26年3月18日      |
| 15 | 河原津永納  | 永納山       | 212-1-157(1)   | 平成27年3月10日    | 平成27年3月10日      |
| 16 | 六軒家楠   | 米山        | 212-1-158(1)   | 平成27年3月10日    | 平成27年3月10日      |
| 17 | 飯岡     | ファミリーハイツB | 206-1-180(2)   | 平成27年3月10日    | 平成27年3月10日      |
| 18 | 早川     | 早川A       | 206-1-15(2)    | 平成28年3月1日     | 平成28年3月1日       |
| 19 | 飯岡     | グリーンハイツ   | 206-1-16(2)    | 平成28年3月1日     | 平成28年3月1日       |
| 20 | 早川     | 早川B       | 206-1-133(1)   | 平成28年3月1日     | 平成28年3月1日       |
| 21 | 中奥千野々  | 千野々B      | 206-1-152(1)   | 平成28年3月1日     | 平成28年3月1日       |
| 22 | 洲之内    | 棚林        | 206-1-203(2)   | 平成28年3月1日     | 平成28年3月1日       |
| 23 | 黒瀬     | 湯久保1      | 206-2-20(1)    | 平成28年3月1日     | 平成28年3月1日       |
| 24 | 河之内才土  | 才土        | 212-1-161(1)   | 平成28年3月25日    | 平成28年3月25日      |
| 25 | 中野     | 舟形        | 206-1-139(1)   | 平成30年3月16日    | 平成30年3月16日      |
| 26 | 中野     | 大久保       | 206-1-140(1)   | 平成30年3月16日    | 平成30年3月16日      |
| 27 | 荒川河ヶ平  | 河ヶ平A      | 206-1-141(1)   | 平成30年3月16日    | 平成30年3月16日      |

| 番号  | 所在地      | 区域名        | 区域番号          | 警戒区域<br>指定年月日    | 特別警戒区域<br>指定年月日  |
|-----|----------|------------|---------------|------------------|------------------|
| 28  | 荒川       | 河ヶ平 B      | 206-1-142(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 29  | 氷見       | 尾土居        | 206-1-150(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 30  | 西之川      | 名古瀬        | 206-1-155(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 31  | 早川       | 早川 B       | 206-1-178(2)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 32※ | 飯岡       | ファミリーハイツ A | 206-1-179(2)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 33  | 河之内      | 引地         | 212-1-160(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 34  | 河之内      | 国山         | 212-1-163(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 35  | 河之内      | 夜討ヶ窪       | 212-1-164(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 36  | 河原津      | 六軒家        | 212-1-2655(1) | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 37  | 丹原町楠窪    | 影無         | 323-1-165(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 38  | 丹原町明河    | 保井野 A      | 323-1-166(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 39  | 丹原町鞍瀬    | 鍛冶屋 A      | 323-1-172(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 40  | 丹原町鞍瀬    | 落合         | 323-1-177(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 41  | 丹原町千原    | 中千原        | 323-1-178(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 42  | 丹原町千原    | 下千原 B      | 323-1-180(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 43  | 丹原町白坂    | 相之谷        | 323-1-181(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 44  | 丹原町白坂    | 笹ヶ峠        | 323-1-183(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 45  | 丹原町白坂    | 宝ヶ口        | 323-1-184(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 46  | 丹原町湯谷口   | 湯谷口 C      | 323-1-189(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | -                |
| 47  | 丹原町関屋    | 大倉         | 323-1-190(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 48  | 丹原町田滝    | 田滝 A       | 323-1-191(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 49  | 丹原町田滝    | 田滝 B       | 323-1-192(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 50  | 丹原町高松    | 高松         | 323-1-193(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 51  | 丹原町高松    | 兼久         | 323-1-194(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 52  | 丹原町徳能    | 徳能         | 323-1-196(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 53  | 丹原町高知    | 高知         | 323-1-197(1)  | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 54  | 丹原町田滝    | 田滝(1)      | 323-2-3(1)    | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 55  | 藤之石      | 中之池        | 206・I・147(1)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 56  | 洲之内      | 湯之谷        | 206・I・149(1)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 57  | 中奥       | 千野々 A      | 206・I・151(1)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 58  | 西之川      | 下谷         | 206・I・153(1)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 59  | 中奥       | 千野々 1      | 206・I・2654(1) | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 60  | 船屋       | 一本松        | 206・II・1(1)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 61  | 船屋       | 祝谷         | 206・II・1(2)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 62  | 氷見       | 長谷         | 206・II・3(1)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 63  | 大浜       | 大浜         | 206・II・3(2)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 64  | 大浜       | 番屋         | 206・II・4(1)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 65  | 市之川      | 市之川 1(2)   | 206・II・4(2)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 66  | 市之川      | 市之川 1(1)   | 206・II・5(1)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 67  | 市之川      | 市之川 2(2)   | 206・II・5(2)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 68  | 丸野       | 丸野 1       | 206・II・6(1)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 69  | 丸野       | 丸野 2       | 206・II・7(1)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 70  | 中野・津越・福武 | 津越         | 206・II・7(2)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 71  | 荒川       | 河ヶ平        | 206・II・8(2)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 72  | 藤之石      | 本郷         | 206・II・9(1)   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 73  | 荒川       | 下分         | 206・II・10(1)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 74  | 藤之石      | 川来須        | 206・II・10(2)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 75  | 大保木      | 柳谷         | 206・II・11(2)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 76  | 大保木      | 大桧(2)      | 206・II・12(2)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 77  | 大保木      | 松ノ木        | 206・II・13(2)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 78  | 荒川       | 八の川 3      | 206・II・14(1)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 79  | 大保木      | 下土居 2      | 206・II・15(2)  | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |

| 番号  | 所在地       | 区域名     | 区域番号           | 警戒区域<br>指定年月日 | 特別警戒区域<br>指定年月日 |
|-----|-----------|---------|----------------|---------------|-----------------|
| 80  | 大保木       | 峰       | 206-II-16(2)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 81  | 藤之石       | 風透      | 206-II-17(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 82  | 藤之石       | 川来須1    | 206-II-18(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 83  | 黒瀬        | 中寺      | 206-II-19(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 84  | 黒瀬        | 湯久保2    | 206-II-21(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 85  | 氷見・黒瀬     | 黒瀬峠     | 206-II-25(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 86  | 黒瀬        | 上ノ原     | 206-II-26(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 87  | 大保木       | 大桧(1)   | 206-II-27(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 88  | 大保木       | 下土居     | 206-II-29(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 89  | 大保木       | 極楽寺     | 206-II-30(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 90  | 大保木       | 上土居     | 206-II-31(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 91  | 中奥        | 千野々2    | 206-II-33(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 92  | 中奥        | 前田      | 206-II-34(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 93  | 中奥        | 東浦1     | 206-II-35(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 94  | 中奥        | 東浦2     | 206-II-36(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 95  | 中奥        | 東浦3     | 206-II-37(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 96  | 中奥        | 西浦1     | 206-II-38(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 97  | 中奥        | 細野1     | 206-II-40(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 98  | 中奥        | 細野2     | 206-II-41(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 99  | 東之川       | 東之川3    | 206-II-44(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 100 | 西之川       | 平組      | 206-II-46(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 101 | 西之川       | 名古瀬1    | 206-II-47(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 102 | 西之川       | 名古瀬2    | 206-II-48(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 103 | 船屋        | 船屋      | 206-II-1212(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 104 | 市之川       | 市之川2(1) | 206-II-1213(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 105 | 藤之石       | 中之池1    | 206-II-1214(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 106 | 藤之石       | 中之池2    | 206-II-1215(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 107 | 藤之石       | 川来須2    | 206-II-1216(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 108 | 大保木       | 平野      | 206-II-1217(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 109 | 飯岡        | 山口      | 206-II-1218(2) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 110 | 下島山       | 下島山甲A   | 206-III-13(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 111 | 下島山       | 下島山甲B   | 206-III-14(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 112 | 洲之内・中野    | 中野甲     | 206-III-15(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 113 | 洲之内       | 洲之内甲    | 206-III-16(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 114 | 黒谷        | 川北      | 212-I-159(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 115 | 河之内       | 鳴       | 212-I-162(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 116 | 河原津       | 河原津     | 212-II-1(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 117 | 楠         | 楠       | 212-II-2(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 118 | 実報寺・福成寺   | 実報寺     | 212-II-3(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 119 | 福成寺       | 福成寺(1)  | 212-II-4(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 120 | 河之内       | 河之内     | 212-II-5(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 121 | 広岡        | 竹屋敷     | 212-II-6(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 122 | 広岡        | 松原      | 212-II-7(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 123 | 河之内       | 宝地      | 212-II-8(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 124 | 河之内       | 夜討ヶ窪(3) | 212-III-6(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 125 | 中奥丁・小松町石鎚 | 河口      | 321-I-156(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 126 | 小松町南川     | 川原谷     | 321-II-1(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 127 | 小松町妙口     | 妙口上(1)  | 321-II-2(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 128 | 小松町妙口     | 妙口上(2)  | 321-II-3(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 129 | 小松町大頭     | 中大頭(1)  | 321-II-4(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 130 | 小松町妙口・大頭  | 中大頭(2)  | 321-II-5(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 131 | 小松町大郷     | 池ノ谷A    | 321-II-6(1)    | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |

| 番号  | 所在地        | 区域名    | 区域番号         | 警戒区域<br>指定年月日 | 特別警戒区域<br>指定年月日 |
|-----|------------|--------|--------------|---------------|-----------------|
| 132 | 小松町大郷      | 大郷(1)  | 321-Ⅱ-7(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 133 | 小松町大郷      | 大郷(3)  | 321-Ⅱ-9(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 134 | 小松町大郷      | 大郷(4)  | 321-Ⅱ-10(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 135 | 小松町大郷      | 湯浪(1)  | 321-Ⅱ-11(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 136 | 小松町大郷・石鎚   | 石鎚(1)  | 321-Ⅱ-12(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 137 | 小松町大郷・石鎚   | 湯浪(2)  | 321-Ⅱ-13(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 138 | 小松町石鎚      | 虎杖(1)  | 321-Ⅱ-14(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 139 | 小松町石鎚      | 石鎚(2)  | 321-Ⅱ-15(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 140 | 小松町石鎚      | 石鎚(3)  | 321-Ⅱ-16(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 141 | 小松町大郷      | 大郷 A   | 321-Ⅱ-17(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 142 | 小松町大郷      | 大郷 B   | 321-Ⅱ-18(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 143 | 小松町大郷      | 池ノ谷 B  | 321-Ⅱ-19(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 144 | 小松町新屋敷     | 大日 A   | 321-Ⅱ-20(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 145 | 小松町新屋敷     | 大日 B   | 321-Ⅱ-21(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 146 | 小松町新屋敷     | 西谷     | 321-Ⅱ-22(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 147 | 小松町新屋敷     | 岡村 A   | 321-Ⅱ-23(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 148 | 小松町新屋敷     | 岡村 B   | 321-Ⅱ-24(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 149 | 西之川丁・小松町石鎚 | 成就     | 321-Ⅱ-26(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 150 | 小松町石鎚      | 横峰     | 321-Ⅱ-27(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 151 | 小松町大郷      | 馬返(2)  | 321-Ⅲ-3(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 152 | 小松町石鎚      | 湯浪(5)  | 321-Ⅲ-6(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 153 | 小松町石鎚      | 石鎚(9)  | 321-Ⅲ-11(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 154 | 小松町石鎚      | 中村     | 321-Ⅲ-12(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 155 | 小松町石鎚      | 石鎚(10) | 321-Ⅲ-13(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 156 | 小松町石鎚      | 石鎚(12) | 321-Ⅲ-15(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 157 | 小松町石鎚      | 石鎚(17) | 321-Ⅲ-24(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 158 | 丹原町明河      | 保井野 B  | 323-Ⅰ-167(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 159 | 丹原町明河      | 横海     | 323-Ⅰ-168(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 160 | 丹原町明河      | 成(1)   | 323-Ⅰ-169(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 161 | 丹原町鞍瀬      | 下影     | 323-Ⅰ-170(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 162 | 丹原町明河      | 河之瀬    | 323-Ⅰ-171(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 163 | 丹原町千原      | 下千原 A  | 323-Ⅰ-179(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 164 | 丹原町白坂      | 成(2)   | 323-Ⅰ-182(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 165 | 丹原町湯谷口     | 湯谷口 B  | 323-Ⅰ-188(1) | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 166 | 丹原町白坂      | 柳曾     | 323-Ⅱ-1(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 167 | 丹原町千原      | 千原中    | 323-Ⅱ-2(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 168 | 丹原町白坂      | 宝ヶ口    | 323-Ⅱ-4(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 169 | 丹原町白坂      | 笹ヶ峠    | 323-Ⅱ-5(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 170 | 丹原町鞍瀬      | 上落合    | 323-Ⅱ-6(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 171 | 丹原町鞍瀬      | 馬木     | 323-Ⅱ-7(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 172 | 丹原町鞍瀬      | 宮坂     | 323-Ⅱ-8(1)   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 173 | 丹原町明河      | 鞍瀬(1)  | 323-Ⅱ-10(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 174 | 丹原町鞍瀬      | 保井野(1) | 323-Ⅱ-11(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 175 | 丹原町楠窪      | 借宿     | 323-Ⅱ-13(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 176 | 丹原町楠窪      | 楠窪(2)  | 323-Ⅱ-14(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 177 | 丹原町楠窪      | 楠窪(3)  | 323-Ⅱ-15(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 178 | 丹原町楠窪      | 楠窪(4)  | 323-Ⅱ-16(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 179 | 丹原町田滝      | 田浦     | 323-Ⅲ-11(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 180 | 丹原町田滝      | 田滝(3)  | 323-Ⅲ-13(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 181 | 丹原町関屋      | 大倉(1)  | 323-Ⅲ-14(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 182 | 丹原町関屋・来見   | 大倉(2)  | 323-Ⅲ-15(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 183 | 丹原町志川      | 志川(1)  | 323-Ⅲ-16(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |

| 番号   | 所在地   | 区域名    | 区域番号         | 警戒区域<br>指定年月日 | 特別警戒区域<br>指定年月日 |
|------|-------|--------|--------------|---------------|-----------------|
| 184  | 丹原町楠窪 | 志川(2)  | 323-Ⅲ-17(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 185  | 丹原町楠窪 | 神部(2)  | 323-Ⅲ-19(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 186  | 丹原町鞍瀬 | 中奥(1)  | 323-Ⅲ-21(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 187  | 丹原町明河 | 河之瀬(2) | 323-Ⅲ-25(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 188  | 丹原町明河 | 横海(1)  | 323-Ⅲ-29(1)  | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 189※ | 大浜    | 大浜     | 206-1-135(1) | 令和3年12月7日     | 令和3年12月7日       |
| 190※ | 福武    | 西の川原   | 206-1-136(1) | 令和3年12月7日     | 令和3年12月7日       |
| 191※ | 福武    | 武丈     | 206-1-137(1) | 令和3年12月7日     | 令和3年12月7日       |
| 192※ | 藤之石   | 黒代     | 206-1-146(1) | 令和3年12月7日     | 令和3年12月7日       |

※32 は平成 27 年 3 月 10 日愛媛県告示第 246 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※189、191 は平成 21 年 3 月 27 日愛媛県告示第 442 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※190 は令和 3 年 2 月 26 日愛媛県告示第 199 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※192 は平成 20 年 2 月 1 日愛媛県告示第 107 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

## 2 土石流

| 番号 | 所在地   | 区域名    | 区域番号        | 警戒区域<br>指定年月日    | 特別警戒区域<br>指定年月日  |
|----|-------|--------|-------------|------------------|------------------|
| 1  | 市倉    | 市倉川上川  | 206-1118    | 平成 20 年 2 月 1 日  | -                |
| 2  | 市倉    | 東市倉川   | 206-1119    | 平成 20 年 2 月 1 日  | 平成 20 年 2 月 1 日  |
| 3  | 千町    | 千町上川   | 206-1124-1  | 平成 20 年 2 月 1 日  | 平成 20 年 2 月 1 日  |
| 4  | 千町    | 千町上川   | 206-1124-2  | 平成 20 年 2 月 1 日  | 平成 20 年 2 月 1 日  |
| 5  | 千町    | 千町川    | 206-1125    | 平成 20 年 2 月 1 日  | 平成 20 年 2 月 1 日  |
| 6  | 中寺    | 中寺下川   | 206-2054    | 平成 20 年 2 月 1 日  | -                |
| 7  | 山口    | 山口川    | 206-1102    | 平成 21 年 3 月 27 日 | -                |
| 8  | 山口    | 山口下川   | 206-1103    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 9  | 大浜    | 大浜川    | 206-1104    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 10 | 大浜    | 長谷川    | 206-1105    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 11 | 大浜    | 番屋谷川   | 206-1106    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 12 | 大浜    | 西大浜川   | 206-1107-1  | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 13 | 大浜    | 西大浜川   | 206-1107-2  | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 14 | 飯岡長谷敷 | 長谷敷川   | 206-1108    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 15 | 飯岡長谷敷 | 産能川    | 206-1109    | 平成 21 年 3 月 27 日 | -                |
| 16 | 飯岡山本  | 王至森東川  | 206-1110    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 17 | 長谷敷   | 王至森谷川  | 206-1111    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 18 | 福武    | 界谷川    | 206-1112    | 平成 21 年 3 月 27 日 | -                |
| 19 | 新田    | 常福寺谷川  | 206-1113    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 20 | 新田    | 金剛院川   | 206-1114    | 平成 21 年 3 月 27 日 | -                |
| 21 | 丸野    | 市之川西川  | 206-1115    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 22 | 風透    | 止呂谷川   | 206-1128    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 23 | 大浜    | 大浜東川   | 206-2043    | 平成 21 年 3 月 27 日 | 平成 21 年 3 月 27 日 |
| 24 | 市之川   | 市之川上川  | 206-2044    | 平成 21 年 3 月 27 日 | -                |
| 25 | 河之内   | 久兵衛ヶ谷川 | 212-1001    | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 26 | 河之内   | 西の川    | 212-1002    | 平成 23 年 3 月 29 日 | -                |
| 27 | 河之内   | 北川     | 212-1002-1a | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 28 | 河之内   | 北川     | 212-1002-1b | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 29 | 川原谷   | 大日川    | 321-1001a   | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 30 | 川原谷   | 大日川    | 321-1001b   | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 31 | 川原谷   | 大日川    | 321-1001c   | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 32 | 川原谷   | 大日川    | 321-1001d   | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |

| 番号  | 所在地    | 区域名    | 区域番号       | 警戒区域<br>指定年月日    | 特別警戒区域<br>指定年月日  |
|-----|--------|--------|------------|------------------|------------------|
| 33  | 川原谷    | 大日川    | 321-1001e  | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 34  | 鞍瀬     | 東大谷川   | 323-1029   | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 35  | 鞍瀬     | 大谷川    | 323-1030   | 平成 23 年 3 月 29 日 | -                |
| 36  | 臼坂     | 南猪ノ谷川  | 323-1034   | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 37  | 臼坂     | 猪ノ谷川   | 323-1035   | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 38  | 臼坂     | ゴシヤク谷川 | 323-1038a  | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 39  | 臼坂     | ゴシヤク谷川 | 323-1038b  | 平成 23 年 3 月 29 日 | 平成 23 年 3 月 29 日 |
| 40  | 棚林     | 薬師谷川   | 206-1143   | 平成 26 年 3 月 18 日 | -                |
| 41  | 西田     | 前神寺谷川  | 206-1145   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 42  | 西泉東    | 赤谷川    | 206-1146   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 43  | 檜木     | 弘川     | 206-1148   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 44  | 一本松    | 一本松川   | 206-2039   | 平成 26 年 3 月 18 日 | -                |
| 45  | 小松町湯浪  | 妙之谷川   | 321-1005   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 46  | 小松町馬返  | 馬返谷    | 321-2003   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 47  | 丹原町田滝  | 観音谷川   | 323-1003   | 平成 26 年 3 月 18 日 | -                |
| 48  | 丹原町田滝  | 神子ヶ谷川  | 323-1004   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 49  | 丹原町高知  | 高知谷川   | 323-1011   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 50  | 丹原町高知  | 柳谷川    | 323-1012   | 平成 26 年 3 月 18 日 | -                |
| 51  | 丹原町高知  | 柳谷川    | 323-1013   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 52  | 丹原町高知  | がまの奥谷川 | 323-1014   | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 53  | 丹原町湯谷口 | ゴウトノ川  | 323-1020a  | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 54  | 丹原町湯谷口 | ゴウトノ川  | 323-1020b  | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 55  | 丹原町湯谷口 | ゴウトノ川  | 323-1020c  | 平成 26 年 3 月 18 日 | 平成 26 年 3 月 18 日 |
| 56  | 楠・河原津  | 米山川    | 212-1006a  | 平成 27 年 3 月 10 日 | 平成 27 年 3 月 10 日 |
| 57  | 楠・河原津  | 米山川    | 212-1006b  | 平成 27 年 3 月 10 日 | 平成 27 年 3 月 10 日 |
| 58  | 中奥     | 千野々川   | 206-1129   | 平成 28 年 3 月 1 日  | -                |
| 59  | 中奥     | 大保木谷川  | 206-1130   | 平成 28 年 3 月 1 日  | 平成 28 年 3 月 1 日  |
| 60  | 中奥     | イイウチ川  | 206-1131   | 平成 28 年 3 月 1 日  | 平成 28 年 3 月 1 日  |
| 61  | 下谷     | 下谷川    | 206-1133   | 平成 28 年 3 月 1 日  | -                |
| 62  | 小松町明徳  | 明徳谷    | 321-1008   | 平成 28 年 3 月 1 日  | -                |
| 63  | 小松町明徳  | 本社谷川   | 321-1009   | 平成 28 年 3 月 1 日  | 平成 28 年 3 月 1 日  |
| 64  | 丹原町川根  | 高松川    | 323-1007   | 平成 28 年 3 月 1 日  | 平成 28 年 3 月 1 日  |
| 65  | 丹原町東川根 | 旦之奥谷川  | 323-1008a  | 平成 28 年 3 月 1 日  | 平成 28 年 3 月 1 日  |
| 66  | 丹原町東川根 | 旦之奥谷川  | 323-1008b  | 平成 28 年 3 月 1 日  | -                |
| 67  | 丹原町志川  | フカガニ川  | 323-1017   | 平成 28 年 3 月 1 日  | 平成 28 年 3 月 1 日  |
| 68  | 丹原町志川  | 境谷川    | 323-1018   | 平成 28 年 3 月 1 日  | 平成 28 年 3 月 1 日  |
| 69  | 河之内鳴   | 手地ノ谷   | 212-1011   | 平成 28 年 3 月 25 日 | 平成 28 年 3 月 25 日 |
| 70  | 河之内鳴   | 河之内谷   | 212-1012   | 平成 28 年 3 月 25 日 | 平成 28 年 3 月 25 日 |
| 71  | 河之内佐川  | セドノ谷   | 212-1013   | 平成 28 年 3 月 25 日 | 平成 28 年 3 月 25 日 |
| 72  | 早川     | 室川     | 206-1098   | 平成 28 年 7 月 12 日 | -                |
| 73  | 早川     | 早川     | 206-1099   | 平成 28 年 7 月 12 日 | 平成 28 年 7 月 12 日 |
| 74  | 早川     | 西早川    | 206-1100   | 平成 28 年 7 月 12 日 | 平成 28 年 7 月 12 日 |
| 75  | 洲之内奥の内 | 大谷川    | 206-1141   | 平成 28 年 7 月 12 日 | -                |
| 76  | 下島山    | 鶯谷川    | 206-1097   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 77※ | 早川     | 西早川上川  | 206-1101-1 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 78※ | 早川     | 西早川上川  | 206-1101-2 | 平成 30 年 3 月 16 日 | -                |
| 79  | 津越     | 津越谷川   | 206-1116   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 80  | 津越     | 青木川    | 206-1117   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 81  | 中野     | 長瀬谷川   | 206-1121   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 82  | 河ヶ平    | 中谷川    | 206-1122   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 83  | 河ヶ平    | 上谷川    | 206-1123   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 84  | 藤之石    | チロル川   | 206-1127   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |

| 番号  | 所在地               | 区域名     | 区域番号       | 警戒区域<br>指定年月日    | 特別警戒区域<br>指定年月日  |
|-----|-------------------|---------|------------|------------------|------------------|
| 85  | 洲之内・安知生           | 天神谷川    | 206-1138   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 86  | 洲之内               | 射場ヶ谷川   | 206-1140   | 平成 30 年 3 月 16 日 | -                |
| 87  | 湯之谷               | 湯之谷川    | 206-1142   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 88  | 西田                | 前神寺谷川東川 | 206-1144   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 89  | 坂元                | 東払川     | 206-1147   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 90  | 坂元・氷見             | 向猪狩川上川  | 206-1149   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 91  | 実報寺               | 西峠川     | 212-1004-1 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 92  | 実報寺               | 西峠川     | 212-1004-2 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 93  | 実報寺               | 西峠川     | 212-1004-3 | 平成 30 年 3 月 16 日 | -                |
| 94  | 実報寺               | 実報寺谷 1  | 212-1005   | 平成 30 年 3 月 16 日 | -                |
| 95  | 楠                 | 竹ヶ谷川    | 212-1007   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 96  | 楠・河原津             | 世田川     | 212-1008-1 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 97  | 楠・河原津             | 世田川     | 212-1008-2 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 98  | 黒谷                | アシ谷川    | 212-1010-1 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 99  | 黒谷                | アシ谷川    | 212-1010-2 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 100 | 広岡・安用・石延          | 小島川     | 212-1015-1 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 101 | 広岡・安用・石延          | 小島川     | 212-1015-2 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 102 | 広岡・安用・石延          | 小島川     | 212-1015-3 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 103 | 広岡・安用・石延          | 小島川     | 212-1015-4 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 104 | 小松町妙口             | 裏谷川     | 321-1004   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 105 | 小松町大頭             | 開谷      | 321-1006   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 106 | 丹原町高松             | 三谷川     | 323-1001   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 107 | 丹原町田滝             | 西観音谷川   | 323-1002   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 108 | 丹原町川根             | 井出ヶ谷川   | 323-1005   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 109 | 丹原町明穂             | 明穂谷川    | 323-1015   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 110 | 丹原町東見・丹原町北見・丹原町西見 | 西ノ谷川    | 323-1021   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 111 | 丹原町鞍瀬             | 稲荷谷川    | 323-1023   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 112 | 丹原町鞍瀬             | 日浦谷川    | 323-1024   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 113 | 丹原町明河             | 古美谷川    | 323-1026   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 114 | 丹原町明河             | ネンジョ谷川  | 323-1028   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 115 | 丹原町白坂・丹原町関屋       | 西和霊谷川   | 323-1036   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 116 | 丹原町白坂・丹原町関屋       | 和霊谷川    | 323-1037   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 117 | 丹原町来見             | ショウガ谷川  | 323-1040   | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 118 | 丹原町関屋             | 大倉谷川    | 323-1042-1 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 119 | 丹原町関屋             | 大倉谷川    | 323-1042-2 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 平成 30 年 3 月 16 日 |
| 120 | 藤之石               | 竿谷川     | 206-1126   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 121 | 大保木               | 柳谷川     | 206-1134   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 122 | 大保木               | 里山第二川   | 206-1136   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 123 | 氷見                | 向猪狩川    | 206-1150-1 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 124 | 氷見・黒瀬             | 向猪狩川    | 206-1150-2 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 125 | 氷見                | 尾土居谷川   | 206-1151   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 126 | 氷見                | 猪狩川     | 206-1152-1 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 127 | 氷見                | 猪狩川     | 206-1152-2 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 128 | 氷見                | 西谷川     | 206-1153   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 129 | 船屋                | 祝谷川     | 206-2038   | 令和 3 年 2 月 26 日  | -                |
| 130 | ひうち・船屋            | ヨシガ谷川   | 206-2040   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 131 | 下島山               | カト谷川    | 206-2041-1 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 132 | 下島山               | カト谷川    | 206-2041-2 | 令和 3 年 2 月 26 日  | -                |
| 133 | 飯岡、大浜             | 山口上川    | 206-2042   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 134 | 荒川                | 下谷川(1)  | 206-2047   | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 135 | 藤之石               | 天神川     | 206-2048-1 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |
| 136 | 藤之石               | 天神川     | 206-2048-2 | 令和 3 年 2 月 26 日  | 令和 3 年 2 月 26 日  |

| 番号  | 所在地          | 区域名    | 区域番号       | 警戒区域<br>指定年月日 | 特別警戒区域<br>指定年月日 |
|-----|--------------|--------|------------|---------------|-----------------|
| 137 | 中奥           | 浦野川    | 206-2049   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 138 | 西之川          | 西之川第一川 | 206-2050   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 139 | 西之川、東之川      | 東谷川(1) | 206-2051   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 140 | 西之川、東之川      | 下谷川(2) | 206-2052   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 141 | 西之川          | 猪谷川    | 206-2053   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 142 | 黒瀬           | 高外木谷川  | 206-2056   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 143 | 洲之内          | 東谷川(2) | 206-2057   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 144 | 洲之内          | 棚林第一川  | 206-2058   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 145 | 下島山          | 大谷第一川  | 206-J045-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 146 | 下島山          | 大谷第一川  | 206-J045-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 147 | 飯岡           | 長屋敷川   | 206-J046   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 148 | 福武           | 大橋川    | 206-J047   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 149 | 坂元・野々市・氷見    | 西弘川    | 206-J048   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 150 | 福成寺・旦之上      | 椎ノ木川   | 212-1003-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 151 | 福成寺・旦之上      | 椎ノ木川   | 212-1003-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 152 | 福成寺・旦之上      | 椎ノ木川   | 212-1003-3 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 153 | 福成寺・旦之上      | 椎ノ木川   | 212-1003-4 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 154 | 福成寺・旦之上      | 椎ノ木川   | 212-1003-5 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 155 | 福成寺・旦之上      | 椎ノ木川   | 212-1003-6 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 156 | 黒谷           | ナベワリ   | 212-1009   | 令和3年2月26日     | -               |
| 157 | 河之内・旦之上      | 奥谷川    | 212-1014   | 令和3年2月26日     | -               |
| 158 | 河之内・旦之上      | スミヤ川   | 212-2001-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 159 | 福成寺・旦之上      | スミヤ川   | 212-2001-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 160 | 実報寺・福成寺      | 実報寺谷2  | 212-2002   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 161 | 楠            | 楠谷     | 212-2003   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 162 | 楠・河原津        | 竹ヶ谷川   | 212-2004   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 163 | 河原津          | 南北川    | 212-2005   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 164 | 黒谷           | アカガ谷川  | 212-2006   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 165 | 河之内          | 東国山川   | 212-2007   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 166 | 河之内          | 国山川    | 212-2008   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 167 | 河之内          | 夜討ヶ窪   | 212-2009   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 168 | 広岡           | 広岡谷    | 212-2010-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 169 | 広岡           | 広岡谷    | 212-2010-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 170 | 小松町妙口        | 裏谷川    | 321-1002   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 171 | 小松町妙口        | 裏之谷川   | 321-1003-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 172 | 小松町妙口        | 裏之谷川   | 321-1003-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 173 | 小松町妙口        | 鉄砲谷川   | 321-2001   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 174 | 小松町大郷        | 山ノ神川   | 321-2002   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 175 | 小松町大郷        | 池ノ谷    | 321-2004   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 176 | 小松町安井・小松町明徳  | 安井谷    | 321-2005   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 177 | 小松町新屋敷       | 孫谷川    | 321-J001   | 令和3年2月26日     | -               |
| 178 | 丹原町川根        | 井出ヶ谷川  | 323-1006-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 179 | 丹原町川根        | 井出ヶ谷川  | 323-1006-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 180 | 丹原町古田・川根・久妙寺 | 西山川    | 323-1009-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 181 | 丹原町古田・川根・久妙寺 | 西山川    | 323-1009-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 182 | 丹原町古田・川根・久妙寺 | 西山川    | 323-1009-3 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 183 | 丹原町徳能・古田     | 丹波谷川   | 323-1010-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 184 | 丹原町徳能・古田     | 丹波谷川   | 323-1010-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 185 | 丹原町徳能・古田     | 丹波谷川   | 323-1010-3 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 186 | 丹原町寺尾        | 東谷川    | 323-1016-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 187 | 丹原町寺尾        | 東谷川    | 323-1016-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 188 | 丹原町寺尾        | 東谷川    | 323-1016-3 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |



| 番号   | 所在地      | 区域名    | 区域番号       | 警戒区域<br>指定年月日 | 特別警戒区域<br>指定年月日 |
|------|----------|--------|------------|---------------|-----------------|
| 189  | 丹原町寺尾    | 東谷川    | 323-1016-4 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 190  | 丹原町寺尾・明德 | 東谷川    | 323-1016-5 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 191  | 丹原町楠窪    | 神部東谷川  | 323-1019   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 192  | 丹原町来見・鞍瀬 | ウワナル谷川 | 323-1022   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 193  | 丹原町明河    | 古美西谷川  | 323-1025   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 194  | 丹原町鞍瀬・明河 | 保井野谷川  | 323-1027   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 195  | 丹原町鞍瀬    | 鞍瀬北谷川  | 323-1031   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 196  | 丹原町鞍瀬    | 鞍瀬南谷川  | 323-1032   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 197  | 丹原町千原    | 滝見川    | 323-1033   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 198  | 丹原町来見    | 大谷川    | 323-1039-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 199  | 丹原町来見    | 大谷川    | 323-1039-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 200  | 丹原町来見    | 大谷川    | 323-1039-3 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 201  | 丹原町来見    | 大谷川    | 323-1039-4 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 202  | 丹原町来見    | ショウガ谷川 | 323-1041-1 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 203  | 丹原町来見    | ショウガ谷川 | 323-1041-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 204  | 丹原町関屋    | ウルメ川   | 323-1043-1 | 令和3年2月26日     | -               |
| 205  | 丹原町関屋    | ウルメ川   | 323-1043-2 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 206  | 丹原町関屋    | ウルメ川   | 323-1043-3 | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 207  | 丹原町関屋    | 関屋谷川   | 323-1044   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 208  | 丹原町久妙寺   | 久妙寺川   | 323-2001   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 209  | 丹原町田滝・高松 | 裏神子ヶ谷川 | 323-2002   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 210  | 丹原町志川・寺尾 | ジョウ谷川  | 323-2003   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 211  | 丹原町楠窪    | 神部谷川   | 323-2004   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 212  | 丹原町楠窪    | 小谷川    | 323-2005   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 213  | 丹原町明河    | 下影谷    | 323-2006   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 214  | 丹原町鞍瀬    | ネジョ東谷川 | 323-2007   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 215  | 丹原町鞍瀬    | 宮成谷川   | 323-2008   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 216  | 丹原町鞍瀬    | 鞍瀬谷川   | 323-2009   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 217  | 丹原町白坂    | 西相之谷西川 | 323-2010   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 218  | 丹原町白坂    | 西相之谷川  | 323-2011   | 令和3年2月26日     | -               |
| 219  | 丹原町白坂    | 相之谷川   | 323-2012   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 220  | 丹原町白坂    | 柳曽谷川   | 323-2013   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 221  | 丹原町関屋・来見 | ゴシヤク谷川 | 323-2014   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 222  | 丹原町来見    | タルミ谷川  | 323-2015   | 令和3年2月26日     | -               |
| 223  | 丹原町関屋    | 大倉西谷川  | 323-2016   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 224  | 丹原町寺尾・志川 | 南谷川    | 323-J001   | 令和3年2月26日     | 令和3年2月26日       |
| 225※ | 市倉       | 市倉川    | 206-1120   | 令和3年12月7日     | -               |
| 226※ | 西原       | 西原川    | 206-1139   | 令和3年12月7日     | -               |
| 227※ | 千町       | 千町川    | 206-1125   | 令和3年12月7日     | -               |
| 228※ | 船形       | 倉谷川    | 206-2045   | 令和3年12月7日     | -               |
| 229※ | 中寺       | 中寺上川   | 206-2055   | 令和3年12月7日     | -               |

※77、78 は平成 28 年 7 月 12 日愛媛県告示第 843 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※225、227、228、229 は平成 20 年 2 月 1 日愛媛県告示第 107 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定箇所

※226 は平成 28 年 3 月 1 日愛媛県告示第 226 号で指定した土砂災害(特別)警戒区域の範囲修正に伴う再指定

## 3 地すべり

| 番号 | 所在地         | 区域名  | 区域番号       | 警戒区域<br>指定年月日 | 特別警戒区域<br>指定年月日 |
|----|-------------|------|------------|---------------|-----------------|
| 1  | 大浜          | 大浜北  | 206-J-60   | 令和3年2月26日     | -               |
| 2  | 市之川         | 市之川東 | 206-J-62   | 令和3年2月26日     | -               |
| 3  | 丸野          | 丸野西  | 206-J-63   | 令和3年2月26日     | -               |
| 4  | 千町・藤之石・荒川   | 千町   | 206-J-64   | 令和3年2月26日     | -               |
| 5  | 藤之石         | 中之池  | 206-J-67   | 令和3年2月26日     | -               |
| 6  | 兎之山         | 兎之山西 | 206-J-70   | 令和3年2月26日     | -               |
| 7  | 黒瀬          | 上の原  | 206-J-71   | 令和3年2月26日     | -               |
| 8  | 大保木         | 里山   | 206-J-73   | 令和3年2月26日     | -               |
| 9  | 大保木         | 大桧   | 206-J-74   | 令和3年2月26日     | -               |
| 10 | 大保木         | 峰    | 206-J-75   | 令和3年2月26日     | -               |
| 11 | 中奥          | 細野   | 206-J-77   | 令和3年2月26日     | -               |
| 12 | 丸野          | 丸野東  | 206-J-482  | 令和3年2月26日     | -               |
| 13 | 中奥          | 東浦   | 206-J-486  | 令和3年2月26日     | -               |
| 14 | 西之川         | 名古瀬東 | 206-J-487  | 令和3年2月26日     | -               |
| 15 | 小松町妙口       | 原    | 321-J-83   | 令和3年2月26日     | -               |
| 16 | 小松町大郷       | 大郷   | 321-J-84   | 令和3年2月26日     | -               |
| 17 | 丹原町白坂       | 成    | 323-J-79   | 令和3年2月26日     | -               |
| 18 | 丹原町千原・丹原町鞍瀬 | 下千原  | 323-J-80   | 令和3年2月26日     | -               |
| 19 | 丹原町楠窪       | 影無   | 323-J-82   | 令和3年2月26日     | -               |
| 20 | 藤之石         | 黒代   | 206-NK-30  | 令和3年2月26日     | -               |
| 21 | 藤之石         | 風透   | 206-NK-31  | 令和3年2月26日     | -               |
| 22 | 西之川         | 平    | 206-NS-80  | 令和3年2月26日     | -               |
| 23 | 荒川          | 大平   | 206-NS-82  | 令和3年2月26日     | -               |
| 24 | 黒瀬甲         | 浦山   | 206-NS-83  | 令和3年2月26日     | -               |
| 25 | 荒川乙         | 荒川   | 206-R-001  | 令和3年2月26日     | -               |
| 26 | 黒瀬甲         | 百合城  | 206-R-002  | 令和3年2月26日     | -               |
| 27 | 河之内         | 宝地   | 212-NK-77  | 令和3年2月26日     | -               |
| 28 | 小松町大郷       | 開    | 321-NK-88  | 令和3年2月26日     | -               |
| 29 | 丹原町鞍瀬       | 鍛冶屋  | 323-NK-90  | 令和3年2月26日     | -               |
| 30 | 丹原町明河       | 角立   | 323-NK-92  | 令和3年2月26日     | -               |
| 31 | 丹原町明河       | 余野   | 323-NS-78  | 令和3年2月26日     | -               |
| 32 | 丹原町明河・鞍瀬・楠窪 | 河之瀬  | 323-NS-79  | 令和3年2月26日     | -               |
| 33 | 丹原町千原・鞍瀬    | 千原   | 323-NS-123 | 令和3年2月26日     | -               |
| 34 | 丹原町白坂       | 相之谷  | 323-R-002  | 令和3年2月26日     | -               |
| 35 | 大浜          | 大浜南  | 206-J-481  | 令和3年2月26日     | -               |

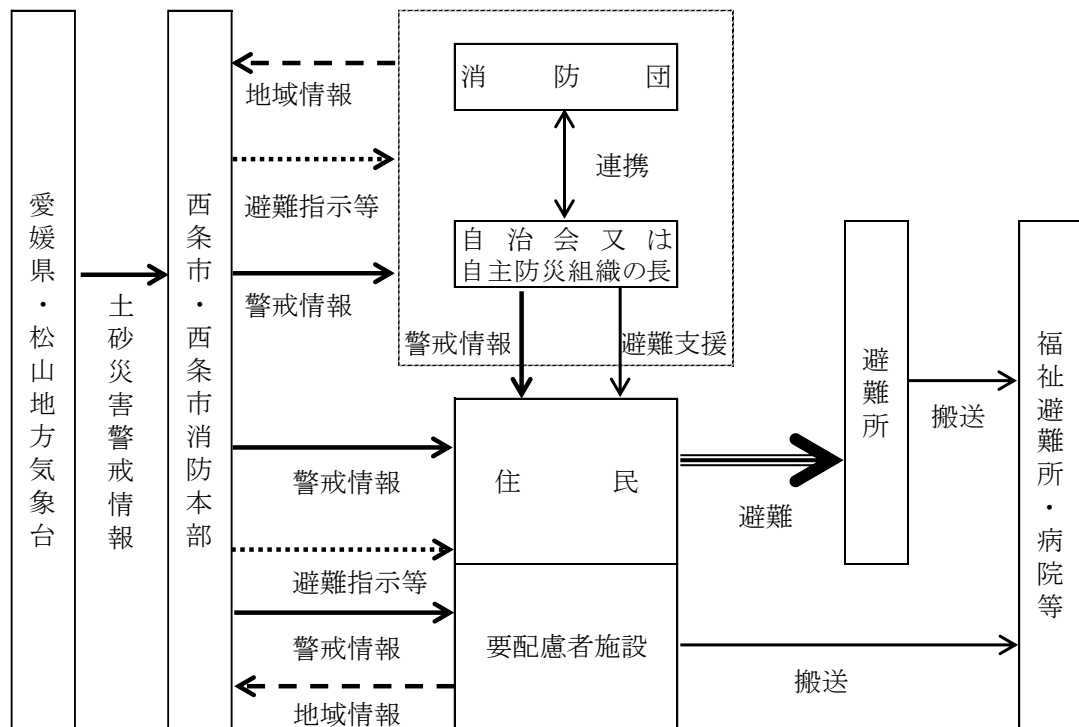
## 6-12 土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

| No. | 地区名 | 施設名                  | 所在地             | 電話番号                                                            | 伝達方法   | 警戒区域※ |
|-----|-----|----------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------|--------|-------|
| 1   | 飯岡  | 飯岡保育園                | 飯岡 3240-2       | TEL 0897-56-2381<br>FAX 0897-55-6824                            | 電話・FAX | Y     |
| 2   | 飯岡  | 西条道前病院               | 飯岡 3290-1       | TEL 0897-56-2247<br>FAX 0897-56-2667                            | 電話・FAX | Y     |
| 3   | 飯岡  | 障害者支援施設<br>星の里       | 大浜 6324         | TEL 0897-53-1112<br>衛星携帯電話<br>080-2850-3899<br>FAX 0897-53-1113 | 電話・FAX | Y     |
| 4   | 大保木 | 大保木診療所               | 中奥 2 号 20-7     | 0897-59-0005                                                    | 電話     | Y     |
| 5   | 楠河  | 東予学園                 | 楠乙 438 番地<br>21 | TEL 0898-66-5078<br>FAX 0898-66-5173                            | 電話・FAX | R     |
| 6   | 桜樹  | 西条市丹原高齢者<br>生活福祉センター | 丹原町来見乙<br>26-2  | TEL 0898-73-2960<br>FAX 0898-73-2965                            | 電話・FAX | Y     |
| 7   | 中川  | グループホームこう<br>ゆう庵     | 丹原町寺尾<br>31-9   | TEL 0898-76-6461<br>FAX 0898-76-6107                            | 電話・FAX | Y     |

※警戒区域欄は、Yは警戒区域、Rは特別警戒区域

6-13 土砂災害警戒区域等における情報収集及び伝達・避難体制の系統



警戒情報（伝達の方法）

西条市：市防災行政無線、自治会、自主防災組織、要配慮者利用施設への電話、FAX、市ホームページ、市SNS、西条市安全・安心情報お届けメール

消防本部：広報車等

（情報の凡例）

警戒情報 →  
 地域情報 - - - ->  
 避難情報 .....>

## 6-14 本市における浸水想定区域等の指定状況

## 1 洪水浸水想定区域

| 番号 | 水系  | 河川名 | 県による指定日          | 備考                     |
|----|-----|-----|------------------|------------------------|
| 1  | 加茂川 | 加茂川 | 平成 28 年 5 月 13 日 |                        |
| 2  | 中山川 | 中山川 | 平成 28 年 5 月 13 日 |                        |
| 3  | 渦井川 | 渦井川 | 令和 2 年 6 月 5 日   |                        |
| 4  | 頓田川 | 黒谷川 | 令和 5 年 5 月 30 日  | 本市に浸水想定区域無し<br>(今治市のみ) |

## 2 高潮浸水想定区域

| 番号 | 沿岸名  | 県による指定日         | 備考 |
|----|------|-----------------|----|
| 1  | 燧灘沿岸 | 令和 4 年 5 月 17 日 |    |

## 3 津波災害警戒区域

| 番号 | 市町名 | 県による指定日         | 備考 |
|----|-----|-----------------|----|
| 1  | 西条市 | 令和 3 年 8 月 27 日 |    |

※浸水想定区域図は県ホームページ、各種ハザードマップは市ホームページを参照

## 6-15 浸水想定区域の指定が予定される市内河川一覧

(令和 4 年 12 月 31 日現在)

| 番号 | 水系   | 河川名   | 備考 |
|----|------|-------|----|
| 1  | 崩口川  | 崩口川   |    |
| 2  | 崩口川  | 本郷川   |    |
| 3  | 大曲川  | 大曲川   |    |
| 4  | 大曲川  | 大川    |    |
| 5  | 新川   | 新川    |    |
| 6  | 新川   | 内川    |    |
| 7  | 新川   | 小島川   |    |
| 8  | 新川   | 西山川   |    |
| 9  | 新川   | 高松川   |    |
| 10 | 大明神川 | 大明神川  |    |
| 11 | 渦井川  | 室川    |    |
| 12 | 渦井川  | 浪多川   |    |
| 13 | 渦井川  | 界谷川   |    |
| 14 | 渦井川  | 金剛院谷川 |    |
| 15 | 中山川  | 小松川   |    |
| 16 | 中山川  | 都谷川   |    |
| 17 | 中山川  | 猪狩川   |    |
| 18 | 中山川  | 関屋川   |    |
| 19 | 中山川  | 大谷川   |    |
| 20 | 中山川  | 西川    |    |
| 21 | 中山川  | 大日川   |    |
| 22 | 中山川  | 払川    |    |

| 番号 | 水系    | 河川名   | 備考 |
|----|-------|-------|----|
| 23 | 中山川   | 西谷川   |    |
| 24 | 中山川   | 東谷川   |    |
| 25 | 中山川   | 深谷川   |    |
| 26 | 中山川   | ウルメ川  |    |
| 27 | 中山川   | 大谷川   |    |
| 28 | 中山川   | 東谷川   |    |
| 29 | 中山川   | 妙谷川   |    |
| 30 | 中山川   | 安井谷川  |    |
| 31 | 中山川   | 天子川   |    |
| 32 | 北川    | 北川    |    |
| 33 | 小向川   | 小向川   |    |
| 34 | 広江川   | 広江川   |    |
| 35 | 境川    | 境川    |    |
| 36 | 一ツ橋川  | 一ツ橋川  |    |
| 37 | 新川    | 徳能川   |    |
| 38 | 前神寺谷川 | 前神寺谷川 |    |

6-16 ため池ハザードマップ（令和４年度公表）掲載ため池一覧

| 番号 | 掲載<br>簿冊    | ため池<br>番号 | ため池<br>名称 | 掲載<br>ページ | 備考 |
|----|-------------|-----------|-----------|-----------|----|
| 1  | 玉津・飯岡・神戸・加茂 | 002       | 加納戸池      | P9,10     |    |
| 2  |             | 003       | 水谷池       | P11,12    |    |
| 3  |             | 004       | 里木池       | P13,14    |    |
| 4  |             | 006       | 金蔵坊池      | P15,16    |    |
| 5  |             | 007       | 岡寺池       | P17,18    |    |
| 6  |             | 010       | 菅谷池       | P19,20    |    |
| 7  |             | 014       | 新池(飯岡)    | P21,22    |    |
| 8  |             | 015       | 荘八池       | P23,24    |    |
| 9  |             | 019       | 夫婦池       | P25,26    |    |
| 10 |             | 020       | 征露池       | P27,28    |    |
| 11 |             | 021       | 八幡池       | P29,30    |    |
| 12 |             | 022       | 祖父崎池      | P31,32    |    |
| 13 |             | 023       | 旧皇子池      | P33,34    |    |
| 14 |             | 024       | 皇子池       |           |    |
| 15 |             | 025       | 椎ノ木池      | P35,36    |    |
| 16 |             | 026       | 半田池       |           |    |
| 17 |             | 027       | 産能池       | P37,38    |    |
| 18 |             | 028       | 天皇池       | P39,40    |    |
| 19 |             | 029       | 中ノ内池      | P41,42    |    |
| 20 |             | 030       | つく池       | P43,44    |    |
| 21 |             | 031       | 日明池       | P45,46    |    |
| 22 |             | 032       | 上野池 1     | P47,48    |    |
| 23 |             | 034       | 保国寺池      | P49,50    |    |
| 24 |             | 035       | 風呂ヶ谷池     | P51,52    |    |
| 25 |             | 068       | 土居ノ池      | P53,54    |    |
| 26 |             | 069       | 西郷池       | P55,56    |    |
| 27 | 橘・氷見        | 040       | 新池(坂元)    | P9,10     |    |
| 28 |             | 041       | ツケ池       | P11,12    |    |
| 29 |             | 042       | 向原下池      | P13,14    |    |
| 30 |             | 043       | 向原上池      | P15,16    |    |
| 31 |             | 046       | 住吉池       | P17,18    |    |
| 32 |             | 050       | 柿池        | P19,20    |    |
| 33 |             | 052       | 北山池       | P21,22    |    |
| 34 |             | 054       | なすび池      | P23,24    |    |
| 35 |             | 055       | 角池        | P25,26    |    |
| 36 |             | 056       | 野々市池      | P27,28    |    |
| 37 |             | 057       | センゾウ池     | P29,30    |    |

| 番号 | 掲載<br>簿冊 | ため池<br>番号 | ため池<br>名称 | 掲載<br>ページ | 備考 |
|----|----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 38 | 氷見・橋     | 058       | 赤池        | P31,32    |    |
| 39 |          | 059       | 上寺池       | P33,34    |    |
| 40 |          | 060       | 庵ノ池       | P35,36    |    |
| 41 |          | 063       | 城ノ谷池      | P37,38    |    |
| 42 |          | 064       | 小森池       | P39,40    |    |
| 43 |          | 065       | オカル池      | P41,42    |    |
| 44 |          | 066       | 山尾西池      | P43,44    |    |
| 45 | 小松・石根    | 067       | 蝮谷池       | P45,46    |    |
| 46 |          | 110       | 天神旧池      | P9,10     |    |
| 47 |          | 111       | 三角池       | P11,12    |    |
| 48 |          | 114       | 半住谷池      |           |    |
| 49 |          | 112       | 幸神谷新池     | P13,14    |    |
| 50 |          | 113       | 幸神谷旧池     |           |    |
| 51 |          | 115       | 香池        | P15,16    |    |
| 52 |          | 116       | 藍刈池       | P17,18    |    |
| 53 |          | 117       | 上裏池       | P19,20    |    |
| 54 |          | 118       | 築池        | P21,22    |    |
| 55 |          | 119       | 大谷池       | P23,24    |    |
| 56 |          | 120       | 池の谷池      | P25,26    |    |
| 57 |          | 121       | 修理谷池      | P27,28    |    |
| 58 |          | 122       | 地藏谷池      | P29,30    |    |
| 59 |          | 127       | 池ノ谷池      | P31,32    |    |
| 60 |          | 129       | 山ノ神池      | P33,34    |    |
| 61 |          | 131       | 上城ヶ平池     | P35,36    |    |
| 62 |          | 133       | 寺東池       | P37,38    |    |
| 63 |          | 134       | 中池        |           |    |
| 64 |          | 135       | 西屋敷池      |           |    |
| 65 |          | 136       | 西谷泉池      | P39,40    |    |
| 66 |          | 137       | 中ノ池       |           |    |
| 67 |          | 138       | 畑池        |           |    |
| 68 |          | 139       | 阿弥陀池      |           |    |
| 69 | 田野・中川    | 162       | 池之内池      | P9,10     |    |
| 70 |          | 165       | 西池        | P11,12    |    |
| 71 |          | 167       | 兼久前池      | P13,14    |    |
| 72 |          | 169       | 大明神池      | P15,16    |    |
| 73 |          | 170       | 照井池       | P17,18    |    |
| 74 |          | 171       | 小池        | P19,20    |    |
| 75 |          | 179       | 上谷池       | P21,22    |    |
| 76 |          | 180       | 山之神池      | P23,24    |    |
| 77 |          | 181       | 寺池        | P25,26    |    |
| 78 |          | 182       | かつざん池     | P27,28    |    |
| 79 |          | 185       | 古池(明徳)    | P29,30    |    |
| 80 |          | 187       | 宮前池       | P31,32    |    |
| 81 |          | 188       | 寺尾上池      | P33,34    |    |
| 82 |          | 189       | ひょうたん池    | P35,36    |    |
| 83 |          | 190       | 原池        | P37,38    |    |
| 84 |          | 191       | 竹谷池       | P39,40    |    |
| 85 |          | 192       | 六本松池      | P41,42    |    |
| 86 |          | 193       | 西ノ谷池      | P43,44    |    |
| 87 | 徳田・丹原    | 140       | 新池(高知)    | P9,10     |    |
| 88 |          | 142       | じとわ池      | P11,12    |    |
| 89 |          | 143       | 寺池        | P13,14    |    |
| 90 |          | 144       | 奥池(高知)    | P15,16    |    |
| 91 |          | 145       | 大成寺池      | P17,18    |    |
| 92 |          | 146       | 湯ノ谷池      | P19,20    |    |
| 93 |          | 148       | 神池        | P21,22    |    |
| 94 |          | 149       | 塩出池       | P23,24    |    |
| 95 |          | 150       | 山ノ神池      | P25,26    |    |
| 96 |          | 151       | 長尾池       | P27,28    |    |
| 97 |          | 152       | 上池        | P29,30    |    |

| 番号  | 掲載<br>簿冊 | ため池<br>番号 | ため池<br>名称 | 掲載<br>ページ | 備考 |
|-----|----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 98  |          | 153       | 蓮池        | P31,32    |    |
| 99  |          | 154       | 西山池       | P33,34    |    |
| 100 |          | 155       | 走田池       | P35,36    |    |
| 101 |          | 156       | 善丈池       | P37,38    |    |
| 102 |          | 157       | 弘法院池      | P39,40    |    |
| 103 | 徳田・丹原    | 158       | 新池(久妙寺)   | P41,42    |    |
| 104 |          | 159       | ハス池       | P43,44    |    |
| 105 |          | 160       | 谷池        | P45,46    |    |
| 106 |          | 168       | 笹ヶ窪池      | P47,48    |    |
| 107 |          | 175       | 真萱尻池      | P49,50    |    |
| 108 | 楠河・庄内・吉岡 | 176       | 新堀池       | P51,52    |    |
| 109 |          | 178       | 古池(川根)    | P53,54    |    |
| 110 |          | 072       | 裏丈山池      | P9,10     |    |
| 111 |          | 073       | 六軒大池      | P11,12    |    |
| 112 |          | 074       | 瓢箪池       | P13,14    |    |
| 113 |          | 075       | 成福寺大池     | P15,16    |    |
| 114 |          | 076       | 小池        |           |    |
| 115 |          | 077       | 長池        |           |    |
| 116 |          | 079       | 大池        | P17,18    |    |
| 117 |          | 080       | 王子池       | P19,20    |    |
| 118 |          | 081       | 新月上池      | P21,22    |    |
| 119 |          | 082       | 新月下池      |           |    |
| 120 |          | 083       | 下谷池       | P23,24    |    |
| 121 |          | 084       | 松木池       | P25,26    |    |
| 122 |          | 085       | 寺池        | P27,28    |    |
| 123 |          | 086       | 庵池        | P29,30    |    |
| 124 |          | 087       | まくま池      | P31,32    |    |
| 125 |          | 094       | 大明神池      | P33,34    |    |
| 126 |          | 095       | 水谷池       | P35,36    |    |
| 127 |          | 096       | 五ヶ谷池      | P37,38    |    |
| 128 |          | 097       | 昭和池       | P39,40    |    |
| 129 |          | 098       | 今日川池      | P41,42    |    |
| 130 |          | 099       | 麦尻池       | P43,44    |    |
| 131 |          | 100       | 上池        | P45,46    |    |
| 132 |          | 101       | 新池        | P47,48    |    |
| 133 |          | 102       | 古池(上市古池)  | P49,50    |    |
| 134 |          | 103       | 北谷池       | P51,52    |    |
| 135 |          | 104       | 蓮池        | P53,54    |    |
| 136 |          | 105       | 四十谷池      | P55,56    |    |
| 137 |          | 106       | 安用奥池      | P57,58    |    |
| 138 |          | 107       | 山王池       | P59,60    |    |
| 139 |          | 108       | 寺池        | P61,62    |    |
| 140 |          | 109       | 池の谷池      | P63,64    |    |

※ため池ハザードマップは市ホームページを参照



## 7 自主防災組織・防災士等関係

### 7-1 自主防災会規約（案）

#### 〇〇自主防災会規約(案)

（名称及び事務所）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「防災会」という。）と称し、事務所を、〇〇集会所内に置く。

（目的）

第2条 防災会は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行うことで、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における安否確認等情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当、炊き出しに関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。

（組織及び役員）

第4条 防災会は、〇〇集会所の自治会区域に属する住民によって構成し、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 班長 4名
- (5) 監事 2名

（役員の任期）

第5条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第6条 会長は、防災会を代表し会議を招集するとともに、災害発生時には、応急対策の指揮をとる

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 会計は、出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 班長は、担当班の任務遂行及び会務の処理を行う。
- 5 監事は、会計を監査する。

（会議）

第7条 防災会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 役員会は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議長は、当該会議ごとに選出する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

（防災計画）

第8条 防災会は、第3条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

（経費）

第9条 防災会の運営に要する費用は、総会の議決を経て別に定める会費、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第10条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（雑則）

第11条 この規約に定めるもののほか、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

## 7-2 連合自主防災組織結成状況及び地区防災計画策定状況一覧

| No. | 地区名 | 連合自主防災組織 結成年月日   | 地区防災計画 策定年月日     |
|-----|-----|------------------|------------------|
| 1   | 玉津  | 令和 2 年 10 月 1 日  |                  |
| 2   | 飯岡  | 平成 30 年 2 月 20 日 | 平成 30 年 2 月 20 日 |
| 3   | 西条  |                  |                  |
| 4   | 神拝  |                  |                  |
| 5   | 大町  | 平成 30 年 2 月 22 日 | 平成 30 年 2 月 22 日 |
| 6   | 神戸  | 令和 2 年 12 月 12 日 | 令和 4 年 4 月 1 日   |
| 7   | 禎瑞  | 令和元年 5 月 1 日     |                  |
| 8   | 橘   | 平成 29 年 2 月 23 日 | 平成 29 年 2 月 23 日 |
| 9   | 氷見  | 令和元年 5 月 23 日    |                  |
| 10  | 加茂  |                  |                  |
| 11  | 大保木 |                  |                  |
| 12  | 周布  |                  |                  |
| 13  | 吉井  | 令和 2 年 12 月 10 日 |                  |
| 14  | 多賀  |                  |                  |
| 15  | 壬生川 | 令和 2 年 4 月 1 日   |                  |
| 16  | 国安  |                  |                  |
| 17  | 吉岡  |                  |                  |
| 18  | 三芳  |                  |                  |
| 19  | 庄内  |                  |                  |
| 20  | 楠河  |                  |                  |
| 21  | 丹原  |                  |                  |
| 22  | 徳田  |                  |                  |
| 23  | 田野  |                  |                  |
| 24  | 中川  | 令和 2 年 11 月 1 日  |                  |
| 25  | 桜樹  |                  |                  |
| 26  | 小松  |                  |                  |
| 27  | 石根  |                  |                  |

### 7-3 防災西条ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は防災西条ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(事務局の所管)

第2条 事務局は西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。

(目的)

第3条 ネットワークは、防災士のスキルアップ研修等の実施、防災士による防災啓発活動の企画・運営、会員の情報交換・懇親を目的に活動する。

(事業)

第4条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災士のスキルアップに関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (3) その他ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 ネットワークの会員は、登録を希望する西条市在住または西条市に關係する防災士(特定非営利法人日本防災士機構により認定された防災士の資格を有する者をいう。)とする。

(役員)

第6条 ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 2人
- (5) 書記 1人

2 会長は、会員のうちからネットワークの会議において選任する。

3 副会長含む役員は、会員のうちから会長が指名する。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は会務を総理し、ネットワークを代表する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した副会長がその職務を代理する。

7 会計は出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

8 監事は、会計を監査する。

(役員の解任)

第7条 役員が、本会の名誉を傷つける行為等をしたときは、当該役員を除いた役員会で審議する。

(会議)

第8条 ネットワークの会議は、総会及び役員会とし、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 役員の選出に関すること。

(4) その他必要と認める事項

3 会議は、会員総数の過半数(委任状含む。)の出席をもって成立する。

4 会議の議決は、出席会員の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは、議長が決するところによる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営等に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

## 8 協定等

### 8-1 西条市緊急消防援助隊等受援計画

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1 この計画は、本市において大規模災害又は特殊災害が発生し、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「県内応援協定」という。）に基づく応援、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（以下「運用要綱」という。）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊等が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

##### (用語の定義)

第2 この計画における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮所をいう。
- (2) 応援等サポート本部（以下「サポート本部」という。）とは、緊急消防援助隊等の活動が円滑に行われるようブロック幹事消防本部が被災地消防本部のサポート活動を行う消防本部を指定し、当該消防本部内に設置する本部をいう。
- (3) ブロック幹事消防本部とは、愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県内応援計画」という。）及び愛媛県緊急消防援助隊受援計画（以下「県受援計画」という。）に定める各ブロックを取りまとめる消防本部をいう。
- (4) 緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）とは、指揮支援部隊長が都道府県隊の活動管理、関係機関との連絡調整、消防応援活動調整本部との連絡等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。
- (5) 消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）とは、県内被災市町の応援等を行うため都道府県及び県内市町が実施する措置の総合調整を円滑に行うため、愛媛県知事が設置する本部をいう。
- (6) 後方支援本部とは、出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、代表消防機関に設置する本部をいう。
- (7) 前号までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

#### 第2章 応援等の要請

##### (県内応援要請等の手続き)

第3 県内応援協定に基づく応援要請は、県内応援計画に基づくものとし、別紙第1のとおりとする。

2 市長は、大規模災害又は特殊災害の発生に対して、本市の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して、県内応援計画別記様式1-1により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡を取ることができない場合は、代表消防機関又は、ブロック内幹事消防本部に対して、県内応援計画別記様式1-2により応援要請するものとする。

3 市長は、第1報県応援隊要請時に、県内応援計画別記様式2により知事、代表消防機関又は、ブロック幹事消防本部に必要な情報を連絡するものとする。

- 4 応援要請に際して、西条市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されておらず、緊急を要する場合にあっては、消防長が要請し、事後、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

（全国応援要請等の手続き）

第4 緊急消防援助隊の応援等の要請及び当該要請に係る連絡は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）（以下「法」という。）第44条の規定に基づくものとし、別紙第2のとおりとする。

- 2 市長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況から本市及び県内の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（要請要綱別記様式1-2）により速やかに行うものとする。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 3 市長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。

- 4 市長は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するとともに、同各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（要請要綱別記様式1-2）により速やかに行うものとする。

（被害情報等の報告）

第5 市長は、緊急消防援助隊等の応援要請後、次に掲げる事項について、速やかに知事に報告するものとする。

(1) 被害状況（県応援計画「別記様式2」）

(2) 緊急消防援助隊等の応援を必要とする地域

(3) 緊急消防援助隊等の任務

(4) その他必要な事項

（連絡体制）

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 連絡先は、県受援計画別表第2のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には、主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

### 第3章 受援体制

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置等）

第7 緊急消防援助隊の出動が決定した場合に、指揮支援部隊長が指揮支援隊長等を本部長とする緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。なお、災害対策本部が設置されていない場合は、西条市消防本部（以下「消防本部」とい

う。)内に設置するものとする。

2 市長は、指揮支援隊長の受入れのためヘリポートを確保し、職員を派遣するものとする。

(1) ヘリポートの選定は、「西条運動公園野外ステージ広場」を優先するものとする。ただし、当該場所が使用できない場合は、別途協議するものとする。

(2) 指揮支援隊長の輸送には、赤色灯を搭載する車両を使用するものとする。

3 市長は、指揮支援本部長と連携し、都道府県隊の活動の管理を行うものとする。

4 指揮支援本部は、「西条市緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称するものとする。

5 指揮支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害状況、市が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

(2) 被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。

(5) 指揮本部又は災害対策本部への隊員の派遣に関すること。

(6) 調整本部に対する報告に関すること。

(7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

6 市長は、指揮支援本部の設置に必要な支援を行うものとする。

(指揮本部等の設置)

第8 消防長は、緊急消防援助隊等の出動が決定した場合は、緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、災害対策本部に近接した場所に指揮本部を設置するものとする。また、災害対策本部が設置されていない場合は、消防本部内に設置するものとする。

2 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものとし、指揮本部要員に応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。

3 指揮本部は、「西条市緊急消防援助隊指揮本部」と呼称するものとする。

4 指揮本部は、消防の指揮に関することのほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

5 指揮本部は市が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、災害対策本部と緊密に連携を図るものとする。

6 指揮本部は、別紙第3を活用し運用するものとする。

(愛媛県との連携)

第9 愛媛県に県内応援協定もしくは要請要綱に基づき、「愛媛県消防広域応援調整本部」が設置された場合の派遣職員は、消防本部管理職員とする。

## 第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第10 市長は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する都道府県隊等の活動を指揮するものとする。

2 緊急消防援助隊等の運用体制は、別紙第4のとおりとする。

(無線運用体制)

第11 緊急消防援助隊等に係る無線運用を円滑に行うため、無線種別及び無線の運用については、次のとおりとする。

(1) 統制波1

指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部相互間の通信に使用するものとする。

(2) 統制波2

被災地が複数にわたる等のため、指揮系統を分離する必要がある場合に使用するものとする。

(3) 統制波3

さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合に、(1)及び(2)を補完するために使用することができるものとする。

(4) 運用波

県内応援部隊間の通信に使用するものとする。

(5) 活動波

消防本部内で使用するものとする。なお、消防本部と都道府県隊との通信に使用する場合、消防長は、都道府県隊への無線機の貸与又は無線機を所持する連絡員の派遣を行うものとする。

2 統制波の運用に際し、輻湊が確認された場合、当該統制波の運用は、原則として次により行うものとする。

(1) 無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行うものとする。

(2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外の運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

オ その他緊急を要する場合

## 第5章 消防応援活動の調整等

(緊急消防援助隊等の受入れ要領)

第12 市長は、早期に被害状況等の確認を行うとともに、緊急消防援助隊等の受入れ体制を整えるものとする。

2 被害状況等の情報提供

(1) 知事、代表消防機関、ブロック幹事消防本部及び調整本部に対し、市内の被害状況、必要部隊及び派遣先等を報告する。



(2) 緊急消防援助隊動態情報システム又は支援情報共有ツールを活用し、必要な情報提供を行うものとする。

### 3 進出拠点

進出拠点については、総務省消防庁（以下「消防庁」とする。）が調整本部及び災害対策本部との調整に基づき、決定する。

(1) 陸上部隊及び水上部隊の進出拠点は、別表第2のとおりとする。

(2) 航空部隊の進出拠点は、別表第3のとおりとする。

### 4 活動拠点

活動拠点は、各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行うための場所とし、指揮本部が災害対策本部と協議し指定するものとする。

### 5 進出拠点及び活動拠点への連絡員等の派遣

消防長は、サポート本部の協力を得ながら、緊急消防援助隊等に対する情報提供、誘導及び現地整理のため、進出拠点及び活動拠点に連絡員等を派遣し、次の任務を行うものとする。

(1) 指揮本部、調整本部及び指揮支援本部との連絡調整

(2) 緊急消防援助隊等の都道府県名、消防本部名、都道府県隊長名、部隊の種別及び人員の把握

(3) 活動内容等の伝達

(4) その他必要な事項

### 6 宿営場所

宿営場所については、消防庁が調整本部及び災害対策本部との調整に基づき、決定する。

(1) 宿営場所は、別表第4のとおりとする。

(2) 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員等の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から選定するものとする。

(3) 宿営場所の施設管理者と受け入れ体制について調整するとともに、緊急消防援助隊等の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

（任務付与）

第13 市長は、到着した応援都道府県隊長等に対し、次に掲げる事項について情報提供を行うと

もに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 安全管理に関する体制

(5) 使用無線系統

(6) 地理及び水利の状況

(7) 燃料補給場所

(8) その他必要な事項

（資機材の貸出し及び地図の配布）

第14 市長は、応援都道府県隊長等に対して、無線機、スピンドルドライバー、打込式消火栓用金具、広

域地図、住宅地図及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 本市の消火栓スピンドルドライバーの口径及び形状は、四角32mm×32mm、四角42mm×42mm×73mmである。また、打込式消火栓用金具の口径は、単口100mmネジオスである。

(ヘリコプター離着陸場所)

第15 ヘリコプター離着陸場所は、別表第5のとおりとする。

(燃料補給場所)

第16 都道府県隊陸上部隊の燃料補給場所は、次のとおりとする。

2 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第6のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、松山空港とする。

(燃料調達要請)

第17 指揮本部は、燃料の調達が必要と判断した場合は、災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき、要請するものとする。

2 前項の要請により関係団体から燃料補給の協力があつた場合、燃料補給場所を調整本部へ通知するものとする。

(重機等派遣要請)

第18 指揮本部は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は災害対策本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。ただし、重機等が不足する場合は、調整本部と協議するものとする。

(物資等調達要請)

第19 指揮本部は、食糧及び医薬品等の調達が必要と判断した場合は、災害対策本部と協議し、災害時における物資等調達に関する協定等に基づき要請するものとする。

2 前項の要請により関係団体から物資等調達の協力があつた場合、物資等調達場所を調整本部へ通知するものとする。

(活動報告)

第20 指揮支援本部（指揮支援本部長）は、都道府県隊長から要請要綱別記様式5-1及び5-2により活動日報の報告を受けた場合は、報告を取りまとめ調整本部に報告するものとする。

2 指揮本部は、災害初動時から活動終了までの応援等に関する活動内容を記録し、調整本部等から報告を求められた場合に備えるものとする。

## 第6章 応援等の終了の決定

(活動終了の決定)

第21 市長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、本市の区域内における緊急消防援助隊等の活動終了の判断をするものとする。また、活動終了と決した場合は、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

## 第7章 その他

(情報共有)

第22 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊

等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(地理情報)

第23 市長は、緊急消防援助隊等の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関
- (9) その他必要な事項

(災害時の体制整備)

第24 市長は、関係機関と連携し、災害時における重機等派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

(受援計画の見直し)

第25 緊急消防援助隊等の受入れが円滑に行われるよう、緊急消防援助隊等受援計画を、適宜見直すものとする。

- 2 当該計画を変更した場合は、知事等に対して報告するものとする。

(その他)

第26 この計画に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この計画は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

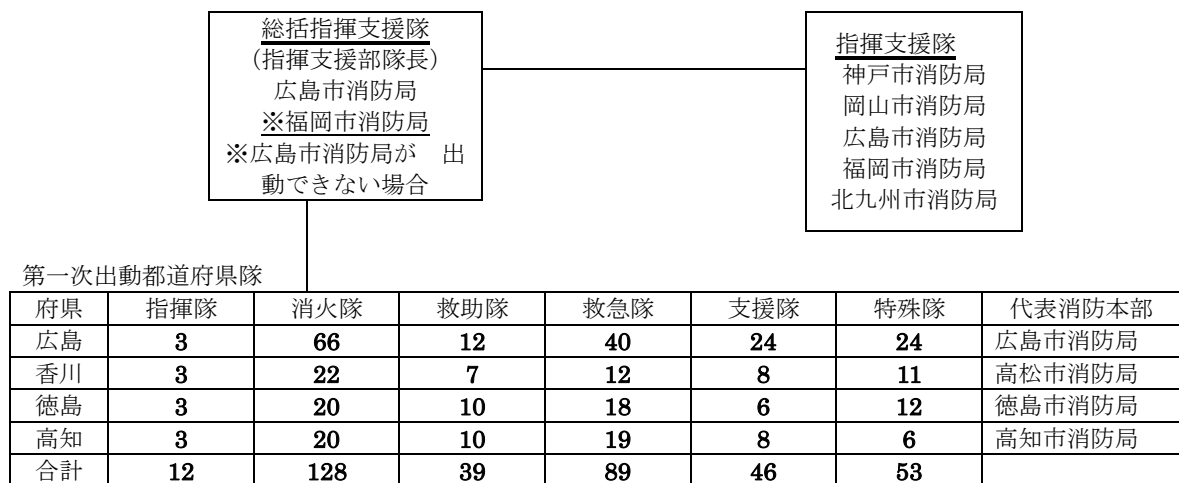
この計画は、平成29年6月23日から施行する。

参考資料（令和3年4月1日現在）

緊急消防援助隊（消防庁登録部隊）

統括指揮支援隊及び指揮支援隊 56隊 航空指揮支援部隊 54隊 統合機動部隊指揮隊 56隊  
 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊 12隊 NBC災害即応部隊指揮隊 54隊  
 土砂・風水害機動支援指揮隊 49隊 都道府県指揮隊 158隊  
 消火小隊 2,407隊 救助小隊 547隊 救急小隊 1,494隊 後方支援小隊 876隊  
 通信支援小隊 42隊 特殊災害小隊 368隊 特殊装備小隊 534隊 水上小隊 20隊  
 航空小隊 77隊 航空後方支援小隊 58隊 全隊 6,862隊（重複除く6,546隊）

愛媛県が被災県の場合における応援計画（緊急消防援助隊第1次派遣）



## 8-2 愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援(消防団に関する事項を除く。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合(以下「市町等」という。)における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

(協定区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

(災害の種別及び規模)

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

(応援要請)

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長(以下「受援側の長」という。)は、他の市町等の長(以下「応援側の長」という。)に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊(以下「応援隊」という。)の派遣を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
- 3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等(以下「近隣火災等」という。)を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。
- 4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊(消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材)とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

(応援要請方法等)

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

(応援の体制)

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの
- (2) 第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの
- (3) その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要に応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長(職・氏名)
- (2) 応援隊の出発日時及び到着(予定)日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損

修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市 西予市  
東温市 上島町 久万高原町 松前町 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町

宇和島地区広域事務組合 八幡浜地区施設事務組合 大洲地区広域消防事務組合 伊予消防等事務組合

## 別記様式 1

年 月 日

様

印

## 愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

## 記

|                      |           |       |  |
|----------------------|-----------|-------|--|
| 災害の種別                |           |       |  |
| 災害の発生日時              | 年 月 日 時 分 |       |  |
| 災害の発生場所              |           |       |  |
| 要 請 者 名              |           |       |  |
| 応援要請受信日時             | 年 月 日 時 分 |       |  |
| 応援隊の出動種別             |           |       |  |
| 応援隊の出発日時             | 年 月 日 時 分 |       |  |
| 応援隊の到着(予定)日時         | 年 月 日 時 分 |       |  |
| 応援隊の出動場所             |           |       |  |
| 応援隊の長(職・氏名)          |           |       |  |
| 応援隊の人員、車両及び資機材の種別・数量 | 応援隊数、隊員名  |       |  |
|                      | 車両の種別台数   |       |  |
|                      | 資機材の種別数量  |       |  |
|                      | 活動開始時刻    | 引揚げ時刻 |  |
|                      | 時 分       | 時 分   |  |
|                      | 帰着時刻      | 走行距離  |  |
|                      | 時 分       | km    |  |
| 応援隊の活動状況             |           |       |  |
| そ の 他<br>必 要 な 事 項   |           |       |  |

### 8-3 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町(消防の一部事務組合を含む。以下同じ。)の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)を用いて当該市町の消防を支援(以下「支援」という。)する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

**第2条** 愛媛県知事(以下「知事」という。)が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

**第3条** 支援を必要とする市町長(市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。)は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

**第4条** 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

**第5条** 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長(消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあっては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者)が、航空機の活動に重大な支障があると認めたときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。



(経費負担)

**第6条** この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

(市町の職員派遣)

**第7条** 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費(航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。)については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

(活動補助要員の確保等)

**第8条** 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定(以下「応援協定」という。)に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

(協定市町の変更に伴う取扱い)

**第9条** 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

(協定の改廃及び疑義)

**第10条** この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県

松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、宇和島地区広域事務組合、八幡浜地区施設事務組合、大洲地区広域消防事務組合、伊予消防等事務組合

## 8-4 東予広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合(以下「市町村等」という。)は、消防相互応援に関して協定を締結し、大規模火災、隣接火災、その他特殊災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減をはかり、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(応援の区分)

**第2条** 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ若しくは調達して応援するものとする。

- (1) 普通応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発生地の市町村等の長の要請をまたずに行う応援
- (2) 特別応援 市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(特別応援の要請)

**第3条** 特別応援を要請する場合は、次の事項について、適当な方法で連絡し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 応援隊の集結場所及び誘導方法
- (4) その他

(応援隊等の派遣)

**第4条** 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の区域内の警備に支障のない範囲において行うものとする。

- (1) 普通応援は原則として1隊(消防ポンプ車等1台)とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強するものとする。
  - (2) 特別応援は、市町村等の長からの要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。
- (1) 応援隊の長
  - (2) 応援隊等の規模
  - (3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

**第5条** 応援隊に対する指揮は、受援地現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし応援隊の長を通じて行うことができない場合は、直接指揮することができるものとする。

(報告)

**第6条** 応援隊の長は、現場到着、引揚げ、及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告するものとする。

(経費の負担)

**第7条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修費等は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし資機材等(化学消火薬剤を含む)で、要請により調達、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食並びに燃料補給を要する場合は、受援市町村等において現物又は、金銭により負担するものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務又は出動、帰路途中(正規のルートによる)に負傷し、疾病にかかり若しくは、死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし災害地において行った救急治療の経費は、受援市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし災害地への出動若しくは、帰路途中において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

**第8条** 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料(別に定める様式)を交換するものとする。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

(附則)

- 1 この協定は、昭和 55 年1月1日から実施する。  
昭和 54 年 12 月 14 日

## 8-5 愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 39 条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

(協定等の運用)

第 2 条 被災地の市町等の長(以下「受援側の長」という。)及び他の市町等の長(以下「応援側の長」という。)は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第 1 段階 近隣市町の応援
  - ア 別に市町間で定める協定等
  - イ 第 4 条第 2 項に定める応援隊の派遣
- (2) 第 2 段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
  - ア 別に各ブロック内で定める協定等
  - イ 第 4 条に定める応援隊の派遣
- (3) 第 3 段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
  - ア 第 4 条に定める応援隊の派遣

(応援・受援の要件及び対象)

第 3 条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
- (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
- (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他応援を要する特殊な災害事故

(応援要請)

第 4 条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団(以下「応援隊」という。)の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち 1 人は応援隊の指揮が可能な者とする。
- (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
- (3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員(以下「応援消防団員」という。)が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援(以下「みなし緊急応援」という。)とみなす。

(応援要請方法)

第 5 条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式 1 により愛媛県知事(以下「知事」という。)に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式 1・1 により応援を要請するものとする。

(応援の通知)

第 6 条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式 2 により知事及び受援側の長に通知するものとする。

(応援隊の派遣)

第 7 条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画(以下「県応援計画」という。)に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第 8 条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第 9 条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費(報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等)、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途中において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報交換及び訓練)

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書 25 通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年4月1日

愛媛県 松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市  
 新居浜市 西条市 大洲市 伊予市 四国中央市  
 西予市 東温市 上島町 久万高原町 松前町  
 砥部町 内子町 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町  
 宇和島地区広域事務組合 八幡浜地区施設事務組合  
 大洲地区広域消防事務組合 伊予消防等事務組合

第 号  
年 月 日

# 応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害発生日時         | 年 月 日 時 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 災害発生場所         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 災害の種類          | <input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害<br><input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災<br><input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故<br><input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故                                                                                                                  |
| ＜要請したい内容＞      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 所要人数           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 機械器具等の種類及び数量   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 到着希望日時         | 年 月 日 時 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 集結場所           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ＜その他＞          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 主として応援を求めたい活動  | <input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務<br><input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務<br><input type="checkbox"/> 救助に関する業務<br><input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務<br><input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援<br><input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務<br><div style="text-align: right;">)</div> |
| 担当部署(氏名)       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 連絡方法           | 固定電話<br>携帯電話                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| その他<br>(対応状況等) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

## 8-6 災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の医療救護活動計画
- （3）郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあつては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）救護班の派遣先の場所
- （4）派遣を要する班数
- （5）救護班の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

**第5条** 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあつては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあつては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

**第8条** 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
  - (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
  - (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
  - (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
  - (5) 助産活動
  - (6) 死体の検案
  - (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告
- (薬剤等の供給)

**第 9 条** 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

**第 10 条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第 11 条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第 12 条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第 13 条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第 14 条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第 15 条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第 16 条** この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれから何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第 17 条** 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 72 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日



## 8-7 災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。  
（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の医療救護活動計画
- （3）郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあつては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）救護班の派遣先の場所
- （4）派遣を要する班数
- （5）救護班の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

**第5条** 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあつては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあつては乙が指定する者が行うものとする。

（救護班の業務）

**第8条** 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

**第 9 条** 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

**第 10 条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第 11 条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第 12 条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第 13 条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第 14 条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第 15 条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第 16 条** この協定の有効期間は、平成 15 年4月9日から平成 16 年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第 17 条** 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年4月9日

## 8-8 災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）医療従事者の編成計画
- （2）医療従事者の医療救護活動計画
- （3）関係機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）医療従事者の派遣先の場所
- （4）派遣を要する医療従事者数
- （5）医療従事者の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

**第5条** 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

**第 8 条** 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置  
(薬剤等の供給)

**第 9 条** 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

**第 10 条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

**第 11 条** 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第 12 条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第 13 条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第 14 条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第 15 条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第 16 条** この協定の有効期間は、平成 15 年4月9日から平成 16 年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第 17 条** 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年4月9日

## 8-9 災害時の医療救護に関する協定（（社）愛媛県看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

**第5条** 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

（医療従事者の業務）

**第8条** 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）

において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置  
(薬剤等の供給)

**第 9 条** 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

**第 10 条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第 11 条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第 12 条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第 13 条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者(第6条の規定による報告に係るものを含む。)として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第 14 条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第 15 条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第 16 条** この協定の有効期間は、平成 15 年4月9日から平成 16 年3月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第 17 条** 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 15 年4月9日

## 8-10 災害時相互応援協定書（伊勢市）

西条市と伊勢市は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、いずれかの市域に災害が発生した場合、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について定めるものとする。

（応援の内容）

**第2条** 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）救援、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者の一時的な受入れ
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

**第3条** 応援を要請する市は、次の事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害応援要請書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、品名及び数量等
- （3）前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、種類及び数量並びに提供期間
- （4）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職種及び人員並びに派遣期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主出動）

**第4条** 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

（連絡担当部課）

**第5条** 両市は、あらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援経費の負担）

**第6条** 応援に要した経費の負担は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要した経費は、応援を行った市が負担する。
  - （2）応援物資の調達その他応援に要した経費は、応援を受けた市が負担する。
- （平常時における活動等）

**第7条** 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互に地域防災計画その他必要な資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

（効力の発生）

**第8条** この協定は、平成 14 年 10 月 10 日から効力を生じるものとする。

（協議）

**第9条** この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し双方及び立会人署名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 14 年 10 月 10 日

愛媛県西条市長

三重県伊勢市長

立会人  
愛媛県西条市議会議長

立会人  
三重県伊勢市議会議長

## 8-11 災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

**第2条** 西条市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

**第3条** 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

**第4条** 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

**第5条** この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

**第6条** この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成 17 年 11 月 11 日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西 条 市 長

香川県高松市春日町 1378 番地  
乙 四国コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長



## 8-12 災害時における救援物資提供に関する協定書（アサヒ飲料(株)四国支社）

西条市(以下「甲」という。)とアサヒ飲料株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

**第2条** 西条市内に大規模災害等の人命にかかわる緊急事態(震度5弱以上の地震又は台風等の自然災害発生により交通網が麻痺し、水道・電気等ライフラインが絶たれたとき。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、次条に規定する内容により協力するものとする。

(協力の実施)

**第3条** 乙は、前条の要請を受けたときは、別途書面にて特定する災害救済ベンダーの機内在庫の製品を、書面で定めた方法により甲に無償で提供するものとする。

(申請の手続)

**第4条** 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書(以下「要請書」という。)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(期間)

**第5条** この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

(協議)

**第6条** この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 18 年8月1日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西 条 市 長

香川県高松市寿町二丁目1番1号  
乙 アサヒ飲料株式会社 四国支社  
支 社 長

## 8-13 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書 (西条市管工事協同組合・東予・周桑管工事業協同組合)

(趣旨)

第1条 西条市(以下「甲」という。)と西条市管工事協同組合及び東予・周桑管工事業協同組合(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害及びその他の災害等(以下「災害等」という。)における市の水道施設の応急対策(以下「応急対策」という。)を実施するため、次の協定を締結する。

(協力要請)

第2条 甲は、災害等発生時に市の水道施設に被害が生じた場合に、乙に対し応急対策を実施するため協力を要請するものとする。

2 甲は、乙に協力を求める必要があると認めたときは、次の事項を明らかにし、文書により協力を要請するものとする。ただし、文書による要請を行うことが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

- (1) 協力要請地区
- (2) 災害発生箇所
- (3) 被災の状況
- (4) 応急対策の内容
- (5) 応急対策に必要な資機材及び人員
- (6) 協力が必要な期間
- (7) その他協力に関して必要な事項

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、甲の定めた職員の指示により応急対策に従事するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急対策を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策の箇所
- (2) 応急対策の内容
- (3) 活動した人員及び使用した資機材
- (4) 協力期間
- (5) その他の事項

(費用負担)

第5条 第3条の規定により甲の要請する応急対策を実施した場合において、乙が実施した応急対策に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、原則として甲が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 第3条の規定に基づき乙が実施した応急対策により生じた災害の補償については、甲乙等で協議するものとする。

(他市への応援)

第7条 甲が、被災した他の地方公共団体からの要請に応じ水道施設の復旧作業に係る応急の応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(連絡体制等)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては水道施設の統括管理部署とし、乙においては、それぞれの組合事務所とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙記名押印の上それぞれ本書1通を保有する。

平成 18 年 7 月 25 日

甲  
西条市長

西条市管工事協同組合  
乙 東予・周桑管工事業協同組合

## 8-14 災害時における応急対策業務に関する協定（（社）愛媛県建設業協会西条支部）

西条市(以下「甲」という。 )と社団法人愛媛県建設業協会西条支部(以下「乙」という。 )は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

**第1条** この協定は、地震、風水害等による災害(以下「災害」という。 )が西条市内において発生し、又は発生しようとしている場合に、甲が、乙の協力を得て応急対策業務(災害予防措置を含む。 )を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

**第2条** 甲は、災害発生時又は発生しようとしている場合に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲からの要請が同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

(応急対策業務)

**第3条** 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋りょう等公共土木施設の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の応急対策並びに土砂及び流木等の撤去及び搬送
- (2) 前号の業務の実施に必要な資機材及び物資の搬送
- (3) その他甲が必要とする業務

(応急対策業務施工者)

**第4条** 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ地区代表者、地区副代表者、応急対策業務施工者を選定し、甲に提出するものとする。

(応急対策業務の指示)

**第5条** 応急対策業務施工者は、西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長の指示を受けた地区代表者又は地区副代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

(応急対策業務の報告)

**第6条** 乙は、応急対策業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長に提出するものとする。

(費用負担)

**第7条** 第3条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めないものについては、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

3 乙は、前項の規定により算出した額を、甲に請求するものとする。

(災害補償)

**第8条** 第3条に規定する応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、

又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(細目)

**第9条** この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

**第10条** この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年12月21日

愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
甲 西条市  
西条市長

愛媛県西条市神拝甲 184 番地2  
乙 社団法人愛媛県建設業協会西条支部  
支部長

## 8-15 災害救援ボランティアセンター設置及び運営に関する協定（西条市社会福祉協議会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人西条市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における災害救援ボランティアセンター（以下「災害救援センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害救援センターの設置）

第1条 甲は、西条市内において地震、風水害等による大規模災害が発生した場合に、被災地域においてボランティア活動による円滑な応急救援活動を実施する必要があると認めたときは、乙に災害救援センターの設置を要請する。

2 乙は、甲から前項に規定する要請を受けた場合は、速やかに災害救援センターを設置する。

（連携及び協力）

第2条 甲及び乙は、災害救援センターの設置及び運営に関して、相互に連携し、協力するものとする。

（災害救援センター設置場所）

第3条 災害救援センターの本部事務所は、乙の本所又は支所に設置するものとする。ただし、甲は、乙の本所及び支所に設置することが不適当と判断した場合には、これに変わる場所を確保する。

2 乙は、著しく被害を受けた地域に災害救援センターの現地事務所を設置する必要があると認めたときは、甲に設置場所の確保を要請する。

3 甲は、前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を確保する。

（災害救援センターの運営）

第4条 災害救援センターの運営は、乙が行う。

2 乙は、災害救援センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし乙において人員確保ができないと判断した場合は、甲に対し必要な人員の派遣を要請する。

3 前項に規定する要請を受けた場合に甲は、必要な人員を派遣する。

（被災状況等の情報提供）

第5条 甲は、乙が甲に対し被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行う。

（資機材の確保）

第6条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（救援物資の保管管理）

第7条 救援物資の受け入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資については乙に提供し、乙が管理する。

（費用負担）

第8条 災害救援センターの運営に関して次に掲げる費用は、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

（1）救援資機材購入に要する費用

（2）ボランティア活動保険の掛金

（3）その他甲が災害救援センター運営に特に必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、乙は同項の費用について公的機関等（甲を除く。）から、助成金等を受けることができる場合は、これを充当する。

（災害補償）

第9条 災害救援センターの派遣により災害救援活動業務に従事したボランティアが、その業務により被害を受けたときは、前条第1項第2号のボランティア活動保険により補償するものとする。

（災害救援センターの閉鎖）

第10条 災害救援センターの閉鎖は、被災地域の自治会や関係機関等の意見を聴き、甲及び乙が協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年 3月27日

愛媛県西条市明屋敷164番地

甲 西条市  
西条市長

愛媛県西条市周布606番地1

乙 社会福祉法人 西条市社会福祉協議会  
会 長

## 8-16 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定（アサヒビール㈱四国工場・アサヒ飲料㈱四国支社）

西条市（以下「甲」という。）とアサヒビール株式会社四国工場（以下「乙」という。）、アサヒ飲料株式会社四国支社（以下「丙」という。）とは、西条市内において地震等により大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における生活用水及び飲料水（以下「飲料水等」という。）の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

※「飲料水等」とは、アサヒ飲料㈱清涼飲料水及びアサヒビール㈱四国工場内で使用する製造用水とする。  
（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において飲料水等の提供が必要となるときは、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

(1) 丙の物流拠点(アサヒビール株式会社四国物流センター:所在地西条市ひうち2番地6)における災害時に存在する在庫飲料水を提供すること。

(2) 乙の来客用駐車場(所在地:西条市ひうち2番地6)を緊急車両駐車のために一時的に提供すること。

(3) 電気の供給が可能な場合において、乙の工場内飲料水等を提供すること。

（要請手続）

第2条 前条の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して、別に定める様式にて、乙及び丙に要請するものとする。

(1) 災害の状況及び理由

(2) 必要とする飲料水等の品目及び数量

(3) 必要とする期間

(4) 提供の場所

(5) その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙及び丙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がないかぎり、他の業務に優先して甲に協力するものとする。ただし、甲は、災害時という状況を踏まえ、乙及び丙が甲の要請どおりに協力の実施が行えない場合のあることを承諾するものとする。

（運搬）

第4条 飲料水等の運搬に係る容器の準備及び運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲の要請により乙または丙が運搬協力を行う場合もある。

（損害の負担）

第5条 飲料水等の提供協力について損害が生じたときは、その損害の責について、甲、乙、丙協議して定める。

（報告）

第6条 乙及び丙は、協力を実施したときは、別に定める様式にて、甲に対して次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 提供した飲料水等の品目及び数量

(2) 提供した期間

(3) 提供した場所

(4) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 第1条に規定する協力の実施により、乙及び丙が提供した飲料水等に係る商品代金費用は、乙及び丙の



負担とする。ただし、商品代金以外の運送料等その他の経費については、甲が負担するものとする。

(費用の請求及び価格の決定)

第8条 乙及び丙は、前条ただし書きに規定する費用について第6条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力を要した経費を甲に請求するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害時直前における適性価格を基準として、甲、乙、丙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成20年8月1日から平成21年7月31 日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、当事者からなんら申し出がない場合は、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第10条 この協定は、やむを得ない事情があるときは、甲、乙、丙協議の上、解除することができる。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に必要な事項は、甲、乙、丙協議のうえ別に定めるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲、乙、丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月1日

甲 西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 西条市ひうち2番地6  
アサヒビール株式会社 四国工場  
工場長

丙 高松市寿町2丁目1番1号  
アサヒ飲料株式会社 四国支社  
支社長

## 8-16-2 災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書の一部を変更する協定

西条市(以下「甲」という。)、アサヒビール株式会社四国工場(以下「乙」という。)及びアサヒ飲料株式会社四国支社(以下「丙」という。)とは、平成20年8月1日付けで締結した、災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

災害時における生活用水等の提供協力に関する協定

前文中「(以下「飲料水等」という。)」を「(以下「生活用水等」という。)」に改め、「※「飲料水等」とは、アサヒ飲料(株)清涼飲料水及びアサヒビール(株)四国工場内で使用する製造用水とする。」を削る。

第1条各号列記以外の部分中「飲料水等」を「生活用水等」に改め、同条第1号を第2号とし、次のように改める。

(2) 丙の可能な範囲内で清涼飲料水を提供すること。

第1条第3号中「工場内飲料水等を」を「工場内製造用水を生活用水として」に改め、同条第1号とし、第2号を第3号とする。

第2条第2号、第4条、第5条、第6条第1号及び第7条中「飲料水等」を「生活用水等」に改める。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年8月19日

甲 西条市明屋敷164番地

西条市長

乙 西条市ひうち2番地6

アサヒビール株式会社 四国工場

工場長

丙 高松市寿町2丁目1番1号

アサヒ飲料株式会社 四国支社

支社長

## 8-17 災害時における救援物資提供に関する協定（イー・ドリンコ株式会社西条営業所）

西条市（以下「甲」という。）とイー・ドリンコ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資協定に関する協定を次の通り締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 西条市内に大規模災害等の人命にかかわる緊急事態（震度5弱以上の地震又は台風等自然災害発生により交通網が麻痺し、水道・電気等ライフラインが断たれたとき。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は、次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、別途書面にて特定する災害救援ベンダーの機内在庫の製品を、書面で定めた方法により甲に無償提供するものとする。

（申請の手続き）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年9月5日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 愛媛県西条市ひうち3番地18  
イー・ドリンコ株式会社 西条営業所  
所長

## 8-18 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（ダイキ㈱）

西条市(以下「甲」という。)とダイキ株式会社(以下「乙」という。)は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 乙の店舗であるダイキ西条店及びダイキ東予店の駐車場を被災者に対し、避難所として提供することを要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

(要請手続等)

第5条 第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(運搬及び引渡し)

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(報告)

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月7日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 愛媛県松山市美沢1-9-1  
ダイキ株式会社  
代表取締役社長

別記様式(第5条関係)

年 月 日

ダイキ 株式会社 御中

西条市長

㊟

## 災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市とダイキ株式会社との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 連絡先           |           |
| 口頭、電話等による連絡日時 | 年 月 日 時 分 |
| 要請理由          |           |
| 要請内容<br>(内訳)  |           |
| 要請期間          |           |
| 摘要            |           |

## 8-19 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（株フジ）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 乙の店舗であるフジグラン西条店、フジ西条玉津店及びパルティ・フジ東予店の駐車場を被災者に対し、避難所として提供することを要請することができる。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月7日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号  
株式会社フジ  
代表取締役社長

別記様式(第5条関係)

年 月 日

株式会社フジ 御中

西条市長

㊞

## 災害時における協力要請書

災害時における協力に関する西条市と株式会社フジとの協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 連絡先           |           |
| 口頭、電話等による連絡日時 | 年 月 日 時 分 |
| 要請理由          |           |
| 要請内容<br>(内訳)  |           |
| 要請期間          |           |
| 摘要            |           |

## 8-20 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（西条市農業協同組合）

西条市(以下「甲」という。 )と西条市農業協同組合(以下「乙」という。 )は、西条市域において大規模な災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条 1 項第 1 号に規定する災害)が発生した場合における、被災者に対し必要となる救援物資等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲の行う災害救援物資等の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

(災害救援物資等)

第2条 災害救援物資等は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

(災害救援物資の価格)

第3条 災害救援物資の価格は、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(担当窓口)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害救援物資等の緊急調達に関する連絡担当部課を定め、その担当部課を相手方に報告するものとする。連絡担当部課を変更した場合も同様とする。

(協力の要請)

第5条 大規模な災害が発生し甲が救援物資等を必要とする場合、甲は乙に対し文書をもって要請し、乙は、救援物資等の提供協力を実施する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成21年5月15日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 愛媛県西条市神拝甲478番地1  
西条市農業協同組合  
代表理事組合長



別表：

| 災害救援物資等            |
|--------------------|
| 生活物資(水、食料、日用品等)の調達 |
| 避難者へ施設の開放          |
| 棺等葬祭品等の提供          |

別記様式(第5条関係)

年 月 日

西条市農業協同組合  
代表理事組合長 様

西 条 市 長

⑩

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市と西条市農業協同組合との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 連 絡 先              |           |
| 口頭、電話等による連絡日時      | 年 月 日 時 分 |
| 要 請 理 由            |           |
| 要 請 内 容<br>( 内 訳 ) |           |
| 要 請 期 間            |           |
| 摘 要                |           |

## 8-21 災害時等における救援物資等の供給協力等に関する協定（周桑農業協同組合）

西条市(以下「甲」という。)と周桑農業協同組合(以下「乙」という。)は、西条市域において大規模な災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条1項第1号に規定する災害)が発生した場合における、被災者に対し必要となる救援物資等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲の行う災害救援物資等の緊急調達に関し、乙はこれに協力するものとする。

(災害救援物資等)

第2条 災害救援物資等は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

(災害救援物資の価格)

第3条 災害救援物資の価格は、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(担当窓口)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害救援物資等の緊急調達に関する連絡担当部課を定め、その担当部課を相手方に報告するものとする。連絡担当部課を変更した場合も同様とする。

(協力の要請)

第5条 大規模な災害が発生し甲が救援物資等を必要とする場合、甲は乙に対し文書をもって要請し、乙は、救援物資等の提供協力を実施する。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関して必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成21年5月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 愛媛県西条市丹原町池田1701番地1  
周桑農業協同組合  
代表理事組合長

別表:

| 災害救援物資等            |
|--------------------|
| 生活物資の調達(水、食料、日用品等) |
| 避難者へ施設の開放          |
| 棺等葬祭品の提供等          |

## 別記様式(第5条関係)

年 月 日

周桑農業協同組合  
代表理事組合長 様

西 条 市 長

㊟

## 災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市と周桑農業協同組合との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 連 絡 先              |           |
| 口頭、電話等による連絡日時      | 年 月 日 時 分 |
| 要 請 理 由            |           |
| 要 請 内 容<br>( 内 訳 ) |           |
| 要 請 期 間            |           |
| 摘 要                |           |

## 8-22 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（NPO法人コメリ災害対策センター）

西条市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 株式会社コメリのパワー西条店の駐車場を被災者に対し、業務に支障のない範囲において一時避難所として提供することを要請することができる。

（物資の供給の協力）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとし、乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資及び運搬等の経費（以下「費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月29日

愛媛県西条市明屋敷164番地  
甲 西 条 市  
市 長

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長

## 別 表

災害時における緊急対応可能な物資(第4条第1号に規定する物資)

| 分 類    | 主な品種                                                                         |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 作業関係   | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール         |
| 日用品等   | 毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係    | 飲料水、水缶                                                                       |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ                                                            |
| 電気用品等  | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ                                                 |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ                                                                      |



別記様式(第5条関係)

年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 様

西 条 市 長

⑨

## 災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西条市とNPO法人コメリ災害対策センターとの協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 連 絡 先              |           |
| 口頭、電話等による連絡日時      | 年 月 日 時 分 |
| 要 請 理 由            |           |
| 要 請 内 容<br>( 内 訳 ) |           |
| 要 請 期 間            |           |
| 摘 要                |           |

## 8-23 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条西警察署）

地震等大規模災害の発生により、愛媛県西条西警察署（以下「西条西署」という。）の庁舎が倒壊又は水没等により使用不能となった場合（以下「有事の際」という。）において、西条市所有の施設（以下「市の施設」という。）を、西条西署に貸与することに関し、西条市長（以下「甲」という。）と西条西署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、大規模災害等の有事の際、西条西署庁舎が使用不能になった場合に、乙が市の施設の一部を西条西署災害警備本部（以下「警備本部」という。）として使用することを承諾する。

（使用期間）

第2条 乙が市の施設の一部を警備本部として使用できる期間は、有事の際が発生した日を起算日とし、起算日から2週間以内とする。ただし、甲が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

（使用の申請）

第3条 乙は、有事の際に、市の施設を使用しようとするときは、別紙「使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期間の延長）

第4条 乙は、第3条ただし書の規定により使用期間を延長しようとするときは、使用期間の終了する日前3日までに甲に申し出るものとし、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第5条 使用料は、無償とする。ただし、警備本部のために必要とする物品等は、乙の負担とする。

（原状回復等）

第6条 乙は、市の施設の使用を終えたとき、または、市の施設に損傷を与えた場合は、直ちに管理者の指示に従い、設備その他を原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が市の施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成21年11月26日

甲 西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 西条市壬生川124番地 1  
西条西警察署長

別紙

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者  
西条西警察署  
氏 名

### 施設使用許可申請書

下記により、西条市所有の施設を使用したいので申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間

年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

4 使用人員

5 その他

## 8-24 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定 （（社）愛媛県エルピーガス協会西条支部・周桑支部）

西条市(以下「甲」という。)と社団法人愛媛県エルピーガス協会西条支部及び周桑支部(以下「乙」という。)とは、災害時に必要な応急生活物資(LP ガス等)(以下「LP ガス等」という。)の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、西条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LP ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能な LP ガス等の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第2条 第1条の要請は、物資発注書(別紙1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後遅滞なく文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(別紙2)により甲に提出するものとする。

(LPガス等の指定)

第4条 この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器(LPガスを供給するための配管等を含む。)及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

(LPガス等の運搬、引渡し)

第5条 LPガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、LPガス等を確認のうえ引き取るものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給したLPガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後、甲に提出する出荷確認書等に基づく一般通常卸価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書(別紙3)により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車輛の通行)

第9条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月22日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西条市長

愛媛県西条市明屋敷 328 番地の 1  
社団法人 愛媛県エルピーガス協会西条支部  
支 部 長

乙

愛媛県西条市丹原町池田 1701 番地 1  
社団法人 愛媛県エルピーガス協会周桑支部  
支 部 長

別紙1

## 物資発注書

第 号  
年 月 日

社団法人 愛媛県エルピーガス協会 支部  
支部長 様

西条市長

災害時における応急生活物資の調達の要請について

「災害時における応急生活物資(LP ガス等)の供給に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

## 記

要請する物資

| 調達要請期間 | 調達要請物資 | 調達要請数量 | 引渡し希望場所 |
|--------|--------|--------|---------|
| 年 月 日  |        |        |         |
| 年 月 日  |        |        |         |
| 年 月 日  |        |        |         |
| 年 月 日  |        |        |         |
| 年 月 日  |        |        |         |

課 問い合わせ先 部

担当  
TEL FAX  
E-mail

## 別紙2

## 措 置 状 況 報 告 書

年 月 日

西条市長

様

社団法人 愛媛県エルピーガス協会 支部  
支部長

「災害時における応急生活物資(LP ガス等)の供給に関する協定」第3条の規定に基づき、当支部の措置の状況を下記のとおり報告します。

## 記

## 1 調達可能数量等

| 調達可能期間 | 調達可能物資 | 調達可能数量 | 引渡し場所 |
|--------|--------|--------|-------|
| 年 月 日  |        |        |       |
| 年 月 日  |        |        |       |
| 年 月 日  |        |        |       |
| 年 月 日  |        |        |       |
| 年 月 日  |        |        |       |

## 2 物資の引渡し場所及び方法(いずれかに○をつける)

- ① 西条市の引渡し希望場所まで支部が搬入する。
- ② 支部が指定する場所で西条市に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法(陸路、空路、海路)

担当者氏名

TEL

E-mail

FAX

## 別紙3

## 担当者連絡先報告書

年 月 日

様

「災害時における応急生活物資(LP ガス等)の供給に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

## 記

| 順位 | 所 属 | 担当者名 | 電話(FAX)番号  |
|----|-----|------|------------|
| 1  |     |      | TEL<br>FAX |
| 2  |     |      | TEL<br>FAX |
| 3  |     |      | TEL<br>FAX |

(注) 電話(FAX)番号は、緊急時に使用するものです。

## 8-25 災害時における石油類燃料の供給に関する協定（愛媛県石油商業組合西条支部・周桑支部）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県石油商業組合西条支部及び愛媛県石油商業組合周桑支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な石油類燃料（以下「燃料」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、西条市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、燃料を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、燃料の優先的な供給について協力を要請することができる。

（協力の方法）

第2条 前条の要請は、燃料調達要請文書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（燃料の対価）

第4条 第1条の要請に基づき供給された燃料の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、燃料供給後、乙の提出する出荷確認書などに基づき、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（代金の支払）

第5条 甲が供給を受けた燃料の代金は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（給油取扱所の報告）

第6条 乙は、この協定に基づいて燃料を供給することができる市内の給油取扱所の一覧（別紙3）を作成し、甲に報告するものとする。また、記載内容に変更があった場合も、甲に報告するものとする。

（担当者等の報告）

第7条 甲と乙は、この協定にかかる担当者及び連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとする。また、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年4月13日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市  
西条市長

乙 愛媛県西条市神拝乙137番地2

愛媛県石油商業組合西条支部  
支部長

愛媛県西条市三津屋93番地5  
愛媛県石油商業組合周桑支部  
支部長



## 別紙1 燃料調達要請文書(第2条関係)

第 号  
年 月 日

愛媛県石油商業組合 支部  
支部長 様

西条市長

災害時における石油類燃料の供給の要請について  
災害時における石油類燃料の供給に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置について、協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

## 記

## 要請する燃料

| 要請期間         | 要請する油種 | 要請数量(ℓ) | 対象給油取扱所 |
|--------------|--------|---------|---------|
| 月 日<br>～ 月 日 |        |         |         |

注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課  
担 当  
電 話  
E-Mail

別紙2 措置状況報告書(第3条関係)

年 月 日

西条市長殿

愛媛県石油商業組合 支部  
支部長

災害時における石油類燃料の供給に関する協定第3条により、当組合の措置の状況を下記のとおり報告します。

記  
当該給油所に対する燃料の供給要請状況

| 供給可能月日       | 対象油種 | 供給可能数量(ℓ) | 給油取扱所 |
|--------------|------|-----------|-------|
| 月 日<br>～ 月 日 |      |           |       |

## 別紙3 市内給油所一覧（第6条関係）

西条市内給油所一覧

【 支部】

年 月 日現在

| No. | 会 社 名 | 所 在 地 | 代表者名 | 電話番号 | FAX 番号 |
|-----|-------|-------|------|------|--------|
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |
|     |       |       |      |      |        |

## 8-26 大規模災害時等における西条市の施設の使用に関する協定（西条警察署）

地震等大規模災害の発生により、愛媛県西条警察署（以下「西条署」という。）の庁舎が倒壊又は水没等により使用不能となった場合（以下「有事の際」という。）において、西条市所有の施設（以下「市の施設」という。）を、西条署に貸与することに関し、西条市長（以下「甲」という。）と西条署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、大規模災害等の有事の際、西条署庁舎が使用不能になった場合に、乙が市の施設の一部を西条署災害警備本部（以下「警備本部」という。）として使用することを承諾する。

（使用期間）

第2条 乙が市の施設の一部を警備本部として使用できる期間は、有事の際が発生した日を起算日とし、起算日から2週間以内とする。ただし、甲が特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

（使用の申請）

第3条 乙は、有事の際に、市の施設を使用しようとするときは、別紙「使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期間の延長）

第4条 乙は、第3条ただし書の規定により使用期間を延長しようとするときは、使用期間の終了する日前3日までに甲に申し出るものとし、必要により甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料等）

第5条 使用料は、無償とする。ただし、警備本部のために必要とする物品等は、乙の負担とする。

（原状回復等）

第6条 乙は、市の施設の使用を終えたとき、または、市の施設に損傷を与えた場合は、直ちに管理者の指示に従い、設備その他を原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が市の施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲、乙双方が署名押印のうえ、各1通をそれぞれ保有するものとする。

平成22年 6月21日

甲 西条市明屋敷164番地  
西条市長

乙 西条市新田133番地 1  
西条警察署長

別紙

年 月 日

西 条 市 長 殿

申請者  
西条警察署  
氏 名

### 施設使用許可申請書

下記により、西条市所有の施設を使用したいので申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間

年 月 日 時 分から  
年 月 日 時 分まで

4 使用人員

5 その他

## 8-27 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定（日野興業㈱松山営業所）

西条市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社松山営業所（以下「乙」という。）は、西条市内における地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の仮設トイレ等（以下「物資」という。）の優先的な供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、乙の所有する物資の供給に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、協力要請書（別記様式）をもって乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条に定める甲からの要請を受けたときは、保有する物資の優先供給等の協力を積極的に努めるものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1）仮設トイレ

（2）その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（物資の引渡）

第5条 物資の受け取り場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（物資の価格及び運搬費用）

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとし、運搬の費用については、甲の負担とする。

（代金の請求）

第7条 乙は、第2条の規定に基づき、甲に物資を納入した時は、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から平成23年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかが協定の解除又は変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年10月27日

西条市明屋敷164

甲 西条市

西条市長

松山市久米窪田町278

乙 日野興業株式会社松山営業所

所長

別記様式(第2条関係)

## 協力要請書

年 月 日

日野興業株式会社松山営業所  
所長 様

西条市長

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定第2条の規定により、次のとおり要請します。

## 記

| No | 品 目 | 規 格 | 数 量 | 納入場所 | 備 考 |
|----|-----|-----|-----|------|-----|
| 1  |     |     |     |      |     |
| 2  |     |     |     |      |     |
| 3  |     |     |     |      |     |
| 4  |     |     |     |      |     |
| 5  |     |     |     |      |     |
| 合計 |     |     |     |      |     |

問い合わせ先 部 課  
担当  
TEL  
FAX  
E-mail

## 8-28 災害時における情報交換及び支援に関する協定（国土交通省四国地方整備局）

国土交通省四国地方整備局長(以下「甲」という。 )と西条市長(以下「乙」という。 )は、西条市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。 )の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、西条市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1)被害状況の把握及び提供
- (2)情報連絡網の構築
- (3)災害応急措置
- (4)その他必要と認められる事項

(現地情報連絡員の派遣)

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、西条市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(支援の要請)

第5条 西条市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

(支援の実施)

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月11日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号  
国土交通省 四国地方整備局長

乙 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長



## 8-29 瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会）

（目的）

第1条 この協定は、瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海的路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

| 地域ブロック    | 海ネット共助会員                                                                                                                  |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 近畿・中国ブロック | 大阪府岬町、兵庫県姫路市、兵庫県播磨町、和歌山県海南市、岡山県玉野市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県柳井市、山口県周防大島町 |
| 四国・九州ブロック | 徳島県小松島市、香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、愛媛県松山市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、大分県姫島村                                           |

（地域ブロックによる応援の連絡調整）

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入を必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

(1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。

(2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。

(3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

(1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意

(2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理

(3) この協定の運営に係る連絡及び調整

(4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

(大阪府) 岬町長、(兵庫県) 姫路市長、播磨町長、(和歌山県) 海南市長、(岡山県) 玉野市長、(広島県) 竹原市長、三原市長、尾道市長、大竹市長、廿日市市長、江田島市長、坂町長、(山口県) 宇部市長、山口市長、防府市長、柳井市長、周防大島町長、(徳島県) 小松島市長、(香川県) 高松市長、丸亀市長、坂出市長、(愛媛県) 松山市長、八幡浜市長、新居浜市長、西条市長、大洲市長、上島町長、(大分県) 姫島村長

## (第9条関係)

|                                                         |     |       |
|---------------------------------------------------------|-----|-------|
|                                                         |     | 文書番号  |
|                                                         |     | 年 月 日 |
| 協定運営協議会 宛                                               |     |       |
|                                                         |     | 市     |
| 町村名                                                     | 首長名 | 印     |
| 協 定 （ 参 加 ・ 離 脱 ） 申 請 書                                 |     |       |
| <p>「瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定」に、（参加・離脱）したく申請いたします。</p> |     |       |
| (住 所) 〒                                                 |     |       |
| (担当部課名)                                                 |     |       |
| (担当者名)                                                  |     |       |
| (電話番号)                                                  |     |       |
| (FAX番号)                                                 |     |       |
| (メールアドレス)                                               |     |       |

## 8-30 災害時等における相互応援に関する協定（福島県相馬市）

西条市（以下「甲」という。）と相馬市（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策等を実施できない場合に、当該被災市の応急対策及び復旧復興に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づく応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品等の供給に必要な物資の提供
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧復興に必要な職員の派遣
- (5) 災害援助ボランティアの斡旋
- (6) 災害復興に対する支援
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に被災市から要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援の連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援場所、集結場所及び経路
- (5) 応援の期間
- (6) 災害復興に対する支援内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

2 甲又は乙は、応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援活動を実施するものとする。

3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない場合は、当該要請した甲又は乙に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援を行う市の職員は、被災市の災害対策本部長の指揮に従うものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに掲げる資機材、物資及び施設等の調達に要する経費並びに次号に掲げるもののほか、応援活動において必要な経費は原則として被災市が負担する。
- (2) 第2条第4号の規定により派遣した職員（以下「派遣職員」という。）に要する経費は、応援を行う市が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めるものを除くほか、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（災害補償等）

第7条 派遣職員が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治療後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援を行う市が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被応援側団体がその賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本 2 通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 5 月 1 9 日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西 条 市 長

乙 福島県相馬市中村字大手先13番地

相 馬 市 長

## 8-31 災害時等における物資供給協力に関する協定（生活協同組合コープえひめ）

西条市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、甲の市域内で災害（災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に定める災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先 供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（要請手続き等）

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

第7条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時等において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時等において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時等において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

（報告）

第10条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

第11条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制又は情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間が満了する 1 月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成25年2月13日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県松山市朝生田町 3 丁目 1 番 12 号  
生活協同組合コープえひめ

理事長

(別紙様式)

年 月 日

様

西条市長

災害時等における生活物資の供給協力要請書

次のとおり、生活物資の供給協力を要請します。

| 品 目 | 数 量 | 場 所 | 納 期 |
|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |

担当 西条市  
担当者氏名





## 8-32 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定（愛媛県土地家屋調査士会）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、西条市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、西条市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（西条市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年 2月26日

西条市明屋敷164番地

甲 西 条 市

市 長

松山市南江戸1丁目4番14号

乙 愛媛県土地家屋調査士会

会 長

## 8-33 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社ハローズ）

西条市(以下「甲」という。 )と株式会社ハローズ(以下「乙」という。 )は、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、西条市内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資を供給すること。

(2) 西条市内における乙の店舗の駐車場を、被災者に対し、一時避難場所、炊き出し等救援の場所として無償提供すること。

2 前項の要請は、西条市内における乙の店舗の営業時間である24時間随時行うことができるものとする。

(要請手続き)

第2条 前条第1項の要請は、原則として要請書(様式第1号)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資の範囲)

第4条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

(物資の費用負担)

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(物資の運搬、引渡し)

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書(様式第2号)により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成25年6月24日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、西条市内における乙の店舗の全てが閉店した場合、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月24日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 印

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号  
株式会社ハローズ  
代表取締役社長 印

(様式第1号)

年 月 日

ハローズ 店 様

西 条

市 長

## 災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

| 品 目 | 数 量 | 引渡し場所 | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----|
|     |     |       |     |
|     |     |       |     |

|                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 西条市災害対策本部（ 部 課 ）<br>（担当者）<br>氏 名 印 |
|------------------|------------------------------------|

(様式第2号)

年 月 日

西 条 市 長 様

ハローズ 店  
(担当者)  
氏 名

印

### 物 資 納 品 書

年 月 日付、災害時等における物資の供給要請書により、次の物資を納品  
い  
たします。

| 品 目 | 数 量 | 引渡し場所 | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----|
|     |     |       |     |

|             |              |                                    |
|-------------|--------------|------------------------------------|
| 確<br>認<br>欄 | 上記、確認いたしました。 | 西条市災害対策本部（ 部 課 ）<br>(担当者)<br>氏 名 印 |
|-------------|--------------|------------------------------------|

## 別表(第4条関係)

## 災害時の主な必要物資一覧表

| 種 類     | 物 資 名                      |
|---------|----------------------------|
| 食 器 類   | 紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿        |
| 日用品雑貨   | チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼(粉)、紙オムツ  |
|         | 歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品    |
|         | ウェットティッシュ、ライター(使い捨てライター等)  |
|         | マスク                        |
| 光 熱 材 料 | 卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク      |
| 食 料     | 米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜 |
|         | インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース      |
|         | マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水    |

(1) 応急食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## 8-34 災害時等における物資の供給協力等に関する協定（株式会社ダイキアクシス）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ダイキアクシス（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙の営業所であるダイキアクシス東予営業所の駐車場を被災者に対し、避難所等救援の場所として無償提供することを要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 乙が甲の要請を受け供給する物資は、別表に掲げる物とする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各営業所間との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月1日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
株式会社ダイキアクシス  
代表取締役社長

## 別表(第4条関係)

災害時の主な必要物資一覧表

| 種 類                       | 物 資 名                         |
|---------------------------|-------------------------------|
| 飲 料                       | ボトルウォーター                      |
| 日用品雑貨                     | 除菌・消臭剤、脱臭機                    |
| 繊維強化プラスチック(以下「FRP」という。)製品 | FRPタンク、合併処理浄化槽、ディスポーザ排水処理システム |
| 設 備 機 器                   | 住宅設備機器、上水設備機器                 |
| 光 熱 材 料                   | バイオディーゼル燃料                    |

## 備考

- 1 物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- 2 品目は、上記のほか、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## 別記様式(第5条関係)

年 月 日

株式会社ダイキアックス 御中

西条市長

㊟

## 災害時等における協力要請書

災害時等における物資の供給協力等に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 連絡先           |           |
| 口頭、電話等による連絡日時 | 年 月 日 時 分 |
| 要請理由          |           |
| 要請内容<br>(内訳)  |           |
| 要請期間          |           |
| 摘要            |           |

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 担当者欄 | 西条市災害対策本部(      部      課)<br>(担当者)<br>氏 名                                  印 |
|------|------------------------------------------------------------------------------|



## 8-35 災害時の物資等の輸送に関する協定（新居浜・西条地区トラック協会西条支部）

西条市(以下「甲」という。 )と新居浜・西条地区トラック協会西条支部(以下「乙」という。 )は、次の条項により、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。 )における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害発生時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供及び救援物資の輸送の協力並びに物流専門家の派遣を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 甲が単独で支援する被災地への物資の輸送業務
- (4) 物流専門家によるアドバイザー業務
- (5) その他甲が必要とする応急対策業務

(事故等)

第4条 乙の提供した貨物自動車、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

(業務報告)

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1号、第2号、第3号及び第5号の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第10条に基づき貨物自動車運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

3 第3条第4号の業務に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(補償)

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

(会員名簿の提出)

第9条 乙は、乙の会員名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びにこの協定に関しての疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月28日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

乙 愛媛県西条市今在家928番地16

新居浜・西条地区トラック協会西条支部

支部長

## 8-36 災害時における緊急放送・通信に関する協定（株式会社ハートネットワーク）

西条市(以下「甲」という。)と株式会社ハートネットワーク(以下「乙」という。)は、西条市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における緊急放送・通信の実施について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報(以下「災害情報」という。)の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全・安心を確保するために、甲の要請により緊急放送・通信を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(緊急放送の要請)

第2条 甲は、災害時において、緊急放送・通信を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して災害情報を提供し、緊急放送・通信を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合、すみやかに緊急放送・通信を実施するものとする。

(要請の方法)

第3条 前条第1項の要請は、緊急放送・通信要請書(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに緊急放送・通信要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(緊急放送の手段)

第4条 乙は、甲からの要請により次の方法により緊急放送を実施するものとする。

(1) 乙は、乙の所有する放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて放送するものとする。

(2) 乙は、緊急放送の際に使用する災害情報に関連する映像等は、乙が判断し放送するものとする。

(3) 乙は、他の番組等に優先して放送することとし、それ以降においても状況に応じて適時繰り返し放送するものとする。

(緊急通信の手段)

第5条 乙は、甲からの要請により次の方法により緊急通信を実施するものとする。

(1) 避難所に、WiMAX端末を設置してインターネットなどにより安否情報確認などを可能とする。

(2) 輻輳の少ないIP電話を設置して避難情報、安否確認など避難者の情報収集に活用する。

(費用負担)

第6条 緊急放送に要した費用は、乙の負担とするものとする。

(緊急放送・通信の開始、終了)

第7条 この協定に定める緊急放送は、甲の要請により開始されるものとする。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めた場合は、乙と協議の上、要請事項の終了を決定するものとする。

(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年12月2日

(甲) 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

(乙) 愛媛県新居浜市坂井町二丁目3番17号  
株式会社ハートネットワーク  
代表取締役

第1号様式(第3条関係)

第 号  
年 月 日株式会社 ○ ○  
様

西条市長



## 緊急放送・通信要請書

災害時における緊急放送・通信に関する協定第3条の規定に基づき、次の災害情報を提供し、緊急放送の実施を要請します。

|                          |
|--------------------------|
| 放送日時                     |
|                          |
| 内 容 ( 放送 ・ 通信 )          |
|                          |
| 資 料 ( 有 ・ 無 )            |
|                          |
| 担 当 者                    |
| ○○○○課      連絡先   ○○—○○○○ |

## 8-37 災害時等における医薬品等の供給協力等に関する協定（株式会社大屋）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社大屋（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の医薬品等供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して医薬品等の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において医薬品等を必要とするときは、乙に対して乙の保有する医薬品等の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙の業務に支障のない範囲において、西条市内におけるドラッグストア各店舗の駐車場を、被災者に対する一時避難場所等救援の場所として提供することを要請することができる。

3 第1項及び第2項の要請は、24時間随時行うことができるものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有医薬品等の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する医薬品等は、乙が保有又は調達可能な物とする。

（要請手続）

第5条 第2条の要請は、原則として要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（医薬品等の運搬及び引渡し）

第6条 医薬品等の集積場所は、甲が指定するものとし、集積場所までの医薬品等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により医薬品等を運搬する車両を災害派遣等従事車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲は、当該集積場所に職員を派遣し、医薬品等を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した医薬品等及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が医薬品等の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、医薬品等を引き取った後、乙の請求に基づき、前項の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する医薬品等の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月14日

- 甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長
- 乙 愛媛県西条市西田甲590番地2  
株式会社大屋  
代表取締役社長

## 別記様式(第5条関係)

年 月 日

株式会社大屋 御中

西条市長

㊟

## 災害時等における協力要請書

災害時等における医薬品等の供給協力等に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 連絡先           |           |
| 口頭、電話等による連絡日時 | 年 月 日 時 分 |
| 要請理由          |           |
| 要請内容<br>(内訳)  |           |
| 要請期間          |           |
| 摘要            |           |

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 担当者欄 | 西条市災害対策本部( 部 課)<br>(担当者)<br>氏 名 印 |
|------|-----------------------------------|

## 8-38 災害時の協力に関する協定（四国電力株式会社）

西条市(以下、「甲」という。 )と四国電力株式会社(以下、「乙」という。 )とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 甲および乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

(災害情報の提供)

第2条 甲および乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

(電力供給設備の復旧)

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関(総合病院など)、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱・鉄塔、送配電線等の電力供給設備(以下「供給設備等」という。 )を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により供給設備等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

(復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力)

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

(協 議)

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年2月6日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 新居浜市繁本町9番32号  
四国電力株式会社  
執行役員 新居浜支店長

## 覚 書

西条市(以下「甲」という。)ならびに四国電力株式会社(以下「乙」という。)は、甲と乙が平成26年2月6日に締結した「災害時の協力に関する協定書」(以下「協定書」という。)に関し、次のとおり覚書を締結する。

(乙の権利義務の承継)

第1条 乙は令和2年4月1日を効力発生日として、その事業に関して有する権利義務の一部を四国電力送配電株式会社(以下「乙1」という。)に承継させる吸収分割契約(以下単に「吸収分割契約」という。)を締結している。甲は、吸収分割契約の効力が発生した場合には、協定書に定める乙の権利義務の一部が乙1に承継され、協定書は甲ならびに乙および乙1の間の協定書となることを承諾する。この場合、協定書において「乙」とあるのは、すべて「乙および乙1」と読み替えることとする。

2 乙の送配電カンパニー新居浜支社長(以下「乙2」という。)は、吸収分割契約の効力発生後、乙1において協定書締結に係る権限を有することを予定されている。乙2は、協定書の内容および協定書において乙1が継承することとなる権利義務について了知した。

(復旧拠点等に関する確認事項)

第2条 電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等について、(別紙)のとおり確認する。

(協議事項)

第3条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

(有効期間)

第4条 本覚書は、令和2年4月1日から有効とし、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県松山市湊町6丁目6番地2  
四国電力株式会社  
執行役員愛媛支店長 塩梅 和彦

乙 愛媛県新居浜市繁本町9番32号  
(乙2) 四国電力株式会社  
送配電カンパニー 新居浜支社  
支社長 松本 耕輔



(別紙)

電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する西条市の施設について、次のとおり確認する。

1. 電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する施設は、南海トラフ巨大地震時や災害時において、指定緊急避難場所や救援物資集積場等に指定されており、被災時には各施設の災害時の用途を優先する。
2. 西条市内の被害が小規模であり、災害時の用途として開設するまでに至らない場合は、電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用可能とする。

### 3. 使用する施設名称等

| 施設名称                      | 住 所           | 災害時の用途                                                  |
|---------------------------|---------------|---------------------------------------------------------|
| 西条運動公園<br>総合体育館<br>ひうち体育館 | ひうち 1-2       | ・指定緊急避難場所<br>・ヘリコプター離着場所<br>・救援物資集積所<br>・指定避難所兼指定緊急避難場所 |
| 西条市民公園                    | 大町 457        | ・指定緊急避難場所<br>・ヘリコプター離着場所<br>・救援物資集積所                    |
| 西条西部公園                    | 氷見乙 608       | ・指定緊急避難場所                                               |
| 東予運動公園                    | 河原津新田甲 157    | ・指定緊急避難場所<br>・ヘリコプター離着場所<br>・救援物資集積所                    |
| 丹原体育館                     | 丹原町久妙寺甲 288-1 | ・指定緊急避難場所                                               |
| 丹原総合公園                    | 〃 〃 甲 244     | ・ヘリコプター離着場所<br>・指定避難所兼指定緊急避難場所                          |

※その他施設については、別途協議するものとする。

## 8-39 災害時における物資供給協力に関する協定（愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合）

西条市(以下「甲」という。)と愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合(以下「乙」という。)は西条市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において甲が行う応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)及び復旧・復興対策に係る業務(以下「復旧・復興対策業務」という。)の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時における応急対策業務及び復旧・復興対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由が無い限り協力するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書(様式 1)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力申請書を提出するものとする。

(応急対策業務の内容)

第 3 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木材(素材)の供給に関すること。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(復旧・復興対策業務の内容)

第4条 乙は、災害復旧・復興時に物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図るため、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 庁舎等建設に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) 庁舎等建設資材として必要な木材(素材)の供給に関すること。

(3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

(要請に基づく措置)

第 5 条 乙は、第 2 条の規定による要請を受けた時は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書(様式 2)により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 6 条 乙が供給した物資等の対価については、甲又は材の提供を受けるものが負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

また、協議にあたっては、甲又は乙は必要に応じて、愛媛県東予地方局長に調整を求めることができるものとする。

(有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 1 月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び愛媛県東予地方局長が記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成26年2月7日

- 甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長
- 乙 愛媛県松山市三番町4丁目4番地1  
愛媛県森林組合連合会  
代表理事会長
- 愛媛県四国中央市具定町465番地5  
宇摩森林組合  
代表理事組合長
- 愛媛県西条市大町1211番地  
いしづち森林組合  
代表理事組合長
- 立会人 愛媛県西条市喜多川796番地  
愛媛県東予地方局長

様式1

災 害 支 援 協 力 要 請 書

番 号  
年 月 日

(宛先) 様

市  
長

災害時における協力要請について

災害時における物資供給協力に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

- 1 災害の状況及び協力要請する理由
- 2 協力を要請する内容、数量、場所等
  - (1) 協力内容及び予定時期
  - (2) 物資、数量等
  - (3) 協力及び活動場所
  - (4) その他
- 3 連絡先及び担当者

(注) 支援協力要請は、1箇所あたりの要請内容とする。

様式2

措置状況報告書

番 号  
年 月 日

(宛先) 市長 様

所 在:

名 称:

代表者:

災害時における物資供給協力に関する協定第5条の規定に基づき、措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 災害状況

2 措置内容及び場所

(1)措置内容(物資、数量等)

(2)場所

(3)その他

3 連絡先及び報告担当者

## 8-40 災害時における農業用水供給の協力に関する協定（道前平野土地改良区）

西条市(以下「甲」という。 )と道前平野土地改良区(以下「乙」という。 )は、災害発生時における農業用水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、西条市道前平野地内に地震、火災その他の災害が発生し、または発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。 )において、甲及び乙が相互に協力して地域住民に対し農業用水を供給することにより、災害発生後の地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害発生時の協力事項は、原則として甲が乙に対し要請を行ったときから発動する。

(農業用水供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が農業用水を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の管理する農業用水の供給について協力を要請することができる。

(農業用水の協力実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、乙の管理する農業用水の優先的な供給に努めるものとする。

(農業用水供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請することができる。

(農業用水施設の点検・整備)

第6条 乙は、平常時から農業用水施設の点検・整備に努め、甲はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

(疑義の解釈)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は、甲及び乙が、協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印の上各々各1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市丹原町池田1718番地2  
道前平野土地改良区  
理事長

## 8-41 災害時における飲料水の提供に関する協定（株式会社伊藤園）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

## （協力）

第1条 甲が災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。

2 甲の管轄する場所に設置してある清涼飲料水自動販売機の庫内在庫は、救援物資として無償提供とする。

3 乙は、西条市内の営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

## （要請）

第2条 甲は、この協定による要請を行うときは、原則として要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

## （費用の負担）

第3条 飲料水提供に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

## （運搬）

第4条 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力の上、行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

## （有効期間等）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

## （協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 月 日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号  
株式会社伊藤園  
総務部長

## 8-42 災害時等における上下水道施設等の応急復旧等に関する協定（四国積水工業株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と四国積水工業株式会社（以下「乙」という。）は、西条市内において災害若しくは事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における上下水道施設等の応急復旧等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲及び乙が協力して、上下水道施設等の応急復旧等を早急に実施し、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において物資等を必要とするときは、乙に対して要請書（別記様式）により協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する事項は、次のとおりとする。

- （1）甲乙間の円滑な協力を図るための社内連絡網及び協力実施体制の構築
- （2）乙の製造品及びストック製品の提供
- （3）乙の施設の一部の市民の避難場所としての開放
- （4）救援物資等の一時集積施設としての乙が所有する倉庫の提供
- （5）その他上下水道施設等の応急復旧に必要な事項

2 甲と乙とは、要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

### （費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が行った上下水道施設等の応急復旧等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲が定める基準により積算した額に基づき、乙が請求するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、この協定に基づく上下水道施設等の応急復旧等に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請に応じて報告するものとする。

### （細目）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関して必要な事項について、甲乙間で別に細目を定めるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月29日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市氷見乙880番地  
四国積水工業株式会社  
代表取締役社長



## 8-43 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

西条市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

## 第1条(目的)

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1)甲が、水防法(昭和24年法律第193号)第33条の規定による西条市水防計画に基づく水防本部又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定による西条市地域防災計画に基づく災害対策本部(以下「水防本部等」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

## 第2条(定義)

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1)「住宅地図」とは、西条市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2)「広域図」とは、西条市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4)「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

## 第3条(地図製品等の供給の要請等)

1. 乙は、甲が水防本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

## 第4条(地図製品等の貸与及び保管)

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

## 第5条(地図製品等の利用等)

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき水防本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
  - (1)水防本部等設置期間中の閲覧

(2)水防本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。  
また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

#### 第6条(情報交換)

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

#### 第7条(有効期間)

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第8条(協 議)

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

2014年9月16日

甲)愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市 長

乙)香川県高松市上福岡町816番地1号

株式会社ゼンリン 第一事業本部 四国エリア統括部

統括部長

## 【添付別紙】

### ZNET TOWN 利用約款

#### 第1条(定 義)

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1)「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2)「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3)「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4)「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5)「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6)「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

#### 第2条(本約款の適用)

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに關する一切に適用されるものとします。

#### 第3条(本サービスの内容)

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

#### 第4条(本サービスの中断・中止)

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

#### 第5条(本データの使用許諾)

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1)対象機器上で閲覧すること。

(2)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3)本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること(本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。 )。

#### 第6条(甲の遵守事項)

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1)アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2)ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3)乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4)本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6)本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ(形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。)の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他のいかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7)本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ)印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
  - ロ)乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ)印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ)印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ)印刷地図のサイズは A3判以下とすること。
- (8)本サービスの利用状況の記録(対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等)を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

#### 第7条(不保証及び免責)

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

#### 第8条(権利の帰属)

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

#### 第9条(その他)

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

## 8-44 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（愛媛県）

愛媛県（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）は、愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊を速やかに参集させるとともに、国や他県等から提供される支援物資を効果的に集積、保管、搬送するため、広域的な防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を、広域防災拠点として甲が優先的に使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称）

第2条 この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

- （1）小松中央公園（所在地：西条市小松町新屋敷甲2427）
- （2）石鎚山ハイウェイオアシス（所在地：西条市小松町新屋敷乙22-29）

（施設の使用）

第3条 大規模災害が発生した場合は、甲から乙に対し、要請を行ったうえで、前条に定める施設（以下「施設」という。）を優先的に使用できるものとする。

2 甲は乙に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用の条件）

第4条 甲が乙の施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、甲が負担する。

- 2 甲は、施設の使用が終了したときは、甲の責任により原状回復を行うものとする。
- 3 乙が、施設を指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であつて、甲が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、甲と乙は当該損失について協議の上、適切に対応するものとする。

（連絡体制等）

第5条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙はお互いの連絡先を交換するものとする。

2 乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲へあらかじめ通知するものとする。

（平時からの連携・協力等）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

- 2 甲は、乙と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管するものとする。
- 3 乙は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や、甲が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成 27 年3月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年10月2日

松山市一番町四丁目4番地2  
甲 愛 媛 県  
知 事  
西条市明屋敷164番地  
乙 西 条 市  
市 長

## 8-45 災害時における応急対策業務に関する協定（愛媛東予クレーン協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛東予クレーン協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西条市内において災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項に規定する要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲が、水防本部又は災害対策本部（以下「水防本部等」という。）を設置した時は、必要に応じて乙に水防本部等の設置を連絡し、甲が必要と認めるときは、乙は、連絡要員を水防本部に派遣するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）道路、橋りょう等公共土木施設及び公共建物等の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の災害の発生による建設機械の応援出動

（2）前号の業務実施に必要な資機材及び物資の搬送

（3）緊急車両等の通行妨害や災害応急対応の障害となる車両等の除去業務の協力

（4）その他甲が必要と認める業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害発生直前時の当該地域における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

（損害補償）

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により甲が補償を行うものとする。

（1）当該従事者の故意又は重大な過失による場合

（2）当該負傷、疫病又は死亡が、第三者の行為による場合

（3）その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

（個人情報の保護）

第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急対策業務が円滑に行われるよう、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等の状況を、毎年度当初に甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 11月10日

甲 西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長

乙 新居浜市繁本町7番3号

愛媛東予クレーン協同組合

理 事 長

## 8-46 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人あおい会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あおい会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市古川甲118番地  
社会福祉法人あおい会  
理事長

(別表)

福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名 | 所在地      | 施設種別    |
|---|-----|----------|---------|
| 1 | 星の里 | 大浜6324番地 | 障害者支援施設 |



## 8-47 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人いしづち会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人いしづち会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

乙 愛媛県西条市丹原町高松甲1887番地2

社会福祉法人いしづち会

理事長

(別表)

福祉避難所協定締結施設

|  | 施設名   | 所在地               | 施設種別    |
|--|-------|-------------------|---------|
|  | 西条福祉園 | 丹原町高松甲1887番地<br>2 | 障害者支援施設 |

## 8-48 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(社会福祉法人 恩賜財団済生会支部愛媛県済生会)

西条市(以下「甲」という。 )と社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会(以下「乙」という。 )とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。 )は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県松山市山西町997番地1  
社会福祉法人恩賜財団済生会支部  
愛媛県済生会  
支部長



(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名   | 所在地       | 施設種別     |
|---|-------|-----------|----------|
| 1 | いしづち苑 | 朔日市269番地1 | 介護老人保健施設 |

## 8-49 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人回生会）

西条市(以下「甲」という。 )と社会福祉法人回生会(以下「乙」という。 )とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。 )は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市飯岡3383番地  
社会福祉法人回生会  
理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名   | 所在地      | 施設種別      |
|---|-------|----------|-----------|
| 1 | 福武荘   | 飯岡3402番地 | 特別養護老人ホーム |
| 2 | 伊予千寿苑 | 飯岡3383番地 | 特別養護老人ホーム |

## 8-50 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人亀天会）

西条市(以下「甲」という。 )と社会福祉法人亀天会(以下「乙」という。 )とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。 )は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市三芳1535番地1  
社会福祉法人亀天会  
理事長



(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名 | 所在地       | 施設種別         |
|---|-----|-----------|--------------|
| 1 | 亀天荘 | 大野190番地1  | 特別養護老人ホーム    |
| 2 | 大師苑 | 大師町182番地2 | 小規模特別養護老人ホーム |

## 8-51 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人光明会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人光明会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市大町776番地23  
社会福祉法人光明会  
理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名  | 所在地      | 施設種別         |
|---|------|----------|--------------|
| 1 | せせらぎ | 大町736番地1 | 小規模特別養護老人ホーム |

## 8-52 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人潤和会）

西条市(以下「甲」という。)と社会福祉法人潤和会(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市周布326番地1  
社会福祉法人潤和会  
理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名 | 所在地      | 施設種別      |
|---|-----|----------|-----------|
| 1 | なごみ | 周布326番地1 | 特別養護老人ホーム |

## 8-53 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人聖風会）

西条市(以下「甲」という。 )と社会福祉法人聖風会(以下「乙」という。 )とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。 )は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市氷見丙195番地  
社会福祉法人聖風会  
理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名      | 所在地           | 施設種別               |
|---|----------|---------------|--------------------|
| 1 | ていずい     | 禎瑞382番地1      | 障害者支援施設            |
| 2 | 道前育成園    | 楠乙454番地59     | 障害者支援施設            |
| 3 | 東予学園     | 楠乙438番地21     | 障害者支援施設<br>障害児入所施設 |
| 4 | 光風館      | 氷見丙195番地      | 特別養護老人ホーム          |
| 5 | 光風館 氷見の丘 | 氷見丙213番地1     | 特別養護老人ホーム          |
| 6 | 道前荘      | 小松町大頭甲1127番地1 | 特別養護老人ホーム          |

## 8-54 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人丹原福祉会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人丹原福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市丹原町今井457番地1  
社会福祉法人丹原福祉会  
理事長



(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名    | 所在地         | 施設種別      |
|---|--------|-------------|-----------|
| 1 | ル・ソレイユ | 丹原町今井457番地1 | 特別養護老人ホーム |

## 8-55 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人同心会）

西条市(以下「甲」という。)と社会福祉法人同心会(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

乙 愛媛県西条市朔日市892番地25

社会福祉法人同心会

理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名    | 所在地        | 施設種別         |
|---|--------|------------|--------------|
| 1 | ついたちの里 | 朔日市892番地25 | 小規模特別養護老人ホーム |

## 8-56 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人白鳥会）

西条市（以下「甲」という。）と社会福祉法人白鳥会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市三芳1839番地5  
社会福祉法人白鳥会  
理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名    | 所在地       | 施設種別    |
|---|--------|-----------|---------|
| 1 | 東予希望の家 | 三芳1839番地5 | 障害者支援施設 |

## 8-57 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人愛寿会）

西条市(以下「甲」という。 )と医療法人愛寿会(以下「乙」という。 )とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。 )は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

乙 愛媛県西条市福武甲158番地1

医療法人愛寿会

理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名  | 所在地       | 施設種別     |
|---|------|-----------|----------|
| 1 | ゆるぎ荘 | 福武甲162番地1 | 介護老人保健施設 |

## 8-58 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人弘仁会）

西条市(以下「甲」という。)と医療法人弘仁会(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

乙 愛媛県西条市三津屋南9番地10

医療法人弘仁会

理事長



(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名 | 所在地          | 施設種別     |
|---|-----|--------------|----------|
| 1 | あすか | 丹原町古田甲167番地1 | 介護老人保健施設 |

## 8-59 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人倬清会）

西条市(以下「甲」という。 )と医療法人倬清会(以下「乙」という。 )とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。 )は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市小松町新屋敷甲286番地  
医療法人倬清会  
理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名    | 所在地           | 施設種別     |
|---|--------|---------------|----------|
| 1 | リハ・クリネ | 小松新屋敷甲2385番地1 | 介護老人保健施設 |

## 8-60 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人北辰会）

西条市（以下「甲」という。）と医療法人北辰会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

乙 愛媛県西条市小松町妙口甲1521番地

医療法人北辰会

理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名 | 所在地          | 施設種別     |
|---|-----|--------------|----------|
| 1 | まなべ | 小松町妙口甲1521番地 | 介護老人保健施設 |

## 8-61 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（医療法人社団門の内会）

西条市（以下「甲」という。）と医療法人社団門の内会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市周布331番地1  
医療法人社団門の内会  
理事長

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名  | 所在地     | 施設種別     |
|---|------|---------|----------|
| 1 | コスモス | 周布338番地 | 介護老人保健施設 |

## 8-62 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会医療法人 社団更生会）

西条市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団更生会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（費用の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

（福祉避難所の早期閉鎖への努力）

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28 年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年2月20日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長  
乙 愛媛県西条市大町739番地  
社会医療法人社団更生会  
理事長



(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

|   | 施設名 | 所在地     | 施設種別     |
|---|-----|---------|----------|
| 1 | 水都苑 | 大町739番地 | 介護老人保健施設 |

## 8-63 災害時等における物資の供給協力に関する協定（株式会社ジェイコム）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、乙の保有する物資の優先供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有又は調達可能なレトルト食品とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、原則として要請書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の供給及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書（別記様式第2号）等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各事業所間との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月27日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 青 野 勝

乙 愛媛県西条市氷見丙444番地1  
株式会社ジェイコム  
代表取締役 眞 鍋 敏 朗

別記様式第1号(第5条関係)

年 月 日

株式会社ジェイコム 御中

西条市長

㊟

## 災害時等における物資の供給要請書

災害時等における物資の供給協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

| 品 目 | 数 量 | 引渡し場所 | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----|
|     |     |       |     |
|     |     |       |     |

|                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 西条市災害対策本部( 部 課)<br>(担当者)<br>氏 名 印 |
|------------------|-----------------------------------|

別記様式第2号(第7条関係)

年 月 日

西条市長 殿

株式会社ジェイコム  
(担当者)

氏名 ⑩

物 資 納 品 書

年 月 日付け災害時等における物資の供給要請書により、次のとおり物資を納品します。

| 品 目 | 数 量 | 引渡し場所 | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----|
|     |     |       |     |

|                  |            |                                   |
|------------------|------------|-----------------------------------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 上記、確認しました。 | 西条市災害対策本部( 部 課)<br>(担当者)<br>氏 名 印 |
|------------------|------------|-----------------------------------|

## 8-64 災害時等の協力に関する協定（休暇村瀬戸内東予、今治市）

今治市（以下「甲」という。）、西条市（以下「乙」という。）及び休暇村 瀬戸内東予（以下「丙」という。）とは、今治市域又は西条市域で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、今治市域又は西条市域での災害時等において、丙が甲又は乙に対して行う協力について、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、丙が所有する宿泊施設及び附帯施設を災害復旧に従事する者に優先的に提供するよう、丙に対して要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第3条 丙は、前条の規定による甲又は乙からの要請を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに、その結果を甲又は乙に速やかに連絡するものとする。

（協力活動）

第4条 丙は、甲又は乙から協力の要請を受けたときは、速やかに協力活動を行うものとする。

（連絡体制）

第5条 甲、乙及び丙は、災害時等における要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

今治市  
市長 菅 良 二

乙 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市  
市長 青 野 勝

丙 愛媛県西条市河原津乙7番地179

休暇村 瀬戸内東予  
支配人 西 村 俊 之

## 8-65 災害発生時における西条市と西条市内郵便局の協力に関する協定（西条市内郵便局）

西条市(以下「甲」という。 )と西条市内郵便局(別表に掲げる郵便局。以下「乙」という。 )は、西条市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、西条市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(避難者情報確認シート(別記様式)又は転居届の配布・回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

### （連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 西条市危機管理担当課長
- 乙 日本郵便株式会社 西条郵便局長

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し書面による協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市

市長 青 野 勝

乙 愛媛県西条市大町1710番地4  
西条市内郵便局

代表 日本郵便株式会社 西条郵便局長 二 宮 修 身  
別表

## 西条市内郵便局

| 郵便番号     | 住所                     | 郵便局名      |
|----------|------------------------|-----------|
| 793-8799 | 愛媛県西条市大町 1710 番地 4     | 西条郵便局     |
| 799-1399 | 愛媛県西条市三津屋南 11 番地 29    | 東予郵便局     |
| 793-0199 | 愛媛県西条市荒川 2 号 182 番地 5  | 加茂郵便局     |
| 793-0214 | 愛媛県西条市中奥 2 号 18 番地     | 大保木郵便局    |
| 793-0030 | 愛媛県西条市大町 1292 番地 1     | 西条大町郵便局   |
| 793-0023 | 愛媛県西条市明屋敷 230 番地 9     | 西条四軒町郵便局  |
| 793-0010 | 愛媛県西条市飯岡 1972 番地 3     | 西条飯岡郵便局   |
| 793-0030 | 愛媛県西条市大町 515 番地 3      | 西条公園通り郵便局 |
| 793-0073 | 愛媛県西条市氷見丙 434 番地 5     | 西条氷見郵便局   |
| 793-0062 | 愛媛県西条市西田甲 425 番地 1     | 西条西田郵便局   |
| 799-1199 | 愛媛県西条市小松町新屋敷甲 471 番地 4 | 小松郵便局     |
| 791-0510 | 愛媛県西条市丹原町丹原 225 番地 2   | 丹原郵便局     |
| 799-1106 | 愛媛県西条市小松町大頭甲 65 番地 1   | 石根郵便局     |
| 799-1331 | 愛媛県西条市新町 277 番地 3      | 吉岡郵便局     |
| 799-1364 | 愛媛県西条市石田 100 番地        | 吉井郵便局     |
| 799-1341 | 愛媛県西条市壬生川 84 番地 9      | 東予壬生川郵便局  |
| 791-0521 | 愛媛県西条市丹原町長野 878 番地     | 田野郵便局     |
| 791-0541 | 愛媛県西条市丹原町鞍瀬甲 334 番地 3  | 桜樹郵便局     |
| 799-1301 | 愛媛県西条市三芳 1057 番地 5     | 三芳郵便局     |
| 791-0531 | 愛媛県西条市丹原町来見 22 番地 1    | 来見郵便局     |



## 別記様式(第2条関係)

No.

避難者情報確認シート(避難先届出)

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。  
(※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 西条市役所 電話:0897-52-1400

届出者氏名

◇ これまでの住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください)

〒 -

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 -

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

## ◇ご氏名等

|          |      |     |     |
|----------|------|-----|-----|
| 世帯主欄     | フリガナ |     |     |
|          | 氏名   | (姓) | (名) |
| ご家族・同居人等 | フリガナ |     |     |
|          | 氏名①  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名②  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名③  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名④  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名⑤  | (姓) | (名) |
| 事業所名     |      |     |     |

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 この様式は、西条市が使用する。

## 別記様式(第2条関係)

No.

避難者情報確認シート(避難先届出)

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。  
(※承諾の場合は、☐内に「レ」を付してください。)

【お問合せ先】 ○○郵便局 電話:○○○○-○○-○○○○

届出者氏名

◇ これまでの住所(アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください)

〒 -

◎ 郵便物の配達について(いずれかを○でお囲みください)

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 -

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

|          |      |     |     |
|----------|------|-----|-----|
| 世帯主欄     | フリガナ |     |     |
|          | 氏名   | (姓) | (名) |
| ご家族・同居人等 | フリガナ |     |     |
|          | 氏名①  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名②  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名③  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名④  | (姓) | (名) |
|          | フリガナ |     |     |
|          | 氏名⑤  | (姓) | (名) |
| 事業所名     |      |     |     |

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 2 この様式は、郵便局が使用する。

## 8-66 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（石鎚環境協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と石鎚環境協同組合（以下「乙」という。）は、西条市内において災害等により緊急性を要するごみ等の収集運搬作業が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が指定する施設における災害時の応急対策に係る業務の実施に関し、甲が、乙に対して協力を求める場合に必要な事項を定め、もって公共の環境衛生と市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策に係る業務を実施する必要があると認めた場合は、原則として要請書（別記様式）により乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項に規定する要請があった場合は、乙は、特別な理由がない限り速やかに協力体制を整え、甲の指示に従うものとする。

（応急対策に係る業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策に係る業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所のごみ等の収集運搬業務
- (2) 緊急に撤去を必要とする場所のごみ等の収集運搬業務
- (3) その他甲が必要とする場所のごみ等の収集運搬業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策に係る業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

（補償）

第5条 この協定に基づき、応急対策に係る業務に従事した乙の会員業者の作業員が業務従事中に負傷し、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において解決するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、協力に関する要請及び伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月1日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 青 野 勝

乙 愛媛県西条市ひうち6番地12  
石鎚環境協同組合  
代表理事 目 見 田 学

別記様式(第2条関係)

年 月 日

石鎚環境協同組合 御中

西条市長

㊟

災害時における協力要請書

災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 口頭、電話等による要請日時          | 年 月 日 時 分    |
| 要請理由                   |              |
| 要請内容<br>(収集先及び運搬先、その他) |              |
| 要請期間                   | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 摘要                     |              |

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 担当者欄 | 西条市災害対策本部( 部 課)<br>(担当者)<br>氏 名 印 |
|------|-----------------------------------|

## 8-67 新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定（新潟市）

（目的）

第1条 この協定は、新潟市（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）において、地震、風水害その他の危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態をいう。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「危機発生時」という。）で被災地独自では十分な応急措置ができないときに、相互の応援・協力が円滑かつ迅速に行われるよう、事前対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

（事前対策）

第2条 甲及び乙は、危機発生時に備え平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 別表に定める応援項目の事前指定
- (2) 連絡体制の整備
- (3) 危機管理に関する研修及び危機情報の交換
- (4) 合同訓練又は合同研修の実施
- (5) 防災計画、その他危機管理に必要な資料等の相互提供
- (6) その他必要な事項

（応援の要請）

第3条 危機発生時は、原則として、被災地からの要請を受けて、応援を開始するものとする。

（自主的な応援）

第4条 甲又は乙は、危機発生時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 甲又は乙は、自主的な応援を開始したときは、応援の内容等を被災地に速やかに連絡するものとする。

（応援の内容）

第5条 甲又は乙が実施する危機発生時の応援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災者の生命及び身体の保護並びに避難生活の支援に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (2) 市民生活の復旧、復興等に必要な人員の派遣及び資機材等の提供
- (3) 被災者の一時受入れ施設の提供及びあっせん
- (4) 被災傷病者等の医療機関への受入れ及びあっせん
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災した行政機能の補完
- (7) 他都市への応援等の中継基地としての受入れ
- (8) ホームページ等による情報発信
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。

2 第4条第1項に定める応援に要した経費の負担は、甲及び乙が協議して定める。

（協議等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

（施行期日）

第8条 この協定は、協定締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、それぞれ 1通を保有する。

平成27年6月13日

甲 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新潟市  
新潟市長

乙 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
西条市長

別表(第2条関係)

応援項目の事前指定

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応援物資 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 食料</li> <li>2 飲料水</li> <li>3 毛布</li> <li>4 簡易トイレ(トイレパックを含む。)</li> <li>5 紙おむつ</li> <li>6 粉ミルク</li> <li>7 医薬品等診療材料</li> <li>8 車両及び燃料</li> <li>9 その他必要な物資</li> </ul>                                                                                                       |
| 応援活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急給水に関すること。</li> <li>2 し尿収集に関すること。</li> <li>3 ごみ収集に関すること。</li> <li>4 医療救護に関すること。</li> <li>5 保健、健康相談に関すること。</li> <li>6 被災建築物応急危険度判定に関すること。</li> <li>7 水道復旧に関すること。</li> <li>8 下水道復旧に関すること。</li> <li>9 道路復旧に関すること。</li> <li>10 情報提供に関すること。</li> <li>11 その他必要な支援</li> </ul> |
| その他  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の一時受入に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                              |

※国、県等の要請に基づき対応するものを含む。

## 新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、新潟市(以下「甲」という。)と西条市(以下「乙」という。)との危機発生時における相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前対策)

第2条 協定第2条第2号に規定する連絡体制の整備に当たり、甲及び乙の総合連絡担当窓口を次のとおり指定する。

なお、応援内容ごとの個別の連絡先は、別に定める。

(1) 甲

ア 部署

新潟市危機管理防災局危機対策課

イ 連絡先電話等

(ア) 電話

025(226)1146

(イ) 衛星携帯電話

0010(8816)23440502

(ウ) ファクシミリ

025(224)0768

(エ) Eメールアドレス

kikitaishaku@city.niigata.lg.jp

(2) 乙

ア 部署

西条市市民安全部危機管理課

イ 連絡先電話等

(ア) 電話

0897(52)1282

(イ) ファクシミリ

0897(52)1725

(ウ) Eメールアドレス

kikikanri@saijo-city.jp

2 協定第2条第3号に規定する危機管理に関する研修(以下「危機管理研修」という。)及び危機情報の交換(以下「情報交換」という。)については、次のとおりとする。

(1) 危機管理研修及び情報交換は、危機への対応能力向上を目的として実施する。

(2) 危機管理研修は、甲若しくは乙が単独で開催するものへの相互参加又は甲及び乙が協力して開催するものとする。

(3) 甲及び乙は、危機管理研修の実施計画を必要に応じて案内する。

(4) 研修の参加に要する経費は、参加する市が負担する。

(5) 情報交換は、必要の都度、事案に応じて口頭又は文書により行う。

3 協定第2条第4号に規定する合同訓練又は合同研修(以下「合同訓練等」という。)の実施については、次のとおりとする。

(1) 合同訓練等は、応援活動を円滑に実施することを目的として、事前指定した応援項目を中心に実施する。

(2) 合同訓練等は、甲及び乙が協力して実施するもの又は甲若しくは乙が単独で実施するものへの相互参加とする。

(3) 甲及び乙は、合同訓練等の実施計画を必要に応じて案内する。

(4) 合同訓練等の参加に要する経費は、参加する市が負担する。

4 協定第2条第5号に規定する防災計画の相互提供については、防災計画及び防災計画に付随する資料を改正の都度提供することとする。

5 甲及び乙は、協定第2条第6号に規定するその他必要な事項として、応援時の経路及び進出拠点の事前検討等を行うものとする。

(危機発生時の応援要請)

第3条 協定第3条に規定する応援の要請は、別添様式の危機発生時応援要請書により行うものとする。

2 前項の規定による要請が困難なときは、口頭で要請を行い、その後速やかに必要な手続を行うものとする。

(自主的な応援の開始時期等)

第4条 協定第4条第1項に規定する自主的な応援は、それぞれの市域内で次の状況を確認した時点で開始するものとする。

(1) 震度6弱以上の地震

- (2) 甚大な被害が予想される風水害
  - (3) 多数の死傷者が予想される災害
- 2 協定第4条第2項の規定により被災地へ自主的な応援実施の連絡を行った場合において、応援の必要ないことが判明したときは、その時点で自主的な応援を中止するものとする。

(国、県等の要請に基づく応援)

第5条 協定別表に定める事前指定した応援項目のうち、国、県等の要請に基づく応援を行う場合には、関係者間で十分な連絡及び調整を図るものとする。

#### 附 則

この実施細目は、平成27年6月13日から実施する。



## 様式(第3条関係)

## 危機発生時応援要請書

年 月 日  
市長

市長  
(公印省略)

新潟市と西条市との危機発生時における相互応援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり応援要請します。

|                        |                                                                                                                              |    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1 要 請 日 時              | 年 月 日 午前・午後 時 分                                                                                                              |    |
| 2 危機事案の状況              |                                                                                                                              |    |
| 3 経 路 及 び<br>進 出 拠 点 等 |                                                                                                                              |    |
| 応 援 内 容                | 応援項目                                                                                                                         | 数量 |
| 応 援 物 資                | 1 食料<br>2 飲料水<br>3 毛布<br>4 簡易トイレ(トイレパックを含む。)<br>5 紙おむつ<br>6 粉ミルク<br>7 医薬品等診療材料<br>8 車両および燃料<br>9 その他必要な物資                    |    |
| 応 援 活 動                | 1 応急給水<br>2 し尿収集<br>3 ごみ収集<br>4 医療救護<br>5 保健、健康相談<br>6 被災建築物応急危険度判定<br>7 水道復旧<br>8 下水道復旧<br>9 道路復旧<br>10 情報提供<br>11 その他必要な支援 |    |
| そ の 他                  | 1 被災者の一時受入                                                                                                                   |    |

※必要な応援項目の数字を○で囲む。

## 8-68 災害時等における応急対策活動に関する協定（西条石材組合）

西条市（以下「甲」という。）と西条石材組合（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害時等」という。）の応急対策活動の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲及び乙が協力して、甲が必要と認める応急対策活動を迅速かつ的確に行うことにより、円滑な応急復旧及び被害の拡大防止を図ることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、応急対策活動を必要と認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、地域貢献を基本的な精神とし、他の業務に優先して、乙が作成した災害対策マニュアルに基づいて甲に協力する。

3 甲は、乙が応急対策活動を実施するために必要な情報を提供する。

（応急対策活動の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、次の応急対策活動を行う。

- (1) 被害情報等の収集
- (2) 応急対策活動に必要な資材の確保
- (3) 市民の避難等に著しい支障を及ぼしている土石等の除去
- (4) その他甲が必要と認める応急対策活動

2 前項各号の応急対策活動は、甲の職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、応急対策活動の現場に職員がいない場合は、第1条の目的に基づき応急対策活動を行う。

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策活動の報告）

第5条 乙は、甲から要請された第3条第1項の応急対策活動を行ったときは、速やかに甲に報告し、応急対策活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

（費用負担）

第6条 乙が行った応急対策活動の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 乙が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議してその賠償をするものとする。

（災害補償）

第8条 第3条に掲げる応急対策活動に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡若しくは負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となった場合、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、乙の責任により処理するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月15日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長

乙 愛媛県西条市大町1497番地2  
西条石材組合  
組合長

## 別表

## 西条石材組合組合員

| 住所               | 事業所名      | 代表者名 |
|------------------|-----------|------|
| 愛媛県西条市大町1497番地2  | 有限会社伊藤石材店 | 伊藤彰敏 |
| 愛媛県西条市朔日市382番地5  | 伊藤石材店     | 伊藤義照 |
| 愛媛県西条市西ひうち3番地21  | いよせき株式会社  | 白木秀典 |
| 愛媛県西条市船屋甲584番地14 | 有限会社越智石材店 | 越智耕二 |
| 愛媛県西条市氷見丙335番地1  | 一柳石材店     | 一柳 勉 |
| 愛媛県西条市氷見乙785番地   | 株式会社眞鍋石材店 | 眞鍋光昌 |
| 愛媛県西条市樋之口413番地6  | 山内石材      | 山内祐次 |

## 8-69 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定（愛媛県及び県内市町）

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、市町において、災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために、必要な事項について定めるものとする。

### （応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

### （応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
  - (3) 応援を求める期間及び場所
  - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

### （要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

### （経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

- 2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがないときその他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年 月 日

|        |       |
|--------|-------|
| 愛媛県知事  | 中村 時広 |
| 松山市長   | 野志 克仁 |
| 今治市長   | 菅 良二  |
| 宇和島市長  | 石橋 寛久 |
| 八幡浜市長  | 大城 一郎 |
| 新居浜市長  | 石川 勝行 |
| 西条市長   | 青野 勝  |
| 大洲市長   | 清水 裕  |
| 伊予市長   | 武智 邦典 |
| 四国中央市長 | 篠原 実  |
| 西予市長   | 三好 幹二 |
| 東温市長   | 高須賀 功 |
| 上島町長   | 上村 俊之 |
| 久万高原町長 | 高野 宗城 |
| 松前町長   | 岡本 靖  |
| 砥部町長   | 佐川 秀紀 |
| 内子町長   | 稲本 隆壽 |
| 伊方町長   | 山下 和彦 |
| 松野町長   | 阪本 壽明 |
| 鬼北町長   | 甲岡 秀文 |
| 愛南町長   | 清水 雅文 |

## 別 紙

## 応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

## 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

## 2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

| 区 分              | 経 費                                 |
|------------------|-------------------------------------|
| 第2条第1号及び第2号に係るもの | 購入費及び輸送費                            |
| 第2条第3号に係るもの      | 借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費 |
| 第2条第4号に係るもの      | 1に定める経費                             |
| 第2条第5号に係るもの      | 借上料                                 |
| 第2条第6号及び第7号に係るもの | 実施に要した経費                            |

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

## 8-70 災害時等における業務協力に関する協定（有限会社濱名自販）

西条市（以下「甲」という。）と有限会社濱名自販（以下「乙」という。）は、西条市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害時等」という。）において、乙による協力が迅速かつ円滑に行われるよう、甲が行う事前対策に係る業務（以下「事前対策業務」という。）及び応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、事前対策業務のほか、災害時等における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（事前対策業務の内容）

第2条 甲及び乙は、災害時等に備え平常時から次の事項を実施し、事前対策を図るものとする。

- (1) 連絡体制の整備
  - (2) 甲が実施する防災訓練への乙の実施協力
  - (3) その他必要な事項
- （協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により要請場所及び被災状況等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が所有する車両及び装備等の範囲内で可能な限り協力するものとする。

- (1) 緊急車両等の通行妨害となる車両等の除去
  - (2) 応急対策業務の障害となる車両等の除去
  - (3) 前2号に掲げる業務の遂行上、必要と認める業務
- （実施報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力を実施した場合は、実施した内容を様式第2号により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 本協定に基づく協定に要した費用は、乙が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 本協定で定める業務の実施に際して、交通事故等により、乙の当該業務に従事する者及び車両、装備等に損害が生じた場合は、乙の責任において処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年5月30日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市

市長 青野 勝

乙 愛媛県西条市丹原町久妙寺甲631番地1  
有限会社濱名自販

代表取締役 濱名 孝敏

様式第1号(第3条関係)

年 月

日

有限会社濱名自販 御中

西条市長

㊟

## 障害車両等の除去協力要請書

災害時等における業務協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

なお、本要請に対する実施内容を、同協定第5条に定める様式第2号により報告願います。

1 要請場所及び被災状況

2 除去車両等の種別、台数及び要請業務の内容

3 甲の現場責任者

(1) 氏 名

(2) 所 属

(3) 電話番号

4 その他必要な事項



様式第2号(第5条関係)

年 月 日

西条市長 殿

有限会社濱名自販  
代表取締役**障害車両等除去の実施報告書**

災害時等における業務協力に関する協定第5条の規定に基づき、実施内容を次のとおり報告します。

1 実施日時(期間)

2 実施場所

3 実施内容(除去車両等の種別、台数、措置内容等)

| 出動車両台数 | 人員 | 使用資機材 |
|--------|----|-------|
|        |    |       |
|        |    |       |

4 その他必要な事項

## 8-71 災害時における被災者支援に関する協定（愛媛県行政書士会）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、西条市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

### （行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 相続関係書類に関する相談
- (3) 許認可申請書類に関する相談
- (4) 自動車登録申請書類に関する相談
- (5) その他行政書士法に定める業務に関する相談
- (6) その他甲が必要と認める業務

2 乙は、前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 西条市への乙の会員の派遣

### （支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

### （相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

### （報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

### （災害時の体制整備等）

第7条 乙は、災害時又は西条市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

### （連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

### （費用負担）

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

### （損害への対応）

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市

市長

乙 愛媛県松山市錦町98番地1  
愛媛県行政書士会

会長

## 8-72GPS 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定 (国土交通省四国地方整備局)

国土交通省四国地方整備局次長(以下「甲」という。 )と西条市長(以下「乙」という。 )とは、四国地方整備局が所有するGPS波浪計観測情報システム(以下「システム」という。 )を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

### 第1条(目的)

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS波浪計観測情報(以下「情報」という。 )を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

### 第2条(情報送信に対する責任)

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等(以下「機器等」という。 )の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

### 第3条(責任分界点等)

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

### 第4条(連絡窓口等)

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

### 第5条(提供された情報の取扱い等)

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性がある、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において西条市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで西条市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により西条市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

### 第6条(危機の設置等)

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

### 第7条(訓練等)

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

### 第8条(協議事項)

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

### 第9条(有効期限)

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成30年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、さらに1年継続するものとし、当該期間が満了した時も同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月6日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長 元野 一生

乙 西条市長

玉井 敏久

## 別表

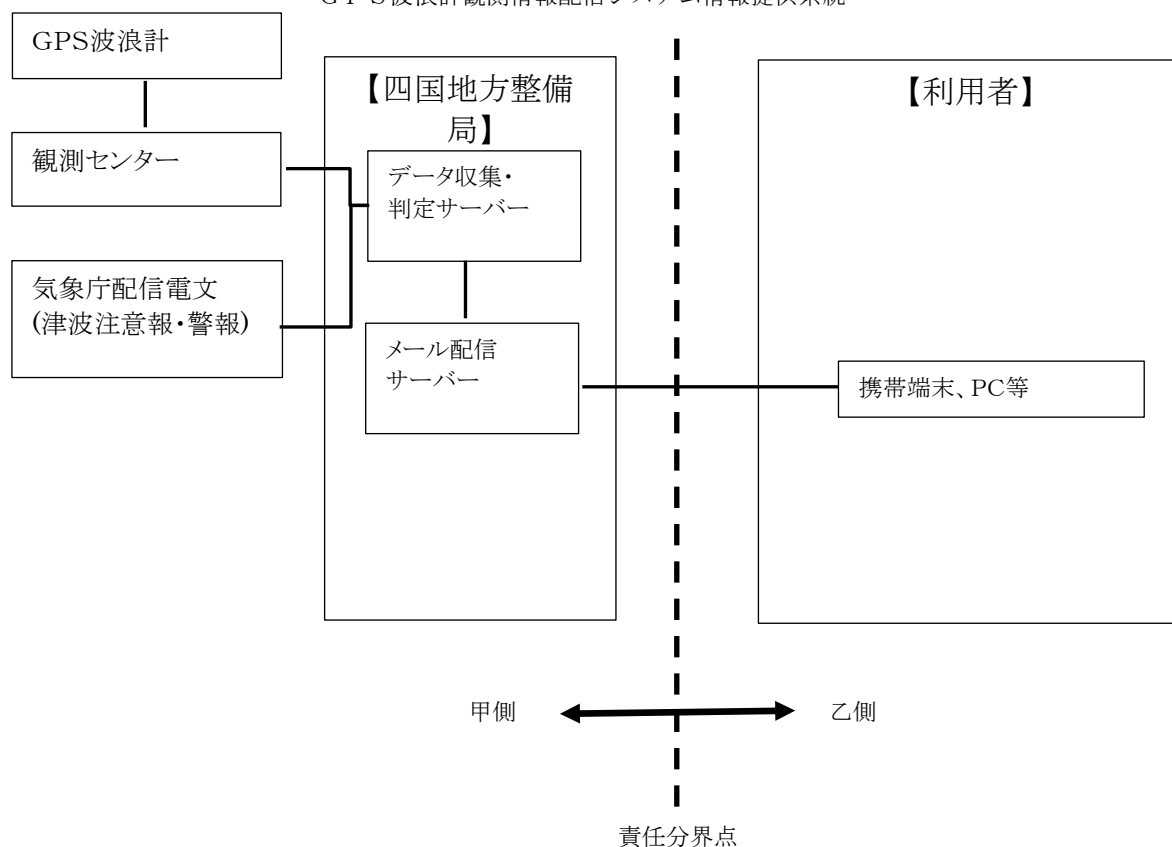
## 分掌系統表

平成29年6月6日

| 区分      | 分掌           | 所属             | 役職                               | 連絡先                                                                                            | その他 |
|---------|--------------|----------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 四国地方整備局 | 統括責任者        | 港湾空港部          | 港湾空港防災・危機管理課長                    | skr-88-6551@docomo.ne.jp<br>TEL:090-5279-2449                                                  |     |
|         | 連絡責任者        | 港湾空港部          | 港湾空港防災・危機管理課長補佐                  | skr-88-6352@docomo.ne.jp<br>TEL:090-8976-1105                                                  |     |
|         | 連絡担当者        | 港湾空港部          | 港湾空港防災・危機管理課<br>防災技術係長<br>沿岸安全係長 | skr-88-6561@docomo.ne.jp<br>TEL:090-8970-4838<br>skr-88-6566@docomo.ne.jp<br>TEL:090-5147-8955 |     |
| 西条市     | 配信先<br>連絡担当者 | 経営戦略部<br>危機管理課 | くらし安全係長                          | メールアドレス:kikikanri@saijo-city.jp<br>TEL:0897-56-5151                                            |     |

## 別図

GPS波浪計観測情報配信システム情報提供系統



## 8-73 災害時における施設利用に関する協定（檜垣産業株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と檜垣産業株式会社（以下「乙」という。）は、西条市内に発生した地震その他の災害（以下「災害」という。）時における緊急車両通行用道路としての西条小松太陽光発電所用地及び小松農園（以下「施設用地」という。）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有地の一部を緊急車両通行用道路として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用できる施設用地の範囲）

第2条 乙は、緊急車両通行用道路として利用できる施設用地の範囲をあらかじめ定め、甲に通知するものとする。

（使用開始）

第3条 甲は、災害が発生し、東予港（中央地区）を防災拠点として緊急車両通行の必要が生じた場合に通路の冗長化を図るため、太陽光発電設備及び農園の維持管理に支障の無い範囲において、施設用地内管理道路を緊急車両通行用道路として使用することができる。

（使用開始の通知等）

第4条 甲は、施設用地を緊急車両通行用道路として使用する場合は、乙に事前にその旨を施設用地使用依頼書（第1号様式）で通知し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲が施設用地の使用を開始する時は、乙または乙の指定するものが門扉の開錠を行うものとする。

（管理）

第5条 災害時における施設用地の使用は、乙が指定した範囲において甲の責任において行うものとする。

2 甲はあらかじめ、施設用地内の警備体制について乙に通知するものとする。

3 甲は、施設用地の使用に当たり、監視に必要な人員を適切に配置するものとする。

（費用負担）

第6条 緊急車両通行用道路の使用に係る費用及び使用に伴い施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（使用期間）

第7条 施設用地の使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して施設用地使用期限延長依頼書（第2号様式）により、期間の延長を依頼するものとし、乙が当該依頼を承諾した場合には当該期間を延長できる。

（使用解消への努力）

第8条 甲は、乙が早期に通常の企業活動を再開できるよう配慮するとともに、当該施設用地の使用が早期に解消できるよう努めるものとする。

（使用の終了）

第9条 甲が緊急車両通行用道路としての使用を終了する際は、乙に施設用地使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その施設用地を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書による終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号  
檜垣産業株式会社  
代表取締役社長 檜垣 巧

(様式第1号)

第 号  
年 月 日檜垣産業株式会社  
代表取締役 檜 垣 巧 殿西条市長玉 井 敏 久  
(西条市災害対策本部長)

## 施設用地使用依頼書

災害時における施設利用に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり貴所有地の一部を緊急車両通行用道路として使用することについて承諾をお願いします。

## 記

|        |          |     |
|--------|----------|-----|
| 使用予定期間 | 年 月 日    | 時から |
|        | 年 月 日    | 時まで |
| 使用範囲   | 別添図面のとおり |     |

|     |                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡先 | 西条市明屋敷164番地<br>西条市災害対策本部<br>本部事務局危機管理班<br>建設部道路班<br>建設部港湾河川班<br>電話番号：0897-52-1400<br>0898-68-1400 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

(様式第 2 号)

第 年 月 日 号

檜垣産業株式会社  
代表取締役 檜 垣 巧 殿

玉 井 敏 久  
長)

西 条 市 長  
(西条市災害対策本部

### 施設用地使用期限延長依頼書

災害時における施設利用に関する協定書第 7 条の規定に基づき、下記のとおり貴所有地の一部を緊急車両通行用道路として使用することについて期間延長の承諾をお願いします。

#### 記

|            |          |     |
|------------|----------|-----|
| 延長後の使用予定期間 | 年 月 日    | 時から |
|            | 年 月 日    | 時まで |
| 使用範囲       | 別添図面のとおり |     |
| 期間延長の理由    |          |     |

|     |                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡先 | 西条市明屋敷 1 6 4 番地<br>西条市災害対策本部<br>本部事務局危機管理班<br>建設部道路班<br>建設部港湾河川班<br>電話番号：0 8 9 7 - 5 2 - 1 4 0 0<br>0 8 9 8 - 6 8 - 1 4 0 0 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



(様式第3号)

第 年 月 日 号

檜垣産業株式会社  
代表取締役 檜垣 巧 殿

西 条 市 長

玉 井 敏 久

(西条市災害対策本部

長)

## 施設用地使用終了届

災害時における施設利用に関する協定書第9条の規定に基づき、災害時における緊急車両通行用道路としての使用が終了しましたので、お届けします。

なお、協定書に基づき原状に復しましたので、確認をお願いします。

## 記

|            |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|
| 使用終了日時     | 年 | 月 | 日 | 時 |
| 引き渡し日時(予定) | 年 | 月 | 日 | 時 |

|     |                                                                                                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連絡先 | 西条市明屋敷164番地<br>西条市災害対策本部<br>本部事務局危機管理班<br>建設部道路班<br>建設部港湾河川班<br>電話番号：0897-52-1400<br>0898-68-1400 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 8-74 西条市における災害対応措置に関する協定

愛媛森林管理署(以下「甲」という。)と西条市(以下「乙」という。)は、地震、大雨、台風等の自然現象により、西条市に所在する民有林が甚大な被災を受けた際における災害対応措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、西条市の民有林において発生した林野災害等に関し、乙が行う被災状況の情報の収集等について、甲が所有する無人航空機(以下「ドローン」という。)等による応急的な支援について定める。

(支援活動)

第2条 甲は乙からの要請に基づき、以下に規定する支援活動を行う。

- (1) ドローンの空撮その他の手法による被災状況の確認
- (2) 撮影データその他の収集情報に基づく被災範囲、原因の推定
- (3) 災害対策の提案
- (4) 被災地域における緊急連絡支援
- (5) その他

(支援活動に対する乙の対応)

第3条 甲が前条の支援活動を行う場合、乙は被災地周辺の交通規制等の情報を甲に提供し、必要に応じて安全の確保を図るものとする。

(支援活動の要請)

第4条 甲への支援活動の要請については、乙が電話、書面等により行う。ただし、緊急を要する場合はこれに限らない。

2 甲、乙は、前項の支援活動の要請の連絡担当者を指定し、それぞれ行う。

(支援活動の実施)

第5条 甲は、前条の定めによる乙からの要請があったときには、第2条に定める支援活動を実施する。

2 甲は、第2条に定める支援活動を行うに当たって、予め乙と事前協議を行うものとする。

3 乙は、甲の支援活動の実施に際し、必要な資機材等を提供する。

(報告)

第6条 甲は、支援活動の完了後、乙に対し画像データ等の成果資料等により報告するとともに、その後の必要な支援について、乙と協議する。

(費用)

第7条 支援活動に要する費用については、甲が負担するものとする。

(広報)

第8条 甲、乙は、それぞれの広報活動の中で、ドローンによる被災地の調査など、本協定に関連する活動について、地域住民に理解を得るよう努める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙のいずれからでも、それぞれ相手方に対して文書による意義の申出が無いときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和元年5月28日

甲 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号  
愛媛森林管理署  
署 長 (署名 間 島 重 道)

乙 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市

西条市長 (署名 玉 井 敏 久)

## 8-75 災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定

西条市（以下「甲」という。）と株式会社キッチンエヌ（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西条市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において西条市だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- (2) 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- (3) 乙が調達可能な物資の供給
- (4) 甲が提供する米等の食材の調理
- (5) その他甲が指定する支援

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に伴う措置）

第5条 第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

- 2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料7品目及び特定原材料に準じるもの20品目について、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

- 2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。ただし、移動が広範に渡る場合等、通常業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

（連絡体制の整備）

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間等）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

- 2 甲は、乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認めたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。
- 3 甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和 元 年 7 月 3 0 日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西条市  
西条市長

乙 愛媛県西条市港 455-1  
株式会社キッチンエヌ  
代表取締役

第4条関係様式

協 力 要 請 書

年 月 日

株式会社キッチンエヌ  
代表取締役

様

西条市長

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する内容・物資等

| 要請日   | 要請場所 | 要請内容及び品目 | 数量       |
|-------|------|----------|----------|
|       |      |          |          |
| 特記事項  |      |          |          |
| 担 当 者 |      |          |          |
| 所属    | 氏名   | 電話・FAX   | Eメールアドレス |
|       |      |          |          |

## 第6条関係様式

## 実施報告書

年 月 日

西条市長様

株式会社キッチンエヌ  
代表取締役

年 月 日付で要請のあった物資の供給等については、下記のとおり実施したので報告します。

記

## 供給等の内容

| 日時・時刻 | 供給等の場所 | 内容及び品目 | 数量       |
|-------|--------|--------|----------|
|       |        |        |          |
| 特記事項  |        |        |          |
| 担 当 者 |        |        |          |
| 所属    | 氏名     | 電話・FAX | Eメールアドレス |
|       |        |        |          |

## 8-76 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

西条市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第 1 条（本協定の目的）

本協定は、西条市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、西条市が西条市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ西条市の行政機能の低下を軽減させるため、西条市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、西条市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、西条市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、西条市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 西条市が、西条市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 西条市が、西条市内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 西条市が、災害発生時の西条市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 西条市が、西条市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 西条市が、西条市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 西条市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、西条市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第 3 条（費用）

前条に基づく西条市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、西条市から提供を受ける情報について、西条市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、西条市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、西条市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、西条市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 11 日

西条市：愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市長 玉井 敏久

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

## 8-77 大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定（東予広域生コンクリート協同組合）

西条市(以下「甲」という。 )と東予広域生コンクリート協同組合(以下「乙」という。 )は、大規模災害時に必要な生活用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管轄区域において、火災、地震、風水害等により大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「大規模災害時」という。 )において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水(以下「用水」という。 )の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、大規模災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の輸送要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、業務に支障がない範囲で指定された場所に出動し、甲による用水補給後、指定された場所まで用水を輸送するものとする。

3 乙は、前項に規定により要請があった場合は、実施の可否を電話等により回答するものとする。

(業務報告)

第3条 乙は、要請業務を実施したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を別記様式1により報告するものとする。

(経費負担)

第4条 要請業務に要する費用は、実費を勘案し甲乙協議の上負担額を決定するものとする。

(損害の負担)

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

(災害補償)

第6条 乙が第2条の業務に従事した場合において、当該業務に従事した者が死亡、負傷又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する補償については、「労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」の適用がある場合を除き、「西条市市民総合災害補償規則(平成17年規則第5号)」を適用し、甲が補償する。

(業務の中断)

第7条 甲から連絡を受けた乙の所属会員が、指定された場所への輸送時に道路状況等が危険と判断し、かつ、安全を確保することが困難な場合は、業務継続を中断することができる。この場合、甲に対して連絡するものとする。

(訓練)

第8条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に業務支障のない範囲で参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

令和2年10月19日

甲 西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 玉井 敏久

乙 新居浜市星原町11番31号  
東予広域生コンクリート協同組合  
理事長 飛鷹 康志

別記様式1

年 月 日

大規模災害時における生活用水等の輸送業務報告書

西条市長 殿

東予広域生コンクリート協同組合  
理事長

要請のありました業務につきまして下記のとおり報告いたします。

|           |               |         |   |
|-----------|---------------|---------|---|
| 要 請 日 時   | 年 月 日 ( ) 時 分 |         |   |
| 業務完了日時    | 年 月 日 ( ) 時 分 |         |   |
| 要 請 機 関 名 |               | 要 請 者 名 |   |
| 対 応 事 業 所 |               | 対 応 者 名 |   |
| 業 務 の 場 所 |               |         |   |
| 業務内容      |               |         |   |
|           |               |         |   |
| ミキサー車派遣元  |               | 派遣台数    | 台 |



## 8-78 西条市（黒谷地区）における越境避難に関する協定（今治市）

今治市（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）は、乙（黒谷地区）から甲（朝倉地域）への越境避難に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙（黒谷地域）の住民が、市の境界を越えて甲（朝倉地域）に避難する場合の避難及び受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用要請）

第2条 乙（黒谷地区）の住民が避難施設（甲が朝倉地域において指定する施設をいう。以下同じ。）に避難する必要があると認めるときは、乙は、甲に対して避難施設の使用を要請することができる。

（避難者の受入）

第3条 甲は、前条に定める要請を受けたときは、当該要請を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、使用する避難施設を指定し、乙（黒谷地区）の住民を受入れするものとする。

2 前項の場合において、甲は、受入れの可否を次条に規定する乙の連絡担当課に通知するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、あらかじめこの協定に関する連絡担当課を定め、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 甲が、乙（黒谷地区）の住民の受入れ及び施設運営に要した費用は、原則求めないこととする。ただし、甲（朝倉地域）の避難所が開設されておらず、乙（黒谷地区）の住民を受け入れるために避難所を開設したときは、この限りでない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項は、必要に応じて協議して、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 今治市別宮町1丁目4番地1  
今治市  
市長 菅 良二

乙 西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 玉井 敏久

## 8-79 西条市・日本下水道事業団災害支援協定

西条市(以下「甲」という。 )と日本下水道事業団(以下「乙」という。 )とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援(以下「災害支援」という。 )に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的等)

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

(対象)

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別表に掲げるもの(以下「協定下水道施設」という。 )とする。

(災害支援の内容)

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査(協定下水道施設の点検を含む。 )
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。 )及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

(災害支援の要請の方法)

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信(これらの送信ができないときは、口頭又は電話)により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。 )を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 西条市環境部下水道工務課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から2024年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 3年10月 1日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
代表者 市長 玉井敏久

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27号  
日本下水道事業団  
代表者 理事長 森岡泰裕

## 別表(第2条第2項関係)

| 所 在 地         | 協定下水道施設名称   |
|---------------|-------------|
| 西条市港 400      | 西条浄化センター    |
| 西条市三津屋 742-2  | 東予・丹原浄化センター |
| 西条市ひうち 6-1    | 西ひうち下水処理場   |
| 西条市港 435-4    | 干拓雨水ポンプ場    |
| 西条市明屋敷 616-6  | 本陣川雨水ポンプ場   |
| 西条市朔日市 887-20 | 唐樋雨水ポンプ場    |
| 西条市船屋 638-2   | 船屋雨水ポンプ場    |
| 西条市三津屋 219-3  | 本河原雨水ポンプ場   |
| 西条市三津屋 219-3  | 本河原汚水中継ポンプ場 |
|               |             |

## 8-80 西条市・株式会社フソウ災害支援協定

西条市(以下「甲」という。)と株式会社フソウ(以下「乙」という。)とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援(以下「災害支援」という。)に関して、次の通り協定を締結する。

## (目的等)

- 第1条 この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備・電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

## (対象)

- 第2条 この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。
- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
  - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、西条処理区東部処理分区内に設置されているマンホールポンプ場内の施設(以下「協定下水道施設」という。)とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

## (災害支援の内容)

- 第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
- 一 機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査(報告書作成を含む)
  - 二 復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成
  - 三 停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事(ただし仮設電源機器の確保については、別途協議とする)
  - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成
  - 五 前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

## (費用の負担)

- 第4条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(前条第1号及び第2号に規定する災害支援に要した費用については別途協議とする。)を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

## (災害支援の要請の方法)

- 第5条 甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備、電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。
- 2 甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に着手するものとする。

## (契約の締結)

- 第6条 甲が乙に前条第1項による依頼をしたときは、乙は前条第3項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備、電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第3条第3号及び第4号に規定する災害支援に着手するものとする。

## (廃止)

- 第7条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までの1年間とする。但し期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31年 2月18日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 香川県高松市郷東町792番地8  
株式会社 フソウ 四国支店  
支店長 森川 和彦

## 8-81 西条市・新明和工業株式会社災害支援協定

西条市(以下「甲」という。)と新明和工業株式会社(以下「乙」という。)とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援(以下「災害支援」という。)に関して、次の通り協定を締結する。

(目的等)

- 第1条 この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備・電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

(対象)

- 第2条 この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。
- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
  - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、西条処理区西部処理分区内に設置されているマンホールポンプ場内の施設(以下「協定下水道施設」という。)とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

(災害支援の内容)

- 第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
- 一 機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査(報告書作成を含む)
  - 二 復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成
  - 三 停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事
  - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成
  - 五 前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

(費用の負担)

- 第4条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(前条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。)を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(災害支援の要請の方法)

- 第5条 甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備、電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。
- 2 甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に着手するものとする。

(契約の締結)

- 第6条 甲が乙に前条第1項による依頼をしたときは、乙は前条第3項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備、電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第3条第3号及び第4号に規定する災害支援に着手するものとする。

(廃止)

- 第7条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(協定の有効期間)

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31年 2月18日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 香川県高松市屋島西町1979番地  
新明和工業株式会社  
流体事業部 営業本部 四国営業所  
所長 小茂出 浩



## 8-82 西条市・株式会社荏原製作所災害支援協定

西条市(以下「甲」という。 )と株式会社荏原製作所(以下「乙」という。 )とは、大規模自然災害等の発生により、甲の所管する下水道施設が被災した際の緊急復旧工事その他の支援(以下「災害支援」という。 )に関して、次の通り協定を締結する。

## (目的等)

- 第1条 この協定は、災害等の発生により、甲が管理する下水道施設の機械設備・電気設備が被災し、公共用水域の水質の保全及び市民生活に重大な支障が生じる恐れのある場合、機械設備及び電気設備の早期機能回復のために要する復旧に係る基本的な事項を定めるものとする。
- 2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

## (対象)

- 第2条 この協定の対象となる災害は次に掲げる原因により生ずるものとする。
- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
  - 二 その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる機械設備及び電気設備は、西条処理区中部処理分区内に設置されているマンホールポンプ場内の施設、真空下水道システム及び東予・丹原処理区三津屋都市排水機場、本河原都市排水機場内の施設(以下「協定下水道施設」という。 )とする。但し、協定下水道施設以外の施設についても、甲の要請があれば甲乙協議の上臨時的に協定下水道施設に加えることができる。その際乙は特別な事情がない限り同意するものとする。

## (災害支援の内容)

- 第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。
- 一 機械設備及び電気設備における故障又は不具合の調査(報告書作成を含む)
  - 二 復旧計画の策定及びその他の関係資料の作成
  - 三 停電が発生している場合は応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するための仮設電源の設置その他の維持又は修繕に関する工事(ただし仮設電源機器の確保については、別途協議とする)
  - 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成
  - 五 前各号に掲げる災害支援に付帯する支援

## (費用の負担)

- 第4条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(前条第1号及び第2号に規定する災害支援に要した費用については別途協議とする。 )を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は燃料の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

## (災害支援の要請の方法)

- 第5条 甲は、災害の発生により協定下水道施設の機械設備、電気設備が被災し、処理能力に重大な影響を及ぼすものと判断した場合は、乙に電話等の通信手段によりその復旧の依頼をすることができるものとし、乙はその復旧に際し特別な事情がない限り同意するものとする。
- 2 甲は、乙の同意を確認できた後、速やかに依頼内容を書面にて乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項による依頼を受けた時は、速やかに第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に着手するものとする。

## (契約の締結)

- 第6条 甲が乙に前条第1項による依頼をしたときは、乙は前条第3項に規定する災害支援を行い、報告書を作成し提出する。甲は報告書を確認後、緊急に復旧が必要と判断されるものについて、速やかに甲乙協議の上決定した概算復旧額により機械設備、電気設備故障復旧等緊急工事請負契約を締結し、乙は第3条第3号及び第4号に規定する災害支援に着手するものとする。

## (廃止)

- 第 7 条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(協定の有効期間)

- 第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

- 第 9 条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成31年 2月18日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 香川県高松市伏石町2151番地2  
株式会社 荏原製作所 四国支店  
支店長 田村 秀雄

## 8-83 災害時における復旧支援協力に関する協定

西条市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

(1)被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃、修繕)

(2)その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は西条市上下水道部下水道工務課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部愛媛県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 2月18日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号  
公益社団法人日本下水道管路管理業協会  
会 長 長谷川 健司 ㊞

## 8-84 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県(以下「甲」という。)及び県内17市町(乙1から乙17まで)(以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。)と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部(以下「丙」という。)は、乙の所管する下水道施設(以下「下水道施設」という。)が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合(以下「災害時」という。)における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

(技術支援協力の範囲)

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

(技術支援協力の要請)

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員(以下「支援協力者」という。)を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員(以下「業務実施者」という。)を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

(費用)

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び6により乙へ報告することとする。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。

4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

- 5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
- (3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

- 2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。
- 3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

- 2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

- 2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県知事 中 村 時 広

乙1 松山市二番町四丁目7番地2

松山市長 野 志 克 仁

乙2 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長 菅 良 二

乙3 宇和島市曙町1番地

宇和島市長 岡 原 文 彰

乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号

八幡浜市長 大 城 一 郎

- 乙5 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市長 石川 勝行
- 乙6 西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久
- 乙7 大洲市大洲690番地の1  
大洲市長 二宮 隆久
- 乙8 伊予市米湊820番地  
伊予市長 武智 邦典
- 乙9 四国中央市三島宮川4丁目6番55号  
四国中央市長 篠原 実
- 乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1  
西予市長 管家 一夫
- 乙11 東温市見奈良530番地1  
東温市長 加藤 章
- 乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地  
上島町長 宮脇 馨
- 乙13 上浮穴郡久万高原町久万212番地  
久万高原町長 河野 忠康
- 乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地  
松前町長 岡本 靖
- 乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地  
砥部町長 佐川 秀紀
- 乙16 喜多郡内子町平岡甲168番地  
内子町長 稲本 隆壽
- 乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1  
伊方町長 高門 清彦
- 丙 広島県広島市西区南観音7丁目13番14号  
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部  
中国・四国支部長 山地 芳和

## 8-85 災害時の動物救護活動に関する協定

西条市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛媛県獣医師会(以下「乙」という。)とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬及び猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬及び猫の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定による西条市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動(以下「活動」という。)に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象動物)

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 事項に定めのない動物を活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(活動場所)

第3条 乙は、甲が開設する動物救護施設、避難所または、甲が適当と認める施設において、活動を実施するものとする。

(活動の内容)

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した動物の応急処置に関すること。
- (2) 被災動物の保護、収容及び健康管理(健康相談を含む)に関すること。
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 施設、設備及び物資の提供、その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

(協力の要請手続き)

第5条 甲が乙に活動の協力を要請する場合は、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、文書により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 活動場所及び範囲
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請について、重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

(連絡体制)

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあつては、西条市動物愛護担当課とし、乙にあつては乙の事務局とする。

(活動の履行)

第7条 乙は、甲から第5条第1項の活動の協力要請を受けた場合は、速やかに活動場所へ赴き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

- 2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜情報交換を行うものとする。
- 3 乙は、自ら活動を要すると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。また、乙から活動の実施を促された甲は、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に通知するものとする。
- 4 乙は、活動の終了後、その内容を甲に報告するものとする。なお、甲は活動の途中経過の報告を、随時、乙に求めることができるものとする。

(必要経費)

第8条 甲は、可能な限り、乙が活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供する。

2 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施にあたり必要な物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。なお、県が負担する経費については、この限りではない。

3 乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品備蓄品等を用いるなどの方法で、活動を行うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害補償については、乙と協議の上、



補償するものとする。

(資材等の調達・搬送)

第10条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動場所への円滑な搬送について必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(活動の停止等)

第11条 甲は、活動の継続が極めて困難または不可能と判断した場合は、乙と協議の上活動を停止し、又は取りやめることができる。

(活動の終了と報告)

第12条 甲は、活動を継続する必要がなくなつたと判断したときは、乙と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を甲に文書により報告するものとする。

(1) 活動の具体的内容

(2) 活動の実施時期

(3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の対応等)

第13条 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時に乙の会員が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

(協議)

第14条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第15条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲又は乙から申し出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和2年10月22日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西条市  
市 長

乙 愛媛県松山市三番町 6 丁目 1 番地 8  
公益社団法人愛媛県獣医師会  
会 長

## 8-86 災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定（西条清掃協同組合）

西条市（以下「甲」という。）と西条清掃協同組合（以下「乙」という。）は、西条市内において災害等により緊急性を要するごみ等の収集運搬作業が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策に係る業務に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が指定する施設における災害時の応急対策に係る業務の実施に関し、甲が、乙に対して協力を求める場合に必要な事項を定め、もって公共の環境衛生と市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策に係る業務を実施する必要があると認めた場合は、原則として要請書（別記様式）により乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項に規定する要請があった場合は、乙は、特別な理由がない限り速やかに協力体制を整え、甲の指示に従うものとする。

### （応急対策に係る業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策に係る業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難所のごみ等の収集運搬業務
- (2) 緊急に撤去を必要とする場所のごみ等の収集運搬業務
- (3) その他甲が必要とする場所のごみ等の収集運搬業務

### （費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策に係る業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

### （補償）

第5条 この協定に基づき、応急対策に係る業務に従事した乙の会員業者の作業員が業務従事中に負傷し、又は死亡した場合の補償については、乙の責任において解決するものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、協力に関する要請及び伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月 1日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市丹原町北田野1170番地  
西条清掃協同組合  
代表理事 高橋 浩一

## 別記様式(第2条関係)

年 月 日

西条清掃協同組合 御中

西条市長

㊟

## 災害時における協力要請書

災害時におけるごみ等の収集運搬に関する無償支援協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 口頭、電話等による要請日時          | 年 月 日 時 分    |
| 要請理由                   |              |
| 要請内容<br>(収集先及び運搬先、その他) |              |
| 要請期間                   | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 摘要                     |              |

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 担当者欄 | 西条市災害対策本部( 部 課)<br>(担当者)<br>氏 名 印 |
|------|-----------------------------------|

## 8-87 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（有限会社 あさひ）

西条市(以下「甲」という。)と有限会社 あさひ(以下「乙」という。)とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この協定における避難援護の対象となる者(以下「対象者」という。)は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

(受入れの要請)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

(指定する施設)

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(手続き)

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

(費用の負担)

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用経費については、別途甲と協議するものとする。

(対象者の移送)

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の支援者又は甲が行うものとする。

(福祉避難所の運営)

第8条 乙は、対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年2月18日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市神拝乙35番地5  
有限会社 あさひ  
取締役 小田 久代

(別表)

## 福祉避難所協定締結施設

| 施設名        | 所在地          | 施設種別           |
|------------|--------------|----------------|
| グループホームたまつ | 下島山甲2055番地52 | 認知症対応型共同生活介護施設 |

## 8-88 災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定（株式会社アクティオ四国支店）

西条市(以下「甲」という。 )と株式会社アクティオ 四国支店(以下「乙」という。 )は、西条市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合(以下「災害時」という。 )のレンタル機材(水中ポンプ、仮設トイレ、照明機器等)(以下「レンタル機材」という。 )供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時に相互に協力してレンタル機材の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

### (供給要請)

第2条 甲は、災害時における応急措置のためレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の保有するレンタル機材の供給について協力を要請することができる。

### (供給の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有レンタル機材の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

### (レンタル機材の範囲)

第4条 甲が乙に供給を要請するレンタル機材は、乙が取り扱いする調達可能なレンタル機材とする。

### (要請の方法)

第5条 第2条の要請は、供給要請書(第1号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

### (レンタル機材の運搬)

第6条 レンタル機材の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

### (レンタル機材の引渡し)

第7条 レンタル機材の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書(第2号様式)により確認のうえ、レンタル機材を引き取るものとする。

### (経費の負担)

第8条 乙が供給したレンタル機材の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙がレンタル機材供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### (協力事項の発動、終了)

第9条 この協定に定めるレンタル機材供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、

甲のレンタル機材調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了 を決定する。

(協議)

第 10 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議 を行うものとする。

(疑義の決定)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたとき は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年7月19日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長

乙 香川県高松市田村町540

株式会社アクティオ 四国支店

支店長

第1号様式(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

西条市長



供 給 要 請 書

災害時におけるレンタル機材供給等の協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のレンタル機材の供給を要請します。

| 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |



## 第2号様式(第7条関係)

## 供 給 確 認 書

年 月 日付け 第 号の供給要請により、次のレンタル機材を供給した  
ことを  
確認します。

| 品 名 | 数 量 | 備 考 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |
|     |     |     |

年 月 日

株式会社 アクティオ 四国支店

印

西 条 市

印

## 8-89 災害時等における支援協力に関する協定（株式会社クールトレード）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社クールトレード（以下「乙」という。）は、西条市内において地震、風水害等の災害（以下「本災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、災害時等において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 甲が、物資等を調達する必要があると認めるときに、乙がその保有する物資等（第4条に定める。）を甲に対し供給すること。
- （2） 乙が所有する商業施設（名称：いとまちマルシェ／所在：愛媛県西条市朔日市 284-2）の店舗の設備、敷地（以下総称して「本施設等」という。）を被災者に対し、一時避難場所、炊き出し等救援の場所として提供すること。

2 前項の要請は、24時間随時行うことができるものとする。

### （要請手続）

第2条 前条第1項の要請は、原則として「要請書」（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資等の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請することができる物資等は、当該要請の時点において、現に乙が保有し又は調達可能な物とする。

### （物資等の運搬、引渡し）

第5条 乙は、物資等の引渡しにあたり、「実施報告書」（様式第2号）を作成し甲に提出するものとする。

2 物資等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙が前項本文の規定により物資等を運搬する車両を、緊急通行車両として通行できるよう配慮するものとする。

4 甲は、第1項に定める物資の引渡し場所に職員を派遣し、第1項に基づき乙が作成し甲に提出する実施報告書により確認のうえ、物資等を引き取るものとする。

### （物資等の費用負担）

第6条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、本災害の発生直前の時点における適正な価格を基礎として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資等の引渡し完了したときは、前条第2項に基づき定めた取引価格を記載した適法な請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、物資等を引き取った後、乙の請求に基づき、前項の規定により定められた費用を、別途乙が指定する金融機関

口座に振り込む方法により速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時等における甲との円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 甲と乙とは、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、令和3年7月19日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が、恒久的な閉店を含む本施設等に関する事業の終了を決定した場合、本施設等を第三者に譲渡した場合又は本施設等が滅失した場合、この協定は効力を失うものとする。また、左記の場合のほか、乙が本協定書に定める協力義務を履行することが不可能又は著しく困難となる事由が発生した場合については、甲乙別途協議のうえ、その後の対応について決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月19日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

株式会社クールトレード

代表取締役

(様式第1号)

要 請 書

年 月 日

株式会社クールトレード  
代表取締役 様

西条市長

災害時における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

記

要請する内容・物資等

| 要請日   | 要請場所 | 要請内容及び品目 | 数量       |
|-------|------|----------|----------|
|       |      |          |          |
| 特記事項  |      |          |          |
| 担 当 者 |      |          |          |
| 所属    | 氏名   | 電話・FAX   | Eメールアドレス |
|       |      |          |          |

(様式第2号)

## 実施報告書

年 月 日

西条市長様

株式会社クールトレード  
代表取締役

年 月 日付で要請のあった物資等の供給等については、下記のとおり実施したので報告します。

## 記

供給等の内容

| 日時・時刻 | 供給等の場所 | 内容及び品目 | 数量       |
|-------|--------|--------|----------|
|       |        |        |          |
| 特記事項  |        |        |          |
| 担 当 者 |        |        |          |
| 所属    | 氏名     | 電話・FAX | Eメールアドレス |
|       |        |        |          |

## 8-90 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定（一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛県支部・一般社団法人 日本石材産業協会）

西条市(以下「甲」という。 )と一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部(以下「乙」という。 )及び一般社団法人日本石材産業協会(以下「丙」という。 )は、大規模災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、西条市で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務(以下「業務」という。 )に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

### （大規模災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

### （業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請する事ができる。

4 丙は、前項の通り乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

### （業務の内容）

第4条 業務の内容は、次の通りとする。

- (1) 緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校等の西条市管理施設等に残置される「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設
- (2) 業務の実施に必要な資材などの確保
- (3) 被害情報等の収集及び報告
- (4) その他甲が必要と認めるもの

### （要請の方法）

第5条 甲は業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

### （業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。

### （連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

### （費用負担）

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年7月19日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長

乙 愛媛県西条市氷見乙785

一般社団法人 日本石材産業協会

愛媛県支部長

丙 東京都千代田区神田多町2—9

一般社団法人日本石材産業協会

会長

## 8-91 災害時における応急対策業務に関する協定（西条造園事業組合）

西条市(以下「甲」という。 )と西条造園事業組合(以下「乙」という。 )は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第 1 条 この協定は、地震、風水害等による災害(以下「災害」という。 )が西条市内において発生し、又は発生しようとしている場合に、甲が、乙の協力を得て応急対策業務(災害予防措置を含む。 )を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第 2 条 甲は、災害発生時又は発生しようとしている場合に応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合は、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。また、乙は、国及び県からの要請と甲からの要請が同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

### (応急対策業務)

第 3 条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、公共施設の被災、倒木や流木等の応急対策及び撤去搬送
- (2) 前号の業務の実施に必要な資機材及び物資の搬送
- (3) その他甲が必要とする業務

### (応急対策業務施工者)

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域について、あらかじめ地区代表者、地区副代表者、応急対策業務施工者を選定し、甲に提出するものとする。

### (応急対策業務の指示)

第5条 応急対策業務施工者は、西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長の指示を受けた地区代表者又は地区副代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

### (応急対策業務の報告)

第6条 乙は、応急対策業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を西条市災害対策本部長又は西条市水防本部長に提出するものとする。

### (費用負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めないものについては、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

3 乙は、前項の規定により算出した額を、甲に請求するものとする。



## (災害補償)

第8条 第3条に規定する応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

## (細目)

第9条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

## (有効期間)

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

## (協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年7月26日

愛媛県西条市明屋敷164番地  
甲 西条市  
西条市長

愛媛県西条市船屋甲205番地  
乙 西条造園事業組合  
組合長

## 災害時における応急対策業務に関する協定に基づく細目

(趣旨)

第 1 条 西条市(以下「甲」という。)と西条造園事業組合(以下「乙」という。)は、「災害時における応急対策業務に関する協定」(以下「協定」という。)の迅速かつ確な実施を目的として、この細目を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 協定第2条に定める文書での協力要請は、様式第1号により行うものとする。

(連絡体制)

第3条 情報連絡責任者は、次の者を充てるものとし、あらかじめ関係者に通知しておくものとし、変更があった場合には、速やかに関係者に通知するものとする。

(1) 甲においては 危機管理監

(2) 乙においては、事務局長

(応急対策業務施工者)

第 4 条 協定第4条に定める応急対策業務施工者については、西条地区災害対策本部組織編成表の提出により行うものとし、編成表に変更があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(資料の整備)

第5条 乙は、災害が発生した場合に応急対策業務を実施するため、次に定める項目について、あらかじめ甲に提出しておくものとし、この内容に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(1) 組織編成表

(2) その他甲及び乙が必要と認めるもの

2 乙及び応急対策業務施工者が、応急対策業務を実施するために必要な位置図等の資料は、あらかじめ甲に提出を求めることができるものとする。また、甲は資料に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(業務の指示)

第 6 条 協定第5条に定める指示は、様式第2号により行うものとする。また、指示は、地区代表者に対して行い、地区代表者は当該応急対策業務施工者に対し、必要事項等をその都度連絡し、指示の内容等を伝達するものとする。

2 応急対策業務施工者が前項による応急対策業務実施の指示を受けたときは、被災箇所の対応等について、西条市の公共土木施設等を所管する各担当課から直接指示を受けることができるものとする。

(業務の実施)

第 7 条 応急対策業務施工者は、指示に基づき、道路上の倒木、河川の流木等の障害物の除去のほか、公共土木施設等の機能の確保及び災害の拡大の防止等に必要な応急復旧業務を速やかに行うものとする。

ただし、指示がない場合であっても、人命の保護、財産の保全のため緊急を要する場合は、自主的判断により、必要かつ最小限の業務を実施することができるものとする。

また、自主的判断により業務を実施した場合は、速やかに西条市危機管理監及び西条造園組合事務局長に連絡することとする。

(業務の報告)

第 8 条 乙は、応急対策業務施工者が実施した応急対策業務について、全体概要が判明した時点でとりまとめ、甲に応

急対策業務実施内容一覧(様式第3号)を提出するものとする。

- 2 応急対策業務施工者は、実施した応急対策業務が完了したときは、速やかに様式第4号に業務内容が判定できる写真、図面等の資料を添付した完了報告を、甲に提出するものとする。

なお、甲は、必要な場合、応急対策業務施工者に対し、当該業務施工中の状況等について報告を求めることができるものとする。

(細目の改定)

第9条 甲及び乙は、必要と認めるときは、細目の見直しを行うものとする。

(協議)

第10条 この細目に規定するもののほか、運用に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

令和3年7月26日

愛媛県西条市明屋敷164番地

甲 西条市

西条市長

愛媛県西条市船屋甲205番地

乙 西条造園事業組合

組合長

様式第1号

第 号  
年 月 日

西条造園事業組合  
組合長 殿

西条市災害対策本部長  
(西条市水防本部長)

災害時における応急対策業の協力要請について

このことについて、災害時における応急対策業務に関する協定書第2条に基づき、下記について貴団体による協力を要請します。

記

1 応急業務対策区域等

2 その他

応急対策業務の実施箇所

様式第2号

第 号  
年 月 日

地区代表者  
殿

西条市災害対策本部長  
(西条市水防本部長)

### 災害時における応急対策業の実施について

このことについて、災害時における応急対策業務に関する協定書第5条及び応急対策業務に関する協定に基づく細目第7項に基づき、下記のとおり応急対策業務の実施をお願いします。

### 記

#### 1 応急業務対策実施区域等

#### 2 その他

応急対策業務の実施箇所及び業務内容の詳細については、別途西条市の公共土木施設等を所管する各担当課から、応急対策業務施工者に対し、随時指示する。

様式第3号

応急対策業務実施内容一覧

西条市災害対策本部長 殿  
(西条市水防本部長)

年 月 日          西条造園事業組合  
組合長

| 地域名 | 応急対策業務施工者・業務箇所・業務内容等詳細 |
|-----|------------------------|
|     |                        |
|     |                        |
|     |                        |

様式第4号

第 号  
年 月 日

西条市災害対策本部長 殿  
(西条市水防本部長)

応急対策業務施工者

災害時における応急対策業完了報告

応急対策業務を完了したので、災害時における応急対策業務に関する協定書第6条及び応急対策業務に関する協定に基づく細目第8項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 応急対策業務箇所
- 2 業務内容
- 3 業務期間
- 4 その他

## 8-92 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定（株式会社西条ドライビングスクール）

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関し、西条市（以下「甲」という。）と株式会社西条ドライビングスクール（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的及び使用物件）

第1条 乙の所有する次に掲げる場所等を津波襲来の恐れがあるとき等に緊急避難場所として住民等に使用させるものとする。

- （1） 所在地 愛媛県西条市石田284番地
- （2） 名称 株式会社西条ドライビングスクール
- （3） 使用場所 大型コース及び大型コース内駐車場（敷地内の北西部分）

（施設等の周知）

第2条 甲は、本協定に基づき、乙が所有する施設の使用場所を緊急避難場所として位置付け、市民に周知する。

（使用不可の報告）

第3条 乙は、本件施設について緊急避難場所としての使用が不可能となる事由が生じた場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（使用依頼）

第4条 甲は、津波発生の恐れがあるとき等に本件施設を緊急避難場所として住民等に利用させる必要が生じた場合、乙に対し、本件施設の緊急避難場所としての使用を依頼することができる。

（使用期間）

第5条 緊急避難場所の使用期間は、地域住民の避難施設として、地震及び津波が発生し又は発生する恐れがあるときから安全を確認したときまでとする。

（目的外使用の禁止）

第6条 甲は、緊急避難場所を前条の目的以外には、使用しないものとする。

（費用負担等）

第7条 施設を緊急避難場所として使用する場合の使用料は、無料とする。

2 甲は、緊急避難場所の使用に関して、やむを得ず乙の備品等を使用した場合は、その対価を負担するものとする。

3 施設が緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

4 前2項の負担額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）



第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年7月26日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

乙 愛媛県西条市石田284番地

株式会社西条ドライビングスクール

代表取締役

## 8-93 災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定（愛媛総合警備保障株）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、西条市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して第3条に定める無人航空機による情報収集及び避難所並びにその他公共施設（以下「避難所等」という。）における安全確保と運営支援等を目的とした協力業務に関する必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 本協定において「無人航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する航空機をいう。

（協力要請）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、災害時に必要が生じたときに、甲の要請により、別途「災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定書（実施細目）」（以下「細目」という。）に定める方法により、乙が実施する次の業務をいう。

- (1) 無人航空機による災害現場の情報収集
- (2) 避難所等における警備業務
- (3) 避難所における運営支援業務
- (4) 上記(1)・(2)・(3)に付帯する業務で、甲の要請により、乙が応じられる事項

（実施条件）

第4条 乙は、細目に定める実施条件を満たした場合に限り、協力業務を実施するものとする。

（協力業務の要請及び実施）

第5条 甲は、協力業務が必要であると認めるときは、乙に対し、協力業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって、要請することができる。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項の要請に対する応答については、乙が要請を承諾する場合、甲からの要請書を受領後に協力業務要請受託書（様式第2号。以下「受託書」という。）を速やかに甲へ提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等をもって承諾又は拒否の旨を通知し、承諾の場合は前項ただし書の要請書を受領後に、甲へ受託書を提出するものとする。

（協力業務の中断）

第6条 乙が協力業務の要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、甲へ通知するものとする。

（第三者の従事）

第7条 乙は、甲の承諾を得た上で、本協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者（以下「依頼先」という。）に従事させることができるものとする。

## (費用の支払い)

第8条 本協定に基づき乙が実施した協力業務の費用の支払いは、細目に定めるとおりとする。

## (損害賠償)

第9条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、本協定に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき又は本協定に基づく業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件(損害額を含む。)が客観的に証明された場合に限り、細目に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体上の損害及び財物上の損害以外の損害については損害賠償義務を負わない。

2 甲は前項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

## (免責)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、その責任を負わない。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害
- (2) 撮影した画像・映像データ(以下「データ」という。)を甲が第三者に提供・開示したことにより生じた損害
- (3) 乙が甲の協力業務要請を断ったことにより生じた損害
- (4) 甲の関係者の故意又は過失に基づく損害
- (5) その他甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害

## (防災訓練等への参加)

第11条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に乙の業務に支障が生じない範囲内で参加協力するものとする。なお、費用については、細目に定めるとおりとする。

## (連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を円滑に実施するため、双方の連絡先及び連絡責任者を連絡責任者確認書(様式第3号)により定めるものとする。ただし、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

## (実施細目)

第13条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

## (権利の帰属)

第14条 協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可なく第三者に提供又は開示をしないものとする。

## (契約解除)

第15条 甲又は乙は、相手方が本協定の内容に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず当該違反が是正されない場合、本協定を解除することができるものとする。

## (有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該協定期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

## (守秘義務)

第17条 甲及び乙は、本協定に関して相手方から知った情報は、本協定の履行にのみ使用するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理し、これを第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

(合意管轄)

第18条 甲及び乙は、本協定及び本協定に付随する一切の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第19条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月24日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県松山市空港通2丁目6番27号  
愛媛総合警備保障株式会社  
代表取締役社長 阿部 克彦

## 災害時における無人航空機による情報収集に関する実施細目

西条市（以下「甲」という。）と愛媛総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、令和4年3月24日締結の「災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定」（以下「協定」という。）第3条第1項第1号及び第4号に規定する乙が実施する災害時における無人航空機による情報収集（以下「情報収集」という。）について実施細目（以下「本細目」という。）を定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

### （情報収集の実施方法）

第1条 情報収集の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 情報収集の実施エリアは、原則として西条市内とする。
- (2) 情報収集は乙の従事者2名以上の体制で行い、甲の職員立会いの上実施する。
- (3) 情報収集の1回あたりの飛行時間は20分以内、1日あたりの飛行回数は5回以内、出動する無人航空機は予備機を除き1台を原則とする。
- (4) その他、本細目に定めのない事項については、甲乙で協議の上決定する。

### （情報収集の実施条件）

第2条 乙は、次の各号に掲げる実施条件のほか、航空法その他関係法令を遵守し、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、情報収集を実施するものとする。

- (1) 降雨、降雪、降雹及び落雷等がなく、地上での風速が毎秒5メートル以下であり、かつ、日の出前、日の入り後でないこと。
- (2) GPS電波の受信状況が乙の規定範囲内（GPS取得数8以上）であること。
- (3) 飛行高度が150メートル未満であること。
- (4) 直径5メートル以上の水平な離着陸場所が確保できること。
- (5) 飛行範囲が機体を目視で確認できる範囲内であること。

### （データの提供）

第3条 乙は、情報収集実施後に撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲の職員立会いの上確認し、データが保存された記録媒体を原則として撮影当日に甲の職員に引き渡すものとする。

- 2 前項に定める記録媒体の引渡しをもって、乙の情報収集を完了とする。
- 3 空撮結果が天候、周囲の環境等により左右されることに鑑み、乙は、データの画質、枚数及びデータ量等が甲の利用目的に合致することを保証しないものとする。

### （費用負担）

第4条 情報収集に乙が要した費用は、原則として協定第5条第2項に基づき取り交わされた発注書・請書記載の金額に基づき算出された金額を甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

※諸経費等に変更がある場合、乙は甲へ通知するものとする。

3 乙が協定第5条に規定する情報収集に応じた後に乙の責めに帰さない事由によって空撮が実施できなかった場合においても、乙は、甲に対して諸経費及び協定第7条に規定する第三者への支払が生じた場合の費用全額を請求できるものとする。

4 現地において無人航空機用バッテリーの充電が必要となった場合にかかる費用は、甲の負担とする。

(支払方法)

第5条 甲は、第3条第1項第1号及び第4号に定める協力業務にかかった費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(必要な措置)

第6条 甲は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第7条 協定第9条第1項に規定する損害賠償については、乙の責めに帰すべき事由によって、協定又は本細目に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき、協定又は本細目に基づく仕事の瑕疵があったとき、又は協定又は本細目に基づく義務に違反したときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件(損害額を含む。)が客観的に証明された場合に限り、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。

(防災訓練等への参加費用)

第8条 協定第11条に規定する費用については、乙が負担するものとする。

(訓練場所の提供)

第9条 甲は、乙より無人航空機の操作訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

(権利の帰属)

第10条 情報収集により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可なく第三者に提供又は開示をしないものとする。

(付則)

本細目は、令和4年3月24日から適用する。

## 災害時における避難所等の警備業務に関する実施細目

西条市(以下「甲」という。)と愛媛総合警備保障株式会社(以下「乙」という。)は、令和4年3月24日締結の「災害時における無人航空機による情報収集及び避難所等の安全確保と運営支援に関する協定」(以下「協定」という。)第3条第1項第2号及び第4号に規定する乙が開設する避難所及びその他公共施設(以下「避難所等」という。)における警備業務について実施細目(以下「本細目」という。)を定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

## (出動警備員の資格)

第1条 協定第3条第1項第2号の警備業務に従事する警備員(以下「警備員」という。)は、原則として、警備業法第21条(警備業者等の責務)に定められた警備員教育を受けた者を充てるものとする。

## (協力業務の内容)

第2条 協定第3条第1項第2号の協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等での警備業務(出入管理業務・巡回業務等)
- (2) 上記(1)に付帯する業務で、甲の要請により、乙が応じられる事項

## (費用負担)

第3条 協定第3条第1項第2号及び第4号の協力業務に乙が要した費用は、原則として協定第5条第2項に基づき算出された金額を甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上、定めるものとする。

※諸経費等に変更がある場合、乙は甲へ通知するものとする。

3 現地において協力業務を提供するために前項に定める以外の費用が発生した場合、当該費用は、甲の負担とする。

## (支払方法)

第4条 甲は、第3条第1項第2号及び第4号に定める協力業務にかかった費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

## (損害賠償)

第5条 協定第9条第1項に規定する損害賠償については、乙の責めに帰すべき事由によって、協定又は本細目に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき、協定又は本細目に基づく仕事の瑕疵があったとき、又は協定又は本細目に基づく義務に違反したときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件(損害額を含む。)が客観的に証明された場合に限り、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。

## (付則)

本細目は、令和4年3月24日から適用する。

## 8-94 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（㈱デベロッパ）

西条市(以下「甲」という。)と株式会社デベロッパ(以下「乙」という。)は、災害時におけるコンテナモジュール(以下「移動式宿泊施設等」という。)の提供について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲の要請に応じ、乙がその保有又は管理する移動式宿泊施設等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 災害時に必要とし、甲から要請があったとき、乙は特段の理由がない限り保有又は管理する移動式宿泊施設等の優先的な提供による協力を行うものとする。

2 移動式宿泊施設等の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

### （要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電子メール等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （移動式宿泊施設等の引渡し）

第4条 移動式宿泊施設等は甲が指定する場所へ乙が搬入し、甲の派遣した職員が当該移動式宿泊施設等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （移動式宿泊施設等の返却）

第5条 甲は、移動式宿泊施設等の使用が終了したときは、速やかに乙の確認を受けた上で返還するものとする。

### （費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、移動式宿泊施設等の提供に係る費用を負担するものとする。この場合において、当該費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、又移動式宿泊施設等の維持、管理費用等を勘案し、甲と乙が協議の上、算出した額とする。

2 甲は、前項の費用について、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

### （移動式宿泊施設等の破損等の対応）

第7条 災害時の使用における移動式宿泊施設等の破損、汚損等については、甲と乙の協議により、決定した復旧費用を甲が負担するものとする。



(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定書の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月24日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市長 玉 井 敏 久

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階

株式会社デベロップ

代表取締役 岡 村 健 史

## 8-95 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定（三協フロンテア株）

西条市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、西条市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

### （供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、災害救助法にもとづく応急仮設住宅の用途を除く、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

### （要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

### （供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

### （引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

### （報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

### （費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

### （費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市長 玉井 敏久

乙 大阪府大阪市中央区瓦町3丁目4番7号  
三協フロンテア株式会社  
関西・中国統括部長 福本 武志

## 別記様式1号

第 号  
年 月 日

様

西条市長

印

## 物資(ユニットハウス等)供給要請書

災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書第3条に基づき、次のとおり協力を要請します。

|                                  |                                              |
|----------------------------------|----------------------------------------------|
| (1)要請する期間                        | 年 月 日～<br>年 月 日 ( 日間)                        |
| (2) 物資供給の<br>内容及び<br>供給量         |                                              |
| (3) 引き渡し場<br>所<br>及び引き渡し希<br>望日時 | (場所)<br><br>(希望日時)<br>年 月 日 午前・午後 時 分        |
| (4) 甲の担当者                        | 担当課<br>職・氏名<br>連絡先(TEL)<br>(FAX)<br>(E メール ) |
| (5) その他必要<br>な事項                 |                                              |

別記様式2号

第 号  
年 月 日

西条市長 殿

印

## 救援物資供給完了報告書

災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書第6条に基づき、次のとおり報告します。

|                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| (1)供給した期間               | 年 月 日～<br>年 月 日 ( 日間) |
| (2)物資供給の<br>内容及び<br>供給量 |                       |
| (3) その他必要<br>な事項        |                       |

## 8-96 渇水等の緊急時における相互応援に関する協定（松山市）

西条市（以下「甲」という。）と松山市（以下「乙」という。）は、渇水、水質汚染、災害、水道施設等の事故等（以下「渇水等」という。）の緊急時における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において、渇水等により被害を受けた市が単独では応急対策を実施できない場合における応急対策に対する支援（以下「応援活動」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援活動の内容）

第2条 応援活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 水道施設等の応急復旧活動
- (3) 応急復旧活動に要する物資、資機材等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援活動の要請手続）

第3条 応援活動を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、渇水等における応援活動要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援活動に要する物資、資機材等の品名、数量等
  - (3) 応援活動に要する人員の職種、人数等
  - (4) 応援活動を要する期間
  - (5) 応援活動を要する場所及び当該場所までの経路
  - (6) 前5号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 応援活動を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じるものとする。
- 3 応援市は、要請市から応援活動の要請を受けた場合において、応援活動を実施できないときは、速やかに要請市にその旨を連絡するものとする。

（経費等の負担）

第4条 応援活動に要する経費は、第3項に規定する経費を除き、原則として要請市が負担するものとする。

- 2 応援活動に要する経費のうち、応援市の人員の派遣に要する旅費及び諸手当は、応援市の諸規程に基づき算出した額とする。
- 3 前項の規定により算出される旅費及び諸手当を除き、応援市が派遣した人員（以下「応援人員」という。）に要する人件費等の経費は、応援市が負担するものとする。
- 4 法令の特別の定めその他特別の措置により、応援市に対して、応援活動に要した経費につき補填があった場合は、その金額を第1項の規定による要請市の負担額から控除するものとする。
- 5 応援人員が、応援活動中又は要請市への往復途中において、負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態になり、又は死亡した場合には、応援市がその補償をするものとする。
- 6 応援人員が第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものに係るときは要請市が、要請市への往復途中に生じたものに係るときは応援市が、その損害を賠償するものとする。

（経費の請求）

第5条 応援市は、要請市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号により算出した額について要請市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、応援活動に要する物資、資機材等の保有状況その他必要な事項について、情報交換を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月4日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
西条市長

乙 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2  
松山市  
松山市長

## 別記様式(第 3 条関係)

## 渇水等における応援活動要請書

年 月 日

市長 様

市長

(公印省略)

渇水等の緊急時における相互応援に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり応援活動を要請します。

|                        |                                   |
|------------------------|-----------------------------------|
| 被害発生日時                 | 年 月 日 午前・午後 時 分                   |
| 被害の要因                  | 渇水・水質汚染・災害( )・水道施設等の事故・<br>その他( ) |
| 被害の状況                  |                                   |
| 応援活動に要する物資、資機材等の品名、数量等 |                                   |
| 応援活動に要する人員の職種、人数等      |                                   |
| 応援活動を要する期間             | 年 月 日から 年 月 日まで                   |
| 応援活動を要する場所及び当該場所までの経路  |                                   |
| その他                    |                                   |
| 連絡先                    | 担当部署<br>担当者氏名<br>電話番号<br>E-mail   |



## 8-97 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社アイ・エス・アイ）

西条市(以下「甲」という。 )と、株式会社アイ・エス・アイ(以下「乙」という。 )は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。 )における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。 )の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

### （業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （ 1 ）要配慮者の緊急輸送
- （ 2 ）被災の状況、被害情報の収集
- （ 3 ）その他甲が必要と認めるもの

### （協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

### （報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

### （事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

### （旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

### （損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場

合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県四国中央市中之庄町337番地1

株式会社アイ・エス・アイ

代表取締役 合田 温子

## 第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

## 要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

|             |              |
|-------------|--------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所       |              |
| (3)要請内容     |              |
| (4)その他必要な事項 |              |

|      |       |
|------|-------|
| 担当者欄 | 部 課   |
|      | (担当者) |
|      | 氏 名 印 |

第 2 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | <p>年 月 日( ) 時 分</p> <p>～</p> <p>年 月 日( ) 時 分</p> |
| (2)輸送場所                  | <p>から</p> <p>まで輸送しました。</p>                       |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                                  |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                                  |
| (5)その他必要な事項              |                                                  |

## 第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 8-98 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社福祉サポート広栄）

西条市（以下「甲」という。）と、株式会社福祉サポート広栄（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、

乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用

者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

(1)甲が実施する防災啓発事業

(2)甲が実施する防災訓練への参加

(3)甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市大町315番地1

株式会社福祉サポート広栄

代表取締役 伊藤 栄市

第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日 ( ) 時 分 |
| (2)場所       |               |
| (3)要請内容     |               |
| (4)その他必要な事項 |               |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 部 課   |
|                  | (担当者) |
|                  | 氏 名 印 |



## 第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>~<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)輸送場所                  | から<br><br>まで輸送しました。               |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

第 3 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| (1)調査年月日                 | <p>年 月 日( ) 時 分</p> <p>～</p> <p>年 月 日( ) 時 分</p> |
| (2)場所                    |                                                  |
| (3)報告内容                  |                                                  |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                                  |
| (5)その他必要な事項              |                                                  |

## 8-99 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護タクシー いぶき）

西条市(以下「甲」という。 )と、介護タクシー いぶき(以下「乙」という。 )は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。 )における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。 )の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

## （業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

## （協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

## （報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

## （事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

## （旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

## （損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場

合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市大町422番地7

介護タクシー いぶき

石村 昌志

## 第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

## 要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

|             |              |
|-------------|--------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所       |              |
| (3)要請内容     |              |
| (4)その他必要な事項 |              |

|      |       |
|------|-------|
| 担当者欄 | 部 課   |
|      | (担当者) |
|      | 氏 名 印 |

第 2 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | <p>年 月 日( ) 時 分</p> <p>～</p> <p>年 月 日( ) 時 分</p> |
| (2)輸送場所                  | <p>から</p> <p>まで輸送しました。</p>                       |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                                  |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                                  |
| (5)その他必要な事項              |                                                  |

第 3 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 8-100 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（渡部タクシー 株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と、渡部タクシー株式会社（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

### （業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （１）要配慮者の緊急輸送
- （２）被災の状況、被害情報の収集
- （３）その他甲が必要と認めるもの

### （協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

- ２ 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

### （報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

- ２ 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

- ２ 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

### （事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

- ２ 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

### （旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

### （損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場



合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市東町275番地5

渡部タクシー株式会社

渡部 光男

第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日 ( ) 時 分 |
| (2)場所       |               |
| (3)要請内容     |               |
| (4)その他必要な事項 |               |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 部 課   |
|                  | (担当者) |
|                  | 氏 名 印 |

## 第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)輸送場所                  | から<br><br>まで輸送しました。               |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

第 3 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>~<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 8-101 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（株式会社みらい）

西条市(以下「甲」という。)、株式会社みらい(以下「乙」という。 )は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。 )における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。 )の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

## （業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （１）要配慮者の緊急輸送
- （２）被災の状況、被害情報の収集
- （３）その他甲が必要と認めるもの

## （協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

２ 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

## （報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

２ 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

２ 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

## （事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

２ 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

## （旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

## （損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場

合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市喜多川173番地1藤田ビル1F 西

株式会社みらい

代表取締役 源代 達規

## 第1号様式(第4条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

## 要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日 ( ) 時 分 |
| (2)場所       |               |
| (3)要請内容     |               |
| (4)その他必要な事項 |               |

|      |       |
|------|-------|
| 担当者欄 | 部 課   |
|      | (担当者) |
|      | 氏 名 印 |

第 2 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | <p>年 月 日( ) 時 分</p> <p>～</p> <p>年 月 日( ) 時 分</p> |
| (2)輸送場所                  | <p>から</p> <p>まで輸送しました。</p>                       |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                                  |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                                  |
| (5)その他必要な事項              |                                                  |



## 第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 8-102 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護・ケアタクシーマリン）

西条市（以下「甲」という。）と、介護・ケアタクシー マリン（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第 2 条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第 1 条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第 1 号様式により要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第 1 号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、第 2 条第 1 号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第 2 号様式により甲に報告するものとする。

2 第 2 条第 2 号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第 3 号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 5 条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条の 3 の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第 6 条 第 2 条第 1 号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第 2 条第 1 号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第 7 条 乙は、第 2 条第 1 号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

## (損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

## (平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

## (担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

## (有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

## (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長

乙 愛媛県西条市大町1029番地1

介護・ケアタクシー マリン

代表

第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり  
要請します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日 ( ) 時 分 |
| (2)場所       |               |
| (3)要請内容     |               |
| (4)その他必要な事項 |               |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 部 課   |
|                  | (担当者) |
|                  | 氏 名 印 |

## 第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>~<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)輸送場所                  | から<br><br>まで輸送しました。               |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

第 3 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| (1)調査年月日                 | <p>年 月 日( ) 時 分</p> <p>～</p> <p>年 月 日( ) 時 分</p> |
| (2)場所                    |                                                  |
| (3)報告内容                  |                                                  |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                                  |
| (5)その他必要な事項              |                                                  |

## 8-103 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社東豫タクシー）

西条市(以下「甲」という。 )と、有限会社東豫タクシー(以下「乙」という。 )は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。 )における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。 )の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

## （業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

## （協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

## （報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

## （費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

## （事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

## （旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

## （損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場

合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市三津屋187番地6  
有限会社東豫タクシー  
代表取締役 山内 礼子



## 第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

## 要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり  
要請します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日 ( ) 時 分 |
| (2)場所       |               |
| (3)要請内容     |               |
| (4)その他必要な事項 |               |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 部 課   |
|                  | (担当者) |
|                  | 氏 名 印 |

第 2 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                                  |
|--------------------------|--------------------------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | <p>年 月 日( ) 時 分</p> <p>～</p> <p>年 月 日( ) 時 分</p> |
| (2)輸送場所                  | <p>から</p> <p>まで輸送しました。</p>                       |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                                  |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                                  |
| (5)その他必要な事項              |                                                  |

## 第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>~<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 8-104 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（ときわタクシー株式会社 三芳営業所）

西条市(以下「甲」という。 )と、ときわタクシー株式会社 三芳営業所(以下「乙」という。 )は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。 )における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。 )の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者の緊急輸送
- (2) 被災の状況、被害情報の収集
- (3) その他甲が必要と認めるもの

(協力要請)

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

(事故等)

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場

合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市楠甲680番地1

ときわタクシー株式会社 三芳営業所

代表取締役 矢野 秀樹

第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日 ( ) 時 分 |
| (2)場所       |               |
| (3)要請内容     |               |
| (4)その他必要な事項 |               |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 部 課   |
|                  | (担当者) |
|                  | 氏 名 印 |

## 第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)輸送場所                  | から<br><br>まで輸送しました。               |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、  
次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |



## 8-105 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（有限会社ネオメイト ライフサポートみのり）

西条市（以下「甲」という。）と、有限会社ネオメイト ライフサポートみのり（以下「乙」という。）は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

- 2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

- 2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第

14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市丹原町長野903番地1

有限会社ネオメイト ライフサポートみのり

代表取締役 徳永 喜一郎

## 第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

## 要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

|             |              |
|-------------|--------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所       |              |
| (3)要請内容     |              |
| (4)その他必要な事項 |              |

|                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 部 課<br>(担当者)<br>氏 名 印 |
|------------------|-----------------------|

## 第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、  
次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)輸送場所                  | から<br>まで輸送しました。                   |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、  
次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 8-106 災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定（介護福祉タクシーいまい）

西条市(以下「甲」という。 )と、介護福祉タクシー いまい(以下「乙」という。 )は、西条市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。 )における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。 )の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

(業務内容)

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- ( 1 )要配慮者の緊急輸送
- ( 2 )被災の状況、被害情報の収集
- ( 3 )その他甲が必要と認めるもの

(協力要請)

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

(報告)

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用(運賃及び料金並びに有料道通行料等の実費負担額)については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

(事故等)

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年愛媛県市町総合事務組合条例第

14号)を適用し、甲が補償する。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

( 1 )甲が実施する防災啓発事業

( 2 )甲が実施する防災訓練への参加

( 3 )甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和4年10月25日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市丹原町関屋甲136番地3

介護福祉タクシー いまい

今井 政志

第 1 号様式(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

殿

西 条 市 長

要配慮者の緊急輸送要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり  
要請します。

|             |               |
|-------------|---------------|
| (1)要請年月日    | 年 月 日 ( ) 時 分 |
| (2)場所       |               |
| (3)要請内容     |               |
| (4)その他必要な事項 |               |

|                  |       |
|------------------|-------|
| 担<br>当<br>者<br>欄 | 部 課   |
|                  | (担当者) |
|                  | 氏 名 印 |



## 第2号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、  
次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)輸送年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)輸送場所                  | から<br>まで輸送しました。                   |
| (3)輸送者<br>(住所、氏名、連絡先)    |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先)西条市長

(報告者)

名称

代表者氏名

## 被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、  
次のとおり報告します。

|                          |                                   |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1)調査年月日                 | 年 月 日( ) 時 分<br>～<br>年 月 日( ) 時 分 |
| (2)場所                    |                                   |
| (3)報告内容                  |                                   |
| (4)連絡責任者<br>(会社・氏名・電話番号) |                                   |
| (5)その他必要な事項              |                                   |

## 8-107 災害時における電動車両等の支援に関する協定（西日本三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社）

西条市(以下「甲」という。)、西日本三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。 )及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。 )とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、西条市内において災害(異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。 )の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

(1) プラグインハイブリッド EV

(2) 電気自動車

(3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第 3 条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等(第 2 条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。 )の貸与を必要とする場合(行政区内から要請があった場合を含む。 )は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

(以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。 )

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書(様式1号)により要請するものとする。

3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第 2 項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

第4条 貸与者は、前条第 2 項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するものとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。  
(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。  
(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等が生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、西条市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第 14 条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年11月24日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 大阪府大阪市淀川区新高一丁目 4 番 10 号

西日本三菱自動車販売株式会社

取締役社長 五十嵐 京矢

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番21号

三菱自動車工業株式会社

代表執行役社長兼最高経営責任者

加藤 隆雄

## 8-108 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（佐川急便株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、西条市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

### （用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- （2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- （4）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる西条市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- （5）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

### （物資集積・搬送拠点の設置等）

第 3 条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、西条市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

### （物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （2）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （3）甲から指示のあった物資集積・配送拠点における荷役作業の実施
- （4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配達等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

### （物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が追うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、全校の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定并定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲及び乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地  
西条市  
西条市長

乙 香川県高松市朝日町 4 丁目 10 番 22 号  
佐川急便株式会社 四国支店  
支店長



## 8-109 災害時の協力に関する協定（一般財団法人四国電気保安協会）

西条市（以下、「甲」という。）と一般財団法人四国電気保安協会（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目 的）

第1条 甲および乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電気施設等の迅速かつ円滑な応急復旧をはかるものとする。

### （災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

### （電気施設等の応急復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等の施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判断、並びに電力復旧工事の管理、監督、指導、および検査その他の必要な協力を可能な限り優先して実施するものとする。

2 災害により緊急に電気施設等の復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

### （復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第4条 災害時において、乙の復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

2 復旧作業に必要な復旧拠点、資材置き場、駐車場等は別紙のとおりとする。

### （協力要請手続き）

第5条 災害時において、乙は前条の甲への協力要請を、電話等により行う。

### （平常時の防災活動への協力）

第6条 乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

### （連絡責任者の指定）

第7条 甲および乙は、それぞれ連絡責任者を指定し相互に通知する。

### （協 議）

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年3月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市

市長

乙 香川県高松市福岡町3丁目31番15号  
一般財団法人四国電気保安協会

理事長

## (別紙)

復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する西条市の施設 について、次のとおり確認する。

1. 復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用する施設は、南海トラフ巨大地震時や災害時において、指定緊急避難場所や救援物資集積場等に指定されており、被災時には各施設の災害時の用途を優先する。
2. 西条市内の被害が小規模であり、災害時の用途として開設するまでに至らない場合は、復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場等として使用可能とする。

## 3. 使用する施設名称等

| 施設名称                      | 住 所           | 災害時の用途                                                                                                                          |
|---------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 西条運動公園<br>総合体育館<br>ひうち体育館 | ひうち 1-2       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所</li> <li>・ ヘリコプター離着場所</li> <li>・ 救援物資集積所</li> <li>・ 指定避難所兼指定緊急避難場所</li> </ul> |
| 西条市民公園                    | 大町 457        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所</li> <li>・ ヘリコプター離着場所</li> <li>・ 救援物資集積所</li> </ul>                           |
| 西条西部公園                    | 氷見乙 608       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所</li> </ul>                                                                    |
| 東予運動公園                    | 河原津新田甲 157    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所</li> <li>・ ヘリコプター離着場所</li> <li>・ 救援物資集積所</li> </ul>                           |
| 丹原体育館                     | 丹原町久妙寺甲 288-1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所</li> <li>・ ヘリコプター離着場所</li> <li>・ 指定避難所兼指定緊急避難場所</li> </ul>                    |
| 丹原総合公園                    | 丹原町久妙寺甲 244   |                                                                                                                                 |

※その他施設については、別途協議するものとする。

## 8-110 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（周桑農業協同組合）

西条市(以下「甲」という。)と周桑農業協同組合(以下「乙」という。)は、西条市内に おいて大規模な災害(災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条 1 項第 1 号に 規定する災害をいう。以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における集配拠点の運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時等に被災者に対して食料、水、日用品その他避難生活に必要となる物資(以下「支援物資」という。)を迅速かつ安定的に供給し、避難生活の安定を図ることを目的として、支援物資の集配拠点の運営に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

### (協力の内容)

第2条 甲は、乙が所有する施設について、支援物資の集積場所として必要なときは、乙に対し、施設の提供等を要請(以下「協力要請」という。)するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、自己の業務に支障がない範囲で施設の提供、資機材の使用及びオペレーター(以下「協力業務」という。)について協力するものとする。

### (協力の要請)

第3条 協力要請は、「要請書(別記様式)」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により口頭による協力要請を行ったとき、緊急を要する事象の解消後、乙に対し、速やかに要請書を提出するものとする。

### (報告)

第4条 乙は、協力業務の実施状況について、甲の求めに応じて文書により経過を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、協力業務の実施が完了した場合は、次に掲げる事項について文書により甲に報告するものとする。

- (1) 甲が集配拠点として使用した期間及び場所
- (2) 協力従事期間、協力人員、使用車両及び資機材
- (3) 協力を要した費用
- (4) その他甲が必要と認める事項

### (費用負担)

第5条 乙が実施した協力業務にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な費用を基準として、活動終了後又は甲及び乙が協議により定める期間ごとに、甲及び乙が協議して決定するものとする。

### (費用の支払)

第6条 前条第1項の費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

### (事故等)

第7条 乙は、協力業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し、文書により報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、前項ただし書きの規定により口頭による報告を行ったときは、緊急を要する事象の解消後、甲に対し、速やかに文書により報告を行うものとする。

3 甲は、第1項の規定による報告があったときは、乙と協議の上、適切な措置を講じ、及び乙に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(損害の負担)

第8条 協力業務により生じた損害の負担は、甲及び乙が協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が定める約款を基本とし、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて協力業務に従事した者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲及び乙が協議の上決定するものとする。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和5年3月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷甲164番地  
西条市

西条市長

乙 愛媛県西条市丹原町池田1701番地1  
周桑農業協同組合

代表理事組合長

別記様式(第 3 条関係)

年 月 日

周桑農業協同組合 様

西条市長

要請書

災害時における支援物資集配拠点の運営に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 要 請 期 間  | 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) |
| 場 所      |                       |
| 協力業務の内容  |                       |
| その他必要な事項 |                       |

## 8-111 災害時等における支援物資集配拠点の運営に関する協定（えひめ未来農業協同組合）

市内西条市（以下「甲」という。）とえひめ未来農業協同組合（以下「乙」という。）は西条市内において大規模な災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条 1 項第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における集配拠点の運営に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に被災者に対して食料、水、日用品その他避難生活に必要な物資（以下「支援物資」という。）を迅速かつ安定的に供給し、避難生活の安定を図ることを目的として、支援物資の集配拠点の運営に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙が所有する次に掲げる施設について、支援物資の集積場所として必要なときは、乙に対し、施設の提供等を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

| 名称                       | 所在地                |
|--------------------------|--------------------|
| JA えひめ未来 神戸野菜出荷場         | 西条市洲之内甲 3 4 3 番地 1 |
| JA えひめ未来 玉津支所倉庫（旧いちご出荷場） | 西条市朔日市 1 4 3 番地 1  |

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、自己の業務に支障がない範囲で施設の提供、資機材の使用及びオペレーター（以下「協力業務」という。）について協力するものとする。

（協力の要請）

第3条 協力要請は、「要請書（別記様式）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により口頭による協力要請を行ったとき、緊急を要する事象の解消後、乙に対し、速やかに要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務の実施状況について、甲の求めに応じて文書により経過を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、協力業務の実施が完了した場合は、次に掲げる事項について文書により甲に報告するものとする。

- (1) 甲が集配拠点として使用した期間及び場所
- (2) 協力従事期間、協力人員、使用車両及び資機材
- (3) 協力に要した費用
- (4) その他甲が必要と認める事項

（費用負担）

第5条 乙が実施した協力業務にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生前における適正な費用を基準として、活動終了後又は甲及び乙が協議により定める期間ごとに、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 前条第1項の費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、協力業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し、文書により報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭による報告とすることができる。

2 乙は、前項ただし書きの規定により口頭による報告を行ったときは、緊急を要する事象の解消後、甲に対し、速やかに文書により報告を行うものとする。

3 甲は、第1項の規定による報告があったときは、乙と協議の上、適切な措置を講じ、及び乙に適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

(損害の負担)

第8条 協力業務により生じた損害の負担は、甲及び乙が協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が定める約款を基本とし、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて協力業務に従事した者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和5年3月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷甲164番地

西条市

西条市長

乙 愛媛県新居浜市田所町3番63号

えひめ未来農業協同組合

代表理事組合長



別記様式(第3条関係)

年 月 日

えひめ未来農業協同組合 様

西

条市長

## 要請書

災害時における支援物資集配拠点の運営に関する協定に基づき、次のとおり要請します。

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 要 請 期 間  | 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( ) |
| 場 所      |                       |
| 協力業務の内容  |                       |
| その他必要な事項 |                       |

## 8-112 西条市と今治海上保安部との包括連携協定（今治海上保安部）

西条市(以下「甲」という。)と今治海上保安部(以下「乙」という。)とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙、それぞれが持つ技能、知識、人材、体制、情報等を有効活用し、SDGs の理念を取り入れ、地域の安全安心の確保にとどまらず、教育の充実や環境活動等の取組について相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- (1) キャリアや職業教育の充実に関すること
- (2) 環境学習と環境保全活動に関すること
- (3) 地域の安全・安心や防災力向上に関すること
- (4) 水難事故の防止に関すること
- (5) その他、地域の活性化の推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的かつ円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容及び実施方法は、取組みごとに別途取り決めるものとする。

### (協定の有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がない場合には、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### (協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

### (協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更の申出があったときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (守秘義務)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有

効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
西条市長

---

乙 愛媛県今治市片原町一丁目3番地2  
今治海上保安部  
今治海上保安部長

---

## 8-113 災害時等における施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）

西条市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西条市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「避難者」という。）の安全及び甲の要請等に応じて関係機関から派遣された救援隊等（以下「救援隊等」という。）の円滑な活動を確保するため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙が所有する店舗（以下「乙の施設」という。）利用の協力に関し必要な事項を定めるものとする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する避難者に対する応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次表のとおりとする。

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 店 舗 名     | ダイナム愛媛西条店                                       |
| 所 在 地     | 愛媛県西条市朔日市字饅ノ洲新田 887 番地 23                       |
| 店 舗 名     | ダイナム愛媛東予店                                       |
| 所 在 地     | 愛媛県西条市北条 1173 番地 1                              |
| 店 舗 責 任 者 | ストアマネジャー                                        |
| 構 造       | 木造構造                                            |
| 利用可能施設    | 各店舗の駐車場（当該店舗のストアマネジャーが指定する場所に<br>限る。）、トイレ、水道施設等 |

2 甲は、洪水、高潮、津波等による浸水により乙の施設に被害が生ずるおそれがないことが明らかである場合であって、かつ、当該施設が利用可能なときに限り、次に掲げる事項について、乙に協力要請を行うことができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、甲の要請等に応じて関係機関から派遣された救援隊等の一時的な集結場所（以下「一時集結場所」という。）として甲に提供すること。

（2）乙の施設の駐車場の一部を、当該施設に避難する必要がある避難者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（3）救援隊等又は避難者に対し、乙の施設のトイレ、水道施設等を可能な範囲において利用させること。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等のために、乙の施設の運営上必要な範囲において、一時集結場所又は一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を講ずることができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対する協力要請を行うときは、施設利用等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行うことができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

## (協力)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従って可能な範囲において協力を努めるものとする。また、協力に当たっては、積極的に市民、自主防災組織等との連携を図るよう努めるものとする。

## (施設の利用等)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合は、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対し、乙の施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

## (施設変更等の通知)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合又は何らかの事情により乙の施設を利用することができない場合は、甲に文書により通知するものとする。

## (避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し、乙の施設内への安全な誘導に努めるものとする。

## (費用負担)

第8条 この協定の定めるところにより、甲が乙の施設を利用する場合の使用料は、無料とする。

2 避難者等が、乙の施設又は当該施設に附属する設備器具等を滅失又は毀損した場合（原因者が不明のときを含む。）は、甲が原状回復を行うものとする。

## (利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行った日の翌日から起算して7日以内とする。ただし、災害の状況等により当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、当該期間を延長することができる。

## (利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設の利用を終了するときは、乙に対し、あらかじめその旨を口頭等及び施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

## (連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、年度当初に相互に通知し、連絡体制を確立するものとする。

## (事故等に関わる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、この協定に基づき乙の施設を利用する避難者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する一切の責任を負わないものとする。

## (物品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他物品等を、自己の判断及び負担において避難者に提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定の終了を希望する旨の文書による申出がないときは、この協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和      年      月      日

甲 愛媛県西条市明屋敷 164 番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 東京都荒川区西日暮里 2 丁目 27 番地 5 号

株式会社 ダイナム

代表取締役 保坂 明

様式第1号（第3条関係）

**緊急・重要**

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

## 施設利用等要請書

災害時等における施設利用の協力に関する協定第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

|       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 日 時   | 年 月 日 時 分 から<br>年 月 日 時 分 まで                  |
| 場 所   |                                               |
| 内 容   | ・一時集結場所としての施設利用<br>・一時避難場所としての施設利用<br>・その他（ ） |
| そ の 他 |                                               |

※連絡先

担当： 電話：

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

施 設 利 用 等 終 了 連 絡 書

災害時等における施設利用の協力に関する協定第10条の規定により、下記のとおり施設利用等の終了について通知します。

記

|       |                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 終了日時  | 年 月 日 時 分                                                                                         |
| 場 所   |                                                                                                   |
| 内 容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時集結場所の閉鎖</li> <li>・一時避難場所の閉鎖</li> <li>・その他（ ）</li> </ul> |
| そ の 他 |                                                                                                   |

※連絡先

担当： 電話：



## 様式第3号（第11条関係）

## 連絡担当者名簿

|                                                                                                    |               |        |              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------|--------------|
| 名 称                                                                                                |               |        |              |
| 所在地                                                                                                |               |        |              |
| 代表者氏名                                                                                              |               |        |              |
| ダイナム担当部署                                                                                           |               | 電話番号   |              |
|                                                                                                    |               | F A X  |              |
|                                                                                                    |               | E-mail |              |
| 担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）                                                                             |               |        |              |
| 第1順位者 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <div style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）</div> |               |        |              |
| 第2順位者 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <div style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）</div> |               |        |              |
| 第3順位者 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <div style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）</div> |               |        |              |
| ダイナム担当部署                                                                                           | ダイナム<br>愛媛東予店 | 電話番号   | 0898-76-1305 |
|                                                                                                    |               | F A X  | 0898-65-7135 |
|                                                                                                    |               | E-mail | 無し           |
| 担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）                                                                             |               |        |              |
| 第1順位者 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <div style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）</div> |               |        |              |
| 第2順位者 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <div style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）</div> |               |        |              |
| 第3順位者 <div style="text-align: right;">自宅・携帯</div> <div style="text-align: right;">TEL（勤務時間外）</div> |               |        |              |

|                                                                                                                                                                               |  |        |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--------|--|
| 名 称                                                                                                                                                                           |  |        |  |
| 所在地                                                                                                                                                                           |  |        |  |
| 代表者氏名                                                                                                                                                                         |  |        |  |
| 担当部署名                                                                                                                                                                         |  | 電話番号   |  |
|                                                                                                                                                                               |  | F A X  |  |
|                                                                                                                                                                               |  | E-mail |  |
| <p>担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）</p> <p>第 1 順位者 _____ 自宅・携帯<br/> TEL（勤務時間外）_____</p> <p>第 2 順位者 _____ 自宅・携帯<br/> TEL（勤務時間外）_____</p> <p>第 3 順位者 _____ 自宅・携帯<br/> TEL（勤務時間外）_____</p> |  |        |  |

## 8-114 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（シンフォニアテクノロジー株式会社）

西条市（以下「甲」という。）とシンフォニアテクノロジー株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する西条浄化センターの電気設備が被災した時に行う応急復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって被害の拡大その他生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

### （応急復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面を提出により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

### （費用の負担）

第3条 乙が行う支援業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項や各条項の疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合において、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月23日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
西条市長 玉井 敏久

乙 広島県広島市中区立町2番25号  
シンフォニアテクノロジー株式会社 中国営業所  
所長 吉原 晋二

## 8-115 災害時における応急復旧支援協力に関する協定（安川オートメーション・ドライブ株式会社）

西条市（以下「甲」という。）と安川オートメーション・ドライブ株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する東予・丹原浄化センターの電気設備が被災した時に行う応急復旧支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震災害や風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲が管理する施設が被災した場合、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって被害の拡大その他生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

### （応急復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して災害等により被災した下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道施設の復旧のために必要な点検・操作・応急復旧業務

(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面を提出により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、前2項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

### （費用の負担）

第3条 乙が行う支援業務に要した費用については、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、原則として甲の負担とする。

### （報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初において災害時の支援に備えて、連絡体制表を作成し確認するものとする。また、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ報告するものとする。

### （協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### （その他）

第6条 この協定に定めのない事項や各条項の疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合において、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年8月23日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久

乙 大阪府大阪市北区堂島2丁目4番27号

安川オートメーション・ドライブ株式会社 大阪支店

支店長 松永 忠則

## 8-116 災害時における応急対策業務の協力に関する協定（愛媛県電気工事工業組合西条支部西条電気工事協同組合及び愛媛県電気工事工業組合）

西条市（以下「甲」という。）と愛媛県電気工事工業組合西条支部西条電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時に甲が応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）を行う場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく甲の要請に応じ、乙及び丙が行う協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部等を設置した場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 乙及び丙は、甲から前項の要請があった場合は、原則として乙が対応するものとし、乙が単独で対応することが困難なときは、丙がこれに協力支援するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（別記様式。以下「要請書」という。）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、甲から第1項の要請があったときは、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

### （協力の内容）

第3条 乙及び丙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

（1）甲が指定する施設及び場所（以下「甲指定の施設等」という。）に対する乙及び丙が所有する電気関係資機材等の提供に関すること。

（2）甲指定の施設等の電気設備の応急点検に関すること。

（3）その他甲が必要と認める、乙及び丙が対応することが可能な応急対策業務に関すること。

### （費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲乙丙協議の上、決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

### （災害補償）

第5条 第2条の規定により応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用するものとし、同法の適用がない場合の補償は次に掲げる場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成17年条例第14号)を適用するものとする。

- (1)当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2)当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3)その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、この協定の履行を通じて知り得た個人情報その他の秘密事項等を、この協定の有効期間中と有効期間の満了後とにかかわらず、第三者に開示又は提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議及び情報の交換)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈において疑義等が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、これを定めるとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(協定の解除)

第8条 甲、乙又は丙のいずれかがこの協定の解除を希望する場合は、甲乙丙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により他当事者に通知することにより、この協定を解除できるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定の解除の申出がないときは、当該有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 12月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長 玉井 敏久



乙 愛媛県西条市朔日市300番地1

愛媛県電気工事工業組合西条支部

西条電気工事協同組合

理事長            津島 進一

丙 愛媛県松山市三番町4丁目7番地7

愛媛県電気工事工業組合

理事長            木村 泰浩

別記様式

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号  
年 月 日

愛媛県電気工事工業組合西条支部  
西条電気工事協同組合 様

西条市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

災害時における応急対策業務の協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

| 要請予定期間               | 要請資機材 | 数 量 | 要請人員 |
|----------------------|-------|-----|------|
| 年 月 日 から<br>年 月 日 まで |       |     |      |

3 その他の必要事項

注 要請数量は、指定場所当たりの数量とする。

## 9 津波避難ビル関係

### 9-1 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書 (株式会社マルイ)

津波時における指定緊急避難場所(以下「津波避難ビル」という。)としての使用に関し、西条市(以下「甲」という。)と株式会社マルイ(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

#### (使用用途)

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

#### (津波避難ビルの使用と使用範囲)

第3条 乙は、別表に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、別表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

#### (目的外使用の禁止)

第4条 甲は、地域住民等に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

#### (施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるときは、甲に連絡するものとする。

#### (利用の通知)

第6条 甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2 甲は、使用施設の津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。

#### (費用負担)

第7条 使用施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

#### (施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

#### (避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

#### (使用期間)

第10条 津波避難ビルの使用期間は、西条市内に津波注意報等が発表された時から、その解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

#### (津波避難ビルの終了)

第11条 甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

(津波避難ビル表示及び公開等)

第12条 甲は、使用施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月 日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長 青 野 勝

乙 愛媛県西条市ひうち字西ひうち3番地39

株式会社マルイ

代表取締役 伊 藤 貴 司

別表(第3条関係)

| 番号 | 項目   | 施設名称等                       |
|----|------|-----------------------------|
| 1  | 施設名称 | マルイビル                       |
|    | 所在地  | 愛媛県西条市朔日市781番地10            |
|    | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 4階建               |
|    | 建築年  | 昭和59年                       |
|    | 増改築年 | 平成5年                        |
|    | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物) |
|    | 耐震改修 |                             |
|    | 避難場所 | 3～4階廊下 約61平方メートル            |
|    | 収容人数 | 約31人                        |
|    | 避難経路 | 施設屋内階段、施設北側屋外階段             |
|    | 入口   | 施設東側入口、施設北側屋外階段             |
| 2  | 施設名称 | マルイレジデンス                    |
|    | 所在地  | 愛媛県西条市朔日市781番地10            |
|    | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 4階建               |
|    | 建築年  | 平成3年                        |
|    | 増改築年 | なし                          |
|    | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物) |
|    | 耐震改修 |                             |
|    | 避難場所 | 3～4階通路 約48平方メートル            |
|    | 収容人数 | 約24人                        |
|    | 避難経路 | 施設屋内階段                      |
|    | 入口   | 施設東側入口                      |
| 3  | 施設名称 | マルイポインセチア                   |
|    | 所在地  | 愛媛県西条市朔日市789番地2             |
|    | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 7階建               |
|    | 建築年  | 平成6年                        |
|    | 増改築年 | なし                          |
|    | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物) |
|    | 耐震改修 |                             |
|    | 避難場所 | 3～7階通路・エレベーターホール 約343平方メートル |
|    | 収容人数 | 約171人                       |
|    | 避難経路 | 施設屋内階段、施設北側屋外階段             |
|    | 入口   | 施設南側入口、施設北側屋外階段             |
| 4  | 施設名称 | マルイブーゲンビリア                  |
|    | 所在地  | 愛媛県西条市朔日市789番地2             |
|    | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 8階建               |
|    | 建築年  | 平成8年                        |
|    | 増改築年 | なし                          |
|    | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物) |
|    | 耐震改修 |                             |
|    | 避難場所 | 3～8階通路・エレベーターホール 約165平方メートル |
|    | 収容人数 | 約82人                        |
|    | 避難経路 | 施設北側入口、施設北側屋外階段             |
|    | 入口   | 施設北側入口、施設北側屋外階段             |
| 5  | 施設名称 | アサヒレジデンス                    |
|    | 所在地  | 愛媛県西条市明屋敷31番地               |
|    | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 4階建               |

|   |      |                              |
|---|------|------------------------------|
|   | 建築年  | 平成9年                         |
|   | 増改築年 | なし                           |
|   | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物)  |
|   | 耐震改修 |                              |
|   | 避難場所 | 3～4階通路 約63平方メートル             |
|   | 収容人数 | 約31人                         |
|   | 避難経路 | 施設北側屋外階段                     |
|   | 入口   | 施設東側入口                       |
| 6 | 施設名称 | マルイハイビスカス                    |
|   | 所在地  | 愛媛県西条市神拝甲577番地1              |
|   | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 6階建                |
|   | 建築年  | 平成10年                        |
|   | 増改築年 | なし                           |
|   | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物)  |
|   | 耐震改修 |                              |
|   | 避難場所 | 3～6階通路・エレベーターホール 約263平方メートル  |
|   | 収容人数 | 約132人                        |
|   | 避難経路 | 施設北側入口、施設北側屋外階段              |
|   | 入口   | 施設北側入口、施設北側屋外階段              |
| 7 | 施設名称 | マルイカトレア                      |
|   | 所在地  | 愛媛県西条市神拝甲355番地1              |
| 7 | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 10階建               |
|   | 建築年  | 平成12年                        |
|   | 増改築年 | なし                           |
|   | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物)  |
|   | 耐震改修 |                              |
|   | 避難場所 | 3～10階通路・エレベーターホール 約538平方メートル |
|   | 収容人数 | 約269人                        |
|   | 避難経路 | 施設北東側屋外階段                    |
|   | 入口   | 施設北東側屋外階段、施設北東側入口            |
| 8 | 施設名称 | マルイマーガレット                    |
|   | 所在地  | 愛媛県西条市神拝甲344番地1              |
|   | 構造等  | 鉄筋コンクリート造 10階建               |
|   | 建築年  | 平成16年                        |
|   | 増改築年 | なし                           |
|   | 耐震診断 | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物)  |
|   | 耐震改修 |                              |
|   | 避難場所 | 3～10階通路・エレベーターホール 約511平方メートル |
|   | 収容人数 | 約256人                        |
|   | 避難経路 | 施設北側屋外階段                     |
|   | 入口   | 施設北側屋外階段、施設西側入口              |

注 避難場所面積及び収容人数は、概数を表すものとする。

## 9-2 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書 (西条商工会議所)

津波時における指定緊急避難場所(以下「津波避難ビル」という。)としての使用に関し、西条市(以下「甲」という。)と西条商工会議所(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用用途)

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

### (津波避難ビルの使用と使用範囲)

第3条 乙は、次の表に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次の表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

|        |                               |
|--------|-------------------------------|
| 施設名称   | 西条商工会館                        |
| 所在地    | 愛媛県西条市朔日市779番地8               |
| 所有者    | 西条商工会議所                       |
| 構造等    | 鉄筋コンクリート造 地上4階建               |
| 建築年    | 昭和57年                         |
| 増改築年   | なし                            |
| 耐震診断   | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物)   |
| 耐震改修   |                               |
| 避難場所   | 3階研修室(1)(2) 138.54平方メートル      |
|        | 3階廊下・エレベーターホール 167.64平方メートル   |
|        | 3階バルコニー 59.67平方メートル           |
|        | 4階大ホール 231.60平方メートル           |
|        | 4階ホワイエ・エレベーターホール 168.72平方メートル |
|        | 4階バルコニー 68.25平方メートル           |
|        | 計 834.42平方メートル                |
| 最大収容人数 | 約400人                         |
| 避難経路   | 施設内階段2か所                      |
| 入口     | 施設入口3か所                       |

### (目的外使用の禁止)

第4条 甲は、地域住民等に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

### (施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるときは、甲に連絡するものとする。

(利用の通知)

第6条 甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2 甲は、使用施設の津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。

(費用負担)

第7条 使用施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 津波避難ビルの使用期間は、西条市内に津波注意報等が発表された時から、その解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(津波避難ビルの終了)

第11条 甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

(津波避難ビル表示及び公開等)

第12条 甲は、使用施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月17日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長 青 野 勝

乙 愛媛県西条市朔日市779番地8

西条商工会議所

会頭 伊 藤 剛 吉



### 9-3 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書 (今治互助センター株式会社)

津波時における指定緊急避難場所(以下「津波避難ビル」という。)としての使用に関し、西条市(以下「甲」という。)と今治互助センター株式会社(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

#### (使用用途)

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

#### (津波避難ビルの使用と使用範囲)

第3条 乙は、次の表に掲げる施設(以下「使用施設」という。)を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次の表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

|        |                                                                                                                                                                                |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設名称   | 平安祭典西条西セレモニー会館                                                                                                                                                                 |
| 所在地    | 愛媛県西条市壬生川570番地                                                                                                                                                                 |
| 所有者    | 今治互助センター株式会社                                                                                                                                                                   |
| 構造等    | 鉄筋コンクリート造 地上4階建                                                                                                                                                                |
| 建築年    | 昭和58年                                                                                                                                                                          |
| 増改築年   | なし                                                                                                                                                                             |
| 耐震診断   | 昭和56年6月1日以降の建築物(新耐震基準適用建築物)                                                                                                                                                    |
| 耐震改修   |                                                                                                                                                                                |
| 避難場所   | 3階廊下・エレベーターホール 111.09平方メートル<br>3階部屋(1)(2)(3)(4) 109.20平方メートル<br>3階法要室 95.93平方メートル<br>3階物置(旧写真室) 106.68平方メートル<br>屋上 417.32平方メートル<br>計 840.22平方メートル<br>※但し、使用中の場所は避難場所から除くものとする。 |
| 最大収容人数 | 約420人                                                                                                                                                                          |
| 避難経路   | 施設内階段1か所、施設屋外階段1か所                                                                                                                                                             |
| 入口     | 施設入口2か所                                                                                                                                                                        |

#### (目的外使用の禁止)

第4条 甲は、地域住民等に使用施設を津波避難ビル以外の目的に使用させないものとする。

#### (施設変更の報告)

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるときは、甲に連絡するものとする。

(利用の通知)

第6条 甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

2 甲は、使用施設の津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、事後の通知でも差し支えないものとする。

(費用負担)

第7条 使用施設を津波避難ビルとして使用する場合の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 津波避難ビルの使用期間は、西条市内に津波注意報等が発表された時から、その解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(津波避難ビルの終了)

第11条 甲は、使用施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

(津波避難ビル表示及び公開等)

第12条 甲は、使用施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、それを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 2月23日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長 青 野 勝

乙 愛媛県今治市郷本町1丁目1番35号

今治互助センター株式会社

代表取締役社長 青 野 定 司

## 9-4 津波避難ビルとしての使用に関する協定書ビルとしての使用に関する協定書 (立正佼成会)

津波時における緊急避難場所(以下「津波避難ビル」という。)としての使用に関し、西条市(以下「甲」という。)と立正佼成会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、西条市内に津波が到達し、又は到達するおそれがある場合における津波避難ビルとして、甲が地域住民等のために乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用用途)

第2条 この協定による施設の使用用途は、津波避難ビルとする。

### (津波避難ビルの使用と使用範囲)

第3条 乙は、次の表に掲げる施設(以下「施設」という。)を津波避難ビルとして甲に使用させるものとし、甲は、次の表に掲げる範囲を津波避難場所として使用するものとする。

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 施設名称   | 立正佼成会西条教会                                            |
| 所在地    | 愛媛県西条市大町字箕サビ473番地                                    |
| 所有者    | 立正佼成会 代表役員 川端健之                                      |
| 構造等    | 鉄筋コンクリート造 地上2階建                                      |
| 建築年    | 昭和50年                                                |
| 増改築年   | 平成14年                                                |
| 耐震診断   | 平成18年実施                                              |
| 耐震改修   | 耐震性あり                                                |
| 避難場所   | 1階法座席 約150平方メートル<br>2階会議室 約 90平方メートル<br>計 約240平方メートル |
| 最大収容人数 | 約70人                                                 |
| 避難経路   | 施設内階段                                                |
| 入口     | 施設正面入口                                               |

### (施設変更の報告)

第4条 乙は、施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じるとき、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

### (使用の通知)

第5条 甲は、地域住民等に避難の必要があると予想されるときは、地域住民等の受入れについて乙にあらかじめ連絡をし、津波避難ビルとしての使用の可否を確認するものとする。

2 乙の会員が施設を使用中に津波が発生した場合は、乙の会員の避難所としての使用を優先する。

### (使用期間等)

第6条 津波避難ビルの使用期間は、原則として西条市内に避難勧告等が発令された時から、その解除等により津波の

おそれがなくなったときまでとする。

- 2 発生した被害の状況等により使用期間を延長する必要があるときは、甲乙協議してその期間を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は可能な範囲内で避難者の援護に協力するものとする。

（費用負担等）

第7条 施設を津波避難ビルとして使用する場合は、無料とする。

- 2 甲は、津波避難ビルの使用に関して、やむを得ず乙の備品等を使用した場合は、その対価を負担するものとする。
- 3 施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。
- 4 前2項の負担額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担額を決定するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（津波避難ビルの終了）

第9条 甲は、施設の津波避難ビルとしての使用を終了したときは、乙に対し終了した旨の通知を行う。

- 2 甲は、第6条の規定により避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない避難者がいるときは、乙と協力し避難者の退去を行うものとする。

（津波避難ビルの公開）

第10条 甲は、施設の使用箇所等を確認した上で津波避難ビルとして指定し、原則として、ホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、津波避難ビルの開設、管理及び運営を通じて個人情報を取り扱う場合又は知り得た場合は、その保護に努めなければならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長 青 野 勝

乙 東京都杉並区和田二丁目11番1号

立正校成会

代表役員 川 端 健 之

## 9-5 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社スーパーホテル）

西条市（以下「甲」という。）と、株式会社スーパーホテル（以下「乙」という。）とは、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのある時における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、西条市内に津波が発生し、又は発生する恐れがあるときに、乙の所有する施設を一時避難施設として地域住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として市民に使用させるものとする。なお、一時避難の目的のために使用し、宿泊には使用しないものとする。

|         |                |
|---------|----------------|
| 所在地     | 愛媛県西条市朔日市777-1 |
| 施設名称    | スーパーホテル伊予西条    |
| 施設の種類   | ホテル            |
| 構造等     | 鉄筋コンクリート造9階建   |
| 避難可能フロア | 2階以上の階段及び廊下    |
| 建築年     | 令和2年           |

### （施設変更の報告）

第3条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

### （費用の負担等）

第4条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を避難場所として使用したことにより生じた損害については、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、甲又は避難した地域住民の責めに帰すことのできない、津波による災害発生に起因する使用施設の破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

### （使用期間）

第5条 使用期間は、津波が発生し、又は津波の発生の恐れが生じたときから津波による避難の必要がなくなったときまでとする。なお、津波による避難の必要がなくなったとの判断については、甲が決定するものとする。

### （事故等の責任）

第6条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した地域住民その他甲の職員等第三者の事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(使用施設の周知)

第7条 甲は、ホームページ等により使用施設の周知を行うこととする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、令和2年 月 日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって終了の1ヶ月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第10条 甲と乙は、使用施設に地域住民を受け入れる場合の手続き、使用施設の使用の方法等については、別途協議のうえ定めるものとする。

2 乙は、避難した地域住民に対し必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供する義務を負わない。

3 乙は、地域住民が避難の必要がないと判断した場合、地域住民を使用施設から速やかに退去させるとともに、地域住民に対して、退去に際し必要な協力を行うものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月18日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

市長

玉井 敏久

乙 大阪市西区江戸堀3-6-35

株式会社スーパーホテル

代表取締役

山村 孝雄

## 9-6 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（有限会社モリ）

西条市（以下「甲」という。）と有限会社モリ（以下「乙」という。）は、津波による被害が発生し、又は発生するおそれのある時における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、西条市内に津波が発生し、又は発生する恐れがあるときに、乙の所有する施設を一時避難施設として地域住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## （使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として市民に使用させるものとする。なお、一時避難の目的のために使用し、宿泊には使用しないものとする。

所在地 愛媛県西条市三津屋南 6—29

施設名称 ターミナルホテル東予

施設の種類 ホテル

構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建

避難可能フロア 2階ロビー・レストラン、2階以上の階段及び廊下

建築年 平成11年

## （施設変更の報告）

第3条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

## （費用の負担等）

第4条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を避難場所として使用したことにより生じた損害については、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、甲又は避難した地域住民の責めに帰すことのできない、津波による災害発生に起因する使用施設の破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

## （使用期間）

第5条 使用期間は、津波が発生し、又は津波の発生の恐れが生じたときから津波による避難の必要がなくなったときまでとする。なお、津波による避難の必要がなくなったとの判断については、甲が決定するものとする。

## （事故等の責任）

第6条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した地域住民その他甲の職員等第三者の事故等に対しては、一切の責任を負わない。

## （使用施設の周知）

第7条 甲は、ホームページ等により使用施設の周知を行うこととする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、令和4年2月15日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって終了の1ヶ月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（その他）

第10条 甲と乙は、使用施設に地域住民を受け入れる場合の手続き、使用施設の使用の方法等については、別途協議のうえ定めるものとする。

2 乙は、避難した地域住民に対し必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供する義務を負わない。

3 乙は、地域住民が避難の必要がないと判断した場合、地域住民を使用施設から速やかに退去させるとともに、地域住民に対して、退去に際し必要な協力を行うものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月15日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 玉井 敏久

乙 愛媛県西条市三津屋南6―29  
有限会社 モリ  
代表取締役



## 9-7 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（株式会社アメイズ）

西条市(以下「甲」という。 )と、株式会社 アメイズ(以下「乙」という。 )とは、津波または高潮・洪水(以下「津波等」という。 )による被害が発生し、又は発生するおそれのある時における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、西条市内に津波等が発生し、又は発生する恐れがあるときに、乙の所有する施設を一時避難施設として地域住民を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設(以下「使用施設」という。 )を、一時避難施設として市民に使用させるものとする。なお、一時避難の目的のために使用し、宿泊には使用しないものとする。

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 所在地     | 愛媛県西条市三津屋南2番地29     |
| 施設名称    | HOTEL AZ 愛媛東予店      |
| 施設の種類   | ホテル                 |
| 構造等     | 鉄筋コンクリート造6階建        |
| 避難可能フロア | 2階以上の廊下(中央階段より北側部分) |
| 建築年     | 令和4年                |

### （施設変更の報告）

第3条 乙は、使用施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

### （費用の負担等）

第4条 使用施設の使用料は無料とする。

2 使用施設を避難場所として使用したことにより生じた損害については、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲は、その費用を負担するものとする。ただし、甲又は避難した地域住民の責めに帰すことのできない、津波による災害発生に起因する使用施設の破損等については、甲による原状回復義務の対象外とする。

### （使用期間）

第5条 使用期間は、津波等が発生し、又は津波等の発生の恐れが生じたときから津波等による避難の必要がなくなったときまでとする。なお、津波等による避難の必要がなくなったとの判断については、甲が決定するものとする。

### （事故等の責任）

第6条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した地域住民その他甲の職員等第三者の事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(使用施設の周知)

第7条 甲は、ホームページ等により使用施設の周知を行うこととする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、令和4年9月14日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって 終了の1ヶ月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第10条 甲と乙は、使用施設に地域住民を受け入れる場合の手続き、使用施設の使用の方法等については、別途協議のうえ定めるものとする。

2 乙は、避難した地域住民に対し必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供する義務を負わない。

3 乙は、地域住民が避難の必要がないと判断した場合、地域住民を使用施設から速やかに退去させるとともに、地域住民に対して、退去に際し必要な協力を行うものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年9月14日

甲 愛媛県西条市明屋敷164番地  
西条市  
市長 玉井 敏久

乙 大分県大分市西鶴崎1-7-17  
株式会社 アメイズ  
代表取締役 穴見 賢一

## 10 様 式

## 10-1 災害情報報告様式

様式1

災 害 発 生 報 告

西 条 市

発信時刻 月 日 時 分

発 信 者

受 信 者

|                                                          |                         |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
|----------------------------------------------------------|-------------------------|-------|-----|-----|-------|----------------|--|---|--|---|--|
| 1 災害発生の日時                                                |                         | 年     |     | 月   |       | 日              |  | 時 |  | 分 |  |
| 2 災害発生場所                                                 |                         |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
| 3 災害発生原因                                                 |                         |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
| 4<br>災<br>害<br>の<br>概<br>況                               | (1)<br>状<br>況           |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
|                                                          | (2)<br>死<br>傷<br>者      | 氏 名   | 年 齢 | 職 業 | 住 所   | 備 考            |  |   |  |   |  |
|                                                          |                         |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
|                                                          | (3)<br>被<br>害<br>家<br>屋 | 世 帯 主 | 年 齢 | 職 業 | 所 在 地 | 被 害 状 況        |  |   |  |   |  |
|                                                          |                         |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
| 5<br>災<br>害<br>に<br>対<br>し<br>取<br>ら<br>れ<br>た<br>措<br>置 | (1) 主な措置                |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
|                                                          | (2)<br>避<br>難<br>状<br>況 | 地 区 名 | 世帯数 | 人 員 | 避 難 先 | 命令、勧告、自主の別、その他 |  |   |  |   |  |
|                                                          |                         |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
|                                                          | (3) 消防機関の活動状況           |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |
| ア 出動人員 消防職員 名、消防団員 名、計 名<br>イ 主な活動内容(使用した機材を含む)          |                         |       |     |     |       |                |  |   |  |   |  |

| 発 信 機 関 西 条 市    |             |       |                   | 区 分         |            | 被害              | 区 分               |                       | 被害                        |            |    |
|------------------|-------------|-------|-------------------|-------------|------------|-----------------|-------------------|-----------------------|---------------------------|------------|----|
| 報 告 第 報          |             |       |                   | そ<br>の<br>他 | 11 田       | (1) 流 失、<br>埋 没 | ha                |                       | 34 公 立 文 教 施 設            | 千円         |    |
| 番号( 月 日 時現在)     |             |       |                   |             |            | (2) 冠 水         | ha                |                       | 35 農 林 水 産 業 施 設          | 千円         |    |
| 報告者名             |             |       |                   |             | 12 畑       | (1) 流 失、<br>埋 没 | ha                |                       | 36 公 共 土 木 施 設            | 千円         |    |
| 受領者名             |             |       |                   |             |            | (2) 冠 水         | ha                |                       | 37 そ の 他 の 公 共<br>施 設     | 千円         |    |
| 区 分              |             |       | 被害                |             | 13 文 教 施 設 | 箇所              |                   |                       | 38 小 計                    | 千円         |    |
| 人<br>的<br>被<br>害 | 1 死 者       | 人     |                   |             | 14 病 院     | 箇所              |                   |                       | 39 公 共 施 設 被 害<br>市 町 村 数 | 団体         |    |
|                  | 2 行 方 不 明 者 | 人     |                   |             | 15 道 路     | 箇所              |                   | そ<br>の<br>他           | 40 農 産 被 害                | 千円         |    |
|                  | 3 負 傷 者     | (1)重症 | 人                 |             |            | 16 橋 り ょ う      | 箇所                |                       |                           | 41 林 産 被 害 | 千円 |
| (2)軽症            |             | 人     |                   |             | 17 河 川     | 箇所              |                   |                       | 42 畜 産 被 害                | 千円         |    |
| 住<br>家<br>被<br>害 | 4 全 壊       | 棟     |                   |             | 18 港 湾     | 箇所              |                   |                       | 43 水 産 被 害                | 千円         |    |
|                  |             | 世帯    |                   |             | 19 砂 防     | 箇所              |                   |                       | 44 商 工 被 害                | 千円         |    |
|                  |             | 人     |                   |             | 20 清 掃 施 設 | 箇所              |                   |                       |                           |            |    |
|                  | 5 半 壊       | 棟     |                   |             | 21 崖 く ず れ | 箇所              |                   |                       |                           |            |    |
|                  |             | 世帯    |                   |             | 22 鉄 道 不 通 | 箇所              |                   | 45 そ の 他              | 千円                        |            |    |
|                  |             | 人     |                   |             | 23 被 害 船 舶 | 隻               |                   | 46 被 害 総 額            | 千円                        |            |    |
|                  | 6 一 部 破 損   | 棟     |                   |             | 24 水 道     | 戸               |                   | 人 的 被 害 者 の 住 所 氏 名 等 |                           |            |    |
|                  |             | 世帯    |                   |             | 25 電 話     | 回線              |                   |                       |                           |            |    |
|                  |             | 人     |                   |             | 26 電 気     | 戸               |                   |                       |                           |            |    |
|                  | 7 床 上 浸 水   | 棟     |                   |             | 27 ガ ス     | 戸               |                   |                       |                           |            |    |
| 世帯               |             |       | 28 ブ ロ ッ ク<br>塀 等 | 箇所          |            |                 |                   |                       |                           |            |    |
| 人                |             |       |                   |             |            | 今 後 の 見 と お し   |                   |                       |                           |            |    |
| 8 床 下 浸 水        | 棟           |       | 29 り 災 世 帯 数      |             | 世帯         |                 | 消 防 機 関 の 活 動 状 況 |                       |                           |            |    |
|                  | 世帯          |       | 30 り 災 者 数        |             | 人          |                 |                   |                       |                           |            |    |
|                  | 人           |       | 火 災 発 生           | 31 建 物      | 件          |                 |                   |                       |                           |            |    |
| 非 住 家            | 9 公 共 建 物   | 棟     |                   |             | 32 危 険 物   | 件               |                   |                       |                           |            |    |
|                  | 10 そ の 他    | 棟     |                   |             | 33 そ の 他   | 件               |                   |                       |                           |            |    |

|                   |         |   |                |                |        |   |  |
|-------------------|---------|---|----------------|----------------|--------|---|--|
| 災 害 名             |         |   |                |                |        |   |  |
| 発 生 年 月 日         |         |   |                |                |        |   |  |
| 発 生 場 所           |         |   |                |                |        |   |  |
| 災害の概況             |         |   |                |                |        |   |  |
| 4 市災害対策本部の設置状況    |         |   |                |                |        |   |  |
| 4 災害救助法の適用状況      |         |   |                |                |        |   |  |
| 避難状況              |         |   |                |                |        |   |  |
| 応急措置及び救助活動の状況     |         |   |                |                |        |   |  |
| 出 動 状 況           | 49 消防団  | 人 | 51 警察官         | 人              | 53 自衛隊 | 人 |  |
|                   | 50 消防吏員 | 人 | 52 その他<br>の応援者 | 人              | 計      | 人 |  |
| 文教施設・公共建物の名称、被害程度 |         |   |                | 不 通 道 路 橋 りょう名 |        |   |  |
|                   |         |   |                |                |        |   |  |

様式 2 の 2

## 被 害 状 況 内 訳 表

| 区 分              |                  |                       | 符号            | 被 害 量 | 被害額（千円） | 備 考 |  |  |
|------------------|------------------|-----------------------|---------------|-------|---------|-----|--|--|
| 一<br>般<br>被<br>害 | 人<br>的<br>被<br>害 | 死 者                   |               | 1     | 人       |     |  |  |
|                  |                  | 行 方 不 明               |               | 2     | 人       |     |  |  |
|                  |                  | 負 傷 者                 | 重 症           |       | 3       | 人   |  |  |
|                  |                  |                       | 軽 症           |       | 4       | 人   |  |  |
|                  |                  |                       | 小 計           |       | 5       | 人   |  |  |
|                  | 住<br>家<br>被<br>害 | 全 壊                   | 棟 数           |       | 6       | 棟   |  |  |
|                  |                  |                       | 世 帯           |       | 7       | 世帯  |  |  |
|                  |                  |                       | 人 員           |       | 8       | 人   |  |  |
|                  |                  | 半 壊                   | 棟 数           |       | 9       | 棟   |  |  |
|                  |                  |                       | 世 帯           |       | 10      | 世帯  |  |  |
|                  |                  |                       | 人 員           |       | 11      | 人   |  |  |
|                  |                  | 一 部 破 損               | 棟 数           |       | 12      | 棟   |  |  |
|                  |                  |                       | 世 帯           |       | 13      | 世帯  |  |  |
|                  |                  |                       | 人 員           |       | 14      | 人   |  |  |
|                  |                  | 床 上 浸 水               | 棟 数           |       | 15      | 棟   |  |  |
|                  |                  |                       | 世 帯           |       | 16      | 世帯  |  |  |
|                  |                  |                       | 人 員           |       | 17      | 人   |  |  |
|                  |                  | 床 下 浸 水               | 棟 数           |       | 18      | 棟   |  |  |
|                  |                  |                       | 世 帯           |       | 19      | 世帯  |  |  |
|                  |                  |                       | 人 員           |       | 20      | 人   |  |  |
|                  |                  | 被害被                   | 全 壊 及 び 半 壊   |       | 21      | 棟   |  |  |
|                  |                  | り<br>災<br>世<br>帯      | り 災 世 帯       |       | 22      | 世帯  |  |  |
|                  |                  |                       | り 災 者         |       | 23      | 人   |  |  |
|                  | 県<br>有<br>施<br>設 | 他の項目に<br>掲げるもの<br>を除く | 庁 舎 等         |       | 24      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | そ の 他 の 政 財 産 |       | 25      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | 普 通 財 産       |       | 26      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | 県 立 大 学       |       | 27      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | そ の 他         |       | 28      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | 小 計           |       | 29      | 箇所  |  |  |
|                  | 市<br>有<br>施<br>設 | 他の項目に<br>掲げるもの<br>を除く | 庁 舎 等         |       | 30      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | そ の 他 の 政 財 産 |       | 31      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | 普 通 財 産       |       | 32      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | そ の 他         |       | 33      | 箇所  |  |  |
|                  |                  |                       | 小 計           |       | 34      | 箇所  |  |  |
|                  | 計                |                       |               | 35    | 箇所      |     |  |  |

| 区 分               |             | 符号              | 被 害 量 | 被害額（千円） | 備 考 |
|-------------------|-------------|-----------------|-------|---------|-----|
| 厚 生 関 係 被 害       | 社 会 福 祉 施 設 | 生 活 保 護 施 設     | 36    | 箇所      |     |
|                   |             | 身 障 更 生 保 護 施 設 | 37    | 箇所      |     |
|                   |             | 老 人 福 祉 施 設     | 38    | 箇所      |     |
|                   |             | 児 童 福 祉 施 設     | 39    | 箇所      |     |
|                   |             | 婦 人 保 護 施 設     | 40    | 箇所      |     |
|                   |             | そ の 他           | 41    | 箇所      |     |
|                   |             | 小 計             | 42    | 箇所      |     |
|                   | 医 療 施 設     | 感染症指定医療機関病棟     | 43    | 棟       |     |
|                   |             | 感染症指定医療機関病舎     | 44    | 棟       |     |
|                   |             | 公 的 病 院         | 45    | 箇所      |     |
|                   |             | 私 的 病 院         | 46    | 箇所      |     |
|                   |             | そ の 他           | 47    | 箇所      |     |
|                   |             | 小 計             | 48    |         |     |
|                   | 環 境 衛 生 施 設 | 水 道 施 設         | 49    | 箇所      |     |
|                   |             | 下 水 道 施 設       | 50    | 箇所      |     |
|                   |             | 清 掃 施 設         | 51    | 箇所      |     |
|                   |             | そ の 他           | 52    | 箇所      |     |
|                   |             | 小 計             | 53    | 箇所      |     |
|                   | 計           |                 | 54    |         |     |
| 商 工 業 労 働 関 係 被 害 | 中 小 企 業     | 建 物（住宅部分除く）     | 55    | 棟       |     |
|                   |             | 機 械 設 備         | 56    | 箇所      |     |
|                   |             | 商 品、原 材 料、仕 掛 品 | 57    | 箇所      |     |
|                   |             | そ の 他           | 58    | 箇所      |     |
|                   |             | 小 計             | 59    |         |     |
|                   | 鉦 工 業       | 建 物             | 60    | 箇所      |     |
|                   |             | 機 械 設 備         | 61    | 箇所      |     |
|                   |             | 商 品、原 材 料、仕 掛 品 | 62    | 箇所      |     |
|                   |             | そ の 他           | 63    | 箇所      |     |
|                   |             | 小 計             | 64    | 箇所      |     |
|                   | 観 光 施 設     | ホ テ ル ・ 旅 館     | 65    | 箇所      |     |
|                   |             | 観 光 施 設         | 66    | 箇所      |     |
|                   |             | そ の 他           | 67    | 箇所      |     |
|                   |             | 小 計             | 68    | 箇所      |     |
|                   | 計           |                 | 69    |         |     |

| 区 分                        |               |                 |         | 符号   | 被 害 量 | 被害額（千円） | 備 考 |
|----------------------------|---------------|-----------------|---------|------|-------|---------|-----|
| 農<br>林<br>関<br>係<br>被<br>害 | 施 設 関 係       | 共同<br>利用<br>施設  | 畜 産 関 係 | 70   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 蚕 糸 関 係 | 71   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 園 芸 関 係 | 72   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 入 植 関 係 | 73   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | そ の 他   | 74   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 小 計     | 75   | 箇所    |         |     |
|                            |               | 非共同<br>利用<br>施設 | 畜 産 関 係 | 76   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 蚕 糸 関 係 | 77   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 園 芸 関 係 | 78   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 入 植 関 係 | 79   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | そ の 他   | 80   | 箇所    |         |     |
|                            |               |                 | 小 計     | 81   | 箇所    |         |     |
|                            |               | 牧 野 地           | 牧 野 地   | 82   | ha    |         |     |
|                            |               |                 | 牧 野 施 設 | 83   |       |         |     |
|                            | 果樹、桑樹、茶樹の樹体被害 |                 | 84      | ha   |       |         |     |
|                            | 地方公共団体等の施設    | 畜 産 関 係         | 85      | 箇所   |       |         |     |
|                            |               | 蚕 糸 関 係         | 86      | 箇所   |       |         |     |
|                            |               | 園 芸 関 係         | 87      | 箇所   |       |         |     |
|                            |               | 入 植 関 係         | 88      | 箇所   |       |         |     |
|                            |               | そ の 他           | 89      | 箇所   |       |         |     |
|                            |               | 小 計             | 90      | 箇所   |       |         |     |
| 計                          |               |                 | 91      |      |       |         |     |
| 農 畜 産 物 等                  | 農 畜 産 物 関 係   | 水 陸 稲           | 92      | ha t |       |         |     |
|                            |               | 麦 類             | 93      | ha t |       |         |     |
|                            |               | 野 菜             | 94      | ha t |       |         |     |
|                            |               | 果 樹             | 95      | ha t |       |         |     |
|                            |               | 園 芸 作 物         | 96      | ha t |       |         |     |
|                            |               | 茶               | 97      | ha t |       |         |     |
|                            |               | 桑               | 98      | ha t |       |         |     |
|                            |               | 飼 料 作 物         | 99      | ha t |       |         |     |
|                            |               | そ の 他           | 100     | ha t |       |         |     |
|                            |               | 小 計             | 101     | ha t |       |         |     |



| 区 分                                                              |                       |                            |                 | 符号      | 被 害 量 | 被害額（千円） | 備 考 |  |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------|---------|-------|---------|-----|--|
| 農<br>畜<br>産<br>物<br>等<br><br>水<br>産<br>関<br>係<br><br>被<br>害<br>地 | 農<br>畜<br>産<br>物<br>等 | 家<br>畜<br>等                | 家 畜             | 102     |       |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 畜 産 物           | 103     |       |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 繭               | 104     |       |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | そ の 他           | 105     |       |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 小 計             | 106     |       |         |     |  |
|                                                                  |                       | 貯 蔵 物 、 加 工 品              |                 |         | 107   |         |     |  |
|                                                                  |                       | 計                          |                 |         | 108   |         |     |  |
|                                                                  | 水<br>産<br>関<br>係      |                            | 漁 港             | 109     | 箇所    |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 漁 船             | 110     | 隻     |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 船 具             | 111     | 件     |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 共 同 利 用 施 設     | 112     | 箇所    |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 非 共 同 利 用 施 設   | 113     | 箇所    |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 養 殖 施 設         | 114     | 箇所    |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 養 殖 物           | 115     | 箇所    |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 漁 協（連 合 会）在 庫 物 | 116     |       |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | そ の 他           | 117     |       |         |     |  |
|                                                                  |                       |                            | 計               | 118     |       |         |     |  |
|                                                                  | 被<br>害<br>地           | 農<br>田                     |                 | 流 失 埋 没 | 119   | ha      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 冠 水     | 120   | ha      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 小 計     | 121   | ha      |     |  |
|                                                                  |                       | 畑<br>地                     |                 | 流 失 埋 没 | 122   | ha      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 冠 水     | 123   | ha      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 小 計     | 124   | ha      |     |  |
|                                                                  |                       | 農<br>業<br>関<br>係<br>施<br>設 |                 | た め 池   | 125   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 頭 首 工   | 126   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 水 路     | 127   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 堤 と う   | 128   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 道 路     | 129   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 橋 り よ う | 130   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 揚 水 機   | 131   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | そ の 他   | 132   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       |                            |                 | 小 計     | 133   | 箇所      |     |  |
|                                                                  |                       | 計                          |                 |         | 134   |         |     |  |

| 区 分                        |                            |             | 符号      | 被 害 量          | 被害額（千円） | 備 考 |
|----------------------------|----------------------------|-------------|---------|----------------|---------|-----|
| 農<br>林<br>関<br>係<br>被<br>害 | 林<br>業<br>関<br>係<br>被<br>害 | 山 地 崩 壊     | 135     | ha             |         |     |
|                            |                            | 林 道 路       | 136     | 箇所             |         |     |
|                            |                            | 橋 架         | 137     | 箇所             |         |     |
|                            |                            | 小 計         | 138     |                |         |     |
|                            |                            | 木 材         | 139     | m <sup>2</sup> |         |     |
|                            |                            | 立 木         | 140     | ha             |         |     |
|                            |                            | 木 炭         | 141     | kg             |         |     |
|                            |                            | 薪           | 142     | kg             |         |     |
|                            |                            | そ の 他       | 143     |                |         |     |
|                            |                            | 小 計         | 144     |                |         |     |
|                            |                            | 一 般 林 道 施 設 | 145     | 箇所             |         |     |
|                            |                            | 木 炭 施 設     | 146     | 箇所             |         |     |
|                            |                            | そ の 他       | 147     |                |         |     |
|                            |                            | 計           | 148     |                |         |     |
|                            |                            | 合 計         | 149     |                |         |     |
| 土<br>木<br>関<br>係<br>被<br>害 | 国<br>庫<br>負<br>担<br>工<br>事 | 県<br>工<br>事 | 河 川     | 150            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 砂 防     | 151            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 道 路     | 152            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 橋 り よ う | 153            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 港 湾     | 154            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 漁 港     | 155            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 小 計     | 156            | 箇所      |     |
|                            |                            |             |         |                |         |     |
|                            | 市<br>工<br>事                | 市<br>工<br>事 | 河 川     | 157            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 砂 防     | 158            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 道 路     | 159            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 橋 り よ う | 160            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 港 湾     | 161            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 漁 港     | 162            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 小 計     | 163            | 箇所      |     |
|                            |                            |             |         |                |         |     |
|                            | 単<br>独<br>工<br>事           | 市<br>工<br>事 | 河 川     | 164            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 砂 防     | 165            | 箇所      |     |
|                            |                            |             | 道 路     | 166            | 箇所      |     |

| 区 分         |             |       |             | 符号  | 被 害 量 | 被害額（千円） | 備 考 |
|-------------|-------------|-------|-------------|-----|-------|---------|-----|
| 土 木 関 係 被 害 | 単 独 工 事     | 市 工 事 | 橋 り よ う     | 167 | 箇所    |         |     |
|             |             |       | 港 湾         | 168 | 箇所    |         |     |
|             |             |       | 漁 港         | 169 | 箇所    |         |     |
|             |             |       | 小 計         | 170 | 箇所    |         |     |
|             | 一 般 都 市 施 設 |       |             | 171 | 箇所    |         |     |
|             | そ の 他       |       |             | 172 | 箇所    |         |     |
|             | 計           |       |             | 173 | 箇所    |         |     |
| 文 教 関 係 被 害 | 学 校 関 係     | 学 校   | 幼 稚 園       | 174 | 件     |         |     |
|             |             |       | 小 学 校       | 175 | 校     |         |     |
|             |             |       | 中 学 校       | 176 | 校     |         |     |
|             |             |       | 高 等 学 校     | 177 | 校     |         |     |
|             |             |       | そ の 他 の 学 校 | 178 | 校     |         |     |
|             |             |       | 小 計         | 179 |       |         |     |
|             | 社会教育施設      | 公 民 館 | 公 民 館       | 180 | 箇所    |         |     |
|             |             |       | そ の 他       | 181 | 箇所    |         |     |
|             |             |       | 小 計         | 182 | 箇所    |         |     |
|             | 文 化 財 関 係   | 文 化 財 | 国 宝         | 183 | 件     |         |     |
|             |             |       | 重 文         | 184 | 件     |         |     |
|             |             |       | 県 指 定 文 化 財 | 185 | 件     |         |     |
|             |             |       | 史 跡 名 勝     | 186 | 箇所    |         |     |
|             |             |       | 天 然 記 念 物   | 187 | 箇所    |         |     |
|             |             |       | 小 計         | 188 |       |         |     |
|             | 計           |       |             | 189 |       |         |     |
| 総 合 計       |             |       | 190         |     |       |         |     |

## 発信記録表

|                                                                                                               |        |       |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|-------|
| 発信者氏名                                                                                                         | 発信先機関名 | 受信者氏名 | 本部長確認 |
| 氏名                                                                                                            |        | 氏名    |       |
| TEL                                                                                                           |        | 所属    |       |
| <div>西条市災害対策本部(発)第    号</div> <div>年    月    日                      時    分</div> <div>(通知・要請・指示・報告・その他)</div> |        |       |       |
| 件名                                                                                                            |        |       |       |
| <div>本文</div>                                                                                                 |        |       |       |

## 受信記録表

| 発信先機関名                                                                                      | 発信者氏名 | 受信者氏名 | 本部長確認 | 統括部の協議 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|--------|
|                                                                                             | 氏名    | 氏名    |       | 要      |
|                                                                                             | TEL   | 所属    |       | 否      |
| <p>西条市災害対策本部(受)第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 時 分</p> <p>(通知・要請・指示・報告・その他)</p> |       |       |       |        |
| 件名                                                                                          |       |       |       |        |
| 本文                                                                                          |       |       |       |        |
| 措置の内容                                                                                       |       |       |       |        |

## 10-3 情報受付（処理）票

| 被災地区 | 情報 No |
|------|-------|
| 西 条  |       |
| 東 予  |       |
| 丹 原  |       |
| 小 松  |       |

|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     |    |       |
|------------------|-------|----------------------------------|------|------|------|----------------|------|-------|-----|----|-------|
| 関係部（課）長          |       |                                  | 本部長  |      | 部長   |                | 情報班長 |       | 受信者 |    |       |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     |    |       |
| 受付日時             |       | 年 月 日（ ） 時 分                     |      |      |      |                |      |       |     |    |       |
| 災害発生場所           |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     |    |       |
| 発信者等             |       | 住所                               |      | TEL  |      |                |      | ( ) — |     |    |       |
|                  |       | 氏名                               |      |      |      |                |      |       |     |    |       |
| 受信内容             |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 1  | 床下浸水  |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 2  | 床上浸水  |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 3  | 道路冠水  |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 4  | 河川の異状 |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 5  | 通行止   |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 6  | がけ崩れ  |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 7  | 家屋倒壊  |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 8  | 自主避難  |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 9  | 避難勧告  |
|                  |       |                                  |      |      |      |                |      |       |     | 10 | その他   |
| 被害状況             |       | 死者                               | 人    | 道路   | ヶ所   | 田              | 流失埋没 | ha    |     |    |       |
|                  |       | 行方不明者                            | 人    | 橋りょう | ヶ所   |                | 冠水   | ha    |     |    |       |
|                  |       | 負傷者                              | 人    | 河川   | ヶ所   | 畑              | 流失埋没 | ha    |     |    |       |
|                  |       | 家屋                               | 全壊   | 戸    | 崖くずれ |                | ヶ所   | 冠水    | ha  |    |       |
|                  |       |                                  | 半壊   | 戸    | 溜池   | ヶ所             | その他  |       |     |    |       |
|                  |       |                                  | 一部損壊 | 戸    | 農道   | ヶ所             |      |       |     |    |       |
|                  |       | 床上浸水                             | 戸    |      |      |                |      |       |     |    |       |
|                  |       | 床下浸水                             | 戸    |      |      |                |      |       |     |    |       |
| 処<br>理<br>状<br>況 | 出動者   |                                  |      |      |      | 使用車両<br>(出動車両) |      |       |     |    |       |
|                  | 使用資機材 | 土のう 袋 ロープ m<br>杭 本 その他<br>バン線 kg |      |      |      |                |      |       |     |    |       |
|                  | 内 容   |                                  |      |      |      |                |      |       |     |    |       |

## 10-4 被災者調査表

|                  |                  |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
|------------------|------------------|-----|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----|-------|--|-----|--|
| 年 月 日作成          |                  |     |                                         |                                                         |     | 調 査 員 |  | 部 課 |  |
| 調 査 個 表          |                  |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
| 世 帯 主            |                  | 住 所 | 西条市 町内名( )                              |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  |                  | 氏 名 | 世帯人員 名                                  |                                                         |     |       |  |     |  |
| 被<br>害<br>状<br>況 | 災 害 の 原 因        |     | 1. 風水害 2. 地震災害 3. その他( )                |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  | 被 災 年 月 日        |     | 年 月 日                                   |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  | 被 災 場 所          |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  | 被 災 の 程 度        |     | 住 家 の<br>被 害                            | 1. 全壊(焼) 2. 流失 3. 半壊(焼) 4. 一部破損<br>5. 床上浸水( cm) 6. 床下浸水 |     |       |  |     |  |
| 人 的<br>被 害       |                  |     | 1. 死 亡 人 2. 行方不明 人<br>3. 重 症 人 4. 軽 症 人 |                                                         |     |       |  |     |  |
| 特<br>記<br>事<br>項 | 世<br>帯<br>人<br>員 | 氏 名 | 続柄                                      | 年齢                                                      | 備 考 |       |  |     |  |
|                  |                  |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  |                  |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  |                  |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  |                  |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  |                  |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |
|                  | そ<br>の<br>他      |     |                                         |                                                         |     |       |  |     |  |

## 10-5 職員参集表

No. /

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|---|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 部 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |   |   | 年 月 日 時 報 告 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 報告者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |   |   | 年 月 日 時 分報告 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">           人員<br/>発災後の時間         </div> <div style="margin-left: 10px;"> <table border="1"> <tr> <td>合計</td> <td>課</td> <td>課</td> <td>課</td> <td>課</td> <td>課</td> <td>課</td> </tr> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </table> </div> </div> | 合計  | 課 | 課 | 課           | 課 | 課 | 課 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 合計  | 課 | 課 | 課           | 課 | 課 | 課 |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 人   | 人 | 人 | 人           | 人 | 人 |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 10分未満                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 10分～20分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ( ) |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 20分～30分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ( ) |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 30分～40分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ( ) |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 40分～50分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ( ) |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 50分～1時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ( ) |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
| 1時間～2時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ( ) |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |     |   |   |             |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |  |  |  |  |  |

(注)1 ( )内には、累計を記入する。

2 課の数が6以上ある部については、No. / にページ数・枚数の順で記入する。



10-6 災害対策従事者名簿

年 月 日

| 災害名 |     |     |    |     |         | 所 属        | 部       | 班 | 報告者 | 印 | No. | ／ |
|-----|-----|-----|----|-----|---------|------------|---------|---|-----|---|-----|---|
| No. | 課 名 | 職 名 | 職番 | 氏 名 | 従 事 時 間 | 仮 眠<br>時間等 | 従 事 内 容 |   |     |   | 備 考 |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |
|     |     |     |    |     | ～       |            |         |   |     |   |     |   |

(注)1 災害対策本部における班体制別に作成し、班長名で報告すること。

2 従事内容は、具体的に記入すること。

## 10-7 災害対策活動実施状況報告書

|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|-----|-----|---------|------------|-----|----------|------------------------|-------|
| 災害名 |     |         | 報告者<br>氏名等 | 部 班 | 報告<br>日時 | 年 月 日(中間)<br>時 分現在(最終) | No. / |
| 月 日 | 時 刻 | 災害対策の種類 | 実 施 伏 況    |     |          | 今 後 の 対 策              |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |
|     |     |         |            |     |          |                        |       |

(注)1 日時を追って適宜記入し、状況に応じて整理すること。

2 「実施状況欄」には、作業及び被災者に対する措置の内容、活動場所、活動期間、進捗率、延出動人員、延使用資器材、応援の状況等を具体的に記入すること。

3 「今後の対策欄」には、作業及び措置の内容、活動場所、活動期間、必要となる延人員、必要となる資器材、応援を必要とする人員等を具体的に記入すること。

## 10-8 避難所収容記録簿

No. /

|      |  |      |  |
|------|--|------|--|
| 避難所名 |  | 担当者名 |  |
|------|--|------|--|

| 番号 | 入所日時 | 氏名 | 年齢 | 性別 | 摘要 | 退所日時 |
|----|------|----|----|----|----|------|
| 1  |      |    |    |    |    |      |
| 2  |      |    |    |    |    |      |
| 3  |      |    |    |    |    |      |
| 4  |      |    |    |    |    |      |
| 5  |      |    |    |    |    |      |
| 6  |      |    |    |    |    |      |
| 7  |      |    |    |    |    |      |
| 8  |      |    |    |    |    |      |
| 9  |      |    |    |    |    |      |
| 10 |      |    |    |    |    |      |
| 11 |      |    |    |    |    |      |
| 12 |      |    |    |    |    |      |
| 13 |      |    |    |    |    |      |
| 14 |      |    |    |    |    |      |
| 15 |      |    |    |    |    |      |
| 16 |      |    |    |    |    |      |
| 17 |      |    |    |    |    |      |
| 18 |      |    |    |    |    |      |
| 19 |      |    |    |    |    |      |
| 20 |      |    |    |    |    |      |

10-9 避難の状況

(第 報)

|           |  |      |     |
|-----------|--|------|-----|
| 月 日 時 分現在 |  | 受信時刻 | 時 分 |
| 発信機関      |  | 受信機関 |     |
| 発信者名      |  | 受信者名 |     |

| 地区名 | 避難の状況 |            |       |      | 避難情報       |      | 警戒区域の設定 |            | 避難の理由 | 避難先・今後の見通し等 |
|-----|-------|------------|-------|------|------------|------|---------|------------|-------|-------------|
|     | 町内名   | 避難した日<br>時 | 避難世帯数 | 避難人数 | 有 無        | 発令日時 | 有 無     | 設定した日<br>時 |       |             |
|     |       |            |       |      | 有 ( )<br>無 |      | 有・無     |            |       |             |
|     |       |            |       |      | 有 ( )<br>無 |      | 有・無     |            |       |             |
|     |       |            |       |      | 有 ( )<br>無 |      | 有・無     |            |       |             |
|     |       |            |       |      | 有 ( )<br>無 |      | 有・無     |            |       |             |
|     |       |            |       |      | 有 ( )<br>無 |      | 有・無     |            |       |             |
|     |       |            |       |      | 有 ( )<br>無 |      | 有・無     |            |       |             |
|     |       |            |       |      | 有 ( )<br>無 |      | 有・無     |            |       |             |

(注)1 項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」……として報告すること。  
2 報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別様とすること。また、「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を入手した時点とすること。

10-10 避難・救護所開設の状況

(第 報)

|     |     |      |      |        |       | 月 日 時 分現在 |      | 受信時刻          | 時 分 |
|-----|-----|------|------|--------|-------|-----------|------|---------------|-----|
|     |     |      |      |        |       | 発信機関      |      | 受信機関          |     |
|     |     |      |      |        |       | 発信者名      |      | 受信者名          |     |
| 種別  | 名 称 | 設置場所 | 開設日時 | 収容可能人数 | 現収容人数 | 実施期間      | 活動人員 | そ の 他 参 考 事 項 |     |
| 避難所 |     |      |      |        |       |           |      |               |     |
| 救護所 |     |      |      |        |       |           |      |               |     |

(注)1 項目のすべてが判明しない場合でも、その一部でも判明したものから順次「第1報」、「第2報」……………として報告すること。  
 2 報告件数の多少等に応じ、適宜、地区ごとに別様とすること。また、「月 日 時 分現在」は、報告機関が情報を入手した時点とすること。

## 10-11 自衛隊派遣要請依頼様式

### 1 災害派遣要請依頼

|                                 |
|---------------------------------|
| 年 月 日                           |
| 災害派遣要請者あて                       |
| 発信者名                            |
| 自衛隊の災害派遣要請依頼について                |
| 災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。 |
| 記                               |
| 1 災害の情况及び派遣要請を依頼する理由            |
| 2 派遣を希望する期間                     |
| 3 派遣を希望する区域及び活動内容               |
| 4 その他参考となるべき事項                  |
| (1) 連絡場所                        |
| (2) 連絡責任者                       |
| (3) 気象状況等                       |
| (4) その他                         |

## 2 救急患者空輸要請依頼

年 月 日

災害派遣要請者あて

発信者名

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

1 派遣要請の理由

2 派遣を要する日時

3 派遣を要する場所及び輸送場所

4 空輸を必要とする救急患者

氏名 血液型 生年月日

5 同乗者(医師、親族)

氏名 血液型 生年月日

〃 〃 〃

6 その他

医療機材、特記事項等

## 10-12 自衛隊撤収要請依頼様式

### 1 撤収要請依頼

|                                                    |       |
|----------------------------------------------------|-------|
|                                                    | 年 月 日 |
| 災害派遣要請者あて                                          |       |
| 発信者名                                               |       |
| 自衛隊の撤収要請依頼について                                     |       |
| 自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。 |       |
| 記                                                  |       |
| 1 撤収要請依頼日時                                         |       |
| 年 月 日                                              |       |
| 2 派遣要請依頼日時                                         |       |
| 年 月 日                                              |       |
| 3 撤収作業場所                                           |       |
| 4 撤収作業内容                                           |       |



## 2 救急患者空輸撤収要請依頼

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| 年 月 日                                                            |
| 災害派遣要請者あて                                                        |
| 発信者名                                                             |
| 自衛隊航空機の撤収要請依頼について                                                |
| 年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地( )へ空<br>輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。 |
| 記                                                                |
| 1 撤収要請依頼日時                                                       |
| 年 月 日                                                            |

## 10-13 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

|                                                                      |                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受信時間                                                                 | 時 分                                                                                                                                           |
| 1 要 請 機 関 名                                                          | 西 条 市                      T e l                      発 信 者 (職名:<br>氏名: )                                                                     |
| 2 活 動 の 種 別                                                          | (1) 災害応急(偵察・広報・物資輸送等)      (2) 救急<br>(3) 救助      (4) 火災防御      (5) その他(                      )                                                |
| 3 活 動 内 容                                                            | 偵察、広報、物資輸送(品名数量                      )、人員搬送<br>救急、救助、空中消火、その他(                      )                                                         |
| 4 発 生 場 所 及 び<br><br>発 生 日 時                                         | 西 条   南 町                      地 内<br>(発生日時)                      年   月   日<br>午前・午後   時   分<br>(目標)<br>(離着陸場所)                               |
| 5 現 地 の 気 象 条 件                                                      | 天候                      風向                      風速                      気温<br>視界                      m   気象予警報(                      警報・注意報) |
| 6 現 場 指 揮 者                                                          | 所属・職名・氏名                                                                                                                                      |
| 7 現 場 と の<br>連 絡 手 段                                                 | 無線種別(統制波、主運用波、その他)<br>現場指揮本部(車)                      呼出名(コールサイン)                                                                              |
| 8<br><br>要<br>請<br>を<br>必<br>要<br>と<br>す<br>る<br>理<br>由              | ※ 災害状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。<br>(救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員等も記述のこと。)                                                                             |
| 目<br>標                                                               | 別添地図のとおり                      * 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図の<br>ページ数を明記                                                                     |
| 愛媛県防災航空事務所(消防防災航空隊) Tel 089-965-1119<br>ファクシミリ      Tel 089-972-3655 |                                                                                                                                               |
| 受信者                                                                  |                                                                                                                                               |

|                               |                       |                    |                       |                    |        |            |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|--------------------|--------|------------|
| 9<br>傷病者<br>搬送<br>の<br>場<br>合 | 傷病者                   | 氏名<br>氏名           |                       | 年齢<br>年齢           | 歳<br>歳 | 男・女<br>男・女 |
|                               | 症                     | 状                  |                       |                    |        |            |
|                               | 着陸場所<br>の目標等          | 出動先<br>所在地<br>及び目標 |                       | 搬送先<br>所在地<br>及び目標 |        |            |
|                               | 同乗者                   | 医師及び看護婦の氏名         |                       | 関係者の氏名             |        |            |
|                               | 病院への搬送方法              | 救急車の手配             |                       | 病院の手配              |        |            |
|                               | 受入病院                  | 所在地<br>名称          |                       | 連絡先<br>Tel         |        |            |
|                               | 搬送先の消防本部の<br>担当者 職・氏名 |                    | 消防本部(局) 課<br>職・氏名 Tel |                    |        |            |

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 10 必要資機材    |                 |
| 11 他航空機への要請 | (有・無)機関名 要請機数 機 |
| 12 その他必要事項  |                 |

\* 以下の項目は消防防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 1 運航指揮者  |                                   |
| 2 使用無線等  | 無線種別(統制波、主運用波、その他)<br>呼出名(コールサイン) |
| 3 到着予定日時 | 年 月 日( 曜日)<br>午前・午後 時 分           |
| 4 活動予定時間 | 時間 分                              |
| 5 燃料の確保  | 要手配・手配不要 リットル(ドラム缶 本)             |

## 11 そ の 他

### 11-1 過去の災害履歴

#### 1 西条市における主な気象災害

| 年月日           | 異常気象名     | 被害等の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| S51.9.8～13    | 台風17号     | <p>○最大風速（西条消防署）19.5m/秒（13日14時40分・WSW）</p> <p>○降雨量 西条消防署868.6mm 東之川1,223.5mm 藤之石1,758.0mm<br/>丹原742mm 成就社1,160mm</p> <p>○1時間最大雨量（藤之石） 13日 4時～5時 63.0mm</p> <p>○被害状況 死者1人、住家全壊9棟・半壊17棟、床上浸水542棟<br/>一部破損34棟、床下浸水6,693棟、河川104箇所、道路損壊106箇所、<br/>山（崖）くずれ54箇所、橋梁損壊 8箇所、田畑流出・埋没7ha、<br/>田畑冠水1,350.3ha、地すべり26箇所</p> <p>○被害額 西条1,840,477千円 東予2,873,733千円 丹原3,135,169千円<br/>小松1,178,408千円 旧東予市・旧丹原町で災害救助適用</p> |
| S54.6.26～7.4  | 梅雨前線に伴う降雨 | <p>○降雨量 西条消防署294.3mm 東之川344.0mm 藤之石343.0mm<br/>丹原361mm 成就社433mm</p> <p>○1時間最大雨量（西条消防署） 6月27日 15時～16時 23.0mm</p> <p>○被害状況 床上浸水5棟、床下浸水230棟、水田冠水750ha、<br/>道路損壊43箇所、橋梁損壊1箇所</p> <p>○被害額 西条272,258千円 東予148,500千円 丹原290,390千円<br/>小松122,300千円</p>                                                                                                                                                         |
| S54.9.30～10.1 | 台風16号     | <p>○最大風速（西条消防署） 24.0m/秒（30日18時40分・N）</p> <p>○降雨量 西条消防署114.9mm 東之川346.0mm 藤之石346.0mm<br/>丹原97mm 成就社279mm</p> <p>○1時間最大雨量（大平） 30日 18時～19時 85.0mm</p> <p>○被害状況 軽傷1人、住家半壊2棟・住家一部破損1棟、<br/>床下浸水50棟、道路損壊20箇所、橋梁2箇所、河川1箇所</p> <p>○被害額 西条331,408千円 東予39,310千円 丹原69,403千円<br/>小松30,480千円</p>                                                                                                                  |
| S54.10.18～19  | 台風20号     | <p>○最大風速（西条消防署）9.0m/秒（19日9時35分・WSW）</p> <p>○降雨量 西条消防署330.1mm 東之川461.0mm 藤之石479.0mm<br/>丹原282mm 成就社423mm</p> <p>○1時間最大雨量（東之川） 18日 22時～23時 51.0mm</p> <p>○被害状況 床上浸水45棟、床下浸水1,133棟、田畑冠水718ha、<br/>道路53箇所、橋梁2箇所、河川24箇所、崖崩れ1箇所</p> <p>○避難状況 里山・峯地区2世帯7人が一時避難</p> <p>○被害額 西条475,650千円 東予203,088千円 丹原47,383千円<br/>小松90,358千円</p>                                                                            |
| S55.9.9～11    | 台風13号     | <p>○最大風速（西条消防署）28.6m/秒（11日14時20分・SSE）</p> <p>○降雨量 西条消防署192.4mm 東之川548.0mm 藤之石643.0mm<br/>丹原176mm 成就社273mm</p> <p>○1時間最大雨量（藤之石） 11日 11時～12時 45.0mm</p> <p>○被害状況 死者2人、住家全壊1棟、家屋一部破損1棟、<br/>床下浸水69棟、河川3箇所、道路35箇所、農業用施設12箇所、<br/>山地崩壊2.8ha、林道6箇所、田畑冠水170ha</p> <p>○被害額 西条512,778千円 東予213,088千円 小松70,455千円</p>                                                                                            |

| 年月日          | 異常気象名  | 被害等の概要                                                                                                                                                                                                                                |       |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| S56.2.25～3.1 | 寒波及び雪害 | ○気象                                                                                                                                                                                                                                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              |        | ℃                                                                                                                                                                                                                                     | 25 日  | 26 日                                                                                                                                                                                                                                                | 27 日  | 28 日                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 3 月 1 日 |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              |        | 最低気温                                                                                                                                                                                                                                  | -2    | -5.7                                                                                                                                                                                                                                                | -7.5  | -3.2                                                                                                                                                                                                                                                                                        | -0.1    |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              |        | 最高気温                                                                                                                                                                                                                                  | 4.3   | -0.4                                                                                                                                                                                                                                                | 3.3   | 5.7                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 4.1     |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              |        | ○3月1日の積雪 平坦部8.5cm、山間部20cm（推定）<br>○被害状況<br>野菜類（ほうれんそう・いちご等）面積130ha、減収110t<br>農林施設 豚舎1箇所、しいたけハウス1箇所<br>林業関係 林産物・立木50ha、2万本<br>○被害額 西条57,422千円 小松10,500千円                                                                                |       |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                                                                                                                         |
| S57.8.26～27  | 台風13号  | ○最大風速（西条消防署）23.7m／秒（27日9時5分・SE）<br>○降雨量 西条消防署73.1mm 東之川503.0mm 藤之石535.0mm<br>丹原82mm 成就社533mm<br>○1時間最大雨量（藤之石） 27日 8時～9時 54.0mm<br>○被害状況 一銭橋流出、山間部市道損壊18箇所、床下浸水41棟、<br>林道3箇所、野菜860ha、農業用施設2箇所<br>○被害額 西条357,047千円 東予1,500千円 小松11,850千円 |       |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              |        | S57.9.22～25                                                                                                                                                                                                                           | 台風19号 | ○最大風速（西条消防署）32.8m／秒（25日0時29分・ENE）<br>○降雨量 西条消防署180.3mm 東之川354.0mm 藤之石353.0mm<br>丹原225mm 成就社307mm<br>○1時間最大雨量（藤之石） 25日 3時～4時 49.0mm<br>○被害状況 床下浸水146棟、池・水路・農道など34箇所<br>市道・河川・橋など15箇所、野菜・桑<br>○被害額 西条283,649千円 東予185,322千円 丹原774,263千円<br>小松234,474千円 |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              |        |                                                                                                                                                                                                                                       |       | S62.10.15～17                                                                                                                                                                                                                                        | 台風19号 | ○最大風速（西条消防署） 22.0m／秒（16日18時10分・NE）<br>○降雨量 西条消防署313.0mm 東之川472.0mm 藤之石458.0mm<br>丹原254mm 成就社336mm<br>○1時間最大雨量（藤之石） 17日 0時～1時 63.0mm<br>○被害状況 床上浸水19棟、床下浸水1,119棟、厚生施設関係3箇所<br>農作物1,593ha、農業施設関係156箇所、林業施設関係30箇所、<br>土木施設関係102箇所<br>○被害額 西条1,389,944千円 東予476,359千円 丹原607,721千円<br>小松718,825千円 |         |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|              |        |                                                                                                                                                                                                                                       |       |                                                                                                                                                                                                                                                     |       | H1.8.26～27                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 台風17号   | ○最大風速（西条消防署）25.5m／秒（27日5時15分・NE）<br>○降雨量 西条消防署210.9mm 東之川430.0mm 藤之石396.0mm<br>丹原137mm 成就社345mm<br>○1時間最大雨量（東之川） 27日 6時～7時 57.0mm<br>○被害状況 床下浸水92棟、田畑冠水477ha、農業用道路58箇所、<br>林道80箇所、河川4箇所、市道30箇所<br>○被害額 西条395,382千円 東予42,135千円 丹原78,238千円<br>小松125,860千円 |
|              |        |                                                                                                                                                                                                                                       |       |                                                                                                                                                                                                                                                     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         | H2.9.17～20                                                                                                                                                                                                                                              |

| 年月日            | 異常気象名  | 被害等の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H4. 8. 7～9     | 台風10号  | ○最大風速（西条消防署） 25.8m/秒（8日17時30分・S）<br>○降雨量 西条消防署105.3mm 東之川250.0mm 藤之石391.0mm<br>丹原56mm 成就社334mm<br>○1時間最大雨量（東之川） 8日 12時～13時 58.0mm<br>○被害状況 農業施設関係58箇所、農作物1,115.3ha、<br>農業用施設2箇所、山地崩壊0.15ha、林道2箇所、市道19箇所、<br>文教施設5箇所<br>○被害額 西条206,942千円 東予63,385千円 丹原36,639千円                                                                    |
| H5. 8. 9～10    | 台風7号   | ○最大風速（西条消防署） 20.8m/秒（10日4時20分・SE）<br>○降雨量 西条消防署97.5mm 東之川422.0mm 藤之石519.0mm<br>丹原56mm 成就社384mm<br>○1時間最大雨量（藤之石） 10日 6時～7時 56.0mm<br>○被害状況 農作物44.9ha、市道4箇所、<br>加茂川河川敷広場表土流失<br>○被害額 西条123,241千円                                                                                                                                   |
| H9. 9. 14～17   | 台風19号  | ○最大風速（西条消防署） 29.5m/秒（16日14時50分・NE）<br>○降雨量 西条消防署180.5mm 東之川462.0mm 藤之石488.0mm<br>丹原155mm 成就社422mm<br>○1時間最大雨量（藤之石） 16日 17時～18時 69.0mm<br>○被害状況 床上浸水1棟、床下浸水42棟、崖崩れ1箇所、<br>農地流失埋没0.99ha、農業用施設3箇所、林道2箇所、<br>市道32箇所、加茂川河川敷広場表土流失<br>○被害額 西条94,200千円 東予85,435千円                                                                       |
| H10. 10. 17～18 | 台風10号  | ○最大風速（西条消防署） 22.2m/秒（SW）<br>○降雨量 丹原284mm（3日間330.5mm） 成就社360mm<br>○1時間最大雨量 丹原50mm<br>○被害状況 全壊1棟、床上浸水42棟、床下浸水1,119棟、<br>崖崩れ1箇所、農作物18ha、農地流失埋没1.12ha、<br>農業施設20箇所、林道13箇所、市道20箇所<br>○被害額 西条94,140千円 東予448,710千円 丹原164,650千円                                                                                                          |
| H11. 9. 14～15  | 台風16号  | ○最大風速（西条消防署） 18.0m/秒（15日6:30・NW）<br>○降雨量 西条消防署184.0mm 東之川277.0mm 藤之石363.0mm<br>丹原140mm 成就社318mm<br>○1時間最大雨量（黒瀬ダム）15日5時～6時 111.0mm（成就社）127mm<br>○被害状況 一部破損1棟、床上浸水28棟、床下浸水285棟、<br>崖崩れ12箇所、農作物2ha、漁船3艘、漁具1,000反、<br>農地流出埋没3.75ha、農業施設53箇所、林地4箇所、<br>林道63箇所、立木10.7ha、市道47箇所、橋梁3箇所、河川4箇所、<br>砂防5箇所<br>○被害額 西条1,120,171千円 丹原613,021千円 |
| H13. 3. 24     | 平成芸予地震 | ○震度 丹原5強 西条・小松5弱 東予（強震計計測震度5.6）<br>○負傷者 重傷2人、軽傷4人<br>○被害状況 一部損壊 西条83件、東予726件<br>○被害額 西条15,251千円 東予106,058千円 丹原49,031千円                                                                                                                                                                                                           |
| H16. 8. 30     | 台風16号  | ○降水量：平野部116.5mm（西条消防署）、山間部437mm（藤之石）<br>○最大瞬間風速：46.2m/秒（西条消防署）・最大風速23.0m/秒（ESE）<br>○被害状況 軽症者1人、一部破損3棟、床下浸水1棟、<br>公共建物9棟、その他非住家1棟、文教施設9棟、道路54箇所<br>○被害額 西条313,435千円 東予159,164千円 小松19,637千円                                                                                                                                        |
| H16. 9. 6～7    | 台風18号  | ○降水量：平野部85.5mm（西条消防署）、山間部464mm（東之川）<br>○最大瞬間風速：37.8m/秒（西条消防署）・最大風速17.9m/秒（SSE）<br>○被害状況 床下浸水41棟、崖崩れ1箇所、農作物5ha、<br>農地流出埋没1.12ha、農業施設3箇所、林道1箇所、市道20箇所<br>○被害額 西条157,196千円 東予60,213千円 小松103,922千円                                                                                                                                   |

| 年月日                      | 異常気象名     | 被害等の概要                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H16. 9. 29<br>新西条市合計     | 台風21号     | <p>○降雨量：平野部257.0mm（西条消防署）、山間部442.0mm（黒瀬ダム）</p> <p>○1時間最大雨量：29日16～17時 黒瀬ダム150.0mm、西条消防署75.5mm、丹原53mm</p> <p>○被害状況 死者5人、重傷2人、住家全壊23棟、半壊91棟、床上浸水489棟、一部破損8棟、床下浸水2,121棟、公共建物被害1棟、その他非住家被害40棟、農地流出埋没11.0ha、文教施設6箇所、道路187箇所、橋梁5箇所、河川24箇所、崖崩れ58箇所、鉄道1箇所</p> <p>○被害額 5,954,645千円</p> |
| H16. 10. 19～20<br>新西条市合計 | 台風23号     | <p>○降雨量：平野部330.5mm（西条消防署）、山間部556mm（東之川）</p> <p>○1時間最大雨量：20日 12時～13時 52.0mm（東之川）、西条消防署34mm、丹原31mm</p> <p>○被害状況 床上浸水33棟、一部破損1棟、床下浸水311棟、農地流出埋没0.5ha、道路23箇所、河川19箇所、清掃施設1箇所</p> <p>○被害額 563,128千円</p>                                                                            |
| H23.9.2～4                | 台風12号     | <p>○降雨量：平野部267.0mm（東消防署）、山間部760.0mm（東之川）</p> <p>○1時間最大雨量：2日 18：00～19：00 54.0mm（黒瀬ダム）東消防署38.0mm</p> <p>○被害状況 床上浸水10棟、床下浸水53棟、非住家被害4棟 公立文教施設8箇所、農林水産施設123箇所、道路16箇所、河川30箇所、橋梁3箇所、港湾11箇所、その他公共施設8箇所、農産194.4ha、53.2t</p> <p>○被害額 720,039千円</p>                                    |
| H29. 9. 17～18            | 台風18号     | <p>○被害状況 軽傷者1名、床上浸水62棟、床下浸水327棟、道路89箇所、水路85箇所、農業用道路38箇所、林道26箇所、農地保全79箇所</p> <p>○被害額258,885千円</p>                                                                                                                                                                             |
| H30. 7. 5～8              | 平成30年7月豪雨 | <p>○被害状況 床下浸水4棟</p> <p>○被害額127,260千円</p> <p>広島県、岡山県の他、南予を中心とした愛媛県内で甚大な被害が発生<br/>本市は西予市をカウンターパートとした被災地支援を実施</p>                                                                                                                                                               |
| H30. 9. 30～<br>10. 1     | 台風24号     | <p>○被害状況 床上浸水26棟、床下浸水89棟</p> <p>○被害額1,107,975千円</p>                                                                                                                                                                                                                          |

## 2 愛媛県内における主な地震災害

| 発生年月日       | 概況                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治38年6月2日   | <p>芸予地震（M7.2）</p> <p>松山震度5、震源地は安芸灘</p> <p>主な被害地方は松山市、温泉、越智、伊予の各郡</p> <p>負傷者16人、家屋全壊7戸、半壊58戸、破損231戸、非住家被害16戸、煙突倒壊7本、橋梁破損2か所、堤防破損153か所</p>                                                                |
| 昭和21年12月21日 | <p>南海地震（M8.0）</p> <p>松山・宇和島で震度4、震源地は紀伊半島南方沖</p> <p>死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟、非住家全壊147棟、県下海岸線は地盤沈下のため平均40～50cm沈下</p> <p>西條市：死者1人、家屋全壊5棟、地盤沈下20～30cm</p> <p>壬生川町：死者5人、負傷15人、全半壊570戸 国安村：死者4人、負傷10人、全半壊84戸</p> |
| 昭和43年4月1日   | <p>松山・宇和島で震度4、震源地は日向灘</p> <p>負傷者3人、建物の損壊2,986棟</p>                                                                                                                                                      |
| 昭和51年2月2日   | <p>松山・宇和島で震度2、震源地は安芸灘</p> <p>港湾被害2か所</p>                                                                                                                                                                |
| 昭和52年3月13日  | <p>宇和島で震度3、震源地は愛媛県南西部</p>                                                                                                                                                                               |

| 発生年月日               | 概況                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和62年3月18日          | 宇和島で震度3、松山で震度2、震源地は日向灘<br>漁港施設被害1か所                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 平成7年1月17日<br>※1に詳細  | 松山で震度3、宇和島で震度2、震源地は淡路島<br>県内での被害は特になし。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 平成12年10月6日          | 鳥取県西部地震（M7.3）<br>吉海町で震度5弱県内一部で震度4を記録。震源地は鳥取県西部<br>県内での被害は特になし。                                                                                                                                                                                                                        |
| 平成13年3月24日          | 芸予地震（M6.7）<br>県内2市15町2村で震度5強を記録。震源地は安芸灘<br>死者1人、重傷7人、軽傷68人、全壊2棟、半壊40棟、一部破損11,196棟、非住家<br>その他建物被害3棟、田畑埋没5.36ha、学校被害273か所、病院被害28か所、道路<br>被害56か所、河川被害8か所、港湾被害13か所、海岸被害2か所、漁港施設被害14か<br>所、<br>公園被害9か所、鉄道不通1か所、断水190戸、停電6,836戸、ため池被害53か所、<br>水路被害6か所、農道被害35か所、揚水機被害8か所、治山被害2か所、林道被害2か<br>所 |
| 平成23年3月11日<br>※2に詳細 | 東予・中予で震度1、震源地は三陸沖<br>宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報<br>県内での被害は特になし。                                                                                                                                                                                                                          |

※1 平成7年(1995)兵庫県南部地震の記録

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島を震源とする地震(東経135度02分、北緯34度36分、深さ16km、M7.3)が発生し、神戸と洲本で震度6を観測したほか、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。

この地震による被害はきわめて甚大で、平成18年5月19日現在の消防庁の調べによると、人的被害は死者6,434名、行方不明3名、負傷者43,792名にのぼり、104,906棟の家屋が全壊し、ガスの供給停止、断水、停電などのライフラインにも多大な被害を生じた。

※2 平成23年(2011)東北地方太平洋沖地震の記録

平成23年3月11日午後14時46分頃、三陸沖を震源とする地震(北緯38.062° 東経142.516° 深さ24km、M9.0)が発生し、宮城県栗原市で最大震度7をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度1以上を観測した。この地震による被害は、主に地震後発生した津波によるものであった。

市町の震度は次のとおり。

震度1: 今治市、西条市、東温市、松前町

宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令された。



## 11-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

平成 25 年 10 月 1 日：内閣府告示第 282 号(令和元年 10 月 23 日一部改正:内閣府告示第 378 号)

※金額等は愛媛県規則第 427 号(令和 5 年 7 月 21 日付)による

| 救助の種類           | 対象                                                | 費用の限度額                                                                                                                                          | 期間                                                                                                                        | 備考                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所             | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。                   | (基本額)<br>避難所設置費<br>1 人 1 日当たり 340 円以内<br>(加算費)<br>冬季(10 月～3 月)別に定める額を加算<br>高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 | 災害発生の日から 7 日以内                                                                                                            | 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2 避難に当たっての輸送費は別途計上                                                                                                                                        |
| 応急仮設住宅          | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型応急住宅<br>1 限度額 1 戸当たり 6,775,000 円以内<br>2 同一敷地又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。               | 災害発生の日から 20 日以内に<br>着工し、速やかに設置しなければならない。<br>供与期間 最高 2 年以内(建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限まで)                               | 1 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費<br>2 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、日常生活上特別な配慮を要する複数の高齢者等に供与する施設「福祉仮設住宅」を建設型応急住宅として設置できる。<br>3 建設型応急住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらを供与することができる。<br>4 供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 |
|                 |                                                   | ○賃貸型応急住宅<br>1 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準ずる                                                                                                 | 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない<br>供与できる期間は建設型応急住宅と同様の期間 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない<br>供与できる期間は建設型応急住宅と同様の期間 | 1. 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料または火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとする。                                                                                                                                                                                  |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1 避難所に避難している者<br>2 住家が被害を受け、もしくは災害により現に炊事のできない者   | 1 人 1 日当たり 1,230 円以内<br>(主食、復職及び燃料等の経費として)                                                                                                      | 災害発生の日から 7 日以内                                                                                                            | 被災者が直ちに食することができる現物によるもの                                                                                                                                                                                                                          |
| 飲料水の供給          | 現に飲料水を得ることができない者<br>(飲料水及び炊事のための水であること。)          | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                   | 災害発生の日から 7 日以内                                                                                                            | 1 水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用<br>2 輸送費、人件費は別途計上                                                                                                                                                                              |

資 料 編

| 救助の種類                            | 対 象                                                                                                                                                 | 費用の限度額                                                                                                                       |   | 期 間                                               |        |        | 備 考                                                                                                                                                                                 |        |                          |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---------------------------------------------------|--------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------------------------|
| 被服、寝具<br>その他生活<br>必需品の給<br>与又は貸与 | 住家の全半壊（焼）、流<br>失、床上浸水（土砂のたい<br>積等により一時的に居住す<br>ることができない状態と<br>なったものを含む）、全島<br>避難等により、生活上必要<br>な被服、寝具、その他生活<br>必需品を喪失又は損傷し、<br>直ちに日常生活を営むこと<br>が困難な者 | 1 夏季（4月～9月）、冬<br>季（10月～3月）の季別は<br>災害発生の日をもって決定<br>する。<br>2 季別及び世帯区分により<br>下記金額の範囲内                                           |   | 生活必需品の給与等<br>は、災害発生の日から10<br>日以内に完了しなければ<br>ならない。 |        |        | 以下に掲げる品目の範囲内において現物給付に<br>限ること<br>・被服、寝具及び身の回り品<br>・日用品<br>・炊事用具及び食器<br>・光熱材料                                                                                                        |        |                          |
|                                  |                                                                                                                                                     | 区 分                                                                                                                          |   | 1人世帯                                              | 2人世帯   | 3人世帯   | 4人世帯                                                                                                                                                                                | 5人世帯   | 6人以上<br>1人増すごと<br>に加算する額 |
|                                  |                                                                                                                                                     | 全 壊<br>全 流<br>失                                                                                                              | 夏 | 19,200                                            | 24,600 | 36,500 | 43,600                                                                                                                                                                              | 55,200 | 8,000                    |
|                                  |                                                                                                                                                     |                                                                                                                              | 冬 | 31,800                                            | 41,100 | 57,200 | 66,900                                                                                                                                                                              | 84,300 | 11,600                   |
|                                  |                                                                                                                                                     | 半 壊<br>半 焼<br>床上浸水                                                                                                           | 夏 | 6,300                                             | 8,400  | 12,600 | 15,400                                                                                                                                                                              | 19,400 | 2,700                    |
|                                  |                                                                                                                                                     |                                                                                                                              | 冬 | 10,100                                            | 13,200 | 18,800 | 22,300                                                                                                                                                                              | 28,100 | 3,700                    |
| 医療                               | 医療の途を失った者（応<br>急的処置）                                                                                                                                | 1 救護班…使用した薬<br>剤、治療材料、破損した医<br>療器具の修繕費等の実費<br>2 病院又は診療所…国民<br>健康保険診療報酬の額以内<br>3 施術者…協定料金の額<br>以内                             |   | 災害発生の日から14日<br>以内                                 |        |        | 1 急迫した事情があり、やむを得ない場合、病<br>院又は診療所において医療（施術者が行うことが<br>できる範囲の施術を含む）を行うことができるこ<br>と。<br>次の範囲内で行うこと。<br>・診療<br>・薬剤又は治療材料の支給<br>・処置、手術その他の治療及び施術<br>・病院又は診療所への収容<br>・看護<br>2 患者等の移送費は別途計上 |        |                          |
| 助産                               | 災害発生の日以前又は以<br>後7日以内に分べんした者<br>であって災害のため助産の<br>途を失った者（出産のみな<br>らず、死産及び流産を含み<br>現に助産を要する状態にあ<br>る者）                                                  | 1 救護班等による場合<br>は、使用した衛生材料等の<br>実費<br>2 助産師による場合は、<br>慣行料金の100分の80以内<br>の額                                                    |   | 分べんした日から7日<br>以内                                  |        |        | 1 次の範囲内で行うこと。<br>・分べんの介助<br>・分べん前及び分べん後の処置<br>・脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給<br>2 妊婦等の移送費は、別途計上                                                                                               |        |                          |
| 被災者の救<br>出                       | 1 現に生命若しくは身体<br>が危険な状態にある者<br>2 生死不明な状態にある<br>者                                                                                                     | 舟艇その他救出のための<br>機械、器具等の借上費又は<br>購入費、修繕費及び燃料費<br>として当該地域における通<br>常の実費                                                          |   | 災害発生の日から3日<br>以内                                  |        |        | 1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以<br>後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2 輸送費、人件費は、別途計上                                                                                                                       |        |                          |
| 被災した住<br>宅の応急修<br>理              | (1) 住家の被害の拡大を<br>防止するための緊急の修理<br>め住家が半壊、半焼又はこ<br>れらに準ずる程度の損傷を<br>受け、雨水の浸入等を放置<br>すれば住家の被害が拡大す<br>るおそれがある者                                           | 合成樹脂シート、ロープ、<br>土のう等を用いて行う<br>1世帯当たり50,000円以内                                                                                |   | 災害発生に日から10日<br>以内に完了すること。                         |        |        |                                                                                                                                                                                     |        |                          |
|                                  | (2) 日常生活に必要な最<br>小限度の部分の修理<br>1 住家が半壊（焼）し、<br>自らの資力では応急修理を<br>することができない者<br>2 大規模な補修を行わな<br>ければ居住することが困難<br>である程度に住家が半壊し<br>た者                      | 居室、炊事場及び便所等<br>日常生活に必要最小限度の<br>部分に対し、現物をもって<br>行うものとし、<br>1世帯当たり<br>706,000円以内<br>半壊（焼）に準ずる程度の<br>損傷により被害を受けた世<br>帯 343,000円 |   | 災害発生の日から3か<br>月以内に完了すること。                         |        |        |                                                                                                                                                                                     |        |                          |
| 生業に必要<br>な資金の貸<br>与              | 住家が全壊（焼）又は流失<br>し、災害のため生業の手段<br>を失った世帯                                                                                                              | 生業費<br>1件当たり 30,000円<br>就職支度費<br>1件当たり 15,000円<br>貸与期間…2年以内<br>無利子                                                           |   | 災害発生の日から1か月<br>以内に完了しなければ<br>ならないこと。              |        |        | 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購<br>入するための費用に充てるものであって、生業の<br>見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力<br>のある者に対して貸与する。                                                                                         |        |                          |

| 救助の種類               | 対 象                                                                                                                                                                                                                                        | 費用の限度額                                                                                                                                                                                                               | 期 間                                          | 備 考                                                                                                          |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学用品の給与              | 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。） | 1 教科書代<br>（1）小学校児童及び中学校生徒…教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費<br>（2）高等学校等生徒…正規の授業で使用する教材を給与するための実費<br>2 文房具及び通学用品は、次の金額以内<br>小学校児童<br>1人当たり 4,800円<br>中学校生徒<br>1人当たり 5,100円<br>高等学校等生徒<br>1人当たり 5,600円 | 災害発生の日から教科書…1か月以内<br>文房具及び通学用品…15日以内に完了すること。 | 1 次に掲げる品目の範囲内において現物を持って行う。<br>・教科書<br>・文房具<br>・通学用品<br>備蓄物資は評価額<br>2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。                 |
| 埋葬                  | 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの                                                                                                                                                                                                           | 1 体当たり<br>大人（12歳以上）<br>219,100円以内<br>小人（12歳未満）<br>175,200円以内                                                                                                                                                         | 災害発生の日から10日以内に完了すること。                        | 1 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。<br>2 原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内<br>・棺（付属品を含む。）、<br>・埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む）<br>・骨つば及び骨箱 |
| 死体の搜索               | 現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者                                                                                                                                                                                                    | 舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費                                                                                                                                                                  | 災害発生の日から10日以内に完了すること。                        | 1 輸送費、人件費は、別途計上<br>2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。                                                          |
| 死体の処理               | 災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。                                                                                                                                                                                                          | 1 洗浄、縫合、消毒等の処置<br>1 体当たり<br>3,500円以内<br>2 一時保存<br>既存建物借上費<br>…通常の実費<br>既存建物以外<br>…1 体当たり<br>5,500円以内<br>3 検案<br>救護班以外は慣行料金の額以内                                                                                       | 災害発生の日から10日以内に完了すること。                        | 1 検案は原則として救護班において行う。<br>2 輸送費、人件費は別途計上<br>3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。                   |
| 障害物の除去              | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者                                                                                                                                                                                   | 1 世帯当たり<br>138,700円以内                                                                                                                                                                                                | 災害発生の日から10日以内に完了すること。                        | ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等                                                             |
| 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1 被災者の避難に係る支援<br>2 医療及び助産<br>3 被災者の救出<br>4 飲料水の供給<br>5 死体の搜索<br>6 死体の処理<br>7 救済用物資の整理配分                                                                                                                                                    | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                                                                                        | 当該救助の実施が認められる期間以内                            |                                                                                                              |

|                                            | 対 象                                                             | 費用の限度額                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 期 間             | 備 考                                                                                                                           |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実費弁償<br>(愛媛県報第<br>2979号<br>平成30年5月<br>29日) | 1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者<br>2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 | 1 人 1 日当たり<br>医師、歯科医師<br>22,300円以内<br>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士<br>15,600円以内<br>保健師、助産師、看護師、准看護師<br>15,500円以内<br>救急救命士<br>13,700円以内<br>土木技術者、建築技術者<br>15,000円以内<br>大工<br>22,500円以内<br>左官<br>22,700円以内<br>とび職<br>23,000円以内<br>業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること | 救助の実施が認められる期間以内 | 1 時間外勤務手当<br>職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内<br><br>2 旅費<br>職種ごとに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県の職員に対する旅費の支給に関する条例において定 |

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 11-3 災害の被害認定基準

(令和3年6月24日付け府政防670号(内閣府政策統括官(防災担当)通知より)

| 分類    | 用語               | 被害程度の判定基準                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害  | 死者               | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者                                                                                                                                                                                 |
|       | 行方不明者            | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者                                                                                                                                                                                                         |
|       | 負傷者              | 重傷者<br>当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者                                                                                                                                                                                                  |
|       |                  | 軽傷者<br>当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者                                                                                                                                                                                                   |
| 住家の被害 | 住家               | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                                                                                                           |
|       | 世帯               | 生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。                                                                                       |
|       | 住家全壊<br>(全焼・全流出) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。 |
|       | 住家半壊<br>(半焼)     | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。                                                                    |
|       | 大規模半壊            | 居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。                                                                          |
|       | 中規模半壊            | 居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。                                                        |
|       | 半壊               | 住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。                                                                                                       |
|       | 準半壊              | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。                                                                                                          |
|       | 床上浸水             | 浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。                                                                                                                               |

| 分類      | 用 語         | 被 害 程 度 の 判 定 基 準                                                                                      |
|---------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 床 下 浸 水     | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。                                                                                |
|         | 一 部 破 損     | 損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のものを除く。                                    |
| 非住家の被害  | 非 住 家       | 住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。                                       |
|         | 公 共 建 物     | 例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。                                                                 |
|         | そ の 他       | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。                                                                                |
|         | 非 住 家 被 害   | 全壊又は半壊の被害を受けたもの                                                                                        |
| 田畑被害    | 流 失 ・ 埋 没   | 耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの                                                                         |
|         | 冠 水         | 植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの                                                                              |
| その他の被害  | 道 路 決 壊     | 高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。               |
|         | 橋 り ょ う 流 失 | 市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。                                                          |
|         | 河 川 決 壊     | 河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。                          |
|         | 鉄 道 不 通     | 汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。                                                                               |
|         | 被 害 船 舶     | ろ、かいのみをもって運航する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。                       |
|         | 電 話         | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。                                                                                |
|         | 電 気         | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。                                                                     |
|         | 水 道         | 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。                                                              |
|         | ガ ス         | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。                                                 |
| 被害世帯数   | ブ ロ ッ ク 塀   | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。                                                                                  |
|         | り 災 世 帯     | 災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。                                                  |
| 火災発生    | り 災 者       | 被災世帯の構成員をいう。                                                                                           |
|         | 火 災         | 地震又は火山噴火の場合のみとすること。                                                                                    |
|         | 建 物         | 土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。 |
|         | 危 険 物       | 消防法第 11 条に起因する市町長等が許可した製造所等                                                                            |
| その他の    | そ の 他       | 建物及び危険物以外のもの                                                                                           |
|         | 文 教 施 設     | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。                                            |
| 港 湾 被 害 | 港 湾 被 害     | 港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。                                  |

| 分類 | 用語       | 被害程度の判定基準                                                                                    |
|----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 砂防被害     | 砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。 |
|    | 清掃施設     | ごみ処理及びし尿処理施設とする。                                                                             |
|    | 公立文教施設   | 公立の文教施設とする。                                                                                  |
|    | 農林水産業施設  | 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。            |
|    | 公共土木施設   | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。                        |
|    | その他の公共施設 | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。                      |
|    | 農産被害     | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。                                                     |
|    | 林産被害     | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。                                                           |
|    | 畜産被害     | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。                                                           |
|    | 商工被害     | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。                                                           |

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## 11-4 被災者生活再建支援法の概要

## 1 制度の趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

## 2 法適用の要件

## (1) 対象となる自然災害

## ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)      災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

| 市町村の区域内の人口              | 住家が滅失した世帯の数 |
|-------------------------|-------------|
| 5,000 人未満               | 30          |
| 5,000 人以上 15,000 人未満    | 40          |
| 15,000 人以上 30,000 人未満   | 50          |
| 30,000 人以上 50,000 人未満   | 60          |
| 50,000 人以上 100,000 人未満  | 80          |
| 100,000 人以上 300,000 人未満 | 100         |
| 300,000 人以上             | 150         |

| 都道府県の区域内の人口                    | 住家が滅失した世帯の数 |
|--------------------------------|-------------|
| 1,000,000 人未満                  | 1,000       |
| 1,000,000 人以上<br>2,000,000 人未満 | 1,500       |
| 2,000,000 人以上<br>3,000,000 人未満 | 2,000       |
| 3,000,000 人以上                  | 2,500       |

※

1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用:別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に 該当する被害が発生した市町村

(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

## ② 自然災害により 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村

## ③ 自然災害により 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県

## ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)

## ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)

## ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、

全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

## (2) 支給対象世帯

## ① 住宅が全壊した世帯

## ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

## ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

## ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

## ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

## 3 支給条件

## (1) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)



|                                     | 基礎支援金     | 加算支援金       |        | 計      |
|-------------------------------------|-----------|-------------|--------|--------|
|                                     | (住宅の被害程度) | (住宅の再建方法)   |        |        |
| ①全壊<br>(損害割合 50%以上)<br>②解体<br>③長期避難 | 100 万円    | 建設・購入       | 200 万円 | 300 万円 |
|                                     |           | 補修          | 100 万円 | 200 万円 |
|                                     |           | 賃借(公営住宅を除く) | 50 万円  | 150 万円 |
| ④大規模半壊<br>(損害割合 40%台)               | 50 万円     | 建設・購入       | 200 万円 | 250 万円 |
|                                     |           | 補修          | 100 万円 | 150 万円 |
|                                     |           | 賃借(公営住宅を除く) | 50 万円  | 100 万円 |
| ⑤中規模半壊<br>(損害割合 30%台)               | —         | 建設・購入       | 100 万円 | 100 万円 |
|                                     |           | 補修          | 50 万円  | 50 万円  |
|                                     |           | 賃借(公営住宅を除く) | 25 万円  | 25 万円  |

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で 200  
(又は 100)万円

## (2) 支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ① 基礎支援金: り災証明書、住民票 預金通帳の写し 等

② 加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(申請期間) ① 基礎支援金: 災害発生日から 13 月以内

② 加算支援金: 災害発生日から 37 月以内

## 4 補助金の交付

被災者生活再建支援基金が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助

## 11-5 指定文化財一覧

## (国指定)

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

| No. | 種別      | 名称              | 指定年月日                                                          | 所在地   | 所有者等        |
|-----|---------|-----------------|----------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 1   | 建造物     | 興隆寺本堂           | 明治 40 年 5 月 27 日                                               | 丹原町古田 | 興隆寺         |
| 2   | 石造美術    | 興隆寺宝篋印塔         | 昭和 29 年 9 月 17 日                                               | 丹原町古田 | 興隆寺         |
| 3   | 彫刻      | 木造仏通禪師座像        | 昭和 46 年 6 月 22 日                                               | 中野    | 保国寺         |
| 4   | 工芸品     | 銅鐘              | 大正元年 9 月 3 日                                                   | 丹原町古田 | 興隆寺         |
| 5   | 書跡      | 与州新居系図          | 昭和 27 年 3 月 29 日                                               | 中野    | 伊曾乃神社       |
| 6   | 無形民俗文化財 | 石鎚黒茶の製造技術       | 令和 5 年 3 月 22 日                                                | 西条市内  | 石鎚黒茶製造技術保存会 |
| 7   | 史跡      | 法安寺跡            | 昭和 19 年 3 月 7 日                                                | 小松町北川 | 法安寺         |
| 8   | 史跡      | 永納山城跡           | 平成 17 年 7 月 1 日<br>平成 19 年 7 月 26 日追加指定<br>平成 29 年 2 月 9 日追加指定 | 河原津   | 西条市ほか       |
| 9   | 史跡      | 伊予遍路道 横峰寺道      | 平成 28 年 10 月 3 日<br>平成 29 年 10 月 13 日追加指定                      | 小松町石鎚 | 西条市         |
| 10  | 名勝      | 保国寺庭園           | 昭和 50 年 10 月 16 日                                              | 中野    | 保国寺         |
| 11  | 名勝      | 星ヶ森 (横峰寺石鎚山遙拝所) | 平成 29 年 10 月 13 日                                              | 小松町石鎚 | 横峰寺、西条市ほか   |
| 12  | 天然記念物   | 王至森寺のキンモクセイ     | 昭和 2 年 4 月 8 日                                                 | 飯岡    | 王至森寺        |

## (県指定)

| No. | 種別      | 名称          | 指定年月日                                      | 所在地         | 所有者等      |
|-----|---------|-------------|--------------------------------------------|-------------|-----------|
| 1   | 建造物     | 興隆寺三重塔      | 平成 16 年 4 月 16 日                           | 丹原町古田       | 興隆寺       |
| 2   | 石造美術    | 七重石塔        | 昭和 29 年 11 月 24 日                          | 福武          | 金剛院       |
| 3   | 絵画      | 涅槃像及び両界曼荼羅  | 昭和 45 年 3 月 27 日                           | 広江          | 徳蔵寺       |
| 4   | 絵画      | 絹本著色不動明王像   | 令和 2 年 2 月 18 日                            | 旦之上         | 十地院       |
| 5   | 彫刻      | 木造薬師如来坐像    | 昭和 32 年 12 月 14 日                          | 北条          | 金性寺       |
| 6   | 彫刻      | 銅造如来立像      | 昭和 40 年 12 月 24 日                          | 丹原町古田       | 興隆寺       |
| 7   | 彫刻      | 大日如来坐像      | 昭和 40 年 4 月 2 日                            | 小松町石鎚       | 横峰寺       |
| 8   | 工芸品     | 梵鐘          | 昭和 40 年 4 月 2 日                            | 北条          | 長福寺       |
| 9   | 工芸品     | 蔵王権現御正体     | 昭和 40 年 4 月 2 日                            | 小松町石鎚       | 横峰寺       |
| 10  | 工芸品     | 孔雀文磬        | 昭和 40 年 4 月 2 日                            | 小松町新屋敷      | 宝寿寺       |
| 11  | 典籍      | 予章記         | 平成 29 年 3 月 28 日                           | 北条          | 長福寺       |
| 12  | 古文書     | 観念寺文書 (十四軸) | 昭和 31 年 11 月 3 日                           | 上市          | 観念寺       |
| 13  | 古文書     | 興隆寺文書       | 昭和 30 年 11 月 4 日                           | 丹原町古田       | 興隆寺       |
| 14  | 考古資料    | 細形銅剣        | 昭和 34 年 3 月 31 日                           | 丹原町今井       | 福岡八幡神社    |
| 15  | 無形民俗文化財 | お簾踊り        | 昭和 40 年 4 月 2 日 無形<br>昭和 52 年 1 月 11 日 指定替 | 丹原町田滝       | 田滝民族芸能保存会 |
| 16  | 史跡      | 土居構跡        | 昭和 23 年 10 月 28 日                          | 中野          | 個人        |
| 17  | 史跡      | 近藤篤山の旧邸     | 昭和 24 年 9 月 17 日                           | 小松町新屋敷      | 個人・西条市    |
| 18  | 史跡      | 船山古墳群       | 昭和 37 年 11 月 1 日                           | 小松町新屋敷      | 三嶋神社      |
| 19  | 名勝      | 西山          | 昭和 25 年 10 月 10 日                          | 丹原町古田       | 興隆寺       |
| 20  | 天然記念物   | 天満神社のクスノキ   | 昭和 31 年 11 月 3 日                           | 坂元          | 天満神社      |
| 21  | 天然記念物   | フジ          | 昭和 43 年 3 月 8 日                            | 喜多川         | 禎祥寺       |
| 22  | 天然記念物   | エノキ         | 昭和 40 年 12 月 24 日                          | 玉之江         | 個人        |
| 23  | 天然記念物   | カブトガニ繁殖地    | 昭和 24 年 9 月 17 日                           | 西条市東予地区海岸一帯 | 愛媛県       |
| 24  | 天然記念物   | 衝上断層        | 昭和 24 年 9 月 17 日                           | 丹原町湯谷口      | 国有 (西条市)  |
| 25  | 天然記念物   | モウソウチク林     | 昭和 28 年 2 月 13 日                           | 丹原町高松       | 個人        |

## (市指定)

| No. | 種別  | 名称            | 指定年月日             | 所在地 | 所有者等 |
|-----|-----|---------------|-------------------|-----|------|
| 1   | 建造物 | 金剛院山門         | 昭和 55 年 9 月 9 日   | 福武  | 金剛院  |
| 2   | 建造物 | 秋都庵の千手観音立像の厨子 | 昭和 59 年 12 月 22 日 | 飯岡  | 秋都庵  |

| No. | 種別   | 名称                      | 指定年月日                                                                                                | 所在地       | 所有者等         |
|-----|------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|--------------|
| 3   | 建造物  | 観念寺山門及び石垣               | 昭和58年7月18日                                                                                           | 上市        | 観念寺          |
| 4   | 建造物  | 観念寺本堂及び鐘楼堂              | 平成2年11月19日                                                                                           | 上市        | 観念寺          |
| 5   | 建造物  | 観念寺開山堂                  | 平成9年3月28日                                                                                            | 上市        | 観念寺          |
| 6   | 建造物  | 周敷神社本殿                  | 平成9年3月28日                                                                                            | 周布        | 周敷神社         |
| 7   | 建造物  | 勅使門                     | 平成16年4月30日                                                                                           | 丹原町古田     | 興隆寺          |
| 8   | 建造物  | 六角堂                     | 平成16年9月28日                                                                                           | 丹原町古田     | 興隆寺          |
| 9   | 石造美術 | 楠の宝篋印塔                  | 昭和58年7月18日 彫刻<br>平成24年11月13日 指定替                                                                     | 楠         | 個人           |
| 10  | 石造美術 | 観念寺宝篋印塔                 | 昭和58年7月18日 彫刻<br>平成24年11月13日 指定替                                                                     | 上市        | 観念寺          |
| 11  | 石造美術 | 長福寺宝篋印塔                 | 平成22年9月27日                                                                                           | 北条        | 長福寺          |
| 12  | 石造美術 | 徳蔵寺の織部灯籠                | 平成2年11月19日 彫刻<br>平成24年11月13日 指定替                                                                     | 広江        | 徳蔵寺          |
| 13  | 石造美術 | 宝篋印塔                    | 昭和57年11月20日                                                                                          | 丹原町古田     | 興隆寺          |
| 14  | 石造美術 | 石造三重塔                   | 昭和57年11月20日                                                                                          | 丹原町久妙寺    | 久妙寺          |
| 15  | 石造美術 | 常夜燈                     | 平成13年8月4日                                                                                            | 丹原町石経     | 石経地区         |
| 16  | 石造美術 | 常夜燈                     | 平成15年1月31日                                                                                           | 丹原町関屋     | 関屋地区         |
| 17  | 絵画   | 絹本着色十二天画像               | 昭和58年7月18日                                                                                           | 旦之上       | 十地院          |
| 18  | 絵画   | 絹本着色出釈迦弘法大師像            | 平成9年3月28日                                                                                            | 旦之上       | 十地院          |
| 19  | 絵画   | 絹本着色仏涅槃図                | 平成9年3月28日                                                                                            | 旦之上       | 十地院          |
| 20  | 絵画   | 一柳直卿公寿像                 | 平成19年3月5日                                                                                            | 小松温芳図書館   | 個人           |
| 21  | 絵画   | 絹本着色南明禅師像               | 平成29年5月8日                                                                                            | 小松町新屋敷    | 佛心寺          |
| 22  | 彫刻   | 秋都庵の千手観音立像              | 昭和59年12月22日                                                                                          | 飯岡        | 秋都庵          |
| 23  | 彫刻   | 光昌寺の木造十一面観音座像           | 昭和61年3月7日                                                                                            | 黒瀬        | 極楽寺          |
| 24  | 彫刻   | 木造馬頭観世音菩薩坐像             | 平成2年11月19日                                                                                           | 楠         | 個人           |
| 25  | 彫刻   | 木造地藏菩薩立像                | 平成2年11月19日                                                                                           | 実報寺       | 実報寺          |
| 26  | 彫刻   | 木造阿弥陀三尊像                | 平成9年3月28日                                                                                            | 周布        | 寂光寺          |
| 27  | 彫刻   | 木造聖観音菩薩立像               | 平成9年3月28日                                                                                            | 旦之上       | 十地院          |
| 28  | 彫刻   | 阿弥陀如来像                  | 平成3年7月19日                                                                                            | 小松町新屋敷    | 本善寺          |
| 29  | 彫刻   | 阿弥陀如来像                  | 平成27年5月8日                                                                                            | 丹原町明德     | 安養寺          |
| 30  | 彫刻   | 木造南明禅師座像                | 平成29年5月8日                                                                                            | 北条        | 長福寺          |
| 31  | 彫刻   | 木造南明禅師座像                | 平成29年5月8日                                                                                            | 北条        | 長福寺          |
| 32  | 工芸品  | 擇善堂の扁額                  | 昭和45年8月5日 歴史資料<br>平成24年11月13日 指定替                                                                    | 西条小学校     | 西条市          |
| 33  | 工芸品  | 脇差                      | 平成3年7月19日                                                                                            | 小松町新屋敷    | 個人           |
| 34  | 工芸品  | 周敷神社絵馬                  | 平成9年3月28日 歴史資料<br>平成24年11月13日 指定替                                                                    | 周布        | 周敷神社         |
| 35  | 工芸品  | 一柳直卿の扁額                 | 平成2年11月19日<br>平成9年3月14日 書跡<br>平成24年11月13日 指定替<br>平成27年5月8日 追加指定<br>平成28年5月16日 追加指定<br>令和5年6月27日 追加指定 | 市内各所      | 市内神社 (31件)   |
| 36  | 工芸品  | 一柳直卿石碑「三島神宮」            | 平成9年3月14日                                                                                            | 小松町新屋敷    | 三嶋神社         |
| 37  | 工芸品  | 三島神社社号石「三島神社」           | 平成28年5月16日                                                                                           | 丹原町関屋     | 三島神社         |
| 38  | 工芸品  | 括頭巾形兜                   | 平成30年4月18日                                                                                           | 中野        | 伊曾乃神社        |
| 39  | 工芸品  | 銀箔押象形兜                  | 平成30年4月18日                                                                                           | 中野        | 伊曾乃神社        |
| 40  | 工芸品  | 太刀                      | 令和4年8月9日                                                                                             | 小松温芳図書館   | 西条市          |
| 41  | 書跡   | 石鎚修験道に関する古文書            | 昭和51年3月10日                                                                                           | 洲之内       | 前神寺          |
| 42  | 書跡   | 西条藩八代藩主松平頼啓<br>筆「擇善堂」の軸 | 平成10年6月4日                                                                                            | 西条高校内道前会館 | 道前会          |
| 43  | 書跡   | 一柳直卿の書                  | 平成2年11月19日<br>平成9年3月14日<br>平成24年11月13日 一括指定<br>平成28年5月16日 追加指定<br>指定解除<br>令和5年6月27日 追加指定             | 市内各所      | 市内寺社<br>(4件) |

| No. | 種別      | 名称               | 指定年月日                                | 所在地        | 所有者等                              |
|-----|---------|------------------|--------------------------------------|------------|-----------------------------------|
| 44  | 書跡      | 篤山書              | 平成3年7月19日 筆跡(書跡)<br>平成24年11月13日 指定替  | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 45  | 典籍      | 七経孟子考文補遺         | 昭和45年8月5日                            | 中野         | 個人                                |
| 46  | 典籍      | 西條誌              | 平成9年1月14日                            | 西条市役所      | 西条市                               |
| 47  | 古文書     | 俊盛筆聖帝山来由記        | 昭和58年7月18日                           | 実報寺        | 実報寺                               |
| 48  | 古文書     | 血書三部経            | 昭和58年7月18日                           | 周布         | 長敬寺                               |
| 49  | 古文書     | 甲賀八幡神社祈請文        | 昭和58年7月18日                           | 上市         | 甲賀八幡神社                            |
| 50  | 古文書     | 久米庄屋古文書          | 平成2年11月19日                           | 東予郷土館      | 西条市                               |
| 51  | 古文書     | 松山藩壬生川浦番所記録      | 平成9年3月28日                            | 東予郷土館      | 西条市                               |
| 52  | 古文書     | 小松藩会所日記          | 昭和46年5月18日                           | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 53  | 古文書     | 小松邑志             | 昭和46年5月18日                           | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 54  | 古文書     | 高鴨神社神主家日次記録      | 昭和49年4月20日                           | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 55  | 古文書     | 妙口東庄屋文書          | 平成3年7月19日                            | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 56  | 古文書     | 河野系図             | 平成21年2月26日                           | 北条         | 長福寺                               |
| 57  | 古文書     | 小松藩大頭村庄屋佐伯家文書    | 平成29年5月8日                            | 東予郷土館      | 西条市                               |
| 58  | 考古資料    | 珠文鏡              | 平成9年3月28日                            | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 59  | 考古資料    | 内行花文鏡            | 昭和37年4月2日 工芸品<br>平成24年11月13日 指定替     | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 60  | 考古資料    | 乳文鏡              | 昭和49年9月4日 工芸品<br>平成24年11月13日 指定替     | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 61  | 考古資料    | 梶棒頭石器            | 昭和49年9月4日                            | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 62  | 考古資料    | 土笛               | 昭和49年9月4日                            | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 63  | 考古資料    | 須恵器埴             | 昭和49年9月4日                            | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 64  | 考古資料    | 須恵器提瓶            | 昭和49年9月4日                            | 小松温芳図書館    | 西条市                               |
| 65  | 考古資料    | 和同開珎             | 昭和51年7月5日                            | 小松町新屋敷     | 個人                                |
| 66  | 考古資料    | 有舌尖頭器とナイフ型石器     | 平成3年7月19日                            | 小松町明徳      | 個人                                |
| 67  | 歴史資料    | 幕府お触の西条藩高札       | 昭和56年10月8日                           | 下島山        | 飯積神社                              |
| 68  | 歴史資料    | 伊曾乃大社祭禮略図        | 平成16年10月19日                          | 中野         | 伊曾乃神社                             |
| 69  | 歴史資料    | 観念寺仏殿文化八年上梁棟札    | 平成9年3月28日 考古資料<br>平成24年11月13日 指定替    | 上市         | 観念寺                               |
| 70  | 歴史資料他   | 市立郷土博物館所蔵品       | 昭和39年8月11日 総合学習資料<br>平成24年11月13日 指定替 | 西条郷土博物館    | 西条市                               |
| 71  | 無形文化財   | 旧西条藩田宮流居合術保存会    | 昭和63年9月5日                            | 大町         | 旧西条藩田宮流居合術保存会                     |
| 72  | 有形民俗文化財 | ひまや              | 昭和39年8月11日                           | 西之川        | 個人                                |
| 73  | 有形民俗文化財 | 寺之下だんじり          | 平成9年10月9日                            | 氷見         | 寺之下自治会                            |
| 74  | 有形民俗文化財 | 紺屋町だんじり          | 平成9年10月9日                            | 大町         | 紺屋町自治会                            |
| 75  | 有形民俗文化財 | 古屋敷だんじり          | 平成9年10月9日                            | 神拝         | 古屋敷自治会                            |
| 76  | 有形民俗文化財 | 旧魚屋町だんじり         | 平成9年10月9日                            | SAIJO BASE | 本町三丁目自治会                          |
| 77  | 有形民俗文化財 | 辯財天だんじり          | 平成16年10月19日                          | 大町         | 駅二区北・駅二区南自治会                      |
| 78  | 有形民俗文化財 | 新町みこし(江戸後期～明治中期) | 平成5年9月28日 無形<br>平成9年10月9日 指定替        | SAIJO BASE | 江戸時代のみこしを守る会                      |
| 79  | 無形民俗文化財 | 西条まつりの屋台行事       | 平成5年月28日 無形<br>平成9年10月9日 指定替         | 西条市        | 石岡神社総代会<br>西条祭振興会<br>飯積神社太鼓台運営委員会 |
| 80  | 無形民俗文化財 | 壬生川盆踊りトンカカはん     | 昭和58年7月18日 無形<br>平成24年11月13日 指定替     | 石田         | 石田トンカカはん保存会                       |
| 81  | 無形民俗文化財 | 毛槍投げ奴(赤坂流)       | 昭和58年11月25日                          | 丹原町鞍瀬      | 磐根神社毛槍投げ奴保存会                      |
| 82  | 無形民俗文化財 | 殿中奴(松下流)         | 昭和58年11月25日                          | 丹原町田野上方    | 綾延神社殿中奴保存会                        |
| 83  | 無形民俗文化財 | 綾延神社の例祭行事と頭屋制度   | 平成12年10月24日                          | 丹原町田野上方    | 綾延神社                              |
| 84  | 史跡      | 西条藩陣屋跡           | 昭和39年8月11日                           | 明屋敷        | 愛媛県他                              |

| No. | 種別    | 名称               | 指定年月日                                | 所在地       | 所有者等      |
|-----|-------|------------------|--------------------------------------|-----------|-----------|
| 85  | 史跡    | 高尾城跡             | 昭和39年8月11日                           | 氷見        | 個人・氷見公益会  |
| 86  | 史跡    | 野々市原古戦場          | 昭和45年9月1日                            | 野々市       | 野々市自治会    |
| 87  | 史跡    | 八堂山遺跡            | 昭和49年7月20日                           | 福武        | 西条市・天皇自治会 |
| 88  | 史跡    | 大浜城跡             | 昭和49年7月20日                           | 大浜        | 大浜自治会     |
| 89  | 史跡    | 諏訪山古墳            | 昭和53年12月18日                          | 船屋        | 個人        |
| 90  | 史跡    | 椎の木古墳            | 昭和58年7月18日 古墳(史跡)<br>平成24年11月13日 指定替 | 福成寺       | 愛媛県       |
| 91  | 史跡    | 甲賀八幡の古墳群         | 昭和58年7月18日 古墳(史跡)<br>平成24年11月13日 指定替 | 上市        | 甲賀八幡神社    |
| 92  | 史跡    | 天神2号古墳           | 昭和58年7月18日 古墳(史跡)<br>平成24年11月13日 指定替 | 福成寺       | 個人        |
| 93  | 史跡    | 象ヶ森城址            | 昭和58年7月18日                           | 上市        | 観念寺他      |
| 94  | 史跡    | 劈巖透水路            | 昭和57年11月20日                          | 丹原町来見     | 来見居地区     |
| 95  | 史跡    | 石碑「道標」(4基)       | 平成2年6月28日                            | 丹原町千原外3ヶ所 | 国有(西条市)   |
| 96  | 史跡    | 兼久庵寺遺跡           | 平成16年4月30日                           | 丹原町高松     | 兼久地区      |
| 97  | 史跡    | 志川掘抜隧道           | 平成16年9月28日                           | 丹原町志川     | 志川地区      |
| 98  | 史跡    | 石碑金毘羅大門より22里「道標」 | 平成16年9月28日                           | 丹原町長野     | 国有(西条市)   |
| 99  | 史跡    | 石碑金毘羅大門より23里「道標」 | 平成16年9月28日                           | 丹原町臼坂     | 国有(西条市)   |
| 100 | 史跡    | 幻城跡              | 昭和46年11月16日                          | 小松町新屋敷    | 西条市他      |
| 101 | 史跡    | 剣山城跡             | 昭和46年11月16日                          | 小松町妙口     | 石土神社      |
| 102 | 史跡    | 獅子ヶ鼻城跡           | 昭和46年11月16日                          | 小松町大頭     | 天福寺       |
| 103 | 史跡    | 松尾城跡             | 昭和46年11月16日                          | 小松町安井     | 個人        |
| 104 | 史跡    | 石根第1号古墳          | 昭和46年11月16日                          | 小松町大頭     | 個人        |
| 105 | 史跡    | 石根第2号古墳          | 昭和46年11月16日                          | 小松町大頭     | 個人        |
| 106 | 史跡    | 石根第3号古墳          | 昭和46年11月16日                          | 小松町大頭     | 個人        |
| 107 | 史跡    | 石根第4号古墳          | 昭和46年11月16日                          | 小松町大頭     | 大頭土地改良区   |
| 108 | 史跡    | 石根第5号古墳          | 昭和46年11月16日                          | 小松町大頭     | 西条市       |
| 109 | 史跡    | 小松藩陣屋跡           | 昭和47年5月20日                           | 小松町新屋敷    | 西条市       |
| 110 | 史跡    | 矢野玄道先生来訪の地       | 昭和47年5月20日                           | 小松町南川     | 高鴨神社      |
| 111 | 史跡    | 小松藩主一柳家墓所        | 昭和47年6月20日                           | 小松町新屋敷    | 個人        |
| 112 | 史跡    | 愛媛近代女子教育発祥の地     | 昭和62年12月26日                          | 小松町新屋敷    | 西条市       |
| 113 | 史跡    | 小松川藤木遺跡          | 平成3年7月19日                            | 小松町新屋敷    | 国有(西条市)   |
| 114 | 史跡    | 大日裏山1号古墳         | 昭和40年10月3日                           | 小松町南川     | 個人        |
| 115 | 史跡    | 大日裏山2号古墳         | 昭和40年12月15日                          | 小松町南川     | 香園寺       |
| 116 | 天然記念物 | 市倉のカキノキ          | 昭和39年8月11日                           | 中野        | 個人        |
| 117 | 天然記念物 | 石岡神社社叢           | 昭和44年11月3日                           | 氷見        | 石岡神社      |
| 118 | 天然記念物 | 大喜多のイチョウ         | 昭和44年11月3日                           | 氷見        | 個人        |
| 119 | 天然記念物 | 大保木のイチョウ         | 昭和45年8月5日                            | 大保木       | 大保木自治会    |
| 120 | 天然記念物 | 旧大保木小学校のソメイヨシノ   | 昭和45年8月5日                            | 大保木       | 西条市       |
| 121 | 天然記念物 | 石鎚神社のヒノキ         | 昭和45年8月5日                            | 西田        | 石鎚神社      |
| 122 | 天然記念物 | 阿弥陀寺のノダフジ        | 昭和49年7月20日                           | 檜木        | 檜木自治会     |
| 123 | 天然記念物 | 中野のナンテン          | 昭和49年7月20日                           | 中野        | 個人        |
| 124 | 天然記念物 | 夜討ヶ窪の山榎          | 昭和58年7月18日                           | 河之内       | 個人        |
| 125 | 天然記念物 | 大慈庵のソテツ群         | 昭和58年7月18日                           | 高田        | 大慈庵       |
| 126 | 天然記念物 | 鷺の森神社のクスノキ       | 昭和58年7月18日                           | 壬生川       | 鷺の森神社     |
| 127 | 天然記念物 | 大元神社の大杉          | 昭和58年7月18日                           | 黒谷        | 大元神社      |
| 128 | 天然記念物 | 金性寺のクロマツ         | 平成2年11月19日                           | 北条        | 金性寺       |
| 129 | 天然記念物 | 宮内神社の社叢          | 平成2年11月19日                           | 宮之内       | 宮内神社      |
| 130 | 天然記念物 | 実報寺の一樹桜          | 平成2年11月19日                           | 実報寺       | 実報寺       |
| 131 | 天然記念物 | 黒谷のヒノキ一対         | 平成9年3月28日                            | 黒谷        | 大元神社      |
| 132 | 天然記念物 | 甲賀神社のコウヨウザン      | 平成9年3月28日                            | 上市        | 甲賀八幡神社    |
| 133 | 天然記念物 | 高知八幡神社のツツジ群      | 昭和62年10月1日                           | 丹原町高知     | 高知八幡神社    |
| 134 | 天然記念物 | 湯座八幡神社のクロガネモチ    | 昭和62年10月1日                           | 丹原町徳能     | 湯座八幡神社    |
| 135 | 天然記念物 | 専念寺のイチョウ         | 昭和57年11月20日                          | 丹原町徳能     | 専念寺       |
| 136 | 天然記念物 | 古田のシダレザクラ        | 平成4年5月19日                            | 丹原町古田     | 個人        |

| No. | 種別    | 名称            | 指定年月日       | 所在地       | 所有者等    |
|-----|-------|---------------|-------------|-----------|---------|
| 137 | 天然記念物 | 興隆寺のツバキ（熊谷）   | 平成2年6月28日   | 丹原町古田     | 興隆寺     |
| 138 | 天然記念物 | 興隆寺のコウヨウザン    | 昭和57年11月20日 | 丹原町古田     | 興隆寺     |
| 139 | 天然記念物 | 土居のクスノキ       | 昭和57年11月20日 | 丹原町北田野    | 土居地区    |
| 140 | 天然記念物 | 黒滝神社社叢        | 昭和57年11月20日 | 丹原町田滝     | 黒滝神社    |
| 141 | 天然記念物 | サクラ（陽春）       | 平成4年5月19日   | 丹原町来見     | 丹原土地改良区 |
| 142 | 天然記念物 | 臼坂のカゴノキ（コガノキ） | 昭和61年3月28日  | 丹原町臼坂     | 個人      |
| 143 | 天然記念物 | 磐根神社のイチヨウ     | 昭和61年3月28日  | 丹原町鞍瀬     | 磐根神社    |
| 144 | 天然記念物 | ツバキ（寿三郎紅散り）   | 平成15年1月31日  | 丹原町明河     | 個人      |
| 145 | 天然記念物 | 岩本標本          | 平成16年9月28日  | 丹原ふるさと歴史館 | 西条市     |
| 146 | 天然記念物 | 仏心寺のコウヨウザン    | 昭和45年12月15日 | 小松町新屋敷    | 仏心寺     |
| 147 | 天然記念物 | 仏心寺のツバキ（明石蓮）  | 昭和45年12月15日 | 小松町新屋敷    | 仏心寺     |
| 148 | 天然記念物 | 妙口東庄屋のツバキ（有楽） | 平成3年7月19日   | 小松町妙口     | 個人      |